

## 平成18年第4回志布志市議会定例会

### 目 次

第1号(12月4日)		頁
1.	議事日程	12
2.	出席議員氏名	14
3.	欠席議員氏名	14
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	14
5.	議会事務局職員出席者	14
6.	開 会・開 議	15
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	15
8.	日程第2 会期の決定	15
9.	日程第3 発議第16号 「さんふらわあ」志布志航路存続に関する決議について	15
10.	日程第4 報告	16
11.	日程第5 認定第1号 平成17年度松山町一般会計歳入歳出決算認定について	16
12.	日程第6 認定第2号 平成17年度松山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	22
13.	日程第7 認定第3号 平成17年度松山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	22
14.	日程第8 認定第4号 平成17年度松山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ いて	22
15.	日程第9 認定第5号 平成17年度松山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて	22
16.	日程第10 認定第5号 平成17年度松山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について	22
17.	日程第11 認定第7号 平成17年度志布志町一般会計歳入歳出決算認定について	28
18.	日程第12 認定第8号 平成17年度志布志町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認 定について	35
19.	日程第13 認定第9号 平成17年度志布志町と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定 について	35
20.	日程第14 認定第10号 平成17年度志布志町国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定に ついて	35
21.	日程第15 認定第11号 平成17年度志布志町老人保健特別会計歳入歳出決算認定に ついて	35
22.	日程第16 認定第12号 平成17年度志布志町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	

		認定について……………	35
23. 日程第17	認定第 13号	平成17年度志布志町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	35
24. 日程第18	認定第 14号	平成17年度志布志町水道事業会計歳入歳出決算認定について……………	35
25. 日程第19	認定第 15号	平成17年度有明町一般会計歳入歳出決算認定について……………	44
26. 日程第20	認定第 16号	平成17年度有明町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	51
27. 日程第21	認定第 17号	平成17年度有明町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について……………	51
28. 日程第22	認定第 18号	平成17年度有明町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	51
29. 日程第23	認定第 19号	平成17年度有明町水道管理特別会計歳入歳出決算認定について……………	51
30. 日程第24	認定第 20号	平成17年度有明町下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について……………	51
31. 日程第25	認定第 21号	平成17年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について……………	57
32. 日程第26	認定第 22号	平成17年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	69
33. 日程第27	認定第 23号	平成17年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について……………	69
34. 日程第28	認定第 24号	平成17年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	69
35. 日程第29	認定第 25号	平成17年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について……………	69
36. 日程第30	認定第 26号	平成17年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	69
37. 日程第31	認定第 27号	平成17年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について……………	69
38. 日程第32	認定第 28号	平成17年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	69
39. 日程第33	認定第 29号	平成17年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について……………	69
40. 日程第34	承認第 36号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について)	

		て) .....	80
41. 日程第35	議案第133号	損害賠償の額を定め、和解することについて.....	81
42. 日程第36	議案第134号	損害賠償の額を定め、和解することについて.....	81
43. 日程第37	議案第135号	損害賠償の額を定め、和解することについて.....	81
44. 日程第38	議案第136号	損害賠償の額を定め、和解することについて.....	81
45. 日程第39	議案第137号	損害賠償の額を定め、和解することについて.....	81
46. 日程第40	議案第138号	志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について.....	84
47. 日程第41	議案第139号	志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について.....	86
48. 日程第42	議案第140号	志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について...	86
49. 日程第43	議案第141号	志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について.....	87
50. 日程第44	議案第142号	城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について.....	88
51. 日程第45	議案第143号	志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について.....	88
52. 日程第46	議案第144号	コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について.....	88
53. 日程第47	議案第145号	志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について.....	89
54. 日程第48	議案第146号	志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について.....	89
55. 延 会		.....	110

## 第2号（12月5日）

1. 議事日程	.....	111
2. 出席議員氏名	.....	112
3. 欠席議員氏名	.....	112
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	.....	112
5. 議会事務局職員出席者	.....	112
6. 開 議	.....	113
7. 日程第1	会議録署名議員の指名.....	113
8. 日程第2	議案第147号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について.....	113
9. 日程第3	議案第148号 曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託について.....	118
10. 日程第4	議案第149号 字の区域変更について.....	120

11. 日程第 5	議案第150号	平成18年度志布志市一般会計補正予算（第 6 号）	121
12. 日程第 6	議案第151号	平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）	134
13. 日程第 7	議案第152号	平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第 2 号）	135
14. 日程第 8	発議第 17号	内之浦宇宙空間観測所の利用促進に関する意見書の提出に ついて	136
15. 散 会			138

### 第 3 号（12月11日）

1. 議事日程	139	
2. 出席議員氏名	140	
3. 欠席議員氏名	140	
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	140	
5. 議会事務局職員出席者	140	
6. 開 議	141	
7. 日程第 1	会議録署名議員の指名	141
8. 日程第 2	一般質問	141
	立平 利男	141
	迫田 正弘	148
	立山 静幸	163
	小野 広嗣	173
	鬼塚 弘文	198
9. 延 会	205	

### 第 4 号（12月12日）

1. 議事日程	206	
2. 出席議員氏名	207	
3. 欠席議員氏名	207	
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	207	
5. 議会事務局職員出席者	207	
6. 開 議	208	
7. 日程第 1	会議録署名議員の指名	208
8. 日程第 2	一般質問	208
	毛野 了	208
	岩根 賢二	214

丸山 一	221
小園 義行	231
八久保 壹	248
長岡 耕二	263
9. 延 会	273

### 第5号 (12月13日)

1. 議事日程	274
2. 出席議員氏名	275
3. 欠席議員氏名	275
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	275
5. 議会事務局職員出席者	275
6. 開 議	276
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	276
8. 日程第2 一般質問	276
金子 光博	276
宮城 義治	282
福重 彰史	294
鶴迫 京子	312
9. 延 会	328

### 第6号 (12月14日)

1. 議事日程	329
2. 出席議員氏名	330
3. 欠席議員氏名	330
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	330
5. 議会事務局職員出席者	330
6. 開 議	331
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	331
8. 日程第2 一般質問	331
東 宏二	331
下平 晴行	345
9. 日程第3 報告	355
10. 日程第4 議案第153号 志布志市伊崎田保育所条例を廃止する条例の制定について	355
11. 日程第5 議案第154号 伊崎田保育所の指定管理者の指定の期間の変更について	355

12. 日程第6	議案第155号	財産の無償譲渡について	355
13. 日程第7	議案第156号	財産の無償貸付けについて	355
14. 散会			363

## 第7号（12月22日）

1. 議事日程			364
2. 出席議員氏名			366
3. 欠席議員氏名			366
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名			366
5. 議会事務局職員出席者			366
6. 開議			367
7. 日程第1	会議録署名議員の指名		367
8. 日程第2	事件の訂正について（平成18年度志布志市一般会計補正予算（第6号））		367
9. 日程第3	議案第138号	志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	368
10. 日程第4	議案第139号	志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	369
11. 日程第5	議案第140号	志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	370
12. 日程第6	議案第141号	志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	371
13. 日程第7	議案第147号	鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について	372
14. 日程第8	議案第148号	曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託について	375
15. 日程第9	議案第149号	字の区域変更について	376
16. 日程第10	議案第150号	平成18年度志布志市一般会計補正予算（第6号）	377
17. 日程第11	議案第151号	平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	388
18. 日程第12	議案第152号	平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第2号）	389
19. 日程第13	議案第153号	志布志市伊崎田保育所条例を廃止する条例の制定について	391
20. 日程第14	議案第154号	伊崎田保育所の指定管理者の指定の期間の変更について	391
21. 日程第15	議案第155号	財産の無償譲渡について	391
22. 日程第16	議案第156号	財産の無償貸付けについて	391
23. 日程第17	陳情第22号	森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める決議（案）採択要請について	398

24.	日程第18	陳情第 23号	「違法伐採問題への対応強化を求める意見書」の採択要請 について……………	400
25.	日程第19	陳情第 24号	リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府 への意見書提出を求める陳情書……………	401
26.	日程第20	議案第157号	鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散について……………	402
27.	日程第21	議案第158号	鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に ついて……………	402
28.	日程第22	議案第159号	鹿児島県市町村消防補償等組合の解散について……………	402
29.	日程第23	議案第160号	鹿児島県市町村消防補償等組合の解散に伴う財産処分に ついて……………	402
30.	日程第24	議案第161号	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散につ いて……………	402
31.	日程第25	議案第162号	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴 う財産処分について……………	402
32.	日程第26	議案第163号	鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散につい て……………	402
33.	日程第27	議案第164号	鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う 財産処分について……………	402
34.	日程第28	議案第165号	鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散について……………	402
35.	日程第29	議案第166号	鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に ついて……………	402
36.	日程第30	議案第167号	鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体 の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合の共同処 理する事務の変更並びに鹿児島県市町村職員退職手当組合 規約の変更について……………	402
37.	日程第31	議案第168号	鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について……………	402
38.	日程第32	議員派遣の決定……………	405	
39.	日程第33	閉会中の継続審査申出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長)……………	406	
40.	日程第34	閉会中の継続調査申出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運 営委員長・陳情第13号志布志市の活性化対策についての調査特別委員 長)……………	406	
41.	追加日程第1	発議第18号	違法伐採問題への対応強化を求める意見書の提出につ いて……………	407

42. 追加日程第2 発議第19号 リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と 改善を求める意見書の提出について……………	408
43. 閉 会……………	410



平成18年第4回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	会 議 別	内 容
12月4日	月	本 会 議	開 会 会期の決定 議案上程
5日	火	本 会 議	議案上程
6日	水	休 会	
7日	木	休 会	
8日	金	休 会	
9日	土		
10日	日		
11日	月	本 会 議	一般質問
12日	火	本 会 議	一般質問
13日	水	本 会 議	一般質問
14日	木	本 会 議	一般質問 議案上程
15日	金	委 員 会	
16日	土		
17日	日		
18日	月	委 員 会	
19日	火	休 会	
20日	水	休 会	
21日	木	休 会	
22日	金	本 会 議	議案上程 閉 会

## 2. 付議事件

番号	事 件 名
発議第 7 号	志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
報告第 1 号	繰越明許費繰越計算書について
承認第 3 0 号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第 3 1 号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第 3 2 号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第 3 3 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 7 年度志布志市一般会計補正予算 (第 1 号))
承認第 3 4 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 7 年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号))
議案第 5 1 号	志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 2 号	志布志市国民保護協議会条例の制定について
議案第 5 3 号	志布志市安全・安心まちづくり条例の制定について
議案第 5 4 号	志布志市蓬の郷条例の制定について
議案第 5 5 号	志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の制定について
議案第 5 6 号	志布志市有明開田の里公園条例の制定について
議案第 5 7 号	志布志市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 8 号	志布志市伊崎田保育所条例の制定について
議案第 5 9 号	志布志市市民センター条例の制定について
議案第 6 0 号	志布志市老人福祉センター条例の制定について
議案第 6 1 号	志布志市老人憩の家条例の制定について
議案第 6 2 号	志布志市健康ふれあいプラザ条例の制定について
議案第 6 3 号	志布志市志布志シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 4 号	志布志市家畜指導センター条例の制定について
議案第 6 5 号	志布志市やっちくふるさと村条例の制定について
議案第 6 6 号	志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の制定について
議案第 6 7 号	志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の制定について
議案第 6 8 号	コミュニティセンター志布志市文化会館条例の制定について
議案第 6 9 号	志布志市青少年館条例の制定について
議案第 7 0 号	志布志市有明農業歴史資料館条例の制定について
議案第 7 1 号	志布志市環境基本条例の制定について
議案第 7 2 号	志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 3 号	志布志市と畜場事業積立基金条例を廃止する条例の制定について
議案第 7 4 号	志布志市食肉センター条例を廃止する条例の制定について
議案第 7 5 号	財産の無償譲渡について
議案第 7 6 号	志布志市過疎地域自立促進計画の策定について
議案第 7 7 号	土地改良事業の施行について
議案第 7 8 号	市道路線の廃止について

- 議案第 79 号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同約の変更について
- 議案第 80 号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 議案第 81 号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 議案第 82 号 曾於地区介護保険組合の共同処理する事務の変更及び曾於地区介護保険組合同約の変更について
- 議案第 83 号 平成 18 年度志布志市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 84 号 平成 18 年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 85 号 平成 18 年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 86 号 平成 18 年度志布志市と畜場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 87 号 志布志市環境審議会条例の制定について
- 同意第 12 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 陳情第 9 号 J R 九州に係る支援策の継続を求める意見書の提出について
- 陳情第 10 号 ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、B S E の万全な対策を求める陳情書
- 陳情第 11 号 「非核・平和宣言」の採択について
- 陳情第 12 号 出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書の提出について
- 陳情第 13 号 志布志市の活性化対策について
- 発議第 8 号 志布志港振興対策等調査特別委員会の設置について
- 発議第 9 号 農業・農村活性化対策等調査特別委員会の設置について
- 発議第 10 号 J R 九州に係る支援策等に関する意見書の提出について
- 発議第 11 号 ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、B S E の万全な対策を求める意見書の提出について
- 発議第 12 号 「非核・平和宣言」について
- 発議第 13 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について

## 平成18年第4回志布志市議会定例会（第1号）

期 日：平成18年12月4日（月曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 発議第 16号 「さんふらわあ」志布志航路存続に関する決議について
- 日程第4 報告
- 日程第5 認定第 1号 平成17年度松山町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第 2号 平成17年度松山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第 3号 平成17年度松山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第 4号 平成17年度松山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第 5号 平成17年度松山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 6号 平成17年度松山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 7号 平成17年度志布志町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 8号 平成17年度志布志町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 9号 平成17年度志布志町と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 10号 平成17年度志布志町国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 11号 平成17年度志布志町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 12号 平成17年度志布志町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 13号 平成17年度志布志町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 14号 平成17年度志布志町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 15号 平成17年度有明町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 16号 平成17年度有明町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第 17号 平成17年度有明町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第 18号 平成17年度有明町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第 19号 平成17年度有明町水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第 20号 平成17年度有明町下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第 21号 平成17年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第 22号 平成17年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第 23号 平成17年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第 24号 平成17年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第 25号 平成17年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第30 認定第 26号 平成17年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 認定第 27号 平成17年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 認定第 28号 平成17年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第33 認定第 29号 平成17年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第34 承認第 36号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第35 議案第 133号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第36 議案第 134号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第37 議案第 135号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第38 議案第 136号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第39 議案第 137号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第40 議案第 138号 志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定  
について
- 日程第41 議案第 139号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域  
産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議案第 140号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 議案第 141号 志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第44 議案第 142号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第 143号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第 144号 コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第 145号 志布志市やちちくふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第 146号 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第 147号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第50 議案第 148号 曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の  
事務の委託について
- 日程第51 議案第 149号 字の区域変更について
- 日程第52 議案第 150号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第53 議案第 151号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第54 議案第 152号 平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第55 発議第 17号 内之浦宇宙空間観測所の利用促進に関する意見書の提出について

**出席議員氏名 (33名)**

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

**欠席議員氏名 (0名)**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長 本 田 修 一	助 役 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 隈 元 勝 昭
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 稲 付 道 憲
福 祉 部 長 蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
建 設 部 長 井 手 南 海 男	松 山 支 所 長 吉 井 宏 徳
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	教 育 次 長 山 裾 幸 良
総 務 課 長 上 村 和 憲	情 報 管 理 課 長 中 水 博
行 政 改 革 推 進 課 長 外 山 文 弘	企 画 政 策 課 長 山 下 修 一
財 務 課 長 溝 口 猛	港 湾 商 工 課 長 小 辻 一 海
市 民 課 長 竹 之 内 宏 史	水 道 局 長 徳 田 俊 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗	

**議会議務局職員出席者**

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時00分 開会 開議

○議長（谷口松生君） ただいまから、平成18年第4回志布志市議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により本田孝志君と立山静幸君を指名します。

---

**日程第2 会期の決定**

○議長（谷口松生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月22日までの19日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月22日までの19日間に決定しました。

---

**日程第3 発議第16号 「さんふらわあ」志布志航路存続に関する決議について**

○議長（谷口松生君） 日程第3、発議第16号、「さんふらわあ」志布志航路存続に関する決議についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

○13番（立山静幸君） ただいま議題となりました発議第16号、「さんふらわあ」志布志航路存続に関する決議について、案文を朗読して説明に代えさせていただきます。

提出者、志布志市議会議員、立山静幸、賛成者、志布志市議会議員、岩根賢二、東宏二であります。

「さんふらわあ」志布志航路存続に関する決議（案）。

「さんふらわあ」志布志・大阪航路は、志布志と関西とを結ぶ海上輸送航路であり、志布志港における取扱貨物量の約5割を占めるなど、国内物流及び関西方面との人的交流の中心的役割を担ってきており、大隅地域をはじめとする南九州地域の地域経済の振興・発展に果たしてきた役割は、極めて大きなものがある。

株式会社ブルーハイウェイライン西日本が、来春以降の志布志港からの撤退を計画している旨を表明しており、本航路の果たしてきた役割等を考えると、本市にとって大きな打撃となるばかりでなく、南九州地域の産業・観光振興に与える影響は大きいものがある。

「さんふらわあ」志布志・大阪航路は、昭和52年の航路開設以来、この地域とともに歩んできた航路であり、地域住民にとっても「志布志港のシンボル」として親しまれてきたフェリーである。

志布志・大阪航路の撤退は、県はもとより南九州地域の産業界全体にもたらす影響は計り知れないものがあり、あらゆる手段を講じて、断固阻止しなければならない。

よって、本議会は、「さんふらわあ」志布志・大阪航路の存続を実現するため、関係団体並びに地域住民と一致結束し、存続に向けた活動に総意をもって取り組む。

以上、決議する。

平成18年12月4日、鹿児島県志布志市議会。

以上であります。

御賛同方、よろしくお願いいたします。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第16号、「さんふらわあ」志布志航路存続に関する決議については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、発議第16号は原案のとおり決定いたしました。



#### 日程第4 報告

**○議長（谷口松生君）** 日程第4、報告を申し上げます。

昨日まで受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

陳情第22号及び陳情第23号は、産業建設常任委員会に、陳情第24号及び陳情第25号は、文教厚生常任委員会に付託いたしました。

次に、各常任委員長から、閉会中における所管事務調査の結果報告書並びに監査委員からの監査報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にさせていただきたいと思っております。



#### 日程第5 認定第1号 平成17年度松山町一般会計歳入歳出決算認定について

**○議長（谷口松生君）** 日程第5、認定第1号、平成17年度松山町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件は、平成17年度旧3町一般会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○平成17年度旧3町一般会計決算審査特別委員長（丸崎幹男君）** 10月10日、平成17年度旧3町一般会計決算審査特別委員会を開会し、13日まで審査いたしました。

初めに、決算審査方針について打合せを行いましたので、その内容について申し上げます。



歳入の審査にあたって、町税の徴収がよくなされているか、補助金が確保されているか、町債が確保されているか、その他収入の確保の努力は十分であったか。歳出の審査にあたって、支出が適法・適正になされているか、不用額は妥当であるか、予算の充用が適正になされているか、予備費の流用は適正であるか、補助金の効果が上がっているか、財政運営の適否はどうか、仕事の出来高と出来具合はどうか等についての方針で審査に入りました。

それでは、認定第1号、平成17年度松山町一般会計歳入歳出決算認定について、委員会における審査の経過と結果について、主なものについて報告いたします。

まず、市民部環境政策課分について報告いたします。説明として、長期振興計画の基本目標である快適なうらおいのある地域社会づくりを推進するため、花と緑で豊かな景観づくりの推進等、そして不法投棄防止対策として、町内グリーン作戦を実施した等との説明がありました。

次に、主な質疑とそれに対する答弁について申し上げます。

合併処理浄化槽の基数は何基か。当期計画の基数は25基である。

単独浄化槽から合併浄化槽に移行した場合、10万円の補助があったのか。また、撤去基数を把握しているか。

松山町は、補助事業はなかった。その関係で撤去基数は把握していない。

質疑として、合併浄化槽の普及率は、9.2%である。

質疑として、69ページ、節19の不用額864万3,517円は、年度末に支払するものか。

答弁として、当初の計画25基で、9基実施した。残りの16件を新市に引継ぎをした。事業完了後、支払をするとありました。

次に、市民課分について申し上げます。

説明として、窓口業務の諸証明、転入・転出、出生・死亡届等取扱件数は、前年同期と比較して横ばい状態である。合併に伴う統合型戸籍システム構築に伴い、負担金として1,269万5,213円を支払っている。世帯数は前年度より20戸、人口は77人のそれぞれ減となっている。

国民年金事業費は、歳出全体で348万3,484円で、歳入として国庫負担金119万9,000円を受入れている。被保険者1,110人、うち免除者数は147人である。

次に、税務課分について申し上げます。

説明として、17年度における徴税収納額は2億2,339万4,637円、収納率92.84%で、前年度比1,455万1,052円減である。町民税が1,224万9,443円の減、固定資産税が256万1,500円の増、軽自動車税が30万3,900円の増、たばこ税が516万7,009円の減である。

17年度の滞納の対策として、滞納整理指導業務を委託し、滞納処分等の指導をしてもらい、徴収に努めた。徴収率は、町税全体で92.84%で、12月末で比較すると、0.79ポイント低下している。悪質な滞納者に対しては、財産の調査、預貯金、給与の差押えを実施した。

質疑に入り、滞納の収納関係の委託とは、また差押えは何件の実績か。

答弁として、委託については、滞納処分の指導をしてもらっている。給与差押え1件、不動産差押え1件である。

質疑として、貯蓄組合分の収納率は、各集落の貯蓄組合分は、収納率100%である。

質疑として、口座振替ほどの程度か。17年度においては、引き落としはしていない。平成18年度から実施している。

次に、福祉課分について報告いたします。

説明として、社会福祉総務費5,326万7,000円で、人件費の他、月額36万7,500円の福祉タクシー運行事業委託料、福祉活動専門員設置事業補助金、シルバー人材センターへの運営補助、ひとり親家庭医療助成金等である。老人福祉費3,269万7,529円で、生きがい対応型デイサービス事業、食の自立支援事業、曾於地区介護保険組合負担金、敬老年金等が主なものである。

老人福祉施設費では、老人福祉センター憩いの家の管理費2,019万5,520円の決算額となっており、修繕料、ボイラー煙突修理工事請負費が主なものであるとの説明がありました。

質疑として、身体障害者手帳の交付事業について、詳細に分類計上されているが、補助の関係でこのような計上か。

答弁として、通常の事務上、このような分類をしているので報告書に記載した。

質疑として、生活保護の申請が7件出されているが、その処理状況は。

答弁として、認定が3件、取下げが4件であった。

質疑として、老人保健計画及び介護保険事業計画の各町負担金の積算根拠は。

答弁として、負担金の総額は417万円で、均等割2割、人口割8割で積算している。

質疑として、社会福祉協議会の人件費は、運営補助に含まれているのか。また、給与についての基準は。

答弁として、専門職員3名、臨時職員3名分を含む。給与基準については、予算査定時に財務課と審議して決定した。

質疑として、福祉タクシーの運行方法とその効果は。

答弁として、役場から尾野見公民館の往復運行で、原則として週5日運行、医師会立病院は運行している。実績を毎月とっているが、効果は出ている。

次に、保健課分について申し上げます。

説明として、衛生総務費で2,834万3,057円の決算で、人件費のほか、曾於郡医師会夜間急病センター補助金は、収支差額分を補てんするということで、利用割で全体の12.4%、141万4,545円の支出をしている。

結核予防費で81万9,055円、母子衛生費191万1,424円、健康づくり推進費83万3,974円、保健指導費1,862万3,760円の決算となっている。

質疑として、食生活改善推進員連絡協議会の組織の内容は。

答弁として、指定されたカリキュラムを受講した方の中から、ボランティア活動をするという人を推進員として委嘱した方々の団体である。

質疑として、傷害保険料がこの科目で出しているが。

答弁として、松山については、それぞれの科目で出していた。民生委員においては、ボランティア保

険で対応している。

次に、教育委員会分について報告いたします。

説明として、奨学金貸付状況については、高校生18名、大学生30名、計48名で、936万円である。教育振興費の中で、小学校パソコン使用料100台分が主なものである。公民館費については、1,697万2,539円であり、防犯灯設置工事、新橋公民館内装工事と防水工事が主なものである。保健体育費は、社会体育施設費、委託料などが主なものである。

次に、質疑等について申し上げます。

質疑として、青少年育成費の500万円近い執行があるが、国内外研修についての成果はいかほどか。

答弁として、県外交流については、山形県松山町と交流事業を行った。参加者は12歳以上が5人、12歳以下が7人であった。国外研修については、カリフォルニア州トレシーで、小学5年生から高校生までの7人が参加した。事業研修も実施している。研修後の作文で、小学生については、特にすばらしい効果があった。

質疑として、奨学金の滞納状況は。

答弁として、滞納はない。

質疑として、パソコンの活用内容について説明されたい。

答弁として、中学校から小学校に2年かけて、全学級にパソコンを整備した。インターネットの利用、学校の教職員も学習し、授業に使っている。

次に、会計課分について申し上げます。

特に説明はございませんでした。

質疑として、印刷製本費の14万9,887円はどのような内容か。

答弁として、16年度決算書関係の経費であり、会計課で対応するものである。

次に、農業委員会分について申し上げます。

説明として、農業委員会費として2,140万4,864円で、農業委員14名の報酬及び職員の人件費、負担金等が主なものである。農地保有合理化促進事業は211万6,882円で、賃金54万1,500円は、あっせん活動、遊休農地の実態調査に伴うものであるとの説明がありました。

質疑として、遊休農地の調査で13.6haとあるが、松山町の農地面積ほどの程度か。また、遊休の状況は。

答弁として、1,460haであり、現在、カライモブームで、その農地が復旧する傾向にある。

質疑として、農業者年金の加入促進があるが、新規の加入者があったものか。17年度においては、加入者はなかった。

次に、議会事務局分について申し上げます。

説明として、雑入、その他の雑入の中に、曾於郡議長会から3万2,723円返戻金があった。議会費は6,670万639円で、議員報酬14名分、2,951万2,017円、職員の人件費が主なものである。

次に、監査委員事務局分について申し上げます。

説明として、合併に伴い、曾於郡監査委員協議会の解散に伴い、2,805円の返戻金があった。

質疑として、監査委員の出席数はどの程度か。

答弁として、24回の2人で、計48回である。

次に、産業振興部分について申し上げます。

説明として、農業総務費9,275万3,896円は、事務的経費が主なものである。農業振興費については、そ菜園芸関係及びかごしま園芸タウン産地育成事業が主たるものである。畜産業費1,423万3,529円については、肉用繁殖雌牛導入資金貸付事業、畜産環境施設整備事業等が主なものである。活動火山周辺地域防災農対策事業費4,334万6,401円は、事業実施に伴う負担金が4,315万4,000円である。災害復旧費については、ほとんどが新市になってからの執行であるとの説明がありました。

質疑に入り、負担金の支出が年度末に集中しているが。

答弁として、特に耕地関係については、県からの事業費確定が年度末に示される。また、町単についてはほとんど12月末で執行される。

質疑として、都市農村漁村交流活性化機構賛助会費の性格性、及びどこに支払をしたものか。

答弁として、九州ブロックの構造改善機構ふるさと村の関係の組織で、負担金を支出している。18年度も継続するものである。

質疑として、施設園芸高品質生産対策事業の中で、同一人物が何回も申請していることはないか。また、町単事業は個人への助成か。

答弁として、1回だけの利用で、個人への助成である。

質疑として、天地返しは表土に微生物が住めなくなっているから実施している状況と認識するが。

答弁として、普及センターとも検討した。農家の希望により行っている状況である。また、農薬の制限がある中で、今後についても天地返しの対応となっていくのではと考える。

質疑として、農業後継者育成費で農業高校後継者育成協議会に5万800円負担しているが、協議会に出席してアドバイス等をしたものか。また、その対象校は。

答弁として、鹿屋農業高校と末吉高校であり、会に出席して農業等についてアドバイスを行った。

次に、建設部分について申し上げます。

説明として、土木管理費3,008万7,751円の決算で、負担金・補助金が主なものである。道路維持費については、工事請負費10件分、2,592万4,500円が主なものである。道路新設改良費については、工事請負費7,601万5,000円が主なもので、4件分と1件分の前払金である。公園費委託料については、450万1,342円の決算で、城山公園の樹木整備と環境美化の業務委託である。住宅建設費は5,249万7,000円の工事請負費が主なもので、4戸建を1棟、1戸建を3棟建設している。

歳入で、その他の雑入で、土地開発公社の預金632万9,532円が繰入れされている。

次に、総務部分について申し上げます。

説明として、一般管理費1億3,166万3,302円は、三役・職員の人件費が主なものである。諸費は586万908円の決算で、行政事務連絡員報酬、委託料のマイクロバス運転業務ほか、協議会等への負担金である。合併準備費については4,296万5,122円で、主なものは、本庁舎別館建設事業費である。常備消防費は4,868万円で、全額消防組合への負担金である。非常備消防費は、費用弁償85名分の消防団員出動

手当等が主なものである。消防施設費は2,255万6,812円で、防火水槽新設工事5基が主なものである。電子計算費は2,964万9,527円の決算で、統合型電算システム負担金が主なもので、電算システム構築のために、志布志町に負担金として支出をしている。平成17年度業務として18システムを稼働している。統計調査費は、国勢調査等を中心とした253万3,639円が主なものである。

次に、企画部分について申し上げます。

説明として、財産管理費2,235万9,817円の決算で、需用費、役務費及び委託料の庁舎警備業務、嘱託登記等が主なものである。造林費は88万6,295円で、森林国営保険、町有林造林事業、下刈り等が主なものである。公債費については、3億2,476万5,933円である。

歳入の主なものは、地方交付税16億7,569万6,000円等である。歳入合計は、25億1,956万3,961円である。企画費1,174万6,173円の決算で、報償費87万6,375円は、関東、関西松山会の記念品及び閉庁式の記念品等が主であり、ほかに19節で合併協議会、大隅総合開発期成会等の負担金が主である。商工振興費1,440万9,838円は、商工会補助金426万4,944円、むらおこし実行委員会補助金1,009万円である。その中で、やっちく会補助800万円が主なものである。

次に、質疑に入り、定住促進団地整備費を当初予算に計上せず、補正予算対応であるが、その理由は。

答弁として、松山町土地開発公社で購入し、工事後、町に買い取ってもらうということであり、補正対応での取扱いとなった。

以上で質疑を終了し、討論に入り、賛成の立場で、旧3町の合併により、通常より短期間のため、前年に比べ、国庫支出金、県支出金、町債が大幅に減少しており、意見書のとおり、支出については執行残が大幅な増となっている。平成17年4月から12月までの予算の執行については、その目的に沿って実施され、新市への予算、支払事務の移行と、適正な事務処理がなされており、財政の管理についても概ね適正である。収入未済額が多い税、使用料、保険料等の徴収率向上に努力され、また委託契約書等の予定価格の決定にあたっては、適正な額を算出されることを要望し、認定に賛成するとありました。

以上で討論を終了し、採決に入り、採決の結果、認定第1号は賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数です。したがって、認定第1号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第6 認定第2号 平成17年度松山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第3号 平成17年度松山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第4号 平成17年度松山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第5号 平成17年度松山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第6号 平成17年度松山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第6、認定第2号から日程第10、認定第6号まで、以上5件の平成17年度松山町各特別会計歳入歳出決算認定についてを、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

いずれも平成17年度旧3町特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○平成17年度旧3町特別会計決算審査特別委員長（小野広嗣君） ただいま議題となりました認定第2号から認定第6号までの平成17年度松山町各特別会計歳入歳出決算認定に関する旧3町特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要とその結果について、御報告申し上げます。

委員会は、10月30日、31日、11月1日の3日間にわたり、各所管部・課長及び関係職員の出席を求め審査を行いました。

以下、日程に基づきまして、順次、御報告申し上げます。

まず、認定第2号、平成17年度松山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について、御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入総額が4億6,447万9,214円、歳出総額が4億5,323万7,837円で、差引額が1,124万1,377円である。

保険税の収納額は、1億5,051万187円で、徴収率は94.83%である。前年度比収納額で126万3,323円、徴収率で1.8ポイント減となっている。前年12月末との比較では、収納額で109万2,587円の増であるが、徴収率では0.38ポイントの減である。国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金は、いずれも前年度より減である。一般会計からの繰入金は5,206万2,678円、基金からの繰入れは100万円である。

歳出では、保険給付費が2億8,265万9,061円で、前年度比4,962万6,963円の減である。老人保健拠出金が1億760万7,534円、介護納付金が2,968万6,581円、共同事業拠出金が747万6,658円、いずれも前年度より減となっている。保健事業費は1,483万2,480円で、主なものは国保総合健康づくり支援事業分が579万1,326円、総合保健指導事業分が387万4,825円である。国民健康保険基金については、100万円を取崩し、預金利子の4万5,657円を積み立て、17年末現在高は6,164万6,785円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、収入未済の分の状況把握と今後の対応について質したところ、17年度分の滞納は63人で、一番大きい分が38万4,000円、少ない分が700円、10万円以上が11人である。17年度は16年度に比

べ徴収回数が少なかったので、今後、滞納を少なくするため、努力をしていきたいとの答弁でありました。

次に、10万円以下の少額を納められない方が多い中での実態把握、分析が大切である。5,000円、1万円といった具合に、段階的に納められていない人の分析を行ってきたのか質したところ、これまで納税相談等で対応はしてきたが、具体的な分析はしていないとの答弁でありました。

次に、徴収にあたっては、所管課だけで対応できるものではない。縦割行政では情報を共有できないので、全庁挙げて徴収のために連携がとれる体制を作り上げるべきではないか質したところ、少しでも滞納額が減るように知恵を出すとともに、滞納整理システムを駆使することにより、滞納者の実態が把握できるので、今後は庁内の連携も含め努力したいとの答弁でありました。

次に、高額療養費が増えているが、疾病の種類ではどういったものが増えているのか質したところ、循環器系や消化器系が増えている。また、高齢者は骨とか筋肉の疾病もあり、それらも増えているが、昨年は未熟児が1名あり、その分の療養費が大きく影響しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。

反対討論として、基本的には担当課の努力は理解している。しかし、滞納額10万円以下という少ない金額のところ、収入未済が発生していることから、国が法の改正を行い、補助金の45%を38.5%にしたことにより、その分、町の持ち出し、住民負担が大きくなったことは明らかである。また、国は補助率を削りながら、徴収率が悪ければ財政調整交付金をカットするというペナルティをかけて、二重に国民に苦しみを押しつけているのが実情である。このような国のやり方に対しては、基本的にとても認められないという立場から、認定には当たらないとの討論でありました。

ほかに討論はなく、認定第2号、平成17年度松山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、起立による採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号、平成17年度松山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について、御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入歳出の決算の状況は、歳入総額が2億7,621万7,060円、歳出総額が2億7,473万1,460円で、差引額は148万5,600円である。

歳入の主なものは、保険料が収入済額3,456万7,670円、国庫支出金が6,769万2,000円、支払基金交付金が8,668万円、県支出金が3,516万円、繰入金4,399万4,000円、繰越金812万2,275円である。

歳出の主なものは、事務的経費として、総務管理費が41万4,181円、保険給付費の介護サービス等諸費が2億5,602万736円、支援サービス等諸費が898万2,476円、その他諸費の国保連合会への審査支払手数料が35万1,500円、高額介護サービス等費が297万2,582円、特定入所者介護サービス等費が238万1,780円、財政安定化拠出金が31万5,250円、諸支出金の償還金が329万2,509円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、一般管理費の使用料及び賃借料の標準マスタ使用許諾料の内容について質したところ、国保中央会とのデータのやり取りを行う際の、そのデータのファイルレイアウト等の使用料であり、著作権と同様のものであるとの答弁でありました。

次に、成果説明書の要介護認定申請の状況と認定の状況の合計数が一致しない理由と250件の申請数のうち、認定されなかった数について併せて質したところ、申請から認定までに約一月かかることによるずれと、申請数は変更などを含めた数値であるため一致しない。認定されなかった数は9件であるとの答弁でありました。

次に、成果説明書の標準負担減額及び利用者負担減額、免除の状況の中身について質したところ、標準負担額の一般については、介護保険法が施行されたとき、低所得者に配慮した食費の負担軽減措置であり、その減額分と件数を表示している。特定標準負担額も法施行時に特養に入所していた方に対する経過措置としての食費の軽減措置分であり、利用者負担額特例については、旧措置者で法施行前の費用徴収額を上回る場合に減額措置した分であるとの答弁でありました。

次に、福祉用具と住宅改修費などの手続や周知の在り方について質したところ、本人又はケアマネージャーが申請できるが、申請書類が複雑なので現状ではほとんどの場合、ケアマネージャーが行っている。申請されたものに対しては、すべて認定されている。周知に関しては、申請時において、内容について必ず説明しているので問題はないと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第3号、平成17年度松山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号、平成17年度松山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、決算状況は、歳入総額が5億1,475万2,695円、歳出総額が5億906万7,597円で、差引額は568万5,098円である。受給対象者は、月平均962人で、前年度比45人の減である。

歳入の主なものは、支払基金交付金が2億8,691万182円である。国庫支出金1億4,827万8,558円、県支出金が3,342万7,000円、繰入金として一般会計から3,800万円を繰り入れている。諸収入のうち、第三者納付金が473万6,153円である。これは一人分で交通事故の分である。

歳出の医療費の内訳では、医療費総額が5億385万7,291円で、年間一人当たりの医療費は52万3,760円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、松山町の高齢化率は何%か質したところ、17年12月末現在で32.7%であるとの答弁でありました。

次に、保健の受給者が減少しているが、高齢化率が進んでいる中で、その主な原因はどこにあるのか質したところ、老人保健の受給対象者が75歳以上に引き上げられたことが主な原因であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第4号、平成17年度松山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号、平成17年度松山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入総額が4,352万7,731円、歳出総額が4,184万4,240円、差引額が168万3,491



円である。

歳入の主なものは、使用料及び手数料の下水道使用料の収入済額が935万3,530円で、収入未済額は現年度分が16万3,220円、過年度分が13万8,130円の30万1,350円である。一般会計からの繰入金3,293万3,921円、前年度からの繰越金が124万255円である。

歳出の主なものでは、下水道事業費の農業集落排水維持費の支出済額は、職員1名分の人件費を含め、891万319円である。公債費は、財務省及び公営企業金融公庫からの借入れに対する9月支払い分3,293万3,921円の支出である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、12月末時点での施設加入率が61.9%と厳しい状況の中、どのような努力がなされたのか質したところ、チラシ等での普及促進は図ったが、戸別にはお願いできなかったとの答弁でありました。

次に、事業所の加入率も低い、特に努力した点について質したところ、一般、事業所ともにチラシのみで普及を図り、全体的な戸別訪問はしていないとの答弁でありました。

次に、57事業所のうち、24の事業所が未加入であるが、どのような実態にあるのか質したところ、事業所もその多くは水洗化されていて、不便を感じておられず、工事費を出してまで農集につながるの負担が大きいと感じておられる方が多いのではないかと思われる。特に小規模店が主で、大きな事業所は加入されているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第5号、平成17年度松山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって、認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号、平成17年度松山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要と、その結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入総額は7,243万5,646円、歳出総額が5,861万3,137円、差引額は1,382万2,509円である。

歳入の主なものでは、収入済額として、給水負担金が18万3,750円、水道使用料が5,480万1,160円、繰入金は一般会計繰入金492万円、積立基金繰入金1,000万円で、合計1,492万円、繰越金が235万4,728円、給水受託事業収入が5万6,695円である。

歳出の主なものでは、収入済額として、水道総務費の賃金が204万8,850円、メーター検針委託料が115万2,760円、公営企業システム負担金が149万6,646円、水道維持費の需用費が光熱費や修繕料ほかで1,279万7,608円、役務費の水質検査手数料が92万9,160円、設計管理委託料が113万4,000円、工事請負費が1,215万9,000円、備品購入費の非常用発電機購入費が304万5,000円、納税組合への奨励金が77万2,200円、公債費が1,516万6,124円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、水質毎日検査委託料14万8,500円の内容について質したところ、残留塩素、濁り、臭気などを検査しており、場所については4箇所であるとの答弁でありました。

次に、備品購入費の非常用発電機は、これまでなかったのか。あるいは、古くなったものの買換えか。また、停電の場合、発電機でどれぐらいの給水が可能なのか質したところ、20年程度経過していたので買い換えた。すべてが発電機で行うのではなく、直接ポンプを設置している所もあるし、発電機で対応している所もある。停電してから復旧するまで、大抵の場合、非常用発電機で賄えるとの答弁でありました。

次に、水質検査の方法と報告義務について、どうなっているのか質したところ、試薬を使った簡易な方法で行っている。塩素の濃度が一定濃度を下回らないために、毎日検査をしてもらい、緊急を要する場合は、すぐ連絡をしてもらっている。塩素の場合は、蒸発散するので、季節によって違ったりもする。その指標とするためでもあり、月々まとめて報告させているとの答弁でありました。

次に、設計管理委託料113万4,000円の内容について質したところ、わらびの増圧ポンプ室改良工事、新橋地区配水池防水工事、松山の管網図委託料であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第6号、平成17年度松山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって、認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、平成17年度松山町各特別会計歳入歳出決算認定に関する旧3町特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要とその結果についての御報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから5件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから認定第2号に対する討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから認定第2号について採決します。

認定第2号に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありますか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議ありということですので、採決は起立によって行います。

お諮りします。

認定第2号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（谷口松生君）** 起立多数であります。

したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第3号に対する討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号について採決します。

認定第3号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第4号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号について採決します。

認定第4号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第5号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号について採決します。

認定第5号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第6号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号について採決します。

認定第6号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

—————○—————

## 日程第11 認定第7号 平成17年度志布志町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第11、認定第7号、平成17年度志布志町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件は、平成17年度旧3町一般会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○平成17年度旧3町一般会計決算審査特別委員長（丸崎幹男君） ただいま議題となりました認定第7号、平成17年度志布志町一般会計歳入歳出決算認定について、委員会における審査の経過と結果について、主なものについて報告いたします。

まず、市民部環境政策課分について報告いたします。

説明として、環境衛生費1,349万5,432円についての主なものは、環境パトロール及びごみ出し困難者対策事業委託料270万円と、曾於南部厚生事務組合負担金791万7,000円である。

清掃費の中で、塵芥処理費8,106万3,544円については、委託料5,167万9,482円及び曾於南部厚生事務組合負担金2,309万9,000円が主なものである。

し尿処理費5,280万3,830円の決算で、浄化槽設置事業補助金と曾於南部厚生事務組合負担金2,069万4,000円が主なものであるとの説明がありました。

質疑として、委託料のリサイクルセンター利用及び文書裁断業務委託料1,647万6,600円は、役場の文書裁断業務の費用か。

答弁として、各家庭から排出される資源ごみのリサイクルセンター利用の委託料が主である。

質疑として、ごみ出し困難者対策事業の対象者5名とあるが、事業の周知は十分であったか。また、安否確認を誰がするのか。

答弁として、民生委員会での説明、町広報紙で事業の趣旨のPRを行った。安否の確認は、事業の実施をしている環境パトロール員がしている。今後も民生委員会に趣旨を説明し、対象者が漏れないように事業推進をしていきたい。

質疑として、成果説明書に、今後は他の市町村からの持込みを規制することなど課題となっているとあるが、今後の取組について説明されたい。

答弁として、志布志町の港湾企業には、市外の人も多数勤務しており、その人たちが志布志町でごみを排出している人もいるようであり、今後、このようなことがないように企業等に協力要請していきたい。

質疑として、資源ごみ回収業務委託は、随意契約であると思うが、何社から見積りを取ったのか。また、1社であるとすれば、その理由は何か。

答弁として、1社であり、ごみの収集・運搬の委託料については、廃棄物処理法で業務を遂行するための必要経費で委託することになっている。ごみは毎日出るもので、ごみステーションでのスムーズな回収やパッカー車などの特殊な機材など、相当な経験が必要であり、1社との随意契約をしている。

次に、市民課分について申し上げます。

説明として、社会福祉総務費で、繰出金1億6,900万円は、国民健康保険特別会計繰出金1億6,200万

円、助産費支給事業700万円である。老人保健費で、繰出金1億1,000万円等が主なものであるとの説明がありました。

質疑として、119ページ、委託料5,000円は執行されていないが、予算措置をした理由は。

答弁として、住基カードの視覚障害者の点字加工をするものである。

次に、税務課分について申し上げます。

説明として、町税は18億6,018万1,713円であり、徴収状況は全体で85.97%の徴収率であり、前年同期で0.26ポイント低下している。徴収活動については、昼間・夜間の徴収に加え、新たに町税等嘱託徴収員を配置し、分納誓約者や新規滞納者への徴収を中心に取り組んだ。賦課徴収費中、報償費923万1,340円は、納税報償金867万1,520円。土地評価システム賃借料102万4,800円が主なものである。農林水産業費の地籍調査費524万1,875円は、図根点再設置及び保護委託料、土地情報総合システム借上料が主であるとの説明がありました。

質疑に入り、滞納繰越分の徴収率で、16年度より率が上がっている状況である。15年度も17年度の同等の徴収率となっているが、どのようなとらえ方をしているか。

答弁として、15年度8.05%については、固定資産税の大口の納入があったために徴収率が上がったものである。

質疑として、徴収員及び指導官の報酬はどの程度か。

答弁として、徴収員が月18万円、指導官が月14万円の報酬である。

次に、福祉課分について申し上げます。

説明として、社会事業費698万2,688円の決算額で、戦没者追悼式関係の経費のほか、社会福祉協議会が実施する福祉活動専門員設置事業への補助金が主である。知的障害者福祉費1億932万8,705円は、知的障害者居宅生活支援費事業は20名で、支援費897万330円、知的障害者指定施設支援費事業は、利用者44名で、支援費9,904万8,345円の決算である。身体障害者福祉費4,210万1,388円は、身体障害者が療養施設や授産施設に入所又は通所した場合の支援費が主である。食の自立支援事業については、12月末で利用者数140名、総配食数3万5,945食、2,153万円の委託料となっているとの説明がありました。

次に、質疑について申し上げます。

緊急通報システムの活用状況と設置件数の状況は。

答弁として、利用実績は1件もない。設置件数については、例年同じような動きである。

質疑として、利用者が少ないのは中継が多い、協力者に迷惑をかける等の理由があるのではないか。利用しやすい有効なシステムに替える考えはないのか。

答弁として、無事で利用がないのは良いことだが、利用者の意見を聞いて調査したい。問題があるとなれば、改善を今後していきたい。

質疑として、福祉ボランティアのまちづくり事業への取組状況は。

答弁として、ボランティア活動推進のために、社会福祉協議会が実施している各種研修会や講習会のほか、ボランティア推進大会等を実施している。

質疑として、食の自立支援事業については、委託費の財源だけで運営できたのか。自助努力もと思う

が、どのような状況か。

答弁として、経費削減を図り、低コストで高い効果を上げている状況である。

次に、保健課分について申し上げます。

説明として、予防費で2,581万2,790円の決算額で、予防接種や結核検診に係る経費のほか、はり灸補助金、乳幼児医療費助成金等が主である。老人保健費1億2,839万6,889円で、住民の健康増進のための健康診断、健康教育、相談、訪問指導、健康手帳の交付を実施したとの説明がありました。

質疑として、乳幼児医療費助成事業の手数料3,100円は何か。

答弁として、医療機関で証明手数料を支払った場合に助成するものである。

次に、教育委員会分について申し上げます。

説明として、教育費中、教育委員会費については、教育委員会定例会9回、臨時会3回及び委員による学校訪問等である。奨学金は78名で1,861万5,000円である。また、未返済者は29人である。小学校費、学校管理費については、森山小プール改修、安楽小屋根防水工事、香月小プール改修工事等である。中学校費については、出水中プール給水管布設替工事、家庭科教室改修工事等が主である。幼稚園費については、幼稚園就園に伴う保護者の経済的負担を軽くするために、私立幼稚園に109名、444万7,300円補助するものである。教育総務費の事務局費では、英語教育の充実を図るため、外国語指導助手の導入を図り、小・中学校172日の学習を行った。適正な就学指導を行い、保護者、学校、関係機関との連携に基づき、適正な就学が実現した。心身共に健全な児童・生徒を地域ぐるみで育てることを目的として、子ほめ条例による表彰を行った。社会教育事業については、生きがい大学5学級239名、家庭教育学級335名であった。生きがい大学では、今後についても魅力あるプログラムの検討が必要である。青少年研修事業では、語学研修のためのシアトル研修を実施し、研修を通して国際化時代にふさわしい自己の確立と自立心を学ぶことができた。また、岐阜市において、薩摩義士の偉業を学ばせた。研修後は、地域や学級のリーダーとして活動している。学校給食共同調理場費については、備品購入費でアスベストが使用されているガス回転釜があったので、12釜すべて取替えをした。

以上で説明を終わり、質疑に入りました。

質疑として、奨学金の滞納状況及び回収状況は。

答弁として、611万5,000円の滞納であり、旧志布志町は5年の償還、松山、有明については10年償還である。社会的に就職の状況は厳しく、返せない人もいる。保証人にもお願いをしている状況である。今後については、5年間は短く、遅れがちの人がいるので、10年に延ばすお願いもしている状況である。

質疑として、準要保護の認定の流れについて報告願いたい。

答弁として、保護者が学校に相談し、民生委員等の意見を聞き、教育委員会に申請することになる。

質疑として、九州地区小学校長研修に1名しか参加をしていないが、効果があるのか。複数名で行く方が効果があるのでは。

答弁として、本来ならば県費で行くべきであろうが、研修効果は機会あるごとに伝達することにより、研修効果を高めるようにしている。

質疑として、給食費の滞納状況及びその集金の方法等を報告されたい。

答弁として、志布志管内で200万円ほどある。すべて学校長の責任において集金をしてもらっている。機会あるごとに、校長会、教頭会で指導をしている。

質疑として、ALTの児童・生徒への指導について、効果があったということだが、どのような効果があったのか。

答弁として、学校の英語教師は、ほとんどが国内で勉強して経験等が十分でない。外国人との英会話に対する抵抗感が少なくなってきた。特に小学校において、日常の基本的な挨拶等は身につけている。国際理解も進んだと考える。

質疑として、生徒指導の充実の関係で、スクーリングサポート事業の効果は。

答弁として、平成15年、30人、平成16年、25人と、堅実な成果を上げている。

質疑として、図書館の利用が多くて、ソファにも座れないぐらい多いときもある。様々な事業を展開しているが、今後はどのようにして広めるのか。

答弁として、移動図書館等、一人でも多くの皆さんに利用してもらうためにも、いろいろな企画を考えていきたい。

次に、農業委員会分について申し上げます。

説明として、農業委員会費として、799万7,756円で、報酬645万7,588円、農業委員15名の報酬と委員会運営費が主なものである。

農地調整費は、81万3,696円の決算で、賃金は臨時職員の賃金、報償費15万8,000円は委員による農地の売買のあっせん、賃貸に伴う活動謝金である。

需用費の22万8,928円は、委員会だよりの印刷製本費が主なものである。

次に、質疑に入り、転用関係で山林への転用が大部分を占めていると書いてあるが、その状況について説明されたい。

答弁として、第4条、第5条申請後、現地調査を行い、その調査結果に基づいて、県へ進達し許可が出るもので、山林については畑等に復元できない箇所が多い。

質疑として、第3条の件数とあっせん数が少ないが、その理由は。

答弁として、値段等が合わず、取下げが多い状況である。

次に、会計課分について申し上げます。

説明として、町預金利子368万9,612円の歳入である。

歳出は、会計管理費40万9,282円で、需用費で印刷製本費33万8,835円が主なものであるとありました。

次に、議会事務局分について申し上げます。

説明として、雑入中に郡議長会解散による返戻金6万382円があった。議会費は1億922万5,082円で、議員報酬20名分、4,398万8,400円ほか人件費4名分が主であるとの説明でありました。

次に、監査委員事務局分について申し上げます。

説明として、雑入で郡監査委員協議会から返戻金7,586円があった。監査委員費932万2,052円で、主に報酬及び1名分の人件費である。

次に、質疑に入り、委員の出席日数は。

答弁として、1名が44回、あと1名が38回である。

次に、産業振興部分について申し上げます。

説明として、農業総務費は1億1,152万322円の決算であり、農林水産課の公用車購入、曾於地域公設地方卸売市場管理組合負担金等が主である。

農業振興費については、工事費として田之浦コミュニティセンター建設工事費及び30の協議会等への負担金補助5,909万3,143円等である。

畜産業費の940万2,903円は、報償費206万9,132円で、町・郡・県共進会の報償金であり、県共進会で上木愛次さんのたえこ号が農林水産大臣賞に輝いた。

ほかに工事請負費及び負担金・補助金が主なものである。

土地改良費については、曾於東部土地改良区の運営補助金、改良事業借入償還金負担金が主なものである。

農地費の2,891万7,653円については、農作物の安定化を図り、生産性の増大を図るもので、中山地区の工事請負費と三郎丸地区の委託料が主である。

林業用施設応急災害復旧事業については、林道陣岳線ほか、13路線の復旧を行い、車両通行の安全を図った。

林業用施設災害復旧費については、台風、集中豪雨等により発生した林業用施設7件を復旧し、林業経営に寄与した。

水産振興費については、放流事業及び鱧骨切り機購入事業補助金が主である。

漁港建設費7,523万1,029円は、夏井漁港中防波堤新設工事が主である。

以上の説明がありました。

質疑に入り、三郎丸の工事はどの部分か。

答弁として、安良神社がある260m分の事業費である。

質疑として、曾於公設市場の287万8,000円については、どのような負担割合か。

答弁として、志布志町59.39%の負担割合である。新市になって、志布志分が82.12%である。18年9月で終了するものである。

質疑として、ひらめ放流事業の売上げを含め、その成果について報告されたい。

答弁として、平成2年度より事業を実施している。漁協での取扱高が380万円ほどである。漁獲量、金額について、減少の傾向にあったが、平成15年度からは増加の傾向にある。

質疑として、放流事業を行っているが、課題の中に、適切な資源管理体制の整備を図るとある。山林等の育成も必要と考えるが、その対応は。

答弁として、山が川をはぐくむということであり、林務水産課で大隅半島一帯となって取組を行っている状況である。

次に、建設部分について申し上げます。

説明として、道路維持費の工事請負費、2,709万5,500円は、雇用促進対策事業が主である。

原材料費については、1,909万6,106円の決算で、生コン資材等が主である。



道路新設改良費の工事請負費 1 億9,848万1,000円は、弓場ヶ尾・曲瀬線外 2 路線の工事費である。また、公有財産購入費、補償費については、3 路線に係る歳出である。

砂防費、工事請負費の500万円は、県単急傾斜地崩壊対策事業大川内地区の工事請負費であるとの説明がありました。

質疑に入り、昭和・弓場ヶ尾線は、完成はいつ頃になるのか。

答弁として、平成20年度中に完成予定だが、繰越事業で平成21年度にずれ込むような状況である。

質疑として、町道の伐採等で建設業者とシルバー人材センターを比較して、どのような状況か。

答弁として、シルバー人材センターがかなり安くで委託できる。しかしながら、高い場所等については、作業ができない状況であるため、建設業者に委託するのが現状である。

次に、総務部分について申し上げます。

説明として、一般管理費で委託料5,144万3,275円は、公共施設管理委託である。

文書広報費633万7,579円の決算については、需用費及び委託料294万2,940円が主である。

交通安全推進費344万9,038円については、カーブミラー11基及び各協議会等への負担金補助である。

自治振興費は、行政事務運営助成金1,415万9,925円が主である。

常備消防費の 1 億3,162万7,000円は、大隅曾於地区消防組合負担金である。

非常備消防費3,752万1,558円の決算については、団員232名の報酬、旅費及び備品購入費、県市町村消防補償等組合負担金が主である。

歳入で、総務費負担金8,959万7,974円は、統合型電算システム、戸籍システム構築に係る負担金が主である。

情報管理費 2 億 8 万 3,692円の決算については、統合型電算、戸籍システム構築業務委託料が主であるとの説明でありました。

質疑に入り、一般管理費、委託料、公共施設管理委託料4,468万5,000円は、どこまでの範囲の委託か。

答弁として、運動公園、体育館、文化センター、文書管理事務、総合窓口の案内、電話交換、マイクロバスの運転であり、公共施設管理公社への委託である。

質疑として、消防関係で分団の消防器具・機材については、自動車を含めて多くの古いものがあると思う。古ければ、取扱いも難しい面もあると思うが、分団から要請等はあるものか。

答弁として、耐用年数がきても、整備をしながら使用している。厳しい財政の中で、古いものから予算をお願いをしている。団からの要望は、ポンプ車等に限らず、ほかの機材についても上がってくる状況であるが、監査を含め、点検で必要なものについては、財政にも要望を上げて購入を進めている。

質疑として、ふるさとづくり委員会事業補助金について、この取組状況について報告されたい。

答弁として、地域に活性化をとということで、11地区でふるさとづくり委員会を立ち上げ、その地区の事情に応じた活性化活動を行った。上限の補助金が50万円で、それぞれの地区で事業プランを上げていただいて、ボランティアでやるような活動、重機の借り上げ程度はやれるが、定住化促進を図っていくことについては、行政の支援をいただきたいという話もある。堆肥づくり、地球環境にやさしい有機農法等についても、地区の活性化ということで取り組まれている状況である。

次に、企画課分について申し上げます。

説明として、合併準備費 1 億1,400万2,275円については、本庁別館に係る設計、工事費の負担金である。

公債費については、5 億9,353万7,258円である。

企画費1,110万8,168円で、南曾於地区合併協議会負担金748万6,000円、大隅総合開発期成会負担金119万1,000円が主なものである。

志布志港湾整備事業については、新若浜地区において、マイナス14m岸壁、1バースの多目的国際ターミナルを平成20年度中の一部供用開始を目指して整備中である。

商工業振興対策事業380万円の補助事業では、会員相互の連帯が深まり、商工業者の総合的活性化が図られた。

観光費については、志布志みなとまつり補助金の1,500万円が主なものであるとの説明がありました。

質疑に入り、さんふらわあの利用促進について、どのような事業をしたのか。

答弁として、修学旅行等に20万円の補助を行い、国内定期航路を利用した貨客の確保に努力をした。また、利用促進協議会で、利用について協議を行ってきた。

質疑として、商店街活性化対策の補助事業で、公平な補助金支出であったものか。

答弁として、商店街の空き店舗等を有効活用して、魅力ある店舗づくりを進める事業に対して、5件に対して補助をしたものである。

質疑として、財産管理費、工事請負費500万円で、予算額と執行額は同額だが、説明されたい。

答弁として、入札の結果、493万5,000円であり、その後、設計変更に伴い、500万円の同額となったものである。

以上で質疑を終了し、討論に入り、賛成の立場で、旧3町の合併により、通常より短期間のため、前年度に比べ、国庫支出金、県支出金、町債が大幅に減少しており、意見書のとおり、支出については執行残が大幅な増となっている。

平成17年4月から12月までの予算の執行については、その目的に沿って実施され、新市への予算、支払事務の移行等、適正な事務処理がなされており、財政の管理についてもおおむね適正である。

収入未済額が多い税、使用料、保育料等の徴収率向上に努力され、また委託契約書等の予定価格の決定にあたっては、適正な額を算出されることを要望し、認定に賛成するとありました。

以上で討論を終了し、採決に入り、採決の結果、認定第7号は賛成多数で、認定すべきものとして決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。

認定第7号に対する委員長の報告は認定とするものです。本件は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数です。したがって、認定第7号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第12 認定第8号 平成17年度志布志町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第9号 平成17年度志布志町と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第10号 平成17年度志布志町国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第11号 平成17年度志布志町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第12号 平成17年度志布志町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第13号 平成17年度志布志町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第14号 平成17年度志布志町水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第12、認定第8号から日程第18、認定第14号まで、以上7件の平成17年度志布志町各特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

いずれも平成17年度旧3町特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○平成17年度旧3町特別会計決算審査特別委員長（小野広嗣君） ただいま議題となりました認定第8号から認定第14号までの、平成17年度志布志町各特別会計歳入歳出決算認定に関する、旧3町特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要とその結果について、御報告申し上げます。

委員会は、10月30日、31日、11月1日の3日間にわたり、各所管部・課長及び関係職員の出席を求め審査をいたしました。

以下、順次、御報告申し上げます。

まず、認定第8号、平成17年度志布志町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入歳出の決算の状況は、歳入総額は14億3,987万7,421円、歳出総額は13億8,893万2,152円で、差引額は5,094万5,269円である。

保険税の収納状況は、17年12月末で収入済額が4億2,587万4,954円で、徴収率は61.96%である。また、基金の総額は、12月31日現在で1,423万460円である。

17年度においては、基金を3,064万4,000円取り崩し決算できたが、単年度収支としては3,064万7,324円の赤字であり、国・県等の交付金、補助金の削減・縮小により、国保財政を取り巻く状況はますます厳しい状況にある。

歳入の主なものは、国庫支出金が4億7,322万7,000円、療養給付交付金が1億9,988万1,000円、共同事業交付金が1,756万1,927円、繰入金のうち保険基盤安定繰入金が1億2,000万円、国民健康保険基金繰入金が1億64万4,000円である。

歳出の主なものは、総務費が1,879万6,548円、保険給付費が9億4,451万749円、老人保健拠出金が2億9,190万3,940円、介護納付金が8,662万4,082円、共同事業拠出金が2,497万3,288円、保険事業費が1,314万5,686円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、収入未済額が現年度分で1億700万円ほどあるが、これまで志布志町では、職業別、年齢別、所得別など、階層別に滞納者の分析を行っていた。それはできているのか質したところ、志布志町では階層別に分析していたが、今回は年度途中ということもあり、分析にまで至っていないとの答弁でありました。

次に、滞納世帯は何世帯か。また、その中で分納されている世帯は何世帯か質したところ、滞納世帯は695世帯であり、分納は440世帯であるとの答弁でありました。

次に、695の滞納世帯の滞納額の内訳はどうなっているのか質したところ、現年・過年度分を含めたもので、100万円以上が9世帯、50万円以上が41世帯、10万円以上が260世帯であるとの答弁でありました。

次に、納めていない250世帯の実態をつかむことが大事である。滞納者や滞納額が突出して多い中で、今の体制で徴収がうまくいくと考えているのか質したところ、支所は申告時期には本庁からの応援体制を組み対応している。明年2月には、滞納整理システムも稼働の予定であり、滞納の状況の分析もできるので、今後の体制についてはそれらを見極めてから検討したいとの答弁でありました。

次に、保険証の短期保険証と資格証明書はどれくらい発行されているのか質したところ、短期保険証の交付は440件、資格証明書が4件であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。

はじめに、反対討論があり、担当課として一生懸命徴収努力をし、対応していることは理解する。しかし、10万円以下の滞納者が多いことから、住民の苦しい生活の実態は明らかである。一般会計からの繰入れなども検討し、低所得者層への対応も図るべきである。また、国は、法改正を行うたびに国の負担率を下げ、自治体・住民に負担を強いてきており、そういったやり方に対しては、自治体としても国に対して大いに反対の声を上げるべきである。それらのことがなされていない現状での決算では認定にあたらぬので、不認定としたいとの討論でありました。

続いて、賛成討論があり、基本的には賛成の立場であるが、特に志布志町分の滞納額が突出しているため、今後の徴収対策も含め、国保財政の健全化に向けてのしっかりとした取組を期待し、賛成としたいとの討論でありました。

以上で討論を終結し、認定第8号、平成17年度志布志町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、起立による採決の結果、賛成多数をもって、認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号、平成17年度志布志町と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経

過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入が1億2,195万9,807円、歳出が8,634万7,854円である。

歳入の主なものでは、公営企業収入として1億36万9,140円。内訳は、と畜場使用料が5,433万6,000円、冷蔵庫使用料が1,453万3,140円、部分肉処理施設使用料が3,150万円である。繰越金が67万5,932円、諸収入が雑入の2,091万3,986円で、その主なものは志布志畜産の電気使用量である。

歳出の主なものでは、総務費の一般管理費が922万1,207円で、その主なものとして、需用費が24万5,575円、役務費が66万8,578円、委託料が257万9,855円で、食肉センター管理委託料が主である。公課費の561万円は、消費税の支出である。事業費の需用費2,163万7,780円は、光熱水費が主である。公債費では償還金元金が5,227万8,198円、償還金利子が321万669円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、豚の処理頭数が10.1%の減になっているが、その主な原因は何か質したところ、と畜頭数の減少の主な原因は、大口の出荷者が飼料会社との付き合いの関係で、他のと畜場へ一部出荷されたもので、その分の減少であるとの答弁でありました。

ほかに質疑はなく、以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第9号、平成17年度志布志町と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって、認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号、平成17年度志布志町国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入の主なものでは、公営企業収入の事業収入の収入済額は、2億8,029万8,546円で、内訳は国民宿舎事業収入が2億5,701万7,095円、遊園地事業収入が2,328万1,451円である。増収の主なものは、婚礼とそれに伴う婚礼品の売上げである。繰入金では、国民宿舎等積立基金繰入金の収入済額が4,301万円で、これは国民宿舎運営事業費である。前年度繰越金の収入済額は343万5,665円である。

歳出では、管理費が構成費のその大半を占めている。主な支出としては、国民宿舎管理委託料の支出済額が2億3,113万4,696円、遊園地遊具施設賃借料が966万6,783円、工事請負費がダグリ公園プール関係の改修工事外で869万9,200円、備品購入費がノンフロン小型冷蔵庫28台分で89万2,500円、国民宿舎等積立基金への積立金が313万5,560円、公債費ではボルベリア建設に伴う償還金の元金及び利子の支出済額が5,136万6,837円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、公営企業の運営が厳しい状況にあることが資料でも見てとれるが、今後の償還の見込みと基金の状況について質したところ、償還については5,000万円から6,000万円を見込めば対応できるものとして計画している。婚礼の収入が増えているので、さらに力を入れていきたい。基金については厳しい状況にあるが、売上げの繰越金が514万円あるので、基金に繰入れ対応したいとの答弁でありました。

次に、宿泊、宴会に関する営業努力について質したところ、宿泊実績については、台風や自然災害等

の影響によりキャンセルされることもあるが、忘年会や新年会、夏場の宿泊など、集客力を増すために、従業員一丸となって取り組んでいる。また、観光協会、大阪の旅行業者に出向き、PRに努めた結果、利用者が増えているので、今後も積極的にPRに努めたいとの答弁でありました。

次に、遊園地の利用者の増を図るための努力状況と、谷口製作所とは今後の運営を含め、どのような協議がなされているのか質したところ、現在の子供たちはテレビゲームやパソコン等の影響もあり、家から外に出ない傾向にある。乗り物等への集客が厳しくなっており、連休や夏休みなどに、保護者は有料で子供は無料のチケットを配布したり、水道、電気料などの実費については、谷口製作所に負担してもらおうようにした。遊具についても、谷口製作所側ではあまり使われないものは閉じ、人気のあるもののPRに努め、節約を図りたい意向であるとの答弁でありました。

次に、園地事業を展開する中で、気を付けなければならないのは、施設の老朽化により、危険度が高くなることであるが、チェック機能は大丈夫か質したところ、谷口製作所では運転前には毎日点検している。また、新聞等でも遊園地での事故の記事が掲載されることもあり、万が一の事故が発生しないように、その記事を伝えたりして、安全面に心がけていただけるようお願いしているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第10号、平成17年度志布志町国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって、認定すべきものと決しました。

次に、認定第11号、平成17年度志布志町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、老人保健については平成14年10月1日制度改正により、受給対象年齢が75歳に引き上げられ、平成16年度では若干減少となったものの、高い医療費となっている。17年度はこれらを踏まえて、老人医療の安定運営を確保するため、老人医療費適正化推進事業を導入し、レセプト点検の効果的・効率的な点検を実施するため、パート職員を雇用し、個人ごとにレセプトを並び替え、資格確認等を行い、国保連合会へ委託している点検事業等を円滑に行うことができた。

決算状況は、歳入総額が16億2,026万4,301円、歳出総額が16億1,604万5,536円で、差引額は421万8,765円である。医療費総額は、16億694万3,661円で、前年度と比較して、6億2,680万9,150円の減である。老人受給者は、月平均3,106人となっており、年間一人当たりの医療費は51万7,367円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、レセプト点検を行うことにより、医療費の高騰を防いだり、重複受診の発見が可能であると思うが、実態はどうだったのか質したところ、レセプト点検を国保連合会、支払基金の方へ委託しているので、その中で四つの病院をまたがった方、15日以上病院に行かれた方、頻繁に行かれている方をピックアップして、訪問指導を行った。医療費適正化事業を16年度から導入しているので、その分析結果が出ており、主に精神分裂症、脳梗塞、高血圧による疾患、腎不全の四つの症例が多くなっていることが把握できたので、その後、専門による訪問指導を行っているとの答弁でありました。

次に、レセプト点検を通して、医療機関による重複請求、不正請求はどれくらい見つかったのか質し

たところ、過誤調整、重複請求、不正請求が出ており、その都度点検して、こちらの方でわかった場合は、係の方から联合会、医療機関の方へ差し戻している。過誤調整による返戻レセプト枚数が304枚、再審査における返戻等のレセプト枚数が1,804枚であるとの答弁でありました。

次に、医療機関との協議の中で、重複受診について歯止めがかけられる部分もあるのではないか。胸襟を開いて、お互いに語り合えないものか質したところ、国保運営協議会を年3回予定しており、3名の医師の方も委員なので、その中でもお話ししたい。また、これまでの国保運営協議会の中でも保健事業の説明の中で、頻回、重複、多受診の過去の取組と成果については説明しているの、一応の認識はしていただいているものと思うとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第11号、平成17年度志布志町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって、認定すべきものと決しました。

次に、認定第12号、平成17年度志布志町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入総額は230万7,385円、歳出総額は222万6,570円である。

歳入の主なものは、一般会計からの繰入金収入の収入済額が225万6,730円、前年度からの繰越金が5万655円である。

歳出では、旅費が9,840円、公債費は例年償還している元金及び利息分で、支出済額は221万6,730円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、公共下水道のこれまでの経過と今後の予定について質したところ、いつまでも休止状態のまま放置しておくわけにはいかないので、意向調査を行った上で、今後の進め方については協議していきたい。これまでの取組の流れについては、平成10年に公共下水道の都市計画決定をしている。480 haの1万2,000人で、用途地域指定区域の中の港湾地域を除く、区域プラス周辺集落である。それに基づき、同年10月と11月に下水道法の認可と都市計画法の一時認可ということで、63 haの2,600人で事業認可を取得した。そして、特別会計を設置し、10年、11年には認可に基づき、1億2,000万円の委託等の執行を行っている。その後、議会等からも財政上の問題を指摘され、見直し等も含め再検討し、国・県とも協議し、休止状態に入った。そのことに関する住民説明会も行い、現在に至っているとの答弁でありました。

次に、当時の委託関係に伴う1億2,000万円の事業執行の内容について質したところ、事業スタートに向け、都市計画決定は済んでいるので、処理場等の決定作業、認可区域における管路等の業務委託、地質調査の経費がその主なものであるとの答弁でありました。

次に、意向調査を行う場合、過去の財政上の問題や個人負担の問題等、アンケートの中身については、十分に説明責任を果たせるよう、精査した上で行うべきではないか質したところ、県も公共下水道については住民のやる気と考え方が大事であるとしており、十分に説明をし、財政上の問題を知らせてから意向調査は行いたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第12号、平成17年度志布志町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって、認定すべきものと決しました。

次に、認定第13号、平成17年度志布志町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入歳出の決算の状況は、歳入総額が10億174万9,949円、歳出総額が9億7,096万6,380円で、差引額は3,078万3,569円である。

歳入の主なものは、保険料が収入済額1億3,296万4,862円で、徴収率が62.29%である。このうち、現年度収入済額は、1億3,260万31円で、徴収率が63.98%である。滞納繰越分は、収入済額が36万4,831円で、徴収率が5.87%である。徴収率を前年度と比較すると、収入済額で2,038万9,387円、10.7ポイント減少しているが、一部特別徴収分者の賦課徴収時期が年の後半に増加したことによるものである。ただし、特徴分は年度末までに完納となる。そのほか、国庫支出金が2億6,258万8,000円、支払基金交付金が3億1,598万円、県支出金が1億1,980万8,000円、一般会計繰入金が1億4,159万9,000円、繰越金が2,866万8,480円である。

歳出の主なものでは、総務費の一般管理費が127万847円、保険給付費が9億5,666万214円、財政安定化基金拠出金が128万3,562円、諸支出金の償還金及び還付加算金が428万5,091円、繰出金が1,558万円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、介護認定を受けていても、介護サービスを受けてない人の数と、高齢者の中で認定を受けてない人の割合について質したところ、第1号被保険者、第2号被保険者の65歳以上が5,271名、認定者は909名で、認定率は17.2%である。認定者909名のうち、居宅サービスを受けた方が617名、施設サービス者は186名で、認定は受けたがサービスを受けてない人は106名であるとの答弁でありました。

次に、介護保険料を滞納するとペナルティを課せられ、不利益を受けることになることを滞納者には十分に周知しているのか。また、滞納者は何名いるのか質したところ、滞納者の徴収時には、滞納があると給付が受けられないペナルティがあるという説明をしている。そのほか、未納者には、未納のお知らせを送付しており、その中にもペナルティがあることを明記している。滞納者は、15年度、16年度で31人、滞納額は41万9,959円である。

次に、滞納者の実態としては、低所得や生活が苦しくて払えないのか、または、介護給付を受ける必要性を認めずに払わないのか。その分析はしているのか質したところ、介護保険は65歳以上で、年金が年額18万円以上の人から天引きする特別徴収と、そうでない人から徴収する普通徴収とがあり、滞納者は普通徴収であり、実態については生活が苦しく払えない人が多かったように感じている。また、今年の10月からは普通徴収者の中でも年額18万円以上の遺族年金、障害年金受給者からも特別徴収で徴収ができるようになったので、いくらかは滞納が減ると思うとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第13号、平成17年度志布志町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しまし



た。

次に、認定第14号、平成17年度志布志町水道事業会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、水道事業の決算は、収益的収入及び支出の収入では、事業収益として2億6,882万2,821円の収益である。支出では、事業収益に要する事業費用として、総額で2億3,841万9,394円を支出している。

資本的収入及び支出では、収入で955万5,453円となっている。支出では2億585万5,601円のうち、建設改良費が1億8,448万4,625円、企業債償還金2,137万976円である。また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,630万148円は、損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんした。

水道事業損益計算書では、営業収益が2億1,241万4,389円、営業費用が1億7,103万7,486円、営業収益から営業費用を差し引いた4,137万6,903円が営業利益である。

当年度の純利益2,184万1,517円と、前年度繰越利益剰余金12万8,609円の合計額2,197万126円が、17年度における未処分利益剰余金である。

水道事業貸借対照表では、資産の部で有形固定資産が22億591万179円、流動資産で現金、預金、未収金、メーターの貯蔵品などで3億9,371万3,033円、資産合計は25億9,978万3,812円である。

負債の部では、固定負債が2,645万5,430円、流動負債が186万8,651円で、負債合計が2,832万4,081円である。

資本の部の資本金合計が、13億8,596万9,372円、資本剰余金合計が8億3,844万2,446円、利益剰余金合計が3億4,704万7,913円、資本合計が25億7,145万9,731円で、負債資本合計が25億9,978万3,812円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、水道事業剰余金の2,197万126円が減債積立金として処分してあるが、これには何か特別な理由があったのか質したところ、従来はそれぞれ建設改良なり、利益なりで処分してきたが、合併を控えており、3カ町集めての起債償還になる関係上、一括して法的な処分を行ったもので、特別な理由はないとの答弁でありました。

次に、剰余金の処分については、法定基準があると思うが、その基準を超えているのではないかと質したところ、法定処分の基準内である。減債については、起債の借入額は上回れない。起債の償還額まで積み立てることが可能である。積立額の20分の1を下回らない範囲で積み立てなさいと規定してあるとの答弁でありました。

次に、水道事業報告書の中で、経営状況については、前年度と比較できないとあるが、大まかにはどのような状況にあるのか質したところ、旧町分については、合併に伴う9カ月実績のため、比較はしがたいとしているが、旧志布志町内においては、給水件数、給水戸数については、わずかだが伸びているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第14号、平成17年度志布志町水道事業

会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって、認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、平成17年度志布志町各特別会計歳入歳出決算認定に関する旧3町特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要とその結果についての御報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから7件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから認定第8号に対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから認定第8号について採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。

認定第8号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（谷口松生君）** 起立多数です。

したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第9号に対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから認定第9号について採決します。

認定第9号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第10号に対する討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから認定第10号について採決します。

認定第10号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、認定第10号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第11号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第11号について採決します。

認定第11号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第11号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第12号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第12号について採決します。

認定第12号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第12号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第13号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第13号について採決します。

認定第13号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第13号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第14号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第14号について採決します。

認定第14号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第14号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

1時10分から再開いたします。

○  
午前11時55分 休憩

午後1時10分 再開  
○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○  
**日程第19 認定第15号 平成17年度有明町一般会計歳入歳出決算認定について**

○議長（谷口松生君） 日程第19、認定第15号、平成17年度有明町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件は、平成17年度旧3町一般会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○平成17年度旧3町一般会計決算審査特別委員長（丸崎幹男君） ただいま議題となりました認定第15号、平成17年度有明町一般会計歳入歳出決算認定について、委員会における審査の経過と結果について、主なものについて報告いたします。

はじめに、市民部環境政策課分について報告いたします。

説明として、環境衛生費については、委託料3,415万410円で、ごみを中心とした委託料が主である。

生活排水処理費3,044万5,780円の決算額は、合併処理浄化槽設置整備事業が主なもので、5人槽が69基、6から7人槽が5基、8から10人槽が3基であると説明がありました。

次に、主な質疑とそれに対する答弁について申し上げます。

質疑として、環境パトロール事業、また河川のパトロールは実施しているのか。

答弁として、シルバー人材センターの事業で実施していた。環境パトロールは、道路での不法投棄等のパトロールで、河川は実施していない。

質疑として、河川流域には養鰻場が多くあるが、排水処理は基準値内であるのか。

答弁として、県でも排出基準が規定されていないため、今後、県とも協力しながら、業者に適切な排水がなされるよう指導していきたい。

質疑として、有明町は単独浄化槽から合併浄化槽に移行した場合、撤去費として10万円の補助金があったが、その効果は。

答弁として、単独浄化槽撤去は23基の実績があり、効果があったと考える。新市でも継続して実施をしていく。

質疑として、転入世帯について、28品目の分別をどのように指導しているのか。

答弁として、市民課窓口で転入処理をした後、環境政策課に来ていただき、ごみ分別の手引きと収集日程カレンダーで詳しく説明を行っている。

質疑として、河川・海岸のごみ処理についてどのように考えているか。海岸地区では、年4回清掃を実施している。また、ボランティアで300日ほど清掃活動をしている人もいる。海岸のパトロールも実施すべきではないか。

答弁として、おじゃったもんせクリーン作戦等で海岸清掃を市民の方をお願いをしている。ボランティアで清掃活動をしていただく人には、市でゴミ袋を提供している。今後については、ボランティア活動の輪が広がるように、市民の皆さんに協力要請をしていきたい。海岸のパトロールについては、今後検討を重ねていきたい。

次に、市民課分について申し上げます。

説明として、歳入として、戸籍住民基本台帳手数料445万5,300円、国民健康保険医療助成費負担金481万9,000円、社会福祉費委託金として、国民年金事務費225万6,000円、国民健康保険医療助成費負担金3,353万9,000円が主な収入済みである。

歳出として、社会福祉総務費繰出金として1億917万6,619円を国保会計へ支出している。老人福祉費繰出金として、老保会計へ9,500万円支出している。

質疑として、国民年金費の職員手当等で時間外勤務手当のみ計上してあるが、説明をされたい。

答弁として、国からの事務費の関係で、このような組み方をするものである。

次に、税務課分について申し上げます。

説明として、町税8億4,742万5,054円で、徴収状況は全体で90.29%、前年12月末と比較すると、12.21ポイント増加している。徴収活動については、昼間・夜間の臨戸徴収を課内全員で取り組み、分納誓約者や新規滞納者への徴収を中心に行った。

歳出で、合併準備費241万1,500円の決算であり、税務情報の統合作業を進めた。税務総務費の路線価付設事業委託料については、561万7,500円の決算で、通山、伊崎田、吉村、宇都鼻、山重地区、約3,000筆の宅地等の評価を行ったとの説明でございました。

質疑として、歳入の徴税費委託金454万1,701円については、県民税収納の何%の割合になるのか。

答弁として、市・県民税の中で県民税の収納額に対して7%の割合である。

質疑として、路線価付設事業委託については、路線価は国・県があるが、町で実施するものか。

答弁として、路線価は通常、国税庁が公表する相続税路線価と市町村固定資産税の評価に用いる路線価に区分されており、用途、目的等、まったく異なるものである。

引き続き、福祉部福祉課分について申し上げます。

説明として、社会福祉総務費2億8,507万6,050円の決算額で、人件費のほか、社会福祉協議会等への運営補助や福祉活動専門員設置に要する経費及び扶助費1億887万9,513円で、重度心身障害者医療費助成事業など、医療費助成や施設訓練などに対する支援費となっている。

老人福祉費は、2億9,213万1,598円で、主なものは報償費で80歳以上の節目の方、190人への敬老年金支給や、186人の方々への記念品支給に要する経費369万4,600円及び委託料のうち、食の自立支援事業では、利用者数150人、4万4,538食の配食数である。

生きがい対応型ディサービス事業については、社会的孤立感の解消、要介護状態にならないための予

防推進を図る事業で、延べ利用人員は12月まで1,047名で、小松の里に委託し、284万4,000円の支出である。

負担金補助及び交付金は、曾於南部厚生事務組合への負担金890万5,000円、シルバー人材センターへの補助金1,500万円が主な経費である。

児童措置費は、4,264万342円の決算額で、主なものは、小学校3学年終了前の児童を養育している方に支給されるもので、7,029人に対して支給した。

次に、保健課分について申し上げます。

説明として、老人福祉費で1億1,000万円、介護保険特別会計へ繰り出しをしている。

保健衛生費の主なものは、職員14名の人件費及び負担金補助の曾於郡医師会夜間急病センター負担金である。

予防費774万452円の決算額は、報償費136万1,085円で、予防接種に要する医師、看護師などの謝金及び委託料443万2,680円が主なものであり、インフルエンザ予防接種については、61.5%の接種率で、前年度より3.9ポイント上昇している。

老人保健費は2,567万820円で、基本健康診査委託料を中心とした委託料が主なものである。

母子保健費は、母子保健事業に要する経費で、委託料、扶助費等が主なものであると説明がありました。

次に、質疑について申し上げます。

ピンピン元気塾の参加人員と、その成果は。

答弁として、参加者は153名で、各青少年館7箇所を実施し、効果としては、握力、柔軟性、歩行速度、片足立ちで改善が見られた。また、主観的には、体力、食欲、睡眠が良好になったと評価があった。

質疑として、インフルエンザ予防接種の内容とその状況は。

対象者は65歳以上の住民で、60歳から64歳までは国が定めた方となっている。2,129人のうち、12月まで支払ったのが1,590人となっている。

次に、教育委員会分について申し上げます。

説明として、教育振興費は、4,615万2,888円の決算額で、貸付金で育英資金貸付金3,155万4,000円、95人、その中で新規で37名の貸付けである。年々利用者が増加傾向にあることから、選考方法や財源の確保等について努力する必要がある。

小学校費については、7校で696名の児童数である。原田小学校木造校舎改築工事を行った。

中学校費については、3校で393名の生徒数であり、宇都中学校倉庫、トイレの設置工事等及び有明中学校校長住宅の改築を行った。

教育振興費で、就学援助費対象者は36名である。幼稚園については、定員の35名である。

社会教育費の公民館費は、2,733万9,409円の決算額で、主には工事請負費959万7,000円で、各青少年館駐車場簡易舗装工事等及び校区分館活動に対する補助金である。また、むら再生促進事業については、各地域、各団体で事業の取組がなされた。

青少年対策費については、子供会安全会への負担金及び町子供会育成協議会、町青年団、田舎暮らし

通学学舎が主な内容である。

農業歴史資料館費は、管理運営委託料が主なものである。

保健体育総務費は、509万5,844円の決算であり、主なものは、町体育協会補助金200万円、県体育大会等出場激励費、伊崎田相撲実行委員会の補助金である。

質疑として、町体育協会補助金200万円の内容は。

答弁として、体育協会を通して、均等割、人数割等を勘案して、各競技団体に補助するものである。

質疑として、給食費の収納状況等について説明されたい。

答弁として、小学校3,450円、中学校4,000円、幼稚園3,656円の給食費であり、滞納額は過年度分で158万円である。

質疑として、田舎暮らし通学学舎について、どのような事業をしたのか。

答弁として、農業体験館で昭和30年代の暮らしが宿泊体験できる。町内の各学校に希望をとり、1週間宿泊し、公民館の協力をもらい、学校に通学する。異年齢間の交流が図られ、年2回、実施している。

続きまして、農業委員会分について申し上げます。

説明として、農業委員会費2,839万6,341円の決算額は、農業委員15名の報酬及び職員の人件費が主なものである。

農地流動事業費については、賃金と報償費の委員による農地のあっせん活動謝金である。

農業者年金業務委託事業費61万2,066円については、委員による農業者年金への加入推進謝金で、4名の加入があり、その関係の支出が主なものであると説明がありました。

質疑に入り、遊休農地の状況は。

答弁として、有明町で平成16年度末で63 haほどある。山間地の条件の悪い場所が多い状況である。

質疑として、遊休農地については、市外の方には斡旋していないのか。

答弁として、不在農地が問題であるが、基本的にはその町の方を優先させる。

続きまして、会計課分について申し上げます。

説明として、会計管理費161万1,540円の決算額は、賃金60万9,050円、役務費で68万7,981円が主なものである。

続きまして、議会事務局分について申し上げます。

説明として、雑入で曾於郡議長会解散に伴う返戻金4万7,916円があった。

議会費については、職員の人件費、議員18名の報酬が主なものである。

質疑として、市町村議会議員公務災害補償は、19節で出ているが。

答弁として、松山、志布志については、共済費で支出している。

次に、監査委員事務局分について申し上げます。

説明として、雑入で、曾於郡監査委員協議会解散に伴い、5,291円の返戻金があった。

監査委員費は、929万9,558円で、主なものは職員1名の人件費、旅費、需用費等である。

質疑として、委員の報酬及び出会数について説明されたい。

答弁として、識見7万400円、議選6万3,100円であり、出会数は73回と63回である。

質疑として、県町村監査委員協議会への金額の根拠は。

答弁として、平等割 2 万 8,000 円と、人口割一人 2 円 25 銭であり、計 5 万 5,000 円の負担金である。

次に、産業振興部分について申し上げます。

説明として、農業振興費、園芸振興費、茶業振興費の不用額については、12 月までに完了できなかったもので、農業振興貸付金以外は合併後、新市に引き継いだものである。

畜産業費として、畜産品評会等の記念品、高齢者畜産奨励金で 447 万 1,573 円、負担金として 83 万 5,500 円、補助金として 8 事業に対し 2,032 万 2,000 円を支出した。

農地費 1 億 8,081 万 394 円の決算については、人件費のほか農道 3 路線に係る委託料、工事請負費が主なものである。

土地改良事業推進費は、主に曾於南部土地改良区への負担金 1,245 万 9,649 円が主なものである。

林業振興費の主なものは、松くい虫特別防除事業の委託料等である。

林業振興施設費については、県単森林ふれあい林道事業の工事請負費が主なものであると説明がありました。

質疑として、パドック牛舎は 17 戸の建設があり、土着菌の活用があるようだが、その効果等について説明されたい。

答弁として、現状においては、土着菌活用については特に指導はしていない。今後、先進地事例等を勉強しながら考えていく。

質疑として、農業公社事業に 1,400 万円ほどの負担金があるが、その事業の内容等について報告されたい。

答弁として、農地保有合理化事業、農作業受委託の中で無人ヘリを購入し、水稻の一斉防除を行っている。研修事業でイチゴの研修生を受け入れている。

質疑として、高齢者畜産奨励金で、高齢者の肉用牛生産に対する意欲が保たれている状況であるが、今後、この意欲を継続するために、どのような方策を考えているか。

答弁として、70 歳以上の方への奨励金であり、今まで松山町については 3,000 円であったが、5,000 円に調整をした。後継者等の支援をするために、再生事業も平成 18 年度に計画している状況である。

質疑として、地産地消推進協議会へ 100 万 4,000 円の補助金があるが、その目的、内容について報告されたい。

答弁として、地元産の農畜産物を中心にした、みそづくり等加工品の販売促進、また給食に地元の米の利用ということで、外部米と地元米の差額の補助等である。

次に、建設部分について申し上げます。

説明として、住宅管理費の主なものは、住宅の修繕料、地域活性化住宅借上料等である。

農村環境整備費については、農村環境改善対策事業 8 地区、生コン支給 2 地区、維持管理で街路灯や農道の砕石散布及び町道等の伐採等が主なものである。

道路維持費 1 億 3,364 万 4,952 円の決算額については、報償費で町道等道路清掃作業報償金 1,685 万 2,300 円、委託料、工事請負費が主なものである。



道路新設改良費については、工事請負費とそれに係る用地費、補償費が主なものである。

砂防費の主なものは、工事請負費及び委託料である。

災害復旧費200万2,939円は、災害が少なく、1件の工事請負費が主なものであると説明がありました。

質疑として、住宅使用料で12月までの滞納額は。

答弁として、公営住宅分で過年度分まで入れて234万円ほどである。

質疑として、地域活性化住宅の内容について説明されたい。

答弁として、伊崎田、蓬原、原田地区に建設されており、それぞれのオーナーに住宅借上料を支払うものであり、維持管理費についてはオーナーがするものである。

次に、総務部分について申し上げます。

説明として、総務費、一般管理費は、2億1,755万941円の決算で、特別職、職員20名分の人件費及び庁舎の管理経費等が主なものである。

委託料で予備費から40万円を充用しているが、弁護士委託料105万円の関係で、福岡資源化協同組合から有明町を被告として提訴された損害賠償請求事件であり、鹿児島地方裁判所から鹿屋支部に変更になり、不足を来すため充用したものである。

文書広報費は、支出総額1,418万9,215円であり、主に広報「ありあけ」の発行、文書作成機器等の保守管理委託料、現行法規等の追録代等である。

諸費の補助金で、小組合集会施設整備215万9,000円は、集会施設の整備をしようとする小組合に対し、3集落に補助したものである。

ありがとう有明町記念事業実行委員会300万円は、閉庁式典関係について、実行委員会を設置し、記念切手の発行や式典等に執行した。

常備消防費については、大隅曾於地区消防組合負担金である。

非常備消防費の主なものは、団員の報酬、訓練及び出動手当、防災行政無線戸別受信機142万8,000円の購入、また県市町村消防補償等組合負担金301万500円等である。

消防施設費については、耐震性貯水槽新設工事4基が主なものである。

電算情報管理費は、8,329万6,820円の決算で、主に統合型電算システム負担金であり、志布志町へ電算システム開発導入のための負担金として支払いをしていると説明がありました。

質疑として、防災行政無線戸別受信機を40台購入し、今後も年次的に整備を図っていききたいとあるが、どのような対応をするのか。

答弁として、今年度40台購入したが、各消防分団に8台ずつ、ほかに新しくできた集落に8台設置した。海岸地区や消防団員への優先的な設置等と、開局したFM志布志の関係を含め、今後、十分検討していきたい。

質疑として、非常備消防費の中で、組織率の向上に努めていききたいとあるが、どういうことか。

答弁として、消防団員の確保と災害発生時の避難等については、自主防災組織の体制づくりが重要になるが、有明地区の組織率が61.54%であるので、その組織づくりに理解を求め、さらなる推進を図りたい。さらには、県が養成している地域防災推進員が志布志市に8名いらっしゃるの、その方々の活

動の場と養成に努めたい。

質疑として、自治会の集会施設の整備促進を図りたいとあるが、施設の未整備はどのくらいあるのか。

答弁として、有明では、76の集会施設が整備されているが、市全体では40.2%の整備率である。今後自治会の活性化のために整備促進を図っていきたい。

次に、企画部分について申し上げます。

説明として、歳入で地方交付税23億3,972万6,000円、地方譲与税1億1,507万8,000円等が主なものである。また、雑入では、本庁舎別館建設事業の負担金1億5,411万1,573円が主なものである。

企画費の主なものは、小型風力発電施設工事費372万7,500円、南曾於地区合併協議会負担金647万3,000円等が主なものである。

合併準備費は、本庁舎別館建築工事に係る工事負担金1億4,910万円が主なものである。

歳入で、蓬の郷使用料で2,776万1,300円を受け入れている。

歳出で、地域づくり事業費は、蓬の郷管理委託料及び工事請負費、ふるさとまつり有明実行委員会補助金500万円が主なものであると説明がありました。

質疑として、民宿村の関係で5件の計画であったが、現在1件建設されている状況である。残りの区画の早期実現に向けて努力したいとあるが、今後の取組は。

平成18年10月に1件決定したところである。残された区画については、最大限の努力をしていきたい。

質疑として、チャレンジデーについて、2回ほど行われているが、18年の5月についても市民参加率60数%の結果は出たが、効果があるのか。また、今後も継続する考えか。

答弁として、今回は取組が遅かったために、市民に内容が徹底しなかったようだ。軽スポーツを中心に鹿屋体育大学の協力を得ながら実施している。今後については、アンケートの結果を見て検討してまいりたい。

質疑として、小型風力発電について説明されたい。

答弁として、開田の里に設置してある風力発電による時計である。

質疑として、地域づくり事業費、蓬の郷の関係でその他の特定財源の内訳について説明されたい。

答弁として、4,071万6,200円については、入浴使用料であり、総収入1億8,779万6,088円の中に入っているとありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、賛成の立場で、旧3町の合併により、通常より短期間のため、前年度に比べ国庫支出金、県支出金、町債が大幅に減少しており、意見書のとおり支出については執行残が大幅な増となっている。平成17年4月から12月までの予算の執行については、その目的に沿って実施され、新市への予算、支払事務の移行等、適正な事務処理がなされており、財政の管理についてもおおむね適正である。収入未済額が多い税、使用料、保育料等の徴収率向上に努力され、また委託契約等の予定価格の決定にあたっては、適正な額を算出されることを要望し、認定に賛成するとありました。

以上で討論を終了し、採決に入り、採決の結果、認定第15号は、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。

認定第15号に対する委員長の報告は、認定であります。本件は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立多数です。したがって、認定第15号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。



日程第20 認定第16号 平成17年度有明町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第17号 平成17年度有明町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 認定第18号 平成17年度有明町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第23 認定第19号 平成17年度有明町水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第24 認定第20号 平成17年度有明町下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第20、認定第16号から日程第24、認定第20号まで、以上5件の平成17年度有明町各特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

いずれも平成17年度旧3町特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○平成17年度旧3町特別会計決算審査特別委員長（小野広嗣君） ただいま議題となりました認定第16号から認定第20号までの、平成17年度有明町各特別会計歳入歳出決算認定に関する旧3町特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

委員会は、10月30日、31日、11月1日の3日間にわたり、各所管部・課長及び関係職員の出席を求め審査をいたしました。

以下、日程に基づきまして、順次、御報告申し上げます。

まず、認定第16号、平成17年度有明町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入歳出の決算の状況は、歳入総額が10億290万1,840円、歳出総額が9億2,835万642円で、差引額が7,455万1,198円である。保険税の収納状況は、17年12月末で収入済額が2億9,772万2,229円で、徴収率は70.38%である。

歳入の主なものは、国庫支出金が3億1,408万6,000円、療養交付金が1億883万6,000円、共同事業交

付金が1,230万7,985円、繰入金のうち、保険基盤安定繰入金が7,671万円、財政安定化支援事業繰入金  
が2,585万6,000円である。

歳出の主なものは、総務費が542万8,507円、保険給付費が5億7,353万2,699円、老人保健拠出金が2  
億3,419万1,653円、介護納付金が6,342万477円、共同事業拠出金が1,552万8,040円、保健事業費が984  
万6,916円、国民健康保険基金積立金が2,601万3,109円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、収入未済が多いのは、16年度の税率改正がその主な要因と考えてよいのか質したと  
ころ、15年度の現年の徴収率が96.5%、16年度の現年の徴収率が96.31%で、0.19ポイントの減であっ  
た。当初は大きく落ち込むことを予想していたが、思ったより落ち込まず、税率改正による影響は少な  
かったと思うとの答弁でありました。

次に、住民の側からすれば、合併の論議がされている中での税率改正については、不満が募るものと  
思われるが、この17年度の決算を見て、やはりその影響はなかったと判断しているのか質したところ、  
有明町については、10年間据え置いてきた経緯があり、止むに止まれず税率改正したものであるとの答  
弁でありました。

次に、合併により、3町がそれぞれ基金を持ち寄った中で、有明町の最終的な17年末の基金高はいく  
らだったのか質したところ、有明町は17年最終が5,709万24円であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。

反対討論として、これまでの当局の努力は理解する。しかし、合併を前に税率の引上げを行い、その  
影響はあまりなかったということだが、住民の窮状は、志布志、松山と同じ状態であると思う。国の負  
担を強いるやり方に対して声を上げていかないと、住民にとっては大変なことになる。そのような立場  
から、とても認定にはあたらないとの討論でありました。

ほかには討論はなく、認定第16号、平成17年度有明町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
きましては、起立による採決の結果、賛成多数をもって、認定すべきものと決しました。

次に、認定第17号、平成17年度有明町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の  
概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、決算状況は歳入総額が10億7,552万4,011円、歳出総額が10億4,130万130円で、  
差引額は3,422万3,881円である。

歳入の主なものは、支払交付金が医療費交付金と審査支払手数料交付金合わせて5億5,004万4,130円  
である。国庫支出金の医療費補助金が3億655万6,712円、県支出金の医療費補助金が6,928万5,000円、  
一般会計からの繰入金が9,500万円、前年度繰越金が5,301万268円である。

歳出の主なものは、総務費の一般管理費の委託料が232万9,616円、医療諸費の中の医療給付費の扶助  
費が9億7,108万8,076円、諸支出金の償還金が760万1,146円、16年度実績に伴う一般会計への繰出金が  
4,323万1,898円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、旧有明町内には医療機関はどれくらいあるのか質したところ、12の医療機関がある

との答弁でありました。

次に、12の医療機関の方々と定期的に懇談する機会を設け、地域医療を守るためにも、重複受診の関係にも対応していただけるようお願いしながら、医療費の適正化を図るべきではないかと質したところ、今後は医療費の適正化に向け、いろいろな機会をつくりながら対応していきたいとの答弁でありました。

次に、老人医療費は、一月平均で1.2%の減であるが、一人当たりでは3.2%の増となっている。重複受診への対応も含め、医療費の高騰化を防ぐ手だてはないのか質したところ、医療費適正化事業により、医療費については10%程度の減が図られた。レセプト点検を行いながら、必要な方々への訪問指導を行い、対応している現状であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第17号、平成17年度有明町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきまして、採決の結果、賛成多数をもって、認定すべきものと決しました。

次に、認定第18号、平成17年度有明町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入歳出の決算の状況は、歳入総額が6億9,177万5,726円、歳出総額が6億5,347万373円で、差引額は3,830万5,353円である。

歳入の主なものは、保険料が収入済額8,665万1,390円で徴収率が62.58%である。このうち現年度分は、収入済額が8,647万9,940円で、徴収率が63.10%、滞納繰越分は収入済額が17万1,450円で、徴収率が12.13%である。徴収率を前年度の12月と比較すると、10.88ポイント減少しているが、これは納期の見直しによるものである。ほか国庫支出金が2億4,527万円、支払基金交付金が2億1,400万1,249円、県支出金が7,990万4,000円、一般会計繰入金が1億1,000万円、繰越金が2,030万2,638円である。

歳出の主なものは、総務管理費が95万1,651円、介護認定審査会費が1,281万6,000円、保険給付費が6億3,437万5,157円、その中の特定入所者介護サービス等費432万6,010円については、法改正に伴い、年度途中から予算化されたもので、居住費や食費に関する低所得者への助成分である。ほか、財政安定化基金拠出金が487万1,677円、諸支出金の償還金及び還付加算金が33万3,558円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、認定者数641名は、高齢者の何%を占めているのか質したところ、18.4%になるとの答弁でありました。

次に、申請から認定までの作業は、期間内にスムーズに行われているのか質したところ、申請から認定までの期間については、期限内に認定まで行われている。ただし、その間に認定できない分については、延長となる通知を組合の方から発送しているとの答弁でありました。

次に、認定変更申請の際も、1カ月以内の認定のスピード化は守られているのか質したところ、認定が下りた後に身体に大きな変化が起きた方の程度の変更などの認定については、変更申請書をとっている。その分についても、申請から認定まで、同じ期限内で認可になっているとの答弁でありました。

次に、介護保険制度がスタートして以降の認定者の推移について質したところ、14年が574人、15年が641人、16年が643人の認定者数になっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第18号、平成17年度有明町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって、認定すべきものと決しました。

次に、認定第19号、平成17年度有明町水道管理特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入総額が1億4,086万9,686円、歳出総額が1億528万5,882円、差引額が3,558万3,804円である。

歳入の主なものでは、収入済額として、工事負担金が624万9,014円、給水負担金が204万7,500円、水道使用料が1億1,607万6,960円、繰越金が1,632万6,959円である。

歳出の主なものでは、支出済額として、総務費の一般管理費の賃金が190万4,681円、需用費が光熱費や修繕料ほかで2,240万425円、役務費の水質検査手数料が380万2,230円、委託料ではメーター器検針委託料が331万4,079円、水道メーター取替業務委託料が133万4,830円、水道管路施設固定資産取得書作成業務委託料が273万円、水道料金システム及び公営企業システム負担金が285万715円、事業費の委託料では、測量設計委託料が288万7,500円、工事請負費が1,205万7,500円、公債費が3,523万1,294円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、水道の基本料金はいくらか。また、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の、各水源地ごとの数値はいくらか質したところ、基本料金は月当たり500円で、従量料金は5 tまでが45円、5 tから20 tまでが80円、20 t以上が100円である。亜硝酸等については、有明地区の7水源では、おおむね1.0から7.1で推移しているとの答弁でありました。

次に、各水源地ごとの給水人口と給水量について質したところ、東部地区が給水人口4,950人で、最大給水量が2,377m<sup>3</sup>、西部地区が4,800人で2,160m<sup>3</sup>、野神原が1,900人で730m<sup>3</sup>である。

次に、公債費の残額、償還金の利率について質したところ、公債費の残額は4億2,266万2,906円である。利率については、7%から1.95%の利率で借り入れているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第19号、平成17年度有明町水道管理特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって、認定すべきものと決しました。

次に、認定第20号、平成17年度有明町下水道管理特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入総額が1億2,910万9,714円、歳出総額が1億1,778万5,572円、差引額が1,132万4,000円である。

歳入の主なものは、使用料及び手数料の下水道使用料の収入済額が2,763万3,020円で、収入未済額は下水道使用料が190万9,350円、総務管理手数料が4万1,900円である。一般会計からの繰入金9,580万円、前年度からの繰越金が565万4,892円である。

歳出の主なものでは、総務費の一般管理費が職員1名分の人件費を含め、2,080万2,386円である。公債費は、財務省及び公営企業金融公庫からの借入れに対する9月支払分9,698万3,186円の支出である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、滞納が増えてきている中で、現状をどのように分析しているのか質したところ、17年度になってから非常に増えている状況であり、その中で特に町営住宅等で払わない人が増えてきている。これは払わなくても下水は止められないとの噂が広がった影響もあった。条例の中では、滞納世帯に対しては、排水を停止するという条文はあるが、実際問題は物理的に不可能なので、給水停止のできる水道との連携を図りながら、対策を講じていきたいとの答弁でありました。

次に、使用料を大家さんの家賃の中を含める方法等、今のうちに何らかの対策の手を打たないと、今後ますます困ったことになるのではないかと質したところ、不動産屋さんとも収納については話したが、使用料を含めるやり方については、そのままその分が家賃に跳ね返ることになり、入居者には敬遠されるので、家賃への算入は難しいとする認識であったとの答弁でありました。

次に、収納における職員の体制、今後の方向性や課題について質したところ、職員2名が専任で配置されており、他にも事務分掌を持ってはいるが、すべての滞納者を1回は回っている。住民票の異動を伴わないアパートへの入居者が多く、その滞納があるので、こまめに訪問するしかないと考えている。滞納が年次的に増える中で公平・公正の原則の下、義務を果たしてもらおう観点から、どういう方法が良いのか、滞納者の理解を得ながら徴収できるよう、議論のあった借家法などの関連等も加味しながら検討し、徴収努力に努めたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第20号、平成17年度有明町下水道管理特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって、認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、平成17年度有明町各特別会計歳入歳出決算認定に関する旧3町特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要とその結果についての御報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから5件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから認定第16号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから認定第16号について採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。

認定第16号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（谷口松生君）** 起立多数であります。したがって、認定第16号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第17号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第17号について採決します。

認定第17号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第17号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第18号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第18号について採決します。

認定第18号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第18号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第19号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第19号について採決します。

認定第19号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第19号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第20号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第20号について採決します。

認定第20号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第20号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。



○

**日程第25 認定第21号 平成17年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について**

**○議長（谷口松生君）** 日程第25、認定第21号、平成17年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件は、平成17年度一般会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○平成17年度一般会計決算審査特別委員長（金子光博君）** ただいま議題となりました認定第21号、平成17年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果について、主なものについて報告いたします。

まず、市民部環境政策課分について報告いたします。

はじめに、当局から、環境衛生費、負担金補助及び交付金の衛生自治406万円は、有明町衛生自治会へ350万円、松山町衛生自治会へ56万円を助成している。有明町分については、すべてごみ分別益金として各自治会に配分している。

塵芥処理費の負担金補助及び交付金の不用額319万3,034円は、松山町分のごみ処理について2月から曾於南部厚生事務組合の清掃センターに一般ごみを埋め立てるようにした。そのため、約250万円の曾於市クリーンセンターでの処理費が不用になったのが主な理由であるとの説明がありました。

次に、主な質疑と、それに対する答弁について申し上げます。

質疑、旧有明、松山には、市営墓地はないのか。なければ、その管理はどうしているのか。

答弁、市営墓地はない。管理は、集落で行っている。

質疑、ごみ分別益金の違いは。

答弁、松山、約147万円、有明、約508万円、志布志、約897万円で、志布志は環境パトロール等の事業に充てている。有明も一部を充当している。

質疑、合併浄化槽で旧有明町の単独浄化槽の撤去費用10万円補助を、松山、志布志へのPRをぜひ行ってほしい。

答弁、平成18年度、50基を予定している。市報を通じて、1回は行ったが、さらにPRに努めたい。

次に、市民部市民課分について報告いたします。

はじめに、当局から、総務手数料、戸籍、住民票、印鑑登録手数料、各種証明等の手数料で、歳入の決算額は487万1,450円となっている。住民基本台帳上の3月末現在の世帯数は、1万5,484戸で、総体人口3万5,483人、うち男1万6,701人、女1万8,782人である。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、繰出金で、国民健康保険特別会計へ保険基盤安定、財政安定化支援分、出産育児一時金、事務費分として、2,088万817円を支出しており、老人福祉費、繰出金のうち、老人保健特別会計へ2億5,451万1,000円を支出しているとの説明がありました。

次に、主な質疑と、それに対する答弁について申し上げます。

質疑、レセプト室の状況は、現在どうなっているか、環境が良くないと思われるが。

答弁、本来ならば本庁であるが、部屋がないため、志布志支所のスペースを活用して、議会事務局と

両隣の部屋を計画している。

質疑、移動の時期はいつ頃か。

答弁、11月中には移動したい。

質疑、市民カードの発行件数はいくらか。

答弁、通算7,500枚程度である。

質疑、窓口の事務処理体制は問題ないか。

答弁、当初混乱したが、現在はスムーズである。

次に、市民部税務課分について御報告いたします。

はじめに、当局から、自主財源の根幹をなす市税の収入済額は31億8,572万1,000円で、前年度に比較して1億1,369万3,000円の増加である。内訳として、個人市民税は7億953万3,000円で、前年度比11.5ポイント増。法人市民税は3億542万7,000円で、前年度比2.0ポイント増。固定資産税は17億301万3,000円で、前年度比3.0ポイント増。軽自動車税は8,522万1,000円で、前年度比1.4ポイント増。市たばこ税は3億3,783万7,000円で、前年度比4.8ポイント減。徴収率92.3%で、前年度比0.25%低下している。収入未済額は17年度末で6,311件、2億1,044万2,423円となっている。

滞納整理状況は、不動産の差押えが43件で、換価実績145万1,200円、債権の差押えが18件で、換価実績368万2,999円、交付要求が26件で、換価実績219万1,060円で、合計732万5,259円となっている。不動産の差押え予告の段階で24件、340万6,700円が納付となっているとの説明がありました。

次に、主な質疑とそれに対する答弁について申し上げます。

質疑、高齢者が増税になったが、苦情や問い合わせはないか。

答弁、苦情はないが、問い合わせは多い。理解を求めている。約500件の問い合わせで、6割が電話での問い合わせである。

質疑、徴収率の低下が予想されるが、市独自の救済策は考えてないか。

答弁、高齢者の増税がある。現段階では検討していない。財政的事情もある。

質疑、不能欠損を少なくする努力はされているか。

答弁、徴収努力はなされている。5年時効を主に努力している。

次に、福祉部福祉課分について報告いたします。

はじめに、当局から、福祉総務費、扶助費の重度心身障害者医療費助成金は、助成延べ件数3,043件で、1,556万1,998円である。

同じく、特別障害者手当等支援事業は、対象者90人に対し、206万370円である。

老人福祉費、委託料のうち、食の自立支援事業は1,804万3,894円であり、なお一食当たり、志布志、松山町は300円、有明町は400円である。

合併後、志布志市の福祉事務所で新たに担当することになった生活保護の事務費のうち、生活保護扶助費は9,625万7,443円で、4月1日現在、396世帯、558人の適用状況である。

地域福祉基金繰入金は1,075万2,000円で、生きがい活動通所サービス事業、食の自立支援事業等に充当している。なお、18年3月末の基金残高は4億8,458万1,877円であるとの説明がありました。

次に、主な質疑とそれに対する答弁について申し上げます。

質疑、保育所費として公営は定員内、私営は定員を超えているが、オーバーしている保育所の対応はどうか。

答弁、10月1日以降で、園が対応できれば入所を認めている。

質疑、定員オーバー率の数字があるのではないか。

答弁、4月1日時点、115%、4月2日以降、125%、10月1日以降については、園児当たり、保育士の数や面積の基準を満たせば可能である。

質疑、福祉タクシーで、松山に比べて有明は利用度が低いがどうか。

答弁、登録者数、松山1,370名、有明451名、利用者、松山5,365名、有明2,671名である。なお、有明は追加申請者が増加傾向である。

質疑、子育て支援事業で多かった相談は何か。

答弁、基本的な生活習慣37件、発育・発達36件、医学的な生活環境16件等で、1月から3月までで140件の相談があった。

次に、福祉部保健課分について報告いたします。

はじめに、当局から、民生費、老人福祉費の負担金補助及び交付金のうち、曾於地区介護保険組合への負担金が1,263万9,000円で、繰出金のうち、介護保険特別会計分7,833万9,000円が保健課分である。

保健衛生総務費の負担金補助及び交付金の共同利用型病院運営費632万5,423円については、有明町、松山町分である。予防費1,348万5,656円等が主なものであるとの説明がありました。

次に、主な質疑とそれに対する答弁について申し上げます。

質疑、65歳以上の人を対象に、インフルエンザ予防接種を実施したが、個人負担はどうだったか。

答弁、松山町は無料、志布志町は500円、有明町は上限を2,000円として、それを超える金額が個人負担である。

質疑、老人保健費で100万円を超える不用額があるが、事業遂行をどのように考えているか。

答弁、事業遂行については、成果のある事業が実施できたと考えている。ただ、不用額については、最終補正でしっかり整理すべきであった。

次に、教育委員会、教育総務課、学校教育課、給食センター分について報告いたします。

はじめに、当局から、教育委員会費で報酬54万円は、教育委員会の定例会3回、臨時会2回分である。

小学校費1億2,246万3,967円は、18校、2,041人の児童関係に伴うもので、潤ヶ野小屋内運動場施設設計業務、山重小たぶの木樹勢回復事業、伊崎田、通山小屋内運動場屋根防水工事、安楽小夜間照明施設設置等が主なものである。

学校建設費の工事請負費で4,367万円は、原田小学校の木造校舎改築工事を行った。

中学校費5,231万1,645円は、7校、1,122人の生徒関係に伴うもので、宇都中学校の倉庫、便所設置工事、有明中学校の校長住宅の改築工事が主なものである。

合併準備費のうち、委託料126万円で、市内25校の正門に木製の標柱を建設した。

成果説明書の128、129ページで、スクリーニングサポート事業76万3,801円、スクリーニングカウンセラ

一配置事業42万9,770円で、児童・生徒の不登校問題に児童・生徒、保護者、教職員、指導者、一体となってハード・ソフト両面から取り組んできた。

学校給食関係については、松山給食センター1日470食、志布志給食センター1日1,950食、有明給食センター1日1,250食を提供した。

学校給食センター費3,075万5,816円で、給料、賃金、委託料等が主なものであるとの説明がありました。

次に、質疑の主なものとそれに対する答弁について申し上げます。

質疑、タクシーの送り迎え等を四浦小、八野小で行っていて、約200万円とあるが、財政的な面も含めて、統合も必要ではと考えるが、どうか。

答弁、特認校で志布志町からの流れの中で行っている。今後、学校の在り方について、検討委員会を立ち上げ、25人以内で依頼して、十分論議を重ねて対応を考える必要がある。

質疑、福岡で教員によるいじめ等々、数多く報道があるが、本市での事例はないか。

答弁、教員の指導力不足も全くないとは言えない。いじめについては、毎日、学校からゼロという報告を受けているが、無いのではなく、見つけられないのではということ、校長を通じて担任に注意している。今後も指導を続けていく。

質疑、成果説明書130、131ページで、志布志、有明の給食センターについては、施設が老朽化したとあるが、過去1年間くらいで食中毒はなかったか。

答弁、食中毒らしきものも含め、1件もなかった。

質疑、山重小たぶの木樹勢回復事業は、どこに委託したか。

答弁、業者は入札で決めた。鹿児島県の長島植物園である。

質疑、学校にいる臨時職員の扱いはどうか。

答弁、基本的に市役所の臨時職員と一緒にある。

次に、教育委員会のうち、生涯学習課、図書館、文化振興課分について報告します。

はじめに、当局から、合併準備費の委託料46万2,000円で、教育委員会市章取替業務、工事請負費98万1,750円で、運動公園体育館市章設置となっている。

公民館費の委託料262万6,700円は、各地区の管理業務である。

青少年教育費127万2,804円は、成人式の費用が主なものである。

図書・資料館費1,992万9,202円は、主に図書館、有明農業歴史資料館の管理運営費である。賃金は8名分である。

文化振興費の委託料781万110円は、劇団四季、加山雄三コンサートの経費で、観客動員は劇団四季が898名、加山雄三が548名であった。入場料は261万2,000円と、348万7,000円であった。

文化財保護費の需用費650万5,559円は、松山町郷土史の印刷製本費が主である。

文化会館費で、需用費460万570円のうち、光熱水費として、松山やっちくふれあいセンター139万円、志布志文化会館169万1,000円である。

委託料として、やっちくふれあいセンター279万9,480円、文化会館288万6,230円である。

使用料及び賃借料は、ミキサー、アンプ等の借上金額が40万5,115円であるとの説明がありました。

次に、質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

質疑、加山雄三コンサートの成果はどうであったか。

答弁、支出に対して、収入は半額程度しかなかった。努力不足もあるかも知れないが、思ったほど観客が入らなかった。今後は十分注意して選択したい。

質疑、同じく、使用料及び賃借料で、自主文化事業のピアノ借上料52万5,000円とあるが、高いのではないか。購入の考えはないか。

答弁、52万5,000円は1年間の借上料である。購入となると、700万円くらいはするので、メンテナンス等を考慮すると、今の方が良いのではと考えている。

質疑、公民館費の備品購入費8万5,995円、パソコン用プリンター9台、1台当たり1万円以下であるが、備品か。

答弁、予算が備品購入費であったため、備品として管理をしていく。

質疑、体育施設費の委託料で、志布志運動公園体育館、武道館窓ガラス清掃業務15万2,250円とあるが、詳しく説明されたい。

答弁、通常の清掃業務とは別件で、体育館、武道館の2階部分の窓ガラス清掃である。

質疑、今後、有明、松山の施設についても同じような形で出てくるのか。

答弁、指定管理者制度に移っていくので、3町とも同じ体制をとっていく。

次に、会計課分について報告いたします。

はじめに、当局から、諸収入の預金利子5万9,860円が会計課分の歳入である。

一般管理費の役務費のうち、39万366円が金融機関等の手数料であるとの説明がありました。

質疑はなしであります。

次に、議会事務局分について報告いたします。

はじめに、当局から、議会費で報酬の不用額5万4,484円は、初議会が未定で、議長、副議長、委員長分を当選告示の日から計上したため生じた。

同じく、交際費の不用額13万5,800円は、旧3か町の残額を全部計上していたが、支出が少額であったためであるとの説明がありました。

次に、質疑の主なものとそれに対する答弁について申し上げます。

質疑、役務費と委託料に筆耕翻訳とあるが、説明されたい。

答弁、同じものであるが、翻訳料を旧志布志町分は役務費で、旧有明町分は委託料で執行した。

質疑、新市になったが、一緒にできなかったのか。

答弁、17年度は旧町分をそのまま引き継いだ。12月の定例会分である。なお、旧松山町は、事務局が自前で作っていた。

質疑、備品購入費は0となっているが、理由は何か。

答弁、旧志布志町で計上されていて引き継いだ。何も購入しなかったためである。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

はじめに、当局から、監査委員費で職員手当等の不用額9万9,956円は、時間外が少なかったためである。

旅費の不用額6万165円は、研修会が2月22日であり、参加できなかったためであるとの説明がありました。

質疑はなしであります。

次に、農業委員会分について報告いたします。

はじめに、当局から、合併準備費の委託料のうち278万2,500円で、農地地図システム統合作業を行い、志布志町、有明町の農地地図を一本化し、本所、分室、どちらでも転用・除外等の現地確認や地図のコピーができるようになった。

農地保有合理化事業費の負担金補助及び交付金31万2,185円は、農業経営規模拡大促進事業補助金で、契約期間3年以上6年未満が4,781㎡、6年以上10年未満が1万1,524㎡、所有権移転が8,652㎡、計2万4,957㎡であったとの説明がありました。

次に、質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

質疑、農地の賃貸借で、農業法人が入ってきて、担い手農家が土地がなく、困っていると聞かすが、実情はどうか。

答弁、農業委員会、農業公社を通じての賃貸借を行っており、そういう問題はないと思う。

質疑、農業経営規模拡大促進事業の返戻金とは何か。

答弁、利用権を設定したが、期間内に解約を行い、補助金を返還してもらった。

質疑、成果説明書110ページで、3件のあっせん取下げが出ているが、その理由は何か。

答弁、土地の価格が合わない。場所等、道路の不便によるものである。

次に、産業振興部耕地課分について報告いたします。

はじめに、当局から、農地整備費の工事請負費で8,492万8,500円は、市単独、県単独事業で、6地区の農道、流末排水路等の整備である。

同じく、負担金補助及び交付金で、1億7,222万5,350円は、県営事業11地区の負担金であり、不用額の55万650円は、事業費減による負担減である。

土地改良費の負担金補助及び交付金で、1億8,792万5,050円は、県営畑地帯総合整備事業等の負担金が主なものである。

災害復旧費の工事請負費で1億2,427万1,350円は、農地農業用施設69件分であり、不用額の56万2,650円は、執行残であるとの説明がありました。

次に、主な質疑とそれに対する答弁について申し上げます。

質疑、成果説明書95ページで、県営農地侵食防止事業負担金の関連事業で23%とあるが、どのような事業か。

答弁、地区内の関連農道である。

質疑、地元業者への受注状況はどうなっているか。

答弁、県営事業等については、大体地元業者で施工されている。

質疑、安楽川水位観測業務とはどのような業務か。

答弁、曾於東部畑かん事業で、高岡頭首工から水をくみ上げてダムへ貯水するため、柳橋付近に観測所を設けて、くみ上げ水量の調整をするため、記録紙を点検して、国に報告する業務である。

質疑、曾於南部畑かんで一部通水ができる期日と場所についてはどうか。

答弁、19年4月をめどに、野神地区と蓬原中野地区で工事を進めている。

次に、産業振興部農政課分について報告いたします。

はじめに、当局から、農業振興費の負担金補助及び交付金8億993万6,596円は、農業制度資金助成、農業公社負担金、高品質生産対策、就農サポート補助金、中山間地域直接支払交付金、活動火山防災営農補助金、販路開拓緊急対策事業等である。不用額の33万6,404円は、執行残である。

園芸振興費の負担金補助及び交付金2,161万7,958円は、野菜価格安定補助金、園芸タウン産地条件整備補助金等である。不用額の107万42円は、執行残である。

茶業振興費の負担金補助及び交付金3,385万2,250円は、茶業振興事業、有明茶生産拡大推進事業、茶銘柄産地確立、サンライズかごしま茶産地総合整備事業等の補助金である。不用額の47万9,750円は、執行残であるとの説明がありました。

次に、主な質疑とそれに対する答弁について申し上げます。

質疑、高品質生産対策事業で執行残があるが、その経過について説明されたい。

答弁、天地返しで実験の事業を行い、予算155万円で、実績が135万円で、20万円の執行残である。

質疑、市として認定農家の要件の見直しを考えているか。

答弁、今まで基準額が、松山650万円、志布志、有明600万円であったが、これを420万円に引き下げて、認定農家を増やすように掘り起こし作業を進めている。

質疑、成果説明書65ページで、経営構造対策事業で、総事業費が約16億円で、国・県の補助が約7億5,000万円と、大きな事業だが、工事に地元業者がどれだけ算入したか。

答弁、補助金はトンネルで工事の発注、見積り、入札等も自分たちで実施されており、機械は経済連、建物は宮崎市の鎌田建築が落札した。指名競争入札には、地元業者も参加している。

次に、産業振興部畜産課分について報告いたします。

はじめに、当局から、畜産業費の報償費は202万6,000円で、高齢者畜産奨励金等として372頭の実績であった。

同じく、負担金補助及び交付金で4,519万1,914円は、資源リサイクル畜産環境整備事業負担金で、3畜産施設への実績整備と、優良牛保留対策導入、種豚導入、乳用牛育成雌牛保留対策事業等の補助金が主である。

同じく、貸付金1,947万6,927円は、母牛の更新、増頭、優良素牛の導入を図るため、農協と資金を拠出して、無利子の貸付けを行い、29頭の実績であった。不用額の102万3,073円は、導入頭数の減によるものであるとの説明がありました。

次に、質疑の主なものとそれに対する答弁について申し上げます。

質疑、高齢者畜産奨励金について、単価、支払いの方法に違いがあるのではないか。

答弁、1頭当たり、松山3,000円、有明、志布志5,000円で、志布志は現金払い。松山、有明については口座振替である。18年度以降については5,000円、支給については口座振替に統一する。

質疑、成果説明書92ページで、畜産環境施設整備事業の牛舎、堆肥舎、パドック式の補助率について説明されたい。

答弁、牛舎50万円、堆肥舎50万円、パドック式100万円が最高限度額で、事業費の3分の1以内の補助率であり、残りは自己負担である。

質疑、肉用牛繁殖雌牛導入貸付金の成果について、農家の所得は上がったか。

答弁、具体的な数字での成果の積算は難しい面もあるが、家畜競り市での結果を見ると、郡内で松山1位、志布志2位の販売単価であるので、貢献度はあるのではないかと。

次に、産業振興部林務水産課分について報告いたします。

はじめに、当局から、林業振興費の委託料537万130円は、国際の森管理、松食い虫被害対策伐倒駆除等が主なものである。

同じく、負担金補助及び交付金3,209万6,366円は、緊急間伐対策、森林整備地域活動支援交付金、猟友会補助金等が主なものである。

林道整備費の工事請負費1,948万円は、林道山重線簡易舗装、県単林道開設事業、釜石・柳井谷線で今年度で全線開通である。

治山費の工事請負費933万5,000円は、繰越明許費で志布志大川内地区と有明塩水流地区の分である。

漁港建設費の工事請負費2,035万5,000円は、夏井漁港中防波堤の新設工事である。

災害復旧費の工事請負費2,087万2,044円は、陣岳線ほか7件の災害復旧工事であるとの説明がありました。

次に、主な質疑とそれに対する答弁について申し上げます。

質疑、並形漁礁追跡調査の成果はどうだったか。

答弁、成果について、はっきりとはわからないが、16年と17年の大きな違いとしては、16年はアジ、サバの群が非常に多かったが、17年については全く見られなかったのと、海水が濁って、泥も多くなってきているとの報告を受けている。

質疑、漁港建設費の工事請負費で、夏井漁港の進捗状況はどうか。

答弁、中防波堤については、20年完成目標で、現在のところ、順調に進んでいる。

質疑、水産業費の負担金補助及び交付金で、漁協への200万円の補助金の使い方は何か。

答弁、事業計画書に基づいて補助している。全体では480万円の事業である。

質疑、成果説明書73ページで、国際の森管理事業費で、業者、シルバーへの委託作業の違いは何か。

答弁、高い所の草払い等については、森林組合で年2回、シルバーは東屋や平地の塵拾いや草払いで、不定期的に行っている。

次に、建設部都市計画課、管理課分について報告いたします。

はじめに、当局から、公園費の工事請負費564万7,000円は、志布志運動公園駐車場連絡橋設置である。

土木使用料の住宅使用料で、調定額4,423万2,700円に対し、収入済額2,906万9,340円で、1,516万3,360



円の収入未済額となっている。

住宅管理費の工事請負費909万5,000円は、野神地区の地域活性化住宅への取付道路、水道本管布設工事であるとの説明がありました。

次に、主な質疑とそれに対する答弁について申し上げます。

質疑、地域活性化住宅で、野神地区のほかにも3箇所とあるが、中身について説明されたい。

答弁、平成15年に伊崎田に10棟、原田に10棟、平成16年に蓬原に12棟、平成17年に野神に10棟で、計42棟、いずれも人気があり、満杯である。今後については、財政面等も検討しながら、年度内には年次の計画書を策定していく。

質疑、住宅使用料の徴収に努力しているか。

答弁、市になって、3町時代の現年度分と過年度分を合わせた金額である。夜間徴収等を行い努力している。悪質な滞納者に対しては、強く対応していく。安易に不能欠損を出さないためにも、督促状を出し続けて、時効を防いでいく。

次に、建設部土木課分について報告いたします。

はじめに、当局から、道路新設改良費の6,382万1,000円が繰越明許費となっているが、5路線で電柱、災害、建物移転等の事情により進展しなかった。

河川維持費の48万6,885円は、松山支所管内の河川の護岸補修工事である。

災害復旧費の工事請負費で5,865万7,000円が繰越明許費となっているが、災害査定が17年12月であり、標準工期がとれないためにこうなった。

同じく、工事請負費の不用額については、502万4,500円のうち、209万4,500円が土木課分で、入札の執行残によるものであるとの説明がありました。

次に、質疑の主なものとそれに対する答弁について申し上げます。

質疑、成果説明書113ページで、道路改良事業の一般財源でマイナス4億1,163万8,479円、合併により起債事業の歳入があったためとなっているが、中身について説明されたい。

答弁、合併により、合併特例債、過疎債が適用になったためである。

質疑、急傾斜地事業で危険箇所の残っている割合は。

答弁、松山、有明に比べて、志布志町については、崖地に市街地が形成されているため、相当な箇所がある。資料を提出する。

質疑、さんふらわあの撤退問題で、今後、土木サイドで道路行政をどう考えるか。

答弁、本市にとっては激震が走った。港の利用促進を進めるためにも、都城・志布志道路、東九州自動車道路、管内においては、柿ノ木・志布志線、福山・志布志線の早期整備が必要と考える。

次に、企画部港湾商工課分について報告いたします。

はじめに、当局から、商工業振興費の負担金補助及び交付金で、空き店舗対策補助金として179万3,000円で、商店街の空き店舗を有効活用し、魅力ある店舗づくりを進め、商店街の活性化を図った。

港湾建設費の港湾改修事業負担金として1億6,896万6,505円で、新若浜地区においてマイナス14m岸壁1バースを、20年供用開始に向け整備中である。

商工総務費の積立金として901万6,211円を蓬の郷振興基金へ、同じく繰出金として1,078万1,000円を国民宿舎事業特別会計への説明がありました。

次に、主な質疑とそれに対する答弁について申し上げます。

質疑、観光費の報償費の273万円は、何に使われたか。

答弁、蓬の郷の町内者の利用率を上げるための無料入浴券である。今後については、廃止の方向で検討している。

質疑、一般寄付金1,103万円の内訳は何か。

答弁、蓬の郷の寄付金が900万円で、残額については他の課のものである。

質疑、国民宿舎ダグリへの1,078万1,000円の繰出金の中身について説明されたい。

答弁、今日まで基金で対応してきたが、基金が無くなり、一般会計からの繰出金で対応した。

質疑、旅客船埠頭工事は対策をした上での復旧工事か。

答弁、今回は対策を講じてやっている。

次に、企画部財務課分について報告いたします。

はじめに、当局から、財産管理費3,101万9,690円は、庁舎管理、普通財産の管理である。

合併準備費1億318万501円のうち、財務課分は6,464万5,388円で、合併記念碑設置、本庁舎別館改修工事、議会議場等改修工事等が主なものである。

公債費は、13億612万6,849円であるとの説明がありました。

次に、質疑の主なものとそれに対する答弁について申し上げます。

質疑、合併準備費の工事請負費で、合併記念碑はどこにあるのか。

答弁、本庁舎入口の1基分である。

質疑、17年度末の地方債残高は増えているが、その他の金融機関とはどこか。

答弁、JAである。

質疑、経常収支比率が95.6と高いが、災害等臨時的な出来事に対応できるか。

答弁、類似団体と比べて高く、監査意見書にも指摘がされている。国の三位一体改革で交付税が減っており、13年度と比べると約6億5,000万円ほど減っているが、全国的な傾向である。17年度の鹿児島県内の市の平均は95.4%で、17年度が高くなった大きな要因として、市制施行に伴って、3カ月分で扶助費が約1億円増加したためである。

次に、企画部企画政策課分について報告いたします。

はじめに、当局から、企画費、工事請負費94万5,000円は、松山町の観光看板の設置を行った。

自治振興費の負担金補助及び交付金で64万2,900円は、志布志地域の7地区にふるさとづくり委員会の地域活性化プランに基づき支援した。

同じく、志布志市むら再生促進事業で、サンサンひまわりロード、ライトアップ事業等5事業に75万円を支援した。

合併準備費、委託料136万2,900円で、志布志市のホームページを開設したとの説明がありました。

次に、主な質疑とそれに対する答弁について申し上げます。

質疑、総務費県補助金のうち、電源立地地域対策交付金450万円はひも付きか。

答弁、17年度については知事が認めるもので、地域が限定されている。

質疑、今後も含め、地域が決まっているのか。

答弁、発電所に隣接して、影響のある地域の整備で、交付期間は22年度まで、450万円で続く。

質疑、ふるさとづくり委員会の外3地区についてはどうか。

答弁、3地区については事業完了で、上限50万円で前年までに支払いは終わっている。

次に、総務部のうち、総務課、行政改革推進課、情報管理課分について報告いたします。

はじめに、当局から、一般管理費3,301万7,668円の不用額は、特別職、休職者、育児休暇者等のものが主である。

自治振興費の負担金補助及び交付金のうち、有明自治会育成補助金1,555万6,900円、志布志行政事務運営助成金472万4,850円である。

常備消防費の負担金補助及び交付金9,007万4,000円は、大隅曾於地区消防組合負担金である。

企画費の負担金補助及び交付金600万円は、高速インターネット環境整備で、18年3月に泰野、尾野見地区でのサービスが開始され、松山町全域が高速インターネットの利用が可能になった。

情報管理費3億5,456万6,472円で、統合型電算システム及びネットワークを構築し、住民への行政情報サービスの高速化と住民サービスの向上を図った。

合併準備費、工事請負費のうち876万9,000円で、志布志市本庁と支所庁間のLAN工事で、合併と同時に住民サービスの低下を招かないように図ったとの説明がありました。

次に、主な質疑とそれに対する答弁について申し上げます。

質疑、県派遣職員の配置先はどこか。

答弁、福祉部3名、企画部1名、3月まで総務部に1名である。

質疑、現在は4名で、これからはどうか。

答弁、福祉のケースワーカー3名は、来年度あたりまでお願いして、その後は本市の職員で対応したいと考えている。

質疑、高速インターネットADSLのサービスが受けられない地域は他にないか。

答弁、志布志の田之浦地区がまだ入っていないので、19年度で対応する。

質疑、臨時職員の人数はどこか。

答弁、合併前、約240名、合併後、約300名である。

質疑、時間外手当の多かった課はどこか。

答弁、合併後で全体的に多かったが、特に総務部の情報管理課が多かった。

質疑、消防団員の出勤手当は、3町とも一緒か。

答弁、3町とも5,100円で、一緒である。

質疑、小組合集会施設整備事業は、旧町時と今後はどうか。

答弁、合併を機に見直しをした。旧町時の限度額は、松山320万円、志布志100万円、有明200万円、現在は建設費の40%以内で、限度額320万円である。

質疑、本庁から通山の国道へ向かう市道脇の3号水路の交通安全対策を急ぐべきではないか。

答弁、今回、要望書が上がってきているので、建設部と協議の上、前向きに検討したい。

以上で、各課関係の質疑を終了し、市長、教育長の出席を求め、総括質疑を行ったところであります。

総括質疑の主な質疑として、志布志支所庁舎の利用について、教育長と教育委員会事務局が2階と3階に分かれているが、一緒になった方がよいのではないかと質したところ、特に不便は感じないが、今後、庁舎の利用方法を見直すときには、一緒の部屋にしてほしいという答弁でありました。

地域包括支援センターについて、福祉関係の事務所と同じ所にするべきではと質したところ、市民サービスにより良いように、効率化できるようにしていくという答弁でありました。

特認校について、一部の人に補助金をやっている。地元の活性化につながっているか見直す必要があるのではないか。校区の見直しも含め、合併を機に取り組みべきではと質したところ、在り方検討委員会で検討していきたいという答弁でありました。

補助金、負担金について、まだまだ見直しが必要ではないかと質したところ、合併をして急に補助金カットというのは難しい。今後の課題であるという答弁でありました。

経常収支比率、公債費比率が高い数字を示しているが、より一層の行政の効率的な運営が必要であるが、どう思うか質したところ、指摘のとおり厳しい数字が出ている。今後、真しに取り組んでいきたいという答弁でありました。

以上で質疑を終わり、討論を行いました。次のような要旨の討論がありました。

賛成討論として、今回の決算は、本年1月1日、新市誕生後の初めての決算であり、期間も1月1日から3月31日までの3カ月間の決算であり、それらの事情のため、旧町の従来のやり方を引き継いだため、未調整部分もあったが、それも4日間の質疑の中で、認定の範囲中であったことが理解されたと考える。また、決算審査意見書の審査結果で示されたとおり、予算の執行、財務に関する事務、財産管理についてもおおむね適正であると認めている。今後は、監査意見書も特筆するように、新市の一般会計の財政状況は厳しい財政状況にあり、バランスシートや行政コスト計算書の作成等により、一日も早い本市の実態把握と分析の実施をすることにより、健全財政と市民サービスのバランスのとれた、また合併効果を生かした行政を執行していただくことを要望し、認定に賛成するとありました。

引き続き、採決を行い、採決の結果、認定第21号は、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから認定第21号について採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。

認定第21号に対する委員長の報告は認定であります。本件は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数です。したがって、認定第21号については、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

ここで若干休憩いたします。20分まで休憩いたします。

○

午後 3 時06分 休憩

午後 3 時20分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第26 認定第22号 平成17年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第27 認定第23号 平成17年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第28 認定第24号 平成17年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第29 認定第25号 平成17年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第30 認定第26号 平成17年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第31 認定第27号 平成17年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第32 認定第28号 平成17年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第33 認定第29号 平成17年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第26、認定第22号から日程第33、認定第29号まで、以上8件の平成17年度志布志市各特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

いずれも平成17年度特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○平成17年度特別会計決算審査特別委員長（小野広嗣君） ただいま議題となりました認定第22号から認定第29号までの、平成17年度志布志市各特別会計歳入歳出決算認定に関する特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要とその結果について、御報告申し上げます。

委員会は、11月2日、6日の2日間にわたり、各所管部・課長及び関係職員の出席を求め、審査を行いました。

以下、日程に基づきまして、順次、御報告申し上げます。

まず、認定第22号、平成17年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入歳出の決算の状況は、歳入総額が14億612万3,614円、歳出総額が12億6,527万7,276円で、差引額が1億4,084万6,338円である。

歳入の主なものは、国保税の収入済額が1億4,695万5,859円、国庫支出金が7億2,951万7,613円、療

養給付費交付金が1億6,434万円、県支出金が1億6,408万6,109円、共同事業交付金が4,195万5,406円、繰入金のうち保険基盤安定繰入金が964万136円、出産育児一時金等繰入金が140万円、その他繰入金が984万681円、雑入の歳計剰余金が1億3,673万7,844円である。

歳出の主なものは、総務費が1,953万6,986円、保険給付費が8億5,494万6,881円、老人保健拠出金が2億5,015万3,000円、介護納付金が7,434万4,000円、共同事業拠出金が4,093万7,804円、保健事業費が758万1,987円、諸支出金の償還金及び還付加算金が1,771万2,978円である。なお、国保税の3町及び新市合計の決算は、全体で収入済額10億2,106万3,229円、徴収率80.70%で決算を終えた。

また、財政調整交付金の減額の判定基準となる一般分については、徴収率93.69%で、前年度比で0.72ポイントの減となった。しかし、一般被保険者数1万人以上5万人未満は、判定基準が従来は93%だったものが92%になり、この基準を上回ることができたところである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、国保医療費が年々増加していく中で、保健指導など、医療費の抑制へ向けた事業の効果をどのように分析しているのか質したところ、医療費の適正化を図り、予防保全を図ることが基本であると考えます。昨年旧町分と新市分をチェックしたが、入院が増えて、外来は減っている傾向があり、高額なものが増えていると推測しているとの答弁でありました。

次に、合併すれば、専門性の高い職員の配置が可能であるとしていたが、保健師の生かし方として、保健指導をはじめとした専門的な分野に適性の配置がなされているのか質したところ、現在のところは保健課だけに保健師の配置がされている。国保には配置されていないので、業務上の連携をとりながら、病類別の資料提供を図り、協力しながら仕事を進めているが、保健師の専門性を生かせるような業務の仕組みが大事であると痛切に感じているとの答弁でありました。

次に、新市の国保税の徴収結果を見ると、不能欠損の処理が624件で、不能欠損額が3,050万258円である。低所得層の滞納が主ではないかと思うが、このような実態を分析し、どのように受け止めているのか質したところ、滞納指導整理官と嘱託徴収員を導入して、徴収に力を入れてきた。特に、旧志布志町では差押えを行っており、国保税の滞納額の1,800万円ぐらいを差押えているので、この額が時効中断になっていることの影響もある。今後は5年の時効が多額にならないように、さらに努力していきたいとの答弁でありました。

次に、新市になってからの差押えの件数とその額、短期被保険者証と資格証明書の発行はどれぐらいだったのか質したところ、1月から3月にかけての国保分の差押え件数は6件で、金額は104万7,300円、そのうち納付された金額は59万2,276円である。短期被保険者証の世帯数は247世帯、延べ発行枚数1,692枚、被保険者資格証明書の発行は4件であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。

反対討論があり、国は国保負担割合を34%にして、国民に痛みを押しつけてきており、その影響が収入未済額、不能欠損額にも表れている。国民にとっては高い国保税になってきており、重税感がある中で、もっと国に対しても行政は地方の声を上げなければいけない。また、低所得者への配慮ももっと行うべきであり、さらには医療費の伸びに対して対応しなければならない。保健師の適正な配置もなされ

ていない現状では、この決算を認めるわけにはいかない。よって、不認定としたいとの討論でありました。

ほかには討論はなく、認定第22号、平成17年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、起立による採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第23号、平成17年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、決算状況は歳入総額が15億4,908万1,146円、歳出総額が14億1,244万2,162円で、差引額は1億3,663万8,984円である。

歳入の主なものは、支払交付金が医療費交付金と審査支払手数料交付金、合わせて8億4,306万4,000円、国庫支出金の医療費国庫負担金が2億8,224万9,534円、県支出金の医療費県負担金が9,866万6,925円、一般会計からの繰入金が2億5,451万1,000円、諸収入の雑入6,987万5,254円のうち、老人保健診療報酬費返納金が2,469万3,354円、歳計剰余金が4,412万7,744円である。

歳出の主なものでは、総務費の一般管理費の委託料が179万4,180円、医療費諸費の医療給付費が13億7,702万7,942円、諸支出金の償還金が509万7,670円、一般会計への繰出金が1,131万6,097円である。老人医療受給者数は、前年度に比べ286名、4.4%の減となったが、老人医療費は9,467万6,495円、2.2%増加しており、一人当たりでは6.9%の増となった。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、受給者が減少している中で、一人当たりの医療費は伸びている。寝たきり等もあまり増えてはいないが、その主な原因は何か質したところ、16年度と17年度を比較してみると、入院等が増えており、件数は減っているのに、金額が伸びていることから、重症患者が多かったことが推測される。入院で4.88%の伸びで、入院外については0.15%の減である。したがって、入院患者で重症患者が多かったものと分析しているとの答弁でありました。

ほかには質疑はなく、以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第23号、平成17年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって、認定すべきものと決しました。

次に、認定第24号、平成17年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入歳出の決算の状況は、歳入総額が9億916万247円、歳出総額が8億9,786万9,973円で、差引額は1,129万274円である。

歳入の主なものは、保険料が収入済額3億9,718万3,570円で、徴収率が97.23%である。このうち現年度は、収入済額が3億9,654万3,470円で、徴収率が98.92%、滞納繰越分は収入済額が64万100円で、徴収率が8.42%である。徴収率を前年度と比較すると、現年度分で0.11ポイント低下し、滞納繰越分でも5.46ポイント低下しており、合計では0.49ポイントの減となっている。そのほか国庫支出金が2億8,216万6,000円、支払基金交付金が2億1,276万1,000円、県支出金が1億2,229万6,000円、一般会計繰入金が7,833万9,000円、雑入が7,057万4,552円で、これは旧3町の決算剰余分である。

歳出の主なものは、総務費で事務的経費としての総務管理費が623万6,566円、保険給付費が8億6,211万1,289円、諸支出金の償還金及び還付加算金が1,260万2,618円、繰出金が1,691万5,000円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、不能欠損の内訳について質したところ、介護保険法第200条の第1項による、2年の時効による件数が124件、期数にして767期、不能欠損額が344万8,946円であるとの答弁でありました。

次に、不能欠損の状況を保険料を納めている住民から見た場合、不公平感が出てくるのが当然であると思うが、今後、どのような取組を考えているのか質したところ、平成17年度から嘱託徴収員と滞納整理指導官のもとに、徴収と整理をして、差押え等も行ったが、その対象に介護分の方がほとんどいなかったもので、こちらの取組を反映できなかった。ただ、徴収の際には、必ず給付制限を受けることになることの説明は行っているとの答弁でありました。

次に、ホームヘルパーの労働条件が厳しく、せつかく資格を取りながら、辞めていく状況等については把握しているのか。また、指導はどこが行うのか質したところ、資格を取っても採用がない現状にあることは聞いている。また、過重労働で条件が厳しいという話も確かに聞くが、県が指定、指導するとの答弁でありました。

次に、収入未済や不能欠損を明らかにするとき、ただ数字だけを出すやり方ではなく、しっかりした分析が大事であり、その上で円滑な運営を図るべきではないか質したところ、法が改正になり、18万円以上の年金者からも特別徴収になる。その人数450名のうち235名を調査したが、口座で普通徴収でも引き落としができていたのが119名、自主納付で滞納なしが100名、あと16名が滞納ありなので、半数の調査の2倍ぐらいと考えると、約30名が特別徴収になり、少しでも滞納者が減っていくのではないかと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第24号、平成17年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって、認定すべきものと決しました。

次に、認定第25号、平成17年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入総額が1億7,994万8,618円、歳出総額が1億6,555万2,682円、差引額が1,439万5,936円である。

歳入の主なものでは、使用料及び手数料の下水道使用料が1,271万1,700円、総務管理手数料が4万7,000円の合計1,271万6,400円の収入済額である。収入未済額は、下水道使用料が234万5,240円、総務管理手数料が5万500円である。一般会計からの繰入金4,134万5,000円、諸収入の延滞金が386万2,055円、雑入が1,332万5,065円、市債が1億870万円である。

歳出の主なものでは、総務費の一般管理費が職員2名分の人件費を含め、3,894万7,413円である。公債費は、財務省及び公営企業金融公庫からの借入れに対する3月支払い分、1億2,660万5,269円の支出である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。



主な質疑として、将来に向けての加入率促進については、どのように考えているのか質したところ、大きな修繕や工事等がない場合を想定して、将来に向けての試算を行い、各地区それぞれ計画戸数の%を出してみた。野井倉、通山地区では、69%の加入率でペイになり、松山では86%の加入率でペイになる。蓬原地区では100%の加入率でも298万4,600円の赤字が出る試算の現状なので、加入率アップに向けた事業計画を回っているとの答弁でありました。

次に、有明町農村下水道推進協議会解散による返納金31万7,432円について質したところ、農村下水道推進協議会は平成8年に有明町から10万円の補助金をもらって発足している。農業集落排水事業の推進・啓発を図る目的でつくられたものである。平成8年は組織づくりを行い、9年から先進地視察や地区の委員の方で推進に回る活動をしていたが、13年以降は活動を停止しており、実体がなくなっている。今回、特会に戻したものであるとの答弁でありました。

次に、今後の加入促進を図る上でも、住民と一体となった推進協議会を再度発足させる考えはないのか質したところ、下水道事業の必要性に対する認識を図る上からも、協議会等を設立していく必要性は感じているとの答弁でありました。

次に、対象戸数に住んでいないとか、今後の見込みのないものも出てきているが、しっかりした実態把握を行うべきではないか質したところ、どの世帯が加入し、どの世帯が加入していないのか、ゼンリンの地図に落とす作業を今進めている。既に廃墟になっているとか、高齢者の方で施設に入られ、帰ってみえないなども含め、今後の事業推進に当たりたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第25号、平成17年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって、認定すべきものと決しました。

次に、認定第26号、平成17年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入総額が228万6,841円、歳出総額が221万6,730円、差引額が7万270円である。

歳入の主なものは、一般会計からの繰入金220万6,000円、諸収入の預金利子が26円、雑入が8万815円で、これは17年4月から12月分までの剰余金を雑入で受け入れたものである。

歳出では、公共下水道整備費は支出していない。公債費は、例年償還している元金及び利息分で221万6,730円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、公共下水道事業の今後の展望について質したところ、現在、県としては下水道整備構想の見直しを行っている。近く県に出向く予定である。理想的な構想の形としては、合併処理浄化槽を進める部分、農業集落排水事業を進める部分、そして旧志布志町においては都市計画の決定で用途指定してあるので、これについては農業集落排水は入り込めず、進められるのは公共下水道事業が基本になっているので、これらを勘案した構想を県に出し、協議する予定である。しかし、最終的には市の財政と住民のニーズをしっかりと見極めることが大切なので、財政との詰めや住民の意向調査を行いた

いと考えている。

また、国においては、休止中という言葉はなく、継続か中止しかない状況の中で、将来へ向けた結論は未だ出ていないので、来年度、意向調査費が認められれば何らかの結論を見いだせるのではないかと考えているとの答弁でありました。

次に、旧志布志町においては、7年ほど前に、時の町長の意向もあり、担当課である建設課は進めたい。しかし、財政課ははっきり無理であるとの判断を議会に示した経緯があるが、今の建設部はどのような認識に立っているのか質したところ、排水対策の必要性は十分感じており、その抜本的対策としては、公共下水道事業が第一であると思う。しかし、単年度でも1億8,000万円ほどの純然たる一般財源が必要であり、その後、市街地の空洞化も進んでいる中で、公共下水道が今も何としても必要なのかも含めて、改めて検討する必要がある、住民の意向と併せて慎重に協議しなければならないと考えているとの答弁でありました。

以上のような質疑を終え、次に市長に出席を求め、総括質疑を行ったところであります。

主な質疑として、公共下水道事業については、市長も判断に苦慮する立場に立たされていると思うが、この事業に対して、市長は基本的にどのような考えをもっているのか質したところ、公共下水道事業については、旧志布志町の市街地の状況を考えたとき、当然必要なものと考えますが、これまでの経緯を聞く中で、その実現化に向け努力されたにもかかわらず、厳しい状況が続いてきたと認識している。さらに、その後の人口動態や社会情勢の変化を考えたとき、志布志市としては合併処理浄化槽、農業集落排水、公共下水道の在り方も含め、どういった方向で今後進められるのか、もう少し見極められる時間をいただきたい。その前提として、財政状況と住民ニーズもつかんでおく必要があると考えているとの答弁でありました。

次に、都市計画で用途地域が指定されているが、その後、人口も上の台地に移動してきており、進むかやめるかの判断をする時期に来ていると思う。合併による新しいまちづくりを推進する上では、事業規模を縮小してでも、必要性の高い事業なので、実施できる方向で検討をするべきではないかと質したところ、合併前に財政シミュレーションが行われ、新市のまちづくり計画が策定されたが、財政状況が厳しく推移していく中、新たな財政シミュレーションが必要ではないかということで、今、その作業を行っており、その結果が出た上で改めて公共下水道事業に予算措置できるものか、結論が出てくるものと思っている。人口動態が上に移っている中で、ブロックごとの事業が可能かどうかということも併せて検討したいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第26号、平成17年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第27号、平成17年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入総額が1億5,345万1,066円、歳出総額が1億4,800万9,858円、差引額が544万1,208円である。

歳入の主なものでは、公営企業収入の事業収入の収入済額は1億1,032万8,630円で、内訳は国民宿舎事業収入が1億606万2,878円、遊園地事業収入が426万5,752円である。繰入金的一般会計繰入金の収入済額が1,078万1,000円、国民宿舎等積立基金繰入金が1,175万9,000円、雑入が2,058万1,898円である。

歳出の主なものでは、管理費が支出済額で9,664万3,021円で、主な支出としては、需用費が遊園地キューピクル修繕料として65万8,453円、国民宿舎管理委託料が9,107万4,036円、遊園地遊具施設賃借料が253万7,181円、公課費が消費税等で134万4,800円、公債費の支出済額は、ボルベリア建設に伴う償還金の元金及び利子の5,136万6,837円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、遊園地は1年を通して稼働しているのか。また、運営状況についてはどうか質したところ、7、8月の夏休みの間と年末年始は無休である。通常は火曜日が休園で、大雨等がない限り営業している。園地事業の12年度からの事業実績で見ると、12年度がプラスの100万2,363円、13年度がプラスの34万5,883円、14年度がマイナスの115万5,682円、15年度がマイナスの171万1,530円、16年度がマイナスの454万651円、17年度がマイナスの605万260円で、ここ4年間は赤字運営が続いているとの答弁でありました。

次に、種田山頭火の二つの句碑については、特別会計から支出した経緯があるが、宿泊者や利用者の感想などはどうなっているのか質したところ、設置当初は文化協会の方々が総会などで来られたり、その方々の知り合いや俳句関係者が見学されていたが、現在はそのためだけに来る人はいない。今後はもっと理解されるように、日本タオルのようなものを無償で配布したりして、PRできないものか考えているところであるとの答弁でありました。

次に、現在の国民宿舎ボルベリアダグリのパンフレット等には、山頭火の句碑についての情報が記載されたものがあるのか質したところ、現在の分にはないが、これまでの分がまだ多く残っているので、今後、再度作るときには掲載し、PRに努めたいとの答弁でありました。

次に、ボルベリアダグリが、リニューアルオープンして以降、何回か検討された露天風呂の計画については、現在どうなっているのか質したところ、現在の厳しい経営状態では、採算性を考えたとき難しいような気がする。今のところ、そのことについては話がとぎれているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第27号、平成17年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第28号、平成17年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、歳入総額が7,722万8,556円、歳出総額が7,602万4,983円で、歳入歳出差引残額は120万3,573円である。

歳入の主なものでは、公営企業収入のと畜場使用料が1,809万5,550円、冷蔵庫使用料が483万8,220円、部分肉処理施設使用料が1,050万円、雑入では、電気料の志布志畜産負担分が818万1,666円、旧町からの歳計剰余金が3,561万1,953円である。

歳出の主なものでは、総務費の積立金が995万6,847円、これは、と畜場事業積立基金への積立てである。公課費が消費税の納付で150万3,000円、事業費の需用費、光熱水費は主に電気料で818万5,600円、公債費の元金の償還金利子及び割引料が5,385万9,613円、利子が162万9,254円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、既に譲渡された後ではあるが、豚のと畜場状況が、年間で前年比1万9,542頭減になっている。その主な原因について質したところ、大規模農家の生産農家の方々が飼料会社との兼ね合い等で、他のと畜場へ出荷されたりしたことによる減少が約60%から70%程度影響している。他には、高齢化により廃業された分による減などがその主な原因であるとの答弁でありました。

他には質疑はなく、以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第28号、平成17年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第29号、平成17年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定につきまして、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

執行部の説明によると、水道事業の決算は、収益的収入及び支出の収入では、上水道事業収益1億100万938円、簡易水道事業収益7,290万8,007円である。

支出では、上水道事業費用として5,928万6,739円、簡易水道事業費用として1億936万6,236円を支出している。

資本的収入及び支出では、上水道資本的収入が37万5,000円、簡易水道資本的収入が3,758万8,057円となっている。

支出では、上水道資本的支出が3,440万9,658円、簡易水道資本的支出が6,292万93円である。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,936万6,694円は、損益勘定留保資金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんした。

水道事業損益計算書では、営業収益が1億4,607万6,693円、営業費用が1億3,267万8,796円、営業収益から営業費用を差し引いた1,339万7,897円が営業利益である。当年度の純利益は401万7,138円である。

水道事業貸借対照表では、資産の部で有形固定資産が37億8,485万2,562円、流動資産で現金、預金、未収金、メーターの貯蔵品などで5億7,997万5,520円、資産合計は43億8,501万8,528円である。

負債の部では、固定負債が4,631万2,592円、流動負債が1,369万1,032円で、負債合計が6,000万3,624円である。

資本の部の資本金合計が23億5,329万6,252円、資本剰余金合計が16億2,065万3,601円、利益剰余金合計が3億5,106万5,051円、負債資本合計が43億8,501万8,528円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、余剰水の関係では、旧志布志町時代にアクアネットと契約を交わしているが、本年1月以降、新市になって供給単価も含め、契約を更新しているのか、または志布志町時代の契約がそのまま続いているのか質したところ、そのまま引き継がれており、年度ごとの更新となっているので、本年度で新契約は交わしている。社会的情勢も大きくは変わっていないので、供給価格もそのままである

との答弁でありました。

次に、剰余金計算書の資本剰余金の部の受贈財産評価額の内容について質したところ、水道事業でつくった財産ではなく、出来上がったものを頂いたものであり、一番多いのは港湾の施設に敷いてある配水管を財産として水道事業が受け取ったものである。他に大きな宅地造成があった際の、配水管等も含んでいるとの答弁でありました。

次に、簡易水道が合併して多くなった中で、旧志布志町では上水道が補てんしていたが、上水道も施設の老朽化もあり、2、3年後は事業展開を図る上で大変になると思う。今後は価格差の議論も出てくると思うが、料金体系も含め、今後の対応策をどのように考えているのか質したところ、旧志布志町では上水道と簡易水道の比率は10対1の比率であったが、合併によって5対5の比率になった。施設の老朽化等もあり、確かに問題を抱えているが、幸いなことに、今の起債の償還については、17年度がピークであった。これから平成26年度までの間に約3分の1に起債の償還額が減少するので、その目減り分の一部を施設整備に充てるなどして、当分の間、料金の値上げを食い止めたいとの答弁でありました。

次に、旧志布志町においては、大迫水源地の亜硝酸の問題が常に取りざたされ、通山地区での利用者が増えていく中で、新たな水源確保を求めてボーリングも行われたが、良い結果が出なかった。今後の対策が急務ではないかと質したところ、大迫水源地については、平城の水を希釈して使う方法もあったが、1,000 tの水では希釈にもならないので、周辺のボーリングも行ったが、良い結果を得られなかった。しかし、昨年度に森山水源地近くの電気探査を行い、本年度、県の事業である水資源の開発といったような事業の採択を受け、県が事業の発注を既に行っている。現在、今の水源地の近くをボーリングしているので、その結果を見て、現在も水源地の隣りに湧水で捨てている水が相当数あり、その分も含め、目標として森山水源地で5,000 tを見つけたい。そのめどが立てば、森山水源を一定の水源地として確保し、希釈水及び町原台地高台の増圧の除却ができれば有り難いと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、認定第29号、平成17年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定につきましては、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、平成17年度志布志市各特別会計歳入歳出決算認定に関する特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要とその結果についての御報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから8件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから認定第22号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから認定第22号について採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。

認定第22号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成

の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（谷口松生君）** 起立多数であります。したがって、認定第22号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第23号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから認定第23号について採決します。

認定第23号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、認定第23号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第24号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから認定第24号について採決します。

認定第24号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、認定第24号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第25号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから認定第25号について採決します。

認定第25号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、認定第25号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第26号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから認定第26号について採決します。

認定第26号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第26号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第27号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第27号について採決します。

認定第27号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第27号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第28号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第28号について採決します。

認定第28号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第28号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

これから認定第29号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから認定第29号について採決します。

認定第29号に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第29号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。

日程第34、承認第36号から日程第39、議案第137号まで、以上6件については、会議規則第39条第2

項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第36号から議案第137号まで、以上6件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

日程第34 承認第36号 専決処分の承認を求めることについて

（志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（谷口松生君） 日程第34、承認第36号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第36号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成18年12月1日から、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律が施行されることに伴い、緊急に志布志市手数料条例を改正する必要が生じ、平成18年11月27日に志布志市手数料条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（稲付道憲君） ただいまの承認第36号の専決処分について、補足して御説明を申し上げます。

新旧対照表は、志布志市議会付議案件説明資料の1ページに掲載いたしておりますのでお開き願います。

志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、同条例の第6条第1項第6号の別表第3に、今回制定された犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）第33条の規定に該当する者を加えようとするものであります。

今回の改正は、平成18年12月1日の犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の施行に伴い、専決により条例改正を行ったものであります。この法律は財産に対する罪等の犯罪行為により、財産的被害を受けた者に対して、被害回復給付金を支給することによって、その財産的被害の回復を図ることを目的として制定されたものであります。また、今回の志布志市手数料条例の一部改正につきましては、同法第33条に市町村長は検察官、若しくは被害回復事務管理人又は被害回復給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、対象被害者若しくはその一般承継人又は資格裁定が確定した者の一般承継人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる旨の規定がなされたことにより、平成18年11月27日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第36号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第36号は、承認することに決定しました。



日程第35 議案第133号 損害賠償の額を定め、和解することについて

日程第36 議案第134号 損害賠償の額を定め、和解することについて

日程第37 議案第135号 損害賠償の額を定め、和解することについて

日程第38 議案第136号 損害賠償の額を定め、和解することについて

日程第39 議案第137号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（谷口松生君） 日程第35、議案第133号から日程第39、議案第137号まで、以上5件については関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第133号から議案第137号までの損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、公用車事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、平成18年7月26日、午後3時50分頃、宮崎県都城市の都城文教社前の三差路で、帰庁のため、国道269号方向に右折しようとした公用車の右前方部が、一時停車していた宮崎県都城市の医療法人啓仁会の所有する普通乗用車の左前方部に接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、公用車が左右の確認を十分に行わず右折したためであり、過失割合を市が100%とするものであります。

議案第133号は、普通乗用車の原形復旧等に要した費用を賠償するもので、損害賠償の額を19万7,350円とし、和解の相手は医療法人啓仁会であります。

議案第134号は、同乗者の診察費等に要した費用を賠償するもので、損害賠償の額を2万5,484円とし、和解の相手は〇〇〇〇氏であります。

議案第135号は、同乗者の診察費等に要した費用を賠償するもので、損害賠償の額を2万4,944円とし、和解の相手は〇〇〇〇〇氏であります。

議案第136号は、同乗者の診察費等に要した費用を賠償するもので、損害賠償の額を2万4,944円とし、

和解の相手は〇〇〇〇氏であります。

議案第137号は、同乗者の診察費等に要した費用を賠償するもので、損害賠償の額を2万4,944円とし、和解の相手は〇〇〇〇氏であります。

以上、5件について説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから5件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**○28番（重永重久君）** 1点だけ伺いをしておきたいと思いますが、人間誰も過ちというのは時としてあるわけですので、やかましく言うつもりではありませんけれども、前回の定例会に、9月議会ですね、物損事故が8月の11日ということで、9月議会に提案されたわけですけど、今回の案件は7月26日ということで、9月議会になぜ間に合わなかったのかなあと、いろいろ考えていますけれども、後に案件が出ておりますが、人身的なもの、診療を要するものということで遅れたのかなあとと思いますけれども、やはり9月議会に、そこまで長い期間、診療を要したのかなあと、和解にどうして手間取ったかなあとというのがちょっと不信に思ったものですから、質疑をするわけですけど、そこらあたりをですね、明快にひとつ説明をしていただきたいというふうに思います。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、教育委員会の方に回答させます。

**○教育長（坪田勝秀君）** 説明いたします。

本案につきましては、教育委員会が依頼した要件で出張をお願いして発生した事故ということでございます。その要件の中身を申し上げますと、教育委員会といたしましては、文化振興課を中心といたしまして、学術的にも大変価値のある陶器、あるいはまた書額、絵とか書とか額縁、びょうぶ、保管しておりますが、それらの中にはちょっと損傷のひどいものもございますので、できるだけ早く修復しとった方がいいんじゃないかということがかねがね言われておりました。修復作業をするとなりますと、これは特別な技術を要しますので、誰でも彼でもできないよねというような話から、どなたか近くにいらっしやらないだろうかという話をしておったんですが、たまたま、この運転をしていただきました方が、そういう自分でも書歌を作成する人であったものですから、それで都城近くにそういうかねて付き合っている所があるということでしたので、行ってもらったという、こういういきさつで7月の26日という事故であったわけでございます。

それで、今、御質疑のとおり、どうして8月、あの時に一緒にできなかったのかということでございますが、ちょうど先ほどの市長の説明にありましたように、相手方が乗っている方々が高齢の方々でございますので、すぐ診察をし、そしてすぐに前回の議会に間に合うような診察結果等ができなかったということであったものですから、慎重に、もし後遺症でもあったり、あるいはまた大変だということで、人身事故ですね、いわゆる。発生するといけないので、慎重に診察等をしてくださいということをお願いをいたしましたところ、そういうことで時間がかかりましたので、今回になったということでございます。

以上でございます。

**○28番（重永重久君）** よく理解をしたわけでございますけれども、所管は教育委員会だったんですか。前回もそうであったわけでございますが、2件とも止まっている車に衝突をすると、基本的に100%悪

いのは当然なわけですね。今後その対策を十分、教育委員会としてもやって、他の所管もですけれども、やってもらわないと、なぜ教育委員会だけがこんなに止まっている車にぶつけるような騎手を乗せるのかなと思うわけですね、運転手。そこらあたりは今後教育をしたり、再発防止の体制を教育長のですね、思いはどういう思いをもっていらっしゃるか。

**○教育長（坪田勝秀君）** 委員御指摘のとおり、本当に大きな事故には、ならなかったとはいうものの、ある意味では初歩的な運転ミスということになるわけでございまして、私もその後、関係職員には十分注意を、喚起をしまいいりましたし、特にまた、場合によっては、その事業内容によりましては、何人かを乗車させて移動したりするという事もないわけではございませんので、十分気を付けて、そして場合によっては公共機関を利用するようというように指導をしているところでございます。前回同様、議員の皆様方には大変御迷惑をおかけいたしまして、反省をいたしております。今後、こういうことがないように十分注意をし、指導してまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第133号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。

議案第133号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第133号は原案のとおり可決されました。

これから議案第134号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。

議案第134号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第134号は原案のとおり可決されました。

これから議案第135号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。

議案第135号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第135号は原案のとおり可決されました。

これから議案第136号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。

議案第136号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第136号は原案のとおり可決されました。

これから議案第137号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

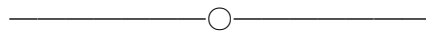
これから採決します。

お諮りします。

議案第137号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第137号は原案のとおり可決されました。



#### 日程第40 議案第138号 志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第40、議案第138号、志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第138号、志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、市の機関にかかわる申請、届出、その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法、

その他の情報通信の技術を利用する方法により、行うことができるようにするための共通する事項を定める必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○総務部長（隈元勝昭君）** 志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、補足して御説明を申し上げます。

本案件につきましては、県内の全市町村で組織されました鹿児島県電子自治体運営委員会が中心となりまして、鹿児島頭脳センターを事務局にし、共同研究及び共同開発・運営されてきているものであります。現在、県下では41市町村が運用し、残り8市町村が運用を始める準備をしているところであります。本市におきましても、合併が平成18年1月であったことから、今回、手続等については、開設時期を平成19年4月1日に予定をしたところであります。今回、その運用に関する志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を上程をさせていただいたところでございます。

それでは、本条例の説明でございますが、はじめに本条例の第1条は目的、第2条第1項から第15項は、用語の意義を定めております。第3条第1項から第4項は電子申請、手続の方法、条例の適用方法、申請・届出の到達時の認定、署名方法等に関する事、第4条第1項から第4項につきましては、電子申請届に対する処分、通知等に関する事、第5条第1項から第2項については、電磁的記録による縦覧方法等に関する事、第6条第1項から第3項につきましては、申請・届出に対する書面に代わる電磁的記録の作成、署名等の方法等に関する事、第7条は情報通信技術を利用した手続業務の利用状況の公表に関する事を定めております。

なお、従来、各種の申請・届出等の手続につきましては、それぞれ書面、紙によることが条例で定められておりますが、本条例を定めることによりまして、パソコン等で作成された情報通信の技術の利用により提出された電磁記録による申請・届出などの手続についても、従来の書面によるものと同等とみなすことを、関係するすべての条例に適用することになります。

以上、本案につきまして、よろしく御審議をいただくようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第138号は、総務常任委員会に付託いたします。



**○議長（谷口松生君）** ここでお諮りします。本日の会議は、時間を延長したいと思います、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間延長することに決定しました。



**日程第41 議案第139号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（谷口松生君） 日程第41、議案第139号、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第139号、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、租税特別措置法施行令の一部改正による同令の条の繰上げが行われたことに伴い、条例中の当該条名を引用している部分を改める必要があるため提案するものであります。

内容につきましては、本文中に規定してある租税特別措置法施行令第28条の13が2条繰り上がり、第28条の11になったものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 議案第139号につきまして、補足して説明を申し上げます。

資料につきましては、執行部資料の4ページから5ページでございます。

所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、同法附則及び租税特別措置法の規定に基づき、特別措置法施行令の一部が改正され、第28条の6と第28条の8が削除されました。したがって、この28条の13が第28条の11に繰上げとなったものでございまして、本条例の引用条項が改正になります。繰上げになったためにですね、改正になるものでありまして、今回の提案でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第139号は、総務常任委員会に付託いたします。



**日程第42 議案第140号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（谷口松生君） 日程第42、議案第140号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第140号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、犯罪被害者、公害健康被害者等、社会保障を要する者の戸籍に関し、法律で条例の定めるところにより、無料で証明を行うことができるものとされるものについて、漏れなく手数料を免除できるように定める必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し

上げます。

**○市民部長（稲付道憲君）** それでは、議案第140号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足して御説明申し上げます。

志布志市市議会付議案件説明資料の6ページに新旧対照表を掲載いたしておりますので、お開き願います。6ページの方に掲載いたしております。

改正は、下線の部分でございます。第6条第1項第6号中、「別表第3に掲げる者から、当該証明の」を「当該法律に規定する者から」に改めるものでございます。

今回の改正は、公布済の未施行の法律及び今後制定される法律の施行に伴い、当該法律に「市町村の条例で定めるところにより、戸籍に関し無料で証明を行うことができる。」等の規定がなされているものにつきまして、窓口等で証明の交付を申請される方が、法施行後、直ちにこのサービスを受けられるように、包括規定として改めるものでございます。

したがって、犯罪被害者、公害健康被害者などの社会保障を要する者の戸籍に関し、その申請のあるものについて、法律で条例の定めるところにより無料で証明を行うことができるものとされるものについて、漏れなく手数料を免除できるよう定めるものでございます。

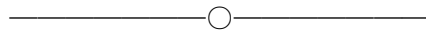
以上で補足説明を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第140号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



### 日程第43 議案第141号 志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**○議長（谷口松生君）** 日程第43、議案第141号、志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第141号、志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、乳幼児医療費助成制度の利用者の利便性の向上を図るため、助成金の支給に自動償還方式を導入することに伴い、利用者が保険給付を受ける際の手続等を定める必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 議案第141号、志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

資料につきましては、7ページをお願いいたします。

提案理由にもございましたが、今回の一部改正は、乳幼児医療費の助成金の支給方法が自動償還方式に変わることに伴い、その変更に必要な手続等を定めるために条例の一部を改正するものでございます。

鹿児島県の場合、利用者が医療機関で保険診療に係る一部負担金を支払った後、市の窓口で助成金の申請手続を行う償還払い方式をとっておりましたが、今回の助成方法の見直しでは、市が交付する受給資格者証を提示して受診すれば、助成申請書を提出する必要はなく、後日、指定口座へ自動的に振り込まれる自動償還方式となるものでございます。この改正に伴い、利用者の煩雑な申請手続が不要となることや、少額の助成であっても確実に給付されるなどのメリットがあるところでございます。

それでは、議案の内容でございしますが、第2条第6項中、「4月又は5月」を「4月から7月まで」に改めるものでありますが、これにつきましては、市民税課税世帯、非課税世帯の判定時期について、国民健康保険の期間と同じにするものでございます。これにつきましては、乳幼児医療費助成制度の利用者で、高額療養費の対象者となった場合、一方では非課税扱いなのに、他方では課税扱いとなることもあり、利用者の理解が得られにくい事態や、事務の煩雑さが想定されることから、国民健康保険法と同じ4月から7月までの期間に改正するものでございます。

その他、第6条から第9条の改正及び第8条第2項の追加につきましては、利用者の手続等のための条文整理に伴うものでございます。

附則でございしますが、公布の日から施行し、平成19年3月1日以降の診療分から適用することとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第141号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



**○議長（谷口松生君）** お諮りします。

日程第44、議案第142号から日程第48、議案第146号まで、以上5件については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第142号から議案第146号まで、以上5件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



**日程第44 議案第142号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について**

**日程第45 議案第143号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について**

**日程第46 議案第144号 コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について**



**日程第47 議案第145号 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について**

**日程第48 議案第146号 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について**

○議長（谷口松生君） 日程第44、議案第142号から日程第48、議案第146号まで、以上5件については、指定管理者の指定関係であり、関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 議案第142号から議案第146号の提案理由の説明を申し上げます。

議案第142号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、城山総合公園の運動施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者となる団体を、社団法人志布志市シルバー人材センターとし、指定の期間を平成19年4月1日から平成22年3月31日までとするものであります。

次に、議案第143号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志運動公園の運動施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者となる団体を志布志市公共施設等管理公社とし、指定の期間を平成19年4月1日から平成22年3月31日までとするものであります。

次に、議案第144号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、コミュニティセンター志布志市文化会館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者となる団体を志布志市公共施設等管理公社とし、指定の期間を平成19年4月1日から平成22年3月31日までとするものであります。

次に、議案第145号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市やっちくふれあいセンターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者となる団体を有限会社サンエス総合ビルメンテナンスとし、指定の期間を平成19年4月1日から平成22年3月31日までとするものであります。

次に、議案第146号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市有明体育施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者となる団体を社団法人志布志市シルバー人材センターとし、指定の期間を平成19年4月1日から平成22年3月31日までとするものであります。

以上、議案第142号から議案第146号まで説明申し上げましたが、詳細につきましては、資料を配付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから5件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**○15番（長岡耕二君）** 1点だけ質疑させていただきます。

志布志市文化会館などは、音響施設など、特殊な技術が必要ではないかと思いますが、その点は大丈夫か質疑いたします。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましてお答えいたします。

この指定管理者は、以前から一部委託していた業者だったということでございまして、今後もスムーズに業務の運営、管理ができるものということで、安心して任せることができるんじゃないかというふうに思っております。

詳細につきましては、補足して教育委員会の方に回答させます。

**○教育次長（山裾幸良君）** ただいまの質疑にお答え申し上げます。

音響施設のことについての委託はどうするのかということでございまして、この指定管理者につきましては、施設の管理を委託するというので、音響施設については別途、教育委員会の方で別に委託をする考えでいるところでございます。

以上でございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○18番（木藤茂弘君）** 3件ほど、お伺いしたいと思いますが、先の質疑についても音響は別だということでしたが、この指定管理者についての、いわゆる行わせる業務の範囲という中で、3項の中ですら、いわゆるそれぞれの施設の維持管理に関する業務というのがあるわけですが、現在までにはそれぞれつり物はつり物のいわゆる業者、あるいは維持管理というのは清掃、主にそうしたものへのいわゆる受託ということで、別々に出しておったわけでございますけど、その範囲をどこまでこの現在の指定管理者候補に上がっておる方にさせるのかということが1件。

次に5件の指定管理者の分が出たわけでございますが、このうちいわゆる指定管理者としての適格者であるかないかという面について疑問視する業者も多々あるように私は感じておるわけでございます。過去の実績から見てですね。そこで、指定管理者にした場合に、監督・指導は一括して財産管理の課の方でやるのか、それとも主管課の方でやるのかということ、それが1件。

もう1件につきましては、指定管理者選定委員という形の中で、それぞれの計画内容を検討されて、今回、指定管理者候補者として上げられておるわけでございますが、特に学識経験者、その他の代表者、この2名の委員について、どのような専門的な知識を持っておられるのか、その件についてお伺いしたいと思います。

以上です。

**○教育次長（山裾幸良君）** 3点の御質疑だったと思いますが、管理の在り方についてですけれども、今まで業者に委託しておりました保守点検業務、そういうものにつきましては、清掃業務を含めて指定管理者の方に委託するというのでございます。

それから、先ほどちょっと申し上げましたけれども、保守点検という言葉をつかいましたが、オペレーターのいわゆる委託については教育委員会ですと。いわゆる行事があるときに、オペレーターを雇

って、そして照明と音響と、調整をしていただくオペレーターについては教育委員会ですと。その他の管理業務、保守業務、その他については、指定管理者が行うということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、当然、管理については教育委員会の方に委任されておりますので、教育委員会が管理委託することになるかと思っております。

以上でございます。

**○総務部長（隈元勝昭君）** 指定管理者選定委員会の委員の内容等について御説明を申し上げます。

学識経験者といたしまして、税理士の坂本健二さんをお願いしております。それから、庁内代表でございますが、助役、それから教育長、それから私、総務部長、3名入っております。それから、その他の識見者としては、市の校区自治会連絡協議会の会長であります竹井道德さんをお願いをしているところでございます。

**○18番（木藤茂弘君）** 私が懸念するところは、学識経験者なり、その他の代表者の方々のいわゆるそうしたあれもお聞きしたわけでございますが、特に指定管理者制度を導入する形の中で、管理とはどんなものか、それに対応する業者の資質はどんなものか、これらについていろいろと検討の上されたこととは思いますが、特に指定管理者ができない内容業務、再度その指定管理者が責任をもって管理しなくてはならない業務は、多々あるわけでございます。これらについて、特に定期的な保守点検、そうしたものに等についての管理、監督、指導という分は当然、先ほど次長の方で答弁がありましたように、教育委員会の方でやるということでございますので、再度確認をいたしますが、ただいま申し上げました、その指定管理者の指導監督等については、十分気配りをしてやるということ でなければいけないわけでございますが、この点について、再度お伺いしたいと思っております。

**○教育次長（山裾幸良君）** お答え申し上げたいと思っておりますが、指定管理者に指定した場合に、専門的な委託業務につきましては、一部委託と、指定管理者が委託して、その専門に任せるということになろうかと思っておりますので、そのへんについては教育委員会と十分連携をとりながら、配慮しながら、指導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○19番（岩根賢二君）** 議案の第142、143、144については、申請団体が3団体あったということで資料にありますが、他の2団体についての資料は何も提示されないものか。それと、点数で表示がしてあるわけですが、我々としては点数をぽんと出されても、ここがこうだから、こういう点数でしたよという資料があれば、もっと理解がしやすいんですが、その提示はできないか。

以上、2点についてお願いします。

**○総務部長（隈元勝昭君）** お答え申し上げます。

まず、この団体が3団体と2団体ということでございますが、このことにつきましては、それぞれが応募された部分で審査をしておりますので、その数であります。

そして、その採点項目ということでございますが、いかなる審査基準を設けたのかということでございますが、この審査基準といたしましては、まず一つは住民の平等利用、安全な利用の確保が可能かど

うかということで点数を40点、ここで設けてあります。それから、2番目が施設の効用の発揮、サービスの向上が可能かどうか、そのことについても60点という点数で設けてあります。それから、3番目に適切な維持管理、経費節減が図られるかどうかということで30点設けてあります。それから、4番目に施設運営能力、人的あるいは物的な能力があるかないかを70と見まして、総体で200点の点数を採用して、そこから割り振っているところでございます。審査基準といたしましては、そのようなことで審査をさせていただいたところでございます。

以上です。

**○19番（岩根賢二君）** ここに業者が選定しているということですが、応募があった他の団体については、開示をしないということですか。そのようになっているんですか。

それと、今申された点数の配分ですが、我々がもっている資料には1,000点満点と書いてあるわけですが、

**○総務部長（隈元勝昭君）** お答え申し上げます。

5名おりますので、200点の1,000点という評価の仕方でございます。

以上でございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○11番（立平利男君）** 今、点数化の問題が出ておりますが、1,000点満点ということで、その合計が最も高くなった団体を選定するということになっておりますが、5件ですか、見てみますと、800点を超える点数で採用、800点近くなっても2番目でも採用されていない状況がございます。そういう中で、700点足らずでも採用となっておりますが、やはりこれ等については、基準を設けるべきだなという思いがします。点数が低くても採用されるというのは、1団体あったわけですが、これについてはやむなく採用した。市民の目もあろうかと思いますが、そこについてはどうお考えなのか。

**○総務部長（隈元勝昭君）** お答え申し上げます。

この1,000点でそれぞれに較差があるがどうなのかということでございますが、確かにそれぞれの案件につきまして、私どもの方が審査の選定基準ということで、事業計画による施設の運営、住民への平等利用を確保することができるかどうか。事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮できるかどうか。あるいは事業計画書の内容が施設の管理にかかわる経費の縮減が図られるものかどうか。それから、事業計画に沿って、管理は安定して行う物的能力及び人的能力があるかどうかという面から、それぞれ5人の委員が点数をもってやった結果、そういった差が出ているものであります。

それから、一つしかなくて、それが決まっているんじゃないかということでございますが、ここにつきましては、保守管理関係では実績をもっておりますし、特にそういう清掃活動等も業として、例えば私どもが、市の方が委託管理でいろんな委託契約をするわけでございますが、そのときの委託の相手にもなって、実績もございまして。そういった関係で、ここについては1社しか応募がなくて、その結果、審査した点数がこの結果であります。

以上でございます。

**○11番（立平利男君）** 1社うんぬんを言っているわけではないと思っております。評価点が1,000点

満点の800点以上でないと、団体指定しませんよという、そういう評価は考えていなかったものか。当然、部長が今、話をしたように、評価点が低いわけですから、指定管理者にそれでいいものか、そういうのがやはり疑問の対象になるんじゃないかと思います。1,000点満点ですので、せめて800点ないと指定管理者として指定しませんよ。3団体であろうとも、その評価点に達しない場合は不採用という、そういうような観点は考えていらっしやらなかったのか、それをお伺いいたします。

**○総務部長（隈元勝昭君）** 評価点につきましては、確かにその1社で700点に近い数字でしかなかったわけですが、そこでも5人の委員等で点数のことも協議はしたわけですが。ただ、その協議の中でのそのラインを引くという議論には至っていないんですけれども、まあ過去のそういう委託を受託した経験、そういうものも勘案して、十分やっているだろうという、そういうことで判断はしたところでございます。

以上でございます。

**○11番（立平利男君）** ちょっと理解が難しいと思いますが、選考委員の委員会としては、750、800ないと、指定しないよというのは、そういう問題になろうかと思います。1社だろうが、3社だろうが、700以下、3社あるところは800近くでも採用されない、そういう矛盾があるんじゃないか、そこをどうお考えなのか。1社として、まあ3社でも600点台でも指定しますよと、そういうとらえ方でいいんですか。私が言いますのは、やはりある程度の評価点を設けないと、公正さ、疑問を抱くよと、そういう質疑にしたいと思っております。

**○総務部長（隈元勝昭君）** その最低、例えば今おっしゃる、その最低基準か何かを設ける必要があるんじゃないかと、その議論だと思いますが、今回については、その最低基準を設けるということにはしておりませんでした。ただですね、今後こういうことも、今後はまたそういうことも検討して、次の指定管理の部分でまた議案で出てくる場合は、そのへんの最低基準ということをもた委員会等で協議をしたいと思っております。ただ、この前の協議の中では、その最低基準を設けるということには至っておりませんでした。

以上でございます。

**○25番（小園義行君）** これは即決ですよ。じゃあそれぞれお願いします。

この142号、これは募集説明会には何社見えたのか。そして、先ほども出てましたが、その申請団体は開示ができないということですが、それぞれどういったところが説明会に来られて、申請をされたのはどこの団体だったのか、再度それをお聞きしておきたいと思っております。

そして、細かいのでいきます。それぞれのその説明会に来られたのは、この5本ですかね、お願いをします。そして、その団体はどこだったのか開示ができないということで、再度お聞きをしておきたいと思っております。

そして、144号、ここは志布志町の文化会館ですが、あそこは事務所の中にそれぞれ他の団体等も今、混在して入っておられます。そういった所の事務所の利用の在り方、そこはどういうふうにならっていくのかですね、ちょっとお願いをします。

そして、今出ました、この1,000点の満点の中で、先ほどの答弁ですと、今回はそうだが、次は設け

るという、こういういい加減なことではいかんと思います。きちんと、その1,000点満点のうち、ここまでないと3社こようが、4社こようが駄目だよという事でないとですね、それぞれの維持管理を任せるわけですから、しっかりしたものがないと駄目でしょう。当局としての、その考え方を持った上で提案がされるというのが基本だろうと思います。そこについて、再度、考え方を。今回はこれで認めてちょうだいて、今度出てきたときは、それを設けるで、こんな考え方はおかしい。

そして、4点目にこの四つの中で、40点、60点、30点、70点という、この配分をですね、それぞれ持ち点として200点を、一人されたんですが、この40点、60点、30点、70点、この開きは何をもってこういう点数差が出たのかですね、そこをお願いします。

そして、5点目に、今回、社団法人、財団、それぞれあるわけですが、民間会社にその指定管理者を導入する際にですね、今回のここという意味じゃありませんよ。民間のいわゆる有限会社、そういった法人が申請があった際にですね、経営破綻とかいろんな心配を今するわけですね。文教厚生委員会で今回の事務調査で山形県の方に行かれて、PFI方式をしてですね、選定委員会が決定した企業が1カ月後に破綻をして、次の2番目のところに決まったという、そういった事務調査の報告もここに出ていますが、民間の企業をこういう形で出した際に、そういった破綻が仮に起きたと、そういったものについてのですね、その施設の維持管理、ここについてのそういう問題が発生したときの対応の在り方というのをどのように考えておるのかをお願いします。

**○総務部長（隈元勝昭君）** まず、1点目のその会社は公表できないかということですが、また後で御説明を申し上げますけど、会社名は公表は控えるということになっております。ただ、説明会に、城山運動公園について、今の議案についてでございますが、説明会に来られた団体は7団体でございます。応募が3団体でございます。

それから、志布志運動公園の方に説明会に来られた団体は9団体、応募されたのは3団体でございます。

それから、文化会館に説明に来られたのが5団体、応募されたのが3団体。

それから、やっちくふれあいセンターの方が、説明会に来られたのが3団体、応募されたのが1団体と。

それから、有明の体育施設の方に5団体、説明会に来られて、応募が1団体ということでございます。

以上がそのようなことですが、前後しますけれども、その倒産したらどうなのかということですが、確かにこの指定管理者制度というのは、民間を導入して、その管理運営について、今、全国でできるだけ行政の体質を簡素化しようということで導入が図られた経緯がございます。契約の中では、そのような例えば、ふさわしくない場合は、契約が解除できるという旨も、契約の中には必ず入ってまいります。そういったことも勘案しながら、契約の中では十分慎重に取扱いをしていくという形になっておろうかと思えます。

それから、後の分のその内容等については、行革の担当の課長の方から説明をさせたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**○行政改革推進課長（外山文弘君）** 私の方から2点ほど、補足して御説明申し上げます。

まず、審査基準の件でございます。まず配点の40点、60点、30点、70点の内訳でございますが、実際は1項目で40点ということではなくて、まず例えば事業計画書による施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるか、この点につきまして4項目設けております。それぞれ10点ずつ配点いたしております。それから、サービスの向上を図れるかという項目につきましても、4項目設けております。それから、経費等の縮減が図られるかという項目が2項目配点をしております。それから、物的能力、人的な能力等を有するかという項目で、6項目ほど設けております。それらの点数を大体10点ぐらいで配点をしてありますが、最終的には配点が200点ということでございます。

それから、応募団体の公表の件でございますが、まず基本的に、募集要項の段階で情報を開示することを募集要項の中でうたっておりません。また、一つには市の情報公開条例がございますけれども、その中で法人その他の団体に関する情報、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げる者以外については公表をしないということの中で、公にすることにより、当該法人の競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるということで、点数を公表をするわけでございます。そういう例えば業者名を出して、点数を出した場合に、極端な例で言いますと、極端に点数が低い場合に、他の市町村でこういう公募をされる場合に、不利益になる恐れがあるという可能性もあるわけでございますので、その点につきましては、一応A、Bという表現等でさせていただいたところでございます。

**○教育次長（山裾幸良君）** 1点ほど、事務所に混在している団体との関連はどうかということでございますが、今、志布志市文化会館の方には、生涯学習センターが入って、職員が4名ほどおりますが、そこで執務をしております。そして、管理をお願いする職員についても、管理公社の職員がその中で一緒になって作業をしていると、いわゆる貸出業務を行っているということで、なるべく連携をしながら、それぞれ教育委員会の事業等を含め、文化事業、生涯学習の事業を含めて、一体となった推進を図るよう努めているところでございます。

以上でございます。

**○25番（小園義行君）** それぞれ要項があるということで、そうだとことであります。ただ、この点数の件はですね、じゃあ仮にですよ、1社来られたときに、210点とかですよ、150点と、そういった点数でも了とされるということで理解をしいいんですね。

それと、どうなのか、そこらへんをですね。

そして、今回、指定管理者制度を導入されて始まるわけですけど、これをするることによって、本市のいわゆる行政改革、いわゆる金額的にですね、どれぐらいね、安くやっつけられるのかということで、それぞれの契約がどういった金額になっているのか、金額まで、これは議会を通過してからでしょうけど、その考え方として、そこらについてのお考えを教えてくださいませ。

**○総務部長（隈元勝昭君）** その点数の問題なんですけれども、これにつきましては、私どものその審査基準の中に詳細に項目が分かれておるんですが、その中で採点の基本的な考え方といたしまして、例えば10点中、良いという方が7以上、特に良いが9以上ということで、普通が6から5、あと劣る部分が4という、10点満点の場合はそういった積み上げでやっております。ここの場合も700点には届かない数字でございますが、このことも一応私たち5人の委員の中で協議をして、ここについては建築物の

清掃活動とか、そういうのを業としてやっている専門の業者でありまして、施設管理の運営については、ここならやってくれるだろうということで、今回はここに御提案をさせていただいたところでございます。

ただ、点数が2とか、それでもいいのかということなんですが、そういう部分はあり得ないというふうに考えているところでございます。点数の低い部分については、そういった管理等に対する実績を見たということで、今回はこの693点でありましたけれども選定をしたと、そういう形でございます。

以上でございます。

**○議長（谷口松生君）** 金額の考え方はわかりませんか。

**○行政改革推進課長（外山文弘君）** 金額のことではございますが、募集にあたりまして、過去2、3年間の平均をとりまして、その金額を一つの目安として標準額として示しております。その金額に対して、今回の応募のところにつきましてはそこをすべて下回っていると。最終的には、議員御存知のとおり、今後、指定の議決を受けましてから、年度ごとの年度協定により、具体的な金額の設定をするということになります。その点につきましては、もうなるべく削減効果が出るような内容にしたいというふうに考えています。

**○25番（小園義行君）** ちょっと部長、取り違えないでいただきたいと思います。私は、このサンエス総合ビルメンテナンスさんがそうだというふうに言ってるわけではないわけですし、当局として、どこまでの点数だったらいいよと、これは入札だってそうじゃないですか。最低制限価格、これを下回っちゃったりですよ、いろいろあったら駄目だといって、再度入札をやり直したりするわけでしょう。そこまで来なかったりとかいろいろあったらですね。だから、そういった点で、今後、今日から始まっていくわけじゃないですか。どこに指定しますよという、そういう問題について、きちんとした当局としての、その考え方をもってないと、仮に今後出てくるやつで、1社しかないときに、点数がとっても低くても、これが始まりなわけですし、今後、うちはそこまで行ってないけど、何で前は認めて、俺認めないんだという、そういうことにもなりかねないわけだから、当局としての基本的な考え方があって、この点数をわざわざあなた方が示されてるわけでしょう。これが見えないならいいですよ。ちゃんとこういうふうに、あなた方が見せているわけで、そこについてはここまでだったらOKとしましたというものがないと、点数をここに出す必要はなかったんじゃないですか、そうであれば。ぜひ、そのことについては、きちんとしたくりをした上で提案がされるべきだろうと。本当に真剣にこのことを議会に諮るという意味からしてですね、今回はこうだけど、次からはちゃんとそうしますと、そういうことでは納得いかないのではないですかね。

**○総務部長（隈元勝昭君）** この点数の基準でございますが、これについては先ほど申し上げましたように、大体7以上は良ということで、基準の中では設けているところでございます。若干ここがそういう基準については、若干は下回るところがあるんですけども、点数的には。しかし、そこを固有名詞を申し上げるわけではないんですけども、この会社につきましては、そういった管理的な能力があるということで、委員会等では判断をしたところでございます。点数的には非常に微妙なところではあったんですけども、内容等については、委員で協議をしたということでございます。



**○25番（小園義行君）** ここに出されているその業者の方がどうだということを言っているわけではないわけですし、そういうふうに部長がおっしゃるとですね、私が言ってるということになりますからね、そういうことじゃなくて、きちんと当局として、ここまでないと駄目よという、そういった線引きをされて提案されるのが、ごく当たり前じゃないですか。そうであつたら、わざわざですよ、点数も出さなきゃよかったのよ、これ。大変失礼でしょう、この会社にしたって、そんなことを言つたら。だから、当局としては、500点以上だつたらOKですよ、そういった基準というのをもってないとですね、これはわざわざ出す必要ないじゃないですか、ほんなら。そのことを言ってるんですよ。僕は、ここに出ている会社がどうだということを言ってるわけじゃないんですからね、間違わないでくださいよ。そういう答弁されると、僕がそういうふうに言ってるということになるじゃないですか。僕はそんな視点でものを言っていないですよ。

**○総務部長（隈元勝昭君）** この点数につきましては、700点に近い点数で良としたと、そういう考え方でございます。

以上でございます。

**○30番（福重彰史君）** 議案第144号と第145号、これは非常に関連がありますので、ここにつきまして質疑をいたします。

同僚議員がそれぞれ質疑をされておりますので、相当重複する部分もあるかというふうに思いますけれども、まず先程来、この申請団体については開示はできないということでございましたけれども、そのことにつきまして、再度、開示ができないのか、ここで公表できないのかということが1点と、それと、この議案第144号、これはコミュニティセンター志布志市文化会館、議案第145号は志布志市やっちくふれあいセンターということであるわけですが、この施設は概略、大まか類似施設というふうに私は考えるわけですが、提案者とされましては、このことにつきましては、どのようならえ方をされているのか、まず、この点からお伺いをいたしたいと思います。

**○総務部長（隈元勝昭君）** まず、その開示の件でございますが、先ほど御説明を申し上げたとおりでございます。御理解をいただきたいと思います。

それから、類似施設であるかどうかということでございます。確かに施設といたしましては、コミュニティセンター、ふれあいセンター、それぞれ内容等には、ホールとかそういったものを抱えておりますので、類似施設だと、そのように認識をしております。

**○30番（福重彰史君）** 大体、類似施設であるというような考え方であるようでございますけれども、開示ができないということでございますので、そうすると、この議案第144号のこの志布志のコミュニティセンターにつきましては、3団体で今回その指定管理者候補に志布志市公共施設等管理公社が上がっているわけですが、そうすると、このやっちくふれあいセンターにつきましては、1団体ということで、このサンエス総合ビルメンテナンスが候補として上がっているわけですが、大体同じような施設ということにもかかわりませず、この志布志市公共施設等管理公社が申請されなかったという理由が、いまいっしょに私にはつかめないわけですが、この団体は代表者が、いわゆる理事長が本田修一志布志市長でございます。そういうことで、同じような施設であり

ながら、いわゆる松山のやっちくふれあいセンターには申請をされなかったということについての明確な理由をお聞かせをいただきたいと思います。

**○総務部長（隈元勝昭君）** 御説明を申し上げます。

ここににつきましては、志布志の方は管理公社が受けていると、やっちくの方はどうして申請しなかったかということでございます。このことにつきましては、現在、管理公社の方でこの指定管理の間、管理をさせていたわけなんですけれども、管理上どうしても今の陣容では行き届かないと、無理があるということで、やっちくの方は管理公社としては辞退したと、そういったことでございます。人力的な配置ができていれば、できないことはなかったかも知れませんが、今回については人的に無理があると、そういったことで支障がある場合はもっと責任の所在が非常に難しくなるんじゃないかなあということで、今回については、このやっちくについては応募を控えたというところでございます。

以上でございます。

**○30番（福重彰史君）** 人事的な配置が難しかったということであるようでございますけれども、果たしてそうであるのかなというふうに思うわけでございますけれども、そのあたりの体制については、この管理公社がそういう施設等の管理について、すばらしいノウハウをもって、そしてこれまでの実績をもってやるということであればですね、早急にそういう人的体制を整えればできないわけじゃないと私は思うわけなんですよね。だから、そういうような形でいけばですよ、今後、じゃあ公共施設管理公社が何施設ですね、じゃあ指定管理者になれるのかということになってくると思うんですよ。やはりそういう点、明確ないわゆる同じ施設でありながら、類似施設でありながら、申請を出さなかったということに、これが単なる民間であればいいわけなんですよ。こういう公社、理事長がいわゆる市長であるという、そういう一つの組織であるわけですから、当然これはこういうところに申請を出すというのは当然のことじゃないですか。これは全く疑問を持たない方がおかしいと思うんですよ。むしろ疑問が出てくるのが当たり前じゃないですか。

それからですね、先程来、ちょっと出ていますけれども、その点についてが1点ですね。

それから、先程来、この評点のことがいろいろと言われておりますけれども、この評点が選定にどのように反映されたのか、いわゆる何点以上であれば及第点、いわゆる評価点であったのか。先ほどは700以上であれば良ということと言われましたけれども、しかし、この選定委員会の中にしっかりとしたそういう700点なら700点というような基準が設けられていたわけなんですか。その基準がはっきり設けられていたのか、それが2点目です。

それから、結局、今回このやっちくふれあいセンターですけれども、この中にいわゆるこの候補者が管理運営や施設活用を図る提案など意欲的でありということで、ここに掲げておりますけれども、他のところをこうずうっと、今回出されておるこの指定管理者、これについて見てみると、このような表現というのはあまりないわけなんですけれども、どのような意欲的な計画が出されたのか、この点を具体的にお示しをいただきたい。

この3点、よろしく申し上げます。

**○市長（本田修一君）** ふれあいセンターの方に公社の方で応募しなかったというのは、ただいま部長

が答弁いたしましたように、現在のところ、対応できるような体制でないということが主な理由であったようでございます。

**○総務部長（隈元勝昭君）** 併せて、補足して御説明申し上げますけれども、その同じような施設になぜできなかったかということでございます。確かにこのことについては、検討を重ねたんですが、時間的にとにかく人的配置が無理だということで、今回は見送らせていただいたところであります。当然、そういった指定管理者に向けて、そのような努力をしなければいけないというふうには十分感じているところでございます。

それと、その内容等について、それぞれの中身はどうなのかということで、説明等ではそれぞれの所管するところでの施設についての説明は行っておりますので、それについては教育委員会の方から説明をしていただきたいと思います。公募内容についてですね。

**○議長（谷口松生君）** 答弁準備のため、休憩します。5分休憩します。



午後5時27分 休憩

午後5時36分 再開



**○議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

**○総務部長（隈元勝昭君）** それでは、私の方で説明をさせていただきたいと思います。

その事業計画書等の内容等はどうなってるのかということでございますので、まず一つ目が施設の設置目的を十分理解し、その目的を効果的に達成できるかということで、そのところではその団体の経営方針なるものが示されております。

それから、関係法令、各条例に基づく施設の管理基準を遵守できるかどうかということで、事業計画書が出されております。

それから、住民の平等利用の確保は十分であるかどうかということで、その中身についてはまた事業計画書が示されております。

そして、利用者とのトラブル防止及びその対策方法は適切かどうかということで、これについても示されておるところでございます。

それから、事業計画のその内容が施設の効用を最大限に発揮できるかどうかということで、まずサービス向上をさせるための方策はどうなのかということで、そこにも利用者については努力するような旨が申請がなされております。

それから、利用促進、利用者への利用者増への適切な取組ができる。例えば企画力とか、その意欲とかいうのがあるかどうかということで、そこの中にも事業計画書で示されております。

さらに、住民の平等利用の確保は十分かということで、そこにも利用計画書が示されているところであります。

それから、利用者トラブル防止及びその対処方法ということで、先ほどと併せているんですが、そ

ういったことで努力をするということになっております。

それから、内容的にはそういったことで、計画書そのものが出てきております。

それから、3点目のその事業計画の内容が施設の管理にかかわる経費の縮減あるいは適切な維持が図られるかどうかということで、指定管理料の額の提示がされて、その収支計画書が示されているところでもあります。それで、その縮減内容が適切かどうかということで、そのことも検討して、指定期間ということでは、現在では3年間を見込んでいるということで、それから4番目の事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有する者であるということで、職員の配置図、それ等も指揮命令系統等も計画されて、研修計画等も提案をされているところでございます。

以上のようなことで、計画が示されているというところでございます。

以上でございます。

**○議長（谷口松生君）** 30番、福重彰史君、特に許可いたします。

**○30番（福重彰史君）** 今、この意欲的なことについて、具体的に示せということであったわけですが、これにつきまして、それぞれ計画書あるいは事業計画書等々の中で、それぞれが示されているということを言われましたけれども、全くそういうものを言われるわけで、中身についてですよ、いわゆる中身は全然ないわけですかね。ただ、それを示されているということを言われるだけであって、意欲的にはということは、具体的にどういうことが意欲的なのかというのを我々は知りたいわけですから、そういうものを全然示されてない。そしてまた、こういうものは1団体であれば比較もできないわけでしょう。比較もできないから、だから比較をするために評点というものをつくるんじゃないですか。だから、こういう評点制度を設けているということ事態が何なのかということが全くこういうこの管理者指定について、生かされていないというふうに私はとらえるわけですが、そういう評点というものは、今示されたそういうようなそれぞれの項目によって、その内容をそれぞれ評価して、そして評点をしていく。そして、それに基づいて、これだけの点数であれば、いわゆるこれはここに指定候補として上げてもいいだろうという、そういう結論になってくるんじゃないかなというふうに思うわけですが、全くそういうのを、いわゆるしっかりとした基準もなければ、いわゆる1団体であれば、結局そういう比較も出来ないという、そういう状況が確実にこういうふうにして生まれてくるわけなんですよね。だから、今回、このようにいわゆる指定管理をする以上は、やはりしっかりとしたものがないと、みんな不安を持つわけなんですよ。そして、ましてや管理公社については、もう人的体制が整わないということであれば、もうこれで終わりですよね。この後、どこか施設の指定管理、いわゆる管理をしていこうと思っても、もう申請も出すことはできないわけじゃないですか。もう手詰まりで、人的体制が手詰まりであるわけですから、もうこれ以上は出せないわけじゃないですか。そういう点ですよ、もうちょっとしっかりとした中でのやっぱり説明というものがなされないと、こういうもので、じゃあこういう管理候補者を我々が本当に安心して自信を持って議決できるのかという、そこに来ると言うんですよ。そのあたりについて、考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

**○総務部長（隈元勝昭君）** 中身についてでございますが、中身については、それぞれここについては1件でございましたが、それぞれの各施設について応募があった分については、全委員、資料を持って

おりまして、その資料をその評点ごとの項目ごとに採点をして付けていくということでございます。そして、その点数が今上がってきた5点以下、5点から上、それから7点以上というふうな分け方で積み上げた数字ということでございます。

それから、その許可要項の中にもですね、いろいろ条件があるわけなんです、株式会社を有しているとか、あるいはその環境衛生関係のその衛生管理者の技術職員が在籍している。あるいはその管理業の資格をもって業をしている、それからまた会社の決算等もですね、それから納税証明等もそれぞれしているし、会社のいわゆる紹介ができるようなパンフレット、そういったものも提示して審査の材料にはしたところでございます。確かに1件であると、その対比が非常に難しいのかなあというのもございますが、今回につきましては、そのようなことで、一応700点に近い数字で良としたというところでございます。

以上でございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありますか。

**○26番（上村 環君）** いろいろ出尽くしているようでもありますが、まず5件の管理指定の議案であります、その中でこの旧松山のやちちくふれあいセンターだけが民間の業者であるといったこと、そして、しかも選定の基準となる評点が最も低くて、何点以上獲得すれば安心して任せられる相手だということも明確にされないといったことで、他の例えばシルバー人材センター、若しくは管理公社なら、まだ安心はできたものをなあと思いながら、先程来、出ている質疑については、もうほとんどそのとおりだと、うなずいているところであります。

まず、1点お伺いします。先ほど、同僚議員の質問に対して、公共施設等管理公社は現在の陣容ではこれ以上は限界であるという答弁がなされました。これは旧志布志町の時代に、行革の一環として取り入れた方式でありまして、私はこういったものが非常に今後は必要であると思っております。その中で管理指定というものも出てきたわけでありまして、やはりこの住民の安心感を保っていくためには、やはりこの市がある程度かわり合いのある管理公社による管理というものをもっと真剣に考えながら、陣容が整わないということであれば、整うまでやはりもっと待つべきではなかったかなあということをおもっておりますが、再度お伺いいたします。公共施設等管理公社の陣容について、今後どのようにしていかれるお考えか、そしてまた選定基準というものが、あくまでも点数で判断されるものと思っておりますが、これをこれまでの実績もない業者にされるということについて、住民の不安、利用者の不安というものに対して、心配されないのか、まずこの2点についてお伺いをいたします。

**○総務部長（隈元勝昭君）** まず1点目でございますが、陣容の確保、やはり今、御指摘いただいたとおり、管理公社が一番管理していくについてはふさわしいということで、旧志布志町の段階でつくったわけでございます。そのような観点からしますと、当然、陣容を確保して対応すべきであったと思っておりますが、今回については、その対応に陣容確保ができなかったと、非常に反省をしているところでございます。

それと、民間の方に移っていけば、十分対応できるかどうかという不安材料が残るということでございますが、それにつきましては、契約の中で詳細な契約を結びまして、より一層努力をしていただいて、

住民の方々に不安を与えるような、そういう運営にならないように、もしそういう状況が発生した場合は、契約を解除できる旨が入っておりますので、そのへんを十分慎重に私どもも管理・監督はしていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

**○26番（上村 環君）** 今回のサンエス総合ビルメンテナンスの選定の理由の中で、利用者の立場に立った管理運営や施設の活用を図る提案など意欲的であり、その内容を総合すると、当該施設に対する住民サービス向上と効果的かつ効率的な管理が安心して行えると、期待できると、これについて具体的にお示しいただきたいと思えます。

**○総務部長（隈元勝昭君）** その団体の経営方針でございますが、建物、施設等の資産を美しく快適な環境に保ち続けるということを前提といたしまして、社会への貢献につながるということで、顧客第一主義で、高質で妥協のないサービスをいたしますというふうに経営方針で入っております。

それから、その指定を受けようとする理由については、指定管理業務を通して、利用者から意見やアイデアを取り入れながら、自主事業でふれあいセンターを文化交流の場として、さらに利用価値を今以上に高めたいと。施設の現状等に対する考え方及び将来展望といたしましては、魅力あるイベントを展開すれば、他市民の利用も見込めるというふうに思っておりますということでもあります。

それから、利用者の意見を事業に反映し、サービスの内容を付加することで、文化事業を通して気軽に交流を図れる場のために努力をいたしますと、そのように掲げてございます。

それから、その安心する部分でございますが、ここについては、職員の配置計画ということも入っております。これについては、2名配置をして、その管理関係をやっていくと。指揮系統は会社の上司の方から管理をやって、管理部長を1名当たらせるということになっております。

計画といたしましては、個人情報保護等の社内研修の徹底、それから防災に関する県の防災センターへの研修、それから対応マナーの研修等が組み込まれているところでございます。

方針といたしましては、そのようところでございます。

以上でございます。

**○26番（上村 環君）** 質問に明確に答えてないといったことで、再度、この件をお伺いいたしますが、ただいま答弁された内容はですね、どこが作っても一緒の内容だと思います。やはり住民利用者がこれまでと変わらないように、またこれまで以上に具体的にどういうふうに、この会社がしていくよということについてですね、もっと具体的なものが示されたかなと思って、それを点数以上の評価とされたかなと思ったんですが、もうそこまで聞きますと、ほとんど内容的なものはもうないと断言できます。やはり、他に比較がされていない市の管理公社も手を挙げなかったと、民間業者1社、しかもこういう公共施設の管理の実績もないと。そして、点数的にも低いといったことで、非常に私もこの提案には不安を持つものでありますけれども、最後に1点お伺いいたします。今回、一応提案をされましたが、これを取り下げると。再度提案をし直すといった考えはないかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまのいろいろ質疑をお受けしているところでございますが、本当に御心配いただいているとこ

ろでございます。

この会社につきましては、現在のところ、指定管理者ではございませんが、公共施設等の清掃業務についても実績がある会社だということですね、安心して任せられるというようなことで、選定委員会で決定がされたようでございます。そして、また意欲的にですね、新しい管理の在り方についても考えていくということをお話されておりますので、そのようなことも期待して、今回お願いしたいというふうに考えるところでございます。

**○31番（野村公一君）** 私は違った意味で御質問を申し上げてみたいと思うんですが、議案の142、それから143、144、いずれも応募が3社あったということのようでありますが、他の応募者については公表ができないということのようでございますが、この中に民間が含まれていたのかどうか、そこらへんは御答弁ができるだろうというふうに考えますので、まずそれを1点教えてください。

それから、もともこの指定管理者制度というのは、自治体のスリム化と、そして民活を生かしていくということに最も狙いがあったであろうと思っています。しかしながら、管理公社だの、あるいはシルバー人材センターだのというのは、どちらかというところの色の大変強い団体であると。こういう団体がこういう仕事をしっかり受けていくということになっていくと、民活を大変圧迫をするというふうに私は考えております。したがって、こういう仕事は民活でしっかりやらせると。今、民活もそういう下手な仕事はできんわけで、しっかり管理能力がある会社であれば、どんどん出すべきだと私は思っております。そういう意味で、なぜ公的な団体がこういう仕事をしていくのか大変不思議でなりません。こういう団体がだんだん肥大化をしていくと、ますます民間の企業というのは仕事なくなるという懸念をいたしておりますので、そこらへんを一つ、市長がどうお考えになっておられるのかですね、御答弁をいただきたいというふうに思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議員のお話にありましたように、この指定管理者制度は民間にできることは民間に任せていって、そしてなるべく行政をスリム化していって、その分で別な住民サービスをすべきだというようなことの基本的な流れがあるんじゃないかなあというふうに思っております。そのような流れの中で、今回こうして募集をいたしまして、指定管理者制度を採りまして、管理をお願いするということでございますが、今回は御指摘のように、シルバー人材センターあるいは管理公社について応募があったというようなことで、これは従前、管理していたというような流れもありまして、そういった形でしたというようなことであるんじゃないかならうかと思っております。今後はさらにそういった団体につきましても、補助金等の交付という面からも考えていかなければならない時代が来るのではなからうかと思っておりますので、この団体自体が民営化というふうな流れに沿うようなふうに指導していきたいというふうに思っております。

**○総務部長（隈元勝昭君）** 民間が今回の応募に何社入っていたかということで、それぞれの方で申し上げますと、城山運動公園の方には民間が1社でございます。それから、志布志運動公園には民間が2社でございます。それから、文化会館の方につきましては、民間が2社でございます。あとは、1社ずつでございます。

以上でございます。

**○31番（野村公一君）** せっかくこういう制度ができて、民活に油を注ぐという大変大事な政策であるわけです。こういう大事な政策をやっぱりこの自治体の関係のある団体がですね、いかに慣れているとはいえ、横取りをしていくということは、非常に趣旨に沿ってないと残念でならないなというふうに考えております。特にこういう団体というのは、一般の市民から見ると、公、公人の天下り先だと批判もされておるわけです。こういう団体が肥大化してはいけないというふうに思いますので、ひとつしっかりとそこらを見極めて執行していただきたいというふうに思います。

**○市長（本田修一君）** ただいま議員おっしゃいますように、本当にせっかく指定管理者という制度を採ったから、なるべく民間にというふうなことであるわけでございますが、今までこういった形でシルバーなり、それから公社で仕事をされておられる方もいらっしゃるというようなこともありまして、先ほども申しましたように、この団体等についても純然たる自主団体として運営できるような形に今後は指導していきたいと、なるべくその団体についても、公的な扶助というものがなくなような形で自立できるようなやり方というのを求めていきたいというふうに思うところであります。そして、今、御指摘があったように、天下りの団体であるんだよというようなふうに見られているとすれば、非常に残念でございますが、またそういった懸念も払しょくできるような団体にもっていききたいというふうに思っています。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○14番（小野広嗣君）** 今、31番議員の方からもお話がありました。重なる部分もあると思いますが、まさしく今、質疑があったようなことを私も考えておりましたが、やはりこの今回この指定管理者を置くと、こういう政策的な考え方に関しては、もう既に賛成しておりますので、そういった方向で議論はしていきたい。ただ、その選考過程においてですね、やはり公平・公正にその選考がなされたのかと、そういったことがあまり見えてこないからですね、こういった議論になってくるんだろうというふうに思うんですが、やはりこのシルバー人材センターに関しても、いわゆるそのトップはOBである。また、管理者も市長がなられている。いわゆるあて職として就かれているような形ですね。やはりこういう形というのは、避けていくべきであろうというふうに思います。誤解を当然受けていきますね。そして、そういった前提の上で、選考委員がですよ、いわゆる一人の学識経験者を除けば、あとその他の代表者もOBですよ。いわゆるこの学識経験者以外は全部内部のメンバー、内部のメンバーがいわゆるこのシルバーとか、いわゆる管理公社を選んでいく、選んでいく従前から、それこそ市長が先ほど答弁されましたように、従前からこういったことに携わっていただいていたと、そういう経緯があったから選ばれたんだろうと。それは選考じゃないですよ。そういう発言はですね。いわゆる選考委員会を開いて、一応ランク付けをして、結果が出たわけですからですね、やはりそういった選考をする段階で、このメンバーでやっていくと、こういった結果に当然つながっていくわけですね。そうじゃない。実際、実績があると、これまでの経緯がある、それはわかってます。だけれども、やはりそれを市民に公表するときに、いわゆる適正、いわゆる公平・公正な選考であったと言えるのかということ、やはり疑問を呈される方も出てくるだろうと思うんですね。そういった意味では、明瞭な、いわゆる選考にしていかなきゃい



けない。そして、この点、いわゆるこの選考委員がこういった形で選考していくという在り方、そして先程来、この応募をされた方々の御名前は出されないということですが、一方で管理公社が、シルバー人材センター、いわゆる公に近い団体が選ばれていく。そして、そこと競い合った業者の名前が出されないということは、僕らから見れば、当然この公に近いところがやっぱり、選考委員のメンバーを見てもですよ、取っていくんだろああって当然思ってしまうですよ。そこに何らかの働きがあったんだろあうなって思ってしまう。じゃあそれを払しょくするにはどうすればいいのか。名前を出されれば一番いいでしょう。ところが出されないのであれば、やはりそういった応募をされた会社の方々がいわゆるこれまでにどういった仕事に従事されて、そして事業実績としてはどういう実績があるのかと、せめてそのくらいはですね、出してこれられないと、やはりそこに不正の温床があるのではないのかとか、いろんな勘ぐりが出てこざるを得ないんですよ。だから、例えば手を挙げられる業者においても、これまでそういった仕事に全然従事していない、自分の企業の実績が大きく広がってきて、こういった部分にも手を出していこうかなという応募も今後あるでしょう。そういったことに対して、やはり事業実績がなければ、なかなか危険じゃないかという判断は当然出てくるわけで、そういった内容の提示というのはですよ、せめてしていただかないと、どうしてもすっきりした受け止め方ができない。こういったことに対してのお考えを市長にお聞きしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

応募された方がですね、その審査の基準がありまして、その項目について採点をされるわけですが、その際にその応募された方にもちゃんと面接をして、その採点をしたというようなことであるようでございます。そのようなことでございますので、もし御本人がじゃあ自分のところは何点だったのかということがですね、知りたいということだったら、こういうことでしたと、そして、こういった点が他のところと比べて足りなかったという御説明はできるかと思います。そのような意味で、公平・公正ではあるというふうに思っております。

それから、先ほど公社なり、シルバー人材センターが今まで仕事をしてきたから、こうして取ったというようなことを言ったかもしれませんが、ちょっとそういったことではなく、おっしゃったように、採点の基準が一番高かったから、結果的に選ばれたと、応募をしたら、採点の結果が高かったから選ばれたということでございますので、誤解のないようお願いしたいと思います。

**○14番（小野広嗣君）** 当然そういう答弁にならなければいけないわけで、先ほどの答弁はいわゆるその応募に関して、管理公社、シルバー人材センターが従前から従事していたから選ばれたんだという表現をされていますのでね、そして今、訂正いただきましたので結構であります。

まだ、答弁が返ってきておりませんが、いわゆるシルバー人材センターにしても、このことを議論する必要はないですが、もう歴史もありますし、管理公社にしても、旧志布志町時代から、それなりの効果は上げております。しかし、ある程度、もう時も経て成熟もしておりますのでね、やはりある程度の見直しをして、先ほど31番議員からもありましたように、やはり民間活力を生かしていける方向を、もっともっとですね、模索し、ある意味ではそこに入っていくトップ級もですよ、天下りと見られるような形ではなくて、やはり民間に移行するのが難しいのであれば、また管理公社をそのまま置くと、シ

シルバー人材センターはそのままやっぱり走っていくということでしょうから、そうであればそこもトップ級ぐらいはですね、やはり民間の中から入っていくという形をしないと、やはり誤解を受けやすいという部分があるかと思います。これは質疑になっておりませんので、これは私の考えです。

ただ、先ほど言いましたように、いわゆるこの応募された中で、民間の方々が結構いらっしゃったわけですが、2社、1社とか、各施設に対してあったわけですが。その方々のいわゆる先ほど総務部長から言われました、いろんな選考基準の中で選んだんですよと、そのことはあくまでもそちらがおっしゃってるだけのことなんですね。ただ、こちらは何もわからないですよ、そういうことをいくら言われても。いわゆるその名前が出されないのであれば、その応募された会社のこれまでの事業実績であるとか、全く違うことに従事されているところが応募してきているとか、そういったのはここはわかりますよ、やっちくの分は、出てきていますから、もう名前が出てきてますから。出ないところの分というのは、どういう事業実績があるのか、あるいはこういう施設の管理に適した仕事をこれまでされてきたのか、そういったことが全然わからないんですよ。わからない部分といわゆる公の部分とを比較して、公の部分が取ってるから理解がしづらいと。そして、ましてや選考委員が公に近い人ばっかりですよ。余計わからなくなる。そこへんの部分というのは、出されないんですか。

**○総務部長（隈元勝昭君）** 採点の中では、AとBというふうに出しているんですが、その会社をそこに出されないかということでございますが、ただ御説明申し上げられるのは、今回このやっちくも民間でございますが、他の民間のところも、新しく組織をされたり、今後そういった部分で取り組んで民間活動をされている部分で参加をされております。ただ、内容としてはですね、この指定管理者の説明会に来られて、そこでこういうのに応募しようということで、私どもの応募基準に満たして応募してきていただいておりますので、一応の資格条件は満たされているというところで、面接をして内容等を審査したところでございます。

以上でございます。

**○14番（小野広嗣君）** 当然そういったことはクリアして応募されてるのはわかってるわけですよ。いわゆるこれまでシルバー人材センター、あるいは管理公社が、こういった施設に関しては携わっていたわけですので、いわゆるどちらかという、専門外とまでは申しませんが、いわゆる新しくですね、こういった施設管理に手を出してみようかという方々の応募であったらと思うわけですね。そういう応募された方々のこれまでの事業形態であるとか、実績とかいうことを、ここに出していただけないのかということに質疑しているんですよ。

**○総務部長（隈元勝昭君）** その事業実績とかのそういうことは今回は遠慮させていただきたいと思えます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありますか。

**○2番（西江園 明君）** 住民サービスの低下につながると思う。私はこの制度に対して疑問を持っている一人です。るる、皆さん御質疑を出されておりますけれども、今回も城山総合公園、志布志運動公園は、今まで施設の維持管理をしていたところに委託されるようですが、志布志の文化会館の場合は、窓口は今までどこが対応していたのか、当然委託されることによって、その業務が減れば、その職

員の身分はどうなるのか。それから今、るる出ましたやっちは民間でございますので、この制度の趣旨に沿った本来の姿だと思えますし、公共施設の民間委託の先陣、先鞭をつける今回の提案だと思えて大いに期待をしているところでございますが、シルバー人材センターや管理公社についてはですよ、今までも当然行政がかかわっておりますし、今も出ましたように、懸念されるのが、この分野の経費、当然、金額、先ほど出ましたように、金額は定めて入札みたいにして一番低い額が当然委託を結ぶことになるわけですが、経費が厳しくなった場合に、シルバーとか管理公社の場合は別な分野で、この分野については少々赤字が出て、他の方で負担金という形で出てるわけです。ですから、市長が先ほど自主運営を今後も進めていくというような答弁がございまして、そういう形であれば、いくらここにシルバーとか管理公社が投資しても、負担金という形で跳ね返れば、メリットが果たして出てくるのかという疑問を持つわけです。住民サービスの低下という点から考えても、例えば今現在に管理公社が受けております志布志の体育館の場合に、申込み等で教育委員会等に苦情があった場合に、若い担当者がその旨を体育館の人に伝えると、自分たちは管理公社の職員であって、市の職員じゃないと。ですから、言われる筋合いはないとか、非常に自分たちはこういう制度を、指定管理者制度をすることによって、完全に独立した組織というふうには、ここで働いている職員、社員というんですかね、人たちが理解をしてもらおうと、ますます行政の手が及ばない、先ほど、契約の中でうんぬんということでおっしゃいましたけど、実際、現実にも今でもそういうその人によっては対応が違ったりとか、苦情が出てくるわけです。そのへんについて、住民サービスの低下の懸念はないのかということなんです。

それから、先ほども出ましたが、途中で経営が厳しくなったという場合に、湧水町でしたですかね、指定管理者制度で経営が行き詰まって、結局1年間、運営が止まったと。途中で投げ出した場合に、これはどうなるのか。すぐ行政が引き継ぐのかという点です。

それと、そのへんのところの指導・監督を含め、それから生涯学習センターが先ほど出ましたけれども、会館使用料というのを、今度はここに払うということになるんですかね。その点について伺いたします。

**○総務部長（隈元勝昭君）** まず、文化会館のその職員は誰がするのかということでございますが、今、文化会館につきましては、生涯学習センターも置いてありますし、一般の方々が見られれば、誰が誰かよくわからない面があるかと思えます。管理公社の職員が、女子職員でございますが、2人おります。そこで対応しております。夜間については、臨時職員を対応させてやっているところでございます。

それから、例えば体育館等でのそういう教育委員会が主管をするにもかかわらず、管理公社だからそんなのは関係ないとか、そのようなことは当然あってはならないことでありますので、私どもも管理公社の方の職員の教育ということについては、当然いろんなクレームとか、そういうものが出てきても対応できるように、今後は意見箱とか、そういうのも添えて、細心の管理体制を整えて住民のサービス向上に努めていきたいと、そのように考えております。

一応、これについては、市が設置しておりますので、条例によって使用料を取っております。

以上でございます。

**○市長（本田修一君）** なるべく民活と、民営化を進めていくというのは、少し誤解がありますので、

ちょっと訂正させていただきたいんですが、シルバー人材センターにつきましては、法律にのっとってですね、高齢者の方々の雇用というようなことで、特別につくられておりますので、そのことについてはなるべく私どももそういった指導はするかも知れませんが、完全にそういったことになりきるということはありませんというふうには思っているところでございます。ただ、管理公社の場合につきましては、なるべくですね、時間をかけて、そういった方向に持っていけたらいいかなあというふうには考えるところであります。

**○行政改革推進課長(外山文弘君)** 湧水町の話が出ましたけれども、あくまでも公の施設については、市の設置と、設置者である市がそういう場合には責任を持つということで御理解いただきたいと思いません。

**○議長(谷口松生君)** ほかに質疑はありませんか。

**○2番(西江園 明君)** 市長のそのシルバー人材センターのことで、先ほどの答弁をちょっと私は理解できなかったんですけども、このシルバーなんかの場合は、例えばシルバーが今回委託されます。そうすると、シルバー人材センターが一括して他の分野もして会計処理をすれば、私が言うのは、この部分は赤字でも市から負担を毎年してますよね、その分を補てん、そういう見えない形で補てんされるんじゃないか、そういう懸念はないかということです。

**○福祉部長(蔵園修文君)** シルバー人材センターについて、私の方から補足させていただきます。

御承知のとおり、ただいま市長が答弁したとおりでございますが、合併をしまして、これまで2団体、旧志布志町、旧有明町の2団体分の補助と言いますか、国からの半額プラス町からの補助で運営してきた経緯がございます。それが合併後、19年度以降は減額されていくと。5年間で1団体分になるということで、非常に今、危機感を持って内部の改革に努めながら、業務を行っているという状況でございます。その中で、当然、シルバー人材センター、高齢者をお願いしているわけでございますので、その9割については、配分金として返していきますので、事務費としておおむね1割程度がシルバーに残ると。それで、いろんな活動を、一般会計で言いますと、総務費関係をそれで対応していくということでございますので、その運営部分についての経費については、今、市が国の半額分を継ぎ足して交付しているという状況でございます。

御理解いただけたでしょうか。

**○議長(谷口松生君)** これで質疑を終わります。

これから議案第142号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(谷口松生君)** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第142号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(谷口松生君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第142号は、可決することに決定しました。

これから議案第143号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第143号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第143号は、可決することに決定しました。

これから議案第144号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第144号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第144号は、可決することに決定しました。

これから議案第145号に対する討論を行います。討論ありませんか。

○30番（福重彰史君） 基本的に反対の立場で討論をさせていただきます。

私も、この指定管理者制度の目的については、十分理解をいたしておるつもりでございます。何もこの公共的性格を持ったものを指定しなさいというようなことでもございませぬし、また民間活力を導入し、民間的発想を持って管理させるということは非常に大事なことであって、積極的に考えていくべきことであるというふうに思っております。

しかし、今回は、この評価基準が非常にあいまいでございますし、また併せてこの案件につきましては、評価点が公共的性格を持った団体にも満たないような評点であるということでございます。そういう観点からしまして、非常にこの安心して任せられないということもございませぬし、また申請の状況につきましても、いまいちすっきりしない点もございませぬ。

したがいまして、このことにつきましては、反対をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。賛成討論ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第145号は、可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第145号は、可決することに決定しま

した。

これから議案第146号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第146号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第146号は、可決することに決定しました。

ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日は午前10時から本会議を開きます。

ご苦勞様でございました。

午後6時25分 延会

## 平成18年第4回志布志市議会定例会（第2号）

期 日：平成18年12月5日（火曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第 147号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第3 議案第 148号 曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託について
- 日程第4 議案第 149号 字の区域変更について
- 日程第5 議案第 150号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第 151号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第 152号 平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第8 発議第 17号 内之浦宇宙空間観測所の利用促進に関する意見書の提出について

**出席議員氏名 (32名)**

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了 志
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
18 番	木 藤 茂 弘	19 番	岩 根 賢 二
20 番	吉 国 敏 郎	21 番	上 野 直 広
22 番	宮 城 義 治	23 番	東 宏 二
24 番	宮 田 慶一郎	25 番	小 園 義 行
26 番	上 村 環	27 番	鬼 塚 弘 文
28 番	重 永 重 久	29 番	丸 崎 幹 男
30 番	福 重 彰 史	31 番	野 村 公 一
32 番	谷 口 松 生	33 番	若 松 良 雄

**欠席議員氏名 (1名)**

17 番 林 勇 作

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長	本 田 修 一	助 役	瀬戸口 司
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 部 長	隈 元 勝 昭
企 画 部 長	持 富 秀 明	市 民 部 長	稲 付 道 憲
福 祉 部 長	蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長	永 田 史 生
建 設 部 長	井 手 南 海 男	松 山 支 所 長	吉 井 宏 徳
志 布 志 支 所 長	山 裾 信 博	教 育 次 長	山 裾 幸 良
総 務 課 長	上 村 和 憲	情 報 管 理 課 長	中 水 博
企 画 政 策 課 長	山 下 修 一	財 務 課 長	溝 口 猛
港 湾 商 工 課 長	小 辻 一 海	市 民 課 長	竹 之 内 宏 史
耕 地 課 長	通 山 正 文	水 道 局 長	徳 田 俊 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 園 朗		

**議会議務局職員出席者**

事 務 局 長	徳 重 昭 一	事 務 局 次 長	前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長	徳 田 弘 美



午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） ただいまから本日の会議を開きます。

林議員から、所用により欠席の届けが出ております。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により本田孝志君と立山静幸君を指名します。



### 日程第2 議案第147号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について

○議長（谷口松生君） 日程第2、議案第147号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第147号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について説明を申し上げます。

本案は、今後急速な高齢化に伴い、老人医療費の増大が見込まれる中で、医療費の負担について、高齢世代と現役世代の負担を明確にするとともに、都道府県単位ですべての市町村が加入する運営主体の創設により、財政運営の責任の明確化を図るため、県内全市町村が加入する広域連合を設立したいので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（稲付道憲君） それでは、議案第147号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について、補足して御説明申し上げます。

広域連合の設立につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律第7条の規定により、改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の施行の準備のため、地方自治法第284条第3項の規定に基づき、平成19年3月1日から、次のとおり規約を定め、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を設立するものであります。

今回の広域連合の設立につきましては、今後の急速な高齢化の進展に伴い、老人医療費の増大が見込まれる中、医療費の負担について、高齢世代と現役世代の負担を明確にするとともに、財政運営の責任の明確化を図るため、県内の市町村が加入する広域連合を設立する必要があることから、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、各条項に沿って御説明申し上げます。

第1条は、広域連合の名称について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と定めたものでございます。

続いて、第2条の広域連合を組織する地方公共団体は、鹿児島県内の全市町村、49団体ございますが、を構成団体とするものであります。

第3条では、広域連合の区域について定めたものであります。

また、第4条では、広域連合の処理する事務の内容について、第5条では、広域連合の作成する広域計画の項目についてであります。広域連合及び関係市町村の事務に関することについて定めたものであります。

第6条では、広域連合の事務所を、鹿児島市内と定めております。

第7条から第10条までは、広域連合の議会関係について定めております。まず、第7条では、広域連合の議会の組織について、議員の定数を20名と定めております。議員の内訳は、第2項の1号から4号のとおりであります。

第8条では、広域連合議員の選挙方法について、第9条では、広域連合組合議員の任期を4年と定め、第10条では、広域連合議会の議長及び副議長の選出について定めたものであります。

第11条から第13条までは、執行機関について定めております。第11条では、広域連合に広域連合長及び副広域連合長、そして会計管理者を置き、第12条では、執行機関の選任の方法について、第13条では、広域連合長及び副広域連合長の任期をそれぞれ4年と定めたものであります。

また、第14条では、その執行機関の補助職員の設置について定めております。

第15条では、選挙管理委員会の設置について、第16条では、監査委員について、第17条では、国、県、市町村の経費の支弁の方法について定めており、第18条では、補則として必要な事項の規則での制定をうたっております。

なお、附則であります。この規約は平成19年3月1日から施行するものであり、一部条項の規定については、平成19年4月1日から施行するものであります。また、経過措置においては、広域連合の運営に必要となる準備行為などを定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

どうかよろしくお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○25番（小園義行君）** 提案理由の中に、高齢化に伴い老人医療費の増大が見込まれると、負担について、高齢世代と現役世代の負担を明確にするということで、都道府県単位でやるんだということであり。国、県、そして自治体の負担がどういったことになっていくのか、この広域連合によってですね。それと併せて、この後期高齢者、75歳以上ということになるわけですが、2008年からこれが始まった際に、その高齢者の医療費の負担割合というのは、現行1割、2割、3割ありますけど、どういったものになるのかですね。それと併せて、今回、この広域連合を全市町村が加入することによって、民主的な運営というのが果たして可能なのかということがあります。3点目です。それについて、それと併せて、保険料を広域連合を設立されることによって、年金から天引きをするというふうには、いろんな資料で載ってるわけですが、仮にそういった状況になった際には、大変、後期高齢者の方々の生活不安というのが出てくる心配があります。介護保険料も年金から天引きです。そして、この後期高齢、この保険料も年金から天引きするというふうになった際に、大変少ない国民年金の加入者がほとんどなわけですね。

ど、大丈夫なのかなという気がするわけですが、そして、そういったものについての心配はないのかということと、併せて、これは資格証明書を発行するというふうになってるわけですね。そうすると、75歳以上の高齢者を医療保険から締め出してしまうという、そういった実態が心配をされるんですが、そこらについてどういった見解をお持ちなのかお願いをします。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

**○市民部長（稲付道憲君）** ただいまの件についてお答えいたします。

まず、負担割合でございますが、今回の後期高齢者のいわゆる医療給付等の負担割合でございますが、まず、後期高齢者75歳以上でございますが、この方々の保険料が、全体の事業費の1割を負担するというところでございます。

それから、現役世代、いわゆる国保、それから社保、健康保険組合等の、いわゆる前は拠出金という形と呼ばれていましたが、今回は支援金という形で全体の4割を担うということでございます。あとの5割につきましては、公費負担ということで、国、県、市町村がそれぞれの割合で負担をするということになっております。

それから、民主的運営ということでございますが、今回の広域連合につきましては、いわゆる間接選挙による議員の選出が行われます。それぞれの市町村の議員の方々がこの広域連合の議員になられるわけですが、やはり議員の方々におきましては、直接住民から選ばれた方々であるということから、これについては十分民意が反映されているというふうに思っております。

それから、高齢者の医療費の負担割合でございますが、従来の老人保健の制度と同様に、75歳以上の方につきましては1割負担と。ただし、現役並の所得がある方については、3割ということになっております。

それから、年金からの天引きでございますが、これは従来の介護保険と同様に、年金が18万円以上の方については、年金から天引きということになっております。

そういうことでございますが、今回は保険料につきましては、国保とこの広域連合の75歳以上の保険料というふうに二つに区分されるわけでございますが、75歳以上の保険料については、まだ医療給付費等の算定ができておりませんので、保険料についてはまだ未確定ということでございます。

それから、資格証明書の発行でございますが、従来の老人保健の制度の中では、この資格証明書の発行は無かったわけでございますが、今回の広域連合の被保険者となりますと、この資格証明書の発行がこの制度の中にうたわれております。そういったことで、やはり後期高齢者も被保険者の一端を担うということから、やはり例えば保険料の未納等が予想されますので、この資格証明書の発行が、制度の中にうたわれているという状況でございます。

**○25番（小園義行君）** 国、県、市の負担と言いますかね、そこについては答弁がなかったんですが、仕組みとしても非常に、これまで長い人生を歩いてこられて、最後のところですよ、こういったことで負担をしていただくということになるわけですが、非常にその資格証明書の発行というの、これまでは無かったものについてやるということでもあります。これは、非常にお年寄りの方々にとっては、大変だというふうに思います。

再度、お聞きしておきます。国、県、市のその負担割合ですかね、そこについてと、その保険料というのが大体、僕がいろんなのを調べてみたら、7万8,000円ぐらいというような感覚を、もう少し出たり、いろんな資料があります。それは試算でしょうから、まあ始まってないわけですけど、それぐらいになるのではないかという試算も出ているんですが、非常にそうしますと、今の国保の関係等含めますと、大きな負担になっていくということが心配をするわけですね。その中で資格証明書の発行ということになっていく。こういう問題を非常に心配をします。再度、聞いておきます。国、県、市の負担の割合ですかね、そこと保険料が大体どれぐらいになっていくののだろうか、もう来年から準備が始まって、2008年から本格稼働するわけですけど、そこについてお願いをしておきます。これは委員会付託でしたがね。

**○市民部長（稲付道憲君）** 国、県、市の負担割合でございますが、全体の5割を公費負担ということでございます。その内訳で、国の場合が6分の4、県が6分の1、そして市町村が6分の1ということになっております。

それから、保険料の件でございますが、これはもうあくまでも試算でございます。全国的なこれまでの実績から算定されたと思うんですが、大体、応益割、応能割というふうに区分をされておりますが、それぞれ大体3,100円程度になるんじゃないかと、一月に6,200円ですかね、その額になるんじゃないかという試算でございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○31番（野村公一君）** 高齢化を迎える中で、あるべき姿かなというふうには思いますが、2、3点お伺いしておきたい。

まず、この組織であります、施行準備のためにこの組織を作っていくんだという方向付けのようではありますが、実際、走り出して行った後は、この組織は解体をされるのかどうか、まずそれが第1点。

それから、ここに第4条の中で、広域連合の事務所掌を書いてありますが、こういう作業を進める中で、各市町村の事務、これが簡素化をされていくのかどうか、それが2点目。

それから、財政負担の問題であります、これで県全体でどれぐらいの財政になるのか。そして、本市が出すべき負担はいくらなのか、その点をちょっと教えてください。

**○市民部長（稲付道憲君）** 準備委員会が設立されるわけでございますが、当然、実際の広域連合の施行は20年の4月1日ということでございますが、その前段として、3月1日にその広域連合を設立するということでございます。それに伴いまして、準備委員会が設立されるわけではありますが、この準備委員会のいわゆる解散というのは、4月1日の広域連合の施行に伴いまして、これはもう解散という運びになるわけでございます。

それから、簡素化ということでございますが、これにつきましては、例えば電算事務等が広域化されて、一元化されるということで、その分の事務費等が大分軽減されるということになるかと思っております。

それから、まず今申し上げた、そういった点がございまして、いわゆる共同処理と、いろんな形で電算等の事務の共同処理化ということで、合理化が図られるということでございます。

財政的な見通しでございますが、これは実際に4月1日の施行に伴って、その前段で県内の各市町村

から被保険者等の情報を連合の方に、資料を収集いたしまして、そこで保険料等のいわゆる額が決まるわけですが、現段階ではまだその作業がなされておられませんので、大体どの程度というのが、まだはっきり分からない状況でございます。

**○31番（野村公一君）** 市民部長、この表題の中で、高齢者の医療の確保に関する法律の施行の準備のため、自治法によって平成19年3月1日から、この広域連合を設立するとあるんです。準備委員会じゃないんですよ。であれば、どうなのかという質問なんです。それをちょっと明確に教えてください。

それから、各その市町村あるいは国、そういうものがお金を出して組織を形成していく。そして、事業の内容についても明らかに文章化されておると。そういう中で、どれぐらいの財政の規模の中で、この事業をやっていくかという、その計画すら無いんですか。しかも、各市町村にそれぞれこれぐらいの負担をお願いするんですよということが、私はまず第一だろうと思うんですね。そこら辺が無くて、ただ組織を作る、こういう仕事をするって、私はどうもやたらとこういう組織を使って、同じ仕事をダブってやってるというような気がしてならんわけですが、そこら辺をもうちょっと明らかにしてほしいと。

それから、我々もその負担をして、この作業を進めるんですので、しっかりとその内容を把握して議決をしておきたいというふうに思うんですが、第17条の広域連合の経費、この収入をもって充てると、その財政の収入の中に2番目に事業収入とある。この事業収入は何を指しておるのか、その事業収入の財政めどはどれぐらいなのか、それも併せてちょっと教えてください。

**○市民課長（竹之内宏史君）** 先ほど、部長の方で申し上げましたけれども、まだ連合会の準備委員会の方では、全体の医療費の額は出ておりません。しかし、私ども、手元の方で、今の老人保健の医療費の額が約、年間で45億円程度でございます。これを県全体が、約28万人高齢者がいらっしゃいますので、その件数で計算をしてみますと、約年間2,000億円程度のそういうものが見込まれるのではないかとこのように想定をいたしております。

それと、連合組織につきましては、3月1日に立ち上げます。今、設立準備委員会ができております。連合組織につきましては、各市町村から職員を派遣しまして、それが動き出します。19年3月1日から動き出しますが、その後は連合組織の方でいきます、その分だけ人員的なものは経費も軽減されます。

先般、私ども、この規約の中で、事業収入について、どういうものを見込んでおるのかということで、この準備委員会の方にも聞いたところでございますが、このことについては、現在のところ、事業収入については考えてはいないということございました。

以上です。

**○31番（野村公一君）** これはもう準備委員会ができてるの。その準備委員会に顔を出しておられるんですが、その準備委員会で議論があった中で、その事業収入が予定されてないということのようですが、課長、第17条に関係市町村の負担金、それから事業収入、そして国及び鹿児島県の支出金と、そしてその他とあるんですが、それらから収入を持ってきて、経営をしていくということなんですよ。そうすると、財政的な予算を立てるときに、事業収入が何も無いというのに事業収入が上がるとはどのようなことかな。これは何か事業をする、それに伴ってこういう歳入が見込まれるだろうということで、私はここに条文化されてると思うんですよ。その点をちょっと教えてください。

○市民部長（稲付道憲君） 広域連合の収入でございますが、事業収入として想定されるのが、例でございますが、広域連合が所有する財産の貸付けや売却等の収入ということでございますが、現時点では貸付けを行うような財産を所有してないため、今のところは事業収入は発生しないということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○市民課長（竹之内宏史君） 準備委員会の設立につきましては、昨年の7月に準備委員会が設立されておりまして、今、各市町村から10名程度、準備委員会の方に職員がいます、事務局の仕事をしております。

以上です。

○議長（谷口松生君） ほかにないですね。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第147号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



### 日程第3 議案第148号 曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託について

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第148号、曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第148号、曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託について、説明を申し上げます。

本案は、大崎町に曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の一部を委託するため、地方自治法第252条の14第3項の規定において準用する、同法第252条の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） 大崎町へ委託ということの提案ですが、その理由について。それともう1点は、大崎町が委託を受けた後、その後、操作体制については、どこがやっていくのかを教えてくださいと思います。

○市長（本田修一君） 担当部長に回答させます。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

国営造成施設管理体制整備促進事業でございます。これは、国の土地改良事業が終了する前に、国の補助を受けて行う事業でございます。鹿屋市、志布志市、大崎町が曾於南部にありますので、これらを一緒にやる事業でございます。今後、19年から20年にかけて、この事業で事務の体制整備を図っていくところでございます。

大崎町が、事務の委託を受けた経緯については、担当課長の方から御説明を申し上げさせます。

**○耕地課長（通山正文君）** それでは、お答え申し上げます。

大崎町に事務委託ということでございますけど、現在、曾於南部地区土地改良事業推進連絡協議会の事務局を大崎町の方でしておりますので、そうした事務関係につきましては、大崎の方で全般的に行われるようになっているところでございます。

以上でございます。

すみません。国営造成施設管理体制整備促進事業の事務、これの事業といたしましては、そうした事業の補助金とか、そういう事務関係の、そうした事務を行うわけでございます。それにつきまして、曾於南部地区土地改良事業推進連絡協議会の事務局が大崎町でございますので、今、こうした操作体制の事務関係を、大崎町で行うための事務委託の件でございます。

以上です。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○26番（上村 環君）** 答弁漏れがありましたので、再度お伺いしますが、大崎町に事務の委託をするわけですが、操作体制を実施するに当たっての操作体制を大崎町が持っているとは思えないわけですが、大崎町はその後、どういうふうに操作体制を事業実施していかれるのかということについて、お聞きしたところでございます。

**○耕地課長（通山正文君）** 操作体制事業とは、国営土地改良事業完了前に、技術者の研修等とか、そしてその研修を行うために、機械の操作、それと光熱費等が必要でございますので、そうした研修、それから維持管理費に必要な、そうした部分等を土地改良区の職員が行いますので、それはまた土地改良区と委託をして、大崎町が土地改良区と委託をして、事業を行っていくということでございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○18番（木藤茂弘君）** 東部畑かんの事業とも一応関連する事業であるかと思うんですが、採択においては曾於南部水利事業造成施設ということで、とりあえず一応国営事業を県が行う場合には、施行認可の告示をしなければならないわけですが、その告示の中に、この維持管理等の分についての事業主体が、明確に一応うたわれておるはずでございますが、これらの法手続きは整っておるのか。土地改良法に基づく法です。

**○耕地課長（通山正文君）** お答え申し上げます。

国営造成施設管理体制整備促進事業は、管理関係のそうした国が行う事業を市に委託するというところでございます。今おっしゃった事業につきましては、今後、この国営造成施設管理体制整備促進事業が、19年度と20年度に行いまして、その後、基幹水利施設管理事業で完了後の維持管理を行っていくわけでございます。その基幹水利施設管理事業につきましては、今おっしゃいました、そうした計画に明確にうたわれておりまして、曾於東部の方でも工事施工同意を取りまして、今それによって、曾於東部の方は行っているわけですが、今後、南部につきましても、東部と同じような格好で進めていく予定でございます。

以上です。

**○18番（木藤茂弘君）** 国営事業を県が開始する場合においては、当然、それに関連する施設体制維持等については、告示については、県が管理するという事になっておったかと思うわけですが、現時点においては、完成後、ほとんど市町村にその管理をやれということで、土地改良法に基づく3分の2以上の同意を得なければ、その管理体制のいわゆる土地改良法に基づく変更ができないわけですが、ここらあたりの面につきまして、やはり私は3分の2以上の同意を得て、そしてこの管理体制促進事業というものがついてくるものだというふうに、こう考えるわけですが、この点についてはどういうふうにお考えですか。

**○耕地課長（通山正文君）** さっき説明申し上げましたとおり、今おっしゃったその事業につきましては、今後、19年度から20年度にかけて、今後、基幹水利事業を導入をして、完了後の維持管理を行っていくわけですので、今後それらの事業を行うための、そうした土地改良法の手続き等を行っていくということになります。

**○産業振興部長（永田史生君）** 補足して申し上げます。

先ほど、議員の申されたことにつきましては、基幹水利施設管理事業であるかと思えます。この事業につきましては、21年度から導入をする予定でございますので、当然その時は、そういった同意、そういった環境を進めさせていきたいということになります。これはあくまでも、その前段の管理体制を、国が行う管理体制事業を国の委託を受けてやるというような格好の事業でございますので、その体制整備事業でございます。

以上でございます。

**○18番（木藤茂弘君）** 基幹管理施設を管理するために、事前にこの促進事業を導入して体制整備を整えるということだろうと思うわけですが、私は当然、土地改良法に基づく変更同意の3分の2以上は優先しなければならないんじゃないかというふうに理解するわけですが、この点についてはどうですか。

**○耕地課長（通山正文君）** 国営造成施設整備促進、この事業につきましては、今おっしゃいました、そうした土地改良法の手続き等は不要でございます。基幹水利施設管理事業につきましては、これは団体営事業で土地改良事業になりますので、施行同意が必要になってくるわけになります。それで、さっき言いましたように、19年度、20年度に、そうした法手続き関係を行っていく予定でございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第148号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第4 議案第149号 字の区域変更について

**○議長（谷口松生君）** 日程第4、議案第149号、字の区域変更についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第149号、字の区域変更について、説明を申し上げます。



本案は、県営中山間地域総合整備事業に伴い、本市内の字の区域を変更する必要があるため、提案するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第149号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



#### **日程第5 議案第150号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第6号）**

**○議長（谷口松生君）** 日程第5、議案第150号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第150号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について、説明を申し上げます。

本案は、生活保護扶助費、その他各種事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を得る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○企画部長（持富秀明君）** 議案第150号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第6号）につきまして、補足して説明を申し上げます。

まず、予算書の8ページをお開きください。

予算書の8ページでございますが、第2表、地方債補正ですが、一般単独事業の地域総合整備資金貸付事業を2,600万円追加しまして、変更で臨時地方道整備事業、合併特例事業等、一般単独事業を5,040万円増額、辺地対策事業を250万円、過疎対策事業を80万円、災害復旧事業を3,650万円それぞれ減額し、総額で3,660万円増額いたしております。これは事業費の追加交付等に伴う増が主な理由でございます。

次に、歳入歳出の主なものを御説明申し上げます。

予算書の11ページをお開きください。

まず、歳入予算で、市税の市民税を1,700万円増額いたしております。これは、当初予算計上時の個人所得見込額に対して、申告後の個人所得額が増加したことに伴い、補正するものであります。

予算書の12ページでございます。

固定資産税を、7,000万円増額いたしております。これは機器等の設備などに係る固定資産税であります償却資産の増加申告による増額が、主な理由でございます。

予算書の13ページ、地方特例交付金の額が決定いたしましたので、980万8,000円増額いたしております。

次、14ページでございます。

分担金及び負担金で、本年7月に発生いたしました豪雨災害が激甚災害に指定されたことに伴いまして、受益者負担金を免除するため、1,841万2,000円減額いたしております。

予算書の18ページをお開きください。

国庫支出金の国庫負担金で、生活保護扶助費の増額に伴い、国庫負担金を7,925万8,000円増額いたしております。

次、予算書の19ページでございますが、国庫支出金の国庫補助金で、社会福祉費補助金は、地域介護・福祉空間整備等交付金事業等3,173万8,000円増額いたしております。

予算書の21ページをお開きください。

県支出金の県補助金で、農業費補助金は、環境にやさしい農業総合推進事業の事業規模縮小等によりまして8,450万9,000円減額し、農林水産業施設災害復旧費県補助金は、災害査定により事業費がほぼ確定したことに伴い、6,803万8,000円減額いたしております。

予算書の22ページをお開きください。

県支出金の県委託金で、選挙費委託金は、県議会議員選挙費交付金を490万7,000円増額いたしております。

次、予算書の24ページでございます。

蓬の郷民宿村の地盤補強の経費に充てるため、蓬の郷振興基金繰入金を200万円増額し、今回の補正調整として、繰入金の財政調整基金繰入金を4,319万9,000円減額いたしております。

次、予算書の26ページをお開きください。

諸収入の雑入で、資源ゴミ売払金等雑入を382万7,000円増額いたしております。

予算書の27ページですが、市債につきましては、総額で3,660万円増額いたしております。

次に、歳出予算について説明をいたします。

予算書の29ページをお開きください。

総務費の企画費、地域総合整備資金貸付金を2,600万円計上いたしております。

次、予算書の33ページをお開きください。

選挙費関係の執行選挙費は、県議会議員選挙告示、それから告示前投票等に係る経費を470万5,000円増額いたしております。

予算書の36ページをお開き願います。

民生費の社会福祉総務費は、重度心身障害者医療費助成事業に係る扶助費を350万円、更生医療給付費等過年度事業に係る精算返納金を360万7,000円増額いたしております。

老人福祉費は、地域介護・福祉空間整備等交付金事業の経費を2,781万円計上いたしております。

予算書の37ページでございますが、児童福祉費は、児童デイサービス奨励費支給事業に係る経費を75万4,000円計上し、乳幼児医療費助成事業等に係る扶助費を461万4,000円増額いたしております。

それから、予算書の39ページをお開きください。

生活保護扶助費は、生活扶助給付世帯及び医療扶助給付世帯の増加に伴いまして、1億567万7,000円

増額いたしております。

予算書の40ページをお開きください。

衛生費の環境衛生費は、資源ごみの分別報奨金を691万8,000円計上いたしております。

予算書の41ページでございますが、農林水産業費の農業振興費は、環境にやさしい農業総合推進事業の事業規模縮小等によりまして、補助金を8,582万6,000円減額しております。

4目であります、園芸振興費は、さつまいも生産体制整備強化事業に係る経費を、139万3,000円計上いたしております。また、農地整備費は野井倉下段地区のほ場整備事業に係る計画書等741万円を計上いたしております。

予算書の42ページをお開きください。

同じく農地整備費で、県営経営体育成基盤整備事業に係る事業負担金として44万4,000円計上いたしております。

予算書の45ページ、お願いいたします。

商工費の2目の商工業振興費は、志布志市地域職業相談室移転事業に伴う経費等を335万5,000円計上いたしております。

3目の観光費は、蓬の郷民宿村地盤補強工事費として300万円増額いたしております。

予算書の46ページをお開きください。

土木費の土木管理費は、県道柿ノ木・志布志線の事業費増額に伴う追加負担金を115万円増額いたしております。

予算書の47ページでございますが、土木費の3目の道路新設改良費は、地方改善施設整備事業及び地方特定道路整備事業の事業費追加交付等に伴いまして、総額5,461万6,000円を増額いたしております。

予算書の51ページをお開きください。

教育費の事務局費は、将来の年少者人口の推移を踏まえ、今後の市立学校の適正規模及び適正配置について検討するための経費等を、計上いたしております。

予算書の57ページをお開きください。

災害復旧費の現年農林水産業施設災害復旧費は、災害査定等が終了し、事業費が確定したため、補助事業を1億5,422万5,000円の減、単独事業費で1,694万円の増で、補正額は1億3,728万5,000円の減額となっております。

それから、国庫補助の対象とならない農地災害につきましては、先の定例会で事業費の8割を補助する市の単独事業として議決をいただいたところでありますが、例年にない甚大な被害であり、早急な復旧を図るため、事前に市で一部対応した箇所があり、整合性をとるため、今回全額を補助して対応することとし、その経費等を1,514万円増額いたしております。

予算書の58ページをお開きください。

災害復旧費の現年公共土木施設災害復旧費は、災害復旧事業の用地分筆測量及び登記委託料並びに建物補償費に要する経費等を総額654万2,000円計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

**○31番（野村公一君）** まず第1点でございますが、予算書の29ページ、電算システム業務委託300万円が組まれておるようであります。ここに説明資料の中で、るる説明はされておりますが、もうちょっと具体的に教えていただきたきいということと、先日、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例というのを可決しておりますが、この条例の議案と関係があるのかどうか一つ。それから、関係が無いということであれば、昨日のこの条例に関する予算、財政というのは必要ではないのかどうか、それが2点目です。

それから、41ページ、施設整備事業補助金、マイナスの8,500万円、どういう理由で8,500万円減額をされたのかどうか、それが3点目であります。

それから、45ページ、商工業振興費、これはハローワークの移転ということですが、確かに支所の中のハローワークは手狭であろうというふうには考えます。したがって、アピアの方に移行していくということの予算であろうと思いますが、この会場借上料150万円、これをちょっと具体的に御説明をいただきたいというのが4点目であります。

それから、最後になりますが、60ページ、給与費の明細の中で、今回、特別職15名というふうになっておりますが、これはどういう方々であるのかですね、併せて説明をいただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** それぞれにつきまして、担当の者に説明させます。

**○情報管理課長（中水 博君）** 予算書29ページ、補正予算説明資料の1ページの総務費、総務管理費、情報管理費の13節の委託料の300万円の補正予算について、御説明申し上げます。

市民税に関係します課税支援システムというものを合併当初から1セット導入し、18年度課税分の申告相談業務において、本庁一括で市内全域の相談会場を巡回して運用してきましたが、昨年の12月から1月にかけての業務でございます。このことに関しまして、総合支所方式における運用には、人員的にも1セットシステムの運用では非効率で、運用スケジュール的にも無理なものがあつたということの反省に立ちまして、今回、19年度申告相談業務にあたりまして、改善策といたしまして、今期の19年度市民税課税相談から、このシステムを2セット増設しまして、また申告相談に必要な課税資料を持って行くわけですけれども、その中の給報・年金支払報告書等をイメージデータとしまして、このシステムにセットアップして、システムの強化を図ることによりまして、3グループで申告相談会場を巡回することができると。複数会場での同時進行が可能となるということを計画しまして、効率化、簡素化、的確な課税客体の把握に努めるということでございます。これらのシステム強化に係る経費、委託経費でございますけれども、補正予算として300万円を計上するものです。前日の志布志市行政手続等における情報通信の技術に利用に関する条例とは経費的なもの、法律的なもの、全く関係ございません。

以上です。

**○産業振興部長（永田史生君）** 41ページの農業振興費の中の施設整備事業補助金の減額の理由でございます。

大きな理由といたしましては、環境にやさしい農業総合推進事業、6月に提案を申し上げ、議決をい

ただきました、サンケイ工業の事業分でございます。考え方的には、当初、初年度から3万tを処理する、焼酎廃液でございますが、3万tを処理するという目標で計画を作成し、交付金の内示を受けて、私どもも6月に予算を提案をしたところでございました。その後、事業部会ということで、再度、収支の計画を精査したところ、焼酎廃液の搬入量と搬入計画、併せて附帯事務費のコストの増によりまして、焼酎廃液処理単価の見直しを行うという必要が生じたというふうに聞いております。それらの見直しを行いながら、平成18年7月から8月にかけて、処理単価の見直しを各メーカーにお願いしながら進めたところ、一部の焼酎メーカーにおいては、焼酎廃液の処理を、当初の協定より減少させる意向を示すメーカーが出てきたということです。これらの情勢を受けて、再度、焼酎メーカー各社に対し、理解をしていただくよう努力を重ねてきたが、当初の計画であります3万tの焼酎廃液の処理量の達成が難しいということから、事業の規模の縮小、焼酎廃液の受入れと、それから堆肥の販売計画の見直しを行い、今回、事業計画の変更をし、国等との協議は整ったということではございましたので、このようなことで減額補正をするものでございます。

**○企画部長（持富秀明君）** ハローワークの移転経費の中の使用料でございますが、現在、アピアの2階の部分であります、現在は休憩室に使用されておりますが、この部分が44.68坪で単価が6,500円の87万1,260円、それから雇用促進センターとして、ロビーとホワイエの部分でございますけれども、この部分が36.08坪で同じく単価が6,500円で、この3カ月分70万3,560円、合計予算額として157万5,000円を計上いたしているところであります。3カ月分です。

**○財務課長（溝口 猛君）** 予算書60ページの給与費明細の特別職の分でございますが、県議会議員選挙に伴う分でございます。

**○31番（野村公一君）** どこから話をもっていけばいいのか、ちょっと迷うんですが、こういう予算は、自分の身銭を出す人にとってみれば、絶対に立てない予算ですよ。今までは、ハローワークは支所の中であって、ただでお願いをしていた。それは若干手狭な部分がありますよ、不便を来す部分は。だけど、その不便を来す部分は、裏のホールでも使えばですね、私は用は足す、3カ月に150万円の家賃を払ってですね、そのハローワークを移転をしなきゃならない、私は根拠というのは何もないと私は考えていますよ。あんたたちは人の税金何とってんや。もうちょっと具体的にその何か説明か、図面かあるでしょうから、それをちょっと出してみてください。

それから、その可決した条例の予算、これは予算措置は何もせんでいいのか、それも一つ、答弁が無かったようですので、併せてお願いをしておきます。

それから、その8,500万円減額をされると、それは企業が事業の縮小をされるんだから、やむを得ない事情もあるんでしょうが、どうこういう理由で事業の縮小をしていくという説明が当局には来ていると思う。それぐらいはですね、議員に配付をして、こういう事情で縮小されるんだと。したがって減額をするという説明がないと。ただ企業は縮小しましたから減額をしますって言うことじゃ、ちょっと私らは納得はできない。だから、そう時間のかかる問題じゃないので、至急ちょっと資料を取り寄せてください。全くでたらめや。再度、答弁をお願いを申し上げます。

**○情報管理課長（中水 博君）** 昨日、上程し、説明をいたしました志布志市行政手続等における情報

通信の技術利用に関する条例の関係の予算措置でございますけれども、この件に関しましては、平成14年度、県下市町村で協議会を発足いたしまして、各市町村の負担金を、松山町、志布志町、有明町、それぞれ平成15年から18年にかけて、支払いをしてきて、準備をしております。その中で、今回、志布志市が負担する18年度の負担金としまして、開発経費が21万8,000円、運用経費が160万5,000円、合計で182万3,000円を一応、予算上の計上をして、負担金として当初で認めてもらって、県の方で運用しているという状況でございます。

**○企画部長（持富秀明君）** アピアを借り上げて、雇用の相談業務にあたるということで、今、御提案を申し上げているところでございますが、この事業は本年4月3日から志布志支所の1階で業務を開始しているところでございます。

相談室の設置運営については、国が職業相談等の業務を要する人員等に係る経費について負担し、市がその施設と、国が負担する以外のものを市が負担をするということで、この事業を進めているところであります。

現在、志布志支所の1階のスペースを無償で提供して、業務を行っておりますけれども、大隅公共職業安定所の方から、当初予定していた予定数を大幅に増えてきている状況であり、また、相談室のスペース、それから駐車場のスペース等にも支障を来している状況であるというふうなことが要望として出されたところでございました。したがって、そのようなことの解消のために、いろいろ課内あるいは志布志支所、地域振興課等を含めて検討をしてきたところでございますが、現時点で考えられる人の集まりやすい場所、あるいは尋ねられて、すぐ説明できる場所等々につきまして、検討を重ねたところであります。したがって、そのようなことを考えまして、今回、アピアの2階の方が適しているんじゃないかということで、相談を申し上げて、現在、御提案をいたしているところでございます。

**○産業振興部長（永田史生君）** サンケイ工業の件につきましては、変更申請書が市に上がってきておりますし、その中で変更理由というのが定めてございますので、それらについて後ほど配付をさせていただきます。

**○志布志支所長（山裾信博君）** ハローワークの件については、志布志支所の管轄でもありますので、補足をさせていただきたいと思いますが、以前からハローワーク大隅の関係について、利用者が多いということで、再三、相談があったところでございます。今、企画部長の方からもありましたが、当初予定をしていなかったパソコンを3台設置をしたいということでありましたが、設置の場所がありませんので、5階の方とかということで見てもらいましたけれども、ハローワーク側は1階の東側の会議室が一番いいんですけどということでございましたが、そこをつぶすとなりますと、志布志の支所での会合が非常に多うございまして、そういった面では、うまく活用ができない部分があります。大隅の所長からも、非常に狭いので、利用客も多いということで、今現在はハローワークの部屋の前の廊下の方も使っていておりましたが、そういった形でアピアの方の利用ができないかということも相談があったところでございます。

以上です。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○31番（野村公一君）** 企画部長、これは国とか財政的なのがあるんでしょうが、今回のこの予算に対しては、全部持ち出しですよ、300万円。こんなばかな事業があるもんね。3カ月で150万円の家賃を払うてな、ハローワークを、交通の便がいいか何か知らんけど、そんな所に持っていく、そんなばかなあんな、誰が考えてもせんわな、こんなことは。もうちょっと考えていいんじゃないの、こんなの。アピアから助成金をくれという話があったけど、その代わりにこんなことをしてるんじゃないのか、あんなたちは。でたらめもいいとこよ、あんな、自分の金やったら、こんなことするかい。これ、市長、知ったんですか。あんなの考え方をちょっと教えてください、それが1点。

それから、この電算に係る委託事業、これは毎回、この補正の度に電算の委託事業が出てくる。それを全部我々は承認をして可決をしておるんですが、本来、この予算の計上というのは、総計予算で決まってるんですよ。そういう意味からすると、こういう大きな額の補正というのは、当初で今年はどういう事業をしますので、これこれの予算を措置してくださいということが、私は本来の姿だろうと思う。電算関係、システム関係というのは、耳慣れてないせいか、ずーずー予算が通っていくけどな、できたらやっぱり、年度初めに本年度はこういう委託事業をしますと、事業別に全部羅列して、これこれはこういう事業の内容ですと。したがって、総額いくらぐらいの予算をお願いを申し上げますというのが、私は筋だろうと思う。今、市が抱えている電算の委託事業、これのちょっと全体のその予算額と事業名をちょっと出してみてください。私は膨大な金になると思うよ。これ一つ一つ出てくるから小さいから、我々は議論もあまりしないけれども、全体的だったら相当の額でしょうが。ちょっと出してみてくださいよ。こんな議会なんか続けられんじゃん、こんなのは。

**○議長（谷口松生君）** 資料を配ります。5分休憩いたします。

○  
午前11時22分 休憩

午前11時41分 再開  
○

**○議長（谷口松生君）** 会議を再開いたします。

執行部の答弁を求めます。

**○市長（本田修一君）** 志布志市地域職業相談室からの要望がまいって来ておりました。本年4月に志布志市役所、志布志支所の1階に、県内で初めて設置された地域職業相談室は、本市と大崎町の住民を対象に、祝祭日を除く、月曜日から金曜日に、ハローワークにより、雇用保険業務を除く求人情報の提供、仕事の申込み、職業相談、職業紹介、求人の申込み等の業務を行っております。その業務取扱状況は、4月から7月の3カ月間で、新規求職件数は約150件、相談件数は約2,000件、紹介件数は約850件、就職件数が約140件で、1日の相談者数は50人から、多い日で70人を超えるということもあって、10月の業務取扱実績は4月に比べ、職業相談件数で約2倍の678件、職業紹介件数で約1.7倍の297件、就職件数は約4倍で93件となるなど、当初の予想を大きく上回っておりました。相談者が多い時は、待合室に入れきれない人もあり、駐車スペースについても、会議等により来庁者が多い場合など、十分に無いため、相談室移転について検討の旨の要望がありました。

また、移転後の相談室の効果的な活用につきまして、今後港湾整備に伴い、さらに新たな事業所の進出が期待される。また、団塊世代のUターン者等、中高年者や子育て期にある女性等の起業により、新たに人を雇い入れる場合、各種の雇用関係の助成する制度が活用できる。このようなことから、企業操業や雇用、人材育成等において、市や商工団体が連携して総合的な支援を行うなど、新たな雇用創造に対する環境づくりが得られるというようなことで、今回、アピアにというようなことをお願いするものでございます。

そして、この地域職業相談室につきましては、今ほど言いましたように、現在、志布志支所の1階に設置してあるわけですが、これは平成17年4月1日、職発第401057号、職業安定局長通達によりまして、指示されているところでございまして、その実施にあたっては、相談室は国と市町村がそれぞれの施策を共同して実施するものであるもので、国は職業相談と国の業務に要する人員、備品等に係る経費について負担し、市町村は施設その他、国が負担するもの以外のものを負担するということで、通達に基づいて現在設置しているというような状況でございます。

さらに、この志布志支所の活用ということもございまして、今後、このアピアの方に相談室が動いた場合に、支所の活用ということもありまして、様々なことを模索しておったわけですが、障害者支援相談センターというものを設置しなければならないということで、ただいまこの設置について準備中ですが、支所の1階にこちらのセンターを設け、この障害者の支援をする場を作っていくということで、総合的に考えまして、このような提案をしたところでございます。

**○31番（野村公一君）** 市長、そういう理由はよく分かるんです。よく分かるんですよ、しなきゃならんという理由も分かる。だけど、何も本庁の予算を持ち出しをしてですね、しかも3カ月で150万円という家賃を払って、その事業をしていかなければならないほど知恵が無いのかなあと。まだ、支所の5階は一部を除いて全部空いているんですよ。金をかけなくてできる事業なんです。こんな膨大な金をかけてやるがゆえに、いろんな腹を探られる。これはちょっと考え問題ですよ。まあ後は議会がどう判断をするかでしょうけれども、最後に1点だけ、この予算を減額するか、撤回するか、お考えはないかお聞きします。

**○市長（本田修一君）** ただいまお話ししましたように、この地域職業相談室の設置をアピアにすることによりまして、さらにこの地域の職業相談が活性化していくと。そして、それに伴いまして、様々な企業が発展していくんじゃないかというようなふうに考えるところでございます。そのようなことから、ただいま御提案いたしましたことにつきまして御審議くださいますようお願いしたいと思います。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○12番（本田孝志君）** 45ページですね、観光費の中の、蓬の郷民宿村地盤補強工事ということで、300万円の事業費ということで上がっていますが、これは蓬の郷が五つの民宿村を造るということで、五つの区画があるわけですが、今、一つ、やっと出来上がって、もう1箇所申請があるということで、300万円の補正が上がっているわけですが、あと三つあるわけですが、これも平成12年の過疎計画の中で、私なんか旧有明町でいろいろ議論してまいりまして、いろいろ当時の執行部はいろいろと手を尽くせば、PR等をすればですね、すぐ民宿村ができるということで、私たちも当時承認したわけですが、



それが工事をやりまして、またこの前、地盤沈下があるから300万円、そしてまた今度もう1件申請があつて300万円、あとまた三つ残っていますが、それにまた恐らく私は300万円、300万円、300万円ということで、上がってくるだろうと予想していますが、いろいろですね、当時の私は失態ではないかなと考えております。いろいろなことをかんがみてですね、計画しておれば、このようなことがやっと今二つの区画が民宿になる予定ということでございますが、今後ですね、いろいろとこのあと三つの区画がございまして、いつ頃、その入居者があるか、民宿をされる方があるものかお伺いをいたします。

**○企画部長（持富秀明君）** 民宿村の建設地の地盤が調査の結果、少し軟弱であるということ等で、このような予算を提案をしているところでございます。幸いに、今回また民宿村を経営したいという方が来年3月で退職をされるということでございまして、その後、4月頃になるんでしょうか、建設が始まるということでございまして、そのために、地盤補強のために、今回この予算を提案をいたしております。そういうことでございまして、どうかよろしく願いいたします。

**○議長（谷口松生君）** ほかに。

**○14番（小野広嗣君）** 予算書の39ページ、生活保護扶助費ですが、当初の補正前の額が7億3,000万円、そして今回、国庫支出金といわゆる一般財源からの持ち出しで1億円を超えるですね、補正となっております。説明資料を読みますと、いわゆる入院患者の増と、入院給付費の増加が主な要因であるというふうになっておりますが、それにしても当初予算の計上する時の見込額からしたときに、1億円からの違いがあるという、こういった実態が今ある中で、当然、社会的ないろいろな要素もあると思うんですが、この入院患者の増、入院給付費、この中身ですよ、例えばどういった病気に入っている方が傾向性としてあるのか、あるいはその年齢層はどうか、重いのか、また軽いのか、個別いろいろあると思うんですが、大まかに教えていただければと思います。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 今回、生活保護扶助費の補正をお願いするわけでございますが、生活保護には8扶助がございます。その中で今回補正をお願いします扶助につきましては、生活扶助と医療扶助というのが、主な増加の要因でございます。18年1月1日に合併をしまして、それまで県の曾於福祉事務所が担当しておりました生活保護業務が、志布志市に入ってきたわけでございますが、その当時、1月1日で押さえた実績を基に18年度の予算を編成したということでございます。その後、説明資料にも書いておられますとおり、生活保護世帯が増加してきているということで、特に生活扶助につきましては、14世帯の増加、これは月平均ベースでございますが、14世帯、数字を申し上げますと、17年度で381世帯あったものが、18年度では395世帯と、14世帯増加している。これは1月平均の世帯でございます。実数としましては、これは直近で12月1日は397世帯となっております。資料としましては、平均ベースで試算をしますので、14世帯の増ということで、当然この分が生活扶助の方で増加要因になると。しかも、単身世帯ではなくて、複数世帯が増加しているということで、今回補正をお願いするということでございます。

それから、医療扶助につきましては、内訳としては9,373万8,000円の補正をお願いするわけでございますが、入院患者、その入院の病気の疾病別の統計は上げておりませんが、入院患者、大まかに平均ベースで言いますと、月額41万円かかるということで、この入院患者が増加しているということ。それか

ら、合わせまして入院費用が増加しているということ。それから、額的には少ないんですが、外来費用が若干増加をしているということ。それと、もう一つ大きな要因が、見積りの時点で、若干少な目に見積もった結果でございますが、支払基金への概算請求の方式による増加というのが、また別に2,000万円ほど見込まれるということで、今回こういった多額の補正をお願いする結果になったということでございます。ただ、この医療扶助、それぞれ扶助ごとに支給決定をしていくわけでございますが、その内容については、従来から適正な受給を心がけるということで、その事務処理を行っているところでございます。

以上でございます。

**○14番（小野広嗣君）** 内訳は理解したところでございますが、今、部長の方からも答弁がありましたように、こういった状況で生活保護世帯が増えていっている。そういった中で合併によりまして福祉事務所がこの本庁内に置かれている。そして、ケースワーカーも含めて、こういったように保護世帯が増えていく中でですね、大変な仕事量になってきてるんだろなあとというふうに一方では思います。いわゆる今度は逆に認定作業に関しても、いわゆる申請があって認定をしていく。いわゆる一月以内にです、大体回答が返ってくるわけですが、そういった仕事を進めていく上ですね、いろんな苦労があるんだろなというふうに思います。そういった中で、やはりこの認定に関しても、本当に生活に困っていらっしゃる、そういった判断をするということも、やはりかなりのプロとしてのですね、目線がないと、なかなか難しいんじゃないかというふうに思うんです。こうやって増えていけばいくほどですね、そういった目線で見ていくことが、やはりおろそかになってくる部分も出てくるんじゃないかというふうに思うんです。やはり最低限の保障ということで、セーフティーネットを張って、そういった方を守っていくという考え方は当然必要なわけですが、闇雲にですね、そういった目線で見ていけなくてですね、持ち出しが大きくなっていくということは、今後、市の財政負担としてはかなり大きくなっていく。その辺に関しての、今の状況をちょっと教えてください。

**○福祉部長（蔵園修文君）** この保護の申請、それに対します決定につきましては、議員おっしゃいますとおり、1月からの新たな市の業務ということで、市の従来町の職員、現在の市の職員でございますが、非常に苦勞をして、今、努力をしているところでございます。そのため、県の生活保護業務に精通した方を指導を兼ねて、3名、今お願いをして、その体制で従事しているわけでございますが、その取扱いにつきましては、当然、法令に照らした対応をしていくということで、私を含めまして、新規の分、あるいはケースの内容について診断をしなければいけないケース等については、会議を定期ではございませんが、申請があったものに、件数に応じて随時にケース診断会議をします。その中で長いものでは、1件につき1時間以上かけて判断をしていくというような会議を繰り返して、その中で市の職員もケースに対応できる知識等を身に付けていくと。あるいは研修等を通じた法的な解釈と言いますか、そういったものについては、研修等を通じて自分なりにまた努力をしていく、あるいは実態に応じた判断ができるような研修もまた日頃の業務を通じて行っていくということで、1年を経過しようとしておりますが、大分そこら辺については身に付いてきたのかなというふうに、私も判断をいたしているところでございます。

**○14番（小野広嗣君）** 1点だけ。一時金が入ったりですね、生命保険料が入ったりして、そういった場合に、いわゆる一時打切りという形が出てきますね。この分は除外しまして、いわゆる生活保護に値しないと。それなのに誤魔化しをしながらですね、受けているというケースがやはりいろんなところから通報があったり、私たちの耳にも入ってきますが、そういったことによる取消しということは何件ぐらい出てるんですか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 不正に受給の例は、今のところ、合併後、新市になってからは出てきておりません。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑がありますか。

**○27番（鬼塚弘文君）** 2点だけ確認をさせていただきたいと思います。

一つは、先ほどの関連でございますが、ハローワーク。この移転の問題でございますけれども、私は合併効果、これを出すべきだというふうに思っております。これは私一人でなくして、すべてがそう思うわけでありまして、志布志の市役所が、旧志布志町の役場が支所になりました。よって、あの商店街の皆さんの声、大変なものがあります。そこらあたりまで考えたハローワークの移転ということなのか。多分ですね、私はあの上町通りは暴動が起きると思います。そういうところまで十分に把握されたのか、検討されたのか。そのことを1点お聞かせをいただきたい。

そして次に、この予算書の29ページでございますけれども、地域総合整備資金貸付事業ということで、ここに説明書が、今見ておりますけれども、この予算とは直接関係がないかもしれませんけれども、旧志布志町時代に食品工業団地を計画をしておりました。当社もこの該当者でありましたけれども、例の8,000万円投じたあの施設、安楽の上門の施設ですね、あそこの絡み、ここらあたりはどうなったか、この経緯をもう一つ説明をしていただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

合併いたしまして、志布志支所の商店街の方々が御心配なされているということは、合併直後から話を聞いていたところでした。その中でハローワークを今度、職業相談室として設置していたところでございますが、たたいまお話ししましたような形で、またアピアに移っていただくということを御審議いただくこととなりますが、その後の支所の活用につきましては、先ほど申しましたように、あの1階につきましては、障害者の自立支援相談センターを設けていたり、あるいはまた新しい活用策を今、模索中でございますので、それらのものを整理しながら、その支所の活用については十分図っていきたいというふうに考えております。

**○企画部長（持富秀明君）** この2,600万円の貸付金でございますが、本事業につきましては、志布志市地域総合整備資金貸付要綱に基づき、財団法人地域総合整備財団の支援を受けて、当該資金を貸し付けるものでございます。今回は、株式会社益田製麺から当該資金借入申込みがありまして、財団法人地域総合整備財団に調査・検討を依頼していたしましたところ、当該対象事業として適当である旨の通知がありました。したがって、この結果を受けまして、予算計上をいたしているところでございます。本事業によりまして、雇用の拡大と企業育成を図っていかうというものでございますので、どうかよろしくお願いいたします。

**○27番（鬼塚弘文君）** 旧志布志町の役場の空き室については、あと活用を考えていくということでありませけれども、私はですね、発想が違うと思う。かなりの多くの方々が、ハローワークに来られて、待合所もそれこそ人がいっぱい、駐車場も狭い、やはりそんな状況がにぎわいですよ。あそこら辺りの食堂の方々の声を聞くと、「チャンポンも売れんごんなった。」と、かなり悲鳴をあげておられる。私は、やはり商工振興、合併効果を考えるときに、もうちょっと真剣に考えて御提案をしていただきたいということですね。後は、上程されて、それぞれ委員会の中で意見があろうというふうに思いますので申し上げますけれども、部長、そのことは分かるんです。こういう若手の事業家がどんどん伸びていくことは大いに応援をすべきです。しかし、私が先ほど申し上げたのは、旧志布志町時代の食品工業団地との絡み、8,000万円、前も一般質問しましたけれども、この影がどんどん消えていくんじゃないか、ここの絡み、このことを問うておるんです。

**○企画部長（持富秀明君）** 食品関連団地につきまして、食品関連の企業を誘致をするという目的の下に造成をされたというふうに思っております。したがってですね、これが現在の時点でですね、この食品関連企業等がここに誘致の希望がもし無い場合はですね、他の企業も含めた中で誘致をしていくべきではないかというようなこと等を、今、検討を指示いたしております。したがって、何とかしてですね、やはりそういった多額の予算等をつぎ込んで造成をされたわけでございますので、何とか有利な、そして雇用の生まれるような、そういった企業等の誘致はできないか、こちらあたりを探ってまいりたいということでございますので、そのあたりを御理解いただきたいと思います。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑がありますか。

**○13番（立山静幸君）** 41ページ目8、節13の委託料の800万円でございますが、1番目に同意率はいくらに、今現在なっているのか。そして、2番目に採択年度は何年度を予想されているのか。そして、3番目に53haの委託を3月まで完了するのかですね。4番目に平成5年から8年、9年度で国営事業の事業をするということで、一連の測量がなされておったわけですが、それを利用できるものがあればですね、利用して予算の軽減に努めていただきたいと思います、これは要望ですが、そういうことで3点についてですね、お伺いいたします。

**○産業振興部長（永田史生君）** お答え申し上げます。

野井倉の下段地区のほ場整備の関係でございます。19年度からヒアリングが始まりますので、当然、それらに向けて計画書の作成、活性化計画書の作成ということで進めなくちゃならないということで、今回、補正予算をお願いしたところでございます。実施におきましては、20年度採択に向けて進めているところでございます。

それから、国営事業の絡みにつきましては、担当課長の方から御説明を申し上げます。

**○耕地課長（通山正文君）** それでは、同意率につきまして、今現在、約92%の仮同意をいただいております。

それと、国営事業の時の測量のそうした設計等について、使用できないかということでございますけれども、国営事業の場合は面積も広いし、また今後、区画等の考え方も当時とまた全然変わってきているということ等で、最初からまた野井倉地区につきましては、実施設計を一からやり直して行うということ

でございます。

**○議長（谷口松生君）** よろしいですか。

**○産業振興部長（永田史生君）** 計画書につきましては、3月までで完了するというところでございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑がありますか。

**○18番（木藤茂弘君）** 先ほど、同僚議員の質疑で、概ね理解はいたしましたけど、蓬の郷の問題でございますが、軟弱地盤のため、地盤補強を行うということで、5画の分で、今回の分まで2画に一応建てられるということでございますが、この区画の割合からいきますと、300万円という金は大体一反でいきますと、300坪、10aに匹敵すると、600万円の金だろうと思います。後残っておる3画でございますが、残地であるわけですけど、それも軟弱地盤であるのか。軟弱地盤であるとするならば、用途変更の考えは無いのか、そこらあたりをお聞かせいただきたいと思えます。

**○企画部長（持富秀明君）** あそこは購入をしてですね、造成する段階では、でんぷん工場等もあの敷地内にですね、建っていたというようなこと等もございまして、そう住居を建てるのに支障はないんじゃないかというようなことで、実際、事業実施をいたしましたわけでございますが、第1棟を建てる時に、建設主の方からですね、やはりちょっと人が寝泊まりするわけございまして、大事をとって、ちょっと地盤等の調査をした方がいいんじゃないかというような等の経過もございましてですね、調査をしたところ、ちょっと補強が必要であるというようなこと等がありましたので、補強工事をしたわけございまして、今回も全体的に強い方ではないというようなこと等ございまして、それらについて、旅館業等になりますので、補強工事等については市の方でするようになったところございまして、全体的に見直しをするべきかどうか、そこまでちょっとまだ検討いたしておりませんが、補強工事等で済めばですね、現在のところ、それで済めば、あとあとの所も建設した方がいいのかなあというようなふうには考えているところでございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに。

**○19番（岩根賢二君）** 先ほどの野井倉下段地区のほ場整備のことですけれども、確認をしますが、92%というのは、面積ベースですか、それとも地権者の数なのか、その確認と、それと何%になれば、採択ということになるのか。あと8%というのが、私は一番難しい数字だろうと思いますが、その見込みはあるのかですね。800万円が無駄にならないのかということをお聞きします。

**○耕地課長（通山正文君）** 同意率につきましては、地権者で約92%ということでございます。同意率につきましては、100%に近い方が、もうこれはいいわけでございます。国のヒアリング等の中では、95%以上が望ましいというようなことで、指導は今まではそうしたことでございまして。

**○産業振興部長（永田史生君）** 800万円の経費が無駄になることはないかということで質疑でございますが、当然、私どもはこれから本同意、それぞれ100%に向けて、みんな話合いの中で確認をし、進めていくということで、現在進めておりますので、それらに向けて全力を挙げて進めてまいりたいと思っております。

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第150号は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○

**日程第6 議案第151号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）**

**○議長（谷口松生君）** 日程第6、議案第151号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第151号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

本案は、高額療養費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○市民部長（稲付道憲君）** それでは、議案第151号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,921万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ44億4,605万1,000円とするものでございます。

それでは、予算書の歳出から御説明申し上げますので、予算書の8ページをお開き願います。

予算書の8ページでございますが、総務費の目1、一般管理費の需用費33万6,000円を増額いたしまして、3,254万5,000円とするものであります。これは国民健康保険証を印刷するためのものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

保険給付費の目3、一般被保険者療養費を597万6,000円増額し、2,369万3,000円とし、目4、退職被保険者等療養費を120万2,000円増額し、711万1,000円とするものでございます。具体的内容につきましては、補正予算説明資料の19ページに掲載してございますので、お目通しを願います。

続きまして、10ページをお開きください。

高額療養費の目1、一般被保険者高額療養費3,140万3,000円を増額し、2億3,598万3,000円とするものでございます。これにつきましても、内容は、補正予算説明資料の20ページに記載してございますので、お目通しを願います。

次に、11ページをお開きください。

予備費についてでございますが、予備費については、今回の補正に伴いまして、1,970万5,000円を減額し、4,616万6,000円とするものでございます。

続いて、歳入について御説明を申し上げます。

5ページをお開きください。

国庫負担金の目1、療養給付費等負担金1,270万8,000円を増額し、これにつきましては、歳出予算で御説明申し上げました一般被保険者高額療養費の財源とするものでございます。

次に、6ページをお開きください。

国庫補助金の目1、財政調整交付金557万5,000円を増額し、これにつきましては、一般被保険者療養費と一般被保険者高額療養費の財源とするものでございます。

続いて、7ページをお開きください。

目1、療養給付費交付金92万9,000円を増額し、退職被保険者等療養費の財源とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第151号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### **日程第7 議案第152号 平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第2号）**

**○議長（谷口松生君）** 日程第7、議案第152号、平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第152号、平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、収益的収入、収益的支出及び資本的支出を補正するため、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき補正予算を調製したもので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の局長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○水道局長（徳田俊美君）** 議案第152号、平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第2号）について、補足して説明を申し上げます。

予算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

今回の補正となる主なものとしまして、9月議会において計上いたしました災害復旧及び関連するものについて、査定が終わり、補助金額が確定したことにより、収入、費用それぞれに変化が生じたことによるものであります。

それでは、予算書に沿って、主なものについて説明していきます。

第2条、収益的収入及び支出のうち収入、上水道事業収益、既決予定額を940万円減額補正し、4億331万9,000円とするものです。

簡易水道事業収益、既決予定額を280万円減額補正し、2億7,093万9,000円とするものです。

支出、上水道事業費用、既決予定額を2,046万2,000円減額補正し、3億7,190万8,000円とするもので

す。

簡易水道事業費用、既決予定額を179万9,000円減額補正し、2億8,316万1,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出のうち支出、上水道資本的支出、既決予定額に299万9,000円を追加補正し、1億1,356万4,000円とするものです。

簡易水道資本的支出、既決予定額を330万9,000円減額補正し、2億1,517万2,000円とするものです。なお、このことにより、補てん財源のそれぞれに若干の変化が生じたところです。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、1、職員給与費、既決予定額を186万4,000円減額補正し、1億2,705万4,000円とするものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第152号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



#### **日程第8 発議第17号 内之浦宇宙空間観測所の利用促進に関する意見書の提出について**

**○議長（谷口松生君）** 日程第8、発議第17号、内之浦宇宙空間観測所の利用促進に関する意見書の提出についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

**○13番（立山静幸君）** ただいま議題となりました発議第17号、内之浦宇宙空間観測所の利用促進に関する意見書の提出について、案文を朗読して説明に代えさせていただきます。

提出者、志布志市議会議員、立山静幸、賛成者、志布志市議会議員、岩根賢二、東宏二であります。

内之浦宇宙空間観測所の利用促進に関する意見書（案）。

内之浦宇宙空間観測所は、昭和37年に開設されて以来、種子島宇宙センターと並ぶわが国の宇宙への窓口として、これまで大小380基を越すロケットを打ち上げ、主な科学衛星の打ち上げを行う日本の宇宙科学研究の拠点としての役割を担ってきた。

この間、地元においては、宇宙空間観測協力会を組織し、関係機関・団体・住民が一体となって、施設周辺における安全の確保、射場に至る道路の整備などを通じ、地域に夢を与えるロケットの打ち上げを支援してきたところである。

又、近隣に位置するわが市も大隅半島の誇る代表的施設の一つとしてその存立を側面から支援してきたところであり、今後も「日本のフロリダ」を標ぼうし、大隅半島の優れた自然や文化と半島に位置する各市町が持つ、各種の観光資源等とを有機的に結びつけ、半島全体の観光振興を図る上でも重要な施設であると確信している。

しかしながら、人工衛星打ち上げ用のM5ロケットは去る9月23日に打ち上げられた7号機をもって運用を完了し、その後継機の打ち上げは早くとも4年後の2010年となるとの見通しが明らかにされると



ともに、その射場は全国各地を視野にしているとの報道もなされ、これまでの同観測所と歩みをともにし、宇宙科学研究の発展を願って協力してきた地元及び近隣の市町はこうした状況に不安を募らせている。

については、政府におかれては、今後のわが国のロケット開発や宇宙研究に当たっては、これまでの同観測所と地域の結びつきに十分配慮し、下記の事項を実現されるよう強く要請する。

記。

1、人工衛星打ち上げを担う個体ロケットは、引き続き内之浦宇宙空間観測所において打ち上げること。

2、内之浦宇宙空間観測所の活用を図るため、次のような措置を講じること。

(1) 観測ロケットの打ち上げ回数を増やすこと。

(2) ロケットや人工衛星を研究する大学や民間企業などへ施設を広く利用させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年12月5日、鹿児島県志布志市議会。

文部科学大臣 伊吹文明様。

以上であります。

御賛同方、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。

発議第17号、内之浦宇宙空間観測所の利用促進に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、発議第17号は原案のとおり提出することに決定しました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

明日から10日までは、休会といたします。

11日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。  
御苦勞様でした。

午後 0 時31分 散会

平成18年第4回志布志市議会定例会（第3号）

期 日：平成18年12月11日（月曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

立	平	利	男
迫	田	正	弘
立	山	静	幸
小	野	広	嗣
鬼	塚	弘	文
毛	野		了
岩	根	賢	二
丸	山		一
小	園	義	行
八	久	保	壹
長	岡	耕	二
金	子	光	博
宮	城	義	治
福	重	彰	史
鶴	迫	京	子
東		宏	二
下	平	晴	行

**出席議員氏名 (33名)**

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

**欠席議員氏名 (0名)**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長	本 田 修 一	助 役	瀬戸口 司
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 部 長	隈 元 勝 昭
企 画 部 長	持 富 秀 明	市 民 部 長	稲 付 道 憲
福 祉 部 長	蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長	永 田 史 生
建 設 部 長	井 手 南 海 男	松 山 支 所 長	吉 井 宏 徳
志 布 志 支 所 長	山 裾 信 博	教 育 次 長	山 裾 幸 良
総 務 課 長	上 村 和 憲	企 画 政 策 課 長	山 下 修 一
財 務 課 長	溝 口 猛	港 湾 商 工 課 長	小 辻 一 海
福 祉 課 長	津 曲 兼 隆	畜 産 課 長	中 崎 章 文
松 山 支 所 福 祉 課 長	木 佐 貫 一 也	志 布 志 支 所 福 祉 課 長	萩 本 昌 一 郎
水 道 局 長	徳 田 俊 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 園 朗

**議会事務局職員出席者**

事 務 局 長	徳 重 昭 一	事 務 局 次 長	前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長	徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、本田孝志君と立山静幸君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、11番、立平利男君の一般質問を許可いたします。

○11番（立平利男君） おはようございます。

通告に基づいて一般質問させていただきますが、本田市長におかれましては、10月13日のブルーハイウェイラインの訪問から2カ月近く「さんふらわあ」問題で非常にお疲れのところと思いますが、今日から一般質問ということで、17人の同僚議員が一般質問を行いますけれども、今、県議会が行われておりますが、地元選出の県議が7日の日に「さんふらわあ」問題について一般質問が行われております。私も傍聴に行きまして、県知事の取組等を質問なさったところでございますが、県知事自らトップ会談をやる、少し明かりが見えたかなあと考えております。今後とも、知事と連携をとりながら、取り組んでいただきたいなあと考えております。

そういう中で、今回の志布志市議会も先ほど開会をしまして、ここに所管事務調査の報告がありますが、市長もご覧になったと思いますが、議運の皆さん方が二つの市を訪問されております。一つ、菊池市の訪問の中で、一般質問時間についてありますが、前置きをせず、質問を短く、答弁を長くするようにと、こういう方向で、今日は質問をさせていただきます。

まず、初めに、私の持つておる資料は、本年の7月22日、南日本が取りまとめた新聞報道であります。特例債活用について、南日本が取りまとめた報道であります。県内18市町の表が出ておりますが、この特例債活用について、半数以上が上限額半分以下、そういう報道がなされております。この18市町の中で、5市町が起債総額が未定という報道がなされております。この特例債活用について、高い所は75%、低い所で16%、お隣の曾於市が24%となっております。この南日本の表によりますと、志布志市が139億円の特例債となっておりますが、財務の皆さんに伺うと、136億円だそうでございます。こういう趣旨に基づいて一般質問を行うつもりでございましたけれども、非常に今、毎日のように夕張市の報道がなされております。夕張市市民、難民になるんじゃないか、そういうふうに報道をされておりますが、ここに夕張市の財政運営に関する調査ということで、北海道の企画振興部が取りまとめた調査票がございまして、財務処理に大きな問題があったような表が見受けられます。一般会計から他会計へ、特別会計等に繰り出すべき予算が、貸付金として繰り出され、そしてまた特別会計、他会計から、次年度からの一時借入金として一般会計へ返納ということで、出納整理期間中、4月から5月ですが、その期

間に操作が行われているようでございます。

今、夕張市の財政運営を見てみますと、17年度決算で257億3,000万円の赤字、一時借入金として276億円近い借入れを行っております。志布志市の18年度の一時借入金を、最高額で見ますと、20億円の予算計上であります。夕張市が実質債務632億円になっておりますが、現在、夕張市の人口が1万3,000人前後というふうになっておりますが、そういう中で経常収支比率を116.3%、この経常収支比率が70～80%が標準とされている。いかに財政が動かない状況、赤字の状況であるか分かるかと思えます。

この1万3,000人の632億円の債務を見てみますと、有明町が、旧有明町ですが、1万2,500人前後、300～500人おりましたけれども、旧有明町の16年度末の借入金を見てみますと、71億円余りでした。この旧有明町の9倍の夕張市、人口が同じぐらいなんです、借入れが9倍にもなろうかと思えます。いかに厳しい財政状況かが分かるかと思えます。

皆さん方も記憶にあらうかと思えますが、財政再建団体になったのが、福岡県の赤池町でございました。平成4年に再建団体になり、12年度で黒字ということになっておりますが、今、いろんな調査を見てみますと、旧炭鉱、産炭地が非常に財政が厳しい、そういう状況が見れております。この今、国もちよいちよい話題になりますが、この債務の棒引き等も検討すべき、そういう状況もあらうかと思えます。

そういう中で、昨日の新聞でしたけれども、鹿児島県の奄美市が苦しい懐、ホームページで公開をなさっております。ここにホームページから取り出した資料がありますけれども、出前講座資料ということで、このまま放っておくと大変なことになるということで、既にレッドゾーンということになっております。日本全国、非常に厳しい財政状況が続いておる、そういう報道が非常に頻繁に出ております。今、市民の皆さん方もこの財政については非常に興味を持っておられます。夕張市の問題等で、「わけは大丈夫かいよ。」そういう話もされますので、ひとつ市長、分かりやすく財政状況を、今日は市民の皆さん方に報告をいただければ、そういうふうに思っております。

そういう中で、志布志市の17年度の決算状況を見てみますと、歳入の方で自主財源として、56億4,200万円、構成比率で30.9%、依存財源で126億1,700万円、構成比で69.1%となっております。そのうち市債が22億300万円起債をいたしています。そういう中で、公債費として26億3,700万円の公債費を支出をいたしているところでございます。地方債現在高でございますけれども、決算書の中から拾いまして225億7,800万円、基金が61億8,900万円、まああの財政状況、そういうふうになっております。

監査意見書の中から、財政指数の状況を拾ってみました。95.6%の経常収支比率、70～80%が標準的な水準ということになりますと、まあ硬直化に近い経常収支比率になろうかと思えます。公債費比率が13.6%になっております。

決算委員会の指摘にもありましたが、非常に財政状況が厳しいなあというような指摘もあるようでございます。

今、志布志市、他市町の財政状況を説明を、自分の知る範囲で示しましたけれども、先ほど、7月の22日、南日本の報道の中で、なぜ特例債を100%使わないのか、そういう中の回答がいくつかありました。将来の財政負担にならないような、可能な限り抑える。当然だろうと思えますが、そしてまた、交付税の先行きが見えない中、起債残高などの財政状況を見ながら慎重に活用する、そういう回答もあり

ました。

私自身、一番関心を持ったのが、次のような回答でございました。地方債より有利な、特例債より有利な地方債、辺地債、過疎債等があるわけです。そういうのを利用する。第1に過疎債、第2に特例債、そういう回答があったようでございます。

この特例債なり、過疎債なり、辺地債なり、活用していけば、いろいろ活用方法等によって、健全な財源化もできるんじゃないか、そういうふうに思っています。

そういう中で、今年18年度から21年度まで、過疎計画がお示しになりました。この過疎計画の中で、18年度が55億円の事業費計上になっております。そういう中で、19年度から21年度、まあ21年度を見ますと、100億円を超える事業費になります。この過疎計画一つを見てみましても、今後、大きな事業、財源を必要としてまいります。そういう中で、当然、辺地債なり、過疎債にも制限がございます。そういう状況の中で、今後の起債の予定総額、まず特例債を年間どれぐらい使っていくんですよ、そして総体的にどれぐらい使いたいですよ、それをお示しいただきたい。そして、どういう事業、どういう施策を持っていかれるのか、そういう中で、併せて過疎債、辺地債等の予定額等、まだ予定額等だけでよろしいのでお示しをいただければと、そういうふうに思っております。

**○市長（本田修一君）** おはようございます。

ただいまの立平議員の一般質問についてお答えいたします。

特例債の起債予定額、活用策、具体的な方策ということでございますが、議員御承知のとおり、合併特例債につきましては、合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るため行う公共的施設の整備事業、2番目に均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業、3番目に市の建設を総合的かつ効果的に推進するための公共的施設の統合整備事業に活用できるものというふうと考えております。

本市におきます合併特例債の発行可能額は10年間で139億円、事業費ベースで146億円と試算しております。合併前のまちづくり計画では総額88億円の特例債の活用を計画しております。したがって、この金額が一応の目安になろうというふうを考えます。

また、その活用方策、具体的方策につきましては、過疎地域自立促進計画及び現在策定中であります振興計画に基づき、事業の緊急度を考慮しながら、本市のまちづくりに効果のある事業に活用してまいりたいというふうに思います。

御承知のとおり、本市において有利な起債として、過疎債、辺地債を活用するわけでございますが、18年度末につきましては、過疎債が56億2,899万2,000円、辺地債が2億8,778万7,000円というふうになっております。

また、今後につきましては、先ほど申しましたように、まちづくりの効果のある事業に重点的に活用していきたいというふうに考えております。

**○11番（立平利男君）** 市長、もうちょっと丁寧に答弁が欲しかったなあ、そういうふうに思っておりますが、振興計画を今後、発表されるということですが、当然効果がある振興計画だろうと思っておりますが、それじゃあ趣を変えますが、市長となられまして8カ月、9カ月ですか、なるわけですが、この特例債を使いまして、やはり一番市民が望んでいるのは合併効果、合併して良かったなあという何か事業なり、

施策なり欲しいと、そういうふうに私自身思っておりますし、市民の皆さん方もそういう質問をされます。合併して何が良かったとよということ、そういう表現を皆さん使われますので、この振興計画の中で、市長になられまして、初代市長でございますので、合併効果を兼ねて、市民の負託を受けた市長が、どういう施策をやりたいのか、そこをお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

18年度の合併特例事業といたしまして、合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために、公共施設等の整備事業といたしまして、防災行政無線整備事業、市道整備事業、陸上競技場改修事業、文化会館改修事業等を実施しております。

次に、均衡ある発展に資するために行った公共的施設の整備事業といたしまして、消防車両整備事業、排水路整備事業、農道整備事業、急傾斜地崩壊対策事業、公民館整備事業、歴史民俗資料館改修事業等を実施しております。これらの事業等で合併特例債を活用した形で6億9,690万円の特例債事業ということで行っております。

そのようなことで、今後も18年度におきまして、さらに過疎債を3億2,710万円、辺地債を3億980万円の借入れを予定しております、来年度以降につきましても、その活用等を図りながら、合併の効果が速やかに表れるような形の事業展開をしてみたいというふうに思います。

**○11番（立平利男君）** 市長、今の答弁は理解いたしますが、私自身が市民と話す、そういう中での「本田市長は何をすごちゃっとよ。」と、そういうのを施策として、自分は先の一般質問でもマニフェストについて質問をいたしたわけですが、時間が短い中での質問だったので、そう施策等も見えてこなかったと思います。市民はリーダーを選びましたので、リーダーによってまちがどう動くか、それも当然あります。先ほど、夕張市の話もしましたが、夕張市は、市の職員が近いうちに85%辞めたい。これも当然無責任であります。そういう立場にある市長なり、議員、それも無責任だろうと思います。市民はそういうのをやはり感じ取っているんじゃないかなあと感じております。だから、今後、振興計画を発表するのであれば、市長の思いがどこに入っている、そういうのを私は市民と共々聞きたいのであります。本当に、これだけは自分が公約に基づいて振興計画に入れますよ、特例債を使っていきますよ、御理解をいただきます、財政はこう動くんですよ、そういうのを今、テレビ等で毎日のように、夕張市、全国の市町村の財政状況も報道があります。

私は、特例債を使うな、過疎債を使うな、そう言っているわけではありません。事業をすれば、当然、財政も厳しくなります。しかし、市民が望むもの、市民が望んでいるもの、それを市長が執行しなくてはならない、そういうふうに思っております。財政が悪くなっても、みんなで努力していけば、何年か後にはまた健全な財政になります。

私ども旧有明町においても、非常に財政が厳しい20年前がございました。本当に厳しい時代だった。箱物をいっぱいというふうに表現が良いか悪いか分かりませんが、施設が必要な時代でありました。しかし、合併前にはそれなりの財政状況をつくってまいりました。

そこで、やはり先ほど申しますように、初代市長として、市民は特例債の使い方を期待をいたしております。先ほど、防災なり、消防なり、特例債、過疎債を使って、活用して整備をしているんですよ、



それは理解をいたします。何か市長として、これを市民のために、市民が何を望んでいるか、そういう中で、今度、振興計画の一端でも、振興計画に自分としてこういうのを職員とともに検討して入れますよというのがあればお示しをいただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話いたしましたように、合併特例債の活用につきましては、約88億円を予定していたというようなことで、まちづくり計画の中には示したところがございます。しかしながら、合併いたしましたので、そのことについて、さらに今、精査を進めている段階でございます。財政シミュレーションでもお示しましたように、20億円程度の一般的な公共投資の額になるというようなことをお示したわけでございますので、それらのものを有効に活用しながら展開してまいりたいというふうに思います。そして、そのことにつきましては、今回お示しします振興計画、そして従来からあります過疎計画に基づいたものが主なものになるかというふうに思いますが、次の議会あたりで具体的にそのことを皆様方にお示ししながら、新しいまちづくりについて考えを述べさせていただければというふうに思うところでございます。

現在の段階では、具体的に来年度ということ考えておるのは、給食センターの建設というのがありますが、これらについても長年の懸案事項でありましたので、このことにつきましては、来年度取り組みたいというふうに現在考えている具体的なものでございます。

**○11番（立平利男君）** 市長、給食センターもこれはもう長年前からの事業です。私が聞きたいのは、この振興計画の中で、発表を待てば分かるかと思いますが、市長が、合併して特例債等も交付税措置があるわけでございますので、どういう思いでこれを使って、合併前の協議、分かります。どういう何か一つぐらい、僕はこういうのをやりたい、そういうことで職員と皆と協議をしていますよ、そこを、一つもないんですか、市長。

**○市長（本田修一君）** 私自身は、新しいまちのまちづくりにつきましては、市長に臨んだ際に、皆さん方にお示したところでした。共生、協働、自立のまちづくりをしたいと。そして、合併によりまして、速やかに合併効果が図られる町をつくりたいと。そして、そこには農林業を中心としまして、志布志港を十分活用した循環型産業づくりにしたいと。それから、安心、安全なまちづくりをつくっていききたい。それから、国際都市をつくっていききたいということをお示してきたところでした。それらのことにつきまして、今、様々な形で各部、各課に、私のマニフェストに沿った形で事業展開をするように命じているところでございます。

実際問題としまして、私自身は就任いたしましたのが2月の13日でございます、すぐさま3月議会の審議をしていただいたところでした。その時点では、当然、前合併協議会の中で協議された内容について、新しい市のまちづくりをしていただくということで進んできたわけでございます。それにつきましては、6月議会においても、ほとんどそのように基本的には変わらない状況でありました。そういう意味で、来年の3月につきましては、今ほど申しました、市民にお示ししましたマニフェストに基づいた形の具体的な政策というものを、今後お示ししていきたいというふうに思っております。

**○11番（立平利男君）** 来年3月、振興計画を期待をして、待ちたいと思います。

何か、市長、色があれば、非常に有り難いなあと。やはり、先ほど申しますように、選挙で選ばれた市長でございますので、市民が自慢できる市長に期待をいたしております。

財政についても、来年3月、振興計画を見ながら、また議論をさせていただきます。

2番目の通告にあります、女性用トイレについてでございますが、非常にどういうふうに質問をすればいいのかなあという戸惑いもありますけれども、自分なりに感じた思いで質問をさせていただきますが、まず今年の7月16日、志布志のみなとまつりがございました。本当に非常な賑わいで、合併して、こうしてみんなと一緒に同じ市民として祭りができる嬉しさもあったわけでございますが、自分も本当初めてといえば初めて参加させていただきました。そういう祭り会場を見ながら、志布志港、旅客船埠頭ですが、通称、観光バースで祭りが行われておりました。ちょうどトイレに行きますと、これは県の管轄ですか、だそうですが、女性用トイレに20人ぐらいの方々がお並びになり、ずっと見ても、やはり20人ぐらいずっと、これは大変だなあという思いでありました。私自身、女性用トイレをのぞくわけにはいきませんので、外から見てみますと、面積が男性用トイレと同じぐらいということで、やはりこういう状況から共同参画問題等も含めて問題があるんじゃないかなあ、そういう感じがしたわけでありまして。また、先月の26日、ふるさとまつり I N有明もありました。そこでもトイレの状況を見たんですが、やはり列は大きくできなかったわけですが、状況によってはお待ちになられていた方もいらっしゃるようでございます。「松山は、何ごち行かんかったとよ。」というような意見があるかも知れませんけれども、ちょうど12日が地域の行事で参加できなかったんですが、松山の状況もそう変わりはないか、そういうふうに感じております。観光バースなり、開田の里公園なり、各公園がどういう男性用、女性用トイレ配分になってるかなあ、そういう思いがいたしております。やはり女性用が20人も並んでいまして、恐らく30分かかるんじゃないかなあ、そういう思いがいたしております。せっかくの祭りの会場の中で、そういう高齢者を含めて不愉快な状況があるということで、一部仮設でもいいんじゃないか、そういう話もあろうかと思いますが、やはりこれは早い時点で増設をやるべきだと思うんですが、市長の考えをお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

旅客船埠頭につきましては、多様化する余暇活動や市民の水辺に対する意識の高まりに対応するため、海洋レクリエーション活動の核となる空間を創出するために、交流拠点ゾーンとして整備がされております。平成16年度より供用開始したところでございます。とりわけ志布志港の中で唯一の親水レクリエーションの場と認識しておりますので、市民の方々の利用状況を把握いたしまして、今後、港湾管理者に働きかけていきたいと思っておりますが、ただいまお話がありましたように、志布志港のみなとまつりにおきましては、市内外からたくさんのお客さんが来られて、大盛會に終了することができたところでした。その中で、議員御指摘のとおり、私自身も仮設トイレにたくさんの方が並んで待っておられる光景を見まして、少し、少なかったかなあというような気がいたしたところでございます。そんな反省点も含めまして、また来年度はその数について検討して、私どもも検討してまいりたいというふうに思います。

それから、ふるさとまつりが開催されました開田の里公園につきましては、現在、トイレを二箇所設置しております。各施設に女性用の個室トイレが2名利用できるように配置しております。通常の公

園利用については支障はないものというふうを考えております。

そして、今お話にありましたように、ふるさとまつりでもたくさんの利用者が予想されておりましたので、こちらについても仮設トイレで対応しておったというような状況でございます。こちらの方につきましては、みなとまつりに比較して列は短かったというようなことでございますので、それなりの数であったのかなあというふうには思ったところでございます。いずれにしても、祭り等におきましては、たくさんの市民の方々が楽しみに来られて、そしてそのことでせっかく来られたのに、そのトイレのことで不興な気分で帰られるというのは非常に残念なことでございますので、今後そのようなことなるべく無いような形の設置というものを検討していきたいというふうに思います。

**○11番（立平利男君）** 市長、仮設トイレで対応ということなんですけども、実際、男性用と女性用、私が調査をした方がいいのかなと思ったんですが、調査をされましたか。いくついくつ、観光バースにしる、開田の里、すべての公園に、すべてとは言いません。まあ1箇所でもいいですから、女性用の便器がいくら、男性用の便器がいくら、そういう数字はお持ちでないでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 開田の里公園につきましては、トイレが2箇所ございまして、女性用の個室トイレがそれぞれ2名できるように造られております。

男性用については、ただいま正確な数字を把握しておりませんが、トイレは2箇所あるということでございますので、男性用については、それ相応の便器が設置してあるんじゃないかなというふうに思います。

**○11番（立平利男君）** せっかく質問をするわけですので、担当をやって、女性用の便器がいくつあるんですよ、男性用のがいくつあるんですよと、さっき言いましたように、外から見ると、面積が同じぐらいですので、女性用が少ないんじゃないかなあ、そういう思いがします。市長もそういう思いでいらっしゃると思うんですが、やはりここに一番大きな問題があるのではないかなあ。女性は当然時間がかかると思いますよ、男性に比べて。そういう中で平等ではないかなあ、そういう思いがしております。先ほど市長の方から、仮設で対応する、やはり仮設については使いにくくあります。観光バース、志布志港の埠頭については、管理者に働きかけていくということですが、やはりそれなりの仮設じゃなく、本来のトイレを、特に高齢者も多うございますので、身体障害者なり、高齢者なり使える、市民に優しいトイレを管理者に働きかけていただきたいなあと思っております。

そして、また各公園にありますトイレについても、もう一回点検をしていただいて、検討をしていただきたいと思っております。

そして、今後、トイレ設置については、それなりの調査をし、女性がどれぐらい欲しいのか、どれぐらいのトイレ数がいいのか、それについては、市長、調査なり、男性が5あれば、女性がいくら、欲しいんじゃないかなあ、そういう調査なり、担当部署、そういうのも無いわけですか。調査をして、ちゃんとするべきだと思っておりますが、それについてはどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

数について、正確に今日の段階で把握していなかったことは誠に申し訳なく思っております。しかしながら、公園が出来ますときに、公園を設置する際に計画を練りまして、その時にどれぐらいの利用者

があるかということをご想定しながら、公園を設計するわけでございます。それらに基づきまして、利用される方々が、これぐらいだろうということ、トイレの数はこれぐらいが適当だろうというような、当然な設計がなされているんじゃないかなというふうに思います。そのような意味で、現在の段階では、通常の場合には、今の常設トイレで十分対応できるという設計で、そういった公園になっておろうかというふうに思います。しかしながら、先程来、話がありますように、様々なイベントにつきまして、その時にはたくさんの市民の方々が楽しみに来られますので、それらの方々が不興にならないような形の対応が必要ということで、仮設トイレで対応するというようにしておりますので、今回の場合、列が長くなって御不便があったということなら、そのことについては十分検討させていただきまして、次回、対応させていただきたいというふうに考えるところであります。

通常といたしましても、時にはグラウンドゴルフやら、ゲートボール大会というのも開催されるというふうに思いますので、それらの場合に足りないというような声がございましたら、そちらの方も、声も反映させた形で十分検討させていただければというふうに思います。

**○11番（立平利男君）** 市長、通常がどれぐらいか分かりませんよね。今、市長の通常という言葉聞きながら、市長は危機管理意識があるのかなあ、そういうふうに思います。通常で今、トップが、リーダーが、物事を考えては、危機管理の対応が問われる時代ですよ、1件1件の問題について。やはりその通常という考えは、やはりどれぐらいが公園管理者として通常人数なのか、先ほどありましたように、グラウンドゴルフなり、休み時間で集中する。そういうのをやはり念頭に入れて、100%とはいかなくても、やはり50であれば75に数字を上げるとか、そういう管理意識を持たないと、こういう祭り、だから年に1回か2回しかないんですよといえ、それまでなんです、やはりそういう状況をつくった時点で反省をし、今後は十分していかなきゃいけないと思っております。そういうことで、今後の設計には十分配慮をしていただくよう要望し、またそれなりの担当職員に調査をし、全公共施設のトイレについて調査をし、対応に期待をしながら質問を終わります。

**○議長（谷口松生君）** 以上で、立平利男君の一般質問を終わります。

次に、9番、迫田正弘君の一般質問を許可いたします。

**○9番（迫田正弘君）** それでは、発言通告書に基づきまして、私の一般質問をいたします。

大きな4点について、質問を通告しておりますけれども、順次、申し上げたいと思います。

まず、大きな1番目の保育行政についてでございますけれども、まず小さな1点の民間移管の考え方についてでございます。小泉内閣の構造改革や三位一体の改革により、「民間でできることは民間に」をうたい文句に、公立保育所の民間への移管が進められています。この問題について、旧松山町では、特に議論はなく、議会での一般質問に対し、当時の町長は、昭和36年に建築のさゆり保育所や、同じく37年に建築したみどり保育所は、築後40数年が経過し、老朽化していることや、園児数の減少が見込まれるので、これから先、園舎を新築し、統廃合を行い、その後に民間委託をしていこうという方針でございました。したがって、合併時に作られました新市まちづくり計画にも、保育施設の整備をうたい込んでもらったいきさつがございます。ところが、来年の4月から民間移管するというので、議会に対しても今年の9月11日に民間移管作業スケジュールが示され、すべての公立保育所を一遍に来年4

月から民間移管するという説明がございました。諸般の財政事情や住民ニーズの多様化等を考えますと、民営化の方向もやむなしとは考えますが、地域の事情を考えないやり方には、市長の独善性を感じます。このことをどうとらえ、今後進めていかれるのか伺います。

次に、来年4月からの民間移管については、拙速すぎると思うが、保護者等の理解や同意は得られたのかお伺いします。

また、次に移管先は内定しているのか、選定されているのかお伺いをいたします。

次に、大きな2点目ですが、畑地かんがい排水事業の水利用についてお尋ねいたします。私の発言通告の仕方がまずく、理解しにくかったのではないかと思います。利用権設定中、借り手で給水開始を行う場合は、貸手の同意があればできるということは認識をいたしております。ただ、私の質問の意図は、利用権設定の間だけ、借り手で水を使う方法は採れないかということでございます。そのことについて、見解を求めます。

次に、大きな3点目に、平成19年度の予算編成についてでございますが、既に予算編成に入っていると思いますけれども、19年度の予算編成方針について伺います。方針をお聞かせください。

次に、2番目に新生志布志市の中長期的な財政見通しについてでございますが、先ほどの一般質問の中でも、このことについては若干触れられておりますけれども、間もなく合併して丸1年になりますけれども、市民にとって、あまり実感のわかない1年であったかもしれません。これからが良くなるも悪くなるも、正念場であると思います。合併協議では、負担は軽く、サービスは高くを旗印に調整が進められてまいりました。しかし、合併前のような財政運営は過去のものとして認識しなければならないと私は考えております。国・県からの交付金、補助金の増額は望めない状況にあり、反面、少子化・高齢化がさらに進み、扶助費等の義務的経費の増嵩が必至であります。こうなると、歳出の抑制を図るしかないわけで、普通建設事業等の縮減や、行革により経営の適正化計画及び組織機構の見直しを確実に遂行するなどし、人件費の抑制を図らなければなりません。こうした社会情勢の中、新生志布志市の中長期的な財政見通しをどう見据えておられるか。また、将来にわたって予算規模をどのくらいに設定されるお考えかお尋ねいたします。

次に、大きな第4点目でございますけれども、特別職等の人事についてです。地方自治法の一部を改正する法律が18年6月7日に公布され、新年度から助役に代えて、副市長を置くこととされ、また条例により、複数の副市長を設けることができるようになっております。副市長には、これまでの職務の他に、市長の権限に属する事務の一部を委任を受け、その事務を執行する権限が与えられ、現行の助役に比べ、仕事量が増え、権限が強化されていきます。志布志市組織機構見直し方針では、トップマネジメントの強化・充実がうたわれており、地方分権時代に対応できる執行体制の構築を検討しておりますが、このことは複数の副市長を置くという考えなのかお伺いいたします。

また、収入役制度が廃止され、会計管理者を置くこととされておりますが、会計管理者には誰を充てられる考えかお伺いをいたします。

以上、市長の答弁を求めます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

志布志市におきましては、旧志布志町に私立保育所7箇所、旧有明町に私立保育所2箇所、公立保育所3箇所、公設民営保育所1箇所、旧松山町に公立保育所3箇所、計16箇所の保育所を設置し、保育行政を行っているところです。

保育行政に対する合併前の旧町を取組を見ますと、旧志布志町では行政改革大綱に基づき、平成15、16年度の2カ年にわたり民間移管を行い、平成16年4月からすべての公立保育所が民間移管され、現在に至っているところです。旧有明町では、平成8年度策定の行政改革大綱に基づき、平成9年度から公立保育所すべてを対象とした民間委託の検討を進め、平成10年1月1日から、伊崎田保育所を民間委託したものでございますが、残りの保育所につきましては、合併協議会の設置もあり、一時検討を中止していたところでございます。また、旧松山町でも、旧志布志町や旧有明町と同様に、民間活用の方向で検討がされておりました。

合併協議会におきましても、これまでの旧町の経緯を踏まえて、民間移管の方向性が確認され、それを受け、新市まちづくり計画の中に、児童福祉の充実として「公立の保育所の統合等や民間委託を進め、延長保育、一時保育等の保護者のニーズに応じた機能の充実を図る。」というふうに位置付けされたところです。

このような経緯を踏まえ、私は6月議会における施政方針において、市民ニーズに対応した保育サービスの拡充と保育所運営の効率化を目指し、公立保育所の民間移管を積極的に進めることを御約束したところでございます。この7月に策定しました行政改革大綱の中でも、「行政が事業主体として実施すべき業務であっても、民間でできるものは民間で、民間で行った方が効率的・効果的に業務執行できるものは民間で。」という方針を打ち出したところです。

また、市の行財政改革推進委員会においても、保育所の民間移管についての方向性を御理解いただき、積極的に推進すべきであるとの御意見をいただいているところです。

そのようなことから、私は公立保育所の民間移管を積極的に推進していくということで、取組を始めたところでございます。

次に、拙速すぎるのではないかとというような御質問でございますが、民間移管につきましては、先の9月定例議会の全員協議会におきまして、先ほど申し上げましたように、これまでの経緯と平成19年4月1日からの民間移管を目標として、移管作業に取り組んでいくことを皆様に説明させていただいたところです。

このような方針の下、10月19日に松山地域保護者説明会、10月26、27日に有明地域保護者説明会、さらには11月24日に伊崎田保育所保護者説明会を開催しまして、市としての考え方、民間移管の内容及び今後のスケジュール等を説明してまいりました。このほか保護者会で要望のあった保育所につきましては、個別に意見交換会も開催し、保護者の疑問や不安に一問一答式で応じるなど、民間移管への理解と同意に向けて努力を続けてまいりました。

私としましては、説明会を通じ、ある程度の理解が得られたものではと判断いたしまして、保護者からの要望もありましたアンケートを実施しまして、保護者の最終意思確認を行いました。その結果は賛否両論あり、それぞれの保育所でかなりの温度差のあるものでございました。

また、民間移管に反対する意見もございましたので、その解消に誠心誠意努めてきたところでございます。

このようなことから、当初の目標日時では移管作業に要する準備期間にかなりの制約が予想されることや、また民間移管に対する市民・保護者等のさらなる理解を得るためには、今しばらく私どもも必要であると判断いたしまして、新たに平成20年4月1日からの民間移管へ目標を変更したところでございます。ただ、有明町の伊崎田保育所につきましては、平成10年から社会福祉法人純真福祉会に経営委託を行い、またこの9月からは指定管理者にも指定され、現在に至っているところでございます。保護者説明会も開催しましたが、保護者の理解も十分得られているものと判断し、かつ今回の応募公告に対し申込みもありましたので、先日、保育所移管先検討委員会を開催したところでございます。委員会におきましては、慎重審議を経て、移管は妥当であるとの決定をいただきましたので、今定例会に伊崎田保育所については平成19年4月1日から社会福祉法人純真福祉会へ民間移管することを皆様にお諮りする予定であります。

続きまして、移管先につきまして、内定しているのかというような御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、伊崎田保育所以外の6公立保育所につきましては、新たに20年4月1日からというような民間移管へ目標を変更いたしましたので、現時点ではすべて白紙の状態でございます。なお、移管先につきましては、募集公告を行った後、申込みのあった法人を、保育所移管先検討委員会で選考・決定していただき、その報告を受け、私が決定することになります。

次に、2番目の御質問でございます畑地かんがい排水事業の水利用についてということでございますが、畑かんの水利用につきましては、その土地に対して、水使用を認めている属地主義であるため、土地の所有者に限らず、借り手の耕作者で申込み、水を使用いただいているところでございます。しかし、利用権設定には期限が設定されており、期限満了時において、所有者への返還又は次の借り手があった場合、現行の曾於東部土地改良区では休止・廃止に対する規定が整備されていないため、土地に対しての水使用料はそのまま継続していくことになります。

このことは高齢の土地所有者や農地持ち非農家など、貸手にとっては、農地の貸し渋りなど、農地流動化の停滞を招き、また水使用を希望される借り手側の利用権設定の障害になる恐れもあります。現在、利用権決定の問題、農業者の高齢化に対する後継者不足、また連作の効かない作物等の水利用に対応すべく畑かん利用の休止・廃止を含めた設置及び利用規定等については、他の土地改良区等でも規定が整備されていないのが現状であります。今後、曾於東部地区では国・県等の意見を聞きながら、これらのことについて検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、3番目の御質問でございます。平成19年度の予算編成方針についてということでありまして、どのような予算編成方針かということでございますが、予算編成方針を決定するに当たりましては、まず国の方針や地方財政計画がどうなるのか、勘案しながら定めているところでございます。国におきましては、「骨きまして2006」に基づき、地方財政に対しまして、国の徹底した歳出見直しと歩調を合わせつつ、地方自治体の自助努力を促し、地方単独事業の徹底した見直しを行い、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制することとされております。本市の財政についても、国からの税源移譲により、

市税の増収が見込まれるものの、所得譲与税の廃止や新型交付税等による地方交付税の減少により、歳入の伸びは期待できない一方、着実に増加しつつある扶助費など、本年度より厳しい財政状況になることは必至であります。

このようなことから、平成19年度の予算編成方針に当たりましては、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るため、歳入面においては、市税による課税客体的確な把握と、徴税強化等の内部努力による収入の確保、国・県支出金や有利な地方債の活用など、歳出面における費用対効果を念頭におき、内部努力による経費節減、投資的経費を含めた事務事業の見直しなど、社会情勢の変化に対応した真に必要なと認められる行政需要に対応し、重点的かつ効果的な施策の展開ができるよう、その方針を示しているところでございます。

そして、さらに中長期的な財政の見直しということでございますが、市の財政見直しにつきましては、新市まちづくり計画の財政計画や、平成17年度決算及び平成18年度の予算を基に、現在、その計画を策定中でございます。

今後の見直しにつきましては、歳入の主な一般財源であります市税や地方交付税をどう見込むか、大きなポイントになっております。市税は税制改革や所得税からの税源移譲による増額等、特殊要因を除きますと、ほぼ現状と同程度の水準で推移するものと思われれます。地方交付税につきましては、新型交付税の導入、2010年度初頭に基礎的財政収支の均衡を図るなど、国の方針等に大きく影響されますが、かなりの減額になる方向で予測しております。したがって、歳出を現在の水準で維持しようとしなすと、基金等の有効活用で何とか財政運営ができますが、非常に厳しい見直しになるというふうに見込んでおります。

続きまして、特別職等の人事についてですが、地方自治法改正に伴う副市長の配置、そして収入役の廃止についての考えということをお尋ねでございますが、地方自治制度は平成12年4月の地方分権一括法の施行により、中央集権型から地方分権型へ大きく転換しましたが、地方分権はまだ途中経過にあり、より一層の地方の自主性・自立性の拡大が求められているところであります。

そういった中で、国は第28次地方制度調査会の答申にのっとり、現行の助役制度や収入役制度などを見直し、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月に公布されたところであります。

お尋ねにありました副市長につきましては、助役に代えて副市長を置くこととなりますが、その定数は条例で定めることとされております。また、現在の助役の職務に加え、「市長の命により、政策及び企画をつかさどること」や、「市長の権限に属する事務の一部について、その委任を受け、その事務を執行すること」が地方自治法に規定され、権限が強化されたものです。

このような中で、本市としましては、副市長の定数につきましては、合併後間もない時期で、様々な事務調整がある中、組織の規模や事務量を勘案し、また県内の他市の状況や経費的な面など、1人制がいいのか、2人制がいいのか、研究している段階でございます。条例については、3月議会で提案していく予定でございますので、よろしくお願いたします。

次に、収入役につきましては廃止、一般職の会計管理者を置くこととなります。会計管理者は、収入役に代わり、会計事務に関して独立の権限を有することとなります。そして、会計管理者の職務分掌上



の位置付けは、現在の収入役と変わりませんので、現在の収入役の位置に会計管理者を設置することとなります。また、会計管理者自らが会計課長の職務に当たることも考えられますので、全体の人事配置を考慮しながら、もう少し検討する必要があるというふうに考えております。

**○9番（迫田正弘君）** それでは、重ねて質問いたしたいと思います。

保育所の民間移管につきましては、1年延長して20年の4月1日から、白紙に戻すというような形の回答がございましたけれども、これはいわゆる説明会あるいはアンケートを取られた結果の、その住民の理解がまだ熟していないという結論から、そのような答えを出されたのかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたように、この保育所の民間移管につきましては、住民説明会を開催いたしましたところがございます。それぞれの地域で開催いたしまして、その後、改めてもう一回、保護者の方から聞きたいということがありましたら、出向きまして、意見交換会を開催したところがございます。そして、保護者の方々のアンケート等もしまして、その結果、理解していただいたところもありましたが、なかなかまだ理解がいただけないところがあったというようなことでもございましたので、まだまだ説明が足りなかったというようなふうに考えまして、そしてさらに理解をいただく時間が必要というふうに考えまして、ただいまお話ししましたように、目標年次を変更したところがございます。

**○9番（迫田正弘君）** 有明地区につきましては、これまで民間委託が既に議論になって、いわゆる経営委託ということもなされておりますけれども、松山地区におきましては、はっきり言いまして、私どももスケジュールは9月11日に見たわけですね。その後に保護者には説明会がなされておりますし、その説明会に何%の保護者が来たか分かりませんが、そういう状況の中で、参加した人も訳が分からないということをおられるわけです。説明の中では、国の三位一体改革の中で、民にできることは民にという説明、それから財政的な問題、そういうこと、あるいは民間に移管することでサービスが上がるというような説明なわけですけれども、やはり説明が抽象的でよく分からない。そういうような状態であったようでございます。しかも、アンケートと称して、取られたそのアンケートは賛成か反対か丸を付けなさい。しかも、担当者が、保護者が子供を迎えに来た帰りしなに、ここで書いてくださいと、そういうようなやり方が本当にアンケートとも言えないし、これは意向調査ですね。あくまでも意向調査であり、私に言わせれば、踏み絵的なものではなかったかと思うわけです。そういうような調査をされて、反対が多い所もあれば、賛成が多い所もあったような状況でありますし、また議会に対しても、有明保育所の保護者からは、民間移管に対する反対陳情も出てきておりますし、また野神地区におきましては、民間移管に対して反対だという署名活動を展開し、既に署名も上がってきているのではないかと思いますけれども、そういうような状況、松山地区の結果、いわゆるアンケートと称する結果についても、よく分かってないで、その○×を付けたというような後での話もあるわけでございますよね。1年間延長することで、もうちょっと考える時間が出てくるとは思いますが、私が冒頭の一般質問の要旨で述べましたように、いわゆる松山地区におきましては、施設の老朽化、児童の減少化という一つの大きな課題を抱えているわけですね。その課題をどう解決していくのか、あるいはこのままでも民間が引き受けてくれるのかという大きな課題もあるわけでございますが、私どもに示されたスケジュール

表の中、あるいは担当者レベルで検討されたその中のスケジュール表では、私どもに示されたスケジュール表と若干違うわけですね。違いと申しますか、例えばですね、今、私はその引受手がいるかという問題ですけれども、18年の11月30日には移管先に決定通知を出すというようなスケジュールになっているわけです。そうしますと、現12月になった時点では、既に受け手が決まっていたということにも受け取られるわけですけれども、作業が遅れております関係で、そこまでは到達してないかもしれませんが、市長としては先ほどは、まだそこまでは行ってないということではありますが、スケジュールどおり行っているとすればですね、そのことは決まっているはずなんです。まあどこがどうとは言いません。ただ、そういうような老朽化した施設、あるいは児童が少なくなっていくような施設をどういう形で引き受けていくってくれるのか、そこが心配なわけでございますけれども、そういう場所において、受け手があったのか、その辺について伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** スケジュールにつきましては、お示ししたとおりでございます。そのスケジュールのとおり進めば、また改めてこうして皆さん方にすべての保育所の移管につきまして御提案できるところでございましたが、先程来、お話しますように、保護者の理解が得られないところがあったので、今回、目標年次を変更したということでございます。

そのような中で、委託先を募集というようなことを行うわけでございますが、その募集を実際行いましたが、このスケジュール変更ということがございましたので、そのことについては白紙というような状態になっております。

**○9番（迫田正弘君）** 私の質問に答えていないような気がしますけれども、どこがどうということじゃありません。ただ、今のそういった施設の古い状況、例えば野神にしても、有明にしても木造建築ですね。昭和44、5年代に造った木造建築、それから松山の城南は少し新しいんです、51年。さゆり、みどりは、36年、37年というこの古い施設は耐用年数がですね、もうじき来るわけでございますよ。こうしますとですね、当然受け取った業者としても改築を余儀なくされる状況がある。その時にこういう施設に金をかけて、子供も少なくなつて、事業が成り立たない、経営が成り立たない。そういうところがですね、積極的に引き受けますよという事業所があったのかどうかということを知りたいわけでございます。その点を再度伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** 引受けの募集につきましては行いましたので、そのことにつきまして、受け手がある所と、ない所がございました。その中身につきましては、担当部長に回答させます。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 募集の状況でございますが、1箇所を除いては募集があるということでございます。

1箇所だけなかったということでございます。

**○9番（迫田正弘君）** ここに至ってですね、どこがなかった、あったかということですね、明確に言えない。1箇所だけなかったということですね、1箇所だけなかった。それはどういう理由でなかったと感じておられますか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 特にこの募集に関しましては、募集の希望を取ったわけでございますので、その募集がなかった箇所について、その理由については伺ってはおりません。伺うとすれば、全事業所

に対して何う必要が出てくるかなというふうには思っております。

**○9番（迫田正弘君）** 部長、今、募集をしなかったというふうにおっしゃいますけど、募集は全保育所、6保育所について募集をかけたわけでしょう。それで1箇所だけ応募がなかったということでしょう。だから、その来なかったから、まあそれで意味は分かりませんということですけども、よくよく考えてですね、見られると、意味は分かると思うんですよ。簡単ですよ。経営が成り立たないからですよ。だから、一番心配しますのは、こういう児童減少の中で、将来的にわたって、その保育所がずっと運営されるかということですよ。

もう一つ伺います。その応募がなかった分があったとしますれば、その分については、市長としてはどうされようと思っていらっしゃいますか。

**○市長（本田修一君）** 今回の場合、市内の社会福祉法人あるいは学校法人等に募集をいたしまして、公募したわけでございます。そのようなことで、今、部長が答弁いたしましたように、1箇所なかった所があったというような状況でございますので、また改めて検討したいと思いますが、市内だけでなく、市外の方も含めた形で募集するというのも一つの方向かというふうに考えます。

**○9番（迫田正弘君）** 他の人にまた相談してみるということであれば、あくまでもそういう所も民営化でいくというような考え方というふうに理解してよろしいですか。

**○市長（本田修一君）** 旧志布志町におきましては、抱き合わせというような形で移管をお願いしたというようなこともあったというふうに聞いております。そういった方法も一つのやり方というふうに考えまして、先ほど言いましたようなやり方というのも含めて、今後は民間移管に向けて進めていきたいというふうに考えます。

**○9番（迫田正弘君）** いわゆる分園方式という形ですよ。田之浦ですかね、そういう形のようにですけども、要するに今後、市長はもうどういう形であろうとも、民間に移管していくんだということのようでございますけれども、やはり分園であっても、非常に厳しい、経営は厳しいと思うわけですね。その中におきましては、いわゆる今回、伊崎田保育所は移管されますけれども、市が施設を持っていて、公設、民営の形でやる。そして、業者、事業所が撤退するようなことがあったときには、市がまたそれを引き継ぐというような弾力的なものの考え方もですね、なければならぬし、また今回、作業スケジュールの中で、県との協議をされましたね、4月に。4月24日に県との協議をされておりますが、この協議の結果につきましては、私どもの議会のスケジュールの表には載ってないわけですけども、県の子ども課の指導の中で、今後の少子化による児童の減少により、経営統合等が考慮されるので、市民への影響を考え、慎重に決定する必要がある、こういう指導をされております。やはり、このようなことをですね、念頭におきながら、今後また1年間延長されるということになれば、もうちょっと考える時間もございますので、私どもとしても、またそれなりの考え方もできるかもしれませんが、ひとつ慎重な対応をですね、ぜひお願いをしたいところでございます。

次に、畑かんの水の利用問題についてでございますが、今後、曾於東部土地改良区で検討していくというような御発言でありましたが、市長も役員でございますから、ぜひですね、提案していただきたい。今、私が申し上げたようなことは、よくよく理解をされているようでございます。ちなみに今回の場合

は、特別といえば特別でしょうけれども、雨が非常に少なかった。松山地区におきましてですね、いわゆる露地野菜、大根、ニンジン、植付けが9月4日にされておるわけです。そして、9月17日に台風による雨が降ってから、ほとんど雨が降ってない。10月については、松山では9.5mmしか降ってないわけですね。そういった状況で、初期成育が非常に遅れていると。今後、畑かんを使って、どういう作物を展開していくんだという計画を立てながらも、そういう水が使えない状態があるわけですし、このことについてはですね、ぜひ、市長もおっしゃいましたように、高齢化した人が水を取っても、借り手が返却した場合には、水を使わないわけでございますから、当然、その水を今引くということはしないと思うわけでございますね。ですので、今、回答がございましたから、そのことをですね、ぜひ、実現していただきまして、少なくとも農業委員会を通して利用権の設定をした農家については、その期間中だけでも水の利用ができるようにですね、ただし中止もできるということですからね、こういうことは。ですから、土地所有者が取れば、ずっと未来永ごといいですか、ずっと取らなきゃならない仕組みになってますから、利用者がより良く生産を上げるために、ぜひそのような便法を採ってですね、水利用の促進も図っていただきたい、このように思います。ぜひ、理事会に提案をされて、ひとつ実現の方向に力を注いでいただきたいと思います。

次に、3番目の19年度の予算編成についてでございますけれども、先程来、同僚の議員も質問いたしましたけれども、市長の方からですね、詳しい数字は示されていないわけでございますけれども、具体的にですね、19年度の予算をどの規模でですね、何を基準に、どの規模で編成をしていくのか、そのところについてお知らせ願いたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 19年度の予算の編成につきましては、先ほど申しましたような基本的な考え方というのがございます。そのようなことに基づきまして、歳入については、市税徴収に対するその強化を図っていく、未利用地の活用方法等も検討していく、そして新たな収入源として、広告掲載等の情報収集をするというようなことでございます。そして、歳出につきましては、PFI等の導入検討や事業の収益性の確保、事業の統合化の推進、新規事業に係る一般財源要求枠は、廃止事業における一般財源総額の範囲内、経常費の経費につきましては、平成18年度6月補正予算の90%の範囲内、市単独事業分につきましては、平成18年度6月補正予算の90%の範囲内、国・県補助金の削減事業への市債の振替等は行わないということでございます。そのような基本方針に基づきまして、来年度の予算の編成をしていきたいというふうに考えるところでございます。

**○議長（谷口松生君）** 水の利便性についてはよろしいですか。一緒に質問しますか。

**○9番（迫田正弘君）** ただいま御回答いただきましたけれども、いわゆる18年度当初は骨格予算ですから、市長になられた当初の、いわゆる6月補正予算をプラスした、その額の9割をシーリングとする。10%マイナスの予算を組むということでございますかね。そうした場合に、大体、大枠で何億円ぐらいの予算になりますか。

**○市長（本田修一君）** 現在につきましては、普通建設事業、それから起債枠と、あるいはその他の交付税等の問題というようなことで、新しい年度につきましては、まだ確定しないと、見込みがつかないというような状況でございますので、基本的には先ほど申しましたような形のものを組みまして、その後、

これらの額が確定した中で編成していきたいというふうに思います。現在のところ、普通交付税で合併算定替えによる合併補正分としまして、5年間で3億4,000万円の収入を見込んでおります。そして、特別交付税で3年間で7億円の収入を見込んでおりますということでございますが、10年後には9億円程度減少するというようなことでございますので、将来的には、10年後には、150億円程度が適正な予算規模になろうというふうに考えます。そのようなことで、先日お示ししましたシミュレーションに基づいた形の額に、正確には、先ほども言いました額になろうかというふうに思います。

**○9番(迫田正弘君)** 6月補正で出した金額というのは出てますよね。私は計算してますから言いますけれども、173億9,000万円ですよ。その9割で予算を組みなさいよという指示を出しておられるわけですから、単純計算しますと、156億5,000万円程度が19年度の予算ですよということになりませんか。まあもちろん査定の段階で多くなったり少なくなったりの若干の変動はあると思いますけれども、これはそうではないんですかね、今の予算編成方針という形で出てくる数字じゃないわけですかね。

**○市長(本田修一君)** 基本的にはそういった数字になろうかと思いますが、先ほども言いましたように、様々な財政的な額がまだ確定しないということでございますので、若干その線とは違った形で編成していくということになろうかと思えます。そして、その中で先ほど私が別な議員の中でお話しましたように、私のマニフェストに基づいた事業というものを盛り込んで、新しいまちのまちづくりの方向性を出すというような形でプラスが出てくるというふうにお考えになっていただければというふうに思います。

**○9番(迫田正弘君)** 予算編成というのは、やはり基準があって、それで編成していくわけですから、当然、補正でもまた出てきますよね。若干は変わるとは思いますけれども、いわゆる合併効果というものをご求められて、あるいは過疎計画、長期振興計画の中でも達成度を求められて、そのへんが変動するというのは私も理解できます。ただ、やはり来年度の19年度の予算は、この程度の線で行くんですよということを、やはりきちっと市民にも分かっていたたく、そこは必要だと思うんですよ。でないと、今後、先ほどありましたような財政危機というのが訪れるんじゃないかということをも市民、懸念をいたしておりますから、ああこれだと大丈夫だなあという、その判断材料にもなるわけでございますから、先ほどもおっしゃいましたが、今後の見通しという形の中では、150億円程度かなということをおっしゃいましたが、そのこともお伺いしようと思ったわけですが、ちなみに平成16年度の3町分の支出済額ですよ、旧町の支出済額が164億4,000万円あるわけですよ。もうそれからしますと、やはり基本は合併前の予算というものがベースになるだろうというふうに私は考えています。そのことが議論されて、財政的には合併した方がいいよということになってきますから、これを大幅に上回るようであれば、非常に苦しい状態が出てくるというのは、もう誰が考えても分かることですから、今、市長が示された19年度のある程度の大枠の予算、それから今後の見込額としても、150億円程度のものであれば、今、いわゆる基金高もそう多くありませんし、これをどう活用していくかという問題も出てくるわけですが、今後10年間の長期的な見通しの中で、志布志市が健全な財政を何とか保っていけるのではないかなというように、そのことも堅持していただきたい。ただ、要望はいろいろ出てまいりますから、その要望にどう応えるかということも大きな課題ではあると思いますし、今後、先ほどありました過疎債

とか合併特例債ですね、この利活用につきましても、合併特例債も139億円ですか、使えるよというようにありますが、そのうちの30%は市が返済をしなければならぬわけで、88億円ほどを見込んでおるといふようなことをございます、これでも26億くらいですかね、市の持ち出しが出てくるわけですので、そういった中においては、起債は慎重に行わなければならないということを考えているわけをございます。今、志布志市の場合は、地方債残高が17年度で226億円あります。公債費負担率も21.2%ということで、類似団体から見ますと、5%ぐらい高いわけですよ。ですから、そういったことも考慮に入れながら、起債というものは考えていかなきゃならない、そういうふうに思います。ちなみに、人口規模で似たような所の歳出、いわゆる決算における歳出額を見てみますとですね、県内ですけれども、出水市が3万9,708人いまして、決算額が支出済額ですけどね、これは16年度です。159億円。指宿市が3万640人の人口で125億円、始良町が4万2,969人で123億円、隼人町が一番近いですよ、3万6,846人です、105億円ですよ。いろいろ事業のやり方にもあると思いますけれども、志布志市が150億円あるいは160億円を推移したにしても、そういった人口規模から見ると、かなり大きな予算規模であるということは分かるわけですが、住民の要求もございますし、施設の状態あるいはそういった港湾関係もございますので、その辺は一概には言えませんけれども、そういった問題をですね、ぜひ考慮に入れながら、今度、これから先の中長期的な考え方もですね、やはり見ていただきたいと、思います。

それと、もう一つお伺いしますけれども、普通建設事業費をですね、17年度は46億円でした、これで25.7%程度なんですけれども、今後ですね、この率をですね、堅持されていられるか、もちろん先程来答えております事業の内容によって違いますよ。だけど、これは一つの基準になると思うんですけども、その辺についてお伺いをいたしたいと、思います。

**○市長（本田修一君）** 普通建設事業につきましては、今後、大幅に減っていかうというふうにございます。それは当然、国・県の補助事業の動向によるということをございます、先ほどお話しましたように、10年後には150億円程度の予算規模になるということになれば、普通建設事業につきましては、またそれ相応に減って行って25億円程度になるというふうにございます。

しかしながら、急激に減っていくということは、なかなか難しいような状況をございますので、今後お示しします財政計画に基づいて、そして従来あります過疎計画等、様々な計画等を考慮しながら、なるべく市民の皆さん方にとりまして、合併してもそういうことがあるなら仕方ないなあ、というふうな御理解を賜るような形でお話をさせてもらいながら、その事業については推進していきたいというふうにございます。

**○9番（迫田正弘君）** よく分かりました。あくまでも念頭には健全財政というものを頭に入れながら、今、国が言っております歳出と歳入の一体化した改革、これを言ってるわけですよ。財源が潤沢にあるときは、歳出の方だけ考えて、後は何とかなるよという方向ができましたけれども、今後はそういうわけにはいきませんから、歳入を考えて、歳出を考えるという、いわゆる一体した改革を考えなければいけないわけですけども、その際にこの、やっぱり歳出を抑えるということも、今度は逆に出てくるわけですよ。この中でいわゆる人件費の抑制ということで、定員適正化計画を立てておられるわけですよ。これは財政と表裏一体の関係がございますから申し上げますけれども、この定員適正化計画目標

ですね、これが18年度において、退職予定者が15人いて、うち定年退職が7人という形なんですけれども、もう今の時点ですと、大体はつきりしてると思いますが、この目標数値は、この場合、変わってきていませんか、お伺いします。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

**○総務部長（隈元勝昭君）** お答え申し上げます。

定員適正化計画の当初からすると、目標値というのは、クリアと申しますか、大幅に数値はクリアしております。以上です。

**○9番（迫田正弘君）** これについては、そういう形で修正というのがあり得るわけですか。

**○総務部長（隈元勝昭君）** 今のところ、5年スパンで計画をいたしておりまして、18年度で申し上げますと、現在401名ということでございます。それから、退職者が約15名程度で、採用を10名程度ということで、そういったことで19年度、20年度、21年度、22年度ということで、若干の変更は出てまいります。平成22年度で総体数といたしましては、終了いたしまして、23年度の4月1日現在という目標数値を立てますと、50名程度削減と、そういう形でございます。

**○9番（迫田正弘君）** 今、示されましたのは、一応目標のそのままの数値であるようでございますけれども、18年度で、今クリアされているということでしたが、15人の退職予定者が見込まれているということで、定年退職者が7人ということで、新規採用が10人という計画のようでございますね。このあいだですね、採用試験がありまして、採用合格決定がなされております。一般職が7人、土木技能職が4人、計11人、この予定計画表では10人の採用予定をしておりますけれども、今回1人プラスされたというのは、先ほど私が言いました修正される計画があるのかというのはそのことなんです、この計画がもう既に変更になってくる、このいきさつは何か特別な理由がございますか。

**○総務部長（隈元勝昭君）** 計画では15名、それから退職者が15名、採用が10名という計画ではございましたが、またこの採用の10名に対しましては、当初、枠としては10名でございましたけれども、技術職が不足しているということで、技術職を1名は追加をしているところでございます。このことにつきましては、技術職の場合は一般職も兼ねて執務ができるということで、議員も御承知のとおり、非常に災害等多うございます。それで、18年度の災害に対応して、非常に職員の技術職が不足したということで、当初の枠より1名は一応枠を採ったところでございます。ただ、退職者もまだ確定では出てきておりませんが、今、何名かまた予定があるようでございます。そのことはしっかりとまだここには私ども受け取っておりませんが、そういうふうにかがっておりますので、そのような形を採らせていただいているところでございます。

**○9番（迫田正弘君）** あくまでも、この適正化計画が目標であると言えればそれまでですけども、やはりせつかくこの目標をきちっと定めて、これに向かって歳出を抑えていこうというような計画の中ではですね、今年は特別な災害の問題がありましたもので、そういうことは理解できるわけですけども、今後そのような形のものがちょくちょく出てくるとすればですね、適正化計画というのも何のためにあるのか分からないという形が出てまいるというふうに思います。ですから、このプラス・マイナスがいくらかというふうなものがあるうたってあればですね、別問題ですけども、たかが1人だと、いいんじゃない

いかという、この発想的にはですね、非常に計画と不整合になってくるわけですから、その辺は慎重な取扱いが必要かなというふうに思います。今回のいろんな地方自治法の改正の中で、技術職であっても、一般職であっても、同等の立場で一般職という形になるというのは承知しておりますけれども、それを考えたときには一般職が11人になったということですからですね、やはりその辺を今後の計画に従って、やはり最終には整合性がきちっと合うというような形もですね、採らなければならないんじゃないかというふうに思います。

関連してですけれども、定年退職者が7人おる中で、この中に部長クラスもいらっしゃいますか。

**○総務部長（隈元勝昭君）** 部長クラスが3名ほどおります。

**○9番（迫田正弘君）** 今度のいわゆる課の統廃合の問題、あるいは部制の廃止の問題もいろいろ取りざたされているわけですね。こうやって部長が辞められる時に、部制を廃止するというのが一番やりやすい方法です。曾於市の場合はそういう形を採っておりまして、部長が辞められた場合には、その分は、これはもちろん議論した上の話ですけども、部を廃止していく、あるいは部長をつくらない、そういう形で課長が代行して行って、いわゆるそういった行財政改革を進めていくんだということがあるわけですけども、まだ、その曾於市の場合はですね、非常に詳しくそれを取り決めておるようでございます。18年度に部長が1人辞めるから、この部を廃止する。そして、どこの課とどの課を一緒にしてやる。19年度には何人辞めるからそうする。20年度はどうだという非常に詳しい取決めがあります。ですから、今回、部長が3人も辞められるとすれば、この際、部は廃止しなくても部長は廃止できるわけですからね、そういうような一つの行革に向けた取組もですね、ぜひ必要かと思っておりますけれども、そこいらについて、市長はどのように考えておられるかお伺いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま部長が回答いたしましたとおり、今期におきまして、3名の部長職に相当する者が退職することになります。その後、部制についていかにすべきかということは、私ども、十分検討をしているところでございます。一方、行財政改革推進会議におきまして、そのことについても答申をいただけるということになりますので、そのことも踏まえながら、今後検討させていただければというふうに思います。

**○9番（迫田正弘君）** いわゆる人事問題にかかわることですけども、やはりそういった整合性を持ちながらですね、ぜひ、今後計画をされていくことによって、無理のない人事管理もできるというふうに考えますから、ぜひそのようにお願いをいたしたいと思っております。

次に、大きな4番目の特別職の人事についてでございますけれども、通告はしてはおりませんが、助役にお伺いしたいと思いますけれども、組織機構見直しでトップマネジメントの強化というのがありますけど、このトップマネジメントというのは、私は英語があまりよく分からないんですけど、どういう意味でございますかね。

**○助役（瀬戸口 司君）** 私も詳しくは承知いたしてはおりませんが、ただ民間の会社では最高経営責任者、最高執行責任者、COとかいう形で機能分担がされておるやに聞いております。多分、そのようなことをですね、こういう自治法の中でも想定されて、そういう形での改正というふうに理解して



おります。

**○9番（迫田正弘君）** としますと、今までされていた仕事の他に新しく機能分担されて、いわゆる市長から委任を受けて仕事をしていくということになるわけですよね。その時に、現助役としては大変忙しくなるという部分もありますが、そこです、ここに出ておりましたように、地方分権時代に対応できる執行体制の構築を検討するとありますけれども、市長は今度の新しく改正する中で、副市長を複数置くことができるというこの条文をどのように受け止めて、どのようにしていこうと思っておられるんですか、お伺いします。

**○市長（本田修一君）** 副市長制につきましては、来年の4月から定数の条例を制定しなければならないということで、皆様方にまた3月議会で御相談したいというふうに考えているところでございます。その中身につきましては、ただいま、この新しい志布志市がスタートしまして、新しい事業を開始しまして、そして来年度に向けて本格的に行財政改革の答申を受けた形の推進をしようという中で、それぞれの役割というものが改めて示されるというふうに考えます。その中で、副市長についてはいかにあるべきかということを検討させていただければというふうに思います。

**○9番（迫田正弘君）** 先ほどの冒頭の答えではですね、本市として、いわゆる1人がいいのか、1人でできるのか、あるいは複数がいいのか検討したいということをお答えされたわけですよね。今回はまた行革の中でうんぬんという話をされました。私が聞きたいのは、市長は作りたくないのか、作りたいのかという、この問題でございまして。人が言うからどうじゃないんです。あなたがどう考えるかということをお伺いしたいんですけれども、どうですか。

**○市長（本田修一君）** 私自身もいかにしたいかということにつきまして、今、非常に毎日毎日揺れている状況でございまして、本当に行革の精神を発揮すれば、1人で頑張ってもらった方がいいというふうには、当然思うところでございまして、内部の体制を考えたときに、新しい事業の展開を考えたときに、2人の方が望ましいということがあれば、そちらの方を採っていきなというふうに思っておりますので、そのようなふうに理解していただければというふうに思います。

**○9番（迫田正弘君）** 助役に伺いますけれども、権限移譲された場合に、あなたは今の職務の他に増えてくる中で、仕事をできると思っておりますか、できないと思っておりますか。

**○助役（瀬戸口 司君）** ちょっとお答えしかねるところでございましてけれども、今の点につきましてはですね、市長が答弁されたことで御理解いただければというふうに思います。

**○9番（迫田正弘君）** 非常に変な質問ですけれども、今までの私どもが理解していた助役というのはですね、市長の女房役ということで、職員が、あるいは中間管理職が、市長に相談できないこと、悩み事とかいったものも、助役に相談してきて、解決をしてきたいきさつがあるわけですよね。そういった仕事に加えて権限を持ってくるとなると、ますますそういった仕事もできなくなる。あるいは、単身赴任でお家のサービスもできなくなる。市長は収入役もいない、助役のいない中で、土日の昼も夜も会合に出ておられる、こういった苦勞もあるわけですが、市長がおっしゃいましたように、財政というものを考えたときに、助役の2人制、あるいはそういった形を採ることで相当の費用負担が生じてくる、かなり頭の痛い問題かと思っております。このことについては、3月議会の条例制定が必要ですから、もう曾於

市は既に今回の議会に上程してますからね、2人制は。2人制というか、副市長制を。ただ、あそこは2人いらっしゃるし、しかも産業部門あるいは福祉部門というような形で分けた形の仕事をされておられますんですが、私もここで2人がいいよということは言えません。やはり財政を考えると、助役に1人で頑張ってもらわなければという気持ちもあるわけでございますが、そういった問題を含めてですね、慎重な一つの考え方をですね、出させていただきたいと思うわけです。あまり言いたくありませんけど、ちまたでは、「もう市長は2人でくいげな。」とかいう話も聞くわけでございますけれども、なぜか分かりませんが、やはり慎重に事を運んでいただくということでひとつ考えていただきたいと思います。まだ、市長の腹は分かりませんが、今後やはり住民サービスを取っていくのか、予算を取っていくのかという問題になりますと、非常に厳しい選択をされるのかなということを思います。

時間がまいりましたけれども、会計管理者については、今の会計の課長がそれを担当するということになるのでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 先ほどもお答えしましたように、収入役に代わりまして、会計事務に関して独立権限を有する会計管理者というふうになります。それで、現在の収入役と変わりませんということでありますので、現在も収入役の代わりに会計課長を設置しているというような状況でございます。そのようなことで、今後も会計課長の職務に、管理者自らが課長の職務に当たることも考えられるというふうに御理解していただきたいと思います。

**○9番（迫田正弘君）** 特に会計室長を新たに作るということではないんですね。

**○市長（本田修一君）** 新たに作るということではございません。

**○9番（迫田正弘君）** 分かりました。ただ、収入役の特権というものは非常に強かったわけでございまして、それにつれて宮崎県の出納長のような形が生まれたわけでございますね。それに携わる職員というのは、非常にそういった意味では大変な部分もあるかと思えますし、職責も重くなると思えますから、今やっているような職務代理者ということでやっていますけれども、そういった部分をやはりきっちとしていかないと、いろんな問題が起きてきますので、注意すべき点はそれかなというふうに思っております。

以上、4点について、いろいろお伺いしましたけれども、今後、非常に厳しい財政状態の中、選択を迫られるような状態がございまして、やはりこのことも厳しい状態は市民にもよく分かっていただかなければ、サービスが低下したという悪い評価につながっていくわけでございますから、ぜひそういうところ、もう私どもも含めて、真しに受け止めながら考えていくべきではないかと思っております。

終わります。

**○議長（谷口松生君）** 以上で、迫田正弘君の一般質問を終わります。

昼食のため休憩をいたします。1時10分から再開いたします。



午後0時03分 休憩

午後1時10分 再開



**○議長（谷口松生君）** 会議を再開いたします。

上野議員の方から着席が遅れるという届が出ております。

一般質問を続行します。

13番、立山静幸君の一般質問を許可いたします。

**○13番（立山静幸君）** 通告に基づき、順次、市長、教育委員長に質問をいたします。

1番目の肉用牛振興について、(1)子牛の飼育管理指導について、①の濃厚飼料の給餌と過肥対策は、であります。現在、肉用牛は平成13年の国内BSE発生以降、子牛の価格が年々上昇し、さらに米国からの輸入ストップもあり、高値で推移しており、地域の経済を支えています。子牛が生まれてから競り市までの粗飼料や濃厚飼料の与え方が変わってきております。近年まで、4カ月ないし5カ月までは、粗飼料で腹づくりをして、その後、濃厚飼料で育成してきておりましたが、今日では4カ月から5カ月までは濃厚飼料で腹づくりをし、その後、競り市まで主に粗飼料で腹づくりをする飼育方向に変わってきております。生産農家に戸惑いがあるようであります。どのような指導がなされているのかお伺いをいたします。

また、曾於市場では、尾枕、通称、脂こぶと申しておりますが、尾枕の付いた過肥子牛が少し多いとのことあります。生産者は去勢牛で300kg以上を目指して、出荷前に無理して濃厚飼料を与えるため、過肥子牛が多くなり、買い手の肥育農家にとっては、少々目をつぶってでも買わざるを得ない状況のようであります。生産肥育農家がお互いに肉用牛で経営が成り立つような産地づくりが必要であると考えます。

以上のような2点について、どのような指導がされているのかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** 立山議員の質問にお答えいたします。

肉用牛の振興について、子牛の飼養管理の指導についてでございますが、これまで子牛への濃厚飼料給与につきましては、生後3カ月頃まで、母乳と粗飼料、哺育用飼料を給与し、離乳後、濃厚飼料を本格的に給与してきているところでございます。このことにより、発育を促進するため、また競り市での体重確保のため、濃厚飼料の給与量が多くなり、無駄な脂肪付着等、過肥になる傾向が一部にあったところでした。このようなことから、県の研究機関等により、その対策が検証されてきたところであり、その成果に基づき、県肉用牛振興協議会を中心に、子牛育成マニュアルを平成17年度に改正し、5カ月までは濃厚飼料を中心に必要な栄養を与え、6カ月目から粗飼料を多く与える体系に変更し、適正な発育を確保することにより、過肥を防止する体系が作成されてきたところです。

このような飼養技術は、早期離乳や制限哺育、哺育ロボットの導入とともに、新たな普及技術の一環であります。これまでの指導状況は、郡肉用牛振興協議会により、昨年11月に関係技術員等への研修、今年の1月競り市において、農家の方々を対象に競り前研修と、3月に松山において研修会が開催されているところです。また、農家での試験給与等については、曾於農業改良普及センターにおいて、市内で実証指導中であり、これから実証結果等も出てくるものと期待しております。当技術の普及は、現在、普及推進のスタートに立ったばかりということであり、一朝一夕には普及導入には至らないかもしれませんが、農家の皆さん方への不安や戸惑い等をなるべく生じさせないように心がけながら、購買者に望

まれる子牛生産への取組を進め、農家の所得向上に通ずるよう、関係機関との連携を図りながら、推進を図ってまいりたいと考えております。

**○13番（立山静幸君）** ただいまの答弁で、平成17年度でマニュアルが改正になり、1月の競り市での説明会、そして3月では松山で説明会、そして普及センターが農家の実証指導をしておるといような回答があったわけですが、今、飼育農家ではそういうまだ徹底した普及がなされていない。そしてまた、県としても、そういう生産農家に実証指導中であるといようなことでもあります。そういうことでもありますので、ただいま生産農家で実証指導中でもあり、実証経過を待ってですね、生産農家に普及をされるように希望して、次に入ります。

次に、(2)番目の優良牛確保対策についてであります。近年、北海道からの購買者が多くなり、金幸号の雌牛を高い価格で購入して、地元の生産者の購入が困難になっているようであります。原因は酪農経営者が乳製品の価格低迷により、また草資源が豊富な地の利を生かして、肉用牛への転換が急がれているようであります。近い将来、鹿児島県を追い抜くんじゃないかという心配をされている指導者も多くあるようであります。また、実際、県の畜産関係者の方は、北海道までわざわざ状況を見に行かれたといような情報も聞いているところでもあります。それぐらい危機感を鹿児島県も持っているといようなことですのでございます。本市の優良種畜保留導入事業及び肉用牛繁殖雌牛導入事業貸付金による優良牛確保は、計画どおり確保されているのかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市の優良牛確保対策については、市単独事業としまして、優良種畜保留導入事業を設けて取組を進めているところであります。この事業目的は、本市の種畜改良・増殖を図り、経済性を高めるため、優良種畜を保留・導入することにより、農家の所得向上と経営の安定を図ることとしております。肉用牛・乳用牛の各種畜について対策を講じているところであります。

肉用牛に対する内容としましては、1番に保留導入の対象牛として、曾於家畜市場を通じて、子牛展示品評会において、最優秀賞牛及び優秀賞牛となった子牛とする。対象者は市内に住所を有し、米の生産調整実施者である。補助金の額としまして、最優秀賞牛で市内産が10万円、市外産が1頭当たり7万円と、優秀賞牛で1頭当たり3万円として助成を行っております。この事業の中で10月までの導入状況を見ますと、最優秀賞牛、市全体では市内産が57頭です。市外産が13頭ということであります。優秀賞牛は、市全体で84頭ということですのでございます。優良種畜保留導入事業に加えまして、農協と事業整備しております肉用牛繁殖雌牛導入事業貸付金の先月までの導入状況は、松山8頭、志布志13頭となっております。

そのようなことで、かなりな水準の事業が推進されるというふうに考えております。

**○13番（立山静幸君）** ただいまの答弁で、優良牛種畜保留導入事業で、最優秀賞の10万円補助が57頭、そして市外からの13頭、優秀賞牛で市内のが84頭という150頭近くの優良牛が確保されているようでございますが、それに加えて、今、JAの肉用牛繁殖雌牛導入事業貸付金でございますが、今、13頭と言われたようでございますが、旧有明町では40万円で、保証人が2人ということで、なかなか導入が図られなかった経緯もあるわけでございますが、現在は子牛で60万円、妊娠牛で80万円の貸付けだとい

ことではありますが、もう少し無利子で5年間ですかね、貸付ける、利子補給するわけですから、少しこの辺が指導不足かなあ。また、考えてみますと、組合員でない方は借りられないのかなあと思ったりもしておりますが、この辺もですね、もう少しPRをしてですね、なるだけこういう有利な制度が活用できるようにですね、取り計らいをお願いをして、希望しておきます。聞いてみますと、150頭ぐらいの優良牛が導入されているというようなことで、少しは安心をしましたが、先ほども申し上げましたが、県の方も北海道から乗っ取られるようなですね、心配もあってこそ、北海道まで県の職員が出向いて、いろいろな調査をしているという状況もありますので、やっぱり市としてもですね、危機感を持った優良牛導入をしていただいでですね、畜産農家の経営、ひいては地域も相当波及効果があるわけですので、努力をしていただきたいと考えます。

次に、3番目のパドック牛舎補助基準の緩和についてであります。パドック牛舎の利点は、多頭化がしやすい。そして、汚泥化を防ぐ。糞尿を外部に流出させない。周年放し飼いができる。それと、繁殖成績が良い等で、補助事業もありまして、多く現在普及をしているところであります。本市の肉用牛規模別戸数を見てみますと、1,062戸のうち、9頭以下が848戸で79.9%、約8割が9頭以下の生産農家を占めているわけでございます。畜産環境施設整備事業のパドック式牛舎では、肉用牛10頭以上飼育し、今後5年間で5頭以上増頭する計画を有する者には、事業費の2分の1の100万円の範囲内で補助をするようになっているところであります。私は、9頭以下でも、今後5年間で15頭の増頭計画があり、また面積も15頭分の面積が確保されればですね、最低の100万円の補助事業に乗せるべきではないかと。そういうことで、基準の緩和をできないかという質問をしているところであります。そういうことで、後継者が帰ってきて、10頭にすれば補助対応になるんだけれども、あと1頭、そうしたら増頭してから借りればいいんじゃないかというような話にもなると思うんですが、できるだけ目的が沿えばですね、9頭以下にですね、緩和をして、利用者が増えて増頭が図られるようなですね、対策が必要ではないかと考えております。御答弁をお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

パドック牛舎補助基準の緩和ということでお尋ねでございますが、本市農業の基幹産業である畜産の環境保全並びに省力管理に伴う施設整備を実施し、畜産経営の基盤強化を図るということを目的に、簡易牛舎・堆肥舎・パドック牛舎の整備に対して、国・県補助事業で対応できない農家への対応として、市の単独助成を実施しているところであります。

現行のパドック牛舎における補助基準は、1番目としまして、対象施設としましては、1番目に底盤はコンクリートとし、地下浸透をしない構造とする。2番目に、側壁は底盤より地上高60cm以上のコンクリート又はブロック積みとし、施設外への流出をしない構造とすること。3番目は、屋根はポリカネートを一部使用すること。4番目に、パドック内の面積は、繁殖牛1頭当たり10㎡以上確保すること。施設内では、周年放し飼い方式とするということでもあります。

対象者として、1番目に、市内に住所を有し、米の生産調整実施者であること。2番目に、肉用牛を10頭以上飼育し、5年間で5頭以上の増頭計画を有する者。3番目に、補助金の額として、1番目に、補助金は原則として2分の1以内と、2番目に、15～29頭規模の施設で、上限を100万円、

30～49頭の施設で、上限を150万円、50頭以上を、上限を200万円として運用いたしているところがございます。

本市内においては、平成17年度までに43戸のパドック牛舎が整備され、畜産農家の皆様に大変好評をいただいております。畜産の環境保全及び省力管理に大きく貢献していると評価いたしているところがあります。

また、10頭規模以下の農家に対しましては、簡易牛舎の設置整備に対する助成を今年度から市内全域で取り組むこととしているところであり、当事業の活用を進めてまいりたいと思います。

なお、今年度の状況といたしましては、パドック牛舎が3戸において施工されておまして、また簡易牛舎については、1戸が完成し、4戸で計画がされております。

今回、議員提案の補助基準の緩和ということでございますが、当事業につきましては、畜産の環境保全及び省力管理への貢献とともに、飼養頭数の維持拡大にも大きく貢献できているというふうに認識しております。御指摘のような観点にも配慮すべきと思いますので、今後におきましては、議員の意見を始め、生産農家の意見等を十分踏まえながら、より適切な補助効果が発揮されるよう、全体的な予算等にも配慮しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

**○13番（立山静幸君）** ただいま配慮するというような答弁があったわけですが、10頭以下は簡易牛舎を利用してもらっていると。そして、1戸は実施済みで、4戸計画があるというような答弁がありましたが、私はこれもいいと思います。非常にいい制度であると思いますが、やっぱり9頭以下の方でも、何というんですか、ケースバイケースです、私は簡易牛舎でいいと、そして私は将来的にやっぱりパドック牛舎でして省力化を図りたいというようなことですね、やっぱりケースバイケースで、市の単独事業ですので、いくらでもということとは困難であると考えておりますが、そういうケースバイケースです、できるようなやっぱり仕組みですね、緩和が必要ではないかと考えております。できるだけ要望に沿うということでございますので、できるだけ畜産農家の有利になるようですね、対策を進めていっていただきたいと考えております。畜産関係については、以上で終わりますが、次に、教育行政についてお伺いをいたします。

(1) 番目の一家庭一家訓についてであります。今、教育を取り巻く環境が悪化しているのは御承知のとおりであります。教育基本法の改正に伴う政府主催のタウンミーティングのやらせの問題、あるいは高校の未履修科目の問題、そして今一番深刻な問題は、日本の宝である子供がいじめにより、自ら命を絶つ自殺、親が我が子を虐待し、死に至らしめる悲しい事件、逆に子供が親を殺すなど、毎日、心を痛める事件が多く発生をしております。

私は、これらを踏まえて、少しでもいじめ等、あるいは不登校等を無くするために、一家庭一家訓と食育について、家庭、学校の取組がどうされているのか質問をいたします。

まず、一番目の一家庭一家訓であります。10月の3日付けの南日本新聞に、「生活、学習態度が改善、親子ふれあいにも一役」という大きな見出しで掲載をされておりました。鹿児島県のPTA連合会が2001年の9月から「ノーテレビデー」を設けるなどして、心身の育成を促す我が家の教育の日や、食育の確立とともに一家庭一家訓を重点運動に掲げ、実施中であるとのこととあります。

1年目で37%の実施、2005年11月では55%を越す実施であるということでもあります。効果といたしましては、一つ礼儀正しさが備わってきた。二つに自主的に家の手伝いをするようになった。3番目に生活態度、習慣に改善が見られた。4番目に共通の目標を持つことで、親子の会話が増えたなどです。以上のように、家庭、学校で家訓づくりにより、素晴らしい効果が上がってきているようですが、本市の小学校、中学校での取組状況、そして効果、今後、家訓を家庭でどう生かし、活用される考えかお伺いをいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えします。

本市におきましては、このPTA連絡協議会の活動でございます、まず、本年5月に市のPTA連絡協議会が設立をされまして、旧町P連をブロックとして、単位PTAを軸とした活動が始まったところでございます。

お尋ねの一家庭一家訓でございますが、議員御指摘のとおり、これは家庭の教育力の向上を図ることを目的に、県PTAの重点運動の一つとして、平成13年度から取り組まれたと聞いております。本市におきましても、市内すべての小・中学校PTAで何らかの形で取り組まれておまして、各家庭では親子で家訓を決めて、そして玄関であるとか、勉強部屋等に掲示してあると聞いておりますし、PTA新聞では一家庭一家訓コーナーを設けて紹介もしているようでございます。

これらの活動は、子育ての最終責任は親にあるという、家庭が果たすべき役割の認識の下、基本的な生活習慣や学習習慣、あるいは思いやりの心や、命を大切にすることをはぐくむ家庭教育において、PTA活動を通して、各家庭で望ましい家風づくりの取組がなされている姿であろうと認識をいたしております。

なお、本市P連でも、年が明けますと、1月の27日には、PTA研究大会も計画もされておるようでございますし、このようなPTA会員の意欲的な活動も、必ずや子供たちの健全育成につながるものと確信をいたしております。教育委員会といたしましては、今後とも、本市の子供たちを守り育てるPTAの活動を支援いたしますとともに、学校に対してもその取組状況につきまして、今後とも、また指導をするところは指導してまいりたいと、かように考えているところでございます。

私も、ここにも資料を持ってきておりますけれども、大変良い家訓がですね、作られているようでございます。こういうものが、地道にそれぞれの学校、あるいはそれぞれの家庭で定着していくことを今後とも期待したいと思っております。

以上でございます。

**○13番（立山静幸君）** 今、小学校、中学校の実施状況ですね、一番高い所で何%、低い学校で何%かですね、お伺いいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** 本市におきましては、すべての学校で何らかの形で取り組まれております。例えば、ある学校は、ラミネート加工して、各家庭に掲示するとか、あるいはカレンダーを作っておりますね、それにその家訓を入れ込んで作っているという学校もございますし、それからPTAで確認をし合って、その実施状況をお互いに勉強しようと、あるいはここに色紙に書いて、各家庭に掲示するとか、いずれにいたしましても、25校中25校、全小・中学校で何らかの形で実施されている、いわゆる100%

ということになるかと思えます。

以上でございます。

**○13番（立山静幸君）** 何らかのいろんなやり方はあると思うんですが、小・中、全校が取り組んでいるというようなことであります。

先ほども、最終的には親の問題というようなこともありました、私もそういうふうに思っています。やっぱりしつけというものは、やっぱり家庭でなければいけないと。いろんなしつけ方もあると思うんですが、それぞれの家庭でやっぱり高学年になればなったですね、やっぱり、聞いてみますと、全校生徒、体育館の中で親子そろって、家で話し合った家訓を決めたりしておるというようなことであるようです。そういうことが50%以上、鹿児島県で55%以上の実施状況につながっているとは思いますが、発達段階、高学年になるにつれてですね、やっぱり親のしつけである、また子供がこれだけは成長する過程、あるいは大人になってからも守っていかなければならないという基本的なしつけの問題をですね、もう少しカレンダーなりもいいでしょうけれども、我が家の憲法というようなことにもつながると思えますのでですね、しっかりしたやっぱり、パーセントが上がればいいというものでもないと思えますので、そういう指導もされるということ、そしてPTA公開もあるというようなことで、そういう所でのいろんな話も出ると思うんですが、やっぱり基本的な考えは、家庭のしつけにあって、いじめの問題もいろいろと解決に向かっていくんじゃないかと思えますので、ぜひですね、まず100%の学校で実施中ということ聞きまして安心はしたんですが、それをよりやっぱり、いろんな学校での問題、不登校の問題、あるいはいじめはもちろんですが、いろんな非行少年の問題等あると思えますのでですね、これを一つのたたき台として、家訓を全戸に普及させるというようなことをしていただきたいと考えます。

次に、(2)番目の食育についてであります、平成17年6月17日に食育基本法が公布をされ、その普及度合いはどうであろうかという質問であります、食育基本法は、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎と位置付け、子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものであるということでもあります。

市長の3月の議会の所信表明、6月議会の施政方針でも、おにぎり、煮しめ、つけあげ大作戦を展開するとか、あるいはまた「きらり輝く3つの教え」として、煮しめ、つけあげ、にぎりめしを掲げられておりますが、偏食、欠食、個食の食生活の乱れは、体調面では、眠たい、横になって休みたい、そして精神の安定面では、大声を出したり、思い切り暴れ回ったりしたいと、そしてイライラする、根気がない、考えがまとまらない、何もやる気がないというような精神面だそうであります。身体的状況面では、急に立った時に倒れそうになる、めまいがする、肩が凝る、腰や手足が痛い、腹が痛い、頭が痛い等の症状が現れるそうであります。食事を3食しっかりとることがいかに大事であるかが分かります。

そこで、学校、家庭での食育についての取組についてお伺いをいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

教育委員会といたしましては、このただいま議員御指摘のとおり、食育の重要性にかんがみまして、学校及び学校給食センター、さらに社会教育が連携をしながら、食育の推進に取り組んでおります。



まず、学校の取組でございますが、命の尊さや自然の恵みへの感謝の気持ち、それから栄養のバランスを考えた食事の大切さ等を学ぶために、総合的な学習の時間や、家庭科やそれから生活科等で稲作体験をさせるとともに、学校給食センターの学校栄養職員による学習等を実施しておるところでございます。

次に、学校給食センターでは、平成18年度に文部科学省の委嘱を受け、地域に根ざした学校給食推進事業というものに取り組んでおりますが、この事業は、県内では本市のみの指定の事業でございます、学校給食での地場産物の活用や米飯給食の推進を図り、それらを生きた教材として、食に関する指導に活用する取組でございます。この事業によりまして、子供たちに学校給食への理解を促し、地場産物への興味・関心を抱かせるなどの教育的効果を期待をしているところでございます。

また、保護者に対しましては、親子料理教室、それから生産者との交流給食、保護者試食会、学校保健委員会での講話等を、さらにまた地域住民に対しては、給食展等を展開する中で、子供たち、保護者、地域住民への食育への理解が深まり、かつ広がっていくものととらえているところでございます。

さらに、社会教育では、平成17年度から、先ほどもありましたように、食育推進キャンペーンとして、おにぎり大作戦推進事業に取り組んでおります。この事業は、親子ふれあいの場ともなる、おにぎりの普及と食育の学習を通しまして、基本的な生活習慣の確立を図ることを主な目的といたしております。具体的には、食に関するアンケートの実施やおにぎりの歌のCDやポスター等の募集、食育講演会やフェスタの開催等に取り組んでいます。これらの活動の普及度合いについては、各家庭への浸透がもう一歩というふうにとらえているところでございます。

そこで、現在、市の広報紙に食育コーナーを掲載しております。そして、小・中学校PTAで、食育専門の講師を招へいたした家庭教育学級、あるいは講演会等を開催したりと、啓発活動にも力を入れているところでございます。

また、各家庭に配布するリーフレットも作成中ございまして、今後、ポスター等の掲示やフェスタ等を計画してございまして、このことが市民へのさらなる普及につながればと考えておるところでございます。

教育委員会といたしましては、今後とも、子供たちの知育・徳育・体育のバランスのとれた人間力のための、その基本となる食育の推進に、家庭や学校、給食センター、地域等と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○13番（立山静幸君）** いろいろな取組がされているようであります。文科省も来年度の予算要求の中で、御書物によりますと、食事を3食しっかりとることが、いかに大事であることが分かるかというようなこと等で、学校、家庭での食育についての取組がされているというようなことでございます。その実施方法として、早寝早起き朝ごはんということを、来年度は掲げて、全国に展開をするというようなことであるようであります。いかに朝ごはんが大事であるかということが想像されるわけです。そして、学校では昼は給食がありますので、給食をほとんどの生徒が食べるというようなことでございますが、給食の分かっておたらちょっと教えていただきたいんですが、食べない人、それから残す人ですね、

そういう状況について、少しお伺いをいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

給食を丸々残食という子供はいないようでございますが、やはり先ほど議員御指摘のとおりですね、朝寝をしてくるとかいう子供たち等がですね、それは結局夜更かしだろうと思うんですが、聞いてみますと、タベ遅くまで起きてたという子供たちが、もう眠さ半分で登校して、そして給食時間にも食が進まないというような子供はいるようでございますが、全般的には本市の子供たちは、この朝食を毎日とりますかというデータでも、もう90%近くの子供たちが、小学校、中学校ともに、毎日食べるというふうに答えているようでございますので、時々食べないというのが何%かありますが、ゼロという子供はほとんどおりません。ですから、朝飯は食べてくると。そして、それがまた給食時間のまた完食にもつながるんだらうとは思いますが、今のところ、格別、残食やあるいは欠食のために、それが学校教育に影響するという報告は聞いておりません。

以上でございます。

**○13番（立山静幸君）** 今後、家訓と併せてですね、ぜひ、今話を聞きますと、ほとんどの子供が朝食は食べて来ているというようなことのようにですけども、やっぱり少しでも子供が健やかに成長し、尊い命を自ら絶つようなですね、そういうようなことのないように、今後、教育委員会としても全力を尽くしていただきたいと考えて、次に入ります。

次の(3)番目の、スローライフの取組についてであります。①番目の老人クラブ会員、女性団体連絡協議会員に、自然、歴史、文化施設等、市内巡りの実施をとということですが、スローライフ運動につきましては、市長も3月議会の所信表明で少し述べられているところであります。スローライフ運動は、スピードと効率を優先する現代社会の中で、ゆっくり、ゆったり、豊かにという、新しい価値観の下で、地域の自然、歴史、文化を大切にしていく運動であります。

合併地域の価値を再認識する機会づくりとして、志布志市内ならではのまちづくりとライフスタイルを考えていただくために、また志布志市らしい真の豊かさをはぐくんでいただく目的で、平成19年度の事業で、老人クラブ会員や女性団体連絡協議会員に、自然、歴史、文化施設の市内巡りを、ぜひ実施していただきたいと考えますが、市長、教育委員長はどのようなお考えかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

スローライフにつきましては、いたずらに便利、快適、速さのみを求めることなく、心にゆとりを持ち、自然を満喫しながら生きるような歩行型社会を目指すことというふうに認識しております。

現在、本市の老人クラブでは、それぞれ校区ごとに人吉市や宮崎県などへの県外研修をはじめ、施設の友愛訪問や子供との交流会、さらには美化活動、グラウンドゴルフなど、ゆとりある活動が展開されております。

また、女性団体連絡協議会におきましても、県や九州大会における研修会や講演会への参加のほか、教育委員会が主催する高齢者学級等で市内の文化財や史跡巡りなどに、それぞれのペースで参加しておられるところがございます。

今後とも、高齢者のゆとりある歩行型社会を目指すために、教育委員会と連携をとりながら、学習の

場を提供しまして、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に努めてまいりたいというふうに思います。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

教育委員会では、高齢者を対象といたしまして、仲間づくり、それから趣味づくり、生きがいつくりなどを目的に開設しております高齢者学級の中で、ふるさと再発見と題しまして、市内の文化財や史跡巡りをはじめ、港湾施設の研修などを実施しておりますところでございます。特に合併後は、文化財担当や文化財保護審議委員の案内による松山地区、志布志地区、有明地区、相互の研修を実施して、学級生の皆さんに大変好評をいただいているところでございます。

また、生涯学習センターにおきましても、志布志市創年市民大学のプログラムの中で、大人と子供たちが一緒になりまして、まちづくりを考える「しぶしイキイキ夢発見塾～平成こどもふるさと検地」、これを10月の14日に、120人ほど参加いただきまして、実施をいたしました。実は、昨日も志布志寒中歩こう会というものを実施いたしまして、125人の参加がございました。上は70数歳の高齢者の御婦人の方から、下は3歳の幼児まででございましたが、全員、串間駅から志布志駅まで12kmをみんな話しながら、あちこち眺めながら、とても楽しい歩こう会だったようでございます。今後とも、教育委員会といたしましては、子供たちと高齢者とが、互いの交流を深めながら、くつろいだ気分の中で、郷土の良さを再発見する学習機会を提供いたしますとともに、ふるさとを愛する心の醸成に努めてまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

**○13番（立山静幸君）** 市長、教育長から、取組状況も答弁があったわけですが、私はなぜ、この老人クラブと女性団体連絡協議会に絞ってお伺いをし、ぜひ実施していただきたいと思ひまして、質問をするわけですが、今までとは、合併後、いろんな旧有明町であれば、旧松山、志布志町、分からないわけですよね。そういうことで、私はマイクロバスだけ市が出していただいでですね、昼食代、風呂代というのはですね、自費で出していただいで、ボルベリアダグリ、蓬の郷でですね、昼食をとりながら、2時間ぐらひはゆっくりして、いろんなこの自然、歴史問題ですね、60歳以上か65歳以上が老人かと言えば、もうあれですが、そういう人たちが一番多くて、その人たちが一番今後、市の発展のためには必要な人材なんですよ。女性についても女性パワーを発揮していただかなければ市の発展はないわけです。いろんな事業があつて、それをしているじゃないかと、先ほどの教育長からの話がありましたけれども、ぜひですね、この事業をですね、1年間を通して、していただいでですね、早く合併効果もですが、個人個人も本当に志布志市の市民だなあという実感がわくようなですね、取組をしていただいで、何もそうお金も要らないと思います。計画さえすれば、マイクロバスのガソリン代ぐらひで済むんじゃないかと思いますが、再度、お伺いいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

実は、歩こう会に関して申し上げますと、昨日、無事に志布志の駅まで歩いて来られた高齢者の方と話をすることがございました。次回は、ぜひ、今度は有明地区、松山地区で実施して欲しくないかという、こういう要望でございました。ぜひ、それも考えてみましょう。実は、昨日のこの歩こう会も、無料

だったと思っておるわけでございますが、その今おっしゃるように、志布志市全体をすべての方々に広く理解をいただくという意味では、旧志布志地区だけじゃなくてですね、今後は春の新緑の頃、有明の茶畑を歩くのもいいかなあと、私個人的にも考えることでもございましたが、また桜の頃にでも、松山辺りをまた歩くのもいいかもねと思ったりもいたしました。いずれにいたしましても、そういうことも新年度になりましたら、検討いたしまして、いろいろ条件の許す限り実施できるように検討をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

**○市長（本田修一君）** 昨年の文化財保護審議会の研修、高齢者学級の方々にしたということでもございまして、その内容で見えますと、それぞれの各町の文化財につきまして、綿密にしているようでもあります。このことでもって、非常に高齢者の方々に喜んでいただいたということでもございますので、今年度もまたそのようなことを充実させていながら、さらに今、教育長が申しましたように、新たな要望等がありましたら、それらのものを取り入れて、スローライフにふさわしい、そして地域の高齢者の方々、婦人団体連絡協議会の会員の方々が、新しくそれぞれに合併したまちを再認識していただく場というものを積極的につくっていきたいというふうに思います。

**○13番（立山静幸君）** 今、来年度にも、それなりの取組を実施するということでしたが、質問をしようということで、いろいろ考えておったところが、12月の6日の新聞に、霧島市のが出ておったんですよ。やっぱり、ああ我々も考えているが、他の市、もう合併した市がやっぱり取り組んでいるんだなあとと思うところです。後で同僚の議員も質問をされるようですが、霧島市でもやっぱり合併して、他の旧町をですね、体験をした歴史とか、そういうものをですね、体験をすると。それに50名近くの方が参加されたというようなことの記事が載っていました。そういうことで、早い機会にこれはしなければ、もうあまり意味がないと思うんですよ。来年度の老人クラブの総会とかですね、婦人団体連絡協議会の総会もあるわけですから、それに、計画にですね、うまく話合いで、会長さん方に話合いですね、こう市は考えているんだが、教育委員会はこう考えているんだが、1年間の計画に載せていただけませんか。マイクロバスは市が出しますよ。1年間を通じて、一番会員の方が一人一人良い時期を見て、1回は必ずこういう事業に参加していただいけませんかと、そのようなですね、もう来年度に向けて取組が必要だと思うんですよ。

再度、市長、教育長に答弁をお願いいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

先ほど申しましたように、いろいろと工夫を出しますと、また新しいアイデアも出てくるかと思いますが、そういうものも十分くみ取りまして、そしてまた、こういう歩こう会に限って申しますと、道路を使いますので、当然、安全ということを考えなければいけません。そうしますと、また関係方面との協力もいただかなければいけないということもございまして、その他の行事にいたしましても、私ども教育委員会だけでは、とても無理でございますので、関係方面の御理解・御協力をいただきながら、より効果的な行事計画を進めてまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○市長（本田修一君） 今年度、様々な事業に取り組みまして、それで市民の方々、高齢者の方に喜ばれているという状況がございますので、来年度の事業につきましても、そのことを中心として実施できるように、教育委員会とも協議しながら進めてまいりたいと思います。

○13番（立山静幸君） ぜひですね、実施の方向でですね、お金のかからないように、市の負担をなるべく軽くして、市民の方々には広い教養で、見識を深めていただくようにですね、希望しまして、質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、立山静幸君の一般質問を終わります。

ここで25分まで休憩します。



午後2時14分 休憩

午後2時25分 再開



○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

次に、14番、小野広嗣君の一般質問を許可いたします。

○14番（小野広嗣君） それでは、早速、質問通告に従い、順次、質問してまいります。

初めに、地域振興策の観点から、2点について伺ってまいりたいと思います。

去る10月、総務常任委員会の所管事務調査で、岩手県の遠野市を訪れました。遠野市は、人口約3万2,000人のまちで、本市とほぼ似た人口規模であります。総面積は825km<sup>2</sup>あり、本市の約3倍近い広大なまちであります。

ここでは、交流人口の拡大の中から、地域活性化を図ることを目的として、グリーン・ツーリズムを担当する遠野ツーリズム推進室を設置しております。農家の居住体験ができる農村ワーキングホリデー、16年7月に開学した東北ツーリズム大学、農家に宿泊し、農業体験や乗馬体験などをしながら、自動車運転免許講習が受講できる事業、宿泊を含めた修学旅行の受入れも可能な遠野民泊協会の設置等、多彩な事業が展開されており、学ぶべきことは多々ありました。

一方、我がふるさと志布志市に目をやりますと、遠野市に勝るとも劣らない豊富な歴史遺産、風光明媚な海岸周辺と、活気を呈する中核国際港、自然の緑、豊かな農畜産物、天然の漁場からとれる豊富な海産物など、魅力にあふれております。市長も所信表明、施政方針において、本市の特色ある海や山等の観光資源を生かしながら、観る、触れる、味わうなどの体験を楽しむグリーン・ツーリズム等の体験型観光を広域的に展開し、流入人口や交流人口を増やし、にぎわいのあるまちづくりを目指すと、その決意を吐露されております。

そこで、その市長の思いが現在どのように推進されているのか、また併せて、今後の展望についても伺っておきたいと思っております。

2点目に、2007年問題に対する施策の推進について伺います。我が国の経済成長を中核として支えてきた団塊の世代が、間もなく企業等における定年退職期を迎えますが、その数は全国で約700万人にも上り、労働市場を始めとする経済面や財政面、地域社会等に大きな影響を及ぼすものといわれておりま

す。そして、その世代の約4割の方が田舎暮らしを考えているとも言われており、こうしたことを背景にして、団塊の世代の方を地方に取り入れ、地域の活性化を図る取組を始めている自治体が全国で増えてきております。人を呼び、地域振興につなげていくことは、定住人口の増加があまり見込めない本市にとっては、大変重要な課題であります。この地域に住む者にとって、交流人口を増やすことが行政課題であることは、共通の認識であるとも思います。豊富な観光資源を生かし、志布志の魅力を高めながら、継続的に人を呼べるまちづくりを推進するためにも、2007年問題を契機に、人材誘致や移住、交流の促進に向けた施策を検討すべきであると思いますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、児童虐待、DV対策について伺ってまいります。厚労省の調査によると、全国の市町村が昨年度に行った児童虐待に関する相談対応件数は、4万222件にも上っております。2005年4月施行の改正児童福祉法で、相談窓口設置が児童相談所に加えて、市町村にも広げられていますが、その取組が初めてまとめられたもので、この数字を見れば、いかに深刻な状況にあるかが分かります。子供の生きる権利はだれも奪うことはできません。それにもかかわらず、去る10月、また11月の京都府長岡京市や、秋田県大館市などのように、子供が虐待を受けて死亡する事件が後を絶ちません。いずれの場合も、児童相談所が虐待通知を把握していながら、認識の甘さにより、命を守ることができなかったものであります。

一方、ドメスティックバイオレンス、以下DVと略させていただきますが、内閣府がまとめた平成18年度版、男女共同参画白書のDV実態調査によると、配偶者から性的な行為の強要、身体的な暴力、精神的な嫌がらせや脅迫などといった暴力のうち、いずれかが何度もあったという女性は10.6%、一度でも受けたことがあるという人は33.2%、また平成17年に警察がDVで検挙した1,939件の殺人を含む事件の被害者のうち、90.2%が女性でありました。傷害暴行に限ると、被害者の94%以上が女性であることから、DVの被害者は多くの場合、女性であることが明らかになったというのが内閣府の分析であります。最近では、女性は強くなったと言われることもありますが、実態を見ると、依然としてDVの被害者は圧倒的に女性であるということが分かります。

このように、児童虐待やDV被害は、ますます深刻さを増しており、私の方にもこれまでも数回、相談が寄せられました。

そこで、本市における、この虐待を受けている子供や、DV被害者への支援についての現状と、その対応策について伺いたいと思います。

次に、教育問題について、2点、質問いたします。

現在、教育現場では、子供たちによる凶悪事件や暴力、いじめや不登校、自殺等の増加など、子供を取り巻く問題が深刻化してきております。子供たちの間で、人の生命の大切さや、生きることの大切さが見失われていることは極めて残念なことであります。本市の学校を始め、教育委員会でも、この問題の解決策として、学校と家庭と地域が連携し、教育力を高めるために真剣に取り組まれておると思いますが、それをどこまで徹底してやれるのか、それが今後の鍵になると思います。私は、これまでの社会のための教育から、教育のための社会、すなわち教育を社会発展の手段として位置付けるのとは違い、子供の幸福、それ自体を目的とした教育及び社会であらねばならないとする、その理念が大切であろう

と思います。いずれにしても、今こそ生命の尊厳、生存の権利の大切さを徹底するべきと考えますが、本市の小・中学校におけるいじめや不登校の実態について、どのように現状を把握し、その解決に向けて取り組まれているのか伺いたいと思います。

併せて、先月29日に、いじめを苦にした児童・生徒の自殺が相次ぐ深刻な事態を受け、政府の教育再生会議が8項目の緊急提言をまとめ、公表いたしました。この緊急提言を市長と教育委員会は、どのような思いで受け止められたのか伺いたいと思います。

以上について、市長を始め、執行部の誠意ある答弁を求めます。

**○市長（本田修一君）** 小野議員の質問にお答えいたします。

初めに、グリーン・ツーリズムに関する御質問でございますが、本市の特色である海や山等の観光資源を活用し、観る、触れる、味わうなどの体験を楽しむグリーン・ツーリズム等の体験型観光を広域的に展開できるよう、農林水産・商工業者等関係団体の協力を得ながら、魅力ある観光地づくりを推進していく必要があると考えております。

具体的には、本年2月、関西方面の旅行代理店を訪問し、志布志市の観光PRと体験型観光客の誘致活動を実施いたしました。その結果、夏休み期間中に、農業歴史資料館でのそば打ち体験ツアーが実現したところでございます。また、農林水産・商工業者等関係団体と、市民の参加による、志布志市商工・観光戦略会議を設立し、観光地づくりや情報発信について検討していただいております。今後、本市の特色を生かした提言がされることを期待しております。

次に、2007年問題の団塊の世代の人材誘致や移住、交流の促進についての御質問でございますが、団塊の世代につきましては、1947年から49年に生まれた世代を指しており、定年を60歳とすれば、2007年以降、団塊の世代の大量の退職者が発生すると言われており、社会に与える影響も大きいと予想されております。

第2の人生を田舎で過ごしたいと考えている団塊の世代も多いと言われ、全国の少子高齢化が進み、過疎化が顕著となっている自治体では、人口増や人材としての団塊の世代の取り込みに取り組んでいる所もあります。この世代は、豊かな経験や卓越した技術を持っているとも言われ、あらゆる分野でその力を発揮されることも期待されているところであります。しかし、一方では団塊の世代を取り込むことで、将来的に社会福祉費や医療費などが増え、財政が多少圧迫されるということが懸念されてもおります。

鹿児島県は、2007年問題への対応として、本年度、県内市町村への取組状況のアンケートを実施し、その結果を受けて、県全体でこの問題に取り組んでいくことなどを現在検討されている状況であります。本市におきましては、移住の受皿としての蓬の郷民宿村の活用推進、団塊の世代が社会貢献する場として期待されているNPO等、市民団体の育成、また郷土会等へのふるさとのアピールなどに取り組んでおります。

また、生涯学習の分野におきまして、団塊の世代のこれまで培ってこられた特技や技能を、生涯学習講座の人材バンクに登録し、講師として活用を図るとともに、創年市民大学でも生涯学習のまちづくりを推進するために、人的ネットワークを築き、生涯学習のまちづくりの担い手として、大学への入学の

勧誘を今後も行ってまいります。

団塊の世代を本市に取り込むためには、地域を挙げて受皿づくりをすることや、地域の皆さんが住んでいる所、ふるさとを誇りに思うことが大事であると考えます。どうしたら喜んで団塊の世代の皆さんが志布志市に来ていただけるか、また出身者が帰ってきていただけるのかを庁内全体で検討していきたいと考えております。

次に、児童虐待やDV対策についてでございますが、児童虐待やDVにつきましては、平成16年の児童福祉法や児童虐待防止法の改正に伴い、虐待の早期発見に責任を負うことが明確にされ、そのために関係機関の相互理解や情報共有をしながら、適切な連携を図ることが重要とされているところであります。また、DV法についても、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、被害者を保護するための施策を講じる必要性をあげています。

志布志市の現状ですが、児童虐待やDVの相談件数は、以前からすると増加している傾向があるところですが、市の対応についてでございますが、要保護児童にかかる通告への対応の要領が作成されております。これに基づき、児童虐待やDVの連絡が入った場合、子育て支援センター、本所・支所の福祉課・保健課との連携により、支援センターの職員、必要に応じて福祉課の職員や保健師も同行し、状況の把握を行い、児童等を保護する必要の有無、保護者に面接や調査をする必要の有無、児童相談所への送致の必要性の検討等について実施し、対応しているところでございます。なお、高齢者のDVについても想定されるところではありますが、情報が入った場合は、地域包括支援センターにおいて初期対応する体制が整っているところでございます。

DVに関する対応につきましては、庁内関係課で連絡をとっているところでございますが、本年11月1日に、「志布志市配偶者等からの暴力対策連絡会議」を設置いたしました。これはドメスティック・バイオレンスの防止及びDV被害者の保護に関し、関係課等の迅速かつ円滑な連携を図るため、配偶者等からの暴力対策の連絡会議でございます。会議は、市役所内の企画部、市民部、福祉部、建設部、松山支所、志布志支所、子育て支援センター、教育委員会で組織し、DVの早期発見や早期対応を図ることを目的としております。この会議を中心に、関係部署が一体となりまして、DVの早期防止や啓発、そして相談事案が発生した時に、速やかに対応してまいりたいと思います。

3番目の御質問であります。教育問題のいじめにつきまして、いじめ問題緊急提言に対する市長及び教育委員会の考え方を問うということで御質問でございます。いじめにより児童・生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が全国で発生していることは極めて残念であります。本市におきましても、教育委員会を通しまして、各学校の現状把握及び解決に向けての指導に取り組ませせております。そのような中、教育再生会議有識者委員による「いじめ問題への緊急提言－教育関係者、国民に向けて－」が出されたのは、議員御指摘のとおりでございます。すべての子供にとって、学校は安心・安全で、楽しい場所であればならない。保護者にとっても、大切な子供を預ける学校で、子供の心身が守られることが何より重要という緊急提言を受け、本市においても、さらにいじめ防止の積極的な取組を教育委員会に指示するとともに、未来を担う青少年の健全育成のために、保護者、地域を含むすべての人々が、まさに地域社会総がかりで、いじめ問題の解決に向け、積極的に取り組まなければならないと考えており



ます。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

いじめを苦にして、未来ある子供たちが自ら命を絶つという、大変悲しい事件が全国で相次いでおりますし、様々な理由で学校に行けない子供がいたりすることは、誠に痛恨の極みでございます。本市におきましても、かけがえのない命が失われることのないよう、日々取り組んでいるところでありますが、各学校でも数ある課題の中の最優先課題と位置付けて取り組んでいるところでございます。

いじめの実態把握につきましては、これまで各学校におきまして、本人や保護者の訴えや教育相談、アンケート調査等によりまして把握してまいりました。さらに、今回の全国的な一連の事件を受けまして、市教育委員会では、臨時の校長会を開催いたしまして、「本人がいじめであると感じたらいじめである。」という認識に立ちまして、いじめの実態調査をいたしましたところ。

[傍聴席で何ごとか言う者あり]

**○議長（谷口松生君）** 傍聴席の方、お座り下さい。静かにお願いします。

**○教育長（坪田勝秀君）** 本年4月から10月までに、小学校9件、中学校14件、計23件の報告がございました。

[傍聴席で何ごとか言う者あり。その後、当該者、退出]

**○教育長（坪田勝秀君）** さらに、今回の全国的な一連の事件を受けまして、市教育委員会では、臨時の校長会を開催いたしまして、「本人がいじめであると感じたらいじめである。」という認識に立ちまして、いじめの実態調査をいたしましたところ、本年4月から10月までに、小学校9件、中学校14件、計23件の報告がございました。

その中では、友達からの心ない言葉かけでありますとか、あるいはからかいによりつらい思いをしているというケースが最も多く、各学校では担任が中心となりまして、個別に対応をしているところでございます。ちなみに、この23件につきましては、先ほど再度、調査をいたしましたところ、本日現在では解決済みと報告を受けてはおりますけれども、これとても決して私は手放しに喜べることではないと認識をいたしております。なぜならば、いじめは常に流動的でございますし、加害者が被害者になり、被害者が加害者になる可能性は十分含んでおりますので、ああゼロだった、良かった、良かったということにはならないんだよということを、先ほど学校教育課長を通じまして、学校現場にも指導しなさい、それは結構なんだけれども、今後さらにまたチェックを、あるいは又指導を、あるいは注意を喚起するようという指導をしたところでございます。

また、11月6日から10日までを、いじめ問題を考える週間、また0の日をいじめゼロの日と設定いたしましたりしてですね、すべての学校において、道徳や学活の時間を活用いたしまして、いじめ防止の授業を実施してきております。

加えて、学校のいじめ問題に対する指導体制等に関する27項目の総点検を実施いたしまして、各学校への指導も行っております。また、いじめ問題についても、家庭教育の充実や家庭・地域との連携が大変重要な要素でございますので、県が作成いたしました「社会で許されない行為は子どもでも許されません」というリーフレットがございしますが、これを各家庭に配布させるなどして、啓発にも努めている

ところでございます。

いじめ問題の解決のためには、児童・生徒と教職員、教職員と保護者が何でも話せる関係をつくることがまずもって大切でございますし、温かい学級づくり、保護者との信頼関係の構築に、学校は今まで以上に努力することが大切であると考えております。

今後とも、個別の教育相談や定期的なアンケートを実施するとともに、教職員には「いじめ対策必携」、これは県教育委員会が作成しておりますが、等で教職員への指導を行いまして、いじめの報告が少ないことが良い学校なのではないと、むしろいじめを一つでも多く発見し、解決する課題解決能力のあるかないかが学校のバロメーターだということを力説いたしまして、そういう認識でいじめの未然防止、それから早期発見、それから早期対応に取り組むよう、各学校を指導してまいりたいと、かように考えております。

なお、不登校につきましてですが、11月是不登校につきましては、小学校が12件、中学校25の、計37名でございます、という報告を受けています。その原因は、病気、それから怠学、怠け学ですね、それから家庭の事情などございまして、いじめが原因の不登校というのは、今のところ、報告は受けておりません。

次に、教育問題の教育再生会議のことについてでございますが、提言にあります、「学校は子どもに対し、いじめは反社会的な行為として絶対許されないことであり、かついじめを見て見ぬふりをする者も加害者であることを徹底して指導する。」、また、「教員はいじめられている子どもには、守ってくれる人、その子を必要としている人が必ずいるとの指導を徹底する。」、「教育委員会はいじめに関わったり、いじめを放置・助長した教員に、懲戒処分を適用する。」などと、8項目にわたる提言を重く受け止めまして、各学校を指導してまいりたいと思っております。ただ、「加害者の子どもに対して、指導、懲戒の基準を明確にし、毅然として対応をとる。」という項目がございますが、このことにつきましては、その趣旨を大切にしながらも、加害者が明日は被害者になる可能性ももっておりますし、その本当の加害者がなかなか見えにくいということや、加害者と被害者が同じ学級にいる場合があるわけございまして、そういういじめの問題特有の対応の難しさもございまして、そういうことが指摘されておりますので、運用については慎重さも大切であると、私は個人的には提言については考えております。

また、いじめ問題の解決は、家庭・地域との連携が不可欠でございますし、特にいじめを生まない素地をつくるための家庭の責任の重大さの啓発にも努めてまいらなければならないと考えております。

いじめ問題につきましては、学校におきましては、単なる一過性の対応で終わらせないように、今後とも根強く、根気強く指導してまいりたいと思っておりますので、家庭・地域の御理解も、御協力も切にお願いをいたしたいと、かように考えております。

以上でございます。

**○14番（小野広嗣君）** それぞれ、今、御答弁をいただいたわけですが、通告の順に従って、一問一答で質問を行っていきたいと思います。

大きな1点目、いわゆるこの地域の活性化の問題に関して、グリーン・ツーリズム、またいわゆる団

塊世代に対する対策ですね、これは質問の要旨として、行ったり来たりする可能性があると思いますが、そういったことを了解していただきながら、御答弁もいただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど、市長の方からも、本年2月には関西にPRに行ったというお話、それを受けて、夏休みにそば打ちの体験ツアーというのが実ったと、良い方向でのですね、お話を承ったわけですが、あとこういったグリーン・ツーリズムの大切さ、こういったことに関しては、市長が本年度の施政方針あるいは所信表明でも併せて述べられております。先ほどありましたスローライフの観点からも、所信表明でも述べられておりますので、重々その認識はおありだろう。そういった意味で、どういった手立てが今後必要なのかということ考えた時に、本年、商工・観光戦略会議を立ち上げたということで、そういった会議の中から、いろんな答えも出てくるのではなかろうかというような御答弁でありました。僕はですね、それはそれで大切であろうと思うんですが、やはり市長として、冒頭、私申し上げましたね、本市の観光資源としての豊かさ、いろんな言葉を使って表現して、市長に質問したと思いますが、そういった素晴らしい観光資源を受けて、どういったことができるのかと、答えを今すぐ出しなさいとは言いませんが、やはりそういった質問をしておりますのでね、市長としてのこのふるさとの思い、この観光資源を生かして、こういうふうにできたらいいのかなというような、やはりそういった思いをですね、述べていただきたいというふうに思っているんですよ。その辺、どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私どもは、志布志港を中心とする、そして志布志商店街を中心とする、にぎわいのある、街のある志布志町と、そしてそれをその背景に、後背地に広大な農地を控えた豊かな農業を営まれている農村部と一緒に、新しいまちづくりをするということで、新生志布志市を立ち上げたわけでございます。そして、改めてそのまちの中を見回してみると、ただいま議員がお話になったような、豊かで、そして誰もが誇りに思えるような観光資源、自然環境があるというふうに、私どもは認識するところであります。それらのものを、この新生志布志市が合併したことを契機として、さらに観光資源として活用していかなければならない。そして、高齢者の方々が増えておりますので、それらの方々を中心としますスローライフを位置付けて、新しい地域の特色として、していかなければならないと。さらに、新生志布志市の志布志港が中核国際港湾として整備が進んでいまして、19年には新若浜埠頭も供用開始という段取りになっております。それらの流れの中で、改めて今、懸案事項になっておりますが、「さんふらわあ」の利活用を中心としながら、この地域の観光振興を図っていかなければならないというふうに改めて思っているところでございました。

そのようなことで、農業の振興はもとより、そのことを図りながら、農村地帯にグリーン・ツーリズムあるいはスローライフというものを定着させていながら、地域の方々と、そして交流される方々が心のふれあいをさせていただきながら、私どもの住んでいる地域に、そこに住んでいる人が本当に心豊かな生活をしているんだなあ、誇りに思って生きているんだなあという心のふれあいを通して、この地が私どもにとっても誇りうる地域だということが、自覚が生まれるような、そのような取組というものをしていきたいというふうに私は思っているところでございます。

そのような趣旨からも、常々、私は話をしておりますが、私どもの地域は、まさしく志布志という有り難い名前を頂いた新生志布志市になったんだ。「志」という字を二つも持っているまちなんですよということをお話しているところです。自分たちが住んでいるまちに誇りを持って、そして来ていただいた方を温かく迎え入れて、そして心の交流をしていただくというような形で、今後進めていきたいというふうに思うところですが、そのためには、今申しましたように、私ども自身がそのような自覚に改めて立つために、この歴史ある「志布志」という名前を思い起こして、そしてまちづくりに共々取り組んでいただければというふうに考えておるところであります。

そのような気持ちが共通認識としてできたならば、きっとそこに訪れる人が、ああ良いまちに来たなあというようなことを感じられる、それらのものが基になったグリーン・ツーリズムあるいはスローライフというものを体験していただけるんじゃないかなあというふうに思うところであります。

**○14番（小野広嗣君）** 冒頭、質問に対する答弁よりも、今の答弁の方がですね、やはりいわゆる答弁書に書かれた文章を読まれるよりも、いわゆる市長の思いがそのまま伝わってきますよ。だから、本当に市長の個性というか、この地域に対する考え方というのが、1回目の答弁ではなかなか分からない。こうやってお聞きすることによって、いくらか見えてくる部分があるわけですね、いわゆるそういった十分認識をされているという前提で質問を続けていきたいと思いますが、先ほどお話をしましたように、このことをやれということではなくて、いわゆる遠野市に行って研修をやっていくと、そういう体験型、滞在型のいろんな企画をやっておりました。民宿にいわゆる身を置きながら、そこで農業等を営みながら、あるいは乗馬体験をしながら、そして併せて自動車学校の免許証が取れるんですよというシステムを作り上げて、それがまた今年は募集人口も増えていくというような流れで、素晴らしい取組をしているなあというふうに思うわけですね。具体的に、だから志布志市にとってどういう企画ができるのかということ、やはり今後変えていくときに、商工・観光戦略会議、これはこれで当然大事でしょう。だけれども、やはり具体的にグリーン・ツーリズムであるとか、この前、観光戦略会議でこのグリーン・ツーリズムのことが多少議論されたということもお聞きしております。でも、これとかスローライフを考え、あるいは団塊世代、こういった部分の取り込みに絞り込んでですね、議論をしていくときに、あまりにも範囲が広い議論になっていくんだらうなあ。やはりそういったものを、例えばこの遠野市ではありませんけれども、このツーリズムの推進対策室という室に格上げしてですね、やはり取り組んでいくような流れがあるわけですね。そういったことに対する考え方はどうですか。

**○市長（本田修一君）** グリーン・ツーリズムあるいはスローライフ等につきましては、今ほど議員のお話があったように、商工・観光戦略会議の中で整理されて出てくるというふうに思っております。私自身、その商工・観光戦略会議に対しましても、非常に思い入れがあると言うか、本当に具体的に提言を受けながら、そしてすぐ実行できるものについては、着々、着手していきたいというふうに考えているところがございます。もちろん、戦略として取り組むわけでございますので、短期、中期、長期というような形で構想は、提言は出てくるというふうに思いますが、今ほど申しましたように、すぐできることは、すぐやっつけようということで、その会議については、立ち上げをして、事務方の方にはお願いしているところがございます。その中で、今、言いましたようなスローライフあるいはグリーン・ツ

ーリズムについても整理されて出てくるんじゃないかなあというふうに期待しているところでございます。

そして、団塊の世代の受入れについても、県の方で、そのことの今、準備が進みつつあるということでございますので、県の方の対応等も見極めながら、私どもといたしても、移住などの相談、あるいは仕事など、あるいはそのそれぞれが持っているしやる提言等も受け止めていかなければならないと思いますので、それらのものも総合的に対応する窓口を設置していきたいというふうに思っております。

**○14番（小野広嗣君）** そういった議論が進んでいくと、まさしく推進室であるとか、昨日の南日本新聞にも出てますね。この錦江町が交流委員会を発足させたということで出ております。農村都市交流委員会を発足させて、グリーン・ツーリズム等に対応する、そういったメニューもこういった中で検討していきたいと。やはり、門戸を広げることも大事ですが、あまり広げすぎるとですね、やはり絞り込めない。政策一つ一つがばらばらになっていく。こういった失敗を過去、行政側は何回となく繰り返しておりますね。そういった意味では、やはりこの人口の移住、あるいは交流、そういったことを絞りを絞りで、観光戦略としてですね、進めていく。そのためには、やはり推進室であるとか、こういった委員会であるとかいうものを、やはりこの庁舎内に立ち上げて、そしてそこを中心にして、やはり物事が動いていくというふうにしていかないと、いろんな会議がばらばらに行われていくと、なかなかまとめが付かないということがありますので、その辺の所は、今後しっかり検討していただければというふうに思っています。

市長、先ほど人口問題のことを含めて、答弁の中にもあったんですが、今回、総務省がですよ、人口減少自治体の活性化に関する研究会というものを発表して、その中でいわゆる人口減少社会を福となすと、逆手にとっているんですね。そういう健康生活立国宣言というのを公表したわけです。こういった中で、今後の地方の活性化のためには、人材誘致、移住が政策の必要性の中で一番重要になってくると。だから、地方交付税や国庫補助金、こういったものをよりどころとするというのは、もう困難になってきたと。そういった中で、やはり地方自治体が生き残りをかけていくためには、こういう人口減少社会にあって、観光資源、いわゆる地域資源をね、逆手にとって頑張っていくという方向が大事だと。そういうことで、地域の活性化を図っていく上で、いわゆる事業へとですね、方策の展開、その紹介をしているんですよ。この公表された報告の内容は、市長は読まれておりますか。

**○市長（本田修一君）** そのことについては承知しておりませんでした。

**○14番（小野広嗣君）** 市長も、「さんふらわあ」問題等、いろいろお忙しいし、一つ一つなかなかこちらが要求するのもですね、現時点で気の毒な面もございますが、やはり今後のこの志布志市ですね、生き残りをかけていく上で、こういった地方自治体として、こういった施策を取り組んでいけば、こういった成功例がありますよというのが、今回出ておりますので、ぜひ、一読していただいでですね、また担当課もですね、市長も忙しいわけですから、こういった情報が発信されておりますので、市長の方にですね、こういった報告書等をそれなりに市長の机に置いておけば、市長も忙しい相中にですね、見られて、こういった施策を展開されているのかと、このことは我がまちにそのまま使えるんじゃないかとか、いろんな発想の転換が図られると思うんですね。そういった意味では、ぜひこれ一読をですね、

しておっていただきたい。その中でですね、いわゆるこの都会と田舎の交流、居住、こういったことをサポートする事業というのを国が立ち上げました、今年の4月からですね。そして、そのためにいわゆる情報の発信をするために、この「交流居住のススメ～全国田舎暮らし」というインターネットのサイトを開いております。そこで、都会と田舎を行ったり来たり、そんな生活を楽しんでみませんかということキャッチフレーズにして、地方のいろいろな特色を掲載しているんですよ。いわゆるこの1日とか3日間の短期の滞在型であるとか、1週間、1カ月のどっしりタイプの滞在型であるとか、週末の行ったり来たり型だとか、いろんな学習をする在り方だとか、5項目にわたって展開しています。鹿児島では今、僕が調べたところでは2箇所が登録をしておりますよ。当然、本市はまだ登録してない。全国的にはもう350自治体ぐらいがそこに地域の観光資源をPRする材料として載せております。そのことは御存知でありますか。

**○市長（本田修一君）** そのことについても、承知しておりませんでした。

**○14番（小野広嗣君）** すべて「さんふらわあ」で逃げていただくわけにはいかないわけですが、すごく、来年、後でつながってきます。グリーン・ツーリズム、そして団塊の世代、来年の4月からですよ。団塊の世代の移行が始まるわけですね。そういったことを見込んで、いわゆる戦略を地方自治体としては立てていかなきゃいけない。そういった矢先にですよ、こういった国としての、いわゆる地方支援という在り方も含めて、いろんな材料を提供してくれているわけです。そういった意味では、無料ですよ、いわゆる我が地域の観光資源を登録をして、いわゆる都会の方々が自分に沿った項目を検索しながら、ああこういうことがこのまちに行けばできるのかということ、やはり見聞きして、そして我がまちにやって来てくれる、そういったシステムづくりを今やっているんですね。だから、これはしっかり担当の方でもですね、そういったものを学んでいただきながら、市長とまた相談して、これ来年からでもできるようなことがあるんですよ。だから、少しその辺のところですね、連携をしっかり取っていただいて、やっていただければ有り難いかなというふうに思います。あまり突っ込みませんが、後、この団塊世代ということに関して言えば、先ほど市長の方からもありました。第2の人生を地方で送りたいというニーズ、私も冒頭申し上げましたように、700万人の方がいる。その中で約4割の方が田舎暮らしを求めている。具体的にじゃあ田舎に戻って家を建てて住もうかとなってくると、当然もうちょっと減ってきます。だけれども、かなりのニーズがある。だけれども、今度は地方自治体において、そういった団塊の世代を受入れていく場合、社会福祉費、先ほど言われました医療費の問題等もある。しかしですね、これ60歳で定年を迎える。そして、65歳まで、いわゆる年金受給まで、法が改正されましたね、改正されて仕事ができる雇用対策をつくらうという流れに今なってます。そういった中で、いわゆるこういった団塊の世代の方々、今まで一生懸命働いてこられて、この日本の社会を支えていただきました。いわゆる、どういったことをやりたいのかというアンケートを取っていくと、ボランティアをやりたいとか、農業をしたいとか、体を使いたいと、そういったことが出てくるわけですね。そういったことが前進していくと、いわゆる介護予防にもつながっていく。このまま仕事もない、あるいは地方においても受皿がないとなると、家に引きこもる。そうなってくると、先ほど言われました医療費だとか、社会福祉費、こういったものはまさにですね、厳しい状況になっていくわけで、このグリーン・

ツーリズムだとか、いわゆる団塊の世代を呼び込むと、こういったことを推進していくことは、いわゆる社会福祉費の抑制にもつながっていくんだという流れも、この頃は言われるようになってきております。そういったことも理解の中に入れとっていただきたい。

先ほど、市長が言われましたが、県がアンケートを取りましたね。アンケートを取って、これが今年の9月の30日の南日本新聞に載ってるわけですが、このアンケートを取った段階で、団塊世代の大量退職に対する県内市町村の取組状況アンケートが発表されたということで、団塊世代の動向に関心は高いものの、既に何らかの施策を実施している市町村は、5市町村と1割に過ぎなかったということですね。そして、既に実施しているのは、南さつま市、霧島市、垂水市、西之表市、与論町、庁内に専門チームの創設や定住相談窓口の設置、住宅情報の提供などを行っているということで、一步先駆けてですね、進めているわけです。今後、実施を検討しているのが23、そして既存のUターン、Iターン対策の方で対応するのが12、特に取り組む予定がないと回答したものが7とあった。うちはどういった範囲の中でこれは回答されたんでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 今後につきましては、住宅の相談やら、仕事の相談というものを総合的に受け付ける窓口を設置したいというふうに考えております。

**○14番（小野広嗣君）** ぜひですね、今、市長の方からそういった総合的な窓口、設置していくということで、名称はいろいろあるでしょう。グリーン・ツーリズム推進室であるとか、観光対策推進室であるとか、いろんな形になろうと思いますが、それは名称に関してはこだわりませんので、そういった窓口をですね、早急に立ち上げていただいて、来年の4月からこういった流れが徐々に始まっていきますのでね、ぜひともその辺はお願いをしておきたいというふうに思います。じゃあこの件に関しては以上で、あと次に、児童虐待に関して、あとDVに関して進めていきたいというふうに思います。

厚生労働省が統計を取り始めた1990年度、これ1,101件だったんです。児童虐待の数がですね、報告された数が。これが今、その30倍にもなってるんですね。確かに、改正児童福祉法、いわゆる通告義務が改正されて、虐待を受けている子供から、虐待を受けている可能性がある、そういった子供を目撃したら、いわゆる知らせていくという方向性に変ってから、大きくですね、こういった児童虐待の現状が見え隠れし始めました。それでも氷山の一角の部分はまだまだあるということがありますが、先ほど本市においても、この児童虐待、DV共にですね、増加している傾向にあるというふうに市長の方から答弁があったわけですが、ここ数年、2、3年、できれば3年ほどの、この児童虐待の数、DVの数、これが具体的に分かればお示しをお願いしたい。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

**○福祉部長（葦園修文君）** お答えいたします。

平成15年度が、虐待5件、DV2件、合計7件でございます。16年度が、虐待6件、DV5件の計11件、平成17年度が11件虐待でございます。それからDVが4件、計15件、直近で申し上げますと、18年度10月末現在でございますが、虐待が8件、DVが1件、計の9件という状況になっております。

**○14番（小野広嗣君）** 数が市長の答弁、また今、福祉部長の答弁のとおりが増えておりますが、こういった数、表面に出てきた。その状況をどのように分析されておりますか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 現在の制度の中では、当然、表に出てくる件数というのは、通告等が主になるわけでございます。こちらが積極的に発見するということについては、若干、今の段階では難しい部分がございます。その中で、今、許される制度の中で、いかにしてそのことについての発見あるいは防止について対応ができるかということにつきましては、内部でも、先ほど市長の答弁にもありましたが、要保護児童あるいはDVに係る通告への対応の要領というのを、今回改めまして、福祉事務所が合併後にできたということで、その対応に今取り組んでいるところでございます。

**○14番（小野広嗣君）** よく分かりました。具体的にですね、通告をしておりますので、この児童虐待についてはですね、お聞きをしたい。市長、答弁ができない場合は福祉部長でも結構でございますが、なるだけ分かる部分はお答えをいただきたい。

虐待による死亡事件、事例、この53例あって、53例のうち58人に対して調査をした結果が出てるんですが、この検証した報告書、それによると、これ子供の年齢によってですね、特徴が表れているというのが出ております。生後1カ月未満の死亡、これが8人いた。うち7名は、結局、妊娠の届出もされてない。いわゆるこの子供を養育の意思もなく生んでしまって、殺害するしかなかったというような状況、いわゆる望まない妊娠といいますか、そういった出産というのがある。そういったものに対する、この予防、命の尊さを学ぶ教育ということも虐待の視点の中から、やはり学ばなきゃいけない。こういったことに対する取組はどうですか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** お答えいたします。

現在、保健課、福祉課で、乳幼児の虐待等についても事業として対応しているわけでございますが、例えば新生児の訪問事業であったり、1歳半健診、あるいは年齢ごとの健診活動、それから保育所等への通報等の依頼等、対応しているわけでございますが、議員からもございました母子手帳も交付を受けてない、あるいは現在行っております新生児訪問につきましては、本人からの希望があった場合に訪問して、保健師等が指導していくという事業を実施しております関係で、当然、健診につきましても、保護者が連れて来なければ、発見が非常に厳しいという状況で、その表に出てこない部分の対応について、今、苦慮しているところでございます。

**○14番（小野広嗣君）** まさしくですね、福祉部長の答弁のとおりであろうと思うんですよ。今、0歳児から1歳児という問題は、なかなか出てこないわけですから、死亡してからの対応ということで、大変なことですが、例えばこれが1歳から後になってくると、今、福祉部長が言われたように、乳幼児健診等がある。ここで発見する可能性があるわけですね。ところが、この健診に来られない、電話をかけても出ない、伺ってもなかなか会えないと、こういったところのいわゆる虐待ということがやはりあるという例がかなり出てる。そこに対する対応というのが大変だというふうに言われているんですが、大変、大変で済まされるような問題ではないので、具体的にはそういったことに対して、どのように進めていらっしゃいますか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 健診活動でありますと、当然、その成長の月数あるいは年齢ごとに通知を出すわけでございますが、それに対して健診に参加しなかった方々等については、改めて通告なり行っていくわけでございます。その中で、予防接種等も含めまして、地域でお願いをしております母子保健



推進員の方々、この方々が各世帯を、これは集落への加入・未加入関係なく、うちに届けがあった分については、すべて一応訪問するというところでございます。先ほど議員から御指摘がございました、なかなか行ってもドアを開けていただけない、あるいはそこに住んでいるかどうか確認ができない、そういった方々を除いては、一応そういった通知面、健診の通知あるいは予防接種等の通知については、対応ができていうふうには考えております。その中で虐待が発見できるかどうかは、また違う視点になる部分もあるかと思いますが、今の段階ではその事業を通じての状況把握ということでございます。

**○14番（小野広嗣君）** 分かりました。

なかなかですね、本当に難しい現状であろうというふうに思うんですが、これは本当に庁舎内でのいわゆる連携もそうですし、外部機関との連携も含めてですよ、やはりこのネットワークの強化というのが大事であろうというふうに思うんですね。そういったことに対する力を入れていかないと、大変。このもう一つ一つ年齢ごとには言いませんけど、この6歳以上のいわゆる小学校に上がって来られた、以上の子供たちも先の58人の例の中で10名いらっしゃいます。この10名のケースのうち、ここが大事なんですが、学校側がその児童虐待、その10名の方が児童虐待を受けているのを知ってたのかと、10人分に対して1人のことも分かってなかった。この現実ですね。家庭と学校との連携が本当に厳しい。いじめ問題で、いわゆる教育長が先ほど答弁していただいたように、やはり学校と保護者、家庭との信頼関係というのを再構築していかなければ、なかなか難しい状況になってる。その辺はどう分析していますか。教育長。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

今、先ほど、私申しましたけれども、本当にこの信頼関係というものを、もう一回チェックし直してですね、お互いに責任のなすり合いとか、あるいは三者連携といっても、お互いに寄っかかり合いと、寄り合いというような形では、どうしても良くないわけでございますので、家庭に対しても厳しく言うところというんでしょうか、学校に対する厳しい注文はそれとして、学校もまた家庭にこうしてくださいと、こういうことをきちっとチェックしてくださいというチェックポイント等は、常に子供を通じて、あるいはPTA総会等を通じて流しているわけですから、そういうものをやはりきちんとチェックしていただくなり、子供たちを観察していただくなりすることを、もう一回、機会あるごとに、もう一回お願いをいたしまして、そして今まきに出ております、そういうDVに発展するような痛ましい事故等にならないように、私どもは学校として、また教育委員会として、考えていかなければならないと思っております。

**○14番（小野広嗣君）** 市長、福祉部長の方から、直近の15年、16年、17年、そして18年度までの状況が、DV、児童虐待合わせてですね、数が出ておりました。本市の大事な子供たち、また一生懸命働いていらっしゃる、また生活を守っていらっしゃるお母さんたち、こういった方々がいろんな辛酸をなめて、精一杯生きていらっしゃる。しかし、それはあくまでも、この数は氷山の一角であるということですね。表に出てきていない虐待というのがいっぱいあります。多分、私の方に報告されたもので、掌握されている部分、そうでない部分、そこまでいかなくて解決してる部分、いろいろあると思えますね。こういった数を御覧になっての、率直な御感想を聞きたいと思えます。

**○市長（本田修一君）** 正直に申しまして、世間で様々な形で虐待等があつて、そして親が子供の育児を放棄していると、あるいはしつけと称して厳しいせっかんみたいな状況があるというのは、私のまちではないんじゃないかなあというふうに思っていたところでした。しかしながら、そのような事例というのは、このまちでもあるんですよという報告を受けた時は、本当にショックでありまして、何でそんな状況があるんだろうというふうに、本当に悲しく思ったところです。そのような形が数字として出てきているものは氷山の一角だというふうなふうに、本当に私も今は思うところであります。そのような社会状況があるとすれば、子育ての親がそういった状況にあるとすれば、その原因なるものを、さらにその親が生まれ育った環境というものを十分考慮しながら、取り組んでいくべき課題かなというふうに思っているところでございます。

**○14番（小野広嗣君）** 本当にですね、そういった、今、市長が言われたように、そういった現状があつて、苦しんでいる方がいらっしゃるのであれば、その苦をですね、取り除いてあげる。これがやはり行政の務めであろうと思います。抜苦与楽という言葉がありますが、いわゆる苦しみを取り除いて、楽を与えて、喜びを与えていく、こういった在り方が行政の本来の姿であろうというふうに僕は思うんですね。そういった意味では、本当に認識を新たにする中でですね、こういったことに対する対応をしていかなきゃいけない。一つだけですね、これはもう検討していただければいいんですが、たたき台として提案をさせていただきたいんですが、この児童虐待に対する取組の一環として、これは大正大学の西郷教授という方が紹介されて、今、展開されているサービスなんです、これは欧米のサービスなんです。これはホームビジティングというサービス、これは家庭訪問、滞在型ですね、福祉サービスを行っていくもので、この研修を受けたボランティアが、悩みや課題のある家庭に入っていくわけですね。そして、滞在型の福祉サービスを行っていく。家庭の中に入って、子育ての訓練等を週1回から2回、各2時間程度行っていくわけですね。その活動の基本というのは傾聴です。いわゆる聞くということ、耳を傾けるということです。ただ耳を傾けるといったって、ただ聞いているだけじゃなく、その人の話を聞きながら、一緒に家事をやったり、料理を作ったり、様々なお話をして、いわゆるその人とのコミュニケーションを取っていく、こういったことを展開して、半年から1年、大体データが出ておりますが、そのくらいの間に児童虐待が完璧に治まっていくという紹介がなされております。我が市の状況も先ほど出てましたが、これが氷山の一角であるとするならば、そういった状況を本当に掌握できる体制、いわゆる緊急通報ができる体制も正確に採りながら、そういったものが上がってきたときに、こういったシステムが適用できるようなですね、流れというものも大事であろうと思うんです。このことに関して、初めて聞かれたのかも知れませんが、どのような感じを受けられましたか。

**○市長（本田修一君）** そのようなシステムが構築できれば、本当に素晴らしいなあというふうに思います。今、お話があつたように、子どもはこの出てきている数字というのは氷山の一角だということであるとすれば、もっと洗い出さなきゃならないそういった状況というものを、いろんなネットワークを通じて洗い出していかなきゃならないというふうに思います。それは、多分、私がかねて言っておりますように、共生・協働・自立のまちづくりの中で、地域に子どもは住んでる一人なんだということ、それぞれの方が認識していただきまして、地域の子供は自分の子供だということ、皆さん感じて、

そして共々一緒に立ち上がっていただけるようなまちができてくれば、そんなことも洗い出しが出てきて、そしてその環境についても、みんなで考えていただけるようなまちづくりが進めていけるんじゃないかなあというふうに思います。もちろん、行政といたしましても、教育委員会等共々、そのことについては、本当に真剣に取り組みますし、そして警察等にも情報等もありますので、そういったのも斟酌しながら、この問題につきましても、本当に真剣に取り組んでいきたいと思えます。

**○14番（小野広嗣君）** 分かりました。

市長がそういった認識に立たれて、こういった問題に対して、今後、さらにですね、検討を加えながら取り組んでいくということで理解をいたしたところではありますが、あと来年度からですね、こんにちは赤ちゃん事業というのがスタートいたします。いわゆる生後4カ月までの乳児を対象として、全戸訪問をします。そして、専門のスタッフが家庭訪問する中で、子育ての相談や情報提供をしていくというやつで、これは費用の2分の1を国が補助します。実施主体は、地方自治体、市町村になります。ここに対する体制づくりというのが、来年の4月からスタートするわけですので、庁内でその体制づくりに向けて議論が進んでいかなければいけないわけですが、こらに対する対応状況はどうでしょうか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** ただいま議員がお尋ねになりました、こんにちは赤ちゃん事業でございますが、先ほどお答えの中で、現在、希望、必要な方には、保健師、助産師が訪問して実施している新生児訪問事業を行っているわけでございますが、このこんにちは赤ちゃん事業につきましても、19年度実施に向けての今、準備を予算化とともに、体制づくりにつきましても準備を進めているところでございます。

**○14番（小野広嗣君）** そういう体制づくりに向けて、今進んでいるということで、安心をしているわけですが、これまではやはり希望する家庭に対して、保健師さんであるとか、助産師さんを派遣するというのが、今、部長の答弁のとおりであります。今後は全戸訪問をします。そういった中で、やはり会えない方、いわゆるこの児童虐待の観点もこの事業の中に入っているわけですね。そのことによって、発見をした場合には、やはりしっかりつないでいくという流れ、つないでいった場合の専門性というものもすごく大事ですね。いわゆるこのしつけ、そして虐待、どちらか分からないという判断に困る状況があります。そういったときには、かなり専門性の高い知識、知恵が要求されると思うんですね。こういった事業に先に取り組んでいる所の流れを見ていくと、こう書いてあるんですが、訪問は単に個人の情報を調べるためではないと、心身共に一番疲労がたまる出産後のお母さんたちの相談役になるのが第一の目的であります。しかし、結果的にそれがいわゆる発見にもつながっていきます。訪問スタッフの質があくまでも大事だと。ただ訪問して行って、頑張りなさいよと言う、そういった程度では解決しない問題を含んでいる。だから、こういったこんにちは赤ちゃん訪問事業というか、こういったものを展開する上で、スタッフの質、これをですね、本当に最重点において構築していかないとはいけません、そこに対する庁内での考え方、認識はどの程度でしょうか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** そのことにつきましては、おっしゃるとおりでございます。ただ訪問すればいいというふうには私どもも考えていないところであります。当然、ケースによっては、専門的な知識を必要とする、そしてその知識をもって対応すべきケースというのが含まれるということでの対応と

いうことで御理解いただきたいと思います。

**○14番（小野広嗣君）** はい、分かりました。

DVの関係も少し突っ込んでやりたいわけですが、少しこの児童虐待にこだわるわけではありませんが、いわゆるこのDV被害を受けているお母さん方がいらっしゃる。このDV被害と児童虐待の関連性というデータも出ております。いわゆるDVのない家庭で、元夫から児童虐待を受けていた割合がデータの的に言えばですよ、10人に1人なのに対して、DVのある家庭では4人に1人が虐待を受けていたという衝撃的なデータが出てくるということで、いわゆるこのDVを受けている家庭、これは子供の心の問題まで踏みにじられていく、そして体も踏みにじられていく、こういったことがあります。そして、あまりにも露骨になるし、ここで話をしていって、言葉として表現できるのかなという生々しいDVあるいはこの児童虐待のケースが、本市の中でもあります。DVとともにその子供さんまでいたぶっている男性がいたケースもあります。そういった所にどこまで入り込んでいけるのかというのは課題でありましたけれども、いわゆる警察も介入できるような状態が出てまいりましたし、いろんな所へつないでいくことができるようには一歩前進しました。この法律もまた3年の見直しで、来年検討を加えていくという方向で進んでおりますが、本当にこの児童虐待、そしてDV一つ取っても、本当にこの先ほど市長が言われたように、地域包括支援センターの方で高齢者の虐待の方も見ていくということもありました。本当に一つ一つそういったことに対応しなければならない世の中になった。いわゆる嫌な世の中になってきてるんだなあというのがすごくしてならないわけですが、そういった思いだけではなくて、やはり一つ一つ手を打っていかなきゃいけないのが行政の側の仕事でもあります。そういう意味ではですよ、本当にこの児童虐待、DV。DVの中でも高齢者の虐待もあります。ほとんど女性が虐待されています。ただ、高齢者になると、逆のパターンもありますね。介護に疲れて、女性が男性を虐待するといったようなケースもあります。そういった方々のやはり相談体制、いわゆる相談からすべてが始まると思うんですね。だから、相談が受けやすい体制ということが本当に大事、あちこち窓口があって、どこに相談すればよかとなということもあたりもします。そういう意味では、地域包括支援センターとか、そういった難しい名称が付いているものですから、初めて聞きますと、それはどこにあるんですかというようなこともあたりもします。一方で、子育て支援センターがあって、そういった児童虐待、DVの相談にも乗るんですよというお話もする。そして、役所内でも相談には乗ってますよというような話もする。だから、本当にですね、分かりやすくですね、情報提供していただけるような手立てが必要ではないのかなあという気がすごくするんですけど、その辺どうでしょうか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 基本的には、市民に分かりやすい窓口体制というのが最も有効な対応だろうというふうに思いますが、現段階ではその高齢者につきましては、地域包括支援センターが窓口となって対応しているというのが現状でございます。なお、DV、それから児童虐待につきましては、子育て支援センターが中心になって受けるということで、あとは本所・支所の窓口でも対応するというところでございますが、主は子育て支援センターで受けるということで、以前から志布志町においても広報活動を行ってまいりましたし、新市になりまして、その第一の窓口は支援センターだよということで、広報活動をいたしております。実際に9月号の広報にも掲載をしましたが、虐待についての通報義務が

国民に課されているわけですが、そういったものにつきましても、子育て支援センターへまず第一報というような広報活動を行っているところがございます。そういう意味では、一応そのことが定着すれば、相談業務としては機能していくのではないかとというふうに考えております。

**○14番（小野広嗣君）** 例えばですよ、今、部長のお話のように、そういった方向性で一元化を図っていく、そこから広げていってもいいわけですが、例えば子育て支援センター、志布志にはぐくみランドがあります。通山保育園の中に、子育て支援センターが設置されて、これは旧有明町以来、ずっとそれなりの業務を担っていただいている。旧有明の中に子育て支援センター、通山保育園の中にあるわけですが、ここでのこのDVとか児童虐待に対する対応というのはどうなってるんですか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 件数については、ちょっと把握いたしておりませんが、先日もそちらの方からの通報ということで対応したケースがございました。市の直営の子育て支援センターに対しては、当然、旧有明町にも今、議員のおっしゃいます子育て支援センターが現在もあるわけがございますので、そことの連携を図りながら、志布志市の子育て支援に対する事業等については、展開をしてくれということで、私の方からも指示をいたして、実際に向こうと連携を取ってるという報告も受けておりますので、今後は十分機能していくのではないかとというふうに考えております。

**○14番（小野広嗣君）** それでは、あくまでもこの部長の答弁にある子育て支援センターというのは、旧志布志町にある子育て支援センターが、いわゆる中央のセンター的な役割等を担って、そこで一元化してやっていくんだというお話ですね。そういったことが、はっきり各関係団体といいますか、学校も含め、今言いました各保育所、あるいは幼稚園、そういった部分にネットワーク化されて、周知がされていると認識されていますか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** そのことについては、大分浸透してきているというふうに私は理解をいたしております。

**○14番（小野広嗣君）** はぐくみランド、子育て支援センターの存在意義、これは大変大事なものであります。そういったことに対する認識は、私も旧志布志町の出身でございますので、よく分かっておるところでございますが、少し確認をしたところ、やはりこの何と申しますか、有明の通山保育園にも子育て支援センターがある。そこにも、例えばDVであるとか、児童虐待であるとか相談を受ける場合がある。いわゆる、それが急を要する場合がありますね。はぐくみランドを経由して、時間をかけて解決を図れる場合もあれば、急がなきゃいけない場合がある。そういった時に対応する場合、本当に専門性が高いものですから、例えばこの有明庁舎の中から素早く飛んで行かなきゃいけないような状況もある。その辺のところはどうなってるんですか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 緊急時の対応につきましては、当然、市の場合、福祉事務所、市の福祉事務所が対応するというところがございます。それにつきましては、先ほど申し上げましたように、要保護児童に係る通告への対応の要領というのを作成してございまして、支援センターに一報が入ろうが、支所の窓口に入ろうが、即対応ができる体制を採っていると。特に、心がけていることは、緊急時の場合は、当該児童の安全をまず確保するというところでの対応、それに基づきまして、市の緊急受理会議等を開催して、緊急性がある場合については、即対応するという体制で今臨んでいるというのが現状でございます。

す。

**○14番（小野広嗣君）** いわゆる児童相談所がですよ、後方支援みたいな形になって、市町村の窓口がそういったことに対して対応していくというふうに法が改正になりましたね。そのことによって、人的な対応ということを考えてときに、今の現状で大丈夫ですか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 緊急時の対応になりますと、時間が決まってないということで、これは24時間対応するということになるわけでございます。現実にも、旧町時代はそういった対応をした経験がございますが、その緊急時、深夜であろうとも対応ができる連絡体制については、当然、緊急連絡網で対応する。そして、事案によっては、全員が集合すると、そして対応すると。ただ、現在の法的な位置付けで言いますと、立入調査権が市には無いということが、緊急時の対応について、生命の安全等を確認する上では、若干対応が厳しい部分がある。そういう場合につきましては、当然、児童相談所への通報ということになるわけでございますが、一応24時間対応できる体制づくりについては、現体系の中で可能な限り対応するということが、実施、対応しているというのが現状でございます。

**○14番（小野広嗣君）** はい、分かりました。

この冒頭ですよ、壇上質問といいますか、冒頭質問で、2つの例を挙げましたね、悲惨な事故があった件。いわゆる児童相談所の、あれは決定的なミスですよ。通知を受けながら、情報としてしか得ていない。あくまでもそれは情報だと、足を運んでいないんですね。そのことによって、結局、尊い命が2度にわたって失われた。10月、11月、連続して起こってますね。だから、いわゆるそういったことに対する危機管理と言うか、予防意識と言いますかね、そういった部分がすごく欠落している事例だろうというふうに思うんです。どちらも児童相談所の所長は、反省をしているとか、いろんなことを言ってますよ。しかし、失われた命は返ってこないわけで、そういった大事な仕事に従事しているんだという認識、だから福祉事務所もそうですよ。本庁のいろんな相談を受ける窓口もそうですし、はぐくみランドもそうです。そういったことに対する、いわゆる共通意識というものを再度、こういった時に高めていかないと、いろんな事件を引き起こす。油断がそこにあるんだというふうに思うんですね。そういったことは庁内でまた、市長あるいは部長を中心にですね、後で出てきますいじめの問題も含めて議論をしていかなきゃいけないというふうに思うわけですが、このDVでいえば、この本当に無惨というか、かわいそうというか、もうすさまじい相談を私も受けたことがございますが、いわゆるこのDV被害に遭った方々の逃げ場所、シェルターといいますか、こういった部分に対してはしっかり用意をされているわけですが、いわゆるこの情報、本当に表に出したくない部分があるわけですので、ただこの被害に遭ってる方々に対して、情報が日常的に手に届くようにですね、目に届くように、役所でも適時出されてはいますが、本当に何と言いますか、このDVの被害者用のマニュアルと言いますかね、そういったものもやはり策定をされていてあげないとかかわいそうなのかなという気もします。一方で、自治体においては医療関係に携わっている人たちが、児童虐待なのかどうなのか、DVなのか、それを受けてのケガなのかということが分からないということがあって、そのDV対応の被害者マニュアルを医療関係に配布しているという状況もあるわけですね。そういったこともですね、もしあるとすれば、頂きながら対応していくということも大事だろうと思うんですね。その辺は部長の方、届いてますか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** そのマニュアルにつきましては、私、今、把握してないところでございます。

**○14番（小野広嗣君）** そうであれば、またしっかりそういったマニュアルを用意している所もございますので、学んでいただきながら、例えば庁舎内にも置いていただき、はぐくみランドにも置いていただき、あるいは関係機関、学校にもですね、置いていただくということで対応していただければ有り難いというふうに思います。

いじめ問題に入りたいと思いますが、先ほど教育長の方から、本当にこの本市教育行政のですね、最重要課題として取り組んでいきたいということで、各学校で調査をした結果が出てますね。いじめに関しては、4月から小学校で9件、中学校で14件ですか、23件発生していると。そして、本日までに再度確認をしたら、解決済みであるというふうなお話もございました。しかし、それで安心できるような問題ではないというようなこともありました。不思議だったんですが、確認を取れば良かったんですが、今回、一般会計の決算報告を聞いている中で、いじめのことにに関して、いじめに関してはありません。しかし、無いのではなくて、見つけられないのではないかと回答でございましたというふうにありました。これとこの数字の問題はどうなってるんですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

先ほどもちょっと申しましたけれども、結局、そのいじめの定義、それから学校の取組の姿勢、そういうものは、いじめがありましたかと言った時に、それは単なるいたずらだったとか、どうだったのと言った時に、先生方が1対1で聞いた時にですね、お前はこうじゃなかったかと言った時に、いや、そうじゃありません。お互いにかばったりするものですから、そうすると学校の教員としては、ならいいんだね、はい、とかいうようなことになってしまって、結果的にそれがありませんでしたというふうに報告が来たと、私は認識したわけです。おっしゃるとおり、前のある議員の方から御質問があった時、私、本当に聞いてませんでした。無いのと言ったら、ありませんということでしたので、そうねと。そして、ちょうど10月頃に、1,140件ぐらいでしたか、あれは鹿児島市でございましたか、それとも新聞で出ましたか、あのことから全国的にああいうふうに変な命を絶つという事故等がありました時に、先ほど申しましたように、本人がいじめと認識したときは、それはもういじめなんだよということで、もう一回、きちっと探してもらったということで、4月から11月、ちょうどあの数字と合わせたかったものですから、10月までにということで再度調査いたしましたら、ああいう数字が上がってきたと、こういうことで、やっぱりあるんだなあということで、先ほど申しましたように、いじめが無いという学校がいいんじゃないんだよ。むしろ、1つでも2つでも探して、そしてそれを解決する、みんなで解決する学校こそいいんだというふうに位置付けて、どうしても教育委員会に報告するというスタンスになりますと、もうまた何か言うと大変だから、みたいなスタンスになりがちなものですから、それじゃいかんと。だから、正直に出してくれということで、23件という数字で表れたと、こう理解しているわけでございます。

**○14番（小野広嗣君）** よく分かりました。

一般会計の決算報告で、本当にいじめは無いと、いじめの報告は受けておりませんという回答、そし

てただ無いのではなくて、いわゆる見つけれないのではないだろうかというような答弁があったという報告をですね、この場でつい先だって受けたばかりなものですから、いわゆるそんなことはない、自分自身が相談を受けてる。そういった分だけでもあるわけですね。今言われましたように、この鹿児島市の状況というのがあって、前年度の2.6倍、いわゆる262件増えている。それは今、まさしく教育長が言われたように、本人がいじめと感じたら、もうそれはいじめなんだという観点から、調査を行ったところ、そういった現実が見えてきた。ということは、取りも直さず、逆に言えば、今、教育長が言われたように、学校側として、いわゆる教育委員会に説明をする時、報告をする時に、やはり過小報告をしているという部分があるんだなあという気がしてならないんですが、その辺はどうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

私もそんなに厳しく言ってるつもりはないんですが、かねてから、校長なんかと話す時には。やっぱり体質と申しますか、いわゆる隠ぺいというんでしょうかね、そういう体質が無きにしもあらずだろうということで、あればあったでというような気持ちで、学校側に多少でもあるとすれば、必ずそういう結果として出てくるのだろうなと思っておりますが、今後はそういうことは絶対に無いから、とにかく一つでも二つでも探して、そして解決するようにという指導を繰り返していきたいと、かように考えております。

**○14番（小野広嗣君）** ぜひ、そういう方向でというふうに思うわけですが、先ほど報告を受けた23件の分がございまして、例えばここ3年ほどの間にですよ、そういったいじめ、3年の分は無いですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

それがですね、今、御質問のとおりで、ほとんどゼロ、または1という報告を受けておるようでございます、データの的に。

**○14番（小野広嗣君）** であれば、まさしくですね、学校の体質がかいま見える。私の知っている限りにおいても、いわゆるいじめが原因で、学校の転校を余儀なくされている方、私の範囲内だけでも2名知ってます。いわゆるとんでもないことなんですよね。ですから、本当にこれは教育委員会に関して人がお骨折りをいただいた部分も過去にもございました。だから、こういった報告が上がってくる体質、こういったもの、いわゆる教育委員会と先ほど保護者との関係、学校との関係等ありましたが、教育委員会と学校との信頼関係ですね、こういった部分というのが、やはりすごく難しいんだなあという気がしてならない。教育長は、教育畑を歩んでこられた。そして、その教育委員会の中に社会教育主事であるとか、専門性の高い方も一部いらっしゃいますが、あとは市職員がやはり、その都度その都度、やはり人事によって回転していく。そういった意味では、学校教育に関して、やや弱い方々もいらっしゃる。そういった方々が今度は学校と連携を取りながらやっていく中で、学校側においては、そういった方向に対して、我々の方がプロフェッショナルなんだというような考え方も当然出てくるでしょう。そういった部分も是正していかないと、こういった体質というのは、なかなか直らないんじゃないかと思っておりますが、そこに対しての改革をぜひお願いしたいんですか、どうでしょうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** 御答弁いたします。

今おっしゃいましたが、確かに市職員の方々が教育委員会に来ておられますが、その方々が結局遠慮



されるんだと私は思うんですね。どうしても学校における職員は、いわゆるプロフェッショナル、プロでございましてということで、けども、僕なんかは、それはもう素人だからというようなことで、いじめ問題一つ取りましても、どうしても身が引ける。そうじゃなくて、やっぱり発見したら、あったらということで、私はしょっちゅう言うんですが、皆さん方が学校や地域で役員をしておられたりしますので、あった時は必ずどんな些細なことでもいいから、教育委員会に知らせてくださいと、うちの職員には言っておるんですが、やっぱりそういうところから、やっぱりお互いに思いを言う。また、子供たちも前から言いますように、子供たち自身もいじめを発見したら、堂々と言うという体質ですかね、そういうものも今後とも教えていかないことには、ますます暗闇から暗闇へ走って行ってしまって、見つかった時はもう手の打ちようがなかったというようなことにならないように、日々指導をし、そしてまたお互いに理解を図りながら、この問題は一過性に終わらせることなく、永遠の課題として、残念でありますけれども、取り組んでいかなければならない課題になったのかなあと感じているところでございます。

**○14番（小野広嗣君）** ぜひですね、教育長はしっかり音頭をとっていただきながら、そういったいわゆる良い面もあるわけで、今はマイナス面を議論しているわけですね、そういった面ではそういった所を是正していただきたい。やはりこのいじめが止まらない。そして、様々な犯罪が起こる。こういったことに対して、いろんな見方がある中で、やはり今の子供たちが共感力を無くしている。生身の人間に触れる機会が少ない。大人と接する機会が少ない。そういう意味では、異年齢のふれあいということも大切でしょうし、もっともっと直にですね、大人と触れ合っていく体験、こういったものを経験していかなければ、やはりいけないというような話が出ております。

そこで、いじめに対していろんな取組があるわけですね。データとしてもいっぱい持ってますが、もう時間の都合で行いませんけれども、例えば、教育長、全国で今、少しずつ展開されているのに、10歳になった時ですよ、2分の1の成人式を行っている所がございましてね。これがかなりの効果をやはり上げていると。いわゆる、その10歳になった、小学校4年生、そこで2分の1成人式というのをしっかりした形で行っていく。そうすることによって、子供が自分が生まれた時の経緯なんかをしっかりと調べていて、いかに親の愛情に支えられて、今の自分が成り立っているのかということをお話をし、未来へ向けての希望を語っていく、そういった姿に触れて、参加されているお母さんたちも、お父さんたちも、その2分の1の成人式を味わうことによって、子供が生まれた時の生命の誕生の喜びを改めて知る。また、子供の成長を、10歳という成長を改めて知る。そこで、家庭における会話が弾んでいって、スキンシップがとれていくと、素晴らしい報告がいっぱいなされているんですが、こういった取組というのは、すごく大事だろうなあとというふうに思うんですが、教育長はどういうふうに考えていらっしゃるのか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、私もそういうふうに思っております。私もかつて、10歳の半成人式ということに、学校に呼ばれて話をしたこともございます、実際に。やっぱりそういうことで、一つのけじめというか、節目というか、人間にはそういうのがあるんだと。例えば、もう間もなく成人式を行いますけれども、これだってそれでございますが、その前に10歳とか、あるいはかつては元服というものもあったというふうに聞いておりますけど、そういうものを含めて、子供たちに、しばらく振り返って考えさ

せる。誰のお陰であるのかというようなことも考えさせるということをつくる機会をですね。大変大事なことだろうと思っております。

それから、またやはり大人として、私どもの責任といたしましては、子供の模範となる大人にならなければいけないんだろいうあという、大人自らが交通ルール、あるいはあいさつ、言葉遣い、そういうものを他人への思いやりも含めまして、子供の模範となるような礼儀、基本的な生活習慣を身に付けて示すということと同時に、子供たちには、やっぱり自分の思いどおりにはならないことが世の中にはあるんだよと、我慢しなきゃならないこともあるんだよということ等も、併せて教えていくことが大事ではないかと、このように考えております。

**○14番（小野広嗣君）** ぜひですね、校長会等でも、いわゆるこの小学校4年生、10歳においてのですね、成人式と、こういったことも取り入れながら、そしてそこに保護者を呼ぶことによって、学校と保護者の関係もさらに深まっていく。そして、そういった流れの中において、お互いの信頼関係が深まっていくわけですので、ぜひ取り入れていけるようであればですね、推進をしていっていただきたい。

もう1点ですね、先ほどもちょっと、前番議員質問の中にも出てました、市長のこのおにぎり大作戦推進事業の中に、やはり志布志の子供たちの食の関係が出ておりますね。先ほど、教育長も答弁されていましたが、朝食を食べない子供たちというのは、どちらかという本市においては少ない方ではあるというような方向。しかし、この食の大切さ、朝食の大切さ、ずっと言われていました。僕は今、いじめのことをやっています。社会的にこの広報にも出てますが、社会的に子供たちの問題となっているいじめや不登校、引き込み等増加や低年齢化に深く、この朝食をとらぬ問題が関わっている。もっと言えば、早寝早起き朝ごはんです。こういったことに対して、国も総力を挙げて、この事業を展開していこうと。この質問に関しては、後で後番議員の方で、条例の問題も出されておりますので、深くはやりませんが、本当にこのいじめ一つに関しても、早寝早起き朝ごはんということが、やはりつながっていている。教育長が言われたように、睡眠不足で学校に来る、そして食欲もない、そういった状況の中でイライラが募る。その挙げ句、いじめが発生したりする。こういった連関性があると思うんですね。そういった意味では、本当にこの早寝早起き朝ごはんということは、標語化してですね、みんなで語り合っていかなきゃいけないというふうに、私は思うんですよ。3日ほど前でした、NHKを見ておきますと、この教育再生会議の室長をされている、あのヤンキー先生で有名な義家先生が話をされてました。それは、その学校で食育を徹底している学校での話でした。そして、朝食の風景を描いてきてほしいというふうに言って、絵を描いてきてもらう。がく然としたという話をずっとされてました。いわゆる一人で食べてるんですね、朝食を。あるいはせいぜい兄弟で食べている。これは都会ですから、ここよりまだ激しい。ここだって、かなりの部分、親と一緒に食べてない子供のデータが出ていますよ。いわゆる朝ごはんをしっかり、家族と共にとり合いながら、そこで語り合いながら、今日も一日、お父さんも仕事頑張るからねと、お前も学校で頑張れよと、そういった会話が出ていかないと、なかなかこういったいじめを含め、不登校も含め、社会問題の解決には至らない。そういった意味では、条例に関しては後番出ますけれども、いわゆるこの早寝早起き朝ごはんという標語のですね、徹底化について、教育長のお考えを伺っておきたいと思います。

**○教育長（坪田勝秀君）** 答弁いたします。

本当に、今おっしゃるように、早寝早起き朝ごはん、大変キャッチフレーズとしては、素晴らしいキャッチフレーズが近年出てきたなあと、私、個人的には思っております。ぜひ、このことを学校現場でもその意味をもう一回しっかりと認識をさせまして、いわゆる個食というような言葉が本当にはやっておりますが、個食というのは四つ、五つ漢字で表現するようでございますが、一人で食べる寂しい食事であり、あるいは粉食しか食べない粉食であるという、いろいろ硬いものは食わずに粉だけ食べるとか、いろいろありまして、孤食という言葉もありますが、とりあえず、今おっしゃるように、早寝早起き朝ごはんというこのキャッチフレーズがそのままキャッチフレーズで終わらないように、各学校にも、今後とも学校教育の基本はやはり朝食をとって来ることであるということ、それと同時にやっぱりそれはどうしても、家庭でお母さん方がきちっと食べて行きなさいということをご指導していただかないと、学校で全部というわけにもいきませんので、これは同時に家庭教育の充実ということも、またお願いをしてまいりたいと、このように思っております。

**○14番（小野広嗣君）** ぜひ、そういった方向でですね、推進をお願いしていきたい。そして、当然、家庭にあってはですね、一緒に語り合いながら、より良き社会人としてですね、子供も大人も含めてですね、素晴らしい朝の出発ができるようにですね、取り組んでいかなきゃいけないというふうに思います。

あと、これは様々な自治体でやっているのに、いわゆるこの生命の誕生、いわゆる命をはぐくむ講座といったものがありますね。特に助産師さんとか、そういった人たちが自分たちの体験を交えながらですね、いかに一つの命がこの世に誕生することに対して、多くの試練を経ながら、そういったドラマがあるのかということ徹底して語る中で、子供たちもその神秘さ、そして生命の大切さに目を覚ます。そして、そこに保護者がいれば、その保護者もその時の状況を思いながら、また改めて命の大切さを学ぶことができる。こういった助産師の方々いわゆる生命をはぐくまれる、生命が出現するところの感動講座といったようなものが展開されているようでございますが、こういったことへの取組というのは、これまで検討されたことはないのでしょうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

特にこれにつきましては、特に中学校ですね、中学校の保健体育の授業でよくこの問題を取り扱っている学校は多うございます。ただ、これも大変、ある意味では性教育の部分が絡んでまいりまして、ややもすると腰の引ける教材でございます。タブー視すると、これはということで、先生方が自信が無いというんでしょうかね、そういうことがありますので、やはりこれも先ほどのいじめじゃございませんが、やっぱり正々堂々ときちっと子供たちに語るということで、何か妙に照れてしまったりしますと、これはもう冷やかしくなったりということになります。それと、人間のみならず、この地域は畜産等も盛んな所であるわけでございますから、私は家庭でですね、子牛や豚の出産の場面も子供たちに見せるということは、ある意味では大変神秘的だし、教育的ではないのかなと、このようなことまで考えているところでございます。

以上でございます。

**○14番（小野広嗣君）** 当然ですね、この生き物とのふれあいとか、そういったことも命を大切に  
思想の中にですね、あろうかと思えます。本当にこの命を軽んずる思想というものが、本当にはやっ  
てるという言い方はおかしいですが、今回、自殺問題をマスコミが毎日のように報道する。この過剰なま  
での放送によって、いわゆる自殺の連鎖というものがあるんじゃないかというような気がしてならない  
わけですね。こういったマスコミの有様も議論されなきゃいけないだろうというふうに思いますが、そ  
れはこの場で議論すべきことでもないでしょうから避けますが、やはりこのパソコンがはやり、ゲー  
ムがはやりして、いわゆるバーチャル化されていく。その中で、ゲームを楽しむ中で、簡単に死んじ  
ゃって、簡単に生き返ってくる、こういった繰り返しをしていく中で、人の死というものが軽んじられ  
ていく。こういったことに対する、やはり手立てというのをしっかり家庭においても、学校の教育現場  
においても、やっていかないと、なかなかこの生命を大切に  
する思想というのは、やはり根付かないん  
だろうなあという気がしてならないんですが、あと1、2点、この子供のいじめの関係で、やはり見落  
としてならないのは、いじめる側にも、いじめられる側にも、例えばこの何と言うんですか、軽度ので  
すね、発達障害がある場合があるんですね。いわゆるそういったことに教師が気付かずに対応して  
いくとまずい部分があるという報告もなされています。そういった部分での教師のいわゆる能力  
ですね、こういった部分に対して、研修とか含めて対応はされてるんでしょうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

この今、御質問がありました、この発達障害ということが、最近、大変これも複雑化してまいりま  
して、多動児童とか、学校を動き回ると。それで持って、じっとしてないからという、これはしつけ  
の問題かと思ったら、結構それは病的であったというようなことも聞いております。先生方の講習  
なんかでも、そのことも最近、行えということで指導しております。それとまた同時に、これも  
また先ほど申しました責任転嫁するわけではございませんが、家庭でもちゃんと自分の子供の  
そういう発達障害があるのであれば、それこそきちっと学校に伝えていただかないと、丸々こ  
の子供たちについて、先生方が認識できない。これはどちらが責任というよりも、やはり  
うちの子は少しくこういうところがあるので、ひとつお願いしますということがないと、  
学校側としては一人、30人、40人預かっておりますので、ついつい見逃してしまうとい  
うようなことが無いとは言えない。ですから、保護者としても、当然、遠慮なく、先生  
方にその旨をお伝え、2年の時はこうだった、3年の時はこうだったのでよろしくとい  
うことが、やはりこれも先ほど言う信頼関係だろうと思っておりますので、お互いにこ  
ういうことも、今後はまた連携を深めていかなければいけないと、このように考えて  
おります。

以上でございます。

**○14番（小野広嗣君）** あと、教育長、いじめのですよ、一つの原因にもなる、この指導力不足の教員、  
これに対する対応。例えば、本市において、そういった指導力不足と思われる教員の方々というの  
は、その掌握というのとはちゃんとできてるんでしょうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

それも、実は、実にいじめと同じで定義がなかなか難しいわけでございまして、どの程度  
どうなのか、どれをもって指導力不足教員というかということ等は、一概に定義できない  
ところもありますが、現在、

本市におきましては、そのいわゆる研修を命令しなければならないような、その指導力不足教員というのはいない。これはあくまでも学校で、教頭及び校長が、あるいは学年主任がいろいろとアドバイスしながら、それを解決できるという段階だと、今のところは認識をしておりますが、しかしこれも当然、いじめの問題と同じように、学校側がひたすらそれを報告しないというようなことが、体質がございまして、被害は子供たちに及びますので、再度また、学校に連絡をして対処してまいりたいと、このように考えております。

**○14番（小野広嗣君）** これは市長もですね、受け止めて欲しいんですが、このいじめ、あるいは先ほど来やってます児童虐待、併せて頭に入れて欲しいんですが、先進的な取組で、川崎市というのが、これは2002年からですね、こういった対策に関しては徹底して力を入れて取り組んでいます。その現場をレポートした新聞記事を読ませていただいたわけですが、もうその詳細にわたってはここではもう述べませんが、いじめや学校の不適切な対応、あるいは虐待、DV、こういったことに対する対応を考えていく流れの中で、いろんな施策をやってるわけです。その中の一つだけを御紹介しますが、オンブズマン、いわゆるパーソンの連絡先というものを明示する。いわゆる例えば先ほど言えば、子育て支援センターでもいいでしょう。あるいは児童相談所でもいいでしょう。そういった連絡先や受付時間をですね、明記したこのカードですね、SOSカード、これを幼稚園あるいは保育園から高校生までに全員に配布をしているんです。そして、いざとなった時に、相談をいつでも財布あるいはカバンから取り出して連絡ができるという体制を採り始めて、にわかにかようないじめの問題、虐待の問題、DVの問題も含めて浮上ってきて、その解決に当たっては、速やかにできるようになったし、その子供に笑顔が戻るまで、徹底してやるんだという取組をやっています。そういった意味では、本市においてもですね、そういった連絡先を明記した小さなこのSOSカードみたいなものを、本当にこの子供たちに配布してですね、逃げる道をやはり教えてあげる、相談できる道を教えてあげる、こういった体制が大事であろうと思うんですが、市長、その辺どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 子供たちにとりまして、本当に相談する所が切実に欲しいという状況があるかと思えます。そのようなことで、様々な今まで対応がとられていたということでもありますので、そのSOSカードなるものが、それに類似するものが無かったのかどうかもちょっと教育委員会に聞いたりしながら、川崎の事例も勉強させてもらいながら、取り組むべきだとすれば取り組まさせていただきますと思えます。

**○14番（小野広嗣君）** 併せて、教育長、どうでしょうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** 現在、学校で対応しておりますのは、例のブザーでございますね。これは対応しております。しかし、今、議員御指摘のそこまではやっておらんようでございますので、そこはまたちょっと研究してまいりたいと思っております。

**○14番（小野広嗣君）** ぜひですね、予算もそんなに伴わない事業でありますし、いじめやDV、虐待も含めてですね、察知できる事業であろうと思っておりますので、教育委員会としてもしっかり検討していただきながら、ぜひ推進をお願いしていきたいと思えます。

あと、今回のこのいじめ問題に関して、政府もいわゆる補正予算を組んでですね、30億円から40億円

の補正を組んで、対策をしていくんだということでは、スクールカウンセラーなんかのですね、増員、こういったことも取り組んでいくということになっております。この件に関しては、後段でまた質問がありますので、もうよしておきますが、あと最後、この再生会議の提言に対しての受け止め方を、市長あるいは教育長から、先ほどお聞きしました。もうこのことに関しては、様々受け止め方があろうかと思いますが、やはりこの学校、地域、社会、全体にわたって、先ほど市長の方からの答弁もありましたように、全力を挙げて取り組んでいく課題であることは間違いありません。どこに責任があるのかということではない。ある意味で、今回、学校、教員、そして加害者である子供たちに対する懲罰がですね、あまりにも全面に出過ぎているきらいがあると。それよりも、いじめをするその心の問題に対する対応が無いんじゃないかという現場からの批判もあるという新聞記事もありました。そういった意味では、もっともっと深く掘り下げていかなきゃいけない問題であろうと思います。ある意味で、教育委員会、学校、そして家庭、そして地域、こういったネットワークがですね、本当に信頼関係の中で築き上げられ、地域にも社会にも力がみなぎってきたなあと、学校でも明るい声がみなぎってきたなあと、そういったやはり教育環境づくりというのが大切であろうと思います。そういった意味では、教育委員会ですべき仕事というのは、今後、山積しているわけですが、教育長の音頭の下、しっかりとした対応をお願いします、以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

**○議長（谷口松生君）** 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

25分まで休憩をいたします。



午後 4 時 17 分 休憩

午後 4 時 25 分 再開



**○議長（谷口松生君）** 会議を再開いたします。

次に、27番、鬼塚弘文君の一般質問を許可いたします。

**○27番（鬼塚弘文君）** お疲れ様でございます。

5時まで終われということですので、端的な質問をしますので、分かりやすい答弁を求めるところであります。

私は、「さんふらわあ」問題、ただ1点だけ絞って通告をさせていただいております。

昭和52年1月に「さんふらわあ」が就航しまして、今回、原油の高騰とか、等々においての理由で、志布志から撤退ということで、大変な騒ぎが起きたところでもあります。1月1日に合併し、先程来、議論がありますように、三つの町の思いがそれぞれありまして、当局においても、どこに手を付けていいやらさっぱり分からない、ここ1年ではなかったかなあと私は思っております。ただただ、この「さんふらわあ」においては、共通した認識を皆さんがお持ちになった、そうではないかなあとと思います。議会においても、私どももしがっしょかと一緒にまつりに参加し、やっちくまつりに行って「さんふらわあ」の署名活動をし、有明でもさせていただきました。ちっちゃな子供たちまでが、「さんふらわあ」

が無くなったら困るということで、署名に駆けつけてくれました。そんな思いを問う時に、存続協議会、さらには総決起大会等々で、市長の方からも、原油高騰の理由のほかに、どうも鹿児島県の志布志港と、宮崎県の宮崎港との問題で、魅力が志布志は無いということが多々、これは市長が申されたわけじゃなくて、船社が言うわけですね。船会社がそのことを言うわけでありますが、市長として、その魅力が無いというのはどこを指しているというふうに思われますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

「さんふらわあ」の存続問題につきましては、議会でも皆さん方に全面的な御支援をいただきながら、志布志「さんふらわあ」存続協議会というものを立ち上げてまして取り組んでいただいているところでございます。その協議会を立ち上げながら、そして県の方でも、鹿児島県志布志～大阪航路存続協議会というのを立ち上げていただきまして、県も共々、存続協議について、会社側に要望を述べているところでございます。その中で、ただいま議員のお話にあったように、会社側が志布志港というものは魅力が無いというような発言が何回かあったところでございます。そのことにつきましては、私どもは憤然として、とんでもないというお話を申し上げたところでございます。私どもにとりましては、当然、志布志港というものは、この南九州全域の物流、観光の中心地でありまして、そしてこの地域にとっては、大きな経済効果をもたらしている重要国際中核港湾であると。そして、さらに隣の宮崎港に比較しても、将来的にアクセス道路等が整備され、そして畑かん等も充実してきますと、この地域の農業振興は、さらに図られて、まさしく日本の食料基地として発展していく地域である。その地域の物流を担う志布志港であり、その中心的な位置付けとなっているものが現在の「さんふらわあ」であるというようにお話をするところでございます。そのようなことで、決して私どもにとりましては、会社側がというような魅力の無い港ということではあり得ないということをお話しているところでございます。

そのような前提をいたしまして、「さんふらわあ」の存続については、会社側に積極的に存続についてお話を申し上げているということでございます。

**○27番（鬼塚弘文君）** 市長、私は、多分ですね、この魅力という面においては、共通したものがあるというふうに思っています。それはアクセス道路ですよ。もうはっきりしてる。私どもが以前、旧志布志町時代から、この船会社にも数回行きました。そのことをとうとうとっておられました。私は、先の6月議会で申し上げましたから、もう時間が無いので申し上げません。ここでのる申し上げました。いわゆる船から降りて、観光地まで行くにアクセスが悪すぎる。降りてもお土産を買う場所がない。何もしてくれないじゃないかと。宮崎は夢があるということを船社が言っておるわけですから、そういう面を指しておるんですよ。よって、この地域の大きな政治課題、初代の本田市長にしては、大変な大きな荷物だなあというふうに思っておりますけれども、議会としても先ほど冒頭に決議もいたしました。そういうことで、議会も執行部と一緒にですね、この問題から避けて通れない課題であろうというふうに思っています。

かなり多くの署名を活動しました。関西に行った時にも、向こうの方々も、私は二百何十名もらったとか言っておられましたが、その署名の数をちょっとお示しをしてもらえませんか、市内、市外、関西。

**○市長（本田修一君）** 「さんふらわあ」の航路存続につきましては、たくさんの方々に署名を協力い

ただいたところでございます。市内の自治会関係でいただいたものが2万1,003名、そして各イベントでいただいたものが7,005名、それから関西地区ふるさと協議会でいただいたのが4,688名、そういうことで、先日行いました決起大会の日までで3万2,696名の方にいただいております。

**○27番（鬼塚弘文君）** 3万2,696名の方々が「さんふらわあ」志布志～大阪間のこの航路存続をやっていただきたいという本当の思いであります。大事にしたいものだなあというふうに思うことであります。署名をいただく時に、この署名をしたら何かもらえるんですかという、ちっちゃな子供さんたちもおられました。何とかして欲しいという思いがこの数であろうというふうに思いますが、次に、財政状況及び支援策ということで、ちょっと私の通告と飛んでしましますが、申し訳ありません。このことについて、まず1点目に、今回、この撤退問題が生じてから今日までのですね、費やした投資額、これをちょっと示してください。

**○市長（本田修一君）** 現在までの存続活動の経費といたしまして、「さんふらわあ」志布志撤退に伴う鹿児島県への影響調査、啓発用のぼり、懸垂幕、横断幕、決起大会等の費用としまして、約400万円を支出しております。支援策につきましては、物流、人流面とのそれぞれにおいて、国、県、市及びその他関係団体による支援策を今後協議していきたいというふうに考えております。

**○27番（鬼塚弘文君）** 今まで400万円ということでございますけれども、私はこの前、一緒に大阪まで行かせていただきまして、どうも私どもが期待しているようなお答えをいただけなかったということで、交渉に臨まれた代表の方々も肩を落としておられました。外で待つ私たちもがっかりした部分もありましたけれども、市長が言うておられたとおり、あきらめないといったような話でありましたが、今後どのような、この存続活動を考えていらっしゃるのか、またこれに伴う財政支援、具体的にはまだ詰まってはいると思いますが、例えばこういう活動、こういう事業が必要ではないのかなあという思いがあるとすれば何ですか。

**○市長（本田修一君）** 今後につきましては、国及び県というのは、もちろん働きかけをしていきまして、そして先ほども申しましたように、県も知事を会長とする存続協議会を立ち上げております。さらに、県議会でも知事は、会社側とトップセールスをしなきゃならないというようなふうに回答をされております。そのようなのを受けまして、県と協議しながら、私どもとしましては、支援できる内容につきまして、今後詰めていきたいなというふうに思っております。

**○27番（鬼塚弘文君）** そうですね、もう絶対にあきらめずして、今おっしゃったようなことで、命を張ってですね、前に向かっていただきたいというふうに思っています。今朝、資料をいただきましたけれども、「さんふらわあ」志布志撤退に伴う鹿児島県への影響調査というのをいただきました。このことで質問をしたいと思っておりましたが、もう資料が全議員に配布されておりますので、あえてこの資料を見れば分かりますけれども、九州地方整備局志布志港湾事務所が行った志布志港開発調査の結果ですね、これで生産誘発額は242億800万円、就業者誘発数が1,420人、「さんふらわあ」は物流面で生産誘発額72億6,200万円、就業誘発数が426人という、こういう資料ですね。さらには、スポーツでこの地域を訪れる学校の数、生徒数、そして宿泊に伴う宿泊費、弁当代、送迎バス、諸々合わせて2,000万円を超えているといったような資料であります。観光面においても、鹿児島県全体でもかなり大きな経済効



果を「さんふらわあ」が生んでいるという資料であります。この資料を見れば、もう質問はしませんけれども、撤退するという事になれば、志布志市はおろか、鹿児島県の明日のまちの絵は描けないという気がしております。何とかですね、こういう資料を基にして、前に突進していただきたいというふうに思っております。

さて、「さんふらわあ」が、これは一つ具体的な数字をお示しをいただきたいと思いますが、「さんふらわあ」が志布志港に接岸をしておりますが、ここで「さんふらわあ」が志布志の港を使うがために落としている港でのお金、とん税だとか、固定資産、それから志布志の水も買っていただいております。この金額を一つ示してみてください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

「さんふらわあ」がということでございますが、はじめに志布志港に係る税収につきまして、ちょっとお話しておきます。土地・家屋及び機械などの償却資産に係る固定資産税が3億8,269万6,716円、船舶の志布志港への寄港による総務大臣配分が1,543万7,600円、国及び県などが所有する非課税資産に対して、固定資産税に代わり関係機関から交付される国有資産等所在市町村交付金は1,414万3,414円です。当地区内に立地していただいている法人に係る法人市民税につきましては7,616万6,200円、外国貿易船等の開港である志布志港への入港に対する課税の譲与分であります特別とん譲与税は4,128万2,778円、以上の合計額で5億2,972万6,708円となっております。

「さんふらわあ」が撤退するとすると、志布志港に係る税収につきましては、市民税、固定資産税で、関連会社等を含めて、約1,000万円の減収になる見込みであります。

なお、平成17年度の「さんふらわあ」船舶給水料金につきましては、1,657万890円でございます。

**○27番（鬼塚弘文君）** 今、港全体のこの税収は、先ほど私の6月議会での答弁の内容と全く一緒であります。当然、そういうことでありますけれども、トータルで5億2,900万円という税収が市に入ってくるわけであります。「さんふらわあ」においては、市民税等々合わせて1,000万円、市水を1,600万円ぐらい買っていただいておりますといったようなことであります。

それでは、次にですね、私ども議会で、先ほども申し上げましたが、この志布志市議会で、志布志航路存続に関する決議というのを議長の配慮の下、今議会の冒頭で決議を全会一致でしました。議運でも、かなり議論になりました。そして、全協の中でも御質問も出ました。議長の方からも、そのことにおいて、いわゆる質問の内容があらゆる手段を講じて、断固この存続を、撤退を阻止するんだという決議でありましたが、あらゆる手段とは何かということで、金、物、人、あらゆる手段をもって、この存続をやっていくんだという思いを、私ども議会も全会一致でこれをやっております。よって、執行部がこの「さんふらわあ」に対しての、今後の存続に対してのいろんな施策に対しては、議会も一丸となって、これはやっていく責任が発生しておりますので、そのことも十分承知の上で取組をしていただきたいというふうに思います。

さて、大阪に11月の30日に、冒頭申し上げましたが、要望活動し、大した結果ももらえなかった。その後、市長の方に、政治的か若しくは行政サイドに何か嬉しいニュース一つ入っておりませんか。

**○市長（本田修一君）** 残念ながら、今のところ、届いておりません。

**○議長（谷口松生君）**　ここでお諮りします。本日の会議は、時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）**　異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

質問を続行します。

**○27番（鬼塚弘文君）**　悲しいことでありますが、しかし決してあきらめるわけにはいかんといったようなことでありますけれども、私はここで1点だけ市長の考え方に迫ってみたいと思っておりますが、それは今、この港湾関係の窓口を役所の中では、企画部の中の港湾商工課が担当しておりますね。ここに事務分掌の資料をちょっと持っておりますけれども、私が見るに、かなり幅が広い。先ほど、同僚議員からもいろんな質問がありましたけれども、キャッチしていらっしやらない。「さんふらわあ」問題で何どころじゃなかったろうということでありましたけれども、確かに窓口が広い。しかし、どう見てもですね、同僚議員からも再三話がありますように、この中核国際港を核として、市長も先ほど申されました。核としてバックボーンにある、この農村地域の人々の幸せを願って合併しました。そこから、この「さんふらわあ」というのが撤退をして、じゃあ、後の船会社が来るかということ、これはかなり難しい。よって、私は非常にこの港湾商工課において、職員の方々も必死にやっておられる。ところが、先ほどの話じゃないけれども、人間能力がありますよ。手が届かないと思う。よって、志布志の支所にこの窓口をつくったらどうかと、港湾関係の。それを支所長に兼務でさせたらいいんですよ。そのくらいの配慮があつていいんじゃないか。でない、志布志の旧四建諸々ありますね、あそこの方々もこの苦言は言っておられますね。走ればすぐなんだけれども、港から見える元の志布志の役所に窓口があつたらいいのになあと、何も課をつくる必要もない。室をつくる必要もない。私は、そういうことを思っています、市長、どうですか、検討してみようという考えはないですか。

**○市長（本田修一君）**　この「さんふらわあ」の問題が、言わば降って湧いてきたわけでございまして、そのことは本当にこの市の今後の命運を左右する問題だということで、市を挙げて、それこそ市民総出で議会の方々も含めて存続の運動に取り組んでいただいているところでございます。そのような中でございますので、担当の港湾商工課が本当に一生懸命するのは当然だと思います。当たり前であります。従来の業務に加えて、新たにそのような問題が降って湧いたということでございますので、本当に遅くまで一生懸命やってもらっているなあというふうには有り難く思っているところでございます。

しかしながら、この問題については、いずれ早急に解決しなきゃならない問題だという認識でいっぱいでございます。そのようなことで、1名増員という体制はとっておりますが、今の体制で共々、この解決に向けて進んでいきたいというふうには思っております。

さらに、この組織の再編ということにつながろうかと思いますが、そのようなことにつきましては、このことにつきましては、十分合併協議会等で協議していただいた上での結果ということでございますので、今この問題が起きたからといって、そのような形でしょうというふうには考えないところでございます。

**○27番（鬼塚弘文君）**　そういうことだろうと思えば、言わざるを得ない。私は、担当の課長とも話してみました。しがっじょかのこともせんにゃいかん。やっちくのこともせんにゃいかん。有明の祭り、ダグリ荘、アピア、志布志の商工振興、漁業振興、もうどこに手を付けていいやら分からない。だから、大きな政治課題、降って湧いてきたものですよ。であるとすれば、やはりですね、職員の健康管理等々を考えたり、そのポートセールス、「さんふらわあ」の本社、商船三井にも度々、志布志の市役所からでありますと、挨拶に行くような人がいないことには、あれだけ決起大会して、もう後はぺちゃったぞと言われたくないんです。私は、だからそういうふうに申し上げておるんですけども、今の担当課ができないということ言ってるんじゃない。これほど大きな、まして経済関係でしょう。流動的です。非常に難しい。だから、そういう考えがあるとすれば、ぜひ、このことも対応していただきたい。今すぐやれとは言いません。ぜひともですね、今のところ考えはないとおっしゃいましたので、これ以上申し上げませんけれども、今後の大きな志布志市の検討課題として、私は検討していただきたいということをおもうことであります。答弁は要りません。

次にですね、私どもの地元には、大変日本を代表するような力のある山中代議士がおられました。あの後継者として、森山先生が頑張っておられ、郵政問題等々で、今回、自由民主党に復帰をしていただきました。森山先生の関係でも、この先生も東京の方で一生懸命やっておられる。当然、市長もそういう所に足を運んでおられるわけでありましてけれども、この中で国土交通省の海事局、ここらあたりのトップとかなりの協議を詰めておられますね、ここに資料を持っていますけれども、ここに「さんふらわあ」のブルーハイウェイラインの関係者が既に、この国土交通省の海事局の方に行っておられますね。これは政治の力ですよ。行って、何とかしてくれと、検討してくれと。よって、この国土交通省の海事局の次長さんとか、内航の課長さん方とか、こういう方々が私どもの頼っているその先生を通じ、いろんな連絡を密にしていってしまいますね。大変有り難い資料です。だから、私たちはこの地域で本当に一生懸命、署名活動をしたり、はちまきをして頑張ろうをしたりやりましたけれども、地元の代表の先生は国で一生懸命頑張っておられる。こういう資料を見ながら、その市長の所に連絡が来ておる資料であろうと思っておりますけれども、この資料の中に地元及び県と一体となって頑張っていたきたい。これを海事局が言ってるわけですよ。地元というと志布志です。志布志市だろうと思っております。と、県と一体となってやってくれということですが、私はこの前の7日の鹿児島県議会の傍聴に同僚議員共々、傍聴させていただきました。そのことについてちょっと触れておきたいと思っておりますが、新聞に報道もされましたが、地元の県議が、何とかこの「さんふらわあ」の問題を、知事として頑張っていたきたい。トップセールスとしてやっていたきたいという質問の内容でした。知事が、その地元の先生の質問に対して、新聞ではほんの顔だけしか書いてありませんけれども、私どもは傍聴しておりました。後でビデオを私は見て、再三確認しましたけれども、知事はこういう答弁です。知事の答弁、商船三井、本社ですよ、大阪じゃない、東京。商船三井から極めてビジネスな話として県に話が来てる。よって、県としてどういう条件を提示できるか、その条件を詰めておると。私は傍聴席にいて、本当拍手をしたくなった。商船三井から、再度申し上げます。商船三井から、ビジネスな話として、県に対して話が来てる。よって、県としてどういう条件が提示できるか、その条件を詰めて。企画部長の答弁として、こ

れは私ども、今まで聞いてきましたけれども、宮崎県は既存の業者、いわゆる宮崎カーフェリーと協調して運行して欲しいとの希望をもっておるが、宮崎カーフェリー側は、「さんふらわあ」の参入による競争激化を見込み、協調できない。この見解を本会議場で企画部長が答弁をされました。

さて、私どものトップ、存続協議会の会長である市長、さらには先ほど数字を述べられた3万数千人の署名の皆さんの心、そして地元の志布志の本田市長として、この伊藤知事にどのようなトップセールスをされるのか。ただ一人でこっそり行って、知事、お願いしますということなのか、その手段、手法を一つ市民に向けて語っていただけませんか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私どもは地元の自治体といたしまして、地元の関係者といたしまして、切実に、そして真剣にその存続を願っているものでございます。知事がそのような形で議会で表明していただいたと、本当に有り難いというふうに思います。私どもは、その知事の表明を受けまして、知事と共々、私どもとしましても、当然、地元でできる支援あるいは利用推進策というものがありますので、それらを県と協議させていただきながら、共々会社側に要望にまいりたいというふうに思います。

**○27番（鬼塚弘文君）** ぜひですね、頑張って展開をしていただきたいと思うんですけども、私は、これはもう事務レベルじゃないと。ここで話せないこともいっぱいあるわけですね。よって、あの鹿児島県の知事が、新聞記事にも出ましたように、トップ会談、私が出る時が来たと。よって、地元という、あなたのことですよ。あなたと共に協調しながら、商船三井としっかりと理解できる条件の提示を詰めてるということをしていらっしゃるんだと、私は認識しておるんです。そのためには、存続協議会、うちの議長もその副会長ですね、そういう方々、さらには森山先生、そして地元の県議の先生、そういう方々と、この新聞報道であるようにですよ、知事に、本当お願いをして、トップセールスをしていただきたいというふうに思っていますが、どうですか。もう一度、お答えください。

**○市長（本田修一君）** 志布志市を代表する、そして航路存続協議会を代表する私といたしましては、立ち上げた時から、県とも綿密に連絡をとって、このことについては進んでいるところでございます。私どもの強い要請、地域の方々の強い願いを受けてというような形で、県の方も存続協議会を立ち上げていただいて、そして積極的に会社側に、そして親会社に働きかけをしていただいたということでございます。もちろん、その経緯の中に、地元選出の国会議員の方々、またそれらを通じた形で国に対する直接の要望というものを県が全面に出て、このことについては要望が実現するように取り組んでいただいているわけでございます。そのような経緯でございますので、私といたしましては、今後とも、県と共々、このことについてトップセールスをして、私どもができることを県と協議しながら示していきたいというふうに考えます。

**○27番（鬼塚弘文君）** はい、終わります。

**○議長（谷口松生君）** 以上で、鬼塚弘文君の一般質問を終わります。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。ご苦労さまでございました。

午後 5 時00分 延会

平成18年第4回志布志市議会定例会（第4号）

期 日：平成18年12月12日（火曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

毛 野	了
岩 根 賢	二
丸 山	一
小 園 義	行
八久保	壹
長 岡 耕	二
金 子 光	博
宮 城 義	治
福 重 彰	史
鶴 迫 京	子
東	宏 二
下 平 晴	行

**出席議員氏名 (32名)**

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
32 番 谷 口 松 生	33 番 若 松 良 雄

**欠席議員氏名 (1名)**

31 番 野 村 公 一

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長 本 田 修 一	助 役 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 隈 元 勝 昭
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 稲 付 道 憲
福 祉 部 長 蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
建 設 部 長 井 手 南 海 男	松 山 支 所 長 吉 井 宏 徳
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	教 育 次 長 山 裾 幸 良
総 務 課 長 上 村 和 憲	行 政 改 革 推 進 課 長 外 山 文 弘
企 画 政 策 課 長 山 下 修 一	財 務 課 長 溝 口 猛
港 湾 商 工 課 長 小 辻 一 海	市 民 課 長 竹 之 内 宏 史
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	農 政 課 長 仮 屋 正 文
耕 地 課 長 通 山 正 文	土 木 課 長 宮 苑 和 郎
水 道 局 長 徳 田 俊 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗

**議会事務局職員出席者**

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

**○議長（谷口松生君）** これから本日の会議を開きます。

野村議員の方から欠席の届けが提出されております。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（谷口松生君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、本田孝志君と立山静幸君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

**○議長（谷口松生君）** 日程第2、一般質問を行います。順番に発言を許可いたします。

まず、10番、毛野了君の一般質問を許可いたします。

**○10番（毛野 了君）** おはようございます。冒頭、市長にお願いを申し上げますが、さんふらわあの存続については、伊藤知事ががちりスクラムを組んで、存続に向けて努力をいただきますようお願いを申し上げます。

ところで、私の質問は第1点、本市の農業振興と施策についてお伺いをいたします。

今、わが国の農業政策が正念場を迎えていることは御承知のとおりであります。補助金のばらまき、もろもろ今まで批判をされてきた農家の助成制度が、この6月に国会を通過いたしました。農政改革関連法でございます。農家の所得を補償する直接支払制度がスタートするわけですが、この制度のねらいは、担い手と呼ばれる大規模農家が増えるかどうかであります。また、集落営農の組織づくり、その規模の農家が増えるかどうかの目標でございます。また一方、高齢者零細農家の切捨てにつながるのではないかと懸念もあります。市長は、農業者が将来、展望を持って営農に取り組み、21世紀を農業の時代にしていくためにどのような施策をお考えかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** おはようございます。お答えいたします。

本市の農業につきまして、その農業振興と施策についてお尋ねでございますが、わが国の農業構造は高齢化の進行と後継者不足に伴い、農業従事者の減少傾向が続いております。農業振興を図るうえで緊急に解決しなければならない課題とされており、本市といたしましても同様の状況でありますので、特に後継者育成について重点的に取り組むべきものとして認識しております。そのために、本年度から後継者のいない65歳以上の中核農家の子供及び孫を対象としました農業農村家業再生事業を立ち上げたところでございます。

さらに、ただいまお話のありましたように、国が今年4月にまとめた「21世紀新農政2006」の中で、国内農業の体質強化の第1項目として、担い手の育成・確保において、意欲と能力のある担い手に限定しました品目横断的経営安定対策の平成19年産からの導入に向けて、女性を含めた担い手の育成・確保を加速化させる。また、予算、金融、税制等の各種施策につき、担い手へのさらなる集中化・重点化を推進することとし、特に公共事業を含む各種事業の採択等において、品目横断的な経営安定対策の対象



となり得る担い手確保の取組を強化することを検討しております。

さらに、生産基盤整備において、施策の重点化を進めるとともに、担い手への農地の利用集積を推進することとなっております。ここで言う担い手の定義につきましては、政策支援の対象としまして制度的に位置付けられた認定農業者を基本とするものとなっております。

そのようなことで私どもとしまして、この認定農業者の育成をさらに進めていきたいというふうに考えております。

**○10番（毛野 了君）** 今、市長の答弁にもありましたけれども、後継者育成支援並びに認定農家の支援というものが若干触れられましたが、ちょっと深くお伺いをいたします。

現在我が市では、11月末で524名の認定農家がいると聞いておりますが、そのとおりですか、ちょっとお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** 12月現在で524名となっております。

**○10番（毛野 了君）** そこで、我が市のいわゆる市長が常々申されておりますが、国際港を中心に背後地の農業を活性化させるというのが市長の言葉でございます。そこで、認定農家が日々耳にすることが、どうも認定農家になってもメリットが無いということをよく聞きます。そこで市長は、この認定農家の育成なり、支援を具体的にどのような形で進めていかれるのか。そして、19年度以降、当初予算で予算化していく考えがあるのかどうか、この点をお伺いを申し上げます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

認定農業者の支援につきましては、自らの経営を的確に把握・分析して、現在の経営を5年後の目標を計画的に策定し、そして、その策定の目標となるものが他産業並みの所得を安定的に確保するということを計画し、目標と定めるということになっております。そして、その計画につきましては、自ら具体的な計画を立てて、その計画の実現性の高さを認めた者について市が認定農業者として認定するというふうに定義されております。そのようなことで、その周りの経営者が、自分もああいうふうになってみたいと、あるいは後継者や新規農業希望者が、自分もぜひこの仕事をやってみたいと思わせることで、地域全体を盛り上がらせるような、地域をしょって立つ経営者となることを自ら宣言した農業者であるということでございます。そのような認定農業者に対しまして、その経営改善計画が着実に達成されるよう、一番目に、低利の政策資金の融通、二番目に、機械、施設等の減価償却費を割増し計上できる税制上の特例、割増率20%です。三番目に、農用地の利用集積が優先される。四番目に、各種補助事業の採択に当たって優先的に優先される。五番目に、農業者年金の助成等の支援措置が図られております。これらの支援をしながら認定農業者の育成に取り組んでいきたいというふうに思っております。

**○10番（毛野 了君）** 市長、具体的に予算計上なり、そういうものは考えてないということですね。

それともう一点、認定農家の5年後の目標、いわゆる営農の取り組む額ですね、これが従来からすると引下げの目標の営農金額というか、それになっているようですが、この根拠はどういう根拠なのか、ちょっとお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** 19年度の予算措置につきましては、ただいま検討中でございます。後ほどお示ししたいというふうに思っております。

さらに、その認定農業者の経営的に安定する他産業並みの所得というものを定めております。これにつきましては、420万円ということで、その金額に達するように、認定農業者の所得安定を図っていかうとするものでございます。

**○10番（毛野 了君）** 予算的な問題については後でということですが、19年度の予算でというふうに理解していいんですか。ぜひ農業支援をですね、続けていただきたいと思います。

さらに一言、旧松山町町制時代、JAとですね、よくスクラムを組んで、旧松山町は、町民の農業所得の向上に一生懸命取り組んでいらっしゃいました。新しく合併をいたしまして、旧3町が、JAを始め諸々の関係者とですね、よくスクラムを組んで、本市の農業振興にぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますので、これは要望をいたしておきます。

次に、県道改良の進捗状況についてお伺いをいたします。これは市長、毎回、同僚議員が御質問を申し上げて、それぞれ回答をいただいておりますが、重ねてお伺いをいたします。

御承知のとおり、県道並びに市道の幹線道路については、その地域の産業、経済発展はもとより、地域間の交流を図る上からも欠くことのできない重要な役割を果たしております。そもそも合併の目的は、行政能力を高めること、行政の効率化、少子高齢化、人口減少などなど社会情勢が大きく変わる中、さまざまな課題にいち早く対応すること、そして、それを実現することにあるということで合併をいたしましたわけです。

そこで市長、施政方針でも主要県道4路線の中で、特に柿ノ木・志布志線には、重点施策として位置付けていらっしゃいます。また、合併協議会でも重点路線として取り組むこととなっております。そのとおりですね。聞くところによると、約2kmの2区間の工事を、5年から6年で完成というふうに聞いておりますが、この路線は、合併した効果をいち早く市民が実感できる最も大事な路線です。関心度の高い事業でありますので、全力を傾注されたい。市長は今後、早期着工、早期完成について県に強く要望でなく、要請をされる考えかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この県道柿ノ木・志布志線につきましては、私が市長に就任して以来、早期の整備について県に強く要望しなさいという議会からの度々の御指導があったところでございます。そのことを私どもは重く受け止めておりまして、もちろん合併後の重点路線として、この路線だけでなくほかの路線についても、3路線でございしますが、特に重点整備というようなことで協議が図られております。それらの路線についても、県に強く要望しているところでございます。しかしながら、県におかれましては、財政状況が厳しいということで、普通建設事業については毎年毎年、前年度比10%以上の減額となっております。そのような状況の中ではございますが、新生志布志市の合併後の効果が速やかに図られるというようなことで、重点路線に指定されておりますので、この路線については特段の配慮を願っているところであります。現在、この区間のうち事業実施区間が1kmございまして、その全体事業費が3億円で、平成18年度から23年度までの6年間で完了する計画になっております。また今年度におきましても、大隅土木事務所主催の地元説明会も8月に開催され、11月までに用地測量も完了しているため、12月から2月に用地取得が実施される予定であります。なお、本路線につきましては、11月に2,246万5,000

円の事業費追加内示があったところであり、当初計画では平成20年度から工事が開始される予定でありましたが、平成19年3月に繰越しによりまして、工事が実施される見込みとなりました。今後、本市におきましても、関係機関と連携を取りながら、本事業の早期完成に向けてさらなる努力を努める所存でございます。

**○10番(毛野 了君)** 補正予算でも地元負担というのが出ておりますので、理解はいたしております。

ところで、建設部長どうですか。この約2kmの農地あるいは雑種地。住宅は該当にならない区間ですが、5年から6年というのはどうなんですか。県当局辺りの説明はいかがなものなんですか、教えていただけますか。

**○市長(本田修一君)** ただいまの件につきましては、部長に回答させます。

**○建設部長(井手南海男君)** 先ほど柿ノ木・志布志線の整備につきましては、市長の方から答弁がありましたように、県の方としても非常に厳しい財政状況であります。そのような中で重点施策事業と地域密着型事業ということに区分しまして、めりはりをつけて整備を行うというのが県の考えでございます。当区間につきましては、御質問にもありましたように約2kmございまして、そのうち平坦部が1.4kmございます。そのうちの1km区間について、まず早急な整備を図ろうということでございます。県の方としましても柿ノ木・志布志線につきましては非常に重要な路線という視点でおります。ただ反面、そういう厳しい財政状況の中でもございます。極力いろんな要望活動を通じて、できるだけ極力、短期に完了するように今後とも要望してまいりたいというふうに考えております。

**○10番(毛野 了君)** ぜひ、この路線については、同僚議員からも質問が出ないように、ひとつ取組をいただきたいと思います。

次に移ります。産業振興の活性化ということでお伺いをいたします。市長は、施政方針で産業の振興については、地場産業の振興を図るため、地元貢献できる進出企業の立地促進を図り、さらに優遇制度を充実し、優良企業の立地の促進を図りますとありますが、この優遇制度とは、どのような内容のことでしょうか、お示しを願います。

**○市長(本田修一君)** お答えいたします。

志布志市となりまして、企業立地促進補助金を交付するということで、その要綱を制定しております。市内における企業の立地を促進しまして、地域経済の発展及び雇用機会の拡大を図るため、事業所を設置した企業に対し、予算の範囲内において志布志市企業誘致促進補助金を交付するということで要綱を定めたところでございます。

対象者としまして、業種は製造業、情報処理サービス施設、試験研究施設、流通業施設ということでございます。

二番目に補助要件として、市と立地協定の締結が必要だと。それから用地取得後、3年以内の操業で投下固定資産総額2,500万円以上。

三番目に、新規地元雇用者、製造業、流通業施設は5人以上。情報処理サービス施設、試験研究施設は3人以上。

そして四番目に、用地取得面積が2,000㎡以上というふうになっています。

内容としましては、税制上の優遇措置がございます。固定資産税課税免除が3年間、製造業で投下固定資本額が2,500万円以上あるものとなります。

それから二番目に、補助金額がございまして、一番目に工場等設置奨励金としまして、情報処理サービス施設、試験研究施設、流通業施設で投下固定資本額2,500万円以上の場合、1年目で固定資産税額の100分の100、2年目で固定資産税額の100分の80、3年目に固定資産税額の100分の60というのが設置奨励金でございます。

次に、雇用促進補助としまして、補助金額が雇用者数掛ける12万円ということでございます。障害者につきましては、30%割増しということでございます。その金額は、限度額を1,000万円とするというものでございます。

三番目に、工場等用地取得費補助で補助率が工場用地取得費の20%以内、限度額は3,000万円でございます。

以上でございます。

**○10番（毛野 了君）**　そこで市長、本市には松山地区の尾野見工業団地、志布志地区の大迫の食品関連団地、同じく志布志地区の夏井のゴルフ場計画の跡地など基金を取り崩してまで取得しました。大変財政難の中、多額の遊休地を抱えている現状であります。本市で本田市政がスタートいたしまして、早10カ月が過ぎようとしています。未だ企業誘致が目に見えてこない現状であります。市長、助役の県での職務は、以前全国の優良企業を鹿児島に誘致するセッションであったと聞いております。この助役の全国の優良企業との太いパイプと豊富な人脈、そして優れたお知恵を拝借して、多額の投資をされたこの遊休地の解消と健全財政確立と産業振興並びに我が町の活性化に努めていただきたいと思います。見解をお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）**　お答えいたします。

企業誘致への取組としましては、県で開催しております鹿児島県企業立地懇話会や志布志港ポートセールスにおきまして、企業との情報交換を実施するとともに、鹿児島県大阪事務所やかごしま遊楽館との連携による情報収集活動に努めているところでございます。

情報発信といたしまして、県と市のホームページによる企業誘致の案内と併せて、鹿児島県作成の工業団地等の情報誌への掲載も行っております。そして、企業誘致を推進するに当たりまして、本市の有利性をアピールしなけりゃならないということでございますので、産業基盤の面からも中核国際港湾という特色がありますので、今後は、市内立地企業との懇話会の実施と併せてパンフレットなどを作成し、PR活動を積極的に取り組んでいかなきゃならないというふうに考えます。

さらに、郷土会等からの情報も得ながら、官民一体となった積極的な展開も図りたいというふうに思います。

御指摘のとおり、企業が立地しますと、地域経済が活性化し、働く場の確保につながるということでございますので、私自身も誘致の可能性のある企業については、積極的に現在トップセールスとして取り組んでいるところでございます。

就任以来10カ月という期間でございますが、さまざまな企業の方々と接触いたしまして、この地の有

利性について、この地の魅力についてお話をし、企業誘致に努めているところでございます。今、種まきの段階でございまして、もうすぐしますと芽が出てくるかなというものが幾つかございますので、それを今しばらくお待ちになっていただければというふうに思うところでございます。

**○10番（毛野 了君）** それは当然、市長、助役の適切なアドバイスもいただいているんじゃないですかね。

ところで、大迫の食品関連団地について若干お伺いをいたします。地元企業誘致ということで5社が名乗りを上げて、8,000万から9,000万近くの投資をして取得、造成をなした物件でございまして。

聞くところによると、この5社のうち2社は既に、旧志布志地区に進出済み、あるいは造成中、建設中というのを聞いております。担当部署にそれなりの情報なり、あるいは当初、地元企業の5社がそういう動きをしているなり、それから立地不可能という情報等は、市長は聞いていらっしたんですか、ちょっとお伺いをします。

それと併せて、給食センターの建設について、当初はあそこにどうだろうかと、旧有明、旧志布志が共同で建設というふうにも聞いておりましたが、その給食センターの建設については、どのような進捗状況なのかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

工業団地の状況ということで御質問でございまして、本市が企業誘致に活用できる工業用団地につきましては、さまざまな公有地がございまして、その中でも農業振興地域などにあり、それから農業振興地域の規制があったり、電力、用水等の条件が悪いということから、工業団地に限って企業誘致が可能だというようなふうに考えるところでございまして。そのような所で尾野見の工業団地と安楽の工業団地があるということでございまして、尾野見工業団地につきましては、工業用地面積が1万9,260㎡で2社が操業している。安楽・大迫工業団地につきましては、工業用地面積が1万8,684㎡で、1社が現在操業しているということでございまして。この安楽の工業団地造成の際に、そのような進出希望の会社があったというのは聞いておりますが、その会社につきまして進出ができなかった理由というのにつきましては、正確に把握しておりませんが、現在、ほかの地域で新たに操業開始をされたというふうには聞いております。そのようなことで、現在まだ立地の希望があれば、この工業団地については紹介をして、立地に結びつけたいというふうに思うところでございまして。

給食センターにつきましては、教育委員会の方に回答させます。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

給食センターにつきましては、旧3町の中で志布志と、それから有明ですかね、この二つにつきまして合併して、そして新しく造ろうということで、給食センター建設委員会というものを立ち上げました。現在3回ほどこの会議を開いております。近く市長にその報告ができるかと思いますが、あらゆる角度から、この検討をしているところでございまして。例えば、学校の距離もございまして、配送の時間、それから周囲の環境等々につきまして、どのくらいの広さが必要なのかと、あるいはどういう方式で造るのがいいのかと、また今後の生徒の動向も見極めながら無駄の無いように建設していかねばならないということで、建設委員会の方々に現在審議中でございまして。

以上でございます。

**○10番（毛野 了君）** 給食センターの建設については、新たに土地取得をするのではなく、食品団地として造成地がありますので、ぜひ市長とそれぞれ委員会を立ち上げてでしょうから、無駄な投資のないように、ぜひひとつ検討をいただきたいと思います。これは要請をいたしておきます。

ところで、最後になりますが、助役があと1年4カ月余りで助役の任期が切れます。先ほども市長にお伺いいたしましたが、おたくの豊富な人脈で、あともう1年と言いましたが、どげんですか。本市への情熱と、その取組についても助役の見解を、できればお伺いをいたしたいと思いますが。

**○助役（瀬戸口 司君）** お答えいたします。

企業誘致につきましてははですね、この志布志の地というのは皆さま御承知のとおり、今、中国でかなり発展しておりますけれども、ますます今後10年ぐらいますとですね、さらにそれが発展するという可能性、非常に大きゅうございます。そういう意味で非常に中国に近い、輸出の可能な大きな港湾を持った志布志というのはですね、企業誘致という立場から見ればですね、非常に恵まれた地にあるというふうに考えております。県におりました当時から、そういうふうに考えておりました。ただ、いかんせんですね、土地が無いというそういうこともございますけれども、それと後、交通アクセスの問題、そういうのを整備しないとイケないと思うんですけれども、将来的にはですね、そういう意味では企業誘致の可能性の高い地域だというふうに認識いたしております。こちらに参りましてからはですね、先ほどの要綱の話、それから企業誘致の進め方の話等につきましてもですね、企画部の方で担当でございますけれども、いろいろな助言なりはいたしております。そしてまた、先ほどもございましたけれども、県の方、東京の方ではかごしま遊楽館、大阪の方では大阪事務所が企業誘致を担当しておりますけれども、そこの直接の担当の次長なりですね、課長にですね、そういう話があったらぜひですね、まず志布志の方に一番に話をしてくれというふうに具体的には話をさせていただきます。そういうことでですね、私も志布志につきましては、そういう非常に発展性の高い、企業にとってもですね、非常に有利な場所じゃないかというふうに考えておりますので、そういう意味からも、精一杯、何とか企業誘致に結びつけられるようにですね、最大限の努力をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○10番（毛野 了君）** ぜひ助役、1年4カ月まだあります。ぜひ1件で結構ですから、優良企業の太いパイプと人脈を生かしてですね、市長を助けてくださいよ。これ要望をいたしておきます。

終わります。

**○議長（谷口松生君）** 以上で、毛野了君の一般質問を終わります。

次に、19番、岩根賢二君の一般質問を許可いたします。

**○19番（岩根賢二君）** 通告に基づき、まず交流促進策について質問をいたします。昨日も同僚議員から同じような趣旨の質問がなされておりましたが、私なりの角度でお尋ねをいたします。通告は具体的に通告してございますので、具体的な答弁をお願いをいたします。

志布志市が誕生して、間もなく1年がたとうとしております。その間いろいろな行事や祭り等で新たな市民の交流も生まれてきておりますが、市民の中には、自分が住んでいる町以外の2町が、どんな所

なのか知りたいと思っている人がかなりいらっしゃると思います。それぞれ自分の町以外の2町の状況を知るということは、すなわち、我が志布志市を知るということであります。志布志市の新しい魅力を発見し、市民が交流の輪を広げるきっかけになれば、市としての一体感がますます醸成されるのではないかと思います。市としてそのような見学会を企画する考えはないものかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

新市になりまして1年がたつところであります。私もこの間、市内のあらゆる所の行事などに出席いたしました。それぞれの地域の歴史・伝統・文化を感じたところであります。

議員の提案のとおり、私たちの地域のことを自分たちがまず知ることが、ふるさとを愛する地域づくりの原点だというふうに考えます。ぜひ来年度におきましては、志布志市探検ツアーのようなものを企画していきたいというふうに考えるところであります。

**○19番（岩根賢二君）** 非常に明快に、来年度はやるということでございます。これから検討することかなとは思いますが、どのような内容になるか、いつごろになるかとか、そのようなことは、まだ分かっておらないですか。

**○市長（本田修一君）** 昨日もこのような形の交流を、促進を図ると、お互いに文化を知ろうというふうな御提案もあったわけです。スローライフという形で提案もありました。そのようなこともございましたので、そのようなものも含めた形の事業化というものを、今後検討させていただければというふうに思います。

**○19番（岩根賢二君）** それ実施するとなれば、やはり例えば、名所旧跡を案内する場合には、専門的な知識を持った方が説明をするということも必要になろうかと思えます。昨日の市長の答弁の中でも、教育委員会と連携をしながら進めていきたいという答弁もございました。そういう意味で教育委員会としては、どのような考えなのか、そこら辺を確認したいわけですが。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

この史跡とか、あるいは文化財等に関する分野、いわゆる史跡巡り等々につきましては、教育委員会の文化振興課で担当いたしておりますのでお答えいたしますが、本市に特に残された貴重な歴史的文化的遺産あるいは天然記念物は、市民が地域の過去を読み解くことによりまして将来を見通させてくれるかけがえのないものでございまして、また全国的にも誇れる遺産も含めて、極めて大切な郷土の財産だと認識しております。このことを踏まえまして、市の内外を問わず、多くの人に知っていただく目的で教育委員会でも各種の周知事業を実施しているところでございます。中でも歴史的文化的遺産の多い志布志地域におきましては、多くの見学者に対応するために、県内では唯一の制度でございまして、20年以上も前から担当の職員のほかに、各分野の専門家の方々を文化財保護指導員として委嘱をいたしまして、解説や調査、それから愛護思想の普及啓発といった業務を担っていただいております。このような体制によりまして、旧町時代から年間200人を超える学習者の方々が訪れていただいております。このことは合併後の新市におきましても、全市的な取組として継続されておりますし、市内外を問わず依頼があれば対応してまいっております。

今後とも教育委員会といたしましては、歴史のまちづくり推進事業が展開してまいりますと、さらに

市内外の方々の訪問も増えるということが見込まれますことから、観光案内ボランティアガイドの育成なども視野に入れますとともに、広報活動にも力を入れながら、志布志市全体の充実を図ってまいりたいと、こういうふうを考えているところでございます。以上でございます。

**○19番（岩根賢二君）** 教育委員会の方も協力をしながらやっていくということでございますので、多分これを実施するとなると、マイクロバスを使うと思います。教育委員会におかれましては、特に交通事故の無いようにひとつよろしく願いをいたします。

次に、子育て支援策について、お伺いをいたします。一般質問の通告書の一覧表を見てみますと、今定例会の質問者が17名ということで、そのうち子供のいじめや教育、福祉について通告をしている議員が9名あります。半数以上が子供のことにしまして関心が高いということでございます。そのことは裏を返しますと、行政の責務もそれだけ大きいということでございます。

私の質問は、育児や家事の援助をしてもらいたい人と、援助をしてあげたいという人の橋渡しをする、ファミリーサポートセンターを設置している自治体が県内でも増えてきているようでありますが、特に子育て支援の分野につきましては、9月定例会でも同僚議員の質問に対しまして、サポーターの養成講座を開催し、19年度には設立したいという答弁がなされているようであります。

そのことを踏まえまして、その後の進捗状況をお伺いいたしますとともに、併せて、その援助の範囲を、例えば産前産後の家事や育児の援助等まで広げてサポートするという考えはないものか、その点についてお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ファミリーサポートセンターの設置ということでございますが、仕事と家庭を両立しながら働きたい保護者は、少しの手助けがあれば子育てをしながら働けることができるということであります。その方々の手助けを行う地域相互支援組織がファミリーサポートセンターであります。

本市としましても、窓口や子育て支援センターに来られる方々から、お尋ねのような問い合わせがあったところでもありまして、少子化対策、子育て支援策の充実の一環としまして、平成19年度に、このファミリーサポートセンターを設立するための準備を行っているところであります。

ファミリーサポートセンターの内容ですが、仕事をされている方で、急な残業や用事ができた場合、しばらく子供を預かってほしい人である依頼会員、お願い会員です。と、預かれる人である任せて会員、提供会員で、この相互を結び付けるための援助活動を推進していくための機能を果たすものでございます。

11月から、任せて会員になる方につきまして、5回にわたり子育てサポート養成講座を開講しまして、12月6日に修了証の授与を行ったところであります。今後、地域と行政一体となった子育て支援に努めてまいりたいと思います。

今お尋ねにありました産前産後につきましての対応につきましては、担当部長に回答させます。

**○福祉部長（蔵園修文君）** お尋ねの産前産後の家事援助につきまして、補足して御説明申し上げます。

今の段階では、このファミリーサポートセンターを新たに19年度に立ち上げるという予定で、今市長がお答え申し上げましたとおりでございますが、当初の段階では、この家事援助については考えていな



いということで御理解をいただきます。

なお、その後の市民からの要望等、需要等が増加が高まるとすれば、検討していくという考え方で、今いるところでございます。

**○19番（岩根賢二君）** 家事の方については、まだ考えてないということでございますが、そのことを実施している自治体もあるようでございますので、研究をしていただいて、さらに事業を拡大していただければと思います。

今、養成講座が始まって5回実施されているということでしたが、任せて会員が、今のところ何名ぐらいおられるのか、数字は確か示されなかったと思いますが。

**○市長（本田修一君）** 16名の受講者がございまして、15名の方が終了されております。

**○19番（岩根賢二君）** この15名の方は、地域的に言えばどうなのでしょう、全域にわたっているのか。それと併せまして、サポートセンターは今のところ、多分はぐくみランドということで考えておられると思いますが、松山あるいは有明地区にもそういうセンターがあってもいいのではないかなという気もしますが、併せて、その点についてお答えをお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

**○福祉部長（蔵園修文君）** サポーターの養成講座の受講者でございますが、旧志布志町の方が多く受講をされておりますが、数は少ないですが、松山町、有明町の方も受講されて、修了証の授与を受けているということでございます。

なお、センターとしての機能は、議員お尋ねのとおり、はぐくみランドを予定しているところでございますが、旧有明、松山町につきましては、当面、拠点でありますはぐくみランドを中心にこの事業の展開を図っていくという考え方で、今事業の実施に向けた検討をいたしているところでございます。

**○19番（岩根賢二君）** 15名の方が、各旧3町にもまたがっているということですが、その明細はお示しできないんですか。15名のうち志布志が何人、松山が何人と、そこまで丁寧に教えてください。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 志布志町が11名でございます。それから有明町が3名、松山町が1名の計15名の内訳となっております。

**○19番（岩根賢二君）** ファミリーサポートセンターについては、これからということでございますので、いろいろ住民の方からの要望があれば、それに応じて又事業も広げていってもらえれば有り難いなと思っております。

次に、認定子ども園についての取組についてお伺いをいたします。

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ認定子ども園の制度は、都市圏にあつては保育所の待機児童の受皿づくり的なところがありますが、地方にあつては、少子化により保育所と幼稚園が別々では、子供集団そのものが小規模化してしまうことや、それに関連して運営も非効率であることの解消策としてとらえられている面もあろうかと思えます。

本市にあつては、この制度に近い形が公立の山重幼稚園で行われているのではないかなと思っておりますが、この子ども園の認定は県が行うことになっております。県の体制が整った段階で、市としても、この制度に取り組む考えはないものかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在、幼稚園については、保護者の就労に関係なく3歳以上の児童が入園でき、保育料も一律であります。一方、保育所では、0歳児から保護者の就労等により、保育に欠ける児童のみが入所でき、保育料は世帯の所得状況により違いがあり、両者の間は、保育料や年齢などの入所要件に違いがあるということでございます。

今後、少子化が進む中、幼稚園と保育所が地域に別々に設置されていると、子供の成長に必要な環境が整わないことや、子育てについて不安や負担を感じている保護者への支援が、不足されていることなどの課題がありました。

そこで、従来、保育所と幼稚園の利用については、保護者の就労状況により利用する施設がどちらかに限定されていたものを、制度の枠組みを超えて、幼稚園と保育所の良いところを生かしながら、両方の役割を果たすことができるように、新しい仕組みを創ろうという観点から、就学前の教育・保育ニーズに対応した、新たな選択肢としまして、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、認定子ども園が設立されたというところでございます。

そこで鹿児島県では、12月定例議会におきまして、鹿児島県認定子ども園の認定の基準に関する条例議案が提案中でございますので、県の審議状況等を踏まえながら、市としてどういう取組ができるのか、検討してまいりたいと考えております。

**○19番（岩根賢二君）** 県の条例が通ってからということでお考えのようですので、ぜひ検討はしていただきたいと思いますが、今、山重幼稚園の方は、保育時間等については制限はされていないんですか、どうですかね。

**○市長（本田修一君）** 教育委員会の方に回答させます。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

現在、山重の方では、預かり保育を実施で、早朝7時30分から1時間、それから夕方は2時から6時までというような形で行っているようでございます。

**○19番（岩根賢二君）** ちょっと今、理解しにくかったんですけど。

**○教育長（坪田勝秀君）** 預かり保育実施ということで、早朝の分を7時30分から1時間、そして、さらにまた夕方2時から6時までの時間を余分にとということですね。はい、それだけプラスしてと。

**○19番（岩根賢二君）** 山重幼稚園の定数、定員ですね、定員を満たすには何らかの方策も考えなきゃいかんと思っておりますが、山重幼稚園をですね、具体的に今提案するところですが、山重幼稚園を、この認定子ども園ということについて、そのような方向づけは考えられないものか、その点について伺いいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

山重幼稚園の認定子ども園扱いにつきまして、先ほど市長が答弁いたしましたように、現在、県の方でもこの認定保育につきましては、審議中でございますので、それを待たないと、どういうその条件あるいは、またもしデメリットでもあるとすれば、どういうことが出てくるのかということ、それがまた本市に馴染むのかどうかとも考えまして検討していかなければいけないと。いずれにいたしましても、

先ほど市長が答えましたように、その結果を、間もなく出るでしょうから、それを待ちながら検討していきたいと、こういうことでございます。

**○19番（岩根賢二君）** 今、教育長がおっしゃいましたように、もちろんメリットばかりじゃないと思います。デメリットもあるかと思しますので、県の条例が通過後におきましては、そのような点も十分検討しながら進めていただければと思います。

それでは次に、自殺予防対策について質問をいたします。

鹿児島県では、交通事故による死亡者数が昨年は103人であったのに比べて、自殺による死者は450人余りだったそうであります。この数字を見ましても、自殺予防対策を考えなければならないということは感じてもらえると思います。従来、自殺は個人の問題としてとらえられていましたが、その背景には社会的要因が関係していることから、それらの原因究明と予防対策に取り組もうという趣旨で、自殺対策基本法が本年6月に成立し、この10月から施行されました。この基本法では、国と地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間団体等が密接な連携を取り、自殺対策を実施するよう求めております。

特に、第4条では、地方公共団体は、国と協力しつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると書かれてあります。

最近、本市でも自殺が数件あったと聞いておりますが、市内の現状と今後の取組をどのように進めていく考えなのかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** ただいまお話にありましたように、自殺対策基本法が、増加の一途をたどる自殺者の歯止めにしたいということで、国の方で平成18年6月12日に公布がされたということでございます。

全国のレベルでいきましても、鹿児島県は13位ということで、九州各県は上位を占めております。この中で県も本年度中に、鹿児島県自殺対策連絡協議会を設置する予定であり、県内の各保健所におきまして、相談指導等を実施しております。

福祉部におきましては、次の事業を実施中でございます。一番目に、心配ごと相談事業、二番目に、障害者自立支援法に伴う地域生活支援事業の相談業務、三番目に、介護保険法に伴う地域支援事業の総合相談業務ということで、以上の相談業務につきましては、高齢者や障害者等が、それぞれの立場で、日常生活や健康上等のさまざまな悩み事を民生児童委員、地域包括支援センター職員、市職員が窓口対応し、軽微なものであればアドバイス等、専門的な知識を必要とするものには、関係機関の紹介・斡旋を行っております。これらの相談事案としましては、自殺をしたいというような切迫した相談は無いものの、このような悩みが蓄積すると自殺の要因となる可能性もあります。今後、業務内容の周知を図るとともに、内容の充実をしていきたいと考えております。

市内の数字につきましては、担当部長の方に回答させます。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 死因が自殺の数でございますが、志布志市で18年7月発行の16年版の衛生統計年報でございますが、18人となっております。内訳としましては、男12名、女6名という数となっております。

**○19番（岩根賢二君）** やはり、かなり多いんじゃないかと思えますけども、これらに対しての、何と

言いますか、直接的に自殺どうのこうのという相談は無いということでもございましたけども、市長の方からは、その要因を探るといって、早期発見が一番大事なことだと思うんですね。それで市長の答弁の中にも、心配ごと相談所と生活支援、介護支援ですね、ということで相談は受けているということでもございますが、これのやはり自殺ということに関して言いますと、心の病ということでございますので、専門的なことになると、そういう所を紹介なり斡旋なりしているということでもございましたが、私の希望としては、そういう専門的な方をやはり、相談所という窓口を設けて待機をさせておくということが必要じゃないかなということ、この質問をしているわけでもございます。心配ごと相談所も確かに、いろんな方が訪問をしやすいということもあるでしょう。しかしながら、実質的な解決策はあまり見いだされていないと思います。私も過去に1回だけ心配ごと相談に行ったことがあります、有明町の時代にですね。それは中身はちゃんと聞いてはくれるんですが、そこでは何ら解決策は見いだせないということでもございました。ということをお考えすると、自殺というふうなことに繋がるような問題を抱えている方は、とても心配ごと相談所で解決策は見いだせないのではないかなと思います。

昨日の質問の中でも、いじめや虐待についての相談事は、子育て支援センターでも受けますよと、包括支援センターでも受けますよというふうな答弁もあったようですが、やはり自殺者の方ですね、75%という方が何らかの精神疾患を持っておられて、その大半がうつ病であるといわれている。自殺予防対策は、このうつ病対策が基本になるということでもございます。ということになりますと、例えば基本検診等がございまして、そういう時に保健所と市が協力をして、そういううつなどの精神的な疲労度をチェックする心の健康診断を行う必要があるのではないかなと思いますが、そのようなことについて取り組む考えはないものか伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** 専門的な相談員というようなことで設置する考えはないかということでもございますが、相談員につきましては、年数回の研修会等を実施しております。積極的に参加いたしまして研さんを重ね、資質の向上を図っていきたいというふうに思います。そして、専門分野については、どうしても現行の相談員では限りがございますので、専門知識を有する職員の配置も含め、今後検討していきたいというふうに思います。

**○19番（岩根賢二君）** 専門的な知識を持つ職員を配置するというので今、確認ですけど、そういう人を配置するという考えだということですね。

**○市長（本田修一君）** そのことも含めて検討させていただきたいということでもございます。

**○19番（岩根賢二君）** 直前の答弁では、私はそういう専門の方を配置していただけるものと思いましたがけれども、そういう配置を検討するというのですか、もう一遍確認します。

**○市長（本田修一君）** 担当部長に回答させます。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 市長が答弁したとおりでもございますが、現在は保健師が、そういった心の病と言いますか、うつ、高齢者等、特に検診時における対応については対応しているわけでもございます。そういった意味で、さらに今後、専門的な知識を有する職員の配置が必要だとする状況になるとすれば、配置を検討していくという市長の考えかというふうに思っております。

**○19番（岩根賢二君）** 市長の答弁の中には、保健所との連携というのがですね、ちょっと聞こえなか

ったんですけれども、そういう私は、保健所の方は相当そういう専門的な知識が豊富ではないかなと思っておりますが、過去にも経験がございまして、保健所にも相談に行きまして、ある方が更生の道に向かったという経験もあります。そういうことで保健所との連携を密に取っていただきたいという希望がありますが、その点についてはいかがでしょうか。

**○市長（本田修一君）** ここに手元に記事がございまして、川薩保健所の方で自殺防止対策の一環として、こころのケアナース養成講座ということで保健所と連携してこういった講座を開いたということがありまして、この自殺の防止につながるものとして取り組んでいるということがございまして、私どもの地域も保健所と密接な連携を取りながら、さらに防止に向けて取り組んでいきたいと思っております。

**○議長（谷口松生君）** 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

次に、3番、丸山一君の一般質問を許可いたします。

**○3番（丸山 一君）** 通告に従い、順次、市長に質問をいたします。

まず、市の水道水が安心・安全かについてであります。6月、9月の一般質問の中で、同僚議員が市の水道水について触れました。2人とも、水道水は安全かと疑問を持っている市民が多いと述べていましたが、私の周りにも飲み水は買うもんだとか、土・日は高隈や霧島へ軽トラで出かけて、飲料水を確保している人たちが結構おります。このような事実について、市長の見解を伺います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

市の水道水は、安心、安全な水かと、飲料に適する水かというような御質問でございまして、水道水の安心、安全を判断する指標といたしまして、水道法により水質基準が定められております。検査につきましては、水質検査計画により、浄水10項目を年8回、21項目を年3回、50項目を年1回、原水10項目を年12回、40項目を年1回、指標菌検査を年12回をすべての水源地及び区域ごとに実施しております。

結果につきましては、広報紙の9月、10月号に掲載してありますように、すべての基準値をクリアし、安全で安心して使用していただける水だということを、御認識していただければというふうに思います。

**○3番（丸山 一君）** 11月の26日、有明町のふるさとまつりにおきまして、たくさんの方がオアシス水環境研究会に水を持参され、今現在飲んでいる水が安全であるか調べてくれと言われてました。その中で、有明町在住の2人が持って来られた水が、最も高く15.5と12.0でありました。その2人は、水道水と井戸水であります。これは硝酸態窒素の値であります。2人ともですね、びっくりしておられた。今まで長年飲んでいた水は、おいしい水だという認識の下に飲み続けておられたわけですけども、硝酸態窒素のデータを試薬を入れましてですね、濃い紫色になりまして、その中でびっくりして帰られたのを覚えております。

現在、志布志市の水道水は、大体6.5から8.3ppmであり、この数字は国内においても、海外においても群を抜いております。神戸市では0.82、大阪市では1.40、東京都で1.94であります。10ppm以上の硝酸態窒素を含む水を飲用すると、6カ月以下の乳児はメトヘモグロビン血症、これは酸素欠乏症であります。その他、胃ガン、前立腺ガン、流産などにも関係があると指摘されております。ライフラインの基である水を、このように高い硝酸態窒素を含む水道水として市民へ提供することには、私自身、抵抗があり、NPO代表の本村先生も、長年にわたり警鐘を鳴らしてこられました。

ここに指標がありますけども、硝酸態窒素緊急ニュース、これがこの地域の実態、というのがあります。これを見ますと、前川、安楽川、菱田川、田原川、持留川の水質と、それらの川の流域の湧水調査が網羅しております。全体的に見て、ほとんどは3から10であり、我が志布志市水は、大迫水源地と森山水源地を希釈して、大体前の発表では5.6ぐらいだったと思います。

市長は、9月議会の同僚議員の質問に対しまして、硝酸態窒素は基準値の10ppm以内で推移しております。亜硝酸態窒素は基準値0.05ppmに対して0.05未満の結果であり、極めて低い値であります。したがって、厚生労働省が定めています水質基準は、すべてクリアして安全な水であります、と言われておりますが、おいしい水の基といわれているカルシウムとかマグネシウムとか鉄分とか、そういうものは、この地域の水はデータ的に見てもすごくいいわけです。ただ、硝酸態窒素のデータだけが突出しているわけですね。ですから、先ほどの答弁にもありましたとおり、すべての検査の中で、すべて基準値以下であると言われてますけども、この突出した硝酸態窒素をですね、8.6ぐらい、場所によっては10を超える所があるわけですね。そういう所の水をですね、提供していいものかと、私は危ぐの念を抱いております。このことについてですね、市長の見解を伺いたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 先ほどお答えいたしましたように、基準に基づきまして、そして計画に基づいて検査を実施しているという状況でございます。そして、それらの結果につきましては、ただいまお話ししていますように基準値をすべてクリアしているというような状況でございますので、市の水道水については安心、安全な水であるというふうに認識しております。

**○3番（丸山 一君）** 旧有明町におきましてですね、久木迫集落跡の水源を利用するというマスタープランを作成するとありましたけども、1年たちましても、その発表が無いわけです。さまざまな理由はあると思いますが、大体想像がつかます。市におきましては、森山水源地での県の水源開発を診断調査事業の採択を受け、ボーリング調査をするということですが、それがどのくらいの水源確保になり、将来、大迫水源地を利用しなくてもよいようになるのか、分かっておればお示しをいただきたい。また、森山水源地は、硝酸態窒素の値は3.2であります。ボーリングの結果はどのくらいの値が出ているのかお示しをいただきたい。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当局長に回答させます。

**○水道局長（徳田俊美君）** お答えします。

現在、森山の水源開発につきましては、ボーリングの最中でございます。硝酸値の値につきましては、距離的に現在の湧水地と40mぐらいしか離れておりませんので、値につきましては同じような状況であろうと予測をしております。まだ結果として出ておりませんので、そういう状態です。

**○3番（丸山 一君）** 今ボーリングをしているということであればですね、もう水はある程度噴き出していると思うんですね。であれば、水質調査なんかは僕はしていくべきだと。それで湧水量がどのくらいあるかというのは、ある程度計画がないことにはですね、どのくらい出ているかという形をですね、やっぱり予測をして、将来どういうふうにタンクをつくるかですね、それをリーダーシップは企画でやるのか水道局でやるのかという、そういう企画、検討も必要だと思うんですけども。今ボーリングしているのであれば、将来どのくらいの湧水量があるよということは、分からないでしょうか。

**○水道局長（徳田俊美君）** 今、ボーリングの深さ的に60m掘る予定で実施をしておりますけども、まだ今その途中ですので、水が噴き出している状態じゃないということでの、さっきの答えです。ただ、希望する量としましては、周辺の現在湧水で出ている量と合わせまして、将来的には5,000 t程度が欲しいということだと思っております。

**○3番（丸山 一君）** 今、局長の答えです、将来5,000 tが欲しいということであります。平城と大迫の水源地はですね、10ppmをもう上下しております。ですから、今現在の森山水源地との希釈によりまして、5から6ぐらいで出していると思うんですけども、これがですね、森山水源地だけで供給できるのであれば、3.2になるわけですね。この将来5,000 tという数字が今局長が言われましたけども、これで志布志市街地はですね、水の安定供給にはつながるものかどうかをお伺いをいたします。

**○水道局長（徳田俊美君）** お答えします。

現在、志布志の上水道で利用している水の量は、概ね平均8,000 tの日量であります。ですので、現在大迫水源地に2つの水源がございます。その中の浅井戸につきましては、値が5程度で推移しております。それと現在の水と森山水源とということ、合わせて平均値を下げていきたいというふうに思っております。

**○3番（丸山 一君）** 答弁によりまして、森山水源地の方から約5,000 t、大迫水源地の浅井戸の方から3,000 tを水源としての安定供給したいということであれば、5前後、5以下ぐらいになるわけですかね。それであれば、しょうがないかなという気持ちもするわけです。実際、この志布志町の中でですね、なかなか水源という所で、私どももいろいろ調査をしますが、なかなかですね、低いデータの所が無いし、そんだけの湧水量が無いわけですね。ですから、日ごろ我々のNPOの方でもですね、いろいろ調査をしながら本村先生の御意見をいただきながらですね、データを収集をしまして、いろいろ対応を練っているわけです。ですから、私がこういう議題を上げたのはですね、やっぱり今現在、志布志市内、ましてや我々、通山・押切地区まで志布志の水道水が来ているわけですね。であればですね、皆さんがですね、やっぱり水が大丈夫かということと言われるわけです。ですから、こうあえて質問をさせていただいたわけです。であれば、5,000 tの湧水が確保できるのはですね、いつになるのか。それで年次的にですね、どういう形でやっていくのか。検討委員会等もあると思うんですけども、そういう所で議論されておられるのか、分かっているところを教えてください。

**○水道局長（徳田俊美君）** 基本的には5,000 tの水量、5,000 tに近い水量が確保できれば、新しい水源地、それから配水池、それから送水管等の工事が必要になります。それと併せまして、現在の企業の中では、突出した工事を行うための財源の措置も必要になってくるなと思います。その辺については、一般会計にもお願いをしながら、実施の条件を整えていきたいと思っております。

**○3番（丸山 一君）** であれば、今、約5,000プラス3,000がですね、何年度ぐらいの計画になっておられるのでしょうか。

**○水道局長（徳田俊美君）** 9月の議会のときにも市長の答弁にもありましたように、これにつきましては、旧志布志町時代からの希望でもあります、いろんな要望でもございます。できるだけ条件を整えれば、早いうちに実施はしたいということは考えております。

**○3番(丸山 一君)** この我が市はですね、全体的見地から見ましてもですね、全体的にも見渡しましても硝酸態窒素にかなり汚染されております。今のままでいきますとですね、19年から、今度は畑とかの通水が始まるわけですね。そしたら、途中で堆積しとったものが今後は噴き出し現象といいまして出てくるわけです。そしたら、そのデータがですね、加速的に、飛躍的に悪くなるような可能性が高いわけです。約20年ほど前になると思うんですけど、僕はNHKの番組で見まして、その時点でもう都城市が地下水は汚染されてまして、工場用水としてのポンプアップもできないという状況だったわけですね。ですから、そのころからですね、僕ずっと気にはなっていたわけです。そうならないためにもですね、何とか手を打たなくちゃいけないということで大まかに環境についてという題目を出したわけです。

最後に市長にお伺いいたしますが、今、森山水源地で日産5,000 tは確保できるであろうということなんですけども、すべてを合わせましてですね、各地の湧水調査若しくは新たな水源の中で硝酸態窒素のデータが低いような所をですね、調査をして将来に対しましての水資源の確保に努めるべきであると考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

**○市長(本田修一君)** お答えいたします。

ただいま議員の方から御指摘がありましたように、さまざまな意味で、この地域の水というのが劣化しつつあるというのは間違いのない事実であるというふうに考えております。

それで、森山水源地なるもので今後は対応していきたいというふうな方向で来ておりますので、そのことにつきましては、計画ができ次第なるべく早い時期に給水あるいは希釈できるような形で事業化していきたいというふうに考えております。

ただいま森山水源地の方で、旧志布志町地域の水を今後は対応していくというふうな考えでございます。そして、旧有明地域におきましても、新たな水源地ということで、伊崎田の方にその土地は、水源の土地は一応確保してありますので、そちらの方も含めて今後検討させていただければというふうに思っております。

**○3番(丸山 一君)** 次に、二番目の森林環境条例の適用拡大について伺います。

この大隅地方は、国際的な汚染区域として認識され、世界的な学者が視察に来るぐらいになっております。先ほど述べましたが、全体的に硝酸態窒素のデータが非常に高い区域であります。その原因として、長年にわたる堆肥や窒素肥料を大量に施肥したことによると考えられます。畑などに窒素肥料等を施しますと、アミノ酸、アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、窒素ガスと化学変化し、硝酸態窒素の性質としては、土の粒子にくっつかない。これは土の粒子も硝酸態窒素もマイナスイオンであるという理由によります。

二番目に、水に溶けて地下に浸み込んでしまう。

三番目に、メドヘモグロビン血症になりやすい。

インシュリンを作らなくなる。これは糖尿病になる可能性があります。

五番目に発ガン性物質である。

静岡県の河川では、20ppmであり、その原因は茶畑などへの窒素肥料のやり過ぎによるものであるそ



うです。環境汚染が、激しく物理的な理由だけではなく、茶畑は減少方向にあるとも聞いております。

そこで、我がNPOにおきましては、昨年、陣岳に約5反、500本ですね。本年は11月3日、岳野山に7反、700本の広葉樹の植栽を行いました。非常に多くの市の職員やボランティアの人たちが参加され、2時間ほどで植え付けることができ、皆さんに非常に感謝しております。

NHKのプロジェクトXの番組の中で、北海道襟裳岬で落ち込んだ海産物の生産を上げるためには、木の無くなった岬に植林をしようとする人たちの姿が放映されました。長年一生懸命取り組んでこられた結果、昔の豊かな海が復活したようであります。

11月3日、NPOとボランティアによる植栽の後、開田の里の体験館におきまして、先生による講演が行われました。森林、土壌によるアンモニア態窒素の吸着実験の結果に皆さんびっくりしておられました。今市内においては、杉、ひのき等を主とした針葉樹林帯が多くみられます。

県によりますと、平成16年6月の鹿児島県森林環境税条例が制定されまして、その条例の中で、県土の保全、水源のかん養とすべての県民が享受している森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保するため、森林環境税を課するとあります。

そこで、本市において、森林環境税を使った適用拡大について触れたいと思います。

森林環境税については、公有地しかできないとか、民地しかできないとかいろいろありますけども、この税の利用促進は、現在どのような状況、状態であるかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

森林環境税につきましては、県税条例として制定され、平成17年4月1日から施行されております。全国では16の県が県税として環境税関連の導入をしており、17年度から1戸当たり500円を課税し、約3億円の税収があるところでございます。

この税の目的といたしまして、森林環境の保全及び森林をすべての国民・県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の確保ということになっておりますが、事業対象としては、主に森林環境の整備事業、木のあふれる街づくり事業等でございます。

本市といたしましては、この事業を活用し、森林づくり推進員15名の設置を始め、17年度は志布志町安楽地区のふるさとづくり委員会による安楽城跡の下刈り、植栽、しいたけ駒打ち体験などの事業と、NPOオアシス水環境研究会による陣岳、国際の森周辺の植栽をしたところでございます。

また、18年度におきましては、同じくNPOオアシス水環境研究会による岳野山の植栽を12月3日実施、その他に野神小学校によるケナフの栽培、森林学習、木工体験などの体験学習、その他、木のある街づくり事業として、本所庁舎の中庭に、木製の休憩所を設置する計画であります。

**○3番（丸山 一君）** 東北のですね、白神山地のブナの原生林が世界遺産に登録をされまして、森林における水環境保全に関する効果は皆さん承知のとおりであります。

一番目に、水環境を維持し、洪水や渇水を防ぐ。

二番目に、生態系を保護し、生物を養う。

土壌を作り、土壌を守る。大気を浄化する。これは二酸化炭素を吸収して、酸素を作るという機能が

あります。

ときどきNHKでもよくこういうのが出てきますけども、我がですね、この有明町を含む志布志市内におきましては、先ほども述べましたけども杉、ひのきの針葉樹林帯が多いと。それで、ときどき目にするのがですね、台風後、大雨の後に森林がですね、流れ出している所は、よく一番目にするのは宮崎県なんですよ。宮崎県は、特にひどく山肌がむき出しになる事例が多いわけです。そうならんがためにですね、やっぱり我がこのシラス台地であります大隅半島においてもですね、なるべくそういう森林土壌を造成するような形で、できれば広葉樹というのを広めていったらいいんじゃないかという考えで私は述べております。この有明町におきましてはですね、100年の森事業というすばらしい事業を真剣に取り組んでおられる。後世にすばらしい財産を残せるんじゃないかと考えております。

大隅半島では、先ほど触れましたけども、硝酸態窒素が非常に高い。19年度からは畑かんも始まるということを考えますと、土壤汚染がなお一層進むんじゃないかと考えます。

そこで、先ほど市長が答弁されましたけども、この森林環境税を、なお一層PRいたしまして、官民一体となってまだまだ広めていったらどうかと考えておりますが、市長の見解を伺います。

**○市長（本田修一君）** 市には、現在保有する山林が883haほどあります。全体としてほとんどが針葉樹林、残りが広葉樹林となっており、市の公有財産として計画的な維持、管理に努めているというような状況であります。

また御存じのように、今世界的にも森林には自然保護、自然再生としての機能の他に、生活を守る重要な森林資源としての機能、あるいは、これらの働きに加えて保健・教育・文化活動の場としての期待が高まっております。このような森林を造るには長い年月を要し、100年後を意識して育てていくことが、私たち大人の未来への責任であるかというふうに考えます。

これらのことから、ふるさとの美しい自然を持続的に将来的に残すために、幅広く住民の方々にも豊かな森に足を運んでいただきたい。そして親しんでもらいたいということで、自らの手で植林を行い、森を育てていくために市の公有林を対象に、ボランティアによる植林、そして下払い等を通じて、やすらぎの森事業にも取り組んでいきたいというふうに考えています。

ただいまの議員がお話になられましたNHKのプロジェクトXによる襟裳の松林の植林とかですね、それからブナの原生林の、私も拝見いたしました。これらの取組を通じて、本当に改めて森というものは、私どもの生活に本当に必要なものだということは認識するところでございます。そして、森を育てることが、ひいては海資源をも育てていくんだということを実感しているところでございます。そのようなことを私自身も感じているところでございますので、共生・協働・自立というまちづくりを標ぼうしておりますから、そのことにも、ともども取り組んでいただけるような形で市民参加型で、こうして少なくとも市の森林については、このような方向を今後採っていきたいというふうに考えております。

**○3番（丸山 一君）** 次に、飯山・通山1号線の改良についてお伺いをいたします。

国道220号から途中にあります中島坂は、歩道の設置工事が発注をされまして、今、左側谷の埋土の工事が進んでおります。野井倉開田の中の道路はですね、側溝も無く、ガードレールや築堤も全体的に無く、昨年は5月か6月ごろだったと思うんですけども、乗用車が1台、3号水路の中へ飛び込みまし

て、しかし幸いにも無事救出されたわけです。この路線は、220号より新庁舎へのアクセス道路であり、片側2車線ぐらいの道路を造ってもらえという人もいます。しかし今ですね、あちこちで測量が行われております。我々にですね、地域の人たちに情報というのがなかなか来ませんので、このような質問をするわけですが、今現在、測量をしている所をですね、どのような形で進んでおるか、分かっておればお示しいただきたい。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

飯山・通山1号線におきましては、吉村・押切線との交差点から、宇都鼻・志陽1号線との交差点の間、延長、1,350m区間が1車線のため、平成18年度より2車線化の改良工事を進めているところでございます。現在の進捗状況は、今年度実施分の用地取得は完了し、工事発注するだけとなっております。

今後の計画につきましては、全体延長や宇都鼻・志陽1号線との交差点も考慮しますと、完了に至るまで5カ年ぐらいの期間が必要というふうに思われます。

**○3番（丸山 一君）** 現在ですね、野井倉開田の中には、今時めずらしいと思われるんですけども、土水路の3号水路があるわけですね。これは5、6年前に国営ほ場整備の件がありまして、その中で整備されるという形で残されてきたわけですが、その国営ほ場整備事業をですね、採択に10%ぐらい足りないという形で不採択になったわけですね。その後、県営があるという形で、皆さん地域の人たちも待ち望んでいると思うんですけども、2月に反土があります野井倉土地改良区の担当によりますと、私も参加しますが、かなり高齢化が進んでおります。これが5年、10年たった時には、この3号水路の維持管理もですね、なかなか大変じゃないかと考えております。その中で耕地課の農地・水・環境保全向上対策事業というのがあります。それを導入をいたしまして、土地改良区、地元自治会、地域住民、それと学校PTA、消防団、こういう人たちと協力いたしまして、事業を進めていこうとしているわけですね。でも、通水する前にですね、めちゃくちゃヤブになります。そのヤブを切り払って、水路に落としまして、1週間か10日ぐらいした時に、運が良ければですね、雨が降らなければそこで燃やせるわけですけども、雨が降った場合には、また出ていかにやいかん。それが何回も繰り返しになるわけですね。ですからその処理にも大変だと。対策をするのにもメンバーを募らにやいかん。それとやっぱりアクセス道路との脇のですね、やっぱり草ぼうぼうした所、道路脇の草刈りをですね、肆部合の人たちが新市になりましてから対応が違いまして、何回もされておりますので、そこはもう有り難く思っているんですけども、土水路の中のですね、処理が非常に大変だし、将来的に危ぐの念を抱いておるわけです。この3号水路が改良されればですね、アクセス道路としても機能的にもすごく良くなるわけですね。この3号水路についてですね、どのような認識をお持ちなのかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議員がお話になられたように、この野井倉地区のほ場整備につきましては、国営事業で成し遂げようという計画で進んでおったところでございます。残念ながら同意率が85%ぐらいしかなく、事業実施ができなかったという経緯がございまして、その国営事業が採択され、そして事業が始まりましたら今頃は、本当によくよくたる水田の豊かな大地が広がっているのではないかなというふうに本当に残念に思うところでございます。

その後、さまざまな形で改めてこの地域の構造改善事業、基盤整備について取り組もうとしているところでございまして、現在、野井倉台地におきましては、下段地区によりまして構造改善に、事業に取り組もうと、基盤整備事業に取り組もうというふうを開始しているところでございます。そちらの地区の進捗状況を見ながら、この地域の基盤整備についても取り組んでいきたいと。それに伴いまして、このただいま話が出ています水路についても改修の見込みが立つのではないかなというふうに考えるところでございます。

**○3番(丸山 一君)** 今、市長の答弁によりますと、下段地区が整備されて、その後、多分検討会ができ、実施になるというのはですね、多分10年先になるのかなという認識をしております。できるだけですね、下段の工事が何年かかりになるか分かりませんが、なるべくですね、早い時期に取り組まれたらいいんじゃないかと考えます。

それでは次に、輝北分署の今後の取扱いについてお伺いをいたします。

先の9月議会におきまして、同僚議員がこのことに触れておられました。私自身、6、7年ほど前になりますが、2回ほど普通救命講習を受けまして、さまざま勉強をいたしました。その中でカーラー曲線による生存率というグラフが出てまいりました。その中で、発症してから5分たった時には生存率がゼロになるんだということがありました。であれば、救急車が5分で届く以外の所は生存率はゼロになるんじゃないかと思ひまして、講習に来られた南部消防署の職員に聞きました。そしたら、約1年間か半年ぐらいで90何名搬送されて、その中で社会復帰できたのは2、3名だと言われたわけですね。ですから、それからですね、ずっと気にはなっておったわけです。であれば、市街地以外の区域、南部消防署から届く市街地以外の区域については、これは最初からあきらめなくちゃいけないんじゃないかと、ずっと思っていたわけですね。それで今度、文教厚生委員会によります所管事務調査によって、松山の尾野見地区も見たわけですね。ただ尾野見地区の場合も、南部から行くんじゃなくて北部から来るんだと。あそこもやっぱり20分から25分ぐらいかかる。であれば、南部から行く田之浦地区と北部から来る尾野見地区は、両方とも20分、25分かかるのであれば、そこに今、輝北町にあります輝北分署をですね、向こうはもう鹿屋市に編入されたわけですから、合併したわけですから、あの輝北分署を有効活用したらどうかと、考えておるわけです。向こうにしゃべりましたら、消防自動車1台と高規格の救急車が1台おります。職員が11名おります。その11名の職員の中には、向こうの輝北町出身が6名ほどいる。こちら出身が5名ほどいるわけですね。その輝北分署をですね、できれば、田之浦・尾野見地区のどっか中間とかいい場所があればですね、そういう所に持って来れたらですね、すごくいいんじゃないかと。特にですね、考えるのがレスポンスタイムですね、これは出勤から現場までの時間になります。その中でやっぱり市街地以外のこの二つの区域を考えれば、すごく重要なことではないかと思ひます。

それと、曾於地区の高齢化率ですね、かなり高齢化率が上がってきていると思うんですね。その曾於地区の高齢化率の%が分かればお示しいただきたい。それと救急の回数、救命率向上、これを考慮しますと、ぜひですね、松山町尾野見地区、志布志町田之浦地区にはですね、この分署が必要であると考えます。

市長の認識を伺います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

平成18年1月1日の合併に伴いまして、旧輝北町の消防団は、鹿屋市消防団として消防活動を行っております。また、常備消防体制につきましては、大隅曾於地区消防組合の輝北分署として、旧輝北町の消防活動については、従来どおり管轄しています。現実問題としては、少し変則的な体制になっているところがございます。

現在、鹿屋市においては、財政上の問題、災害時や国民保護計画の指揮命令系統一元化の問題等の観点から、いち早く輝北分署については、行政エリアと同一化するための移管を推進させたい意向が、強まっている状況でございます。

しかしながら、これまでの経過や旧輝北町在住者の消防組合職員の問題、さらには土地、建物及び消防備品等の問題など解決していくには、それ相応の時間が必要であるというふうに考えております。

したがって、今後、これらについては、関係団体である3市1町と大隅曾於地区消防組合、大隅肝属地区消防組合との具体的な協議を進めて行かなければならないというふうに考えます。

そのようなことでございますので、輝北分署につきましては、まだ今のところ、大隅曾於地区消防組合の管轄の中で業務を運営するという事になるかと思っております。

しかし、将来的には今申しましたように、肝属の方に移管するという事になりますので、その時には今、御懸念の件につきましては検討をしていきたいというふうに思います。

**○3番（丸山 一君）** このあいだの全員協議会の中で消防組合の議員の方からですね、報告がありました。私もいろいろ調べてみました。そしたら、平成18年6月に消防組織法の改正があって、市町村消防の広域化がうたわれておると。それで24年をめぐりに30万人規模の消防にする目的であるようであります。であればですね、大隅半島をほぼ合わせましてもですね、30万人弱ぐらいですね、垂水まで入れてもですね、30万人弱ぐらいになる。であれば、今から編成の検討会もずっと行われていくでしょうけども、そうなったときは多分、鹿屋辺りの方が主になるんじゃないかと。であればですね、こちらの方が今対応しとった方がいいんじゃないかと考えるわけですね。多分広域化されればですね、そういういろんな面が検討はされるでしょうけども、やっぱり取り残される区域が出てくるんじゃないかと。であれば、今トップ会談でという言葉も出ましたけども、その中でですね、できれば市長がですね、指導力を発揮されましてですね、なるべく早い時期に、この尾野見、田之浦地区の方面にですね、持って来られれば、ほかにもやっぱり大崎町の野方の地区とかですね、いろいろ末吉町の南部の問題とかあるんですけども、我々市民とすればですね、私が言っておりますそちらの方向へですね、なるべくトップ会談においてですね、指導力を発揮されまして、なるべく早い時期に、なるべく早く移管をされた方が、いいんじゃないかと考えますけど、再度お伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** この輝北分署移管につきましては、合併が18年の1月1日に私どもが合併いたしましたして、そして、この曾於地域が2市1町となったわけでございます。その際に、輝北町が鹿屋市に合併するという事で、先ほども言いましたように、協議が消防組合の方でも協議がされたわけでございます。私どもとしましては、本当に行政の区域が分かれるから、その形でした方がいいんじゃないかなというふうなふうに考えていた議員も多かったわけでございますが、ただいま議員が御指摘になっ

たレスポンスタイムなるものがありまして、そういう意味から、まだまだ輝北分署の活用というのは、この地域では必要かというようなことがございまして、現在の形で推移しているというようなふうに理解しているところでございます。

そんなこととございますので、いずれにしても先ほど言いましたように、鹿屋の方から、肝属の消防組合の方に編入したいということが申出がございまして、そのことについては、今後協議してまいります。

そして、分署の移管がございましたら、また改めて20年のそういった広域的な消防体制というのが執られなきゃならないということになるとなれば、改めてそのレスポンスタイムなるものをどうすべきか、どういうふうに解決すべきかというのを、広域的に考えていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思うところでございます。

現在の流れとしては、そういったこととございますので、御理解いただければと思います。

その外につきましては、担当の部長に回答させます。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 曾於地区につきましては、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、志布志市につきましては、29.2%となっています。

**○3番（丸山 一君）** 今の部長の答弁によりますと、曾於地区の高齢化率は把握してないということなんですけども、救助活動をする中でですね、やっぱりこの高齢化率ぐらいはですね、僕は数字的に押さえておくのが当然だと思うんですよね。今、少子高齢化が言われておりますけれどもですね、かなり加速をしております。私の集落におきましてはですね、1班から8班まであるわけなんですけど、その中で1班から7班にはですね、子供はほとんどいないんですよね、一人か二人しかいない。180何名で、ですから約40世帯ぐらいあるんですかね、そこらで。新興住宅地の所だけが子供がいるわけです。そういう感じですね、私どもの周りもやっぱり地域的にはかなり偏った地域になってると思うんですよね。だから、レスポンスタイムを考えてもですね、やっぱり市街地から離れた区域におきましては、なかなかですね、子供たちの姿が減少しているというのが事実であります。であればですね、やっぱりそのくらいの数字は僕は押さえておくべきだと考えます。また分かりましたらですね、後でお示しをいただきたいと思います。

終わります。

**○議長（田口松生君）** 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

昼食のため休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。



午後0時01分 休憩

午後1時10分 再開



**○議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

鬼塚議員の方から、着席が遅れる届けが出ております。

一般質問を続行いたします。

次に、25番、小園義行君の一般質問を許可いたします。

**○25番（小園義行君）** それでは、通告をしていました点について順次、質問をしたいと思います。

まず、有明町、松山町、志布志町が合併をして、新生志布志市が誕生してもうすぐ1年という状況があります。そうした中で本田市長におかれましては、共生・協働・自立のまちづくりということで、この1年間取り組んで来られたわけでありますが、合併をして今それぞれ住民の皆さん方が、合併して良かったと、そうでもないんじゃないかと、いろんな感想が出ているわけですね。そういった中で、市長もいろんなイベント、そして会議等に参加をされているわけですが、私自身も松山町、そしてこの有明町、そして志布志町、それぞれの地域で街頭演説させていただいたりして、住民の皆さん方の声をお聞きをしております。

そうした中で、市長として、松山町や志布志町地域の商店街を始めとした現在の状況を、どのように受け止めて感じておられるか、まずお聞きをしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

合併後の松山町、志布志町地域の商店街を始めとしました状況について、どのように感じているか、受け止めているかということでございます。

志布志町におきましては、平成17年度、商店街の空き店舗対策事業を有効に活用いたしまして、商店街の活性化や魅力ある店舗づくりを進める事業に対して、補助金を交付する要綱を制定し、6名の方が利用をされ、空き店舗を利用して飲食店、カジュアルショップなど現在5店舗が継続して営業されています。この中には、既存の店舗と同業種のものもあるということで、顧客は分散し、減ったということも聞いております。しかし、このことは店舗数が増え、消費者のニーズに対応するという点から、やむを得ない状況であり、商店街のにぎわいを取り戻すまでに至っていないというのが現状だと考えているところであります。

また、松山町におきましては、やっちく商品券事業により地元での購買意欲を高めるため、努力されてきました。これに代わる地元での購買促進ということで、志布志市商工会によりただいま実施されております歳末大売り出しに対し、市としましても助成を行っているところで、地場産品や専門品等の販売を通して消費拡大を図るとともに、商店街組合員の協力意識の向上や地域住民の地元消費意識の向上につなげることで活性化が図られるものと考えているところでございます。

しかし、合併による影響、とりわけ市職員の有明への移動、議会を始め各種会合の減少により、いずれの地域におきましても、飲食店業を中心に売上げの減が見られるという実情は、私自身受け止めているところであります。

このようなことから、今回設置いたしました商工・観光戦略会議によりまして、商店街の空き店舗の有効活用や駐車場の確保対策などを御提案いたしまして、商工会、観光協会、既存商店街、消費者などの立場で検討していただき、商店街の活性化や魅力ある店舗づくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

**○25番（小園義行君）** 今、市長の答弁が出ましたけど、これまでの事業の継続、そして新たな事業の

展開ということで、それぞれ施策を出されたわけですが、今進んだ面と、そして一方、マイナスの面、負の部分ですね、そこがちょっと出されたわけですが、3月の議会の時にも、この問題でどう認識しているかということで質問をしました。その時に、直接住民の声をいわゆるそういった商店主の声を聞いているというふうにはないという答弁でありました。この1年間約、市長に就任されて10カ月ですけど、この中でその職種別にいろんな人の声を聞かれたと思うわけですが、そういった首長自らが努力をして、そういった商売されている方々の声を聞くという努力はされたのか。そして、そのことを部下の職員である担当の所すべての人たちにそういった声を集めようと思えば、すぐ集まるわけですが、そういったことをされたのかですね、ちょっとお願いをします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

直接というわけではございませんが、ただいま、この合併によりまして、地元の商店が、どのような形で現在考えておられるかというような調査はしております。そのようなことで、それぞれ影響が有ると、あるいは影響は無いというような回答がありまして、さまざまだなというふうに思ったところがございます。確かに、影響が有るという方につきましては、会合等が減ったというようなことで、特に、従来ありました農業委員会あるいは議会の会合、あるいは宴会というものが減っておる関係で、影響が出ているというような回答をいただいているところであります。

それとは別ではございますが、折々お会いした時に、状況はどうですかというようなことは、なるべく聞くようなふうに心がけておりまして、そのような状況等の把握には努めておったところでございます。

**○25番（小園義行君）** 私も松山町ですかね、あそこでも農業委員会が本庁ということで、会議があった際にですね、それぞれ食堂を3軒ほど私が知っている所ではありますけど、順番に食べてますけど、食堂の御主人さんおっしゃるんですね、やっぱりそういった議会等の会議も無くなった、そういったものを合併によってそういうことだということで大変厳しい状況だという声であります。これは正直なところです。やはりですね、合併をして合併効果として何を出すのかとしたときに、やっぱり首長以下スタッフの方々が全力を挙げてそのことに対処していくという必要があるというふうに思います。直接お聞きをしなかったということであれば、市長が立ち上げられたその戦略会議ですか、そういった中でどういった声が具体的に出ているのか、ちょっとお示しをしてください。いわゆる住民の声としてそういう商売をされている方の中での戦略会議を立ち上げられているわけですけど、どういったことが出されているのかですね、そのいわゆる実情として声を聞かせてください。

**○市長（本田修一君）** 商工・観光戦略会議につきましては、ただいま立ち上げて、第1回目の会合をしたところでした。そして、さまざまな階層の方々を公募いたしまして、第1回目の会合をして、そして県の方からもアドバイザーとして県の観光プロデューサーの園田さん始め、4名の方をお迎えしまして、この地域の商工・観光について、いかに取り組むべきかということは今から協議を始めるところでございます。その中で、その商店街につきましては、特段意見は無かったように記憶しております。

**○25番（小園義行君）** 戦略会議の中で1回目だということで、そういう具体的な声等が出てないということではありますが、やはりね、スピード感がないといかんのじゃないですかね。現実にはですよ、毎日、



毎日のことで、これ来年3月になると確定申告が来るわけですけど、いろんなこと含めて。そうした時に結果が出ましたと、売り上げはこういうことでございますということではなくて、現状をちゃんと把握してですよ、行政というのは対応してあるというのが、私は基本的なことだろうというふうに思うわけですね。私が聞いているそういう人たちの声としては、今先ほど言ったようなことであります。合併して本当にあんまりいいことはなかったということをおっしゃってます。市長が、この志布志市が誕生して、合併をしたことによる効果というのを良かったというふうに受け止めておられるのか、それともマイナスというふうに考えておられるのかですね、合併の効果をどのように受け止めておられますか。

**○市長（本田修一君）** 先ほどの商工・観光戦略会議のこと、少し補足させていただきます。商店街のことについて話は無かったということは、ただいま商店街がですね、今の現況としてどうかということをお話し合わなかったわけですが、今後、いかにすべきかという形では検討が始まっております。

合併の効果ということでございますが、合併の効果につきましては、新市まちづくり計画に6項目を記載しております。一番目に、住民の利便性の向上、二番目に、サービスの高度化・多様化、三番目に、重点的な投資による基盤整備の推進、四番目に、広域的観点に立ったまちづくりと施策展開、五番目に、行財政の効率化、六番目に、地域のイメージアップと総合的な活力の強化というふうに記載しております。

また、国・県の財政的な支援としまして、普通交付税の合併算定替、合併特例債や合併特例交付金があると考えております。合併して11カ月を経過したばかりであります。徐々に合併の効果が現れてきているというふうに思われます。今後、さらに合併効果が現れるように、また合併して良かったと思えるような志布志のまちづくりに推進していきたいというふうに考えております。

**○25番（小園義行君）** その戦略会議では、今後いかにすべきかという、いろんなことであるでしょう。それは現状がどうなのかという所から始まらないと、戦略立てられないんじゃないですかね。だから、ぜひそういった点できちんと情勢の分析、状況の分析というのをした上で対応されていくというふうに思いますので、そこらについては現状をしっかりと踏まえていくという立場でやっていただきたいと思えます。

そして、合併の効果として今、市長はそれぞれ6点ほど述べられたんですが、徐々に現れていると。これ事業としての継続をされているそういったことで現れているというふうに思うわけです。住民サイドから見たときに、合併して良かったというふうに思える材料が全く無いと、私から言わせたらですね。一つは、税の負担というのがこの間、国民健康保険税、介護保険料、いろんな水道料、全部上がりました。そして役所の利用の関係、これもいろいろあります。市長が徐々に現れているというふうにおっしゃったわけですが、合併した効果として住民は、そのように受け取っていないと。市長の考えておられることと乖離があります、そこに。そこら辺についてはいかがですか。

**○市長（本田修一君）** 税の負担が増えたからというふうなお話ですが、この国保につきましても、介護につきましても、合併したから増えたということではないというのは再三お話しているところでございます。少子高齢化が進んで、国保の給付が増えてきていると、そして介護が増えてきているという、今年改定しまして、その3年前、さらにその3年前からもそういった傾向が続いてきている。そしてこ

れからも続くであろうということですので、このことの解決については、ずっと皆さんとともに知恵を絞って何らかの形で増加、さらに負担が増えるというようなことは避けなきゃならないということは再三、御相談を申し上げているところでございます。

水道の料金につきましては、合併調整によりまして、ふさわしい水道料金体系を合併後に採らなきゃいけないということで、一部の地域でそんな形で負担が増えた所はあったというのは事実でございますが、合併調整の際に、そんなことになったというふうに御理解していただきたいというふうに思います。

**○25番（小園義行君）** これは、国がやったから私たちには責任が無いんだということではないんですよ。合併の効果としては、極力国がそういうとんでもないことをやる時には、きちんと防波堤になって自治体が守ってやるというのが基本的なことじゃないですか。しかも合併初年度にですよ、いきなり次から次にこうと、これ正しく今の国がやっている連立内閣ですね、これはそうだったですよ、小泉さんの自民党・公明党連立内閣がやってきたことは、まさに地方切捨てと国民に負担増、これを押しつけてきたことです。そういった時にはやっぱり、きちんと自治体が何らかの対応をしていく、そういうことが必要だというふうに思うんですね。だから、ここのまちのトップとして首長として、そこに対して何らかの対策をしていく。これはですよ、お金の使い方だというふうに僕は思うんですね。そういった点で、市長の合併して効果がどうだったかという点では、非常に私と観点が違いますけれども、私は住民はとっても合併して良かったというふうにはあまり感じていないというふうにこれは思います。今後、そのことは市長も住民の皆さんと色々な本音で話される所で感じてこられるのではないのでしょうか。これはですね、やっぱり合併初年度に対してそういうものがあつたら、お金の使い道としては何らかの対応は考えられたはずなんですよ、これ。住民税の関係で言ったら500件から苦情が来たって。問い合わせ、苦情も含めて、本会議で答弁があつたやないですか。このこと一つをもってみてもですよ、直接国に文句は言えますか、だからここに言うわけでしょう。そういったことを考えた時に、本当に住民にとって合併をして、いいまちづくりをやっていきますと、そのことですね、思いを伝えないといかんじゃないですか。そして、その施策を出さなきゃいけないじゃないですか。そういったことが私と市長の間では少し違ふと、思いがですね。合併の効果として、私はまだ発揮がされていないというふうに思います。効果として現れていないというふうに思います。

そこで、このまちづくりというのはですよ、今あるものをしっかりと守りながら、遅れているところは引き上げていくということで、まちづくりが論じられなきゃいけないというふうに思うんですね。元は志布志町・松山町・有明町というそれぞれの地域であった。それが大きな一つのまちになって、上から見たときですよ、どういうふうにそれを守っていくのかということで、私は松山町の、あの役所のあの近辺ですね、そして志布志町のあの役所の近辺、それに付随されている商店街、その背後地に農村と、ここに対してきちんとしたですね、対応がされないと、私はますます志布志市全体が沈んでいくのではないかと心配をしています。

ちなみにですよ、この志布志の支所から80名、その合併当初、異動になりましたね。松山町は、これ時の首長もとても僕は立派だと思うんですけど、あまり人を動かさないで、そしてあまり人を替えないでという、そういう努力がされて、松山町についてはですね、ほとんど緩やかに私は合併を進んだとい

うふうに理解をしています。でも志布志町はですね、皆さんがおっしゃるに、役所に行くと閑散として  
いる。その近辺の人たちから見たら、職員も少なくなったという意味ですよ。そういった意味で、付随  
している商店街とか町全体をですね、非常にですね、沈んだ雰囲気になっているというのが私は実情だ  
ろうと。住民の方々もそういうふうに思っておられるというふうに思います。これですね、今後、国や  
県ですか、そこも次から次に統廃合というのが進んでいますね。これ県もですね、総合事務所設置計  
画案というのを出していますね。これで見ると、保健所、そして今大変問題になっているさんふらわあ  
の関係もね、22年度は駐在機関にするって言うんですよ、港湾事務所を。こういった状況をですね、本  
当にさんふらわあを残して欲しいという思いがあるなら、こういった問題も一緒になって今やらないとい  
けないじゃないですか。そして、志布志の支所からこんなに大量の人がいなくなって、保健所もやがて  
は支所になっていく、どれだけ人が残るのか分からない。港湾事務所も駐在機関になる。人がます  
ます志布志町地域から少なくなっていきますよ。どれだけの影響があると思いますか。仮に80人の  
方が、毎日食わないとしても、40人の人がですね、出前を取ったら1週間で200食、1カ月に1,500  
から、ちょっと一杯飲んだからラーメンでも食おうかと、2,000ぐらいすくなっちゃうような食数  
ですよ。これを考えた時ですね、大変失礼ですけども、有明町のこの役所の周りには食堂が1軒あ  
ったそうです、過去ですね。そして有明町の役所の人たちは、自宅に帰って食事をするか、お弁  
当を持って来られる。あまり、ここの役所は本庁があっちにこっちになっても影響があま  
りないと思います。志布志町地域は、もう完全にそのことで影響が出ている。松山にいた  
ってもそうでしょう。議会が無くなったと、そのことだけでも非常に大きなマイナスだとい  
うことですね。そして今回、この県が出したこれでいくと、保健所、そして港湾事務所、  
それぞれこれ何人おられるんですか。ここに対して、きちんとあなた方が、残してくれ  
というようにそういった運動をされたんですか。そこら辺について、少し影響をどのよ  
うに考えているかお願いします。何人いるかということと併せてですね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

県の合庁の総合事務所の統合につきましては、私どもは、その事務所の設置について、薩摩半島に比  
較して、大隅半島が一つになるということはとても納得できないということで、曾於地域の2市1町で、  
行政と、そして民間団体と共々、県に対して合庁の存続について要望を続けてきたところでござ  
います。その中で今、議員お手元にお示しになりました統合計画を示されているところでござ  
いますが、今議会で県議会の方も審議されるというふうに聞いておりますが、それ以前にさま  
ざまな形で、存続については要望を申し上げてきたということでございます。

港湾事務所及び保健所の人数については把握しておりませんが、保健所については、保健所の機能と  
いうものを考えた時に一部残してもらえらるというふうには聞いております。さらに、港  
湾事務所にいたりましては、今お示しになったようなことでございますが、ただいまさん  
ふらわあの問題等がありますので、さらにこの事務所の体制については、維持を求めてい  
きたいというふうに思います。

**○25番（小園義行君）** 保健所、そして港湾事務所ですね、結構な数おられますよね。そ  
ういった状況でですね、市長が徐々に合併の効果が現れているというふうに先ほど答  
弁があったんですが、どんな所に現れているんですか。

**○市長（本田修一君）** 合併いたしまして、小園議員御自身もそれぞれの地域に足を運ばれて、そしてそれぞれの地域の実情を聴取されている、交流をされているというふうなことでございます。

私どものまちは、それぞれ3町独自の歴史と文化と伝統をはぐくんでまいりまして、それぞれの歩みをしてきた地域がこうして一つになったということではありますが、実際は振り返って考えてみますと、志布志のまちを中心とした経済圏に成り立った。そして志布志の事業所を中心として成り立ちました雇用関係というもので志布志を中心とした経済圏の中にあっただけではないかと、今改めて思うところがございます。

そのような中で、行政の区域があったということがありまして、それぞれの地域の独自性を保っていたわけですが、それらのものが、このほぼ1年間で、だんだんだんだん無くなってきたから、新しい市の市民としての意識が醸成されてきているんだなというふうに、さまざまな取組を通じて感じているところであります。

そのような共通の理念あるいは共通の雰囲気というものを基にして、これからさまざまな団体が一つになっておりますので、それらの団体で新しいまちについて、自分たちの果たすべきは何かという歩みが始まっているようでございます。

それらのものが、とりあえず今回、今お示しできる合併の効果ではなかろうかというふうに考えるところでございます。

**○25番（小園義行君）** 少し厳しい質問といたしますかね、10カ月だからちょっと勘弁してよというぐらゐの答弁で帰ってくるのかなと思いましたが、そういうふうにおっしゃるから聞いたんですけど。徐々に現れているということで努力をされているということだろうというふうに思いますが、私は、今市長の答弁でありましたように、この志布志市の経済の中心というのは、やっぱり志布志町だろうというふうに思います。そして、背後地と言うと大変失礼ですけど、純農村地帯の有明町、ここの農業振興をしっかりとやる。そのことで志布志の町の商店街も潤う、松山も然りですよ。そういった観点に立って私は、市の行政というのが動いていかなきゃ、全体が沈んでしまうというふうになってしまうのではないかと気がしております。

そこで、ちょっとお聞きしますね。当初80名から動いた志布志総合支所、そして松山総合支所、当初は松山58名で合併当初はですよ、そして志布志町地域60何名だったんですが、現在ですね、それぞれちょっとお聞きしましたら、松山町も若干増えてたりしています、これ市長部局ですよ。教育委員会も含めて志布志町地域だと約117名と。松山町が68でしたか、61でしたかね、そういった状況です。これ大変心配するのはですね、5年後は、この総合支所は何名の人員に果たしてなっているのか、どういうふうな予測がされてますか。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

**○総務部長（隈元勝昭君）** お答え申し上げます。

5年後に、その各支所の職員数はというお問い合わせでございますが、今、このことにつきましては、行革大綱の中で推進委員会を設けまして、今5回ほど開催をしているところでございます。実質的な定員の数値目標ということにつきましては、一応目標という数値は上げておりますが、適正化数値目標と

いたしましては、18年度が今401名でございます。それで、23年を目標といたしまして、5年後は351名ということで、50名の全体での削減、ですから志布志支所、松山支所が何名になるかは、まだ今後のいわゆる協議を重ねていながら適正な数値を出していくと。もちろんこれにつきましては、5年後に退職者が何名出るか、その数値と合わせながら、職員の配置、そういったものが決まっていくというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○25番（小園義行君）** これですね、多分現在の総合支所方式というのをずっと維持していくというのは僕は困難だろうというふうに思います、常識的に考えてですよ。10年間で110名から減らされるわけですもんね。その中で志布志支所、松山支所がどれくらいの人になっていくのかというのは、これ先に合併をしたいろんなまちを見てみると、もう明らかです。完全に少なくなってますよ、兵庫県篠山、いろんな所、インターネットで全部調べましたけど、そういう状況ですね。そういった中で、県だってですよ、これ市長、これ御存じですよ。全部、鹿屋市に統合していくんです、大きな所はさらに大きくなっていく、これいいでしょう。地方切り捨てられていく。鹿屋市に重要港湾があるんじゃないんですよ、これ志布志にあるんですよ。にもかかわらず、県のやり方はこうですね。現在の総合支所方式をずっと取りながらやっていくといたら、職員はいなくなる、サービスの対応というのは大変、僕は難しいというような気がしております。

そういった点で、この見直しをですね、やっぱりスピード感を持ってやらないといかんのじゃないかという気がします。

併せて、そういった商店街を無くしていかないと。今あるものをちゃんと守るという意味からしたときに、私は行政はどうあるべきだというのは、もう賢い皆さん方だから分かると思いますけど、行政というのはケースワークだと思います。人がたくさんいて、その時にいろんな要求が出、それに対してどう対応していくのかと。人口が多い所ほど、そのケースワークというのは発生しますね。少ない所には無いじゃないですか。たとえ、うち子供4人いるんですけど、これが1人だったらですよ、あんまり問題は起こしませんよ。4人いるから目が届かなくてですね、たくさん問題を起こしますね。だから、一つ一つそれにやっていかなきゃいけない。これと同じだと思うんです。住民がたくさんいる。そこにいろんなケースワークが生じてきた時に、どう対応するのかというのが行政のあるべき姿だろうというふうに思うわけですね。

そこで、先ほど市長がおっしゃいました、この志布志市を見た時に、あの志布志町地域の経済の中心地は、やっぱり志布志町地域だというふうに先ほども認識がありましたが、そういった所に対して、私は、その行政に対して住民に返す、このケースワークの件数、そういったもの等も含めてですね、しっかりと見直しをしていくべきだというふうに思います。

ちなみに、私、農業委員もさせていただいてますが、松山町・有明町・志布志町、ここで農地転用の件数とかですね、それからそういう3条・4条・5条の件数でも非常に差があります。これは、そこに住民がどれだけ住んでいるのかということから発生してくることだろうと思うんですね。そういった意味で、経済の中心地である、その志布志町地域、併せて町並みをしっかり守るとか、そこに付随してい

る人たちをしっかりと守っていくという点で、そのまちの一番優秀な企業である市役所、これを今、有明町に本庁がありますが、少し見直しをいろいろして、本所機能を志布志町地域に移すとかですね、いろんなことも僕は考えていかなきゃいけない時代に入っていると。5年後は、まだどれだけそれぞれの支所が置かれるのか分からないけれど、これが仮にですよ、今の志布志町地域のここで人が少なくなっていくときに、その影響はさらに増えていくというふうに僕は思っているわけですね。

そこらについて、先ほどの市長の経済の中心地は、やっぱり志布志町地域だということを確認した上で、本庁機能の見直し、本庁舎を例えば志布志に移すとかということではなく、本所機能をですね、志布志にやって、本庁舎はここでもいいでしょう。本所機能を移して、人の配置をしっかりとやるとか、そういった考え方というのを少し考えられんもんかというふうに思うわけですが、いかがですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今、議員のお話を聞きながら、ふと思ったわけですが、この新生志布志市の市役所となりました有明の庁舎は、昭和33年に有明町が発足して、それから20年近くしましてこの地に役場として構えたわけですが。しかしながら、今お話があったように、この役場の前には1軒しかそのようなたぐいの店はできなかったということでありまして、その建設する当時は、商店街ができるというような期待感もあったようですが、結果的にはそうならなかったと。そして、志布志の役場の前を見た時、志布志の役場がありながらも、商店街は衰退していったというような現実があったということですが。そのようなことを考える時、なぜそういうふうになるのかというふうに考えますれば、当然そこには時代の流れとともに、人々の広域化があったんじゃないかと、経済の広域化があったんじゃないかとというふうに思います。そのような中での流れであったということで、今また仮に、そういった形で志布志の方に増員したとしても、じゃあ本当に商店街の活性化が図られるのかという問題は、つきまとうんではなからうかというふうに思ったところでございます。

この支所の機能、総合支所の機能、そして本所の機能ということにつきましては、合併協議会で十分論議をさせていただいた結論でございますので、この体制につきましては、しばらくこの体制でさせていただきたいというふうに思います。

**○25番（小園義行君）** 今、市長がおっしゃったことは冒頭しっかり話をしたつもりですけど、これ、商店街のシャッター化とかそれはですね、国がとんでもないことをやった時に自治体がどうやって守っていくのかということが大事だということ、これ冒頭言いましたね。大店法の改正をしてですよ、規制緩和したからこういうことになっちゃってるのは、理解した上で今質問してるんですよ、そのこともちよっと理解していただかないといけないです。国がそういうことをやったから大変なことになってる。そういう時に、この自治体として何をやるのかということが問われているわけですよ。だから、そのためにこれまでいろんなことをされたじゃないですか。もちろんそういったことも含めてですよ、そのまちで一番優良な企業である市役所、そうやって人がたくさんいる所をリストラすればですよ、さらに第二、第三の打撃になることは見えているわけじゃないですか。影響の少ない所にそういったものをしっかり置くということの方が、私は大事だというふうに思うから、国がとんでもないことをやったツケを地方に回しているわけでしょう大店法の規制緩和をして、さんふらわあ、規制緩和して、こんなふうに

なっちゃってるわけでしょう。そういうときちんとここでどうやるのかということ、そこで住み、営業している人たちに対して、自治体として防波堤になって何らかの対策を打つと、これが私は肝要だと思います。そのためには影響の少ない方法でやる。そうでしょう、松山町地域は本当に僕、何回も言うようですけど、あそこでもいろいろ聞きました。職員の人の異動もそんなに多くないですよ。それを考えた時に、その地域を守るという時の首長の熱い思いですよ、これ。そして、有明町も先ほどおっしゃったように、確かに、ここを造る時はそういうふうには絵を描かれたかもしれませんが。でも結果として動かなかったわけですね。貼り付かなかったわけですよ。であれば、今あるものを維持していくために、志布志の町のあいつたものを本当にするためには、きちんとそこに対応をしていくべきだというふうに思うわけですね。そういった点で、私は今後ですね、この支所の見直し、そういったこと等も含めて、昨日も出てましたけど、この部長制のことで人が足りないということであればですよ、もうその人がお辞めになった次は、ちゃんとやらないというようなことで人を確保していかないと、5年後の見通しも僕はぞっとするような気がしてなるんですね。松山・志布志・有明、一緒になって志布志が、その全体が沈んだら、これどうもいかんでしょう。ぜひですね、今後この問題は今後も私は取り上げていって、今あるものをしっかり守っていく、もちろん有明や松山のそこもちゃんと守るという意味、当然それは分かっておられると思います。そういうことでね、本庁方式また総合支所方式、これがずっとこのまま行くというふうには考えられない中で、どういうふうにするか、そこを守っていくのかというのは、今後もですね、きちんと今はとりあえずそうだといいことですが、志布志町の住民もあなたにたくさんの応援をしているんですね。選挙の結果は、あなたが勝ったのはそうでしょう、松山の人もたくさん応援してくれましたよ。そういうことを踏まえて、私は公平な対応を、国がいろんなとんでもないことをやった時に、きちんと防波堤になってやるというその視点で、今後もしっかりと見ていただきたいというふうに思います。

次に、児童福祉の関係でお願いをします。

今回、昨日もこれやりとりありましたので、あまりいろんなことをお聞きしませんが、少しお願いしますね。

昨日の迫田議員への答弁ということで、平成19年4月1日、これを平成20年4月1日に方針転換というふうに理解をしていいわけですね。これ、そういうふうに変更しなければならなくなった今回のことを、どういうふうに見て止めておられますか。

**○市長（本田修一君）** 昨日もお話しましたとおり、説明会を開催いたしまして、それから民間移管という手続に至るまで、期間が、時間的に足りなかったというふうに思っております。そのようなことで、もう少し保護者の方々にも丁寧な説明が必要であるというふうに認識したところでございます。

**○25番（小園義行君）** 市長、時間が足りなかったんじゃないかと、住民の声を聞かなかったからでしょう。やっぱりこれ、しっかりとですよ、そこら辺を聞いておれば、こんなことには私はならなかったというふうに思うんですね。

市長は出されてますね、過疎自立促進計画、そして、あなたが出してます、この行政改革大綱ね。こう言ってますよ、改革に当たっては、住民サービスに十分配慮するとともに、民意を常に反映していく

ように努めますというふうに、あなたがこれ言ったんですね。それで、過疎自立促進計画、これはですよ、しっかりと保育サービスについてもね、うたってます。公立、そして民間、民間の公立、そして現状と課題と。それで対策として民間移管も確かにうたっておりますよ。でもね、この行政改革をやっていくときに、基本方針としてはですよ、住民サービスに十分配慮すると、民意を常に反映していくように努めると。これ、まさに民意が民間移管にあったというふうには僕は思わないわけですね。そういった点で、今後この問題については、しっかりと保護者の方、住民の声を聞くということを確認をさせていただけますか。今後、この問題、これから時間をかけてやるということで、保護者の声を十分に聞くということ、まずいかがですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

基本的には、そのようなことで、保護者の方々の御意見は十分賜りたいと。そして、私どもの考えも理解していただくような形の働きかけは十分させていただきたいというふうに思います。

**○25番（小園義行君）** 何か時計が早く回ってませんかね、何かそんな気がしてますけど。

十分に声を聞くということでもあります。

じゃあそこで少し、説明会ですね、これもらいましたけど、これを見て僕はびっくりするような答弁ばかりですよ、これ全部、市長が答弁されたんですか。そうですか。

**○市長（本田修一君）** ほとんどのことにつきましては、私が回答したと思います。

**○25番（小園義行君）** これを見るとですね、本当に市長自身が、これ自れを見るとですね、本当に市かりしてますよ。読みあげません、一々もう。本当にいいですか。

一つはね、保護者から見たら、合わなければ転園すればいいと言われるが、現実には地域的に考えて難しいのではないかと、こんな考えですね。こう言ってますよ、民間の場合は保護者の意見が反映されやすく、柔軟性は民間の方が上であると言いながら、公立と私立の差は少ないと考える。まさに、どっちをどうやって聞きゃよかとかよて、こんなのが、もうあちこちに出てますね。民間は、保護者の意見についてはすぐ対応してくれる。公立ではそうはいかない。そこで、こういうのがたくさん出てますが、現在、公立保育所で働いておられる人たち、その先生、保育士の方、保護者の方、まさにですね、こういう答弁を聞いて、何と思っているのかというふうに僕は思われて仕方がないんですね。これ公立保育所の形態ではまずいというふうに思っておられるんですかね、もう1回そのことを聞かせてみて。

**○市長（本田修一君）** 公立保育所の形態でまずいということではなくて、合併の際に、さまざまな形でまちづくり計画が作成されたわけでございます。そして、それ以前にも有明町におきまして、公立の保育所につきましては民間へ移管すると。そして、志布志町においては既になされていたと。あるいは松山町でも、そのことを前提とした配置がされておったというような状況がございましたので、そのようなことから民間移管にするというようなことで説明会を開始したところでした。

**○25番（小園義行君）** ということは、公立ではまずいというふうには理解をしてないということですよ。そのことは確認できますね。そういうことですよ。

そこでね、これ当局の都合上、保育所を運営していく側としての発言だというふうに思うんですけど、具体的なことをちょっと聞いてみます。この1箇所だけ応募がなかったという、それほどこの保育所で



すか。この1箇所だけないというのは、このことは民間も手を出さないわけだから、公立でやってちょうだいということですよ、1箇所もなかったということは。昨日の答弁では、市外にも含めてやっていくということですが、その1箇所の保育所というのは、どこだったんですか。

**○市長（本田修一君）** 今回改めてその移管に向けて移管先の募集をした際に、1箇所だけについては応募がなかったという状況でございます。そのことにつきましては、昨日も答弁いたしましたように、改めて範囲を広げて募集をするか、あるいは抱き合わせで応募をしていただくかというやり方もあるというふうにお答えしたというふうに思います。

**○25番（小園義行君）** どこだというふうにすると、ああ、あそこはまずいのかという感覚もあるから言えないわけでしょうが。ちょっとお願いします。このね、やりとりの中でね、それぞれ旧志布志町地域のことなんかもいろいろ出ているわけですけど、今1箇所うまく応募してくれなかったということですが、17年度の決算で、ここに保育所の事業の関係が出ています。これね、公立保育所と市立保育所があります。ここで、何も問題なく来たんだというふうに、ここでも言ってますね、これね。だけど現実には、旧志布志町ですね、保育所条例、これ志布志、安楽、田之浦、たちばな、ひばり、おおぞらということで、ここまであったんですよ。民間移管しましたね、その時に田之浦保育所は、安楽保育所と一緒に民間移管になったんですよ。今回、ここに出ているように田之浦保育所が消えているわけですね、17年度のあなた方の実績ですよ。これは田之浦保育所は、現状の30人定数で当時30人、でも現実にはそこまでいかなかったから、それだと経営が成り立たないから、安楽保育所の分園としてやってくれということで、この実績が出ているわけですよ。そのことによって、志布志町の、こっから見たら、15名のですね、定数が削られているわけですね。安楽保育所、この当時60です、いいですか。そして田之浦30、現在の安楽保育所の定数75ということは、分園方式だからね。ここでいくと90だったのが、15名、定数まで減ってるんですよ。そういうことになるわけです。そうしないと経営的に成り立たないから、こうなってるわけでしょう。そこについて何も問題はなかったんですという、このね、説明会のやり方。いかがですか。そこについてはね、しっかりとお知らせしないといかんですよ、そういうことも含めて。いかがですか、市長。

**○市長（本田修一君）** 問題がないというような、その説明会の質疑の中で回答いたしましたわけですが、そのことにつきましては、特段、民間移管後に保護者の方から苦情がなかったという意味で、問題がなかったということでございます。

**○25番（小園義行君）** 住民から苦情がなかったけど、議会の中、いろんな所で、これ問題があったんですよ。一般質問してるんですから、そのことによって。ただ、住民から志布志町のアンケートを取るつもりはありませんかと言ったら、ないと、聞かないと言ってますよね。そのことによってですよ、これ。あなたが言ってるんですよ。いいですか、ちょっと読みますね。旧志布志町は苦情がないとのことだが、預けている保護者に対して移管後、アンケートは取っているのかと、そういうことしていないのに苦情がないというのはおかしいではないかと。答弁、苦情を直接は聞いていないということである。何をもちて苦情がないと言われるのか。電話等がないからかと。そしたら市長は、電話や投書または直接にインターネットでだって伝える方法はさまざまあると。今度は、その中で苦情は聞いてないという

ことであると。旧志布志町のアンケートを取って、その集計が見てみたいという保護者の方が言っている。資料の事前配付があれば、今日はもっと有意義な話合いができた、前向きですよ、保護者の方々は。アンケートを取るつもりはないと、あなたが即座に断ってるんですよ。こういうことをやりながら、現実の問題があったんですよ、これ。志布志町の条例定数も少なくなっている、民間移管したことによって分園方式を採らざるをえないということが大変だから、そうしてちょうだいということになってるわけですよ。そこについては、いかがですか。

**○市長(本田修一君)** 少子高齢化に伴いまして、子供たちが減ってきているという状況でございます。そのような中で、たとえ公立であろうとも、将来的には経営的に小さな規模になりますと、統合というのはあり得るというようなお話もさせていただいたところでした。そのような中で、旧志布志町におかれましては、そのような形で移管がされたものと理解しております。

**○25番(小園義行君)** やっぱこれ、児童福祉法の精神にのってやらなきゃいかんでしょう。そして、しかもあなたは、日本一の子育て支援のまちづくりを標ぼうされているわけでしょう。こんなことで果たしていいんですかね。

そこでね、ちょっとお聞きしますね。17年度決算、保育所運営費、決算でいくらだったんですかね。

**○市長(本田修一君)** ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

**○福祉部長(蔵園修文君)** そのことについては、数字を持ち合わせておりませんので、直ちに調査してお答えしたいと思います。

**○25番(小園義行君)** ここに決算のね、あれが出てますよ、9億4,563万。これがすべて民間移管をしたということに前提として、扶助費がいくらになるんですかね。今回、来年の4月からやろうとされてた、当然そういう計算をされてるんですが、公立、松山と有明の6箇所ね。そして、これを民間移管した場合に、この扶助費がいくらになるのか、どういった試算がされてたんですか。あなた方が、財政上厳しいからそうやるんだと言うわけでしょう。

**○福祉部長(蔵園修文君)** 総額については試算はしておりませんが、当然その保育単価基準に基づいて、4月1日現在の額で算定するということになるかと思しますので、今の段階で次年度の移管後の扶助費がいくらになるというのは、試算はいたしてないところでございます。

**○25番(小園義行君)** 福祉部長、それはよく分かるんですよ。けどもね、人件費、その他諸々について、ほとんど変わらないと、この9億から下がりますよ、多分ね。当然そうだと思いますよ。民間移管して保育所の職員の人は、こちらに来るわけですからね。そのことを除いて、この扶助費というのは、子供たちがそれだけおれば、現在と同じ数だというふうにしたら変わらないわけですよ。そのことを市長は認識されてますか、いかがですか。

**○市長(本田修一君)** そのとおりだというふうに認識しております。

**○25番(小園義行君)** あと、減るのは、無償譲渡して、その施設の維持補修、維持管理費が要らないと、それだけのことですよね。全体の維持管理としてこう見ても、僕が見ても何億もかかっているというふうには思わない、人件費除いてですよ。そういう意味からしたときに、民間移管しても、公立であっても、きちんとそのことは同じ手当をしていかなきゃいけないということを、そのとおりですよ。

私はね、やっぱりこういった問題を本当に何でも規制緩和の中で民でできるものは民へ、これは果たしていかなものかと。やっぱり行政が携わってやっていかなきゃいけない問題とそうでないもの、もちろんいいでしょう。でも今、国がやってるのは、窓口、行政の窓口ですね、これ市場テスト法という法律が通っちゃったから、やろうと思ったら何でもやれるんですよ。あなたが決断しさえすれば、もうすぐやれるんです、これ。個人情報の保護とかいろんなことあるから、なかなか難しいけれども、それやってるまちも現実にあるんですよ。こうすると、ここにおられる職員たち、ほとんどリストラされていくということです。そういったことでね、さっきも言いましたね、一番この町で優良な企業がリストラをしたら、どうなりますか。そこにぶら下がっている家族、いろんな人、大変でしょう。そういうことを考えるから、こういうのはよくしっかりと検討してやってちょうだいということです。扶助費の関係は変わらないというふうに、もちろん人件費そういったものはありますよ。残りは、その維持、補修費、そういったものだけだと、扶助費として出すものにはほとんど変わらないと。これ前もずっと旧志布志町の時代にも言ってきました。それを確認します。

そこで仮にですね、これを民間移管したとしたときに、保育所で働いておられる職員の人たちの、一般職へ、こっちへ上がってきますね、そういったことも含めて、職員適正化計画が考えられていたのかどうか、そこだけちょっとお願いします。

**○市長（本田修一君）** そのことにつきましては、全般的な配置ということで考えております。その移管が進めば、それなりの配置はしていくというふうになるかと思えます。

**○25番（小園義行君）** そこでね、昨日の迫田議員のやりとりの中で、職員採用を今回14名でしたっけ、11でしたっけ、保育所から仮に来年4月1日だったら、保育所から上がって来られる人、それも考えた上での今年、採用試験で11名という採用枠だったのかですね。そこらについては真剣に論議がされた上で、これはもう始まってたんですよ、現実には。どうですか、そこら辺は。

**○市長（本田修一君）** そのことも考慮して採用予定にしております。

**○25番（小園義行君）** 僕から見たらね、あんまりそういったのは考えられてないんじゃないかという気がします。なぜなら、一方がとんざしちやってるわけでしょう、これ、全く白紙だとおっしゃってるわけで。一方で、11名の採用と、そういった問題もしっかり真剣にやらないと、何をやってるのよて、言われてもしようがないじゃないですか。僕はそういう気がしてなりません。今回確認できたのは、民間移管しても、このいわゆる保育所の扶助費として出すものについては、今とあまり変わらないということは、よく理解がいったと思います。ぜひね、これ来年1年間かけて本当に住民の皆さん、保護者の方の声を聞きながらしっかりとやっていただきたいと、そういうふうに思います。

次に、この保育所の民間移管という基本的に私は反対であります。この中で議会の中で何も反対はなかったのかということと問われて、時期が早すぎるという議員もいたけどというふうに、あなた答弁されてるけど、基本的に僕は反対ですよ、こういうのは。職員のリストラ、そういったものにつながっていく。あんまり良くない。だから、反対という立場で質問もしてますので、そこだけちゃんと住民にも正しく伝えていただきたいと思います。

次に、児童虐待のことでやりたいと思います。

昨日も小野議員との間でそれぞれやりとりあったんですが、本市の状況というのは、昨日出たので詳しくやりませんが、これ厚生労働省がですよ、児童虐待の早期発見・保護を目的に今、市町村や学校・医療機関などとする要保護児童対策地域協議会と児童虐待防止ネットワーク、これを去年、2005年の4月に改正児童福祉法が施行されましたね。そのことでやってるわけで、全国のやつが昨日、小野議員の方で数等も出されましたので、あれですけど、県内をですね、ちょっと調べてみました。我が市は出ました。児童虐待の件数というのがですね、もう非常に17年、18年、県の合計が18年度で途中ですけど、17年度が330件、通告数ですよ。そして、18年が288件です。認定が、そのうち17年が194件、18年は161件、18年はまだ終わってないですからね。こういうことです。

それで、このいろいろあるわけで、そのやりとりの中でもあったわけですが、この児童改正福祉法、改正児童福祉法ですか、これに基づいてですよ、いわゆるその児童虐待の防止ネットワーク、そして要保護児童対策地域協議会、これがちょっと確認をさせていただくと、昨日のやりとり聞いてて、本市では夜間・休日の対応というのはOKだというふうに理解をしました。そうですね。市長いかがですか。

**○市長（本田修一君）** そのようなふうに理解していただいていると思います。

**○25番（小園義行君）** そこで、これ、49、前は96市町村あったわけですが、49市町村になってますね、今。その中で夜間・休日の対応というのは44市町村あるということでありまして。改正児童福祉法で虐待防止ネットワーク、これが10市町村、10市町ですね、村はありません、ごめんなさいね。この近辺では大崎町が、その虐待防止ネットワークを発足させてます。そして、この要保護児童対策地域協議会、これはその改正児童福祉法に基づくもので、参加する関係機関に守秘義務が生じるということで情報の共有ができて、支援が活発に、円滑にできるということで、それを作りなさいということに基づいて動いているわけですが、この虐待防止ネットワーク、これ10市町と今言いましたね、要保護児童対策地域協議会、これ15市町村しか作ってないんですよ。この近辺では鹿屋市、曾於市です。我が市は、まだこれについての具体的なこの法に基づいてされてないわけですが、昨日のやりとりを聞いてまして、はぐくみランドが窓口だということであったけども、その一つの所だけにそういう責任がいくというのは非常に問題の解決も大変だろうと、そこを受けられる方々も大変だろうというふうに思うわけですね。この改正児童福祉法のこれが施行になったことによって、虐待防止ネットワーク、できたら要保護児童対策地域協議会、こういったものを、もうある程度できてるというふうに僕思ったわけですが、立ち上げて、この対策協議会というのを作っていくという考えに立てないのかですね、いかがですか。

**○市長（本田修一君）** 虐待の件数が、本市においても、昨日の話で増加傾向にあるというようなことでございます。子育て支援センターを中心に福祉課、保健課及び関係機関との連携を図りながら、その体制の充実を図っていききたいというのもお話ししたとおりでございます。

要保護児童対策地域協議会設置につきましては、設置市町村の先進事例を参考にしながら今後、設置については検討していきたいというふうに思います。

**○25番（小園義行君）** もう市長、検討するということは、前向きにあるということですね、今の検討はね。でも実際に、これ法が施行されているわけですから、そうしたほうが虐待の防止というのにつながると。昨日の市長の答弁でも、そんなに我がまちでもたくさんあるのかということ聞いて、びっく

りしたということでしたが、ぜひですね、この地域対策協議会、防止ネットワーク、これどちらでもいいでしょうけど、一番いい形だと、この地域対策協議会ですか、地域対策協議会、これを立ち上げて、しっかり学校、医療、そして行政、うまくそこを連携してやっていくということが必要だというふうに思います。今、先進地をとということでしたが、この設置目的の調査がですね、回答、厚生労働省出てますが、早期発見・早期対応というのが80.2%設置した市町村で、そういったものが効果として出ているということです。それで発生予防、これも71.6%の自治体が回答を寄せています、そこで。ただ、これについてもですね、これは本当にちょっといろいろあるわけですが、厚生労働省がちゃんと法律を作ってやるって言っているわけですけど、この設置ができてない所というのはですね、調整機関のコーディネーターの人員確保が困難だと、そういう専門性の高い人がなかなかいないということが一つと、予算確保が困難である。これが31.9%の自治体が答えていますね。国はですね、最初やりなさいと言って、2分の1補助しますとかいろんなこと言うけど、3年間したら引き上げていく。福祉制度はすべて今まで私がこういう問題を見てきて、いろんなことで後退をさせていきます。最初だけやって、後知らないよって、ここがだから困っているという自治体としてはですよ、いうことなんですね。そういったこともあるけれども、市長にもう1回お聞きします。この要保護児童対策地域協議会、子供たちの虐待を防止する、そういった意味で先に進んでいる地域のそれを見て検討すると。検討するというのは前向きにあるというふうに理解をしていいですかね。

**○市長（本田修一君）** 先ほども申しましたように、設置の市町村、先進事例等を参考にしながら今後検討したいということですので、ただいま議員御発言のとおりだというふうに理解していただいて結構でございます。

**○25番（小園義行君）** 昨日の部長の答弁、そして聞いてましても、本当にこれ立ち上がってんじゃないの本当は、という感覚がありました。それぐらいよくやれてるけど、ただ、きちんとしたものになってないということですので、ぜひですね、隣町やっていますので、お願いします。

次に、国民健康保険についてちょっとお願いをします。

国保の17年度決算を私も審査委員会に属してさせていただきました。非常に高い伸びをしているということで、保険給付費等ですね、毎年、15年、16年、17年ということで保険給付費ですか、これすごい伸びを示しているわけですね。

この現状を市長として、ぴんぴん元気塾とかですね、いろんなことをやりながら対応されてきているわけですが、この医療費の伸び、こういったものに対して現状をどういうふうに理解されていますか。

**○市長（本田修一君）** 医療費の伸びにつきましては、高齢化が一番大きな原因ではなかろうかというふうに思っております。

**○25番（小園義行君）** 国保会計、そして老保会計ですね、それぞれここに出てますけども、非常に伸びているという状況の中で、その医療費の伸びというのが非常に重症化しているということが、ここに書かれていますね。そういった意味で、その現状として大きく医療費を伸びさせているものについての病名、例えばがんとかですよ、脳疾患とか脳の疾患によってということなんかもあるんでしょうが、こういった分析になってるんですかね、そこは。

**○市長（本田修一君）** ただいま全体的な医療費の分析につきましては、医療費適正化特別対策事業によって対策を図ろうというふうにございますが、現状といたしましては、国保の場合、一番多いのががん、次に脳梗塞、くも膜下出血等の脳疾患が三大疾病となっておりますというふうにいわれております。

本市においてもこのようなことで、この病気につきまして予防対策が必要ではないかというふうにござしております。

**○25番（小園義行君）** この過疎計画の中でもですね、17年度決算も今そうだというふうにおっしゃってますが、成人の保険医療における最も大きな課題は、がんや心臓病、脳血管疾患、こういった克服だというふうにござしています。今17年度の決算についても全くそのとおり書かれているわけですね。そういった意味でがんや脳疾患のそういったものをしっかりとござ調べるとござか、分析をされてございうことになってるんござしょうが、このレセプトの点検、そういったものをしながらですね、分析をしっかりとござしていく必要があるというふうにござ思っございますね。そういった意味で、医療費の伸びの大きなものを占めるのは、ございうものござというふうにござ今市長の方からも答弁がありましたので、私ござぜひですね、その対策として、医療費の分析、保健指導、レセプト点検の体制充実ということ等が、そして医療費適正化の広報や医療費抑制と、こういったものがござ必要ござというふうにござ決算であなた方がこれからの現状と、これからの課題を分析をされてございます。

ござした中ござですね、やはりございう人間ドック、ござこござについては、あなたござたちが助成されてござますね、人間ドックのござそれぞれ日帰りござとか含めてござですね。ございう中ござ保健師の利用の仕方ござというござか、ござ生か仕方ござござか、ござこござも決算の中、少し論議をござさせていただきましたござけど、ございわゆる住民ござがいて、その住民ござが病気をござする。ござそれがござ高齢者ござだったりございろいろあるござわけござですが、ござ若い人ござでも、くも膜下出血ござとかいろいろあござたりござするござわけござですね。ございう中ござ、私ござ非常に問題ござだござあと、ござずっと志布志町時代からもござ考えてございましたござけど、医療、福祉、保健ござというのはござ一緒ござじゃないござといござけないござのに、ござこうござ分けてございるござじゃないござござかござ今ござも。ござこござに非常に僕ござは問題あるござなござというござ気がござしてござならんござござですね。ござだから、志布志市の医療費ござが高齢ござの方もござ若い人ござも伸びてございござっている原因ござというのは、ござ先ござほどござ出ました。ございうござしたものをしっかりと分析ござするために、保健師ござ集団の力をござやござっぱりござ借りるとございうのは、僕ござはござ大事なござことござだろうござござ思っござますござよ。ございうござした意味で、保健師ござをござこござちに1人、ござこござちに1人、あござちに1人とござ配置ござしござとござけばござよいござということござではなくて、保健師ござ集団の力をござ本当ござ専門性の高い、ございわゆるござ知識ござすべてをござ兼ねござ備えてございるんござござしょうござから、ございうござした人ござたちをござ生かすものござとして、ござこのござ組織のござ見直しござもござ含めてござござすござよ、保健師の在り方、保健師ござが行ござって、ござございうござことがござできるござようござなござござですね、ござ垣根をござ飛びござ越えてございるござんなござござできるござようござな保健師の生か仕方、栄養士ござの生か仕方、看護師ござの生か仕方ござというござものござがあるござのではないござかございうござふうにござ思っござますござね。ござそれをござばらござばらござにしてござござすござよ、ござこござちに1人、ござこござちに1人、ござこござちに1人ござというござございうござやり方ござでは、ござあんまりござ良くないござのではないござかございうござふうにござ思っござますござね。ございうござした意味で、保健と医療、福祉ござというのはござ一体ござしたものござでないござといござけないございうござふうにござ思っござますござが、市長、ござこござはいござかがござござすござか。

**○市長（本田修一君）** 医療費の高騰を抑えるために予防・保全ござということござは非常にござ大切ござだございうござこと

でございます。

そのためには、今お話があったように、レセプト点検したり、保健師等も十分活用していきながらこのことに努めていかなきゃならないというふうに思います。

御指摘のとおり、国保の係、介護保険の係、保健対策の係というものが友好的に連携しながら、そして機能的に図っていく組織というものを改めて検討していかなきゃならないというふうには思っているところでございます。

**○25番（小園義行君）** そこで、ぜひそういう対応を今後、市としての考え方として、今市長の方からありましたように、よく理解をしました。

それと併せて、この医療費の伸びの大きな原因になっているがんや脳疾患ですか、ここについては脳ドックとかですよ、ペットとって、いわゆるお砂糖をちょっとやって、そこで検査する。これは保険がきいたりきかなかったりするわけですが、予防・保全としてですね、ぜひそういった二つのドックですか、ペットと脳ドック、僕もこの脳ドックしてみました。そしたら、脳のいわゆるそういう疾患だとか、血管のそういう奇形、そういったものも無いということで安心して、こうして一般質問しているわけですけど、ぜひですね、そういった意味で脳ドックやペット、ここに対しての補助というのをやって、予防、いわゆる医療の抑制という意味で補助してあげませんか。これペットだと10万からかかるもんですからね、なかなかです。それを全額とは言わないでもですよ、隣の曾於市なんかも、こういうのを始めているわけですけど、医療費抑制という立場から、そういったものに対して補助していく。金額としてもですね、全員がするわけじゃないから、そういった不安をなくしていくものと併せて、早期発見という意味でですね、お金を先に補助してやるというそういう考えに立つと、医療費の抑制というのにもつながると思いますが、市長いかがですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

医療費の抑制対策としまして、新たなドック検査等の補助は考えられないかということでございますが、財政的なものも考慮いたしまして、今後検討していきたいというふうに思っています。

19年度からは脳ドック、ペット検診等を実施して、三大疾病であるがん、心臓病、脳疾患を予防できるように現在検討中であります。

御指摘のとおり、曾於市では補助を始めているということも、参考にさせていただきたいというふうに思います。

**○25番（小園義行君）** ぜひですね、そういったところで、先にやって、お金の使い方として医療費の伸び、大変いろいろ心配をしているわけですけど、そういった予防、保全、いわゆる医療費の抑制というのにつながるそういった意味でですね、今市長の答弁のとおり、19年度から財政的な問題を検討して取り組んでいきたいということでありましたので、ぜひですね、当初予算そういったものに反映されるといいなあという気がします。

ぜひ新しい市が始まりまして、そういったものも合併の効果としてですよ、住民が本当に合併して良かったと享受できるような政策をですね、次から次に出していただきたいと。そのことが本田市長が、共生・協働・自立のまちづくりとして、住民が本当にこの首長を選んで良かったということに僕はなる

と思います。そういった点で、ぜひですね、これからも住民の目線に立ったところでの、行政運営、併せて、そういった政策を出していただきたいというふうに思います。

終わります。

**○議長（谷口松生君）** 以上で小園義行君の一般質問を終わります。

ここで、40分まで休憩いたします。



午後 2 時 31 分 休憩

午後 2 時 42 分 再開



**○議長（谷口松生君）** 会議を再開いたします。

次に、4番、八久保壹君の一般質問を許可いたします。

**○4番（八久保 壹君）** それでは、通告に基づき質問をしていきますが、私の質問に対してはですね、同僚議員の質問もありましたので、重複する所があると思いますが、私なりの視点で質問をしていきたいと思います。

突然のさんふらわあの撤退、宮崎への運行移転というとんでもない話は、志布志市はもちろんのこと近隣の大隅地方や都城市を含め、てんやわんやの状況であります。

さんふらわあ存続問題については、昨日、小野議員、鬼塚議員の方からも質問が展開され、市長の存続へ向けた取組を一通り伺うことができました。

今回の存続運動取組では、市長を始め各種団体の方々、そして鹿児島県も同じで、まさに地域を挙げ、県を挙げた存続運動が展開されているところであります。

この間、市長におかれましては、本来の業務にもまして、体がいくらあっても足りないという状況ではないかと思っています。健康に十分気をつけられて、さらにさんふらわあが絶対に撤退しないように今後とも頑張っていただきたいと思います。

また、このところ子供たちを取り巻く環境の悪化が新聞・テレビ等で毎日のように報道されております。

高校の必須科目の履修漏れを始めとする学校教育、いじめによる自殺・暴力の低年齢化、子供への虐待等、それに続くように校長先生、教職員の自殺にまで発展、大きな社会問題となっております。

このような中、安倍政権が誕生し、今国会の重点課題として教育改革に取り組もうとしています。教育は百年の計を要すると言われます。これまでも教育改革という旗印を掲げ、中教審を始め今まで随分論議されてきました。これまで改革に携わった時の日本政府や学識経験者といわれる人たちは、今まで何をしていたのでしょうか。今、振り返りますと、これらの人たちの改革の方がまず必要であったのではないかと思うわけであります。

市の教育環境の悪化対策を万全にするためにも、独自の市としての教育改革は無いか伺っていきたいと思います。

この1年間を振り返り、それぞれの立場での実績評価と、この1年間に出てきた課題等、浮き彫りに



なったものがあると思いますが、それをどのように解決されていかれるのか。

以上のことをまとめて、合併して良かったと言える志布志市の将来像を描くため、今何をなさなければならないかという基本的な考え方を、それぞれに伺っておきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

さんふらわあの件につきましては、ただいま議員お話のとおり、本当に突然、新生志布志市に突き付けられた一大課題となったような状況でございます。そのようなことで私どもとしましては、10月の13日以来、さまざまな形で存続の要望について取組を開始したところでございます。

そのような中で、さんふらわあの撤退の影響というのにつきましても、鹿児島地域経済研究所へ調査依頼いたしまして、合計で90億1,200万円の影響があるというふうな結果が出てきております。そして、そのことにつきまして、改めて県のトラック業界の方々も、5億円というような形で今後負担が生じるというようなことも発表されてきております。

そのようなことでございますので、私どもといたしましては、県と共々、航路の存続については、皆様方のお力をお借りしながら、一生懸命会社側に要望して、必ずやそのことの実現に向けていきたいというふうに思いますので、どうぞ御協力の程をよろしくお願ひしたいと思ひます。

市の教育環境の悪化につきましては、いじめや自殺、さらには不祥事ということが、教育問題等がテレビで取り上げられているということでございます。

市といたしましても、教育委員会とともに、この問題につきましては改善に取り組んでいきたいということでございますので、教育長の方から詳しく申し述べさせたいというふうに思ひます。

**○議長（谷口松生君）** この市長、少子化対策の関係は、前段ありませんか。

**○市長（本田修一君）** 失礼いたしました。少子化対策についてお答えいたします。

まず、過疎化についてでございますが、本市の人口につきましては、平成17年の国勢調査によりますと、3万4,770人であります。新市まちづくり計画での人口の見通しにつきましては、現状のまま推移が続くとしますと、平成27年に3万2,800人程度に減少すると予想されます。

本市におきましても、少子高齢化の到来、また本市における雇用機会が少ないことによる、若年層の流失が最大の原因と思われまます。

対策につきましては、旧3町時代から企業誘致や定住促進団地の整備など取り組んできておりますが、一定の効果はあったものの、過疎化に歯止めを掛けることには至っていないところであります。今後も、企業誘致や地場産業の育成などにより、雇用機会の創出を図ることが必要というふうに考えております。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

教育環境の悪化ということでございましたけれども、この教育環境といった場合には、子供たちが家庭生活や学校生活、さらには地域での生活など、さまざまな環境がございますし、その中で多様にふれあう保護者を始め、兄弟あるいは友達、あるいは地域の隣的環境もありますし、いずれにしろ豊かな文明社会の進化の中で、私どもが少年期を過ごした50年前と比べますと、その変化、悪化と言ひましようか、本当にあきれるといふか目を見張るものがあるという感じでございます。

物的な環境面で申し上げますと、子供を取り巻く環境を見てみますと、何と言つても物が豊かになつ

たということではないかと考えております。自分が欲しい物を求め続けて我慢したり、あるいは求めるための工夫をしたりすることが少なくなりまして、何でも手に入るようになってしまったと。遊び道具にいたしましても学習道具にいたしましても、食べ物までが常にオーバーフローの状態を与えられる。そのために我慢する心や忍耐力、規範意識等が不足いたしまして、さまざまな問題に発展しておると。

また、人的環境面から子供たちの環境を見てみますと、これまで普通でありました三世代同居が崩壊いたしまして、核家族化が進み、家庭や地域でふれあう人間が極端に少なくなっております。

学校においては、同年齢による活動や遊びが中心で、異年齢での活動となるべき地域での遊びも、外遊びから部屋の中の遊び、あるいはまた集団遊びから一人遊びとなってしまいまして、従来のような自然と人の関わり、あるいは体験を通して学ぶ機会が極めて少なくなっております。

したがいまして、学校教育におきましても、体験活動を積極的に取り入れたり、基本的な生活習慣の確立まで学校で力を注がなければならない事態になっているところがございます。

志布志市におきましては、地域における体験活動への積極的な取組といたしまして、サタデー広場がありますとか、カヌー教室、あるいは田舎暮らしふるさと学寮などを実施しているところがございます。

今後とも、家庭教育の充実、学校教育の改善、そして地域における体験学習の奨励等、総合的、多面的な対策に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○4番（八久保 壹君）** 基本的な考え方といいますか、伺ったわけですが、細部につきましては、これから私なりの見方で質問を展開していきたいと思っております。

まず始めに、さんふらわあが示唆したものは何かということですね、質問をしていきたいと思っております。

物事を決める時一番大切なことは何だろうか、物事が起きた時ですね、大切なことは何であるかということから、やはり私は原因追及がまず初めに來るべきではないかということですね、まずこのことから質問を展開していきたいと思っております。

さんふらわあの撤退問題は、志布志市を含め大隅半島、鹿児島県全域に及ぶいろいろな課題を数多く含み、絶対に撤退を防がなければなりません。このことについては、昨日の同僚議員の質問の中にもありましたとおりであり、住民の方々を始め我々議員の認識も一致しているということも同じであります。

さんふらわあ存続のためには、今なすべきことをしっかりと見極めていかなければなりません。しかし、問題になる諸々のことにも原因があります。原因があるから問題が発生するわけでありまして。その原因を解明して、さんふらわあ存続の活動に生かしていくことは、要望相手の手の内の分からない対応への大切な道具となり得ると私は思っております。

そこで、原因追及はまずなされたのか、このことについて、市長の見解を伺いたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

原因につきましては、株式会社ブルーハイウェイライン西日本側では、2004年以外の過去6年間は、すべて経常損を計上しており、苦しい損益状況にあったと。そして、昨今の燃料費高騰が加わり、採算がさらに悪化したということで、南九州圏と大阪との物流を確保しつつ、収益改善を図るために、来年

3月末の志布志・大阪航路の撤退と、宮崎・大阪間の航路開設を計画したということで会社側からお話があったところでございました。

**○4番（八久保 壹君）** 何でもそうですが、事故・事件、これらのことも災害も然りなんです、これらのことについてですね、原因が究明できれば、対策が立てられるわけですよ。今市長のおっしゃったことはですよ、相手があるだけの話になって、自分たち、来てもらうさんふらわあに対してですね、自分たちの原因追及というのもぜひ必要じゃないかと思うわけですよ。だから、お互いにですね、後でもまた質問をします。共存・共栄という言葉があります。これは、まさしくですね、相手に来て欲しい、存続して欲しい、長続きして欲しいということであればですよ、やはりこっちからもそういう誠意を出さなければならなかったという、問題をですね、こっち側としては先送りしてきたという大きな問題が、私は一番底辺にあるんじゃないかと思うわけですよ。例えばですね家庭で言いますと、結婚してですよ、この人と一緒になろうとしていたんだけど、ちょっと態度が悪いから、もうあんたとは別れると。ところが、男が、男でも女でもどっちでもいいんですが、誠意が無ければですね、やがて離れていくわけですよ。だから、その時にじっくりと話をしながら、どういう問題があったのか、そういうことをやっばり、こういう原因究明が欲しいと思うんです。そういった誠意ですね。

もう1回、市長、さっきの答弁がちょっとですね、もうちょっといい答弁をと思っていたんですが、ひとつお願いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 先ほどは、会社側がこういったことで航路変更したいというお話をしたわけでございますが、私どもは冒頭お話ししましたように、10月の13日の日に突然、会社側が市長室に訪問に来られて、志布志港から撤退というようなことで、表明されたわけでございます。事前に、私どももそういった予兆というものを感じさせるものは、何ら無かったということでございまして、まさしく寝耳に水の話であったということでございます。

そのことで私どもは、それから存続運動に立ち上がったわけでございますが、昭和52年にさんふらわあが、この志布志港に寄港して以来、毎日毎日さんふらわあが入っては出、入っては出、しております、志布志港の光景の中に正しく溶け込んでおったという情景でございまして、志布志港にはさんふらわあがあるもんだというふうなことをすべての市民が認識していたのではなからうかというふうに思っています。当然あるべき風景というふうにとらえていたということでございまして、私どもとしては、何らさんふらわあがどうこうと、例えば、今撤退問題にありますように経営的に厳しいということは予測できたとしても、撤退までということは誰すら考えなかったという状況でございます。そのようなことで、私どもは、そのことを突き付けられて以来、まさしくさんふらわあというものは、志布志港に欠かせない航路だと、船だということを改めて認識しまして、そのことについて存続していただくことになれば、どのような形が私どもとしては支援とか、あるいは利用促進とかという形でできるのかということ、さんふらわあ航路存続協議会を通じて、ただいま協議しているということでございます。

**○4番（八久保 壹君）** 先ほども例え話をしましたが、今私も皆さんもここの空気を吸っております。これがもう大変なことになったら吸えないと、毒ガスが入っているという、少しずつなんです、やってきましたら、もう大変になった時はですよ、これはここの中ですが、全体的にそういう地域がなってお

れば、これは大変なことになるわけですね。これと同じことで、ということはですね、毎日、先ほど当然あるべき姿であると、いつも見慣れていると。私は、このことがですね、やっぱりもうちょっと認識が甘かったんじゃないかと思います。このことにつきましては、さんふらわあの撤退、もう既にですね、5、6年前から聞くところによりますと、志布志の方にはですね、やっぱりそういうことがあって、そして5、6年前からですね、何とかしてくれないか、水を入れても大阪の方が安くて志布志の方が高いと。どうしても存続していくためには、やっぱり港の利用権とかそういうのもですね、何とかできないかという相談もあったらしいんですが、実を言いますと、そういうことをですね、そういうちょっと少しずつのことだったんだけど、先送りにしてきたといういきさつがあったと私も思っております。だから、先ほども言いましたように、毎日吸っている空気はほとんど分かりません。ところがですね、これも公害問題で大変なことになって、スモッグが出たと、もう病気になると、大変なことになるというようなことですね、やっと気付いたのは、遅れてもう何人か亡くなったり、公害病になった方がいっぱいいらっしゃるんですが、そういうことがですね、つながって今こういうさんふらわあですね。突然もういろいろと、いろいろとじゃなかったかもしれませんが、警告もしてきた、そしてお願いもしてきたんだけど、それに対してまったくいいほど誠意を見せてくれなかったと。このことがですね、この前、30日に大阪の方へ要望に行きました。その時に出てきた時ですね、一步も向こうはですね、手の内を見せない、そして言えない。もうまったくですね、夫婦げんかをして、もう離婚をしようというようなことで、こっちからなんぼ言っても相手にしてくれないというような状況ではなかったかと思っているわけですね。だからやっぱり、このことを今から踏まえてですね、何をしておかなければいけなかったかということですね、お聞きしたいと思いますが、そういう認識があればですね、聞かせてほしいと思います。何をしていなければならなかったのかということですね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

平成12年あるいは13年に、宮崎港に航路を変更したいということが1回、以前にもあったというようなことであるようでございます。その折には、宮崎県側の方でもう県自体が就航についてはノーという形でできなかったと。それ以来、さまざまな形で私どもは、ブルーハイウェイラインあるいはさんふらわあの方から要望がございました件には、それなりに対応してきているということでございます。

先日、ブルーハイウェイライン西日本本部の方で、専門の方が私どもの要望について何ら対応してなかったという、あれは、少し私どもとしては意外な発言というか、そのことについてはきちんと対応したではありませんかということであったわけでございます。実際、それ以前の要望の場面では、私どもも、会社側の言い分、お話では、私どももさまざまな形で要望をしてきて、そしてそのことについては実現していただきました。しかし、今回は、とうてい行政に要望できるような額ではないということをお初め言明されまして、そのことで私どもは航路を変更したいというような形で、撤退というようなこととお話があったわけでございます。

そういうことで、それなりのサインは出していたんだよというような会社側がお話をされるわけでございますが、私どもとしては、じゃあ、いつもの、いつものと言うとおかしいんですが、いわゆる運賃値上げのためのさまざまなサインであって、それが航路の撤退あるいは変更というものに結びつくよう

な重大な問題だというまでの認識がなかったわけでございます。

そのようなことで、県においてもそれなりの対応はしていただいているということでございます。

**○4番（八久保 壹君）** これはものの考え方の違いもあると思いますが、私はやっぱりもっと以前からですね、やっぱりさんふらわあはここで必要であると、これは海からの玄関口として非常にいいやと、それがだんだんだんだんもう何十年というあれで来ているわけですね。そのことを考えた時ですね、誰でも言います、さんふらわあはシンボルだと。ということを書いながらですね、忘れてしまっているようなことがあるんですよ、さっきの空気と一緒に。だから、認識の違いなので、この点ではこれで終わりたいと思いますが、さんふらわあとの共存・共栄、今からですね、していくためには、どうあるべきか。今までのことは、これはしょうがないと。それと、突然のことですね、本当にもう市長としてはですね、びっくりされていることと思います。もちろん住民の方もそう、大隅地方もです、県もです、同じような気持ちであります。だから今度からですね、共存・共栄していくためには、何をしなければならぬかということで、ちょっと伺いたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 今からさまざまな形でまだ話し合いをさせていただくということでございますが、ただ、現在のところ、会社側としましては、議員も御発言のとおり、もう出て行くということ一点張りであるようでございまして、こういったことをしていただければ残りますよ、というような形ではないわけでございます。そのようなことでございますので、私どもとしましては、志布志市のさんふらわあ航路存続協議会あるいは鹿児島県の志布志・大阪航路存続協議会ともども、その中で具体的に支援できる内容については取りまとめをしていき、そのことをもって会社側と対応していきたいというふうに考えます。

**○4番（八久保 壹君）** 共存・共栄と言いますとですね、さんふらわあが向こうに来ていると、人の体に例えて申し上げますと、体で左手と右手があると、右手は何か使えるけど、左手の方はですね、逆にですね、左手はもう動脈がつながっているもんだから使えと、ところがですね、右手がちょっと途中で切れていると、細くなっていると。そういうことをですね、もうやってきた共存・共栄のためにはですよ、そういうことを早くせんことにはですよ、今度はこっちがつながって何年かして、道路のことです、これは高速道路と道路網のことです。これがつながった時ですね、もう既にさんふらわあがないと、今度は左手は無くなってくるんですよ。だから、このことをですね、やっぱり先送りしてきたといいますか、これはもう皆さん、各市長会とかいろんな事あるごとに要望されてきました。だけど、このことがやっぱりひとつの、皆さんもそう思っていらっしゃると思うんだけど、これはひとつのやっぱり大きな要因にもなったのではないかと。さんふらわあを十分まだ使えるように。

一部にはですね、このさんふらわあを宮崎になおった場合は、都城辺りの人たちは、港から出てくるわけだから高速道路を使えば30分で来ると言うんですよ。ところが、今こっからだと1時間ちょっとかかると、坂道も多いと、道路も狭いと、1時間以上かかってしまうと。ところが、もしこれができとったらですね、もしですよ、もう既にできとったら、宮崎から都城まで来ると、高規格道路が港にドーンと入り口まで整備されていたと仮定するとですね、ただですよ、都城まで行けるわけですね。宮崎県から都城まで来る人は、高速道路料金を払わなくてはならない。だから、こういうことを考えたと

きですね、ぜひ宮崎の人たちは、もう宮崎の方はいいですよ、じゃあ、近いからという感覚で見ているんじゃないかと思うんですよ。やっぱりこのことは大事だと思います。この道路のことにつきましては、同僚議員の方も質問をされて回答も得ておりますので、次に移りたいと思います。

ちょっと、県の職員からの情報としてですね、得たもんですから、このことについてちょっと聞きたいと思います。

今、要望へ向けてですよ、一所懸命取り組んでいるわけですね、地域一帯、大隅一帯、大隅地方も一帯、都城、これはもう皆さんも誰も疑わない、そして一致していることだと思います。

ところがですね、情報によりますと、宮崎に4月から移転するとしたときですね、宮崎県側は、3月までに、とてもじゃない港の整備とかそういうのはできないという、受入れ態勢が整わないということですね、宮崎は不可能ではないだろうかという憶測があってですね。そしてらもう来年の4月に移転するのではなく、またちょっと延びるんじゃないかということですね、地元の志布志市がですね、存続活動がちょっと鈍ってきたんじゃないかというのをですね、県の職員とか県の中でそういう話が出ている。だから、どういうことかという話を聞いたもんですから、これはどうなんですか。聞いたことはないですか、ちょっとお答えください。

**○市長（本田修一君）** そのような話がどこであるのか、ちょっと押し量りかねるところですが、私どもとしましては、その要望活動について以前と違って熱心が欠けてきていたということは絶対ないと。私どもは、航路存続については勝ち取るんだという固い決意には変わらないということでございます。

**○4番（八久保 壹君）** 当然ですよ。やっぱり一所懸命取り組んで、いつになろうが、たとえ撤退しようが、また次のこういうのを引くための努力もしていかなければならないと思うわけです。

そこでですね、近いうちに市長、県知事と会われますね、要望で。その予定と、それとメンバーをちょっと分かれば、教えていただきたいと思います。期日、分かれば期日。

**○市長（本田修一君）** 近いうちに知事に会いに行くということは申し上げられますが、期日については、ちょっと遠慮させていただきたいと思います。また、非公式の訪問でございますので、そんなふうにご認識いただければというふうに思います。メンバーも含めて、そういうことでございます。

**○4番（八久保 壹君）** 原因追及といえますか、それはこれくらいにしておきます。

次はですね、スポーツ観光都市宣言について質問していきたいと思います。

先の6月議会で、スポーツ振興について同僚議員も質問されていますが、私もこのことについて質問を展開していきます。

その後のことについて、この6月の質問を受けて、その後どのような検討をされたのか、まず伺っておきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、教育委員会の方で答弁させます。

**○教育長（坪田勝秀君）** 答弁いたします。

スポーツ観光都市宣言ということですが、さんふらわあに関しまして申し上げますと、これまで本市のスポーツ振興につきましては、議員各位を始めといたしまして、多くの市民の関係の方々、御支援・御協力いただいております。そして取り組んでまいっておりますが、そのような中で、今年度

は陸上競技場の御案内のとおり、芝の張り替えなどの整備をお願いいたしましたところ、これが間もなく完成をいたします。これが今までさんふらわあを利用したスポーツ競技といたしまして例年、競技力の向上ということで各高校間の親睦を図る目的を持ちながら、志布志みなとサッカーフェスティバルを開催してまいりました。今年度も京都・奈良・滋賀県などから7チーム、約200名の高校生が来てくれまして、大変環境がいいということと、経費があまりかからない。そしてまた、大変親切に志布志の方々が迎えていただいたというようなことで好評でございました。

これもひとえにさんふらわあが就航しているからでございました。今後もこの大会は継続されるだろうと思っはいるわけですが、施設の整備を図りながら、さんふらわあを利用した各種競技大会を誘致することで、本市の経済浮揚の一助ともなればと考えますと、やはりさんふらわあの志布志市就航存続を心から願わずにはおれないと、スポーツ関係を担当する教育委員会といたしましても、ぜひお願いしたいものだと思っはいるところでございます。

以上でございます。

**○4番（八久保 壹君）** 6月の同僚議員の質問ではですね、サッカー場をぜひ造ってくれと、もう実績もサッカーフェスタで出ているんだと。ますますさんふらわあの客を増やすためにも、それから昨日もらったさんふらわあがやったときの調査が出ていますよね。あれについてもですね、これだけのものが出ているんだということでもあります。このサッカー場の件につきましては、また同僚議員に頑張っ、次に頑張っいただきたいと思っはいます。これはですね、なぜこう言うかと、やっぱりさんふらわあに向けてですね、客をやっぱり来てもらわにゃいかんわけですよ、こっちから行くだけじゃなくて、ということ考えたときね、いかに多くの人か呼べるか、夏休みの1カ月間じゃなくて10日ぐらいですか、だから、こういう夏休みをいっぱい使ったらですよ、もっと来るんですよ、全国から。入替えをやってもいいわけで、10日、10日というスタンスを設けてですね。やっぱりそうすることによってですね、ますますやっていく。これがですね、ひいてはですね、プロを呼べるんですよ、あるいは大学の合宿を呼べます。もうこれで止めようかと思っただけど、もうちょっと追加したいと思っはいます。これはですね、日南海岸と薩摩半島ですね、薩摩半島にもプロが来ます。宮崎の方はいっぱい来ます。ところがですね、薩摩半島と宮崎の日南海岸としては、比べものにならないぐらい気象条件が違うわけですね。この志布志は、どこに似ているかという日南海岸ですよ。御存じでしょうが、ここの海岸線は日南海岸国定公園であります。まさしく海洋性ですね、霜も降りません、そういう所なんですよ。だから、それを考えたらですね、薩摩半島は雪になっても、こっちは天気ですというようなことは多いです。日南と同じです。あの宮崎と同じです。そういうことを考えた時に、ぜひこれは取り組んでほしいと思っはいますよ。そして、これを活性化につなげていきたいということですね、またこのことについては、同僚議員も質問されておりますので、締めくくりには絶対これを実現してほしいと私は願っはおります。

次に移りたいと思っはいます。

志布志市を始めですね、いろんな方がですね、自然豊かな所であると。それから、いろんな歴史にも恵まれていると、いろんなことを言われます。

私は、今日はここへパンフレットをうっかりして忘れたんですが、大隅広域観光開発推進会議ですか、

というパンフレットがあります。あれにですね、日本のフロリダは大隅半島にあったらしいと、都会で疲れて、人たちはここへ来て大自然の中でゆったりとですね、くつろいでくださいと、休んでくださいというパンフレットがあるんですよ。中を開けてみたらですね、山とかいろんな温泉地とか、そういうのがいっぱいあるんですよ。そして、フロリダというのはどこだろうかちゅうて、同級生なり帰って来たりする人がおるもんだから、日本のフロリダはどこよ、ここに書きちあっじゃがと言うけど、私は説明がでけんわけですよ。これをやる所はどこかと言ったらですね、この白砂青松、この松林、志布志港からもう今こっち側ですね、ああいう所をですね、の核になる所が私は、日本のフロリダと、人の作った、向こうが作ったパンフレットだけ。しかし、これはですね、大隅半島がですね、薩摩半島に負けないような地域を創るためにはですね、やはり県立公園としてですね、ここを整備してほしいと。日南海岸国定公園、海の玄関口のあそこの今の新若浜埠頭のあの辺の松林、グラウンドの所は街路整備されています。ところが、こっち側に来たら、ごみ捨場です、マムシもおるそうです。私の押切海岸もですね、白砂青松と言われてですね、松林ももう今は枯れております。雑木林です。こういう所をですね、さんふらわあで来て、サッカーをした人について来る人たちとかは、ちょっとやっぱりあのサッカーばかりじゃなくて、たまには森林浴もしてみようかという人たちはですね、そういう近くにですね、港のあそこの埠頭もそうなんです、ああいう所に行ってですね、ベンチでもあって、ちょっと海水浴をしようかというようなことがちょっとあればですね、ますます志布志は魅力が、それこそ大隅半島の日本のフロリダとして核になると思うんですよ、これが。そこをリンクにしてですね、蓬の郷に風呂に入ってください、大黒もあります。それから、あそこの鹿屋のバラ園ですね、ああいう所もありますよというようなことですね、やっぱりそういう売り込み方をしないと、発信がへたくそというか、そういうところがありますので、やっぱりそういうところをですね、やって、これをですね、市長、助役もいらっしやいます。これはですね、大隅のあそこは始良の所にですね、大隅広域公園ですか、あれは県立公園なんですよ。あそこもいい所だけど、行ってみたらですね、2、3人しかいないことがあります。海岸を魚釣りに今もいっぱいいますよ、行ってみると。利用価値があるんですよ。

助役、一肌脱いでもらえんですか、どうですか、心意気をちょっと伺いたいと思います。これは県立公園としてですね、国定公園ではありますが、やっぱり県の助けが必要なんですよ。さんふらわあを守っていくために、存続してもらうために、ひとつ一肌脱いでほしいんですが、いかがですか。心意気を聞かせてほしいと思います。

**○助役(瀬戸口 司君)** お答えいたします。大隅広域公園、承知いたしております。それと今、県が整備中ということで北薩広域公園がございます。皆さま御承知の大変厳しい財政状況の中でですね、なかなか遅々として進まないのが現状でございます。

そういう中でですね、新たな県立公園をということについてはですね、個人的に考えてみますと、非常にここは厳しいと言わざるを得ないというふうに考えております。

ただですね、県としてはそういうふうに本当に厳しいわけでございますけれども、私どもが聞くところによりますと、国土交通省の方ですね、来年度の概算要求で港を交流、憩いの場にということでですね、いわゆる従来はハード整備だったわけでございますけれども、イベントとかですね、地域の個性



ある施設整備とかですね、そういうのについて交付金制度ができてるやに聞いております。ですから、そういう制度についてもですね、私どもとしては全国で10自治体程度。概算要求の段階でございますので詳細については、まだ内容は明らかにはなっておりませんが、そういったような事業もですね、手を挙げたいというふうに考えておりますし、また県の方で、魅力ある観光地づくり事業ということで、ソフト事業でございますけれども、今年度から10億円の予算を計上いたしましてですね、道路・河川とか標識の整備とか、そういったようなものを整備するという示されておるようでございます。この事業につきましてもですね、私ども今手を挙げるということで進めております。

そういったことで、なかなかハード的にはですね、非常に厳しい面があるかと思っておりますけれども、その他のいろんな事業をですね、利用できるものはないかということの研究いたしましてですね、そういった多方面の角度からですね、検討していきたいというふうに考えております。

**○4番（八久保 壹君）** ひとつ一肌脱いでください。任期のうちにですよ、助役としてこれは私が造ったんだという実績を残して欲しいと思います。

これはですね、ただ、今ここだけの話ではなくですね、鹿児島県を真っ二つに錦江湾と割ったときですね、薩摩半島は、ものすごいわけですよ。もう新幹線も通った、観光地もいっぱいあると。そして、取り残されているのはどこかといったら、やっぱりこっちなんですよ、大隅半島ですよ。もう志布志だけの、今志布志市の話だけではなくてですね、やっぱりそういう核になるような所をですね、ぜひ今からは一つは目指して欲しいなあと。それは国土交通省なり、そういう所にいろいろお願いして、ひとつよろしく取り組んでいただきたいと思います。

ということでですね、今先ほどスポーツの話もしました、スポーツ振興ですね。そしてやっぱりこれを今度ですね、そういうでき上がった時はですね、その前も意識を変えるためにですね、私はやっぱりスポーツ観光都市宣言を行って、これを内外にやっぱり発信するべきではないかと思うんですよ。そして、サッカーを手始めとしてですね、いろんなことに、またイベントして欲しいと思っておりますが、このことについて市長、どう考えられるか伺っておきます。

**○市長（本田修一君）** スポーツ観光都市宣言をせよということでございますが、私どものまちは、まちづくりについて、さまざまな提案をしているところでございます。その中で、この風光明媚な、そして温暖な地を生かしたスポーツ振興というものは、旧志布志町の時代から一生懸命取り組んでいただいていたということで、そのことを私も有り難く引き受けさせていただいているということでございます。

改めてその中身を見てみますと、本当に文字通り、この地がスポーツ振興の場となれる地だなというふうに深く認識するところであります。

その中で、じゃあ具体的にどういった取組をしようかということで、今ほど議論がありますように、サッカーのフェスティバルを中心としたサッカーの誘致についてとりあえず進んでいこうや、励んでいこうやというようなことでございます。

そして、先般の議会でも御承認いただきましたように、野球場の整備もするんだというようなことでございます。そして来年度の県体に向けてテニスコートの整備もしていこうということでございまして、

さまざまな形でスポーツ振興については、取り組んでいこうというふうに考えています。

そのような中でございますので、総体的にムードが盛り上がってきましたら、そのような形でスポーツ宣言都市の宣言をして、さらなる飛躍を高めていければいいかなというふうに思いますが、現在の段階では、まだ取組も緒に就いたというようなことでございますので、そのことについては今しばらく検討させていただければというふうに思います。

**○4番（八久保 壹君）** さんふらわあ関係から来た、今から何をしなければならぬか、何をしておかなければならないかということで質問いたしました。検討するということでありますので、このことでは終わりたいと思います。

次にですね、学校教育環境の悪化についてであります。

今、国会でですね、重要課題として教育基本法改定法案が提出されて、もう既に衆議院を通過しております。今まさに参議院に回されて審議中であります。また、教育再生という名目で会議も進められ、まさに教育国会という様相を呈しています。

これらの大事な審議をする国会において、与党は強行採決をたくらみ、野党は審議拒否という手段で対応しました。

子供たちに教育の基本となる法律を審議する国会の先生方の様子は、とても子供たちには見せられません。まさに教育改革より、こういう先生方の改革の方が先ではないかと私は思っておりました。

教育長に伺いますが、今問題になっている諸々の教育環境の悪化は、先ほど聞かせてもらいましたので、まずですね、どのようなとらえ方をというか、今後ですね、それを先ほど答弁いただきましたので、それについて今後どのように取り組んでいかれるのか、そのことについてまず伺っておきたいと思えます。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

新志布志市といたしましてスタートいたしまして今日まで約1年間近くなりましたが、あらゆる角度で教育行政につきましても検討もし、吟味もされて、またしてまいりました。

御質問につきましては、どういう形で今後その状態を志布志の子供たちに、本当の在り方はどういうことかということ、教育の理念みたいなことかと解釈いたしまして、ちょっと当たらないかもしれませんが、申し上げてみたいと思えますが、よく教育を論じます時に、よく引き合いに出される話がございまして、それは何かと申しますと、この子供を川の向こうに渡らせるにはどうすればよいかという話がよくあるわけございまして、そういう時にまず思い付くのは、それは行政にお願いして、橋を架けてもらうか、船を買ってもらえばいいんだというのが端的に出てくるわけございまして、じゃあそれができなかった時に、教師は、学校は、もう橋が無いし船が無いからできませんと、渡ることはできませんと、と済ませてしまっているものかどうかということでもあります。それだったらもう教育は成り立たないだろうと。やはりもっとほかに方法は無いのかということを考えてみるのが、やっぱり教育ではないかと思うところでございます。じゃあ何があるかということ、一つには、川上か川下に子供が渡れそうな浅瀬は無いかということも一つの方法でしょうし、さらには子供たちに泳ぎを教えればいけないかと、そうすると向こう岸に渡ることもできるかもしれないと。手っ取り早く橋や船を求めるよりも、

泳ぎを教えたり浅瀬を探すという工夫をすることの方が、より教育的ではないかということも考えたりするわけです。

そういう多様な柔軟な発想というのは、やっぱり私は、ほかならぬ柔軟なバランス感覚から生まれるものであろうというふうに思うわけでございます。やはり何といても熱しすぎず、冷めすぎず、そしてまた流されず、とどまらず、弱すぎず、強すぎず。やはり光が濃いければ陰も濃いわけでございますので、物の豊かな時代には、心の乏しい時代となる危険性もはらんでいるんだということを忘れてはいけないのではないかと。

よく、この物分かりのいい先生や親に育てられた子供ほど不幸なものはないという大変逆説的な話がございますが、それは何かというと、やっぱり優しさと厳しさのバランスのない教育は、子供たちをだめにするということではないかと思うわけでございます。

では、志布志における教育改革でございますが、残すべきことはきちんと残す、改めるべきことは、しっかりと見極めて、志を高く掲げ、ふるさとを愛し、21世紀をたくましく生き抜いていける志布志の子供たちを育成するためには、私は何といてもバランス感覚の大切さを教えるべきではないかと考えております。

そのためにも目指す人間像というのは、できる人であると同時に、できた人でありたいと。たった「た」と「る」の違いではありますが、やはりできる人、できた人というのは、やっぱり私は根本的に違うと思っております。

今後そういうことに取り組んでいく内容といたしましては、過日、長時間審議をしていただきました平成18年度からの過疎地域自立促進計画というものがありますので、教育振興の現状と問題点、その対策としての学校教育を始めといたします各領域ごとに具体的に計画は立ててみました。議会の皆様方の御理解をいただきながら、そういう事業を推進していけたらいいなど、こういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○4番（八久保 壹君）** 私の質問の仕方も非常に悪いと思いますが、もうちょっと分かりやすくですね、私は、解決をするためにはどうするべきかという話は聞いたんですが、具体的なものがあれば話して欲しいなど。ところがですね、川を渡ればと、私の先ほどの例えではないですが、私もいらざらんことを言うからあれなんだけど、もうちょっと時間もありませんので、皆さんですね、早せえ、早せて、さっきから言われているんですよ。私もできるだけ精一杯自分の意見をやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さてそういうことでですね、近年により現在の教育行政の欠陥に気づいた国、教育界を始めとする人たち、そして地域行政も隣同士のつながりや集落のつながり、集落再編、伝統継承など昔が良かったということで教育界の中にもですね、回帰現象が起きております。これはですね、昔が良かったということですね、また昔、教育委員会の中にもですね、そういう教育をしなさい、昔の遊びをしなさい、いっぱい出てきております。

そういうことでですね、今、生活環境の変化でですね、親が自分の子供の教育ができなくなってきた

んではないかと思うわけです。今度は、子育てを放棄させるようなですね、現象を作り出してきた社会も悪いわけです。我々社会も悪いんですよ。これにですね、おんぶに抱っこみたいな感じですね、もう今日の新聞ですか、2子、3子には5千円ずつやって1万円ずつになる。うちには孫が3人おります。これ3万円になったねって言ったら喜んでですね、「ばか、このお金はどこに行くんだ」ちゅう言んですよ、業者が喜んで持っていくわけですね。もう今度は3万円じゃ、それと少子化ですよ、人口で子供を産みなさい、産みなさいと奨励をするんですよ、そのお金がどこに行くかちゅうたらですね、業者がですね、洋服とかですよ、そんなのに化けてくるんですよ。これは一つの社会現象ですよ、先ほど50年ぐらい前の自分たちの育った環境やったらですよ、とてもでは考えられないことなんですよ。

ということでですね、もう単刀直入に言います。昔、我々は郷中教育と言って、こんな教育制度があったんですよ。その時ですね、こんな教育は悪い、あるいは家庭というのも悪い、個人主義に走らせないと言ってきてですね、教育界から先ほど言うた、これを50年前からいろんなことをやってきたんですがね、これがまた昔に返っていくようなことになってる。今度の基本法は私も勉強不足ですよ、読んでないんですが、結局はですね、やっぱり昔のことがいいと。その中でですね、やっぱり郷中教育には悪い所もあります、確かに私もそれはちょっと受けたような気もしておりますが、しかしこれですね、日本政府の明治政府を創ったさきがけをした人たちは誰やったかちゅうたら、この教育を受けた薩摩男児やったんですよ。このことを忘れてはならないと。こういう人物を輩出するのは、ほかのですね、勉強をなさないとか何とかではなくよりか、集団ですね、ここの集団、学校の中ではもう1年生、2年生、3年になる、先ほどおっしゃいました、もういろんな枠を取ってですよ、子供たちにそういうところをつくってやるのがですね、今からは大事になってくるんじゃないかと思うんです。だから、今からこの郷中教育のいいところを取り入れてですね、私、その日だけは、今ゆりの時間があると思うんですよ、これを使ってですね、もう先ほどあちこち見る話も出ておりました、巡回するのもですね、お互いに。こういうのも含めながらですね、先生は、もうそんな時は要らんわけですよ、子供たちで運営しなさいと。そこへちょっとした誰か地域のお父さん、お母さんあるいは年寄りの人たちですね、昔みたいなですね、お互いが子供たちを知っている、あそこはあそこ、お父さんはあいやと、怒れる、注意ができる。そして運動会で1等になったら良かったちゅうて、こうやってですよ、抱きついていくような、そういうですね、昔のやっぱりつながりを大事にするような教育が今からは求められてくるんじゃないかと私は確信しております。どうですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

私もそう思います。そういう中で郷中教育という鹿児島にはすばらしい教育の制度がございます。そしてまた、今議員御指摘のように、それにもまたプラスがありマイナスがあると、メリット、デメリットがあるというのであれば、私が先ほど申しましたように、やはりそれもバランス感覚を持って、是は是、非は非としながらやっていかないと、いけないんじゃないかと思っていますので、先ほどああいうことを申しましたが、現在、志布志の方でも創年大学でありますとか、あるいは昨日もちょっと申しましたが、ふるさと検地と言って子供たちが一緒に高齢者の方々と参加する行事、歩こう会もそうござ

います。あるいは開田の里で行っております田舎暮らしふるさと学寮も異年齢集団の子供たちがあそこに集まって田舎暮らしもしておりますし、そういうことを含めながら私どもは、やはり可能な限りふるさと、あるいはまた、かつての古き良き時代を思い起こしながら、教育にそういうふるさとの味を取り入れていくということは、決して忘れてはならないことだと思っておりますので、今後そういうことは進めていかなければならないと思っております。

以上でございます。

**○4番（八久保 壹君）** 最後の項目の質問になります。

少子化対策についてであります。過疎化とその対策はということですね。市の活性化の中で避けては通れない、解決しなければならない課題として、私はもっと少子化対策に本腰を入れなければならないと確信しております。

本年6月に、平成21年度までの市の過疎地域自立促進計画が示されました。基本的な項目に始まり、今後の志布志市の政策を進める上での重要施策も盛り込まれており、これを進めることで、志布志市の将来像がある程度見えてきます。しかし、私はもっと重要な課題、人口増対策が示されていないと見ました。具体的には、どこで示めされているのでしょうか。まさにですね、過疎化とは何かということをお願いした時ですね。これは、過疎化というのは人口が減っていくことなんですよね、人口。それによってまず家庭が崩壊し、そして集落が崩壊していく。これがどんどん進むと、今度は校区が廃れていつて、よって市も成り立っていないわけですよ。このことが一番大事ということなんですよね、私はそう思っております。

市長どうですか、この過疎対策の中でですね、これがどっかに見えているのではないかと思って見たんですが、確かにですね、子育て支援とか、あるいは乳幼児に関するのがあります、ほんならどうして子供を増やしていくのかというのは見えてこないんですよ。

団塊の世代の話も昨日ありました。そして、これも入れてはどうかということで、これも然り必要なことであります。そのことも含めて、その人口増対策にはどんな手があるのか、市長、答弁をお願いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 過疎化というのは、とりもなおさず人口減ということでございますので、その過疎化を停止あるいは人口増を図るということにつきましては、本当にさまざまな取組が必要かというふうに思います。

合併協議会で実施しましたアンケートで、志布志市に求められているものは、雇用の場の確保、企業誘致の推進、大学や専門学校など高等教育機関の誘致、地域の拠点となる中心市街地の形成及び整備・充実などがありました。

本市におきましても人口を増加させることは、まちづくりにおける重要課題であります。人口増の推進につきましては、住んでみたい、住んで良かったと思える輝く志布志の形成が必要であります。併せて、企業誘致の積極的な推進や雇用の確保、担い手の育成、子育て支援などあらゆる方面で総合的に施策を展開することで、人口増につながっていくというふうに考えます。

**○4番（八久保 壹君）** そういうことになろうかと思うんですが、この過疎計画を見ますとですね、

やっぱり予想はしているんですよ、先ほどもおっしゃいました。そして、だんだんだんだん減っていくことも分かっている。それに対応するために、旧有明町では、活性化住宅をやりました。これも一つの方法ではありますが、果たしてそれだけか。それから企業誘致ですね、企業誘致も、これは当然しなければなりません。そして若者を増やす。ところが、若者はこのごろはあんまり結婚しないんですよ。男の子には、農家にはあんまり来んとか、あるいは、もう結婚もしてこない世代が育っているのか、なっているんですよ。やっぱりこのことを考えたときですね、活性化住宅では、もうその辺に2人住んで、子供が3人産まれたら、もうそれまでなんですよ。だから、ずっと居続ければですよ。だけど、あと何をするかちゅうたら、市長は旧有明町時代から、まつり男と私は呼ばれていたと認識していますが、今度ですよ、新市になりまして、みなとまつりからしがっじょか、それからいろんな祭りがありました、いつも主役だったですね。祭り好きです、確かに。しかしですよ、祭りがあれだけ盛り上がったのはですよ、人がいっぱいいたからなんですよ、特に若い人たちが。このことを忘れてはいけないと思います。それはですよ、一時的なものなんですよ。だから、もちろん今の企業誘致もこれは大事です。このことについては先ほど助役の方からですね、東京事務所があるとか、大阪事務所があるとか、そういう所から話があったら、ここへまず最初にやってくれということですね、相手を待っているんですよ、はっきり言ったら。話があったら来いちゅう言い方、本当言えばですね、もうちょっと積極的に、もちろん今もうホームページとかいろんなのがあります。あれでもやっておられると思うんだけど、やっぱり人が行ってですね、これは心の問題もあるんですよ。先ほどさんふらわあをやる時、熱意を持って、そして自分たちがラブコールを送りなさいという、どうしてん欲しいから居てくださいというたとえ話をしましたが、そういうことですね。やはりやっぱり人が動かなければならないんですよ。人が行って見て初めて、「どっかあの辺にあいげなど」、「あそこにあります」ということで、やっぱり足を伸ばさなきゃいかんと思います。まずそのことで、助役そういうルートがありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思いますが、そういう考え方に立ってですね、今度やった時ですよ、さあ若者も少しずつ増えてきたわと。だけど活性化住宅はあるんだけどというようなことになるんだけど、結婚してないと。ということになった時にですね、やっぱり団塊世代でも人口を増やそうという、受入れをしようという話もありました。それから、いろいろ。しかし今度は、ここの志布志市の本当の人口というのは、やっぱりここに住んでいる人たちが結婚して生まれるんですよ。だって初めてですよ、子育て支援が始まったり、あるんですよ。だから、この一番、この地域活性化、過疎地域自立促進計画の一番の基はですよ、人口増加対策がもうまず始めにあってですよ。私そのためには企業誘致をしなくてはならない、生活環境は整えなきゃいけないというのが、私が本来のあの文書の中にですね、あれにケチを付けるわけじゃないんだけど、いろいろとその人口対策、一つも無かったがねと思ったもんですから。

どうですか、やはりこれが重要だと思うんですが、もう時間、まだありますが、後がありますので私ももうこれで終わりたいと思いますが、小野議員さんだったですか、団塊の世代の支援室を作れと。これとですよ、やっぱり人口対策ですから、この人口増対策にですよ、結婚支援センターみたいなので、積極的に人口を増やすために、いわば物の生産と比べたら例えば悪いかもしれませんが、人間生産の場にもやっぱり一生懸命になって欲しいわけですよ、本当ですよ。そうでないと、ますます過疎化

が進みます。そのための過疎地域自立促進計画があるわけですから、そのためには何をすべきかというのは、やっぱり人口増です。このことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

**○議長（谷口松生君）** 以上で、八久保壹君の一般質問を終わります。

ちょっと休憩します。

午後 3 時 52 分 休憩

午後 4 時 02 分 再開

**○議長（谷口松生君）** 会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。15番、長岡耕二君の一般質問を許可いたします。

**○15番（長岡耕二君）** 大変お疲れのところではありますが、通告しておりましたので順次、質問させていただきます。誠意ある答弁をお願いいたします。

さんふらわあ志布志・大阪航路が3月撤退の計画がありますが、私たちは旧志布志町時代、さんふらわあの会社を訪問した際に、いろいろな注文や指摘を受けたことがあります。道路アクセスの問題など一つ一つ対応し、利用促進に努めており、さんふらわああつての志布志港だと思っております。

まさか撤退計画が持ち上がるとは考えず、まさに志布志港の危機を迎えた感じがいたします。これまでさまざまな形で存続運動を展開しているが、市長の率直な感触はどうか伺いいたします。

また、さんふらわあがもし撤退した場合の経済的影響はどうあるか、また、分かりやすく金額で示して欲しいと思います。

また、さんふらわあが撤退した場合、志布志港に対する国・県の補助金等の変化はないか、今後の対応をどのように考えているか伺います。

次に、地域振興について質問させていただきます。

国や地方財政が厳しくなり、市街地と農村地域との格差が感じられます。

最近、私の農村地域ではよく聞く話が、若者が地元に戻り、地元の学校に子供を入学させたいと思っても住む所がない、仕方がなく住宅環境の整っている市街地の学校に出しているという声もあります。

旧有明・松山では、各小学校の近くに住宅が整備されており、各学校の児童数も安定しているように思い、理想的でうらやましく感じる場合があります。ぜひ志布志の農村地区にも、活性化住宅など建設して、若者が地元に戻りやすい環境を整えて欲しいと思いますが、どうですか。

以前、森山地区では、ふるさとづくり委員会で町営住宅の計画など出されて進行中でしたが、その後の進展がありません。また、各地区の農業後継者も地元に住宅が無いと、わざわざ市街地から通勤している状態です。

そのような点からも農村地区に、地域活性化住宅は不可欠であります。ぜひ検討をお願いしたい。

次に、教育施設の建設について、特に農村地区の建物については、古い物や危険性のある物が多く見られますが、各学校の建物の耐震調査など結果をお知らせいただきたい。

また、いつも私が口にして潤ヶ野小学校の体育館は過疎計画の中にもありますが、進捗状況を伺

いたい。

地元に残って親の面倒をみたり、家業を継いだりして地域に盛り上げていこうという若者たちが、子供教育の不公平感を抱いているような気がいたします。

地元に残り、自分で持っている能力を十分発揮し、地域のために思い切って活動したい気持ちがあるのに、住宅が無かったり、教育環境に不安を抱いて地元に戻れないことも本当にもったいない話でございます。

地域活性化のために体育館や住宅建設をぜひお願いしたい。

次に、災害復旧について伺います。

この夏の水害により大変な災害が発生し、激甚災害に指定されるほどであります。あちらこちらに通行止めの看板も見られますが、生活に密着した道路が寸断され、住民は多大な不便を被っていると思います。夏の水害により半年近くが経っております今でも、全面通行止めの場所が何箇所あるか、また、その復旧計画、進捗状況を伺います。

また、特に水害で大きかった志布志の大性院地区の復旧は、どのように考えておられるか。市や県に対して地域住民の要望書が出されたが、どのような対応をされるか伺いたい。水害による河川、水田、畑などの復旧状況はどうか伺います。

年明けになると、早期水稻の準備が始まり、河川の水量も少ないこの時期に工事をしてくれればいいのに、毎年水量が増えて、田植えの準備をするころに工事がある、よくこういう話を耳にします。同じ工事をするなら、お互いに都合のよい時期にした方が経費も抑えられると思うが、市役所の都合ではなく、困っている住民の気持ちに添える行政であって欲しいと強く願って、1回目の質問を終わります。

あとは、一問一答方式で行います。よろしく伺います。

**○市長（本田修一君）** 長岡議員の一般質問についてお答えいたします。

はじめに、さんふらわあの撤退につきましてお答えいたします。厳しい状況にあるというふうに認識しております。先ほど来の別な議員の質問に対しましてもそのようなことで御返答したところでございますが、会社側としては、当初私どもに表明されてきたときと、現在においても何ら変わらない形であるということでございます。

さんふらわあ志布志・大阪航路が撤退することになれば、大隅半島の農畜産業や観光業を中心とする、本県の産業界全体に大きな影響を与えることとなります。

今後、人・物・金、あらゆる手段を講じて県や関係団体と連携を図りながら、存続に向けてともに取り組んでまいりたいというふうに思います。

続きまして、さんふらわあが撤退した場合の経済的な影響というようなことでございますが、さんふらわあ撤退の鹿児島県への影響につきましては、さきの4番議員の御質問の折にお答えいたしました。経済物流面で約72億6,200万円、観光面で観光客による観光消費額は18億5,000万円と推測されるなど、合計で91億1,200万円の影響を受けるとなっております。

また、撤退後の志布志港に対する国・県からの整備費等の影響につきましては、現在整備中であります新若浜地区においては、平成19年度中の供用開始となっておりますので、整備費の減額による工期の



延長といった影響はないと考えております。

しかしながら、さんふらわあの取扱貨物量は、志布志港全体の約5割を占めることから、撤退となりますと、現在の港湾機能で十分な取扱量となることから、志布志港の新たな整備計画の策定はもちろんのこと、改修事業等の予算獲得について、厳しい状況になるというふうに思われます。

次に二番目の御質問でございますが、地域振興につきまして、地域活性化住宅を志布志の農村地区にも建設して欲しいというような御質問でございます。

居住環境整備としての公営住宅の在り方については、6月の施政方針で述べましたとおり、本年度、既存の公営住宅については、ストック活用計画を策定し、年次的な建替整備、リフォーム整備の手法、方向性を示してまいります。

地域活性化住宅を志布志の農村地区にも建設できないかという御質問であります。旧有明町地域では、住宅建設、維持管理に民間活力を導入した一部PFI方式により、4団地42戸の住宅を賃貸方式により借り上げを行い、地域市民に提供して喜ばれております。

今後、新規の住宅建設、宅地分譲については、地域の多様なニーズ、地域特性等を考慮し、民間活力の導入と建築手法を総合的に判断しながら進めてまいりたいと思います。

次の御質問ですが、潤ヶ野小学校の体育館について、進捗状況はどうかということでございますが、潤ヶ野小体育館につきましては、耐震優先度調査の棟数に含まれており、今の時点では調査結果の報告はできませんが、施設の老朽化が特にひどく、雨漏りも頻繁に発生していると聞いておりますので、基本計画に基づき、建て替えの計画を、19年度事業で国・県にお願いをしているところです。建て替えには多額の費用を要しますが、屋根の状態、壁面の雨漏りは避けられない現状であり、授業環境の悪化が懸念されております。また、改築することで災害時の避難所に位置することも考えられ、さらに耐震建物も1棟改善されることから、現時点での整備の必要性をかんがみ、県に要望をしております。

災害復旧について、お答えいたします。夏の災害により道路の全面通行止めをやっている箇所は何箇所あるかということでございますが、7月5日から6日にかけて発生いたした梅雨前線豪雨により、市内の至る箇所で災害が発生したところであり、特に道路につきましては、農道で有明地区のグリーンロードが、高吉交差点から片平交差点の通行止めを行ってございましたが、工事が完成したため11月20日から開通したところでございます。市道にいたりましては、市内の至る所で通行不能箇所が発生したところであり、応急処置により、そのほとんどが解消しました。しかしながら、損壊の状況が大きいことから、現在通行止めをしている箇所が4箇所あります。松山橋の流失により馬場・駅前線1箇所、路肩決壊による樽野・大越線での2箇所、大迫・弓場ヶ尾線での1箇所であります。また、林道につきましては、路肩決壊により馬庭線、陣岳線、境屋・柳井谷線、岳野山線の4箇所で通行止めをしておりますが、陣岳線が12月5日に完成したことにより、現在3箇所が通行止めを行っております。

今ほど答弁いたしました潤ヶ野小学校体育館につきまして、用意しておりました答弁書が間違えておりましたので、改めて答弁書を読み上げたいと思いますので、先ほどの答弁書は御訂正願いたいと思います。

潤ヶ野小体育館の改築につきましては、議会の度に御質問をいただきながら、十分なお答えができず

に申し訳なく思っております。

耐震優先度調査結果による検討することは必要であります。現時点で雨漏りがひどく、授業の環境が悪化していると聞いておりますので、早い時期に屋根、壁面、床の改修を行い、環境改善を図る必要があると思われま。そこで、新年度予算で維持改修費の予算を計上する考えでおりますので、よろしくお願いいたします。

災害復旧につきまして、その復旧計画というものはどのようになっているかということでございますが、市道の復旧状況につきましては、樽野・大越線及び大迫・弓場ヶ尾線が9月19日から22日にかけて災害査定が実施され、現在工事を発注し、復旧を行っております。完了は、大迫・弓場ヶ尾線が19年1月末、樽野・大越線が19年3月末を予定しております。また、馬場・駅前線の松山線は、12月5日に災害査定が実施され、復旧金額が決定したところであります。今後、速やかに工事を発注し、復旧に全力を挙げていきたいと考えております。完了は、平成19年11月末を予定しております。

林道につきましては、境屋・柳井谷線、岳野山線が現在工事中であり、19年2月中旬までには完了し、通行可能になる予定であります。馬庭線につきましては、地すべりによる災害ということで、県の指導による地盤変動の地質調査が必要ということになり、今後対策方法を決定し、復旧工事を行うことになっております。現在、通行止めはしておりますが、生活関連道路であることから、大型車を除く車両については、十分注意をしていただきながら通行させているのが現状であります。周囲の方々には不自由をおかけしておりますが、復旧については全力で取り組んでまいりますので、今しばらくお時間をいただきたいというふうに思います。

さらに、大性院地区の復旧についてどうなっているかということでございますが、大性院地区の災害につきましては、市としても十分認識しており、その対応を早急に検討しなければならないと考えております。

なお、護岸の災害復旧については、現在完成しております。

また、県も同様の認識であり、被害を軽減するために部分的な改修を実施するというのを聞いております。

今後も県と連絡調整を図りながら被害の軽減に努めたいというふうに考えております。

さらに、この地区におきましては、二級河川前川の氾濫に伴い被害を受けた地権者13名の農地災害申請により、下田地区、大性院2地区、計3地区の農地災害復旧工事の災害復旧事業採択を受けたところであります。今後、復旧に向けて実施設計を行い、年内に発注の予定ということでございます。

さらに、水田や畑の復旧状況ということでございますが、11月に災害査定が終わりまして、農地が89地区、施設100地区、合計189地区で、総事業費3億4,759万4,000円の事業採択を受けました。そのうち年内に115地区発注し、年明けには残りの74地区を発注しまして、早期完成を期するところであります。

また、40万未満の市単独農地災害についても、農地災害復旧補助金交付要綱に基づき、約317地区の復旧の見込みでございます。

**○15番（長岡耕二君）** さんふらわあ問題は、ほかの同僚議員がやりましたが、それとあまり交差しなような形で質問させていただきたいと思っております。

市長の答弁では、今回の場合は厳しいという意見であります。前の答弁の中で、寝耳に水というような感じで最初の答弁がありましたが、私が考えるのにしてですね、10月13日までに市長が1年近く市長をされているんですが、その中で何回ほどさんふらわあ、ブルーハイウェイ、そこに行かれたか。そして、ポートセールスをどのくらいやられているのか。それを市長、助役、そして部長、課長、何回ほどポートセールスの中でさんふらわあに行かれたか、お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** 10月13日の会社の訪問がある前に、新しい社長に就かれたということで私の方に表敬訪問に一度来られまして、そのとき挨拶を交わしたところでした。それから、私自身としましては、さんふらわあが撤退するという認識は全然ございませんでしたので、そのような形でブルーハイウェイラインのことに、どこということにはなかったわけでございまして、そのような感覚ではあります。例えば、からいも交流の受入れとかいう場面、あるいは知人の迎え入れとかいう場面で、さんふらわあの岸壁には何回か参って、そして所長さんとはお話をさせていただいたというところでございます。

実際、地元のさんふらわあの所長さん、地元の事業所におかれても、今回の撤退につきましては、会社側の幹部の方が来られて初めて知らされたというような状況でございまして、それまでは一緒に使って利用促進について、共々歩んできたというような状況であったということでもあります。

ポートセールスにつきましては、担当の方に回答させます。

**○企画部長（持富秀明君）** 私といたしましては、県の企業誘致懇話会がちょうど大阪の方で開催をされましたので、その明るる日、ブルーハイウェイライン西日本の方にお伺いをし、たしか専務、それから佐藤部長と現状についてですね、意見を交換したところでもあります、1回だけでございます。

**○港湾商工課長（小辻一海君）** 私は、2回行っております。

**○助役（瀬戸口 司君）** 私は、去る11月でございましたか、県のポートセールス協議会のセミナーをですね、福岡の方で開催されました。その時に、さんふらわあの鹿児島の方の支店長さんも来られておりましたので、そこでいろいろ話はさせていただいたところがございます。

**○15番（長岡耕二君）** さんふらわあの方からは、市長が就任されてから何回ぐらい来られていますか。

**○市長（本田修一君）** 3回来られているところがございます。

**○15番（長岡耕二君）** 市長と私の考え方にズレがあるような気がいたしますが、やはり民間の場合はですね、やはりお互いにつきあいがあるところは挨拶に行くというのが民間の考え方です。何でこういうことを言うかといいますとですね、やはり私もいろんなこのさんふらわあのことです。いろいろなこの地域が。

[防災無線で火災の放送あり]

**○議長（谷口松生君）** 長岡議員、ちょっと中断しましょうか。

○

午後4時26分 休憩

午後4時27分 再開

○

**○議長（谷口松生君）** 再開します。

**○15番（長岡耕二君）** さんふらわあ問題というものがですね、やはりこの地域を考えるいいチャンスじゃないかなというふうに私は受け取っております。その中で、やはりこの志布志港を見たとき、私たちこの地域にいる人はそう気づかないんですが、海運業のプロの方々に聞きますと、ここの港は世界でも今から一番伸びる場所だというのが現実です。民間の皆さんが考えている、そしてこの地域が考えているのは、ただ鹿児島県でも一つの港としてしか受け止めてないというのが鹿児島県、この地域の考え方じゃないかなというのが、行政と民間の考え方のズレというのがですね、やはりあるんじゃないかなというふうに考えています。やはりこういうさんふらわあ問題があつて、やはり真剣に考えていかないといけないチャンスが来たなというふうにはとらえております。それは何でかと言いますと、そういう民間の皆さんの考え方と行政のこの地元の志布志、鹿児島県が考えているとらえ方とは全然違うなというのが私の直感でございます。それは何でかと言いますと、ここの港にもいろんな会社がありますが、そのトップが支店長かなんかが来られるとき、やはり九州でもナンバー1かナンバー2ぐらいの人材がここに来るとというのが現実です。そういうところを見たときですね、やはり鹿児島県は何しよっとよというのが、みんなのとらえ方です。港のプロの考え方というのは、そういう現実です。いろいろ話させていただくと、ああなるほどなと言うのが、やはり民間と行政のズレというのは、ここにあるんだなというのが今回さんふらわあ問題が出たとき、今考えているのが私の直感でございます。

その中で、市長、この影響調査というのを見たときですね、この金額が大きい小さいか、そしてこの港が持っている機能というものと、この金額を見たとき、直感で分からないかもしれませんが、市長の直感と言いますか、この240億、そして観光、そしてこういう金額を見たときですね、どういうふうに見えるか。そして、さんふらわあが今積んでいる荷物の割合というものが、やはり畜産物、そしてここで生産されたもの、そして向こうから持ってくる物、その現状が分かっていたら割合が、大まかでもいいですが教えていただきたいと思えます。

**○市長（本田修一君）** 今ほどお答えしましたように、調査結果につきましては、90億1,200万円の影響があるということで出ているようでございます。この金額につきましては、私どもは1,000万tの物流の中の500万tというようなことを認識しておりましたので、もっと金額的には上がるのかなというふうに思ったわけでございますが、これは直接的にこういった影響があるというようなものではなからうかというふうに思っています。国土交通省志布志港湾事務所が発表いたしました、平成16年度の志布志港の経済効果が1,430億ということを考えますと、本当に物流の半分が失われるということでございますので、極端な話でいえば、その半分ぐらいの金額になってもおかしくないというふうに私自身は認識しているところであります。

貨物の中身については、担当に回答させます。

**○港湾商工課長（小辻一海君）** お答えいたします。

志布志から大阪の貨物が畜産品、ブロイラー、卵、それから都城からのタイヤ、それから建材、それに農産品ということで野菜等がございます。それから大阪から志布志の貨物といたしまして、飼料の副原料ということで、飼料の原料の副原料でございます。それから養殖のえさですね、ハマチ用の生サバ

ということでございます。それから少量の牧草、そして少量の農産品というようなことでございます。

以上でございます。

**○15番（長岡耕二君）** このさんふらわあの資料を見たときですね、たったこれだけしかないのかなというのがみんな実感だと思います。前、新聞に出たとき、志布志港湾の事務所が出したとき240億で、見たとき、民間の人が、「これは正しいですか」、「どんな状況ですか」と言ったとき、これは直接的な倉庫と運輸、この流通の中の一部であるということで、ちょうど私が専門の人に聞いてみたら、「この3倍だろうな」というのがプロの見方でした。そして、このさんふらわあが90億というのは、本当にこの資料を見たとき、ああ、あんまり調査してないな、というのが現実じゃないかなと考えています。

こういうところを見たときですね、やはりあんまり金額が大きくと向こうに都合が悪いのかなというふうに解釈したんですが、やはりそういう経済効果というものを、さんふらわあが撤退するというときにしてですね、やはりこの地域でも、このさんふらわあもだけど港のことをもうちょっとポートセールスやいろいろなやりながらですね、自分たちも勉強していかないかとやないかなというふうに私は考えていますが、市長はどういうふうに捉えていますか。

**○市長（本田修一君）** お答えします。

先ほど議員御発言のとおり、このさんふらわあ問題をきっかけとしまして、みんなが改めて志布志港の活用について、推進策について考え直すいい機会だというふうに思うところでございます。私どもは当然、そのポートセールス等を通じまして、志布志港の魅力についてさまざまな形でお話をするわけでございますが、そのようなことを深く今回は志布志港の魅力について改めて認識したということでございます。

**○議長（谷口松生君）** 議事録の関係がありますから、きちんと呼びかけていただけませんか。

**○15番（長岡耕二君）** はい。さんふらわあのことこの辺で終わりたいと思いますが、やはり私が考えているのは、みんなの情報を聞いたときですね、やはりこの港は今から10年経ったら、人が驚くぐらいの港になるというのが現実ですので、そういう対応をやっぱり行政もしていかないといけないというのがですね、やはり率直な考えですので、ぜひ知事ともそういう対応でですね、やっぱり民間の対応、そして今、私が最初言いましたように、ポートセールスといいますかね、やはりこの志布志に来られるお客さん、そういう人にはですね、自ら頭を下げて、お世話になっていますという姿勢が大事じゃないかなというふうに私は思います。やはりそういうところやら、いろいろな角度でですね、これを機にやって欲しいということで、これでさんふらわあ問題は終わらせていただきます。やはりこの中にはですね、今まで質問の中にもありますように、アクセスが遅れているというのも大変問題になっているんじゃないかなと。そこは今までの質問で同僚議員が言われましたので割愛させていただきますが、やはりそういうところをやはり真剣に考えていかないといけない時期が来ているというふうに考えて、さんふらわあの方はこれで終わりたいと思います。

地域活性化の問題で私が質問しておりますが、たびたび私が質問しますが、毎回聞いていますと、教育は熱心に議論されるが、やはり教育行政というのは後退しているなというふうに私はとらえております。なぜかといいますと、やはり旧志布志町の時代に耐震強度、そしてポーリング調査、そして設計ま

で行っていた分が、今聞いてみますと、こういう状態である。やはり子供たちが少ないということじゃなくてですね、現場の子供たち、そして先生方がどういう形で教育されているか。そして過疎になっている農村地区の現状というのを見たときですね、やはりここだけではありません、潤ヶ野だけではありません。やはり見て御存じのとおり、森山、そして田之浦、四浦、八野、この辺の施設をやはり財政が厳しいとなればですね、そういうところをカットされる。そして延び延びになって、その地域の方々が、子供たちが不自由してきたということがですね、やはり行政はもうちょっと角度を変えて考えないといけないと私はと思いますが、市長はどう考えますか。

**○市長(本田修一君)** 私どものまち、新生志布志市は、合併協議会で人口を推計したときには3万6,000人ということでございました。しかし、現在3万5,000人も割りまして、3万4,700人ということで人口減少が進んでいると。それは少子化もありますし、そして現実的に周辺地域でも、街の中でも高齢化が進んでおり、人口減少が進んでいるというようなことでございます。その中で先ほど別な議員の質疑があったわけでございますが、にぎわいを取り戻すために、そして活性化を生み出すためにさまざまな取組が必要なことだということでございます。

この活性化住宅につきましては、当時、有明町の方で取り組んだ経緯につきましては、教育環境の悪化と、その地区の小学校が複式学級になる恐れがあるというようなことがありまして、そのような地域について、特に重点的に整備していったというような経緯がございます。

そのようなことで、この活性化住宅については取り組みをしたところでございますが、今回。

[防災無線放送あり]

**○市長(本田修一君)** 今回合併いたしまして、さらに森山地区、あるいは四浦、田之浦というような地区についてもというようなことございますが、それぞれの地区につきましては、それぞれまた地域の特性がございますので、それらのことを検討させていただきまして、活性化住宅についても考えさせていただければというふうに思います。

**○議長(谷口松生君)** ここでお諮りします。本日の会議は、時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(谷口松生君)** 異議なしと認めます。したがって本日の会議は、時間を延長することに決定しました。

**○15番(長岡耕二君)** ありがとうございます。十分質問させていただきます。

教育行政がバックしたと私が伝えましたが、やはり教育というものと住宅というものはですね、やはり一体でないといけないんじゃないかなというふうにとらえています。やはり森山のふるさとづくり委員会で出た分もですね、ある程度いいことだなと思いつつですね、待ってたら、いつの間にか消えているというのが現実です。やはり合併しても行政は続行されるのが、私は当然だというふうに考えてますが、あの辺の予算というものがどんどん無くなるというのが、どうしてだろうというのが私だけではありません。考えている現実でございます。そして、耐力度調査をして建て替えないといけない、改築しないといけないという体育館をですね、補修だけで大丈夫なのかなというのがあります。それだけ

金をかけるんだったら、改築した方がいいんじゃないかなと。市長が最初言われた答弁が、何か宙に浮いているような気がするが、市長のやる気があれば、まだ取り戻せるんじゃないかなと、答弁をもう1回確認したいと思いますが、よろしくお願いします。

**○市長（本田修一君）** 潤ヶ野小学校体育館の改築につきましては、たびたび御質問いただいているところでございまして、そのたびに初めに回答したようなことであつたわけでございます。しかしながら、改めて今回、早い時期に屋根の壁面、床の改修を行い、新年度予算で維持改修費の予算を計上したいということに至ったところでございます。

**○15番（長岡耕二君）** 9月定例議会で質問せんかったらですね、県の人なんかが、「予算つくっちゃよかったにあきらめたとな」て私にちょっと言われたもんですから、「いや、あきらめていません。ちょっとミスがありまして」ということですね。やはり市長のやる気があればですね、180億の予算の中でですね、たった2、3億じゃないかなというふうに考えてますが、やはり子供たち、今大事に育てようという、いろんなところでありますが、その中で教育が後退するというのが私は納得いかないところがあるんですが、この教育行政と、この建物の、そして住宅なんかのそういうところを考えたとき、どのように解釈すればいいのか、私はちょっと迷いがありますが、もう1回お願いいたします。

**○市長（本田修一君）** 改築というのにつきましては、教育委員会とも協議して決定したことでございますので、教育委員会の方に回答をさせたいと思います。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

先ほど耐震につきまして御質問があつたんですが、回答がまだでございましたので、そちらの方を回答させていただきたいと思いますが、耐震調査の結果がどうであつたのかということ、私どもは通告としていただいておりますので、こちらの方をまず回答させていただきます。

6月の定例会で予算措置をしていただきまして、9月においては調査棟数の見直しによりまして、対象となる昭和56年以前の建物基本調査がすべて完了するよう予算措置をいただきました。棟数は小学校16校中43棟、それから中学校6校中18棟、合わせて61棟でございます。現時点では、建築設計事務所の建築士によりまして、対象となる建物の現況調査、それからクラック箇所などの撮影、それからコンクリート強度試験を実施いたしまして、現地調査を終了しております。

現在は、その調査結果を基に、建築設計事務所で報告書を作成中でございまして、年明けには、その結果が示されるものと思っております。

今後は、小・中学校のすべてを比較いたしまして、建築士が決定いたしました優先度ランクに従いまして、改築又は耐震の整備計画を作成いたしまして、それらの検討結果に基づきまして市の整備基本計画に載せて年次的に整備してまいることになろうかと考えておるところでございます。

それから、教育施設が遅滞することにより、改修がですね、遅滞することにおいて教育全体が遅滞するのではないかという御懸念でございますが、そういう面もなきにしもあらずかもしれません。しかし、市といたしましては、この前の予算も、これもまた議会の皆さん方の御理解でございましたが、学力向上につきまして本年度は、ICT教育の充実ということでデジタル教科書というのですが、黒板に教科書を写し出して、そしてプロジェクターを使って授業をするというシステムでございまして、これは

もう九州トップクラスの施設でございまして、これを全市に導入をいただきました。ありがとうございます。そういうものも子供たちの興味・関心を引きながら大事な体験学習でありますとか、問題解決学習の改善のために一方では、研修会や校内研修等も努めております。

また、小さな学校につきましては、志布志の小学校の先生方、5校連絡会なるというものもつくっていただきまして、お互いに指導者、学校が切磋琢磨、指導力向上に努めてもおります。

そういう中で、確かに施設設備もさらに充実するということになりますと、鬼に金棒ではありましようけれども、やはり市全体の均衡ある発展ということなどを考えましたときに、今回、市長の方で先ほど御回答ありましたように、まずは改修を行って、体育館の改善をみたいということで新年度予算の方で計上するというのでございまして、教育委員会といたしましても、とりあえず安どしているというところでございます。

以上でございます。

**○15番（長岡耕二君）** なぜかしら、かみ合わないところがあるんですが、私だけでしょうか。やはり内容を濃くすることと、体育館、あの品物を見たとき、公共の建物であろうかというのが私の率直な考えです。やる気があればですね、それぐらいすぐできると思うんですよ。やる気がないから建てないんですよ。やはり農村地区の置き去りにされた建物というのを見たときにですね、これでいいのかなというのが率直な考え方です。やはりもうちょっと地域性を考え、行政を運営して欲しいというふうに、また3月に一般質問します。

次に、災害復旧について質問させていただきます。さっきも述べたようにですね、水害があつて半年間、地域の人には不安はないのかな。今年は雨が少なかったから、そういう現実でいいのかもしれませんが、やはり被害を受けた方々、そして道路通行止めが今でも結構ある。片側通行ならあのままでもいいですが、やはり対応というものは、やはり住民の声というものはですね、「まだせんどかい」というのがあります。そして、いつも私なんかには忠告されるのが、「おまえげん役場ん人は、雨がじゃんじゃん降り出したら仕事させて、したことも全部ひん流るいがね」というのが、現実にそういうふうに言われます。今の水の少ないときに、どうしてできないのかなと、集中してやはり3月ぐらいに、そういうのを、おっしゃるとおりですとかしか言う言葉がないんですね。そういうところを、被害があつたところは早急に対応していただきたいというのが、みんなの声じゃないかなというふうに考えていますが、そこはどういうふうにとらえておられるか、お願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本当に災害を受けて、そして通行に不便になっているというようなこと、それから田畑については、なかなか復旧できなくて手が付けられないというようなこと、本当に御心労されているというふうに思います。しかしながら、私どもとしましても、懸命にこのことにつきましては、災害復旧に取り組んでいるというようなことのでございますので、例年のことながら本当に査定があつて、そして査定を受けた後に、その事業化が決定されるというような流れになっておりますので、本当に御迷惑をおかけしている分については、申し訳ないなというふうに思うところでございます。

**○15番（長岡耕二君）** それと、志布志地区の大性院地区の分がまだ答弁はもらいましたが、もうちょ



っと細かく説明していただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

**○建設部長（井手南海男君）** 大性院地区の災害の関係でございますが、議員御承知のように18年9月でございますが、地域からの要望があったわけでございます。市としましても、現在まで県へ協議を行ってきたということでございまして、今後につきましては大隅土木事務所を通じまして県知事へ要望書を提出いたします。その後、大隅土木事務所から県庁河川課への追加の申請もございまして、事業費の確定後に工事の実施ということになるわけでございますが、この災害の原因につきましては、前川の右岸部の嵩上げのコンクリートのすり付け部分から河川水が流入したと、下流域の地域住民が被災を受けたということでございまして、その対策につきましては、先ほど市長の方からも答弁がございましたが、被災水位に基づきまして嵩上げのコンクリートすり付け部分の延長増を図ることで河川水の流入を防止するという対策を講じようということで今、県の方と協議をしているところでございます。

以上でございます。

**○15番（長岡耕二君）** まだいっぱい質問したいんですが、もう5時で、みんながしーんとしておりますので、気分転換でやりたい、最後にしたいと思います。

やはりですね、私たちは住民の声を市長に届けます。そして、市長が、うんと言わんで横をこう見るだけでですね、何か予算の考え方、そして私たちに住民が届ける声ですね、やはり伝わってないなあというのが現実です。何で伝わらないかなという私は不思議に思うんですが、日本語で、鹿児島弁で語るんですけど、何か答弁が書いてある答弁のように見えて、自分の気持ちで市長が話してないなあというふうに私は考えていますが、やはり住民の声を私なんかは吸い上げてですね、市長に届けるんですが、そういうところをもうちょっと深く理解をして欲しいということで、今日の質問を終わります。また3月にさせていただきます、よろしく申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** 以上で長岡耕二君の一般質問を終わります。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は午前10時から引き続き一般質問を行います。本日はこれで延会します。ご苦労さまでした。

午後5時00分 延会

## 平成18年第4回志布志市議会定例会（第5号）

期 日：平成18年12月13日（水曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

金 子 光 博

宮 城 義 治

福 重 彰 史

鶴 迫 京 子

東 宏 二

下 平 晴 行

日程第3 報告

日程第4 議案第153号 志布志市伊崎田保育所条例を廃止する条例の制定について

日程第5 議案第154号 伊崎田保育所の指定管理者の指定の期間の変更について

日程第6 議案第155号 財産の無償譲渡について

日程第7 議案第156号 財産の無償貸付けについて

**出席議員氏名 (33名)**

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

**欠席議員氏名 (0名)**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長 本 田 修 一	助 役 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 隈 元 勝 昭
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 稻 付 道 憲
福 祉 部 長 蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
建 設 部 長 井 手 南 海 男	松 山 支 所 長 吉 井 宏 徳
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	教 育 次 長 山 裾 幸 良
総 務 課 長 上 村 和 憲	企 画 政 策 課 長 山 下 修 一
財 務 課 長 溝 口 猛	環 境 政 策 課 長 立 山 広 幸
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	志 布 志 支 所 福 祉 課 長 萩 本 昌 一 郎
耕 地 課 長 通 山 正 文	水 道 局 長 徳 田 俊 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗	

**議会議務局職員出席者**

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

毛野議員の方から遅参届けが提出されております。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、本田孝志君と立山静幸君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、16番、金子光博君の一般質問を許可いたします。

○16番（金子光博君） おはようございます。

今回の一般質問は、9月議会の時と全く同じ内容の質問であります。前回の答弁に対してのおさらい的な意味合いもありますので、市長、肩の力を抜いて、歯切れの良い明快な答弁を期待しております。

それでは、通告に基づいて、順次、質問したいと思います。

まず、旧志布志町時代に計画は一応立てておられたという話を伺っておりますが、志布志市としてその計画を引き継いで、老若男女の人たちに楽しんでもらえる海釣り公園の整備を進めていく考えはないかということでもあります。9月の答弁で、市長は、旅客船埠頭、観光バースがそれにふさわしい場所であるとのことでしたが、その後、港湾商工課の方で考え方を聞いたり、志布志町選出の同僚議員の方々と話をしてみますと、市長答弁に賛同するような話は一切聞けませんでした。そこで、あの場所が建設された本来の目的は何であるのか、その場所の管理責任はどこがするのか、示していただきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

金子議員の一般質問についてお答えいたします。

海釣り公園につきまして、海洋性レクリエーションの場ということで御質問でございますが、志布志港内に海釣り公園の施設整備は現在行われておりませんが、志布志港の中で唯一、市民が憩える施設として旅客船埠頭が整備されたところであります。しかしながら、この埠頭につきましても、蘇州号などの外国客船が接岸した場合、海上人命安全条約、いわゆる SOLAS 条約により、関係者以外の立入りが規制されるといった制約もある所でございます。このため、志布志港の港湾計画には、本港地区南側に遊漁船などの係留施設である船だまり計画もあることから、現在整備中の新若浜地区の供用開始後には、船だまり計画の早期着工と併せ、海釣り公園といった海洋性レクリエーション施設としても活用できるように、港湾管理者に働きかけてまいりたいと思います。

お尋ねの旅客船埠頭につきまして、管理は県の方で行っております。

○16番（金子光博君） ただいまの答弁であります。9月議会の答弁とすると、大分違ってきており

ますが、あの時の答弁は何だったのかと。本港地区の南側の硯が浜の沖の方に船だまりの計画があるということで、それはまだ将来のことではありますけれども、そういう計画があるのであれば、やはりなんぼその魚釣りをしたことがないからといってですね、やはりそういう市民にですね、夢の持てるような、そういう施策を打つのも、市長としての大事な仕事であります。今日、明日にしてくれというような話でもありません。私も先日、志布志の同僚議員にあそこの地を、雨の降る日でしたけれども、案内していただきました。海水もきれいで、そういう場所にはふさわしい所だなあというふうに見せていただきました。本当に市長が市民のことを、夢のある施設として考える気があるのか、再度、答弁をお願いします。

**○市長（本田修一君）** ただいまお話しましたように、港湾計画の中に、南側に遊漁船などを係留する場所があります。そして、船だまりの計画もあるということであるようでございます。新若浜港の整備がただいま進んでおりまして、19年度中には何とか供用開始ができるというようなふうになっております。そして、それができますと、続いて周辺整備の緑地整備が行われるという段取りになろうかと思えます。20年以降になります。それらの後に、さらに港湾の計画が、事業が進んでいくというふうを考えます。そのような事業化に向けて、今お話にあったようなことにつきましては、県に要望して、そして実現化に向けて取り組んでいければというふうに思うところであります。

**○16番（金子光博君）** やはりですね、市が積極的にいかないと、現在の新若浜、それから旅客船埠頭、外港地区ですかね、こういう所はほとんど県の施設ですよ。それで、魚釣りをする場所ではありません。先日、「さんふらわあ」の決起大会が旅客船埠頭でありましたけれども、あそこで決起大会が始まる前に、魚釣りをしておられた方々にですね、港湾事務所の方としては、決起大会がありますから引き上げてくださいということではなくてですね、「皆さん、ここは魚釣りをする場所ではありませんよ。」と、「早急に引き上げてください。」というようなことで、引き上げてもらったそうなんです、やはり9月の時、私も事前調査をもうちょっとしっかりしておけばよかったなあと反省しておるんですが、港湾の調査特別委員会の方で、港湾を案内していただいた時にもですね、沖防波堤、あそこに遊漁船であそこまで連れて行ってもらって、沖防波堤の上で釣りをされておる方々もおられましたけれども、港湾事務所としての本音はですね、もう見て見ぬふりですよ、暗黙の了解。もし、あそこで不幸な事件が1件でも起きたら、もう絶対あそこには上陸禁止、そしてましてや、このいろんな施設の所でも、絶対魚釣りは許可されないというふうに思いますよ。やはり、遊漁船で魚釣りの人たちを有料で運んで、いくらかの運賃をもらえる、そういうことで生活しておられる方々もおるから、やっぱり建前は厳しくやりたいんだけど、本音の部分で見ても見ぬふりをして、今、許可じゃないですけども、もう事故のないように楽しんでくださいよというようなことだろうと思います。ひとつ、県からどうのこうの言われるんじゃないかとですね、市の施設として、やはり県とも協議はせんないかんでしょうけれども、整備をするような方向で考えていただきたいと思います。

鹿児島市の鴨池の海づり公園の入園者がですね、15年で2万8,000人、16年で2万4,000人、収入が15年で1,300万円、16年は台風で休んだ時期もあって1,100万円、約ですよ、それぐらいになっておるようでございます。明るい話題が一つもない中でですね、何か将来に向けて、市民が夢の持てるような施設

に向けて、ひとつ取り組んでいただきたいと思います。このことについて、再度、市長の意気込みを聞かせてください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

沖防波堤で釣りをされている方がいらっしゃるの、私自身も先日、29日の決起大会の後、大阪に「さんふらわあ」のことでブルーハイウェイラインの会社の方を訪れ、そして帰ってきた翌一日の朝に、「ああ、たくさんの方が沖防波堤で釣りをされているんだなあ。」という光景を目の当たりにしたところでした。しかしながら、その管理につきましては、今、議員が御発言のとおりでございます、状況といたしましては。そのようなことで、いろいろ難しい中でも、たくさんの方が釣りをされていていらっしゃるんだなあという光景を見、そしてまた、議員のお話をお聞きしまして、改めてそのようなふうにも娯楽として、レジャーとして釣りを楽しんでいらっしゃる、息抜きをされている方がいらっしゃるというのは、本当に有り難い光景だなあというふうに思いますので、その方々が本当十分楽しんでいける場というものを県に強くお願いしまして、実現化に向けていきたいというふうに思います。

**○16番（金子光博君）** 市長のただいまの答弁を期待して、次に移ります。

次に、市職員の飲酒による交通違反、交通事故に関わる懲戒処分に関する基準は定めてあるかであり、9月の答弁で、市長は、このことに関する基準を早急に定める方向で検討を指示したとありましたが、その後、議会に対して何ら報告も無いところではありますが、その後、どうなったのか示していただきたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

市職員の基本的な服務規律や地方公務員法に定められております公務員が遵守すべき事項につきましては、先の9月議会でも答弁いたしましたところですが、特に、市職員の交通事故等に係る懲戒処分の基準につきましては、昨今の飲酒運転等に対する世論や報道機関の対応を考えますと、厳罰化が求められているようであり、

志布志市としましても、近隣の市等を参考にしながら、交通事故等に係る懲戒処分の基準をつくり、施行したところであります。基準の内容、概要を申し上げますと、飲酒運転については、酒酔い、酒気帯びにかかわらず、本人が飲酒したことを了知の上で車両を運転した場合は、免職とする。また、酒気帯び、酒酔い運転車両に同乗した場合は、停職又は免職とするとしております。

次に、無免許運転をして人を死亡させた場合は、免職とする。また、無免許運転をして、傷害を負わせた場合は、停職又は免職としておりますが、事故後の救護等の措置義務違反をした場合は、免職とするとしております。

そして、速度超過による事故や、それ以外の人身事故等についても、基準を定めたところであります。

さらには、交通事故等に係る報告を怠った場合には、処分を加重することができるとしております。

以上、基準の概要を述べましたが、職員という前に、車を運転する一人の人間として、飲酒をしたら車を運転しない、交通法令違反をしないことが大切なことであると思いますので、本人はもちろんのこと、周りの人にも啓発するように、職員に対し、さらに喚起してまいりたいと思っております。

**○16番（金子光博君）** ただいま答弁いただきましたが、9月の一般質問の折に、総務部長の方から、

飲酒による交通事故等による懲戒処分の基準というものが、まだ設けてなかったということで、これを早急にとということで、もう案は今できております。まだ、中身については決定しておりませんと。しばらくお待ちいただければできるものというふうに答弁がありました。いつそのことがぴしゃっとできたのですか。

**○市長（本田修一君）** 志布志市訓令第67号ということで、志布志市職員の交通事故等に係る懲戒処分の基準等に関する規程を、18年11月30日に定めております。

**○16番（金子光博君）** 11月30日ということだったようでございますが、一般質問をしてですね、まだできてないということで、こちらから下に尋ねていくのが筋なのか、こういうことを質問してもらったので、ちゃんと定めましたよというようなことで、議長の方なりですね、報告をしてもらうような配慮はどうしてできなかったのか、そのことについてお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** 配慮に欠けたことは申し訳なく思います。この飲酒運転に関する事故等につきまして、昨今、非常に事件が発生して、そしてこのことに対する認識が深まっており、そのことを基に、議員の御質問があったという経緯もあったというのを考えますと、本当にそういう意味で私どもはこうして規程を定めたわけでございますので、速やかにお知らせすべきだったというふうに思っております。

**○16番（金子光博君）** 昨日から、同僚議員がいろんなことに対してですね、もっとスピーディーに事を進めるべきことについては、早急にせんないかんのじゃないかというような意見もあります。予算が伴うことでもないし、市長を中心としてですね、そこ何時間もかければ、案ができておるのであれば、済むようなことをですね、もうちょっと、「さんふらわあ」は「さんふらわあ」ですよ。こういうことをちゃんとしておかないと、その時に起きたときでは遅いですよ、これはやっぱり。ちなみにですね、霧島市、あそこも合併しまして、我が志布志市より、はるかに合併の数も多くて、大きな市になりましたけれども、もう霧島市は飲酒運転の防止で、市の方でこのアルコールの検知器、こういうことまで取り組んでおりますよね。それで、私はあそこの資料をいただきまして、関心だなあと思いました。

ちょっと読ませていただきます。御家族の皆様へ。霧島市長、前田終止。飲酒運転及び交通法令違反の撲滅の御協力のお願いとということで、以前より定めていた基準を見直し、特に飲酒運転については、事故の有無に限らず、原則免職処分とすることといたしました。最後になりますが、途中は抜きます。職員から御家族等にあてた別添、安全運転の誓いをしていただき、御提出してくださるよう重ねてお願いいたしますということで、安全運転の誓いでですね、1、交通ルールを守り、常に安全運転に努めます。絶対に飲酒運転はしません。これから車を運転する者に絶対にお酒を勧めませんということで、職員が家族の皆様と霧島市長へ安全運転の誓いということで、この署名なつ印をして、安全運転の誓いということで、100%近くですよ、提出されているようです。

もう今ですね、我が子でせか、思うごとならん時代ですよ。職員並びに外郭団体の臨時職員まで含めたら、相当な数があります。それをいちいち市長が全部、目が届くはずもありませんしですね、やはりいろんな所の資料も参考にさせていただいて、良い所があったら盗んでもいいんじゃないですか。いろんな角度から、やはりそういう最悪の事態が発生しないように、志布志市の恥とならないように、抑止力を働かせていかなくちゃいけないのではないかと思います。市長、再度、答弁をお願いします。

**○市長（本田修一君）** ただいまの霧島市の職員に対する安全運転の誓いというものは参考にさせていただきたいというふうに思います。

私どもの市でも、その職務に服務規程、規律の確保というような形で、部長会あるいは職員朝礼の折にも、飲酒運転については、特に戒めをしているところでございます。そして、さらに文書といたしまして、助役名で年末年始ということになりますので、特にこの時期は飲酒の機会が多いということでございますので、その服務規律を厳守と申ささいという文書を職員に配布しております。

**○16番（金子光博君）** ひとつできる限りの手を打って、そういう悲惨な事故が起きないようにですね、最高責任者として、しっかりやっていただきたいというふうに思います。私が9月の時に紹介しました、大上君夫妻ですね、まだ立ち直ることもできなくて、自宅は福岡ですけれども、北九州の病院にまだ精神的なカウンセラーを受けながら、入院治療を続けております。しかし、おじいちゃん、おばあちゃん、二世帯住宅で生活をしておりましたけれども、いつまでもこういう生活をしておってはいかんということで、年が明けたら、今度帰った時には、生活の環境も変えてみようというようなことも話されているようです。私も同じような孫を持つ一人としてですね、やはりこれは職員だけじゃなくて、自分自身に対しての戒めでもあるわけですが、やはりそういうことが起きないように、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。

次に、県道柿ノ木・志布志線の進捗状況についてであります。昨日、10番議員との質問、答弁で、大体理解できましたが、確認の意味合いで、再度、答弁をお願いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

県道柿ノ木・志布志線、柳橋・弓場ヶ尾間につきましては、事業実施区間1,000m、全体事業費3億円で、平成18年度から平成23年度までの6年間で完了する計画でございます。また、今年度におきましては、大隅土木事務所主催の地元説明会も8月に開催され、11月までに用地測量も完了しているため、12月から2月に、用地取得が実施される予定でございます。なお、本路線は、11月に2,246万5,000円の事業費追加が確定したことにより、当初計画では平成20年度より工事が開始される予定でありましたが、平成19年3月に工事も実施される見込みでございます。今後、本市においては、用地や事業費負担金等の問題で、関係機関と連携をとりながら、本事業の早期完成に努力する所存であります。

**○16番（金子光博君）** ただいま答弁をいただきましたが、来年3月より一部工事に着手するというものでありましたが、小さな光が見えてきたのかなあというふうに思っております。しかしながら、全区間2kmちょっとだと思いますが、その中で約半分の1,000mを、あと5年かかると。あとの約1,000mについては、まったく見通しが立っていないというようなことですが、そこら辺りについて、もう少し聞かせていただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** ただいま答弁いたしましたとおり、追加ということで2,246万5,000円が決定されたということでありまして、6年間ということでありましたが、こういったことがされたことによりまして、短期完成が図られるというふうになるというふうに考えます。

**○16番（金子光博君）** あとは市が働きかけをして、県がどれだけ本腰を入れてくれるかだろうと思



ますので、今まで以上に執行部の皆さんには頑張っていたきたいというふうに思います。

助役に少しお尋ねをしますが、9月にあそこは全然見当がつかないということだったので、現場を踏査して、実際見てくださいということをお願いしておきましたので、現場を踏査されての感想と、これからの意気込みについてお聞かせ願いたいと思います。

**○助役（瀬戸口 司君）** 9月の議会で、議員の方から御指導もありましたわけですがけれども、その後すぐ通りました。あの時に申しあげましたけれども、それ以前にもですね、2、3回通っております。道路名がですね、認識がなくて、非常に申し訳なかったと思っておりますけれども、通った感じではですね、やっぱり狭いということで、車の離合にも大変支障を来しているというふうに感じました。それで、その後すぐ県の方にまいりまして、関係各課にですね、そういう要望を伝えたところでございます。そしてまた、去る11月に曾於市と当市と大崎町とで、曾於地区土木協会というのを設置しておりますけれども、そこで池田市長さん、それから大崎の町長さんと一緒に県の土木の次長さん、それから関係各課長さんに要望したわけでございますけれども、その中でも当市としましては、この路線が最優先路線であるということを重ねてお願い申し上げたところでございます。そしてまた、そのような形の中で、今年、当初の2倍程度付けていただいたわけでございますけれども、その後、大隅土木の方にもまいりまして、用地課の職員にも、発破を掛けてきたところでございます。ただいま御指摘がございましたけれども、できるだけですね、早期に整備が図られますように、今後とも引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

**○16番（金子光博君）** 今度の県の補正が誰の頑張りによるものか、そのお金に書いてありませんのでわかりませんが、市長なのか助役なのか、建設部長なのか、担当課長なのかわかりませんが、みんなそれぞれ「俺が頑張ったっじゃ。」というふうに思っていたきたいと思います。助役、こうしてですね、身近に感じていただいて、事に当たって少しでも道が開けていきますと、そのことに愛着がわくものでございます。その愛着をですね、助役としての喜びに変えて、今まで以上に頑張っていたきたいというふうに、重ねてお願いをしておきます。

市長に1件お尋ねしますが、今まで県に対してですね、いろんな角度で要望していただきたいということをお願いしておきましたが、書面等によるですね、口は口約束ですから、すぐほごにされたりしますので、書面等による要望書なり、嘆願書なり、そういうものを県に対して出してあるのか、そのことについてお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほど助役が回答いたしましたとおり、曾於地区の土木協会におきまして、要望書という形で、この地区の土木部に対する要望をまとめております。その中で柿ノ木・志布志線の地区につきましては、特に重点整備地区だということは、再三再四ですね、口頭でも申し上げておりまして、今申しましたような文書でもきちんと取りまとめて要望はしております。

**○16番（金子光博君）**

---

---

---

。市長も県議とは、よく会われるでしょうから、しっかり頑張ってもらようをお願いしておきますよ。このことについては、今日また後で福重議員の方からもあるようでございますので、ここらぐらいにしておきますが、最後に、市長の意気込みを再度お伺いして、私の一般質問を終わります。

**○市長（本田修一君）**、私どもは十分連携をとりながら、この区間のみならず、他の区間についても、さらには高速道路についても、要望をともどもしていただいているところでございます。そして、県はもとより、国に対しても統一步調をとっていただきまして、要望を申し上げているところでございます。そのような中で、先ほど議員が発言にられましたように、誰が一生懸命したから、こういった結果になったかわからないんですが、追加予算が付いたというようなことでありまして、それは多分、地域の方々の本当にこの路線に対する熱い思い入れがこういった結果になったというふうに私どもは認識しております。私どもは、皆さん方の熱い思いを本当に背に受けて、全員がそれぞれの立場で取り組んだ結果だというふうに思いますので、今後もこういった形で、この区間の整備については取り組んでまいりたいというふうに思います。

**○議長（谷口松生君）** 先ほど、金子議員の方から発言のありました県議の方については、該当するかどうかも含めまして、本人と精査したいと思いますので御了解をいただきたいと思います。よろしいですね。

以上で、金子光博君の一般質問を終わります。

次に、22番、宮城義治君の一般質問を許可いたします。

**○22番（宮城義治君）** 通告にしたがいまして、順次、質問いたします。

まず、農業振興について、2番目に消防行政について、3番目に女性職員の管理職登用について、4番目に教育行政についてを、順次、質問させていただきます。

議長、ちょっとお願いしますけど、席番を言うんですか、22番それとも議長で挙手は、どちらをとった方がいいですか。

**○議長（谷口松生君）** 申合せ事項では、議長と呼んで、自分の番号だと思います。ですが、最初だけ番号を言っていただければ、番号か議長かで呼びかけてもらえば、指名いたします。

**○22番（宮城義治君）** 通告しておりました、この市全体の農地整備地区の田畑、この面積と、今後の対応策ということで、本市にあっても、非常に高齢化が進み、そしてまた後継者不足が非常に進んでいるのが実情であります。また、地域によっては、耕作放棄をされたような土地も随所に見受けられる所もあるわけでございますが、このようなことがあっては農業者に対しては、大変思わしくないようなことであろうと思います。農地は大事に保存しなければならないと考えるわけですが、通告しておりましたように、現状のほ場では、担い手そしてまた後継者をお願いしても、この作業を果たして引き受けてくれるだろうかと、こういうふうに心配をするわけでございます。

そこで、野井倉開田のほ場整備をということで、これも早急にひとつできないものかということで質問するわけで、この野井倉開田地区というのは、やはりただ野井倉地区の皆さんだけのものじゃないんですね。これはもう志布志地区、それから大崎町、ましてや有明地区の中でも伊崎田、吉村、もう相当

な人たちの耕作地であるわけです。勘違いして野井倉地区といえば、何か一つの区の人たちが作っているような勘違いをされているんじゃないかということも考えるわけですが、もうこういったときにですね、農作業を受委託しても、最近、非常にトラクターが大型化されております。そして、農業公社もあるわけですが、この農道が狭いということで、農業公社なんかのあの大きな機械がですね、なかなか入れないと。入りにくいじゃなくて、入れないんですね。そういうことから、私も農業をしている関係上、農業公社に飼料のかくはんとか、あるいはこん包をお願いするんですけども、まず聞かれることが、場所ですね、そのほ場はどの辺ですかと。そして、ほ場があつた辺と、「ちょっと、宮城さん、機械が入らなかつた。」というようなことをごさいます。そういうようなことからですね、いくらですね、整備をしても、整備はせんないかんわけですが、いろんな面での条件が今悪い農地であるということ、まず市長も知っていただきたい。そしてまた、作業をすることによって、ほ場が狭いということで、時間を要するというので、引き受けてもですね、失礼ですけども、赤字だと。もうやってもやらんでも一緒じゃないかというようなこともあるわけですね。そういうようなことで、我々地区でもですね、何とかこのほ場整備をということでお願いをするわけですが、市長も知っていらっしゃるとおり、この野井倉開田はそれこそ偉大な野井倉甚兵衛翁のされたこの農地であります。それが今までにも、整備されていないというようなことではあります、この件について、市長はどういうふうにお考えか、まずお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** 宮城議員の一般質問について、お答えいたします。

はじめに、市全体の農地の未整備地区の面積ということではありますが、市全体の農地の未整備地区の面積は、水田で429ha、畑は927haであります。整備率では、水田が63.7%、畑が78.5%、農地全体では75.3%が整備済みであります。今後の対策としましては、水田については、松山地区は82.1%整備済みであります。志布志地区では41.4%、有明地区では62.0%の整備率で、有明地区について、今後、野井倉地区を県営事業により、同意の高い地区から整備を進めてまいります。志布志地区につきましては、県営中山間地域総合整備事業の取組により整備を推進してまいります。畑につきましては、要望がありますれば、県営経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業等の事業により推進していきたいというふうに考えております。

ただいま、お話がありました野井倉地区につきましては、本当にほ場に入るための道路が現状では狭いなあと、そして非常に悪路になっているなあとというふうに感じているところでございます。

**○22番（宮城義治君）** 市長に、この数字を上げていただいたわけですが、非常にこの地区がその整備の数字としては非常に低い。この前、特別委員会で現地調査をしたわけですが、この時の実情でもですね、びっくりしたのが、まず松山地区ですね。ここが非常に立派にされている。その時のトップの皆さんが一生懸命取り組まれたのが、もう現在でもその引き続き事業されているというのが実情です。そして、以前の場所を見てみると

こんな所がこんなに整備されたのかなあというふうに感じました。まして野井倉地区は、そう時間もかからない、工事にしても、そうかかるような整備じゃないと思うんですね。それから、農地の方も現地調査をさせてもらったわけですが、畑地ですね、これも非常に広く、そしてもうとにかく仕事を

するにしても、それこそもう低コストで、トラクターはどのような形でも、どこからでも入れるような、そういう整備された農地です。そういうふうなことからですね、やはり同じ志布志市のこの農業をする者にとっては、こういう農地の整備というものは、非常にもう大事であります。そして、農業をするにあたってはですね、まず農作業をする人にとっては、その農地が狭いことによって、非常にコストが上がるわけですね。と申しますのは、市長も農業をされたことがあると思うんですが、やはり5aを耕耘すると、10aを耕耘すると、50aをすると、こうなりますと、やはり四隅は一つの区画は一緒ですよ。ここで相当時間をとるわけです。農業をする者がコストを下げるときに、堆肥を少なくやるか、これも悪いことであるし、あるいは肥料を「銭が上がっじ、少しやろうか。」これはもう作物は育ちません。いろんなそういう面ですね、やはりコストをどこで下げるか、仕事を早く済ませるかというのと、このほ場を広くして、その四隅をなるべく減らすということがもう一番のコスト減なんです。やっぱりこういうことを考えた場合にですね、農業をする人は、一つの作物をすることによって、何回耕耘するかと、ここまで考えるわけです。恐らくですね、1作物を作るのに、1回や2回じゃ、これは播種できません。やはり3回か4回、あるいは飼料であれば、その後に鎮圧し、そしてまた今度は刈る場合には、それこそかくはんする、いろんなこん包施設や機械を何回も入れるわけですよ。だから、5aとか10aとか、そういう所の人は仕事をしたくないのは、そういうことなんです。だから、30aから50aになると、やはり時間が相当コストが下がるから、だから引き受ける人も多いです。それで、今度、市長も御承知のとおり、志布志市では野井倉地区の団地化を今、耕地課の方でやっております。これもですね、非常に効果があると思うんだけど、なかなかそのほ場の狭い所を持っている人と、広く持っている人との差が広くて、なかなか前に進まない。これはもう担当の産業振興部長の方で一生懸命取り組んでいらっしゃるということですので、期待して、これはもう我々も取り組んでいかないといけないと思うんですけども、そういうようなことを考えた場合に、やはりこの整備についてはですね、早く取り組むということが、私は大事じゃないかなあというふうに思うわけでございます。そういうことで、今後のこの取組についてはですね、市のトップである市長が、選挙公約に挙げられたように、「やっど！ すっど！ いっど！」と、「もうわかった。」と、「宮城さん、もう質問なやめんかよ。」と云ってくださるぐらいの気持ちで取り組んでいただければと、私はこういうふうに思うわけでございますが、ひとつまたお願いいたします、答弁を。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

旧有明町、そして野井倉地区におきましては、特に農業振興地域ということで、その農業振興をもって地域の方々の、住民の暮らしが成り立っているというようなことでございます。そのような地域の中で、今御指摘のように、非常にほ場が狭いと、進入道路が悪いというのにつきましては、嘆かわしい状況だなあというふうに思っていたところでございます。しかしながら、このことにつきまして、旧有明町時代から国営事業を取り組んで基盤整備をするんだというようなことで取り組まれたという経緯がありまして、そのことにつきまして、同意率が思うように上がらなかったということになりまして、断念せざるを得なくなったというような経緯があったというふうに聞いております。本当にそのことがなされておれば、今はどこにも負けない、素晴らしいほ場が営々として、よくよくとして広がっているん

じゃなかろうかというふうに想像するところですが、現実はまだまだ本当に昔のままの旧態依然の状態ということでもあります。そのような中ではありますが、今お話をされたように、下段地区で今回、基盤整備、ほ場整備について、あるいは新しく今の時代に合うような農地交換等も含めた形の規模拡大ができるような形の整備を着手したということでございます。そのことにつきましては、本当に私自身も第1回目の地域の説明会には直接赴きまして、このことをぜひ成功させたいと。そして、このことがこの地域のモデルになっていけば、他の地域も追随して、そのような素晴らしいほ場ができるなら、私どもの地域もみんな賛成して取り組もうやという機運が盛り上がるということを期待されるということで、その説明会でもお話しまして、絶対この地域では成功させていきたいという意気込みをお話したところでした。そのようなことで、今申しましたように、もうすぐこのことにつきましては、事業が始まるという予定になっておりますので、目に見えてきますと、他の地域からも機運が盛り上がってくると思います。そのことを私どもはさらに推進しまして、早い段階でこの地域が他の地区に負けない形のほ場整備ができるように一生懸命努力していきたいというふうに思います。

**○22番（宮城義治君）** 市長の前向きな答弁であります。

先ほど、市長がここに数字を挙げられましたけれども、よく調査されていらっしゃるって、このような数字が出たということで、多分この野井倉地区のほ場が相当遅れているんだなあというのが実感されたと思います。

そこで、市長もこの野井倉開田に水を引いてから何年ぐらいになるかということはお聞きですか。通水があって、そしてそれから今までに何年かかっているかということをお聞きですか。

**○市長（本田修一君）** 野井倉開田の水につきましては、1949年、昭和24年6月5日に通水しております。それ以来、この地域に本当に牛ヶ迫取水口からの水が、菱田川の水が注ぎ込まれてきて、それこそ豊かな農村地帯になったのではなかろうかというふうに思っております。

**○22番（宮城義治君）** よく御存知だと思いますが、それから今までですね、今、昭和81年ですかね、この間、何もされていないんですよ。こんな地区は恐らくないんじゃないかと思うんですよ。なぜ、何でこの地区がこれだけ遅れたのか。いつもこの野井倉甚兵衛さんの話は、話の中によく使うんですけども、しかし、その偉大さを知らずにして、私は野井倉甚兵衛翁の言葉を使うということは、非常に私はもう先生に対して、非常に良いことじゃないんじゃないかなあと。これだけ一生懸命して、そして最初スタートされてから、戦争が始まって、そしてその間ちょっと休んで、そして後をまた引き継ぎされて、これが終わる時は、もう二十歳の時に取り組んで、もうその終わる頃は78歳ですよ、甚兵衛さんは。そういう偉大な人がちゃんとしてくれた所をですね、そのまま使っとして、一つも銭はかけない。もう普通ならば、もう中間でやはり大きな整備事業をして、先ほど市長が言われましたように、国営をやろうとしました。地区によっては98%ぐらいいったんですよ。失礼ですけど、その時のトップがね、もう少し力を入れてやっておけば、私はですよ、個人的に良かったんじゃないかなあというふうに思うわけです。この当初、県単でやろうということで、今、笠木の方がされましたよね。あれも当時の有明町に持ってきた事業を、その時のまたトップもそれをできなかったと。そして、大隅町の笠木ですかね、あそこにその工事がいったんじゃないかというような私は話を聞いたわけです。早速、我々はその

後現地を見に行きました。立派な、ほ場整備がされております。あの下の方に下りた川沿いの所でさえ、もう非常に、こんな所まで整備したのかなというぐらいのほ場整備がされております。そして今、先ほど言ったように、いろんなこの団地化をすることによって、あるいは転作のそういう団地をすることによって、完全に分けていますね。もうここはここだよと、ここは水田だよと、みんなが協力してるわけです。やっぱりこういうこともですね、先ほど、産業振興部長の方でも今取り組んでおるわけですが、非常に今、仕事がしにくいんですよ。今度こういうことが、団地化が完成すると、あとはもうほ場整備ということになるわけですので、市長もどうかですね、この問題については、一括でやるんじゃなくして、どこか50町歩ぐらいずつでもですね、先ほど言われた下段地区ですね、あそこは今度も20年度ですか、着工しますね。あそこは50町歩ぐらいですか。やっぱりそういうようなですね、いっぺんに大型化すると、大変な事業費が必要としますので、そういうものの考え方については、市長はどうお考えか質問いたします。

**○市長（本田修一君）** 先程来、お答えしますように、この地域につきまして、様々な形で基盤整備事業、ほ場整備事業に取り組もうとした経過があったわけでございます。しかし、その事業に取り組むとなる前提といたしまして、同意率ということがあるわけございまして、同意率がある一定以上なければ取り組めないということがあったわけでございます。そのようなことで、様々な取組がなされたけど、結局、思うような同意率が上がらなかったから、今まで取り組めなかったということになっておりますので、今回につきましては、同意率もさらに90%以上の数字に上がっておりますので、事業化に着手できるという段階になったわけでございます。先程来、言いますように、このことをモデルとしていけば、他の地区の方々もきっと同意率が高まるような雰囲気が醸成されるんじゃないかというふうに期待しております。

**○22番（宮城義治君）** 次に、消防団員の確保についてということで、消防団員の体制は万全かと、今後の対応ということで質問させていただきます。

消防団員を勧誘する場合に、非常に地区では苦慮しております。我々もその団員の経験をしておるわけですが、なかなか今、若い人たちが団員にすんなりとOKをするということは非常に難しい。そしてまた、いろいろ家族との関係もあって、そして若い人でなければ、やはりいけない。年をとった人は消防団には入れません。そういうようなことから、地域の消防、まして市もですが、やはり地域から果たしてその団員が確保できるのか。何とかしてこの辺を考えていかなければならないのが実情ですね。

そこで、ちょっとこれは南日本新聞で出たわけでございますが、消防団員が多い会社ですね、そして入札を優遇するというような記事が出ておりました。いろいろ書いてありますけれども、消防団員となっている社員数を加点する制度を導入したと。団員減少を食い止めることが狙いと。こういうことを、ある市は言っておるわけですね。そして、この消防団員が我がまちで一人でも減らせないように、そして何とか維持しようというようなことで、これにはある建設会社なんかの場合は、社長を含め、社員19人中、9人が消防団員だということなんですよ。立派な私は会社だと思います。これはやはり、これから地方分権と、そして三位一体でということになってくるとですね、いろいろこういう人たちの協力を求めないと、この消防団員というのは、はっきり言って半ボランティア式なんですよ。年俵があつ

でも、まあ少ない報酬で、皆さん一生懸命取り組んでいらっしゃるわけですよ。そういう中であってですね、こういう消防団員を確保するために、ある市消防局によると、現在の団員数が1,323人いる中に、ここ数年は何とか横ばいで推移していると。今後は少子高齢化で団員確保は難しくなるだろうというふうに言われて、やはり市がですね、やはり市で働いていらっしゃる、そういう業者の皆さん、これは業者はですね、それぞれあります。土木、建設、舗装、電気、管工事、造園業者、そういう人たちの中から、やはり何人かが消防団員として入って、そして活躍しているというようなことであります。そういうようなことを考えた場合にですね、我が市の自営業をされている人たち、これはもう本当、自営業というよりは、有限会社ですよ、自分の。そして、農業をされている人たちは、ハウス園芸とか、いろいろこういう園芸が多いようです。そういった場合にですね、昨日もちょうど火災のサイレンが鳴りましたけれども、誤報だったと、後では。しかし、その人たちはハウスの中におっても、サイレンが鳴れば、すぐ帰って着替えをして、恐らく準備して、現場に行った人も何人かいらっしゃると思うんですよ。それ、後で誤報だったと。それは大変だと思うんですよ。だから、やはりこういうこともですね、いろいろ市長としても考え方を変えていかないと。志布志市の職員ですね、やはり職員だから消防団員に入らんとか、旧志布志町の場合は、私も知っておりますけど、ちゃんと消防車があって、そして職員の皆さんが団員として活動をされております。現在も引き続き、職員の皆さんがいらっしゃるように聞くんですが、志布志地区だけじゃなくして、やはり志布志市職員全体をですね、そういうような形に持って行って、何人かがやはり出動できるように、火災は初期消火なんですよ。後から、燃え上がってから行った場合は、もう延焼を防ぐとか、そういうような作業もありますけれども、初期消火をいかにしてやるかということが、もう消防の使命です。このことについて、まず、市長、どうお考えかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

志布志市の消防団は、市の消防団設置条例、消防団条例等に基づき設置しております。団員数480名の定数であります。現在、市の消防団は、旧町ごとに方面隊方式で組織し、3方面隊の区域を17の分団に分けて、火災時の消火活動等をしてしておりますが、定数に対しまして453名の実員で、27名の欠員でございます。欠員の内訳は、松山方面隊が6名、志布志方面隊が17名、有明方面隊が4名という状況であります。

合併後、1月から11月までの火災等の状況は、建物火災が9件、林野火災が1件、車両火災1件、その他火災1件、非火災扱いが20件の32件であり、出動した消防団員が延べ995名となっております。

今、御指摘のように、ここ数年、消防団員の欠員状態が続いているということですが、消防団員が減少していることは、本市に限らない全国的な傾向だというようなことであります。そのため、総務省消防庁から、各都道府県知事に対しまして、近年の災害は広域化しており、広域的な支援体制を確保するためには、消防団の重要性を認識し、消防団員確保のさらなる推進について、特段の配慮と市町村への周知をお願いするという旨の通知がされているところであります。それによりますと、消防団活動を理解してもらうために、広報媒体など、あらゆる機会を活用して積極的な消防団員の入団促進を図ること、さらには消防団員の就業体制の変化で、会社勤務者等の割合が7割近くになってきており、事業

所との連携強化や消防団活動への一層の理解・協力を得ることとし、消防庁内では「消防団協力事業所表示制度」の検討会を設け、その運用方針について検討が進められているということでもあります。そのほか、女性消防団員や事業所等の特性を生かした、機能別団員などの入団促進等が示されておりますが、市としましては、これらの通知内容を研究しながら、市独自の入団促進を展開していかなければならないと考えております。そういったことから、市内の事業所への協力要請、地域住民や市職員の消防団への加入促進について、市の消防団幹部会等と一緒に、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

職員の消防団への加入につきましては、担当の部長に回答させます。

**○総務部長（隈元勝昭君）** お答え申し上げます。

市の消防団員といたしましては、旧志布志町の職員ということで、今現在、本所にも多数来ておりますが、全体で38名、団員として活躍していただいております。

以上です。

**○22番（宮城義治君）** まず、部長にお伺いしますけれども、38名は出身はみんな団員は志布志出身ですか。

**○総務部長（隈元勝昭君）** お答えいたします。

旧志布志町出身でございます。

**○22番（宮城義治君）** 市長、今、数字等もいろいろ出てきたわけで、やはり志布志市というまちになりますと、非常に建物から違ってくる。旧有明町の場合は、まあそういうビルとかそういったものが少なかったわけですが、やはり旧志布志町が、職員がそれだけ今までもいたということは、非常に地域消防に対しての、そしてまた地域住民に対しての、そういう件は徹底されていたということですよ。やっぱり火災を最小限に食い止めるということの狙い、これはもう38名、仮に職員がおった場合は、初期消火です、恐らくそういう早く消火ができた、私はそう思います。前にこういうようなですね、やはりいろんな角度から、自営業だけの消防団じゃなくして、やはり同じまちに住む若い人たちはいくらでもおるわけですから、市の仕事が減るとか、そうじゃなくして、これはもう作業としては同じ考え方を持たないとですね、消防団員の確保はできないと思うわけです。

そこで、団員の減が出ているということも数字でお示しを願ったわけですが、100人あってこそ、初めて、10人が出るわけですよ。しかし、団員がそれだけ減っているのに、そしてそのもし火災が発生した場合に、じゃあ減った分をのけたあとがみんな出動できるかということ、それも何十%かわかりませんけれども、100%の出動員はできないと思うんです。やはりそれだけ消火がですね、低下するんじゃないか。やはり時間がかかるんじゃないか。延焼しなくて済む火災が延焼してしまう。そういうことに、私はつながると思います。

そこでですね、やっぱりいろいろ市としては、今後こういう消防団員の確保については、市長がおっしゃるように、確保される段取りはされると思うんですけれども、やはり消防団員のOBはですね、各町、旧町ですね、それぞれの地域にいらっしゃると思うんですよ、経験者が。それで、やはり角度を変えてですね、そして地区の消防団員と、少ない消防団員と、そしてOB、そういうふうな人たちがいらっしゃるわけですから、やはり自衛消防ですかね、やっぱりそういう形のものをですね、地域は地域の



皆さんで守るんだと。これは火災だけじゃなくして、いろんな面です、あとの、これが終わってからの子供のいじめの問題、こういったのも出てくるわけですけども、こういったものもですね、非常にこれは私は大事なことに繋がってくるんじゃないかと思うんです。やはり地域でないと、いろんなこと、火災がある場合でも、いち早く集まって加勢するのは地域の皆さんです。消防団員は別としてですよ。非常にそういうことには地域の人たちは一生懸命取り組むわけですから、そういったような形ですね、地域消防あるいは自衛消防というんですか、そして地域にですね、ホースの5本ぐらい揃えて、ホース口を付けて、いざというときには、消火栓からつないで、そこで初期消火すると、そういうような組織をですね、やはり私は、消防車1台買うよりは、そういう初期消火で抑えることによって、後からの大きな火災になった場合は、これはもう消防署に任せとできないわけですけども、そういう方法もですね、一案としてひとつ、市長、どういうふうにお考えか、また伺います。

**○市長（本田修一君）** 地域に住んでいらっしゃる方が、自らの地域を守っていただきたいというのは、私どもの本当の切なる願いでございます。そうすることによりまして、地域に対するさらなる愛着、そして地域振興について、地域全体のまとまりが出てくるんじゃないかなあというふうに思います。そのような意味で、この消防団という組織は、それぞれのリーダー的な方々が集まっていらっしゃいまして、そしてそれが献身的な形で運営されているということは、本当に今、議員御発言のとおりでございます。そして、それらの活動を経験されたOBの方々が地域にもたくさんいらっしゃるというのは承知しております。OBの方々につきましては、後援会という形で、現在、組織づくりをしております。様々な形で側面から応援をいただいている状況でございます。そのような活動も協力をいただきながら、地域全体の防火に対する、そして消火に対することにも御尽力いただければというふうに思うところであります。

**○22番（宮城義治君）** 次に、女性職員をですね、管理職にということで通告しておりましたが、市になりまして、職員も大分増えておりますとともに、女性職員の方もその中に多くいらっしゃるわけです。よく女性参画ということ、よく使われます。ただ口だけであって、実行されているんだろうかと。使いやすい所には使うだけですけども、ちょっとということとなると、なかなかそこを使ってくれない。そういう婦人部でもそうなんですけれども、いろいろとそういうことが言われております。今、志布志市の女性職員の方が104名ぐらいですか、その中で部長、課長はまずゼロですね。そして、係長が15名、このことについて、市長、数字は間違いはありませんか。

**○市長（本田修一君）** ただいま御発言のとおり数字でございます。

**○22番（宮城義治君）** やはりですね、市長も市長になられて1年にならないわけですが、やはり市長が選挙公約に挙げられたように、「やっど！」と、「見ちょっみよ」というその時の気持ちはですね、見ちょっみよという気迫で、私はやられたと思うんです。それがやっぱりに絵に描いた餅で終わってしまっては困ると思うんです。実行なんです。もちろん、男子職員だけでも、それはそのままやってもいいと思いますよ。しかし、地域全体を考えたら、またこうして市になった場合に、女性のその働き、そしてまた、その住民に対するですね、効果というのは大きなものが私はあると思います。また、女性でないとできないというわけじゃないんですけども、男子職員よりは女性職員の方が仕事のしやすい

場合もあるわけです。あるいは窓口に来て相談する場合でもですね、そういう点は多いに私はあると思うんですよ。これは市役所だけじゃなくして、いろんな職場で、あるいはスーパーなんかでもそうですけれども、男の人が相対するよりは、女性の方がいろいろ知っていることに対して教えてもらったり、そういうことによってですね、やはり違いは出てくるわけです。市長もですね、今度は恐らく明けて人事等も考えていらっしゃると思いますが、やはり女性をですね、まず部長とはいかなくとも、課長はですね、何人かつくって、今、係長も15名いらっしゃるわけですから、そして、もう少し女性パワーを出してですね、地域住民にいろんな面での、私はサービスをしてもらうと、窓口におってもそうですけれども、そういうような考えが、この課長級をやはり何人かつくって、そして志布志のまず職員の活性化を図るという気持ちがあるかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

女性職員の管理職登用についての私の考えについての御質問ですが、基本的には、係長職、課長職等の登用につきましては、男女の区別なく、正当な人事評価をもって行うべきものというふうに考えております。

さらには、地方分権の時代を迎え、また男女共同参画社会を実現していくためには、女性職員の能力は重要な戦力であり、その能力を最大限に生かしていく必要があるものと考えております。

現在のところ、課長職等には女性職員がいない状況でございますが、管理職としての職責を担う能力があり、リーダーシップを発揮する優秀な女性職員は、積極的に登用を検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいというふうに考えます。

**○22番（宮城義治君）** 市長の「やっど！」と、そういう何か言葉が、公約が身にしみてきたような感じがします。ぜひですね、今度の人事では、思い切った策をして、頭を横に振らないでください。そのくらいの気持ちを持ってくださいということです。やはり、男子職員がですね、私は悪いとか、そういう意味を言っているんじゃないです。住民にも女性が多いんですから、男だけじゃないわけですから、そういう女性の人たちが働く場所というのがあるわけですから、そしてそこで住民の皆さんがですね、「女性の方がいて、あそこで話がしやすかった。」とか、「市役所に行っても、非常に入りやすい。」とか、そういう雰囲気をつくれれば、波及効果はどんどん出てくると思いますよ。やはり男子職員が、今度は女性に話をする場合でも、ある程度、遠慮があったり、いろんなこともあると思います。これはないわけですから。そういうようなことで、再度、「やっど！」ということ、まず、私はこの問題はですね、もうただ読み上げて、市長が「分かりました。」と言われるだろうと思って、あまり原稿も書きませんでした。そういうことで、もう一回、良い答弁をして、私はこれを、もう次に移りますので。

**○市長（本田修一君）** 先ほども申しましたように、基本的には男女の区別なく、そして正当な人事評価をしていきたいということが基本の方針でございます。その中で、特に、女性としても管理職としての能力があって、そしてリーダーシップを発揮できるというような職員がおれば、そのことにつきましては、積極的に登用を図っていきたいというふうに考えております。

**○22番（宮城義治君）** 次に移りたいと思います。

教育行政について、質問させていただきます。昨日とおとといと、この教育行政については、それぞ

れ優秀な議員の皆さんの質問等があって、そしてまた市長、教育長の答弁もありまして、どうしようかなあと思ったんですが、やはりまた後に控えていらっしゃるこの議員の中でも、あと2人、こういうようなことが出てくるわけでございますので、簡単に質問させていただくとともに、良い答弁をお願いしたいと思いますが、この不登校あるいはいじめというのは、非常になかなか厳しいものがあると、教育長の答弁でも分かっておるわけですが、私はですね、これを超えた施策が必要じゃないか。教育関係でいろいろルールがあるとか、そういったものもあると思うんです。しかし、今、国の予算で、今まで全然使ったことのないあの道路財源をですね、今度は別に一般財源に持っていくとか、言われましたですね。できるんですよ。法律というものは、締まることあって、緩めもあるんですよ。絶対ということはないわけですから。やはり、あれだけ政府はやるんだから、我々、今度は市独自で何かを、このいじめ対策に対してですね、やれるものがないか。ただ口だけで、その結果をいくら出してもですね、これは絶対などないと思います。

ある資料の中で、いじめの原因を認めるという学校の校長の記事が出ましたですね、教育長。あれだけ絶対、学校には何も落ち度はないんだと、この人は言うておられた。最後には、断りをしております、悪かったと。これも、じゃあどこから出てきたかという、やはり子供たち、保護者からですよ。こういうふうなですね、私は校長が、そして先生たちのそういうのを隠すためにやられたのか、あるいは学校にはそういうのが上がってきているのを、校長の身分隠しにそれを出さなかったのか、こういうこともですね、これはあってはならないことです。これはもう自殺ですよ。尊い命、今、少子化で、もう子供を養うのは、教育に大変だからということで、教育だけじゃなくしてですね、子供を育てるということは大変だということで、もう1人か2人ですよ。3人も4人もおるといふ家庭は少なくなっています。その大事な子供が自殺をして死んでしまうということです。いくらどんな良い形で守ろうとしたってですね、やはり地域ということをよく言われるわけですが、そこは大事です。先ほど、消防問題でも地域性をということをやったわけですが、やはりですね、いじめ、不登校は、これは親にも責任があります。しかし、親にはですね、今、働かなければ、子供の教育もできない、いろんな面での生活ができないというのが現状ですよ。そして、よく言われるのが、子供は親が見るんだよと、親は子をつくるのが一生懸命なんです。だから、1人か2人しかできない子供を、親はなかなか100%見ることができない。これが現状です。だから、そういうことの中から、事故を出さないためには、教育長もいろんな答弁をされておりますけれども、やはり地域住民もちろん、地域でもおやじの会とか、あるいは子供育成会、そしてまた老人会とか、そして何とかして子供たちと一緒にやろうということで、グラウンドゴルフをしたり、ゲートボールをしたり、こういうことをやっております。私は、教育長も御存知だと思っておりますが、先生たちがですね、へき地とかある、いろいろへき地があるわけですが、この中で、その教頭、校長先生はもちろん、その地に居住されるわけですが、そのほかの先生たちがですね、何名その校区に居住されているか、あるいは何名が通勤されているか、教育長、まずお伺いいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

市内教職員の居住状況ということでございますが、小学校で、%で申し上げますと、小学校で市内の

居住の教職員が48.9%、市外が51.1%、中学校で市内居住が44.3%、市外居住が55.7%、さらにその内訳といたしまして、校区内居住でいきますと、小学校が15.9%、中学校が21.6%と、こういう数字でございます。

**○22番（宮城義治君）** 教育長の今、数字ですよ。いかに放課後あるいは土・日の場合に、子供たちがなかなか先生と会える所まで距離が遠い。我々の時代は、地域に先生がおられて、悪いことをすれば、親が言って、そしてしかって、その場で解決できよったわけですよ。今はそうでない。学校で、先ほど例を申しましたように、校長先生は隠すは、そしてあってもないようにした報告をするは、こういうことではですね、このいじめ、あるいは不登校の問題は解決しないと思うんですよ。だから、私はやっぱり教育長にですね、言いたいのはですね、やはりこれだけの先生が、私は確認はしてないんですが、遠い人は鹿屋方面からとか、あるいは国分からとか、通勤されると。私は大変だと思うんですよ。国分、鹿屋から、仮に志布志市の志布志小学校、香月小学校、あるいは志布志中学校に、もし通勤されたとすれば、恐らく30分じゃ着かないんじゃないですか。やはり朝早く起きて、それだけの距離を走ってくる。大変なことだと思うんです。ましてや、ただ人の車に乗ってくるんじゃないでして、自分で運転して通勤されるわけですよ。それは大変だろうと思うんです。私も鹿屋に勤務したことがあります、大変ですよ。着いてから一時は仕事はできません、疲れて、毎日のことでは。そういうことも含めてですね、教育長、この100%はいかんとしても、この50%ぐらいの人たちが通勤ということであるとすれば、その人たちの何%かは、半分ぐらいでもですね、これは市長にもいろいろまたお願いするわけですが、やっぱり居住してもらって、私はこれはですね、やはり子供たちと、さっきから言うように、教育は学校ですよ。そして、家庭教育は親かも知れない。しかし、今言うように、親はそこまでの手が届かないのが実情なんですよ。先生たちにしてもらった方がいいというのが実情です。ましてや地域もやるけれども、先生たちがもう少し、この半分でもですね、市内に居住してもらえば、子供たちも何かあった場合に、あの先生にちょっと話してみようかなあとか、そういうことが私は必ず出てくると思うんです。これをですね、教育長はひとつ鹿児島県トップを切って、もうこの志布志市に長距離から、ここに住めない教員は、うちでは採用しませんよと、教育長、そのくらいですよ、保護者にしても、地域の人たちにしてもですね、子供は大切なんですよ。私はですね、そのくらいのやっぱり気持ちをもってですね、これは取り組まないでですね、ただその、いや、どうだこうだと、どっちが悪いか、どちらが良いかというような判断をしとったらですね、これは前に進まんと思います。その件について、教育長、どうお考えか、市長にもお願いいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

この今、御質問のありました校区内居住、あるいはまた市内居住の問題につきましては、私、以前、県におりました時も、あちこちで質問をいただいております。しかし、その傾向は県内を見ましても、日を追って、この道路事情が良くなり、そしてまた一方で、高齢化社会というようなものが進行いたしますと、先生方自身も介護の両親とか、あるいはまた家族にそういう方がいらっしゃるということになりますと、そういう病院、施設等のある所から、心ならずも通わなければならないというような実情もあるわけですね。まさしく、これはケースバイケース、個々人の問題が出てまいります。法的なことを

申しますと、もうこれはまた話があればになりますから、申し上げませんが、私どもといたしましては、もうあくまでも住んでくださいと、熱い地元のラブコールがありますから、それはあくまでも皆さん方が今、議員おっしゃるとおりでございます。私は、鹿児島県が教育県だといわれるのは、どこに行っても、どこでもそうですね、近くに住んでください、近くに住んでくださいという、この思いがまさしく教育県を支えている一つの大きな力だろうと前々も思っておりました。ここへ来てからもそう思っているわけですが。しかしながら、一方では、今、大きな社会の変化の中で、住んでくださいということがですね、もうせめて、せめて市内にとかですね、いうことに、弱いよ、それではとおしかりを受けるかも知れませんが、現実問題といたしましては、それが現実でございます。しかしながら、そういうことは言っておられませんので、今、御指摘のとおり、私も教育長になりましてから、校長を通じ、いろいろな場面において、校区内居住、あるいはまた市内居住と、今おっしゃるとおりです。疲れます、長距離しますとですね。それはもう当然です。ですから、子供の教育等にややもすると手抜きが出てくることも考えられますので、と申しておりますが、今申しましたように、私もこういう事情があるんですというやむにやまれぬ個人々々の理由のある教師につきましては、これをどう解決していけばいいかということも、また大きな問題として横たわっているわけでございます。

いずれにいたしましても、志布志市の教育が先生方に委ねられていることは十分認識しておりますので、今後とも、機会あるごとに校区内、市内居住をしていただくように、お願いしてまいりたいということでございます。

以上でございます。

**○市長（本田修一君）** 私どもといたしましても、当然、先生方がその地域に住んでいただけるのは有り難いなあと、地域でなくても市内だったら、なおそれなりに有り難い状況だというふうには考えるところであります。しかしながら、現実的には半分にも満たない形でしかないというようなことでありまして、その原因につきましては、ただいま教育長がお話になったようなことだろうというふうに思います。私どもも機会あるごとに、そのことについては先生方に話をしていきたいというふうに思います。

**○22番（宮城義治君）** 教育長の答弁、まず教育長としては、そういう答弁になろうと思いますが、私はですね、やはりこれからは子供たちをいかに守るかということになってきますとですね、もちろん教育委員会も大事です。しかし、三位一体ということで考えた場合にですね、これは地域が盛り上がり、いやもうそんな遠くから来る先生はうちの学校にはこうこうできませんよと、このくらいの強いですね、私は地域住民が立ち上がってくるんじゃないかと思えます。今度は我が子がいじめられんだろうかとか、それで恐らく教育委員会の方にですね、もうそういう学校の先生じゃなくしてというようなこともですね、後でこれはこういうのがどんどん出てくると思えますよ。これは出てきます。そのための三位一体ですから。みんなで一つずつ分けて、その地域地域でいろんなことを協力して。これは我々の小さい頃は、良い先生は絶対校区から出さなかったんですよ。もう教頭先生にしても、この先生は絶対この学校から出さないと、それだけ地域住民は非常に強く学校に申し込んだわけですよ。だから、10年も、それ以上もいらっしゃる教頭先生なんかは多かったわけですよ。今はそういう時代じゃないというふうに言えばそうかもしれませんけれども、今後ですね、いろいろとそういう子供のいじめ、あるいは不登

校のその問題については、地域住民が恐らく立ち上がってくると思います。そういう時には、また教育長の後押しも必要になるんじゃないかと思いますので、これはもう良い答弁を前もってもらっておりますので、今後そういう教育行政に、そしてまた市長も、子供一人を生ませるために、どれだけ苦勞しておるかということも十分わかりますので、お願いして、質問を全部終了させていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（谷口松生君）** 以上で、宮城義治君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

○

午前11時48分 休憩

午後1時08分 再開

○

**○議長（谷口松生君）** 会議を再開いたします。

毛野議員、着席です。

16番、金子光博君から、先ほどの一般質問で不適切な発言があったとのことで、発言取消し申出がありましたので、会議規則第67条の規定により、発言を許可いたします。

**○16番（金子光博君）** 先ほどの一般質問の中で、個人名と不適切な発言がありましたので、取消しいたします。

**○議長（谷口松生君）** お諮りします。ただいまの発言取消しについて、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、金子光博君の発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

一般質問を続行します。

30番、福重彰史君の一般質問を許可いたします。

**○30番（福重彰史君）** まず、さんわらわあ撤退の申出以来、大変な問題として、その継続へ向けて奔走され、御苦勞されていることにねぎらいを申し上げたいというふうに思います。今後も議会はもとより、各界、各層、関係者、強固に連携しながら、その継続へ向けて共々に御尽力されますことを要請いたします。

さて、市長は就任以来、マニフェスト実現に向け、精力的に取り組まれていることは周知のことですが、あなたに託された任期は4年でございます。その限られた期間の中に、すぐ着手できるものから、ある程度期間を要するもの、あるいはまた任期いっぱいかかるもの、さらには慎重に吟味、調査、研究、検討を重ねた結果として、実現できないもの等々あるかというふうに思います。そのような中、各施策の実施実現に向け、陣頭指揮をするのは当然のことながら、市長、あなたであるわけでございますけれども、実質的に作業を行っていくのは職員でございます。その職員は、通常業務をこなしながら、マニフェストへの着手、また新たな事業、行事の企画運営等々に取り組んでいかなければなら

ないところがございます。市民の福祉の向上や生活の安定のために汗を流さなければならないのは当然であり、責務でもあります。内容、中身の充実した良い施策や仕事をしていくためには、職員も理解、納得し、ある程度、職員にもゆとりを持たせること、ゆとりを持って取り組ませることが、意欲を持って、あるいは意識改革を持って、市民のために良い仕事ができる原動力、基になるのではないかというふうに思います。マニフェストや事業、行事は、ただ単に立ち上げることや、パフォーマンスであってはなりません。中身が一番問われるところがございます。急いで仕事を仕損じる、あるいは過ぎたるは及ばざるが如しという言葉もあります。そのことを指摘しながら、質問させていただきます。

まず、郵政事業についてでございますけれども、日本郵政公社は6月28日に郵便物の収集、配達、貯金や保険の収集を行う集配郵便局の全国4,696局のうち1,048局を、集配業務を廃止することなどを盛り込んだ郵便局再編計画を発表しました。この計画は、2007年10月から分社、民営化に向けて、同公社が職員の配置見直しとコスト削減を図るためとして検討してきたものでございます。

そこで、志布志市管内における収集、配達業務再編計画は、どのようになっているのかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** 福重議員の御質問にお答えいたします。

郵政民営化に向けて、志布志市管内における郵政事業、収集・配達の業務再編計画はどのようになっているかということでございますが、日本郵政公社は民営化に向けて、経営基盤の弱い郵便事業の効率化を図るため、郵便局の再編を計画しており、全国で4,696の郵便局のうち、約22%に相当する1,048局で集配業務を廃止することとしております。

鹿児島県内では志布志市の内之倉郵便局を含め32局が、来年2月から集配業務を廃止されることとなり、内之倉郵便局の集配業務部分は、志布志郵便局に引き継がれることとなります。

しかし、集配をやめた後も郵便局の窓口での切手販売や郵便物の引受け、郵便貯金、簡易生命保険の取扱いは継続していくということになっております。このことにつきましては、現在は志布志郵便局では各校区自治会長や地域を代表する方々を訪問し、説明を行い、来年1月から2月にかけて、広報用のチラシを各家庭に配布する予定としておるということでございます。また、内之倉郵便局では内之倉局内の敬老会の会合で説明し、再度、今月の郵便局だよりでお知らせするという予定になっているということでございます。

**○30番（福重彰史君）** 今、市長の方からあったとおりでございます。何か、私がこの通告をしてから、ばたばたとそれぞれ説明に回っているような様子があるわけでございますけれども、今ございましたけれども、この志布志管内におきましては、内之倉郵便局がその集配業務の廃止をする。いわゆる窓口だけの郵便局になってしまうというようなことでございます。今のところ、この全国11県の中で、まず149局、ここで廃止をし、その後、来年の3月までに残りの900、恐らくこの中に内之倉郵便局が入るものというふうに思いますけれども、そのように来年の3月末までには内之倉郵便局から集配業務がなくなり、窓口だけの郵便局になってしまうということでございます。

そこで、この郵政公社は、この対象となりました郵便局のある自治体に対しましてですね、公表に先立って、再編計画の説明をし、そして個別具体的にですね、自治体の話を伺い、納得を得て進めるとい

うふうに、これはですね、8月24日の衆議院の総務委員会で塚田為康執行役員がこのように述べているわけでございます。そういうことで、この公表は既にあつたわけでございますので、その公表に先駆けて、個別に自治体の話を伺い、納得を得る、そして進めるというふうになっております。そういうことで、市長の方にも、この説明が、これは公表前ですから、公表前にあつたというふうに思いますけれども、あつたとすれば、それに対しまして、どのような意見、考えを述べられたのかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

9月25日に、このことにつきましては、説明を受けております。その際に、その業務の内容の変更につきまして、ただいまお話いたしましたように、内之倉郵便局の集配業務については、志布志郵便局に引き継がれるということで説明を受けております。そのようなことで、残りの業務につきましては、切手販売あるいは郵便物の引受け、郵便貯金、簡易生命保険の取扱いは、継続していくということをお話を承ったところでございます。

**○30番（福重彰史君）** 9月の25日に説明を受けたということでございますけれども、私はそれに対しまして、どのような考え、意見を述べられたのかということをお伺いしているところでございます。

**○市長（本田修一君）** 郵政民営化に向けて、全国でこのことが始まっていくということで、私どものこの市についても、こういった形で集配業務が廃止される局が出るんだなあということを改めて感じたところでした。このことにつきましては、郵政公社あるいは志布志の支局の方々の御判断でそうされるということで、やむを得ないかなあというふうに感じるところでございます。

**○30番（福重彰史君）** やむを得ないというようなことではですね、ちょっと無責任だと思うんですよ。この計画を、いわゆる説明に来られるわけですから、そして、この個別具体的にですね、話を伺って、そして納得を得て進めるということになってるわけですから、だからやむを得ないということじゃなくてですね、やはり市長は市長なりの考えをもってですね、そしてそういう形の中で対応すべきことじゃないかなあというふうに思いますけれども、やむを得ないという考え方でですね、おられたのであればですね、本当にこれはちょっと無責任ないわゆる考えではないかなあということを、まず指摘をしておきたいというふうに思います。

そしてですね、この問題で今後、内之倉の敬老会等の会合にも説明がなされるというふうなことも先ほど言われましたけれども、この問題で市長はですよ、この対象地域、いわゆる内之倉ですね、このあたりの地区民の声や、あるいは関係者の意見を聞かれたのかですね、恐らくやむを得ないということと言われる以上はですね、このあたりもどうなるかなあと思うんですけれども、こういう地域でのしっかりとした声を聞かれたのかお伺いしたい。

**○市長（本田修一君）** この地域の声というものは、私自身はお伺いしておりません。

**○30番（福重彰史君）** それじゃあですね、この廃止になった場合にですね、どのような影響が考えられるというふうにお考えですか。

**○市長（本田修一君）** 廃止になった場合に、集配の廃止で、職員数が減っていくと。そして、住民に対しましては、特に切手販売とか郵便物の受取りというのも平常どおり行われるということでございますので、特に影響はないんじゃないかなあというふうに思います。集配業務を廃止する郵便局では、郵



便の時間外窓口が廃止されるということであるそうでございますので、その分が影響があるのかなあと  
いうふうに考えます。

**○30番（福重彰史君）** 特に影響はないと、時間外窓口が原則廃止になるから、そのあたりが心配懸念  
されるのかなということでございますけれども、いわゆるそういうことをですね、意見を述べなければ  
ならないんですよ、そういうことをですよ。説明を受けた時ですよ。まだ他にもあると思うんですよ。  
そのためにですね、そういうことがあるわけなんですから、そうじゃないとですね、これはですね、た  
だ単にですね、内之倉郵便局だけの問題じゃないんですよ、これは。これは今回のもですね、この廃止は  
ですね、第1段なんですよ、第1段。今後ですね、第2段、第3段というふうにあるわけなんですよ。  
そうすると、現在、この志布志管内では、志布志、松山、有明、蓬原、4局だけが、5局、内之倉まで  
入ると5局あったわけですけども、4局だけになってしまうわけなんですけれども、それらも今後、  
対象になってくる可能性があるわけなんですよ。だから、そういうことも踏まえてですね、しっかりと  
した対応をしなければいけないということなんですよ。結果としてですね、廃止されるなら、それで構  
わないんですよ、結果としてですよ。しかし、その前提としてですね、しっかりとものを言う、そうい  
う機会が与えられてるわけですから、それをやらなきゃいけないということなんですよ。そうじゃ  
ないと、内之倉で考えているような影響が出てきた。そうすると、今後、第2段、第3段の中で、じゃあ本  
当にどういうふうになっていくのか。郵便局が地域の中で果たしてきた役割というのは、市長も重々お  
分かりだというふうに思いますよね。ただ、郵便の配達をするだけじゃないですからですね。そうい  
う点、十分そのあたりお分かりであるわけですので、そういうものをもってですね、しっかりとした対応  
をするべきであるということでございます。ひとつ、これからはですね、またそういうような形のもの  
が来ると思いますので、自分なりにもしっかりと調査をしながらですね、そして自分の意見をもってで  
すね、この問題に対応していただきたいというふうに思います。そのことについて、どうですか。

**○市長（本田修一君）** 今後、第2段、第3段の改革があるかどうかということにつきましては、私は  
把握しておりませんが、仮にそういった事態になりましたら、ただいま議員の御指摘になられたことを  
十分考慮いたしまして、地域に影響がない形の郵便業務の改変というものについて要望していきたいと  
いうふうに思います。

**○30番（福重彰史君）** もう一つ添えておきますけれども、全国ではですね、もう15%以上ですね、こ  
ういう所で、実際、首長さんがですね、反対されてるんですよ。そういうことも含めてですね、地域に  
与える影響がどうなっていくのかということが十分分かってないとですね、廃止されてからではですね、  
遅いんですよ。そのことを申し添えておきたいとします。

それじゃあ、次に入らせていただきます。

次に、保育行政についてでございますけれども、この児童福祉法第35条第3項の規定に基づきまして、  
この幼児等を保育し、その健全な育成を図るための公の施設として、志布志市内に六つの公立保育所が  
されておるところでございますけれども、この民間移管への考え方が示されまして、対象保育所におき  
ましては、保護者はもちろんのこと、地域にも激震が走っておるところでございます。私は、このこと  
はですね、当然のことであろうかというふうに思っております。今回の一般質問におきましても、同僚

議員からも考え方を問われまして、1年先送りの平成20年4月1日を目標年次に変更されましたけれども、これまでのですね、スケジュールに対する取組を、まずお伺いいたしたいというふうに思います。

**○市長（本田修一君）** お答えします。

保育所民間移管につきましては、先にもお答え申し上げましたとおり、平成19年4月1日からの民間移管を目標といたしまして、保護者の皆様へ説明会・意見交換会を開催し、市としての考え方、民間移管の内容及び今後のスケジュール等について、誠心誠意、説明してまいりました。説明会及び意見交換会では、保護者の皆様から様々な御意見・御要望をいただいたものの、私としましては、大方の皆様方からは御理解が得られたものというふうに確信しているところでございますが、今後の移管作業に要する時間的制約や保護者の理解に対するさらなる努力が必要と判断しまして、伊崎田保育所以外の6公立保育所につきましては、新たに平成20年4月1日からの民間移管を目標として変更したところでございます。今後は、この目標に向けまして、保護者の疑問や不安を解消するために、協議を重ね、意見交換会、市内の民間保育所見学等を通して、民間移管への理解を得る努力をしてまいる所存でございます。

なお、民間移管の考えにつきましては、これも先に申し上げましたとおり、旧町での取組状況、合併協議会での方向性の確認と新市まちづくり計画の位置付けを踏まえまして、私は6月の施政方針で公立保育所の民間移管を積極的に進めることとお約束しまして、7月策定の行政改革大綱の中でも、行政が事業主体として実施すべき業務であっても、民間でできるものは民間で、民間で行う方が効率的・効果的に業務執行できるものは民間でという方針を打ち出したところでございます。

また、市の行財政改革推進委員会においても、保育所の民間移管についての方向性を御理解いただき、積極的に推進すべきであると御意見をいただいているところでございます。

**○30番（福重彰史君）** 私ども議会には、市長は6月の施政方針の中で、若干、民間活力を考えているんだというような、そういう民間への移管へのニュアンスを臭わせた、いわゆる方針を述べられたところでございます。そして、9月の議会の本会議初日の全員協議会におきまして、この民間移管についてのスケジュールを示されたところでございますけれども、この我々に示されましたスケジュールと、そして実際、保護者を対象とした説明会に示されましたスケジュール、これは内容が若干違っているというふうに思うところでございますけれども、この違いについてはどのような理由があるのかお伺いいたしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 保護者に対する説明会を開催いたしまして、そして、その後にさらに説明を受けたいという所につきましては、別途意見交換会というような形で、それぞれの保育所で開催させていただいたところでした。そのような流れの中で若干、スケジュールの変更が起きたというふうに理解しております。

**○30番（福重彰史君）** 私、保護者会で示されましたスケジュール表、これちょっと借りてきてるんですけども、我々にはですね、この民間移管スケジュールということで、平成18年6月10日、6月定例議会施政方針、ここからしか載ってないわけなんですよね。そうすると、保護者会に提出されましたスケジュールによりますと、平成18年4月24日、県子供課との協議、移管先について、ここから始まるわけですね。中につきましても、先般の同僚議員の方からもございましたけれども、いわゆる内容

的には、我々の中には極めて細部にわたっての小さな所は載っておりませんが、例えば、この保護者会に示されました、このスケジュール表によりますと、例えばですよ、一つだけ例に挙げますから、平成18年11月29日、庁議選考委員会の結果による移管先決定について、我々のものにつきましては、ただそういうような小さな所までは入ってない。こういういろんな所をちょっと見てみますと、いくつかやっぱり抜けてる所が、ようございますね。本来であればですよ、これ逆じゃないですかね、本来であれば。議会にですよ、このように小さい所までですよ、具体的に示されたスケジュールがですよ、示されないといけないと思いますよ、これは。この最終的なですよ、政策の意思決定機関はですよ、議会ですよ。この民間移管についても、最終的に決定するのは、我々議会ですよ。そのことについて、どのようにお考えですか。

**○市長（本田修一君）** スケジュールにつきましては、来年の4月1日、移管ができるとすれば、どういった形でスケジュールを決めて進まなきゃならないということで、決定して進んだところでした。そのことにつきまして、議会に対しましては、細かい所まではお話ができなかったところですが、現実に説明会等を進めていく中で、その時間的なものが、だんだんだんだん明確になってきたということございまして、何も議会に対して、そのスケジュールについて説明しなかったという意味ではなかったということございまして。

**○30番（福重彰史君）** そうですかね。私はですね、保護者会にこのスケジュールを示すことによってですよ、より具体的に示すことによって、こういう早い時期からですね、このように具体的に取り組んでいるんだということを示したかったんじゃないですか。この何らかのやっぱりそういうものがないですよ、本来であれば議会にですよ、より詳しい資料が提出されるべき、あるいは保護者にもですよ、同等のスケジュールが示されるべき。ここに何らかがないですよ、こんなスケジュールの提出の仕方というのはなかったと思うんですよ。そのあたりについてですね、ひとつ正直なところを答弁してくださいよ。

**○議長（谷口松生君）** 答弁準備のため、しばらく休憩します。



午後1時38分 休憩

午後1時39分 再開



**○議長（谷口松生君）** 再開します。

**○市長（本田修一君）** ただいま議員の発言になられましたスケジュールにつきましては、担当部長の方から回答させます。

**○福祉部長（蔵園修文君）** ただいま議員が御質問にありますスケジュールにつきましては、保護者説明会ではお渡しをしてないということございまして。保護者説明会では、もう1枚の民間移管についての説明ということで、1枚紙のペーパーを説明資料としてお渡ししているということございまして。

**○30番（福重彰史君）** じゃあですね、私、これ保護者から借りてきたんですけどね、保護者がこのことを手に入れたんでしょうね、そういうことであれば。今おっしゃることが本当であればですね。そう

であればですよ、結局は何もかも一緒なんです。これはじゃあどこで示されたんですか。そうであればですよ、このことも同じことなんです。議会というものに対してですね、どのように考えているかということが問題なんです。答弁してください。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 特にその資料の内容について、議会に対して説明不足とか、その意図的に資料を作り替えたということではございません。ただ、今、議員がおっしゃいます、その資料につきましては、多分、職員への説明用としてお渡しした分ではないかというふうに思っております。

**○30番（福重彰史君）** それでですね、先ほど市長の方からも議会に対しての考え方、このことの対応について、考え方を聞きましたけれども、それでは部長は議会に対して、どのような考え方をおもなんでしょうか。このことが、例えば、今おっしゃるように、職員と言われましたですよ。職員にこういう資料が提出されて、我々議会にこういうものは提出されなかったということに対して、どのようにお考えなんですか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 9月の全員協議会で市長が説明申し上げましたのは、その時に添付しました資料につきましては、わかりやすく時系列に並べた資料を添付したというふうに記憶をいたしております。意図的に、職員に対する説明用の資料と、議会に対する資料を、意図的に替えたということではございません。御理解いただきたいと思っております。

**○30番（福重彰史君）** 意図的ではなかったにしてもですよ、結果として議会にはこういう、より詳しいスケジュール表が提出されなかったということに対して、議会に対してはどのようにお考えなんですか。議会は政策の最高意志決定機関ですよ。

**○福祉部長（蔵園修文君）** そういうふうに、今、議員から御指摘がありますことにつきましては、私も議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。その時点では説明不足であったろうというふうに思っております。

**○30番（福重彰史君）** このスケジュールからいけばですね、平成18年4月24日、この時点から子供課との協議がなされたわけですよ。これが第一歩になったわけですよ。そうするとですよ、この市のかじ取り役を決める選挙は、2月12日に選挙が行われたわけですよ。その後に市長が就任をされた。そうすると、市長の就任時期とかんがみたときにですね、この時間的に見て、この旧町の考え方や、あるいはこの各園の実情・実態というものは、有明は市長もその前も首長さんだったですから、おわかりだったでしょうけれども、少なくとも松山のそういう実情については、ほとんどわからないうちにですね、取り組まれていかれたのじゃないかなというふうに思うわけですが、そういうことを考えたときに、まさにもう民間移管というありきでですね、取り組まれたんじゃないかなというふうな印象を受けるわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 県との協議につきましては、民間移管というものを進めるとすれば、どういった手続が必要かということをお勉強しに行ったというふうなことであります。そのようなことで、私自身としましては、旧志布志町で民間移管が速やかに行われたということをお聞きしておりましたので、合併後、新市でもそれが速やかにできるものかというふうに考えまして、その手続の確認等やらということで、4月に県との協議をさせていただいたというようなことでございます。

**○30番（福重彰史君）** それは旧志布志町において、そういうことであったということであって、旧松山町についてはほとんど実情はわかってなかったんじゃないですか。同僚議員の方からもありましたように、旧松山町におきましては、この施設の老朽化、特に2つの園が老朽化してきたと。その老朽化の問題、そして補助金の問題ですね。いわゆるその規模から見たときに、補助金はその対象になるのかという、そういう補助金の問題。あるいは、園児の減少の問題等々、総合的に判断したときに、まず2つの園を統合をできないか、統合再編ですね。その統合再編をできないかということ、そして、それも含めながら、そしてその後に民間移管も含めて、十分に時間をかけながら、検討していくということが、当時の執行部、そして我々議会との、これは議論であったわけなんですよ。そういうような結論があったわけなんですよ。だから、何も合併したから、すぐ民間移管しなさいということは、旧松山町ではなかったわけなんですよね。そういうような松山の実情というものを、十分考えながら、やはりこういうものは進めていくべきではなかったのか、そういうふうに思うわけですけども、どうですか、そのことについては。

**○市長（本田修一君）** 説明会を開催いたしまして、様々な御意見を賜ったところです。そして、再度、意見交換会もさせていただいたということで、旧松山町の場合におきましては、御理解をいただいている面が大きいかなというふうには理解したところでした。ただし、今お話があるような形で、旧松山町としては、そういった方向性を考えていたというのは、私自身、またそれこそ合併協議会等でも話をさせていただきまして、その旧松山町自体が、職員体制等も含めまして、民間移管ができる体制になるんだというようなことを承っておりますから、来年の4月1日を目標にお話をさせてもらっても十分理解いただけるかなというふうに考えたところです。

**○30番（福重彰史君）** 旧松山の、理解を得られたというふうに思ってるということでもありますけれども、これは、全然違いますよ。そして、合併協議会のことも言われますけれども、よろしいですか、合併協議会においては、この保育所の取扱いについて、このことの協定項目の提案がなされたわけですけども、調整の内容ですよ、よろしいですか、これはそのままのとおりですよ。保育所事業の取扱いについて、調整の内容、保育所の保育時間については、志布志町、有明町の例を基本に、合併時まで統一する。また、保育所の休日については現行のとおりとする。保育料については、松山町の例を基本に、合併時まで統一する。ただし、合併する年度は現行のとおりとする。調整結果として、保育時間がそれぞれ違いましたから、それぞれ違ったというよりも、志布志町と有明町が一緒であって、松山町だけが違いましたから、保育時間は月曜日から土曜日、原則8時半から5時までとする。これが提案をされて、そして合併協議会で協議されたものですよ。そして、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、ここにその時の議事録、そのままあるんですよ。これ、そのまま。これは議事録というのは、それでは議案第43号、保育事業の取扱いについて御説明を申し上げます。これからずっと始まってんですよ。これそのまま原文ですから。その中にもですね、民間移管というのは一つも出てきてないんですよ。合併協議会のこの提案事項の中で、民間というのは一つもなかったんですよ。ただですね、この中で委員さんが、質問をされておりますけれども、これはこの提案事項に対しての質問じゃないんですよ、これは。そして、当時の松山町の町長は、こういうことを言っておられるんですよ。全部読みますからね。

松山町においては3園あって、役場の正職員が8名おります。6名の園長、主任、それから給食の方を含めて8名、あとすべて臨時で賄っておりますけれども、松山町の状況については、いわゆる委員の中で意見を言われた方がおりましたから、中山さんもよく御存知かと思いますが、新橋の保育園を除いて、泰野、尾野見では、児童の減少が続いている。しかも非常に老朽化が進んでいるといったこと、そういったことで、まず今後の展開を考えたときに、新たな場所に新しい施設を造り、そして同時に民間移譲へという考え方を松山町としては、今のところもっております。これらにつきましても、まちづくり計画案の中に記載をいたしております。この中で、この当時の松山町長の言われたことと、私なんかが議会で論議したことと、これは大きな違いがあるのは、新しい施設を造り、同時に民間移譲という考え方、ここが明らかに違うんですよ。ここは新しい施設を造った後に、十分時間をかけてというのがあったんですよ。恐らくこれは当時の合併協議会で、突然、答弁をしなきゃならなかったでしょうから、こういうことになったんでしょうけれども、実際、合併協議会の中でですね、言われますけれども、全然ないんですよ。そういう今のこれを聞いて、どう思われますか。

**○市長（本田修一君）** 合併協議会の中で、新市まちづくり計画というものを御承認いただいたところでした。その中で、児童福祉の充実ということで、児童福祉については、公立の保育所の統合等や民間委託を進めると、延長保育、一時保育等の保護者のニーズに対応した機能の充実を図りますということ、まちづくり計画の中では述べております。

**○30番（福重彰史君）** 今言われました新市まちづくり計画、この中に確かに、児童福祉については、公立の保育所の統合等や民間委託を進める。今言われたとおり、あともずっとそうですよ。これはすべて民間委託に進んだということじゃないですよ。公立の保育所の統合等や、というのがちゃんと出てるわけですよ。そして、このまちづくり計画は、概ね10年間ですよ。10年間をめどに、定めているわけですよ。何も合併したから、すぐしなさいということじゃないですよ、これは。そのことについてはどうですか。

**○市長（本田修一君）** 先ほどお話いたしましたように、合併いたしまして、行財政改革ということがうたわれております。そして、そのことについて、私どもは特に合併協議会で話し合われた内容より厳しい状況というふうになっているということを確認したわけでございます。そのような中で、この公立の保育所移管のことにつきましては、先ほどお話いたしましたように、旧志布志町で既に行われてきて、そして他の地域でも、そのようなことが前提にあったということで、可能ということで、ただいまお話ししましたような形で、移管というスケジュールで進んできたということでございます。

**○30番（福重彰史君）** それは、市長ですね、当時からすると、やっぱり厳しくなってきたと言われましたけれども、この調整結果を渡されたのは、今年の6月23日、あなた方が取り組まれようとされたのは、まだ1年も経たないうちから取り組まれようとされたんですよ。そう、極端に、厳しくはなってませんよ、これは。合併協議会で、協議されたこと、それは、やっぱり尊重しなきゃいけないですよ。だから、私はですね、何も民間移管が悪いということ言ってるんじゃないんですよ。これは十分時間をかけて、進めなさいということ言ってるんですよ、するのであれば。これは公立保育所を含めてですよ、公立保育所の存続も含めてですよ。

それと、今回、アンケート調査をされていますよね。それも急ぎょ行っていますよね。その日のうちに電話されて、そして園児が帰る時間に合わせて、いわゆる調査をするということで、それで一斉に行っていますよね。これは、もうまさに、抜き打ち的な、電撃的な、やり方ですよ。説明会に行かれた人もいれば、説明会に出なかった人もいます。説明会に行っても、迎えに来た人は、例えば父親が説明会に行って、迎えに来たのは母親であったと。そういう中で、ただ祖父母については、わからないと、家に帰って親に尋ねてみらなわからんという人についてはですね、家に持ち帰らせるという配慮をされている。ただですよ、このアンケート、この内容ですよ、先般も同僚議員の方からありましたけれども、保育所の民間委管に伴う保護者説明会を通して、保育所の民間移管に対する考え方を賛成か反対かで、括弧の中に○をお付けください。そして、必ずどちらかに○をしてください。保護者の方、迎えに来られた方は、全員されています。賛成か反対か。先ほど言ったように、説明会に出なかった人も、あるいは、父親が出たけれども、母親が出てない人もいます。結局、そこでこのアンケートに答えなきゃならないという形でされた。こういうやり方ですよ。まさに前置きもなく、そして、この説明会では、要請があれば何回でも説明会を開くということを行いながらですよ、ある保育所においては、2回目の説明会の日時も決まっていながら、その前にアンケート調査を行っていますよね。このようなやり方、この手法、これは我々に対して、大変な批判や不満が来てるんですよ。志布志市になったら、こんなことをするのかと。こういうやり方は、行政のとるべき行動ですか。あなたの政治姿勢が問われますよ、これは。それについて答えてください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

アンケートにつきましては、時間的な制約がございまして、そして、そのアンケートの結果を直ちにまとめて、次のスケジュールに進みたいというようなことがありまして、一斉にさせていただいたところでした。そういう意味で、唐突ということで、そして説明会を受けてなかった方もいらしたかなという反省はしております。

**○30番（福重彰史君）** これは、市長、本当に、本田市長は、どういう形の中で、市長になれたのかということ、もうちょっと振り返ってみたいといかんですよ。こういうやり方というのは、行政であってはならんですよ。

それから、1年延長されるということで、一応目標ですけれどもね、されるということですが、これも急ぎょ変更されたわけですよ。だから、急ぎょ変更されたということは、いわゆる市長側からすれば、先ほど十分理解を得ているというようなとらえ方をされているかもしれんけれども、私からすれば、しっかりと、この実態把握、調査検討、これもしない中で目標年月日を示されたんじゃないかなと。これは、昨日もありましたけれども、この行革大綱の中で、民意を常に反映していくということが書いてありますけれども、これとちょっと合わなくなってくるんじゃないかと思うんですよ。だから、やはりこういう面も、十分自分なりに精査しながら、やっぱり慎重に対応していくと、やっぱりそういう姿勢が大事だと思うんですよ。どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身もこの行政を行うにあたりまして、市民の目線であることをモットーとしているところでご

ございます。そのような意味で、スケジュール的に非常に追いまくられたというふうなことで、市民に対してわかりにくい、そして不親切な流れだったというふうには反省しております。今後につきましては、十分に理解を得られるように、私どもとしましては取り組んでまいりたいというふうに思います。

**○30番（福重彰史君）** 市長は、今回のさんふらわあ問題です、突然、会社の方が来られて、前置きもなく、そして何を申されたかと言うと、志布志港から来年の3月をもって撤退すると、そういう申入れを受けられた。そして、あなたは、このことで驚き、そして困惑されたというふうに思うんですよ。今回のこの民営化に向けての、この流れも、あなたは6月議会の中の施政方針の中で若干触れられたと言いますが、一般市民には、この市報「志布志」、これには所信表明は、載ったんですよ。施政方針は、市報の中に載ってないんですよ。本当にこの市民、保護者がですね、分かったのは、この説明会に入ってからが大半なんですよ。まさに、寝耳に水だったんですよ。あなたと一緒にだったんですよ。我々も一緒にだったんですよ。だから、そういうことも十分ですね、それこそ人の振り見て我が振り直せですよ。だから、このことは、このことだけに通じる問題じゃないんですよ。いろんなことに通じる問題なんですよ。

そして、横浜市に行った、この保育所民営化に対する保護者裁判の判例、御存知ですよ。こうなってくるんですよ、今年の5月22日。全面勝訴ですよ。損害賠償の支払い。慎重に、事というのは運ばなきゃいけないんですよ。今、答弁の中で、今後、慎重にやっていきたいということを言われました。ひとつです、このことも、慎重に進めるべきだということを、再度お聞きいたしたいというふうに思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、このことにつきましては、本当に、今、さんふらわあのことをおっしゃったように、ああそれと同じケースだなあというふうに私も今、気付いたところでした。私自身としましては、先ほどから何回もお話しますように、行財政改革に伴ってできる事業かなということと取り組んだということで、そしてスケジュール的に短期間だったというようなことで、いわゆる理解を得るための説明が不足したということは否めない事実でございますので、今後はそのことに十分配慮いたしまして、理解が得られるように取り組んでまいりたいと思います。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 若干、先ほどの資料のことで、全協のときと職員用にお渡ししましたスケジュールの違いについて補足させていただきます。

職員に渡したスケジュールにつきましては、当然、先ほど議員が御指摘のとおり、県との協議とか内部の協議についても記載をしたものを全職員に、保育所関係を含めまして、理解をもらうための内部資料でございます。それで、全協でお渡ししたのは、議会に対して、その内部資料を除いた部分、議会に対して御報告すべきものについて記載をして、別に作り直して、必要な部分だけを記載してお渡ししたと。その中でも、もう既にお渡ししてしばらくしますと、当然スケジュール的には変更のある部分がありますので、また必要があれば、今後これにつきましては、修正した分をということ、当初はお渡ししましたので、その点については御理解いただきたいと思います。

**○30番（福重彰史君）** ひとつ議会にはですね、できるだけ詳しいですね、資料をお示しをしていただ



きたいというふうに思います。

それじゃあ続きまして、県道の整備についてお伺いします。この県道柿ノ木・志布志線、柳橋・弓場ヶ尾間の進捗状況、そして整備計画についてでございますけれども、このことにつきましては、今回の一般質問の中で2名の同僚議員が質問をされておりますけれども、私も、この道路のこの区間を通る度に、この杭や、あるいはテープが、道路沿いのあちこちに見えております。本当にこの区間も動き出したんだなあということを、実感いたしておりますし、そして非常に喜んでおるところでございます。と同時にですね、この区間の実質的な工事はいつ入るのかな、そしてまたいつ完成するのかなというようなことも考えながら、通っておるところでございます。ちょっと重複する面もあるかもしれませんが、これまでのこの進捗状況と、この整備計画についてお伺いしたいというふうに思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

県道柿ノ木志布志線、柳橋・弓場ヶ尾間につきましては、事業実施区間1,000m、全体事業費3億円で、平成18年度から平成23年度までの6年間で完了する計画でございます。また、今年度におきましては、大隅土木事務所主催の地元説明会も8月に開催され、11月までに用地測量も完了しているため、12月から2月に用地取得が実施される予定でございます。なお、本路線は、11月に2,246万5,000円の事業費追加が確定したことにより、当初計画では平成20年度より工事が開始される予定でありましたが、平成19年3月に工事も実施される見込みでございます。今後、本市においては、用地や事業費負担等の問題で、関係機関と連携をとりながら、本事業の早期完成に努力する所存でございます。

**○30番（福重彰史君）** 今回のこの追加分と、それから当初の事業費、合わせていくらになりますかね。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

**○建設部長（井手南海男君）** 事業費の件についてでございますが、既定の予算が2,000万円ございましたので、今回の2,246万5,000円の追加で、4,246万5,000円ということになります。

以上でございます。

**○30番（福重彰史君）** 2,246万円の追加ということで、これまでのこの努力に対してですね、評価を申し上げたいというふうに思いますけれども、しかしですね、この地方特定道路整備事業、これとしてはですね、当然の額であるわけなんですよね。これは建設部長、よくおわかりかというふうに思いますけれども、大体、県単でいったときに1,000万円か2,000万円、この地方特定では大体、最低が5,000万円から上なんです。これがこれまでのこの事業のですね、大体、事業費だったんですよ。だから、地方特定に持ち込まなきゃいけないという、そして地元負担も5%出すよという、事業費は伸びた上に地元負担も少なく済むということで、この事業の獲得にですね、我々も一生懸命動いた経緯があるんですよ。じゃあこの4,246万円、これの予算の内訳ですね、先ほどちょっと出ましたけれども、11月ですか、12月からだったですかね、用地の買収に入るということでありましたけれども、大まかでよろしいですから、用地費と補償費とは、どのようになってくるのか、今のところですね、これについて伺いたいと思います。大まかでよろしいです。

**○建設部長（井手南海男君）** 4,246万5,000円の内訳でございますけれども、このほとんどが用地買収、それから建物補償ということでございまして、工事着手分については、そのほんの一部ではなからうか

というふうに想定しております。なお、3月に工事着手ということではございますけれども、県の方の説明では、いわゆる明繰、繰り越されて、新年度に事業着手するというふうに聞いております。

**○30番（福重彰史君）** 私もですね、市長の答弁の中で、来年の3月から事業に着手するんだということでありましたから、この予算から見るとですね、恐らく事業費の方には、ほとんど回っていかないんじゃないかなあというふうな気がしてたんですよ。それでですね、今回4,000万円を超える予算を獲得してもらったわけでございますけれども、なぜ、この予算が、多く付かないのか、その要因は、この県の財政が厳しいということもあるわけですけども、他には何があるというふうに思われますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この路線につきましては、他の議員も御質問されておりました、その際にもお答えしたと思っております、特に合併後の重点路線ということで、整備については、特段の配慮を願っているところでございます。そのような中でも、この予算というようにございまして、このことは県の財政の中での措置というふうに認識しております。

**○30番（福重彰史君）** 特段の配慮をいただいたということで、このような予算も付いたということでございますけれども、このですね、ここに予算がなかなか、大きな予算が付かないというですね、今回は追加をもらいましたからですけども、付かないという要因はですね、この財政だけじゃないと思うんですよ。これは県道には主要地方道と一般県道とあるわけですね。これは一般県道というのはですね、これがやはり残念なところなんですよ、一般県道であるから。これは、我々松山で、これは経験済みなんですよ。松山が、大体3kmぐらいの区間を、17年ぐらいかかったんですよ。すべて県単だったんですよ。そして、その間に、死亡事故も起きれば、いろんな事故も起こったんですよ。そしてですね、松山地域からの選出議員になっておりますけれども、同僚議員ですね、この人がちょうど当時の建設課長、そして我々議会も、一緒になって、県に行ったんですよ。一体、何人人が亡くなれば、道路を良くしてくれるのか。そして、県議会にも行ったんですよ。直接行ったんですよ。普通の一般的な陳情書を持って、紙切れをやっただけじゃないんですよ。県議会にも行って、強い要請をしたんですよ。そして、当時の、建設委員会、県議会のですよ、来てもらったんですよ、松山に。そして、車の上から見てもらったんじゃないんですよ。歩いてくださいと。歩いてもらわないことにはわからないと。そして、約1kmあったですよ。歩いてもらったんですよ。そして、その時の委員長さんが、その中で、ここまでされて、放っておくわけにはいかないと。それから動き出したんですよ。いわゆる地方特定道路整備事業が位置付けられてきたんですよ。それから、1億円近いような予算がどんどんどん付いて、現在に至っているという経緯があるんですよ。これは、主要地方道じゃない、一般県道という、そういうところも相当大きな影響があるんですよ。だから、今回は追加予算をもらいましたけれども、相当、強い要請をしないとですね。だってそうでしょう、今回、これで事業実施区間1,000m、全体事業費で3億円、6年間。今回付いたのが約4,000万円ちょっと超えてる。全体事業費で見たときには、 $4 \times 7 = 28$ 、単純計算でいってですよ。約7年以上、18年から23年までの6年間ということですけども、これだけの予算が付いても、7年ぐらいかかるんですよ。この予算を獲得するというのは、今後獲得するというのは大変だと思うんですよ。だって、合併をして最重要路線であるというふうに言われますけれども、県内で

は96市町村あったのが、今49市町村になってるんですよ。どこも同じようなことになってるわけですから、そういうふうにして。その合併したまちには、これが最重要路線だというのはどこにもあるわけなんです。そういう中で、予算の獲得合戦をしなきゃいけないんですよ。だから、少々のことじゃ取れないですよ。だって、これが動き出したのは、実は平成16年、そして平成17年の県政懇談会、これに曾於郡8カ町の議会の協力をお願いしながらですね、強力をお願いした。これがですね、今の姿になってるんですよ。市長は県政懇談会と言われてもなかなかわからないと思いますけれども、これは議会の局長なんかを経験されている方はわかりますよ。企画部長、局長を経験されたですよ。県政懇談会というのは、どういうふうな内容ですか。恐らく、市長は答弁できないでしょうから、企画部長に御答弁をいただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、企画部長に回答させます。

**○企画部長（持富秀明君）** 県政懇談会のメンバーでしょうか、内容でしょうか。

例えば、県内の各郡の議会の議長さんたちがですね、その地域の主要な施策につきまして、県の知事、それから各部長にですね、提言といいますか、事業の推進についてですね、図っていただくように要望する活動で、知事以下これにつきましては、各要望をしてきた例がございます。

**○30番（福重彰史君）** 今あったように、県知事以下、すべて部長が出席されるんですよ。その中で郡内の、それぞれの議長が、それぞれの郡の、提出議題をまとめて、そこで、お願いするんですよ。その提出議題においても、曾於郡の場合は8カ町が1カ町ごとに2題持ち寄るんですよ。2×8＝16議題なんです。その中から二つに絞り込んで、初めてその場で、いわゆるお願いできるんですよ。このことで、平成16年には、ここにいらっしゃいます当時の野村議長、志布志町代表としてですね、議会の代表として、志布志町の議会の代表というのは曾於郡の議会の代表として、お願いされたんですよ。そして、平成17年には、私がしたんですよ。16年度なかなか動きがなかった。17年度もまたお願いしようということをやった。その時初めて、当時の土木部長が、加藤土木部長ですよ、このことに対して、平成17年度の調査を約束してくれたんですよ。これは本当に曾於郡8カ町の議会の強力的な後押しがあったからできたんですよ。このために、柳橋・弓ヶ尾間のために、それをやったんですよ。そこをちゃんと、それを書いてですよ。それぐらいやらないとですね、動かないんですよ。だから、今後も、今回獲得した、この予算、これに満足するんじゃなくて、これから、強力をお願いしていかなければいけないですよ。今回の分についても1,000mですからですね。最終的には2,000mですよ。2,100mですかね。このことを考えれば、このまちづくり計画、新市まちづくり計画。これが終了する年にも終わらないですよ。合併してですよ、10年経っても、あの道路はでき上がらないということになりますよ。そのあたり本当によく考えて、今回のこのことは一歩前進ですよ。さらに力を入れて、県の方に働きかけていただきたい。我々もやりますよ。どうですか。

**○市長（本田修一君）** この路線につきまして、様々な働きかけがあった上で、そして設計がなされ、事業化になったという流れにつきましては、本当に皆さん方の御努力は有り難いなあというふうに思うところであります。私自身も首長としまして、首長の中でも今、行政懇談会というのがありまして、その中で要望事項を知事に対して申し上げる場面もあったということでございます。現在、市長会でも、

そういった形で、その要望事項につきましては、知事と直接お話して要望を申し上げる場がございます。その中に、この路線につきましては、特別に配慮を願うように要望の中に入っているということでございますので、今まで同様、そして今以上にですね、さらに要望活動を重ねて、早期の完成を目指していきたいと思っております。

**○30番（福重彰史君）** 続きまして、生活環境整備について入らせていただきます。

市長は、この環境問題につきましては、非常に関心も高く、造けいも深いようで、大変に高い次元で、この問題をとらえており、この京都議定書に基づく志布志市地球温暖化対策推進実行計画を策定していくとか、地球環境を考える自治体サミットの開催により、地球温暖化やごみ処理の問題等、各自治体が掲げている環境問題に積極的に取り組み、地域からの地球保全活動を推進・発信していくという考えであるようでございますけれども、大変に尊敬に値することでございますが、今日は私のレベルでちょっと質問させていただきたいというふうに思います。

この家庭及び事業所から排出される一般ごみ、これは本市及び大崎町で構成する曾於南部厚生事務組合の一般廃棄物管理型最終処分場で埋立処理をされておりますけれども、今般、この徹底した分別収集や、あるいはこの家電リサイクル、また各種リサイクル法の施行等、あるいは松山町の加入等の状況の変化もあったかというふうに思うわけでございますけれども、この清掃センターの現状と今後の見通しについて伺いたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

平成17年度、清掃センターに埋立処分された一般ごみの量は、全体で3,401 tでありました。埋立量のピークは、平成10年度の1万7,042 tで、平成17年度は平成10年度と比較しまして、80%減になっております。年々、一般ごみの埋立量が減少しておりますので、今年度は松山地区分が若干増えるでしょうが、大体この程度になるというふうに考えております。

**○30番（福重彰史君）** この清掃センター、今のような搬入状況であれば、今後、何年間ぐらいもつというふうに予測されておりますか。

**○市長（本田修一君）** 今後の埋立可能な年数の見通しにつきましては、平成12年度からの分別収集になりまして、延命化が進みまして、あと20年以上は埋立可能ではないかと考えております。また、平成16年度から生ごみの分別収集を始めたことにより、さらに延命化が図られるものと思っております。

**○30番（福重彰史君）** あと20年以上はもつのではないかなということでございますけれども、やはりこういう処分場というのは、なかなか新たに場所を選定するとなると、やはり大きな問題になるんですよ。だから、できるだけこの延命化を図るような、そのような長期的な活用というものを、見直すべきだというふうに思うわけですが、その点につきましては、もう簡単でよろしいですので、その対策があれば、お示しいただきたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** ただいま減量化の対策というか、減量化を市民にお話しまして、そしてこの清掃センターの延命化をさらに図っていくということを計画しておるわけでございます。私たちは、本当に今まで利便性、あるいは利潤の追求を行ってきた私たちの生活全般を見直す必要があるというようなことございまして、各種団体や企業など、いろんな主体が環境問題に対して真剣に取り組んでもら

うよう、様々な働きかけをしているところがございます。生活様式の見直しを推進するために、我が家から始めようエコライフ55運動というものを実施しております。そして、19年度では、さらにこの運動の充実を図るために、各校区、各集落で説明会を開催する予定にしております。

**○30番（福重彰史君）** まだこのことにつきましては、たくさん聞きたいんですけども、ちょっと時間がございませんので、続きまして、ごみゼロのまちづくりに向けた取組と、思想、啓発の考え方について伺いたしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ごみゼロのまちづくりについて、市民の協力をいただきながら、様々な事業に取り組んでいるところでございます。

まず、マイロードクリーン作戦です。この事業は、道路の里親制度で、道路などのある区間を決めて、ボランティアでその区間のごみ拾いなど、清掃活動を自主的に実践してもらっております。

次に、おじゃったもんせクリーン大作戦です。歓迎の気持ちと、自分たちの地域は自分たちできれいにするんだ、守るんだという気持ちを持って、おじゃったもんせクリーン作戦を行っております。

平成18年度は、お釈迦祭りの前の4月23日、地球環境を考える自治体サミットや、みなとまつりのある前の7月2日、やっちく松山藩秋の陣やふるさとまつりの前の11月5日に開催し、多くの市民の方の協力をいただきました。

このように、ごみゼロのまちづくりに対しまして、自治会を始め、PTA、子供会など、様々な団体が自主的にボランティアで取り組んでもらいまして、海岸清掃など、個人でボランティア活動を実践されていらっしゃる方などに大変感謝しているところでございます。

また、今年4月から、環境問題について、子供たちとともに考える事業としまして、市内一斉に学校給食の牛乳パックを回収し、回収した牛乳パックでトイレトペーパーを作り、各学校に配布し、循環型社会の生きた学習ができたというふうに考えております。

**○30番（福重彰史君）** いろいろなことを行いながら、その思想、啓発に、努めていらっしゃるようでございますけれども、いわゆるこういうようないろんな作戦をするということは、ごみを捨てる人がいるから、しなければならぬわけなんですよ。だから、どうしてごみを捨てる人を少なくするか、あるいはごみゼロというのは、ゼロにしていくかということが大事であるわけでございます。そのことと、また子供ですね、子供の頃から、やはり粘り強くこの環境学習への実践的な取組ですね、これをする事で、ごみの思想が植え付けられまして、将来的には目標達成につながるのではないかなあというふうに思うわけでございますけれども、そのことについてはどうお考えでしょうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** 人に優しい、住みよいまちづくりは、取りも直さず、私たち自身の生活を豊かにすることです。心豊かな人間を育成することにもつながると考えております。

学校におきましては、身の回りや生活空間、あるいは社会環境の改善を図る環境教育が様々な形で取り組まれておりまして、朝の活動、総合的な学習の時間等におきまして、リサイクルセンターを見学いたしましたり、あるいは通学路のごみ拾いなどをしたりいたしております。

また、ごみ状況マップを作成したり、夏祭りの翌日にボランティア活動として、会場のごみ拾いをし

たりするなどして、環境美化への興味・関心を高める活動も行っているところでございます。

一方で、安楽川の環境について調べることで、ごみ問題について学ぶ機会としている学校もございません。

ごみの分別につきましては、全学校で取り組んでおりまして、児童、PTAによるリサイクルを目的とした回収活動も行っている学校もございません。

このように、学校におきましては、低学年のうちから環境美化の興味・関心を持たせまして、成長とともに、自ら実践していく人間の育成を図っているところでございます。

教育委員会としては、今後とも、ふるさとを愛し、美しいまちづくりに積極的に取り組む人間を育成するべく、環境教育の充実に努めてまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

**○30番（福重彰史君）** ひとつ、この子供たちに、このごみ思想というものを、しっかりと植え付けていただきたいというふうに思います。

それと、やはり捨てる人、これをやっぱりどうにかしなければいけないわけですから、これがある以上は、やはり何らかの作戦、いわゆるそういうようなごみゼロ作戦をやっぱりとっていかなきゃいけないわけですから、もう時間がありませんから、この市長は、非常にこの大きな構想の中で環境というものを見ていらっしゃるような気がするんですよ。私はですね、やはりもうちょっと地に付いた、自分たちですね、この志布志市に合ったようなですね、そういうようないわゆる取組というのがあってもいいんじゃないかなと思うんです。やはりそういう形ですべきじゃないかなと。だから、簡単にいえば、ごみのポイ捨て条例ですよ、そんなものを作れば、これで捨てる人というのは、大体大人が多いと思うんですよ。子供より大人の方が多様な気がするんですよ。だから、そういうような、いわゆるそういう取組、そういう考え方というのはお持ちでないですか。

**○市長（本田修一君）** 街中に落ちているごみは、捨てる人がいるから、当然発生するわけでございます。その捨てる人の意識の変化がなければ、いつまで経っても、ごみは無くならないということでございまして、私としましては、その方々は、じゃあどういった方々かというふうに考えた時、やはりこの地域に住んでいらっしゃる方々じゃないかなというふうに思うところであります。私どもは地域全体で、まち全体で、このまちをきれいにしていこうということを、まず徹底させて、そして今お話があったように、子供たちも一生懸命取り組んでもらいながら、自分たちのまちをきれいにしていって、そこは本当に良いまちなんだよという、ふるさとを愛する気持ちを醸成させていって、誇りを持たせていこうということが前提になろうかというふうに思います。

そのような中で、まず私たちは、自分たち自身がまず取り組むんだよということを考えているところでございます。もちろん、ポイ捨て条例等なるものがあるということは聞いておりますが、私どものまちにつきましては、今の取組を重ねていながら、そのことについては検討させていただければというふうに思います。

**○30番（福重彰史君）** このことについては、また質問させていただきます。

次に、この生活排水対策についてでございますけれども、この住民の健康で快適な生活環境の確保と

公共用水域の水質保全の観点から、志布志市におきましては、農業集落排水事業、合併浄化槽事業が行われておりますけれども、その現状と今後の考え方について伺いたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 生活排水対策の現状と今後の考え方ということでございますが、生活排水対策の現状につきましては、河川・水路等の公共用水域の水質汚染の原因というのは、いわゆる80%が生活雑排水に起因するといわれております。この生活雑排水を適切に処理するためには、公共下水道及び農業集落排水事業等の整備や、し尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽の普及を図ることが最も効果的な施策であるとともに、市民生活を営む中で、リンを含まない洗剤の使用や、石けんへの切替えの推進、食用油の水路等への流出防止等を実施することも肝要であるというふうに考えております。

志布志市には、農業集落排水事業を実施している地区が、野井倉、通山、蓬原、松山の4地区、合併処理浄化槽の設置基数が約1,600基ございますが、汚水処理人口は、農業集落排水事業が約6,000人、合併処理浄化槽が約8,800人、汚水処理人口の割合は約41.3%で、県の汚水処理人口普及率が58.6%でございますので、県より低い数値というふうになっております。

**○30番（福重彰史君）** 現在、休止中になっております旧志布志町の公共下水道並びに合併処理浄化槽につきましては、またこの次の機会に質問させていただきたいというふうに思います。

ちょっと、集排について、この1本について、若干お尋ねいたします。

現在、この集排事業における各地区の加入率、これはどのようになっていますかね。

**○市長（本田修一君）** 加入率でございますが、野井倉地区で66.5%、通山地区で58.2%、蓬原地区で33.0%、松山地区で55.1%、市全体で53.2%となっております。

**○30番（福重彰史君）** そうすると、一般会計からの繰入れ、これは2カ年でよろしいですので、その繰入額をお示しいただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当の方に回答させます。

**○環境政策課長（立山広幸君）** 17年度で、約1億7,000万円でございます。

**○30番（福重彰史君）** 繰入れが、17年度で1億7,000万円、いわゆる加入率、これがいわゆる50%ちょっと、平均して50%ちょっとしか超えてないという中で、いわゆる維持管理をするために、これだけ投入しないことには、維持管理ができないということであるわけですが、この集排のこの加入率を高めるための方策については、どのようにお考えでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 加入率を高めなければならないということにつきましては、度々、御質問をいただいているところでございます。加入率の促進のために、広報等や、そしてまた業者等とのタイアップした形の推進を実施してきたところでございます。

**○30番（福重彰史君）** この加入の率が高まらない限りは、いつまでもこういうふうな多額の一般会計を投入しなければならないということになるわけなんですよ。このいわゆるどれぐらいの加入があったら、いわゆる収支がとれるのか、その点について伺いたい。

**○環境政策課長（立山広幸君）** 4地区を平均いたしまして、86%の加入があれば、維持管理ができるということになっております。ただし、人件費、起債償還を含まないということで、86%ということになっております。

**○30番（福重彰史君）** 起債償還はいいでしょうけれども、やはり人件費を含んだ中で、こういうものは計算していかなければならないんじゃないかなあというふうに思います。

そこで、この86%で採算がとれるということですがけれども、約30%以上の加入を今後進めていかなければならない。これは大変なことだと思うんですよ。この事業を円滑にやっぱり進めていく上には、このよく考えれば、毎年毎年、一般会計から加入が高まらないということで、一般会計から毎年入れるようであれば、むしろ期限を決めて、その間に、しっかりとした加入へ向けての、いわゆるそういう集排につなぐ宅内配管、それ等について、やはり補助でも出して、相当の期間を決めて、ある程度短い期間、限定した期間を決めて、そしてその中で、いわゆるもちろん上限を決めていくわけですがけれども、結局、一般会計から繰入れしなきゃいけないわけですから、だからこのことを1億7,000万円でしょう。これだって、10年したら、17億円ですよ。またこれが、加入が進まない限りは、ずうっと続いていくわけですから、それを考えたときには、ある一定期間、限定期間を決めて、そして補助を出す。そして、そのことによって加入率を高めていく。そうしていけば、86%到達すればですよ、先ほど人件費も言いましたけれども、86%に到達すれば、それから先は、もちろん起債償還とか、そんなのがあるんですけども、それから、一般会計からの繰入れは無くなるわけですがね。これはそういうことも、ひとつ検討しながら、加入に向けて取り組んでいただきたいと思います。そのことに対しての答弁をいただきまして、私の質問を終わります。

**○市長（本田修一君）** ただいま御指摘のとおり、毎年、そのような多額の一般会計からの繰入れがあるということでございますので、抜本的な対策を何らかの形で講じていかないといけないということで、ただいま議員の提案のあったような形でできるとすれば、どういった形でできるかということ、担当の方にただいま命じております。また、皆さん方に相談する時があるかと思っておりますので、その時はどうぞよろしくをお願いします。

**○議長（谷口松生君）** 以上で、福重彰史君の一般質問を終わります。

ここで3時まで休憩いたします。



午後2時50分 休憩

午後3時02分 再開



**○議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、7番、鶴迫京子さんの一般質問を許可いたします。

**○7番（鶴迫京子君）** 皆さん、こんにちは。

一般質問も今日で3日目となりました。大変お疲れのこととお察しいたします。議員は1回で済みませんが、市長は17人を相手にしなければなりません。本当に御苦労さまでございます。私も含め、残り3人ですので、もうしばらく気を抜かず、頑張ってください。執行部の方々も、またもうしばらくの間、気を緩めずによろしくをお願いいたします。



昨日、日本漢字能力検定協会が公募した今年の1年間の世相を表す漢字として1字「命」が選ばれました。明るいニュースとして、9月、秋篠宮様に悠仁様が誕生されました。また一方では、自殺、いじめ、虐待、飲酒事故による死亡事故など、尊い命が失われた暗い出来事がありました。本当に命の尊さを改めて考えさせられることが多かった1年です。その1年を振り返りつつ、命の尊さを私もかみしめて、今日の一般質問を行いたいと思います。私の質問も、核になるものは命であります。真剣にまっすぐに質問いたします。執行部当局の誠意ある答弁を期待いたします。

まずはじめに、本市における教育相談体制について質問いたします。

いろいろな報道機関を通して、連日のように、いじめや不登校、いじめによる自殺など、また子供、教師の自殺、高校の未履修問題、学級崩壊、不登校問題など、教育を取り巻く問題が多く取りざたされ、朝から暗い気持ちになります。テレビのチャンネルをひねると、各評論家たちも、学校の先生が悪い、いや教育委員会が悪いんだよ、いや校長先生が悪い、いや家庭が悪い、いや子供にも少しは何かあるのでは等々、それぞれの見方で、視点で、それぞれの持論を展開しています。繰り返し繰り返し、見たり聞いたりしてきますと、本当に尊い命が失われているにもかかわらず、議論されていることは、事の重大さが段々と薄れてしまっていくことに、本当にあきれて憤りも感じますし、そしてまた腹立たしさまで感じる時もあるのは私だけではないんじゃないでしょうか。本当に学校の先生が悪いですか。校長先生だけが悪いですか。教育委員会だけが悪いですか。いじめる子、いじめられる子が悪いのですか。また、そのいじめる子、いじめられる子を育てた家庭が悪いんでしょうか。私は、そういう単純なことでは決してそう思いません。子供がかけがえのない、たった一つの命をもってして、みんなに訴えたかったことや、訴えていることは何ですか。本当にこの問題の重大性を認識し、社会全体で真剣に考え、取り組むべき時にきていると考えます。

今、本市においては、幸いなことに、そういうことにまで至ってないということは、子供も家庭も学校も教育委員会も、そして地域社会も、何とか、何とか努力して、何とか頑張って、カバーし合いながら、バランスをとりながら、それが壊れずに今日まで至っているのだなあと考えます。しかしながら、これから先、5年後、10年後、50年後と、未来の子供たちの姿を想像する時、果たして自信をもって本市の子供たちは大丈夫だよと言えるのでしょうか。

市長、教育長、そう言えるのでしょうか。

関係者の努力にもかかわらず、どんどん問題は多様化してきて、増加してきています。終わることのない課題として存在し続けていくのではと、大変不安になり、危ぐいたします。

そこで、まず不登校やいじめ、また問題行動など、本市における子供たちの心の問題や、その取組について、現状認識をどのようにされておられるのでしょうか。また、これらの様々な問題に対応するための本市の教育相談体制の整備はどのように図られて、充実させ、子供たちの心をどのように育てようとしているのでしょうか。市長と教育長の所信をお伺いいたします。

あとは、通告書により、順次、一問一答方式で行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

**○市長（本田修一君）** 鶴迫議員の一般質問にお答えいたします。

本市における教育相談体制についてということでございますが、北海道や福岡県などで、小・中学生

のいじめによる自殺が発生していることは、極めて残念であります。本市においても、いじめによる自殺はどんなことがあっても絶対に起こらないよう念じている毎日でございます。また、不登校や問題行動についても、本市の重要な教育課題であり、その解決のために学校、家庭、地域とが一体となって、積極的に取り組むべきものと認識しております。このような課題につきましては、児童・生徒の心に寄り添い、温かく手を差し伸べて、一人一人の心に届く指導が大切であり、そのための教育相談は大変重要な役割を持っていると考えます。

具体的には、教育委員会に指示して対応をとらせておりますので、教育長に答えさせます。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

いじめを苦にいたしまして、未来のある子供たちが自ら命を絶つという悲しい事件が全国で相次いでおりますし、また様々な理由で学校に行けない子供たちがいたりすることは、誠に痛恨の極みでございます。本市におきましても、いじめ問題や不登校への対策は緊急の課題としてとらえておりまして、先日来、述べてまいりましたように、様々な対応をとってきているところでございます。特に、生徒・児童をより良く理解し、一人一人に対応することが大切と考えまして、そのための教育相談活動の充実を極めて大切なことだと認識しております。

まず、各学校におきましては、担任はもとよりでございますが、養護教諭等の担任以外の職員も含めた教育相談活動を実施しております。随時、相談のほかには教育相談週間を設けましたり、あるいはまた児童・生徒、保護者、教師の三者相談により、児童・生徒の心の変化や、いじめの兆候などをいち早く把握することを努力しているところでございます。

加えまして、市の事業によります教育相談員として、2名を配置いたしまして、市内25校を対象にして教育相談活動にあたっております。

さらに、県の事業といたしまして、志布志中学校においては、スクールカウンセラー事業で、スクールカウンセラーが年に25回来校いたしまして、生徒に対するカウンセリングのほか、学校職員を対象といたしましたカウンセリング研修等に取り組んでいるところでございます。

加えまして、スクーリングサポート事業によりまして開設しております志布志ふれあい教室の指導員による訪問指導も、学校との連携の下に随時実施をしております。

それから、ヤングテレフォン、県総合教育センターいじめホットラインなどの、電話による相談先を紹介いたしましたり、市の教育委員会にも教育相談機能を持たせるなどの工夫をしながら、教育相談活動も実施しているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後とも、児童・生徒との信頼関係づくりのために、教育相談活動のなお一層の充実を図ってまいりますけれども、同時にまた各家庭におきましても、食事やだんらんのひとときに、子供との対話の時間を持っていただきまして、いろいろと子供たちの変化や思いや悩みなどに、お答えいただくような時間もぜひお持ちいただきたいと、そういうことも機会あるごとにお願いをしていきたいと、かように考えております。

以上でございます。

**○7番（鶴迫京子君）** ただいま市長と教育長の答弁によりまして、本市の教育相談体制ということ、

具体的でなく、大まかに外枠を説明していただきました。一応、資料もいただいていますので、この本市の教育相談体制ということ、若干はわかっているつもりでありますが、これは従来どおり、以前、今までそういう体制でやっているということでありまして、またこれからどのようにしてということの部分が触れられていたのかなあとと思いますが、再度、お聞きいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

この今、申しあげました、いろいろな相談事業につきましては、まだまだ改善すべき所もあるでしょうし、そしてまた、対象となります児童・生徒は、年々変わっていくわけでございますので、そういう子供たちと、いかにその悩みを引き出し、そして子供たちの心を開くかということにつきましては、現在行っておりますこの事業を、やはり見直しまして、さらに新しい事業を加えるべきかどうか、あるいはまた先生方のその時間的余裕と言いますか、そういうものとの関連もございまして、十分、校長等とも相談をいたしまして、まだまだどういう相談を今後展開すべきかどうかは、これからまた相談してまいりたいと、こういうふうに思っております。

**○7番（鶴迫京子君）** ただいま教育長の答弁によりまして、これからいろいろ教育相談体制を見直しながら、いろいろやっていくという答弁でありましたが、その中に時間的調整というか、教育委員会におけます教育相談体制の人員というのは、もう決まっているわけでありまして、その中でその今の人数の人員で、その見直しが可能なかどうか、そしてまた、その今からどんどん増加するというところで、見えている部分のやはりいじめとか、いろいろな要因は7倍ぐらいあると言われております、見えない所ですね。そういうことまで考えての見直しになるのかどうかですね、そういうところをもういっぺん具体的にお知らせください。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答え申し上げます。

具体的には本市では、学校教育課長、それから指導課長2人、それからもう1人、社会教育担当の指導主事とありますが、あと職員は市の職員ということになっております。具体的にやるとなると、当然、指導主事を中心としてということになるかもしれません。そうしますというと、現在、指導主事が抱えております事業等もございまして、ですから、そういうものもスクラップするものがあればスクラップし、そしてまた縮小するものがあれば縮小いたしませんと、二兎を追う者は一兎をも得ずということになりますので、そこらあたりをもう一回検討していきたい、こういうこととさせていただきます。

**○7番（鶴迫京子君）** よく理解しました。

市長のマニフェストにあります、教育行政に対するマニフェストの中の教育相談体制ですが、そのところは市長から何かこういうふうな教育相談体制をもっと充実させろとか、そういう指示はきていますか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

教育に関しましては、かねがね、市長の思いとか、お聞きしておるわけでございますが、まずは何とんでも、具体的に、例えばいじめに関して申し上げますと、いわゆる自ら命を絶つというような、痛ましい最悪の事態が発生しないように、十分気配りをしてくれと。さらに、そのために校長をはじめ、学校の管理職等についての指導もおさおさ怠りないという指示は受けておりますが、あとは教育

委員会に任せるから、良い方向で健全な教育活動が展開できるようにやれという指示は受けております。

**○7番（鶴迫京子君）** 本市の教育相談体制について、教育委員会をお伺いいたしまして、担当課長の方にお話をお伺いしたんですが、やはり本市の市長のマニフェストに向かって、一生懸命何かいいアイデアはないか、企画はないかということで、一生懸命、真しに取り組んでいらっしゃる姿勢が、お話しして十分伝わってきたのですが、そういうことの教育長といたしまして、そういう内容的なことまで、教育長は御存知ですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

内容といいますと、よくわからなかったんですが、教育相談を行う時の学校教育担当の指導主事がどういう内容をもって進めていこうとしているかということかと思いますが、かねがね学校教育課長あるいは指導主事とは、私も相談を受けたり、あるいはまたディスカッションしたりしておりますので、わかっているつもりでございますが、学校教育課としてはまだ温めている、来年度への施策といいますか、やり方というものはあるかも知れません。まだそこまでは、私も詳しくは100%は聞いておりません。

以上でございます。

**○7番（鶴迫京子君）** 教育相談体制につきまして、やはりここが一番大事なことではなかろうかと思えます。目に見えない部分で、児童・生徒、保護者、家庭にこもってですね、いろいろと悩んでいる、そういう家庭が多いのではないかと思います。その相談窓口として、やはりその教育委員会の教育相談体制ということは、整備を充実させて、一生懸命取り組んでいただかないと、やはり命まで失う事例が発生するやもしれません。ですので、その教育相談体制について、来年度の予算と言いますか、来年度に向けまして、市長のマニフェストに沿うような形で一生懸命、担当課の方もお一人だけでなく、皆さん一緒に知恵を絞ってですね、いろんなアイデアがあろうかと思えます。そして、そういういろんな知恵を出し合いながら、また来年度の相談体制に向けて努力していただければと思っております。

そこで、次にカウンセラーについて、質問に入ります。

本市の教育行政の基本目標である「あしたをひらく心豊かな人づくりと文化のまちづくり」の実現へ向けて、子育て日本一を目指す本市は、日本一早急にスクールカウンセラーや教育相談員を全校配置する。また暴力などの問題行動やいじめ、不登校などが低年齢化して増加傾向にあるので、きめ細かい対策として、小学校にもスクールカウンセラーを積極的に配置すべきではないかなど、重ねて必要と考えられるあらゆる措置を徹底して実行すべき時が来ていると思っておりますが、いかがお考えになられますか、所見をお伺いいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

基本的にと言いますか、理想的には、学校にはスクールカウンセラーでありますとか、あるいは加配教員というのは、理想的にはないのがいいんだろうと思っております。しかし、今、御指摘のとおり、現実問題といたしましては、やはりそういう低学年にもスクールカウンセラーの配置が望ましいと、あるいはまたそういう緊急対策的なものもしなければならぬほどに、学校はある意味では荒れているんだということを、私も認識しておりますので、これは当然、予算的なこともありますし、あるいはまた専門的な、いわゆる臨床心理士みたいな資格を持っている方を必要とする場合もございますので、

これは当然、単に人を配置すればいいというものでもございませんので、また場合によっては教育事務所や、あるいは教育センター等とも相談いたしまして、配置してふさわしい資格と言いますか、そういう方をですね、配置するというのも考えていかなければならないだろうということで、今そのことも、おいおい話題に挙げているところでございます。

**○7番（鶴迫京子君）** スクールカウンセラー制度は、平成7年に国の教育改革の一環として行われています。平成7年4月から、文部省がスクールカウンセラー活用調査研究会事業として、委託事業として実施されています。日本の学校の閉鎖性に風穴をあけることにもなったと言われていまして、学校側から見たら、黒船の襲来、また開国を迫られるなどと表現されたそうです。平成7年をスクールカウンセラー元年と呼ばれ、この事業は、児童、先生、生徒、保護者から高く評価され、文部省も高評し、平成13年から5カ年計画で全公立中学校にスクールカウンセラーを派遣する事業が始まり、平成13年度を制度化元年と呼ばれているそうです。まだまだ発達段階で固定し、完成した制度ではないということですが、16年度予算で42億円、国が交付金として、県に助成しています。そして、県が42億円出して、計84億円の予算で予算化されていますが、鹿児島県におきましては、全公立中学校に全校配置になっているのでしょうか、まずお伺いいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

鹿児島県全体にすべて配置されているかどうかにつきましては、申し訳ございませんが、今、資料を持っておりませんので、後もって調べてお答えいたします。

**○7番（鶴迫京子君）** 先ほど教育長の答弁にもありましたが、やはりそういういろんな問題行動とか、いじめ、自殺、そういうような案件がない所には、スクールカウンセラーの配置率も少ないということであろうかと思いますが、全国で一番多いのが、大阪、神奈川、兵庫が、全公立中学校にも配置され、また小学校への配置も行われております。そういう中で、このスクールカウンセラーが、我が本市では、志布志中学校に1人だけ配置されていますが、鹿屋体育大学の教授とお聞きしていますが、その大学教授のスクールカウンセラーの仕事の役割ですが、このスクールカウンセラーは単独校方式となっていますが、もう志布志中学校の生徒だけの悩み相談、そういう学校の教職員に対する指導とか、保護者に対する指導とか、そういうことになっているんですか。ちょっと現状をお知らせください。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

スクールカウンセラー事業におきまして、志布志中学校に学校職員を対象とした、あるいはまた生徒に対するカウンセリングと、そして職員の個別指導と、これは職員の資質向上ということを大きな目的としてやっておると思っておりますが、場合によってはですね、もちろんそういう緊急度に応じましては、ほかの学校の先生方がどうしてもこういう事例があるんだがということで、相談に来られるようなことは聞いておりますが、基本的には志布志中学校に配置をいたしまして、そして弾力的に先生の御指示を、あるいはまた御指導をいただくということは、あるやには聞いております。

**○7番（鶴迫京子君）** 弾力的に活用されるということで、少し安心するところでありますが、鹿屋から専門の大学教授の先生が見えるということで、年齢層は大体どういう方でいらっしゃいますか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

何歳ぐらいの方か、ちょっと座席でははっきりわかりません。ちょっと待ってください、調べてまいります。

**○7番（鶴迫京子君）** スクールカウンセラーとして鹿屋体育大学の教授が見えているということであり、そして、これは県からの非常勤講師として派遣されていると思いますが、任期は1年間だと思いますが、間違いはないでしょうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** 一応、1年間という形で、志布志中にまいりまして、そしてまた私の記憶が間違いなければ、留任して、任期をかえてまた続くということも可能ではなかったかなとは思っております。

**○7番（鶴迫京子君）** 我が本市におきまして、教育相談体制の整備ということで、スクールカウンセラー、多分、臨床心理士の、もちろん大学教授でいらっしゃると思いますので、資格も要件もすべてそろっていらっしゃると思いますが、そういう方が午前中もいろいろやり取りがありましたが、教師に対する居住のことでありましたが、鹿屋から見えるということでもあります。そういう専門性を有する臨床心理士の資格を持った方が、まずこの本市内に、もしいるとしたら、この本市におけるそのいろいろな悩み相談など、児童・生徒、保護者のことがよく、この地域事情もわかり、いろんな手立てがスピーディーにできると思うのですが、そういう1年間ということで、そういうことのまた見直しとか、身近な所から人材を登用するというか、そういうようなことはお考えありませんか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

臨床心理士の資格を持っているということに来ていただいていると思っておりますが、もし市内です、ね、そういうライセンスを持った方がいらっしゃれば、お願いもするという事は可能かと思いますが、それもまた、併せて研究してみなきゃいけませんし、同時にまた前も一回この議場で質問がございましたが、英語の指導などにつきましても、帰国された方がいらっしゃればどうかというような質問もございましたと記憶しておりますので、やはり地元のそういう人材を、子供たちの教育のために提供していただければ有り難いと思っております。

以上です。

先ほどの御質問でございますが、県内では、中学校ですかね、93校に配置されておるようでございますが、今、スクールカウンセラー、志布志に来ていただいているスクールカウンセラー、45歳で、やっぱり1年ということで、また必要に応じて延長するという事はできるということをお聞きしております。

以上でございます。

**○7番（鶴迫京子君）** 一応、先程来、スクールカウンセラーについて、鹿屋の大学教授の方に対して、いろいろ質問しているわけですが、その方がうんぬんというわけではなくてですね、年齢層が45歳ということで、相当の経験も年齢的にはあられますが、やはりこの児童・生徒、若いですね。ですので、年齢が高い方が良い、若い方が良いとか、そういうまた区別も変な議論になろうかと思いますが、やはりそういうところから踏まえまして、実際、教師に対する指導・助言となりますと、やはりそういう方々がふさわしいのかもしれませんが、また一方ではやはりそういう子供、親、保護者の方々から、

特にその当事者である子供ですね、子供のことを考えました時に、果たしてどうだろうかといいところまで、いろんな角度からですね、考えられまして、そういうような適任者がいないのかどうか、本市にですね。そういうことから、やはり人材発掘にもなります、雇用にもなります。そういうところも考えて、また見直しをしていただければいいのかなあとと思います。

それと、スクールカウンセラーを小学校に配置するということに対して、答弁をいただきましたですかね。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

小学校につきましても、先ほどちょっと申しましたが、小学校あたり、もちろん低学年にですね、そういう大変問題を含む児童が見られるということは、私も承知しておりますので、今後、一番今とりあえず行っておりますのは、中学校、大変、中学校、その思春期にある中学校をということで、全国的にも進めておるようでございますが、それがだんだん低年齢化して、小学校に下りてきているということは、私も知っておりますので、今後とも、その本市の小学校が実態がどうなのかということもしっかり見極めていかないといけないと思います。

それで、今のところは、私が感じたところは、もちろん小学校にいじめや、そういう不登校がないわけじゃないんですが、ゼロじゃございません、正直申しまして。しかし、子供たちの発達段階を考えますと、中学校が先かということで、中学校をやっているわけでございますが、今後、小学校につきましても考えて検討していかねばならないと、こういうふう考えております。

以上でございます。

**○7番（鶴迫京子君）** 一般質問も3日目になりまして、教育行政に対しまして、6件もの通告がありました。そして、いろいろ執行部当局と議員との間で議論されたわけでありまして、その中でいろんなことが見えてきました。児童虐待の件数だとか、自殺だとか、いろいろ諸々なことを回答が出たりしまして、その中でずうっとお聞きしてまして、やはりこの教育行政というのは、もう本当に根深いものがあるって、そんなに簡単に答えの出ることではないなという思いがいたしております。そういう中で、この教育相談体制というところの、ここは本当に子供にとっても、親にとっても、また地域社会にとっても、教育機関にとっても、本丸になるのではないかなと思います。やはり事件・事故が起きてからでは遅いので、やはり個々の、いろんな医療でも言われますが、予防、それにはやはり教育相談に乗る、耳を傾ける。同僚議員からもありました傾聴という言葉がありましたが、やはりまずそこからスタートだと思いますので、このスクールカウンセラー制度に対しまして、思いがあるのですが、次にその思いを質問いたしまして、また市長と教育長に見解をお伺いしたいと思います。

先程来、本市における、そういうスクールカウンセラーは1校だけやっております、そしてまた死に至るまでの自殺とか、そういうのの子供たちのそういう事案はないということで、本当にそういうことではあります、スクールカウンセラーのそういう状況であればあるほど、スクールカウンセラーという配置はだんだん遅れてくるのではないかなと思いますが、そのスクールカウンセラーの小・中学校の配置ということ、今1校だけですが、それを2校に増やしてほしい、その県の予算も、国の予算も限られている中で、そういう要望活動、要請活動とか、されたことがあるのでしょうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

スクールカウンセラーとしては、先ほど申しましたように、そういう配置をしておりますが、御案内のとおり、教育相談巡回指導というものも行っておりますので、これは親の相談配置事業等も使いながら、各学校をその相談員が巡回してまわりまして、いろいろと悩みを聞いてまわると、こういう、まあ1名でございますが、25校をまわっていただいていると、そういう事業もやっておりますので、当然これははっきり申しまして、予算のことも出てくるわけでございますので、そして先ほどから議員御指摘のように、それにふさわしい人がいらっしゃるのかというようなこともございます。いろいろと勘案しながら配置し、そしてまた事業を展開しているわけでございますので、相談員の派遣の増数、あるいは相談員が各学校でどういうふうな状態なのかということも、各学校から今後改めるべきことがあるのか、あるいは増やさなければいけないような要素があるのか、あるいはまた、はっきり申しまして、今の相談員あるいはスクールカウンセラーが志布志市の学校に、いわゆるふさわしい方なのかということ等も含めましてですね、早急に点検してまいりたいと、こういうふうに思っております。

**○7番（鶴迫京子君）** よく理解いたしました。

スクールカウンセラーのそういう本市における教育相談体制がいろんな形で行われていますね。そういう教育巡回相談の方が1名、そして心の教室相談員が1名ということで、2名、スクーリングサポート事業など、いろいろありますね、その全体の中のこの相談体制の連絡、全員一緒に集まってですね、本市における、教育における今の現状についてというような感じでですね、一緒に一堂集まって協議されたり、または懇親を図ったりとか、そういうことがあるのでしょうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

全員がですね、1箇所に集まったということは、私の記憶ではないかもしれませんが、ただし、巡回相談員の指導記録、あるいは心の教室相談員の記録、具体的に名前が書いてございますが、そういう日誌は、私をはじめ、それぞれ担当課長等が目を通して、そしてそれについてコメントを書いたり、あるいは疑問に思ったら、また相談員、あるいはまた巡回員の方に、どういうことですかと聞いたりしております。

それから、御存知のとおり、志布志ふれあい教室というのが体育館にございますが、あそこに今10名ほどの子供たちが学んでおります。ああいう子供たちが学んでいる、ふれあい教室と呼んでおりますが、あそこの入学式、あるいは卒業式というのもやっているわけでございますが、私も何回か行きまして、子供たちと接して、激励をしたり、あるいはまた歓談したりということもしております。ですから、ある程度はその必要性、今後どういう形で、市のためのスクールカウンセラー制度はあるべきかということも、ある程度はわかってはいるつもりでございますが、しかしまだ私の目の届かない所もあろうかと思っておりますので、十分、再度また、今御指摘のような、相談員等の連絡といいますかね、そういうこともまたやってみたいと思っております。

以上でございます。

**○7番（鶴迫京子君）** 合併する以前の旧志布志町ですが、松山、有明のことは、今回いろいろわかってきたことではありますが、旧志布志町時代の教育相談体制というものは、やはり大分前に進んでいるの



ではないかなと思います。このスクーリングサポート事業というのもそうでありまして、一つ一つ前に、真しに一生懸命やられていると思うのでありますが、今後合併しました松山、有明、広くなりました。そういう広くなったにもかかわらず、そういう旧志布志町は志布志町の相談体制、松山、有明ありますが、この人員というか、そのまま引き継いでいっちゃると思いますが、そういうことで、やはり本市に、何のために合併したかという議論もいろいろされていますが、こういう教育行政のことも一つそうではないかと思います。3町合併したのでありますので、やはり事務事業といたしまして、事務量の肥大化、多くなりますね、合併して。そういう中で、やはり職員の方もやっぱり疲労したら、子供や保護者の教育相談どころか、自分の心の教育、身体の教育というか、そういうことまで不可能になってきます。だから、やはり人員のそういう見直しとか、いろんなことをですね、やっぱり合併したのだから、そういうことを、まあいろんな考え方があると思いますが、合併して1年ぐらいはそのまま現状をしつかり認識して、そして検証して、3町の地域事情を踏まえてやっていこうという考え方もまた一方ではありますが、やはり合併したのだから、もう本当に最初で見直しをしなければ、1年経っても、2年経っても、そのままずるずると見直しされないで、流されていくという危険性もあるのではないかと思いますので、やはり一人一人がみんな真しに、本当にどの課でもですね、行政職員の方、やっていっちゃると思うんですね。ですが、それが見えてこない。担当、担当で、一生懸命やられている。ですが、それが大きな形として、みんなに伝わってこないというところが、この教育行政に対してもあるんじゃないかならうかと思っておりますので、そこらへん、どうでしょうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

今、御質問のことで、人員見直しというか、職員の見直しと解釈するのか、あるいは教職員の定数見直しと解釈、それはいろいろな角度が、あるいは切り口があろうかと思いますが、行政職のというか、指導主事等の派遣のことにつきますと、大変、新市は教育に対しては、私は志布志市は理解をいただいていると思っております。配置にいたしましても、人が多ければいいというものでもないですけども、学校教育課長、それから指導主事が2人、そして社会教育担当の指導主事が1人と。結局、指導主事の数は旧町と同じ、配置されていた数、2人は減っておりますが、十分私は今のところ、4人ですよ。体制をしていただいているということは、他の近隣の市町に聞いてみましても、いいねえと言っていただいておりますので、私は有り難いと思っております。財政事情厳しき折からでございますので、さらにまた少なくとも学校教育課の吏員をとすることはぜひ沢かと思っておりますし、あらゆるその今言われましたスクールカウンセラーだとか、これも3名ですかね、でやっておりますが、さらにまた増やすということが可能かどうか。また、ちょっと乱暴な言い方になりますがスクールカウンセラーのその指導員を増やすということは、逆に大変問題が大きくなっているということの裏返しにもなるわけだと思っております。ですから今、3人で特に聞いておりませんので、ああまだ大丈夫なのかなとは、解釈はいたしております。それで、必要であれば、また大丈夫なのかと、あるいはもっと必要でないのかというようなこと等につきましても、併せて早めに検討してまいりたいと、こういうふうに思っております。

**○7番（鶴迫京子君）** よく理解しました。

スクールカウンセラーの小・中学校の配置を待つまでもなく、あらゆる措置として考えられることと

して、ここに私、提案したいと思います。例えば、本市にスクールカウンセラーを中心にした教育相談を一元化体制でやれるなど、専門スタッフを1箇所集中し機能させるセンターを設置させる。仮に教育相談、まず心からですので、ハートセンターと、まあ呼ぶことにここですますが、そのハートセンターはスクールカウンセラーが常勤して、そして心の教育相談員、また巡回教育相談員や生徒指導推進員、また子供と親の教育相談員などの専門スタッフで教育相談にあたる。言い難い悩みを抱えた保護者や子供たちが、どこに相談したらいいのかが一目でわかるように、いつでも、どんなことでも、何でも相談できるセンターをまずつくります。そこで、情報を収集したり、アンケートを調査したり、現状を把握する。そしてまた、訪問相談、待っているだけでなく、出掛けて行って訪問相談に乗る。また。パソコンや携帯、ITを使ってですね、メールによる相談、ホームページを公開して、情報収集をしながら、また情報を発信をする。そういう諸々の機能を持ったですね、もう学校や外部機関との連携、ネットワークづくりなど、いろいろなことを、もうそのセンターで一元化した体制でやる。そして、すぐ動ける機動力のある教育相談の専門部隊として機能を発揮する。繰り返しになりますが、誰にも相談できない、どこにも相談できない、どこに言ったらいいのかわからない子供や保護者に対しまして、直接すぐ受け止めることができるように、個別にすぐ手を差し伸べることができるような、DVとか児童虐待、ああいうのではシェルターというのがありますが、かけ込み寺的なセンターですね、教育相談をするセンター。ここにありますがというように、ショーザフラッグじゃないですが、旗揚げをして、そのことによって安心感が生まれて、まずそこからいろいろなことのスタートだと考えます。県から派遣でスクールカウンセラーも志布志中学校に見えていますが、ハートセンターは本市独自の事業として行うものなので、本市在住のスクールカウンセラーはいないのか、また本市の市の職員の中には、そういう臨床心理士なる資格を持っている方は、いらっしゃらないのか。そうすると、常勤可能な身近な所から適切な人材を起用し、みんなが安心して利用しやすいものとのことができます。この心の教育相談センター、ハートセンターを本市独自で早急に立ち上げ、設置すべきではないかと考えますが、そのような時が来たのではないかと思います。市長、教育長の画期的な答弁を期待いたしまして、見解をお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** ただいま教育長の方から、教育相談につきましては、様々な事業に取り組んでいるということを知る御説明があったところでございます。

議員御提案のハートセンターにつきましては、また教育委員会と相談しながら、今後検討させていただければというふうに思います。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

確かにすばらしい発想の、しかもネーミングもハートセンターという名前ですね、いいなあと思っているわけですが、しかしながら、やはりこういう箱物といいますか、人材を入れながらという、ある1箇所ということになりますという、当然、先立つものも必要になってまいります。そういうこと、もちろんそんなことを経済効果などを教育に、教育長自ら持ち込むとは何事かと言われるかもしれませんが、現実問題といたしまして言っているわけですが、今のところですね、現在やっております事業の充実と見直しということが先かなと、私自身は思っているところでございま

す。そのためには、ここにパソコンを利用してという大変すばらしいアイデアをいただきましたので、これも十分研究の余地はあるかと思いますが、現在、実は教育に関しましては、議員の皆様方の御理解をいただきまして、さっき申しましたけれども、パソコンもようやく25校全部に一斉に九州一といってもいいぐらい、トップレベルのものを入れていただいたばかりで、さらに教育に関しましては、御理解いただきまして、グラウンドの整備とかいろいろしていただきましたので、私といたしましても、さらにまた御要望はしてはみまずけれども、難しいのかも知れません。ただし、こういうスクールカウンセラー等のことも必要でありますので、併せて現在の事業を十分活用しながら、当分やってみたいと思っているところでございます。

以上でございます。

**○7番（鶴迫京子君）** 今、教育長の答弁にありましたが、言葉尻をとらえるようですが、ハートセンターはハード的でお金がかかる建物をと、そういうことは私は一切言っていないし、思ってもいません。歌に「ぼろは着てても心は錦」という歌があります。私、カラオケはあまり上手じゃないんですが、その言葉、文句はあるんですが、この教育相談、ハートセンターですので、心ですので、見えてなくていいんですよ。例えば、3日間ほどやられてますが、支所の空き部屋がありますね、そういう所も利用して、そういう所を、広い所をですね、使えば、かえってそういう立派な建物だと行きにくいじゃないですか。ここの本庁も大変行きにくいし、やっぱりそういう敷居が高いと、行きにくいということがありますので、そういう立派なものはいらないんですよ。お金もかけないでいいんです。そういうようなところも踏まえまして、ちょっと視点を変えていただきまして、何とか見直しをされてですね、そういうような体制がとれていったらなあと思いますが、こういうことは時間を要することだと思いますので、少なくともずっと頭の中に入れておかれまして、そのためにハートセンターというのを、私は一応提案いたしました。そして、その教育委員会の担当課長さんらもですが、いろんな企画で、今、パソコンも配置されているということをお聞きしまして、ああそしたら、どうしてそれを早く使ってですね、何とか起動させてですね、できないものかなと、一瞬、人のことですので、すぐそう思いましたが、今、創年団で安心・安全メールというのが警察から送られてきます。ああいうような形で、この教育相談もメールでやり取りできて、相談ができるというようなこと、そして昨日の同僚議員もありましたSOSカード、そういうような手立てですね、いろんな手立てがあろうかと思っておりますので、やはりそういう小さなことから見直しされてですね、どうやってこの本市の教育相談体制を少しでも、もう小さなことでもいいと思っておりますので、考えていただければなと思って、一応このスクールカウンセラーに関しては、努力していただきたいなと要請しておきます。

では次に、朝ごはん条例の制定は考えられないかということで質問いたします。

市長は、朝ごはん条例を制定することについて、どのようなお考えをお持ちかお伺いいたします。

この朝ごはん条例という質問は、合併前より考えていることの一つでしたが、家庭がやるべきことを行政がどうして旗を振らなければならないのだろうか。それは少し誤った、また別な意味ではちょっと血迷った考え方ではないのかなとの思いも一方ではありました。そういうことで、今日まで質問しないでいましたが、変わりました。

去る10月に、文教厚生常任委員会の所管事務調査で、岩手県の紫波町へ研修視察に行きました。紫波町は、平成13年に策定した環境・循環基本計画に基づき、今の環境を保全し、創造し、100年後の子供たちに確実に引き継ぐということをまちづくりの目標として、紫波町循環型まちづくり条例を制定していました。紫波町長の熱い思いを、この100年後の子供たちに確実に引き継ぐという、この言葉に感じまして、私はとても深い感動を覚えました。

この朝ごはん条例は、その時、よし、12月議会でぜひ提案してみようと決めました。子供たちの命をはぐくむ、そしてまた子供たちの心を育てる朝ごはんです。朝ごはん条例を制定し、本市における青少年育成の家庭教育の目標として、行政が大々的に旗揚げする、そしてその啓発活動に力を入れ、周知徹底を図る手立てを知恵を出してやる。そのことが本市の市民に全員に浸透していく、そのように考えます。

100年後の志布志の子供たちに朝食摂取率100%を確実に引き継ぐ、いかがでしょうか。文部科学省は、朝食を食べないことがある小学生は15%、中学生は22%である。毎日、朝食をとる子供ほど、テストの点数が高いなどのデータを掲げ、早寝早起き朝ごはん運動を展開しています。

そこで、志布志の子供たちはどうであろうかと、今年の10月実施の食育に関するアンケート調査では、食べない、また時々食べないと答えた子供は、幼児も含め2,556人中、11%ぐらい、約281人います。この数字を281人しかいないととるのか、それとも281人もいるととるのかですが、私は281人もいるととります。この調査結果をこのまま見過ごしていいもののでしょうか。

朝食の摂取率の低下は、非常に深刻化してきています。このことは子供たちの健全な成長に大きな影響を与え、生活習慣の乱れや学力低下、また偏食による体調不良やイライラ、集中力の欠如など、多く表れます。

先ほど質問しました、いじめや不登校、ひきこもり、又は問題行動などの増加や低年齢化に深くかかわっていると考えられています。健康に良くないことが、当然わかります。むやみに行政が家庭の食生活にまで踏み込んで介入するのはどういったものかという批判も一方ではあるかもしれませんが、不完全な食生活により、子供たちだけでなく、大人も健康を害します。このことは、住民の医療、福祉、保健、国保の問題、介護の保険の問題など、行政の面でも、個人の問題にとどまらず、関連性があり、介入が不当であるともいえないのではないのでしょうか。

事例として、青森県鶴田町では、平成16年、全国で初めて、鶴田町朝ごはん条例を制定しました。町の食育の基本法とまで呼ばれるようなことだと思いますが、鶴の里健康長寿の町を平成12年に宣言し、それを機に、食生活のアンケートを取ったところ、子供の1割が朝食をとっておらず、4人に3人が夜食を食べ、3割強が夜10時以降に就寝していることが分かり、食生活改善を目的に制定されました。早寝、早起き朝ごはんをキーワードに、町民の健康増進を図ろうと、朝ごはん推進運動をスタートさせました。条例には、朝ごはんを中心とした食生活の改善、2番目に早寝、早起き運動の推進、3番目に安全・安心な農産物の供給・提供、地産地消の推進、食育推進の強化、米文化の継承、以上6項目を基本方針として、ガイドラインと実施計画を策定し、事務事業を展開することとしました。もちろん、条例に強制力はありませんが、しかし一人でも多くの住民が条例の趣旨に賛同し同調するとしたら、大きく

健康づくりに貢献すると思いますが、本市においてもこうした理念を掲げた朝ごはん条例を制定すべきと考えますが、市長はいかがお考えか、前向きな所信をお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** ただいま、朝ごはん条例の制定ということでございますが、本市といたしましては、現在のところ、朝ごはん条例の制定の予定はありませんが、子供たちの朝食の摂取率の低さというものや、学力や体力の低下、基本的な生活習慣の乱れをもたらし、さらには体調不良やイライラ、集中力の欠如等の要因になると考えられておまして、子供たちの健全な成長に大きな影響を与えているという、非常にこのことは深刻な問題だというふうに認知はしております。

本市でも、実態を把握するために、アンケートをしたということでございますので、そのことにつきましては、教育長の方に回答させます。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

もう既に、議員は、先ほどもちょっとありましたので、この結果につきましては、もう御案内だと思いますが、確かに食生活習慣アンケートを実施いたしましたところ、朝食の欠食あるいは孤食等の課題が見られたところでございます。現在、それらの課題解決に向けまして、食育を推進するおにぎり大作戦という事業も併せまして、次のような取組もお願いしております。

まずは、毎朝、その子供に必ず朝食をとらせることが一番でございますが、そのためには早寝、早起きといった生活リズムの確立が不可欠だろうということです。

そこで、すべての家庭で正しい食習慣や生活習慣の確立が実践されるように、小・中学校PTA等で、食育と生活リズムに関する家庭教育学級や講演会等を実施いたしまして、それらの重要性について学ぶ機会を設けたりしておるところでございます。それからまた、志布志市報に食育コーナーを掲載いたしましたり、各家庭に配布するリーフレットも作成したりと、啓発活動にも力を入れているところでございますが、基本的には先ほど議員の御指摘のとおり、子供に朝ごはんを食べさせたり、幼い子供に生活リズムを定着させることは、やはり家庭教育の、まずは分野の一つであろうと私も考えております。しかしながら、PTAの連絡協議会等においても、親としての責任への自覚を促すということに力を入れて、先ほど御指摘のように、全国PTA連合会が推進いたします早寝早起き朝ごはん推進運動も共通実践事項に位置付けまして、各PTAでも取り組もうという運動が広がっているところでございます。

このような取組の中で、親が子供への愛情のもと、当たり前前ことを当たり前前のできる家庭をつくるのが、心身ともに健全な本市の子供たちの育成につながるものと考えております。

また、先ほども申しましたように、食事をする場が親子ある中で、話題になっておりますいじめ等の早期発見の場にも、私はその朝食の時間がきっと大きな役目を果たすのではないかと思ったりもいたしております。教育委員会といたしましては、今後とも、児童・生徒の健全な発育のために、食育の推進にも努めてまいりますとともに、PTA活動も支援してまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

**○7番（鶴迫京子君）** 教育長と市長の答弁によりまして、単刀直入にお伺いいたしますが、朝ごはん条例制定に向けては、検討する気はないのかあるのかですね、わかりやすくお聞かせください。

**○教育長（坪田勝秀君）** 先ほど市長も申し上げましたけれども、私も朝ごはん条例の制定につきまし

では、今のところ、私個人、考えておりません。

以上でございます。

**○7番（鶴迫京子君）** 本市におきまして、青少年育成の観点から、青少年育成市民会議というのが開かれています。その会議録の中の、家庭部会というところの資料をいただきました。その中に、その委員の方々の意見が、提言といいたし、会議録の中にありまして、この食事に関することを家庭部会の中で、もうほとんどがその本市の現状ということで、家庭の教育力の低下や、子供の食事や生活リズムの不規則が指摘されているが、子供たちの実態をどう思うかということで、今後どうしたらいいのかということ、この青少年育成市民会議で話し合われています。その中でも、今、私が提案しましたが、そういう提案はないのですが、条例の提案はありませんが、そういうことが大事だということ、るる、いっぱい項目として挙がっております。そして、最後にここにも書いてありますが、食育の関心を高め、理解を深めるよう、おにぎり大作戦に取り組んでいるが、もっと啓発活動に力を入れるなど、市民に浸透するような手立てが必要である。ただし、おにぎりだけでなく、食育という広い視野に立った取組の方が良いのではないかと、たったそれは一つの意見ですが、書いてあります。やはり皆さん、ここで議論するまでもなく、食事は基本になる。昨日の教育長の答弁にもありました、知育・徳育・体育より、それを育てるのは食だと、食育だということで、この食育というのも、私どもは新しい言葉のように思っていたのですが、明治の後期頃から食育というのは一番先にありましたということ、勉強しましたが、そういうことですので、やはり基本になろうかと思っておりますので、ぜひ、頭から検討しないと、門前払いをくったようで、大変がっかりするわけでもありますが、ぜひですね、やはりまたそういうすぐにはなくても、そういう方向もとらえまして、少しでも考える視点としまして、置いていただきたいなあと思っております。

では、次に移らせていただきます。

最後に、AED、自動体外式除細動器の導入についてお伺いいたします。

以下、長いので、AEDと略させていただきます。AED導入については、同僚議員が旧有明町時代から、また本市では6月議会でも質問をされています。そこで、詳しいことは、もう述べませんが、その時の市長の答弁はまだ具体的な検討はしてないが、施政方針の基本的な考え方の一つである安全・安心、健康で住みよいまちづくりの視点から、具体的な必要性を含めて検討していきたい。当地区の消防組合では、順次、整備されているので、いつ導入すべきか関係機関と協議するとのことでした。それから早いもので、もう半年が経過いたしました。消防組合と関係機関とどのように連携し、協議をどのように進められたか、また具体的な必要性も含めて、どのように検討されていかれたか、その結果を単刀直入にお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

AEDの導入につきましては、関係課で協議をいたしまして、平成19年度に設置する方向で当初予算に計上することにいたしました。来年度に購入する台数は4台予定しておりますが、設置場所につきましては、本庁及び各支所の庁舎入り口の、目につきやすい場所にそれぞれ1台ずつ設置したいと考えております。また、残り1台につきましては、各種のイベント時の救護用として活用したいと考えており

ます。さらに、このAEDは、救命の現場に居合わせた人が誰でも使うことができますが、心停止者と使う人の安全を確保した上で、積極的に救命に取り組めるように、AED講習を取り入れた普通救命講習の受講が推奨されておりますので、その講習会の受講につきましても、大隅曾於地区消防組合南部消防署と連携しながら、積極的に啓発していきたいと考えております。

**○7番（鶴迫京子君）** AEDを4台設置するという事で、大変嬉しい回答が返ってきました。これはやはり同僚議員が旧有明町時代から再三言われたこともあるだろうし、またその必要性というのを市長が的確にとらえまして、こういう形になったのではないかと思います。私も11月19日に志布志創年団という団体で、救命講習を受けまして、こういうのをいただきました。お尋ねしますが、本市職員、まあここにいらっしゃる方で、こういう普通救命講習を受けていらっしゃる方々が何名いらっしゃるか、そういうことを把握されていますでしょうか。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、部長に回答させます。

**○総務部長（隈元勝昭君）** お答えいたします。

その装置の取扱いにつきましては、先ほど市長が申し上げましたように、南部消防署の講習を受けて、そういう取扱いを職員も多数参加をさせて、やりたいと思います。今のところ、受けてはおりません。以上でございます。

**○7番（鶴迫京子君）** AEDが設置されてから講習を受けるということですか。

**○総務部長（隈元勝昭君）** 一応、そのように考えております。

**○7番（鶴迫京子君）** AEDというのは、電気ショックであります。そして、4台置いて、1台は救急用で救護用として置くということですが、命の救命をするということは、どこでそういうことに遭遇するやもしれません。私事ですが、54年間生きてますが、5回ほど、そういう命にかかわることに遭遇しております。とっさの時に、やはりこういう講習を受けてないといけないのではないかと思います。私は、この普通救命講習は、今回で4回目だったのですが、今年の6月に内容が変わってはいないんですが、簡単になっております。その3回も受けたんですが、私自身、もうすごく以前の救命講習は、何か難しくて、もう今しなさいと言われても、できないような自分でありましたが、この前、講習を受けまして、とても簡単になっていまして、胸骨圧迫が30回、人工呼吸が2、30対2の回数で、蘇生法をやるということで、そしてまたAEDを1回電気ショックを行って使うという、本当に1回講習を受けたら、何とかできるのではないかなというような講習であります。ですので、ぜひ、このそういうAEDが設置されてから講習を受けるのではなくて、事前に講習は受けていいはずですので、やはりこの本市でそういうことに遭遇するとは限らないですね。皆さん、いろいろ鹿児島島に行ったり、いろいろされるわけですので、どこでそういうことに会うとも限りません。

市長。市長の前で、誰かそういう方が、もし意識不明になって倒れられた、そういう経験はありますか。

**○市長（本田修一君）** 幸いなことに、ございません。

**○7番（鶴迫京子君）** 市長は幸いなことかもしれませんが、私は不幸なことに、5回あります。そして、それは1回は運転中ですね、そして1回はお葬式のお通夜に行って、そういうことがありました。

そして、1回は遊びに行っていて、そこを通りがけた時に1回ありました。そして、1回はハローワークでありました。意識が止まって、ここまでしたということはないんですよ。そこに至る、ちょっと緊急を要する状況ですね、そういうことに遭遇しております。その時に、もう本当に最終的に命ということで、一番思っているのは、自分の子供のことでそういう経験をしております。ですので、やはりこういう救命ということ、緊急を要するという、命にかかわることは、何かアレルギーではなくてですね、ピピッと反応するんですね、本当に。ですので、「いっど、すっど、やっど」でおっしゃいました。言うのはもう1秒もかからないですよ。だけど、やはりそれを形にするということは、やはり時間と金といろいろかかるとは思います、やはりその原因が命がかかわっているということに対しては、やはりスピーディーにやってほしいと思います。どうして、そんなに旧有明町時代から今までかかったのかなあと、まず真っ先に思いました。何はさておいても、そちらの予算は予算化するべきではなかったかなと思いますが、結果、予算が4台付いたということでもありますので、とても嬉しいことではありますが、この1台、救護用とありますが、これはどこに置かれる予定ですか。

**○市長（本田修一君）** 各イベントがございまして、そちらの場に持って行きたいというふうに思っております。

**○7番（鶴迫京子君）** 初めて市長とかみ合いましたね。私もそう思っていました。いろんなイベントがあるときに、携帯して持って行けばいいんじゃないかなろうかと思ひまして、そして大崎町では福祉課に置いているということではありますが、やはり福祉課、社会教育課ですね、教育委員会、子供たちがまたいろんな行事を行うときに、学校とかそういう所にも、何か団体で何か行事をするときにですね、あったらいいなあと思ったりもしますが、子供用というものもあるそうですので、御存知ですか。

**○市長（本田修一君）** そのことについては、把握しておりませんでした。

**○7番（鶴迫京子君）** 一応、AED 4台設置されるということで、安心して一般質問を終わりたいと思います。

**○議長（谷口松生君）** 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は午前10時から引き続き一般質問及び議案に対する質疑、付託等を行います。

本日はこれで延会します。ご苦労さまでございました。

午後4時26分 延会



## 平成18年第4回志布志市議会定例会（第6号）

期 日：平成18年12月14日（木曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

東 宏 二

下 平 晴 行

日程第3 報 告

日程第4 議案第153号 志布志市伊崎田保育所条例を廃止する条例の制定について

日程第5 議案第154号 伊崎田保育所の指定管理者の指定の期間の変更について

日程第6 議案第155号 財産の無償譲渡について

日程第7 議案第156号 財産の無償貸付について

**出席議員氏名 (33名)**

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

**欠席議員氏名 (0名)**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長 本 田 修 一	助 役 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 隈 元 勝 昭
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 稻 付 道 憲
福 祉 部 長 蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
建 設 部 長 井 手 南 海 男	松 山 支 所 長 吉 井 宏 徳
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	教 育 次 長 山 裾 幸 良
総 務 課 長 上 村 和 憲	行 政 改 革 推 進 課 長 外 山 文 弘
企 画 政 策 課 長 山 下 修 一	財 務 課 長 溝 口 猛
港 湾 商 工 課 長 小 辻 一 海	福 祉 課 長 津 曲 兼 隆
志 布 志 支 所 地 域 振 興 課 長 五 代 豊 一	志 布 志 支 所 福 祉 課 長 萩 本 昌 一 郎
水 道 局 長 徳 田 俊 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗

**議会事務局職員出席者**

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、本田孝志君と立山静幸君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、23番、東宏二君の一般質問を許可いたします。

○23番（東 宏二君） おはようございます。

市長も大変お疲れと思いますが、あと2人ですので、頑張って良い答弁をお返しいただきたいと思います。

一般質問を通告していましたので、通告順にしたがって質問をしております。

旧3町が合併して、早1年になろうとしています。10月にブルーハイウェイラインさんふらわあの航路撤退の申出があり、志布志市をはじめ、県や各団体の存続活動が今も続いています。頑張してほしいと思います。

本市は、観光資源が整備されていない中、さんふらわあが撤退するようなことになると、本市の観光はもとより、各分野に多大の影響が出てくると思われまます。したがって、今後の観光資源の開発が重要ではないでしょうか。

そこで、市長、志布志市の観光行政の基本的な考え方をお示してください。

○市長（本田修一君） おはようございます。

東議員の一般質問にお答えいたします。

観光行政について、基本的な考え方をということでございますが、私は基本的な観光振興につきまして、本市の特色である海や山等の観光資源を活用し、観る、触れる、味わうなどの体験を楽しむグリーン・ツーリズム等の体験型観光の推進をしていくこと。次に、本市の名所等を網羅した観光パンフレットの作成や観光案内板を設置することにより、本市を訪れる観光客の利便性の向上とPRに努めていくこと。本市にゆかりのある方々を志布志市ふるさと大使として委嘱し、本市の特産品等の普及、宣伝や観光振興に協力していただき、広く県内外の方々に本市の魅力をアピールしていただくよう、推進体制の強化を図っていくこと。次に、本年度設立いたしました志布志市商工・観光戦略会議を通しまして、農林水産・商工業者等関係団体及び市民と行政が、協働して具体的な戦略を明確に打ち出し、提言していただき、推進していくと、そして実践していくことを基本的な観光戦略として考えております。

○23番（東 宏二君） ただいまの答弁を聞いておりますと、具体的に施策、開発、どこをどうしてこうしてということが一つも出てない。例えば、まず旧松山町の方で、観光資源があると思うが、市長は

どう松山町をとらえておられるのか、まず松山町の観光開発をどうされるのかお聞きします。

**○市長（本田修一君）** ただいまお話ししましたように、総体的な形で市の観光振興を図るというようなことで、志布志市商工・観光戦略会議を立ち上げたということでございます。そして、そのことをもちまして、様々な方の御意見等をいただきながら、新しいまちでの観光振興というものを、方向性を見いだしていこうと。それは、今までお釈迦祭りとか、そしてみなとまつり、ふるさとまつり有明、やっちく松山藩秋の陣まつりと、それから様々なイベント等もございしますが、これらのものも総体的に、そして海や山や、そして私どもが日々生活している農村の中に観光資源というものを発見しながら、それらのものを総体的に今回この観光戦略会議で協議していただきながら、観光開発に取り組んでいこうという基本的な考え方でございます。

**○23番（東 宏二君）** 今、松山のことを聞いたんですけど、松山が、松の字も出てきませんでした。宮田山ではですね、パラグライダーの大会とか、いろいろこの市報「志布志」でも出ているんですけども、こういう立派な観光資源があるんですよね。これを活用してですね、今言われたグリーン・ツーリズムですか、体験型農園、それとオーナー制、いもを、農業公社もあるわけだから、いもを10mくらいくらいと決めて、体験してもらって、オーナー制で、やっちく松山にも、宿泊施設もあるわけだから、ああいう滞在型ですね、お金の要らない観光。話を聞くと、宮田山の方がですね、あと1kmちょっと道路が悪いと。あそこを整備して、パラグライダーとかハングライダーの大会があるからということで、パンフレットなどを作成をしてですね、多くの人に呼びかけて、あそこに来てもらって、あそこの大会を見てもらって、その帰りでもですね、いろいろなイチゴとか、いろいろな特産が松山は多いわけですよ。そのへんの活用をしていかないとですよ、体験で今、子供もですよ、イチゴの葉っぱが、どれがイチゴの葉っぱか、いものつるがどの葉っぱかとか、いろいろな分からない子が多いわけですよ。そのへんでやはり遠くじゃなくしてですよ、まず近くから、我が市からですよ、松山町はこういう所だよ、こういう良い所だよとか、そういうのをですよ、やっぱり教えていって、やはり合併して良かったなあ、松山も観光の場所ができたなあということがですよ、大事じゃないかと思うんですけど、そのへんどうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

松山のそのパラグライダーの方の大会につきましては、私も案内を受けまして、参加させていただいたところでした。本当にこの南九州地域では、都城の金御岳ですかね、あそこに次ぐパラグライダーの有数の基地であるというふうにお聞きしまして、20数人ほどの方々が集まってこられまして、この地域の大会を開催されたということで、私自身も時間があれば体験させてもらいたいなあと思ったところですが、あいにくその日は風の具合が悪くて、午後まで風待ちというような状況であったようでございました。

そのようなことで、その宮田山のパラグライダー基地につきましては、本当、そういうふうには、この南九州地域で有数の地域ということであれば、何とかその振興については、尽力したいなあというふう考えたところでございます。

**○23番（東 宏二君）** まあ市長も知っておられたから話をしやすいんですけども、あそこに登られ

たことはないでしょう。道が悪いということで、まず環境整備、簡易舗装でいいですからね、パーアツとアスファルトをしてあげて、あそこに集まっていたいで、宮田山はすごく条件が良いそうです、風の具合からですね。そのへんをですよ、やはりそうして行って、遠くは延岡、鹿児島、宮崎から、この大会に参加されているわけですので、そのへんですよ、手助けぐらいはですよ、できるんじゃないかと思えます。あそこは国有林でありまして、林野庁もお金が無いそうでございますので、協力体制は林野庁に申入れをするとですね、すぐ了解してくれるんじゃないかと思われますので、そのへんはやはり取組をされてですね、パラグライダーという資源があるわけだから、それを活用しながら、農産物のそういうグリーン・ツーリズムの形でですよ、もっていければ、一つからどんどん芽が出てですね、やはりああ松山は今まで無かったのが、こういう体験型農園もできた、また農業公社も合併をして、いろいろな事業に取り組みられればですよ、そのへんは簡単にできると思えます。松山の方は、市長も分かったらしたので、次は有明町をどう考えておられますか、観光開発については。有明も聞いておかないとですよ、本所ですからね。

**○市長（本田修一君）** ただいま松山のことについてお伺いがあり、そして今度、有明の地域につきましてお伺いということでございます。もちろん有明につきましても、旧有明町時代からそれなりに一生懸命、観光振興には努めてきておったところでございます。そのようなことで、有明地域につきましては、豊かな農村の中の観光開発、グリーン・ツーリズムというものが主体的になるんじゃないかというふうに思えます。そのような意味で、現在あります農業歴史資料館等、そのような施設を有効的に活用しながら、そしてまた蓬の郷にも民宿村というのがございますから、そちらの方もさらに誘致を深めていながら、観光振興を図っていきたいというふうに思えます。

**○23番（東 宏二君）** さすがに有明のことは御存知でございます。

伊崎田のふるさとづくり委員会がですね、今後、霧岳を開発して、憩いの場にしようという計画があるそうです。それに対してですよ、やっぱりそういう体験型も大事です。松山と多分同じような形になるのではないのでしょうか。ということは、やはり資源が無いということは、まあ山はありますよ、いっぱい。岳野山もありますし、いっぱいあります。だけど、その中でですね、まず滞在型、今言われたように、蓬の郷にも民宿村がありますし、そういうのを活用しながらですね、あまり投資をしていくと、今日もテレビに出ていました奄美市がもう財政危機にもう陥っているということでございます。まずお金をかけないで、いかにして市民の方と共にですね、観光開発をしていくかということですよ、かねてから、いろいろな、有明は分かりませんが、まだですね。そういう立札とかですよ、観光案内、そのへんはどういうふうに、志布志市を通して、どうなっていますかね。大楠がある、山重にも大タブがあるとか、いろいろ聞いていますが、いろんな神社もあるということであるんですけども、そういう歴史、史跡の所にですね、そういう看板が立っているのかお答えをいただきたいと思えます。

**○市長（本田修一君）** 今、御指摘のとおり、少々案内板が少ないんじゃないかなというふうに思っております。そのようなことで、県の魅力ある観光地づくり事業の提案ということで、この中で今お話にありました、それぞれの観光の文化財がある所とか、あるいは史跡がある所とか、それから公園とか、そういったものに対する案内板というものの設置の事業がございまして、こちらの方を導入していっ

て、整備をしていきたいというふうに思います。

**○23番（東 宏二君）** 有明、松山の、今の答弁を聞いていると、グリーン・ツーリズム体験型農園とか、いろいろな今ある施設を利用した観光を展開していくという答弁でございました。まあそれも結構ですけども、やはりですね、まず地元の今まで、松山であれば志布志、有明の方が行けるような魅力ある、また農家の方々にもですね、その地方で採れた食材でもてなしをする。今、どこでもですが、田舎の山奥でですね、そばとか、いろいろなその山菜料理とか食べさせる所があるんですけども、そのへんはもう予約でいっぱいだそうです。末吉町になれば、愛の里とか、ああいう所があって、あのへんももう満杯でですね、大変にぎわって、やはりそういう形でですね、改善センターなどとですね、ピックアップして、やっぱりそういう形ですよ、食材、やっぱり食が大事だと思います。やっぱりその新鮮な食材でですね、やはりもてなしをしてあげれば、ああおいしかったと、田舎っていいなあと、そういう形でですね、取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、旧志布志町はどう考えておられますか、観光資源開発は。

**○市長（本田修一君）** 旧志布志町地域におきましては、本当に改めて歴史と文化の伝統がはぐくまれているなあというふうに感じるところでございます。旧松山、有明に比較しまして、いわゆる昔から商店街があったというようなことで、そのようなことが形成されていると。そして、大慈寺を中心とする、宝満寺を中心とする神社仏閣というものが、昔からあったというようなことで、非常に伝統のある町なんだなあというふうに改めて思うところでございます。それだけでなく、ダグリの周辺の景観、そして陣岳からはるか太平洋を望む景観というものは、素晴らしい観光資源であるというふうに感じております。

**○23番（東 宏二君）** 景観がいい、素晴らしいのを持ってるなあということで、答弁でございました。確かに既存の歴史、文化は多いです。しかしですね、今、さんふらわあ撤退の問題でですね、まず考えていかなければならないこと、関西から志布志に、志布志からこの次の観光ルートをどこにあてるかということで、11月30日にですね、大阪と一緒に行きました志布志の商工会長である河本さんも言われました。まず、関西から来て、志布志に着いて、宮崎なのか霧島なのか、それとも一つハードルを越えて、世界遺産の屋久島、種子島の方に、そういうお客様の行けるような、そういうルートはできないものか。とすれば、やはり「トッピー」ではないかと。今、市丸観光ですかね、それと岩崎さんとの2社が今、種子島、屋久島に就航しているわけですよ。ああなるほどなああと、考えておられるんだなあと感心しましたけれども、そのへんの市長の誘致活動、さんふらわあの時間と並行するような形で、志布志からさんふらわあは午後6時に出ますよね、まあ存続した場合ですよ。存続すると思っていますので、市長も一生懸命頑張られていますので、そのへんの誘致活動、相手がいることですから、これが100%ですよ、OKか、それは未知のことですが、やはりそういう形でさんふらわあの存続の上でも、やはりそういう世界遺産、今、屋久島はすごい人気があります。と、種子島ということで、観光資源が多いわけですので、それについて、志布志もそのおぼれをいただくような形でですね、宿泊型の観光もと考えているんですけども、そのへんの市長は「トッピー」を、どっちの会社でもいいですが、そのへんので、要望活動をしていく考えはあられるのかお聞きしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** その「トッピー」の話は、私もお話を河本会長さんから伺ったところでした。素晴らしい発想だなあというふう思ったところです。しかしながら、私ども志布志市にとりまして、本当にさんふらわあの存続というものについては、非常に魅力的な話かなあというふうには考えられますが、志布志市の観光ということから考えたときに、志布志港を素通りしてしまう形になるのかなあというふうにとちょっと考えたところでした。そのへんも勉強させていただければというふうに思います。

**○23番（東 宏二君）** 旧町時代、志布志町と種子島は友好して、種子島航路を存続させた経緯があるんです。合併前までは議長、いろいろ役職の方がですね、鉄砲まつりとか交流をされております。そのへんの関連もありまして、志布志のためにならないかもしれません。だけど、今度は逆にすれば、今度、さんふらわあがですね、撤退したときにはですよ、やはり志布志から種子島に行けるんだ、屋久島に行けるんだということであれば、やはり志布志を利用されるお客さんが多いわけです。そう思いませんか。だから、やはり何か最初から駄目だ駄目じゃなくして、私が言うことが100%良いか悪いかは、また判断していただかねばならないんですけれども、これは金が要ることではありません。やはり、今から志布志市の観光を発展させるためには、民間の力が必要だと思います。これは志布志市が、投資をしておけばですよ、熱海でも人口はどんどん少なくなって、大変な問題。先ほど言いました、もう夕張は皆さん御存知のとおり、奄美市もそういう形になっていくという恐れがあるということで、インターネットに掲載されていたということでございます。やはり、今からの観光は、民間の力を借りて活用していかないといけない。そのへんの考え方はどうですかね、市長、お答えをお願いします。

**○市長（本田修一君）** 当然、民間の方々のお力をお借りしなければ、行政だけでは成り立たないと。特に、私どもはいつもお話しているように、共生・協働・自立ということで、地域の方々のお力を借りて、地域の方々が自ら立ち上がってもらった形の観光振興ということにつながっていくんじゃないかなあというふうには思っております。

**○23番（東 宏二君）** そこで、志布志町もですね、旧奈良不動産という会社がゴルフ場を計画されまして、もうこれも会社がつぶれまして、もう流れたんですけど、とんざしてしまったんですけども、その後に整理回収機構から志布志町が2,060万円ですね、2,050万円だったか、その用地点々としているわけですよ。その中でですね、私、いろいろ職員の方の考え方もある。いろいろな薬草を植えて、そういうのをつくろうかということも聞いたこともあります。私一つ、これは提案ですから、しなさいということじゃなくて、して欲しいんですけども、市長がどう思われるか分かりませんので。今ですね、皆さん御存知のとおり、1回は霧島の高千穂牧場に行かれたことがあると思います。あそこ、温泉しかない所です。温泉もホテルに行かないと温泉は無いわけですけども、私はですね、この夏場は、海は海水浴場ができる、あの傾斜地を使って、高千穂牧場のあの規模じゃなくてもいい、もう少し一回り小さいような形で、来ていただいて、誘致するんですよ。土地は、市が造成して、坪いくらあげますよと。その代わり、その誘致企業として迎えますよと。税率のいろんな軽減もありますよと、そのところですね、横にですよ、今、酪農も厳しいです。もう北海道の牛乳も廃棄処分をされる。いろいろ農家も厳しいんですけども、そこにですね、やはり担い手のいるその志布志市内の酪農家を1軒

ですね、あそこに入植をしていただいて、観光と、まあ自然とふれあう草スキー場とか、いろいろな形ですね、グランドゴルフの場所を造ったりとか、いろいろな構想があると思いますが、私はそういう観光を民間の力を借りてしないと無理だと思っているんです。今、見てみると、やはり入園料を払う所には人は少ないです。やはり無料で自分が欲しいものを買ったりとか、食べたりとか、そういう家族で、もう財布の紐が堅くなっていますので、何千円も入場料を払ってですね、わざわざそこまで行くという事は、もう本当に限られた人しかいないと思うんです。今、高千穂牧場の話ですが、高千穂牧場も現在ある霧島の牧場でも入場料はとらない。売店の中には乳製品とかチーズとか、いろいろな食材が販売してある。そこに焼き肉とか、またその中に入植されている牛舎などを見たりとか、ミニ牧場みたいな形、それに草スキー場とか、子供が飛び歩いてもケガをしないような広いチビッコ広場とか、いろいろなものが形成されているわけですよ。もうそこに行くと、自分の好きなものを買ってですね、やはり帰ってこられる。泊まりたければ、志布志も民間の立派なホテルもある。その自分の懐に合ったボルベリアダグリもある、それはお客さんが選ぶことであって、そのへんの活用も大分、相乗効果が出てくると思うんですが、この考えはどうでしょうかね。市長はどう思われますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ダグリを訪れた方は、どなたも「ああすばらしい所だなあ。」というふうにおっしゃいます。そして、そのダグリ岬の後背地に広がる針葉樹林を見たときに、「ああ本当良い所ですね。」と、そしてその中にまた市有地があるというふうに知られた方は、何とか開発した方がよろしいんじゃないですかというお勧めがあるところがございます。そのような中で、今、議員御提案になりました、本当、高千穂牧場みたいな牧場があればいいなあというふうには、個人的には私もいつも思っていたところでした。高千穂牧場の素晴らしさというのは、本当に実感するところです。しかしながら、あの土地につきましては、議員も御承知のとおり、虫食い状態であるというようなこともあります。そして、造成すれば、もうかなりの経費がかかるんじゃないかと。そして、また農用地も入っているというようなことで、ある程度、規模を制約してすれば、開発は可能かというふうに思いますが、そういったものも含めて、どういった形の開発と、振興のための、例えば、今、牧場という話も考えられますでしょうから、そういったものも先ほどお話ししました商工・観光戦略会議の中で出てくるんじゃないかというふうに考えているところがございます。そのような形が見えてきたら、また改めて皆様方に御相談していきながら、本当に腰を据えて取りかかっているかなきゃならないという課題だというふうに考えます。

**○23番（東 宏二君）** 私が言うのは、その下の方、上の方、傾斜がきつい所を造成する、すごい膨大な金がかかる、これは分かっております。下の方に、緩やかな所があるんですよ。これもですね、もう山は今、値段がしません。買い手もいません。そうでしょう。国内材が安くて、今度も陳情が来てますけれども、もう山は見る人もいません。だけれども、やはり山がないと海も魚もとれない。大事にしないといけない。これはもう皆さん御存知のとおりですけれども、やはりそういうお金をかけずにですね、もうただでやるんじゃなくして、誘致をして、このぐらいのお金で、もともとそういう高いような坪何万というような土地じゃありませんので、そこにですね、10町ぐらいですよ、やられれば、結構できるんじゃないかと。そこに広げていけば、大して、市長も関西志布志会で言われたそうですけれども、関



西定住の方々、Uターンしてくださいと、夏井の良い所に土地があります、誘致しますよということも言っておられる。そういうことを考えたときにですね、やはり何かがないと、また60で定年されて、都会の年金は高いかもしれませんが、やはり今の60歳というのは健康でございますので、やはりそういう人たちが楽しめて、仕事も行けるような、手伝いもできるような施設、そういうのを考えていかなければならないんじゃないかと思っているんです。60歳といえば青年ですよ、まだ。私はそう思っています。だから、そういう形ですね、やはりお金のかからない、民間活用を取り入れた観光行政、これは本当に私は必要と思う。昨日も同僚議員から出ていました、海釣り公園、私も旧志布志町時代、質問したことがあるんです。私の考え方は違って、私はダグリの下に、あの展望台があります、ダグリの下にですね、岩場があって、そこにあらかぶとか黒鯛ですね、それはいろいろな魚がいるわけですよ。そういう形でも、昨日の同僚議員の形では、ちょっと場所が違ったんですけども、まあそれはそれとしてですね、やはり旧志布志町時代からダグリー帯を観光ゾーンという形ですね、考えていたわけです。いろいろな形ですよ、その志布志市がもっているこの山を全部、その高千穂牧場にきなさいということじゃない。その薬草の森とか、いろいろな形でレイアウトしていけばですよ、良い観光地ができるんじゃないかと思うんですけど、高千穂牧場にまず話をされる考えはあるか。高千穂牧場にはないか。あの南日本デイリー牛乳さんにですよ、そういう話をもっていくような、自分で市長がですよ、「よし、この話、いってみろかい。」というような気持ちがありますか、お尋ねします。

**○市長（本田修一君）** 民間の方が来ていただいて、そして何らかの形で事業を展開したいという、そのようなことで、それが高千穂牧場さんが来ていただくと、本当有り難いなあというふうには感じたところでした。そのような企業的な事業展開があるということでしたら、ぜひ、お話をさせていただきたいなあ。まあ私どもの地は、また別途、そういった意味で見えていただいても、本当よろしい地ではないかなというふうに思うところがあります。

**○23番（東 宏二君）** まあ相手がいることですので、それは難しいかも分かりませんが、酪農組合の組合長ともそういうお話をした経緯があります、志布志市ですね。それにしたがって、やはり今の国際の森とか、あのへんが同僚議員が前の議会の中で、水道の話もしておられました。ああいうのができれば、水道はすぐできますよ。やはりそういう考え方を持って開発をしていただきたいと思います。

それにですね、志布志のことですので、志布志をもう一つ言わせていただきます。志布志はですね、安楽の曲瀬・中島地区にですね、とどろ溪谷という、すごく石畳があって、これはおうけつ群というんですか、関之尾の滝の下にある、もうそれよりも立派なおうけつ群が存在しているわけです。子供たちの川遊びもできる、ホームページでですね、出ます、入ってます。ここに僕がもう出してきましたので、市長に見せます。そこはですね、少し手を入れれば、もう自然の形です。ということは、何が駄目かという、道路が500mばかり、やっとかつと車が行くような道なんですよ。もうそこでですね、入口の方もですね、この前、建設部長も知っておられるように、中曲瀬さんといって、崖地移転でもう移転をされるということで、何もしようがないということで、あの土地もですね、駐車場も奥にはあるんですけども、すごく良い景色で、鯉が泳いでいたりとか、もう本当に子供の水辺の楽園と、子供た

ちと遊べる、これも金の要らない、ただ道路アクセスを少し手を加えていただければ、もう最高の観光資源になると私は思っているんですが、市長も一回行かれてですね、見ていただければ、よく分かると思いますが、やはり市長、やっぱりどこそこ回らんなですよ、我が選挙、票になる所ばかり回ったち、自然を回っていかにかいかなですよ、そのへんどうですかね、このパンフレットを見て。

**○市長（本田修一君）** ただいま議員お渡しになりました資料を拝見させていただいたところです。こういった所があるというのは、本当、私、知りませんでした。安楽川の溪谷、川沿いにこういった所は、ぜひ、この場所をですね、見させていただきまして、もしそういった状況というのであれば、また地域の方々とも、お話を聞きながら、検討させていただければと思います。

**○23番（東 宏二君）** ここはですね、安楽川の上流でございまして、約5～600mこういう形が続いております、石畳で。もう最高ですね、いろいろ行ってみられれば、びっくりされると思います。湧水もすごく湧き出てます、水が。わんわんともう湧いています。そのへんでですね、ここが安楽の内水面の漁業もありまして、私も市がですね、こういう観光資源を掘り出すのであれば、加勢してくれんなあと言ったら、安楽川内水面漁協の会長さんもですね、100%応援しますと、加勢しますと。だから、開発をしていただきたい。開発ということは、道路アクセスがちょっと悪いだけのことであって、車は入るんですよ、乗用車が。入るんですけども、初心者の運転の下手な方では、ちょっと横をこすったりとか、バックミラーが当たったりとかしますんで、そのへんがですよ、ほんの500mです。お金も要りません。人はいっぱい来ると思います。学校の、小学生の教育の場にもなります。水辺の何か今の教育の中でも、そういうのがあると聞いていますが、そういう活用できると思いますので、ぜひ、これは市長。市長が見て、気に入ったらですよ、道路をすぐ造られますか。

**○市長（本田修一君）** 私が気に入ってもですね、例えば、それから地域の方々やら、それから関係部署等にも相談して、そして教育委員会と相談しながら、このことについては前に進んでいくとすれば、していかなければならないというふうに思います。そういった、まずする前に、私自身、見に行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○23番（東 宏二君）** ぜひ、早くですね、一般質問も今日で終わりますので、年内にはちょっと行ってみてください。冬の水辺もいいですから。奥さんを連れていけばですよ、雰囲気ができますよ。その代わりですね、軽トラックで行ってくださいね。道路が狭いですから、東議員が行けといったから、今、マークⅡで行ったら、バックミラーはちんがらやったがと言われると、私も、のさんからですね。そのへんは忠告をしておきます。

次に移ります。

商工行政について、質問してまいります。志布志支所近くには、商店や飲食店が多いのは御存知のとおりでございます。合併前は職員数も200名以上でございましたが、合併後は100人不足になっております。商店街は火が消えたように見受けられます。店主の声であります、大変である、今後、商売をやっているか不安であるとの声が多いわけです。旧松山町の商店街も大変であろうと思います。このような状況の中、市長は商店街活性化対策にどのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

商店街の活性化につきましては、具体的な活性化方策はなかなか見いだせない状況であり、大きな課題になっているところでございます。9月議会におきましても、予算計上いたしました商工・観光戦略会議を立ち上げ、12月4日に第1回目の会議を開催したところであります。この会議は、本市の地域資源を生かした商工業、観光産業等の活性化をより一層強力に推進するため、商工会、観光協会、特産品協会、農協、漁協等から、まちづくりに意欲のある方を御推薦していただき、公募による会員の方々に構成し、既存商店街の活性化、観光資源の活用策など、今後の商工・観光資源の新たな方策の討議をしていただき、御意見を拝聴しながら、活性化実現に向け、商工会、既存商店街、消費者、行政が、一丸となって取り組もうというふうに考えているところでございます。

**○23番（東 宏二君）** 旧町ではですね、空き家対策といたしまして、改造、最高200万円とか、いろいろな基準で補助をしていたんですけれども、市長も一昨日か、同僚議員の中で質問が出ました、非常に大変な状況だと。同僚議員の話では、1軒1軒回って、その商店街をちょっと声を聞かれましたかと言ったら、全部は聞いてないということでございました。我々ももう商店街の皆さんに会うと、「おまいどもは何ごち、あげん畑の中へ市役所を持っていったと。」言う。それはこらえてくださいと。私は合併協議、あれじゃなかったから、その内容は分からなかったんですけれども、我々もみんなの意見を統一して3町の合併協議会の中で決まったことであります。なれば、そんならこの商店街はどげんなっとおと。誰もおらんなおち、もうつぶるっがち、言われるわけですよ。それに対して、昨日の同僚議員の中でも、松山の保育園の民間委託のことで、さんふらわあのことと重ねて、撤退するということで、重ねた質問がありました。このこともハローワークをアピアに持っていくことも同じことなんですよ。結局はハローワークに来られるお客さんと、今の支所の職員等の数で、ある程度、もうハローワークに来られた方も、その食堂を使ったりとか、そういうことをされて、少しはハローワークはここにあるから、少しは今ちょっと多くなっているという話も出ています。これに対して、ハローワークをアピアに持っていくということで議案が出てます。このへんもですよ、やはり市長、矛盾していると思います。びっくりしました、我々も。せっかく志布志の支所にですね、ああいう中で活動していただいて、大隅と合併したんですけれども、派遣員として、あそこに置いていただくということで、あそこでいいということで、多分、一角をハローワークに無償で貸しておられると思うんですけれども、商店街の方は喜んでおられるんですよ。あそこにそういう職を探しに来られる方々が来て、たまには御飯を食べていってもらおうとか、ちょこっと買い物をしてもらおうとか、そうしてるんですよ。それに対してですよ、市長は年間600万円ですよ、アピアに移転するお金、ハローワークのためにですよ。これを、やはりそういう商店街、昭和通り商店街とか、いろいろな商店街、600万円あったら、すごい補助、いろいろなイベントとか、いろいろな形でですね、支援ができると思いますが、そのへんどうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

そのハローワークの移転につきまして、地域の商店街の方々がおとといの夕方、私の所に要望書を持ってお話に来られました。その時、私ども、話をさせていただいたところでございますが、今回、そのようなことになった経緯というのも一旦お話いたしまして、私どもはアピアの方に一応移転していただくということになったわけでございますが、結果的にはそのことがアピアの経営に資するということに

なろうというふうには思っております。しかしながら、そのことは結果的なことでありまして、ハローワークの移転というものが、ハローワークの機能充実ということが前提だったということ、まずお話をいたしました、そして商店街の方々も、私どもはアピアをつぶそうということを考えているわけではないということをお話になってくださいました。私はそのことを聞いて、本当にほっとしたところでした。今まで、いろんな経緯がありまして、なかなかお互いの交流が少ないというような話を聞いておりましたので、そのことを非常におもんばかっていておったわけですが、冒頭、そういったお話を聞いて、本当に安心したところでした。それで、皆さん方はどうしてそういったふうにお腹立ちなんですかということをお伺いしましたところ、今までアピアにだけ一生懸命支援していると。しかし、私どもの商店街には何もしていないということ、お話になったんです。私どもは、だから今回そのような形で、アピアに対しまして、テナントということで入るといふ形になるわけですが、そのことで、その今お話になりました、年間600万円ということであるとするならば、皆さん方のその商店街の活性化についても、皆さん方自身がそういった形で活性化に取り組もうという方向性を何らかの事を協議していただいて、やろうということが示されたら、私どもは喜んでそういったことについては応援していきたいと、支援していきたいということをお話したところでございます。実際、先程来、何回もお話しますように、商工・観光戦略会議におきまして、特にこの旧商店街の活性化というものについては、真剣に話合いがされております。そして、そのことをどのような形で活性化を図っていくかということ、今、分科会なりで話合いが進もうとしているところでございます。そういったこともお話ししました。そして、今回、商工会の青年部の方々が、イルミネーション点灯事業をされたわけですが、従来、12万個あったのを、もうアピアの周辺だけでは駄目だと、みんな一体化していくんだということで、昭和通りの商店街にも新たに2万個設置されたということで、今、本当にこれは合併の効果じゃないかと思うんですが、改めて新生志布志市になったから、一緒にまちづくりに取り組んでいこうやと、街の商店街の振興に取り組んでいこうやという機運が盛り上がってきていると、盛り上がってきた矢先だというふうに思ったところです。私どもはそういった意味で、皆さん方が本当にアピアのことについても心配していただいているということであるとすれば、私どもはそのことを有り難くお受けしたいと、そして改めて皆さん方の商店街の振興についても、積極的に真剣に支援していきます、取り組みますということをお話しましたところ、そのことについては本当に商店街の方々も喜んでいただきまして、帰っていただいたところでした。そのようなふうにおとといの話合いではなっております。

**○23番（東 宏二君）** そのことで、僕も昨日、ちょっとそういう話を聞きまして、それはやはり市長の前で、やはりそういうことは言えない。だけど、我々は要望書を持ってきた以上は、反対だということで、それは理解をしてもらわないといけないということでもございました。賛成であれば、要望書は引き下げますよ、二百何名の署名をです。だからですね、僕は今、アピアにハローワークを持っていくなということで、まあ商店街の活性化ということで、ハローワークを支所の方で残していただきたいということであって、今、市長が言われる、そのハローワークがアピアに行けば、アピアのその活性化のために、支援ができるということで、そのハローワークを上を持って行って、一緒にそういうことを考えられるからおかしくなると私は思ってるんです。やはり、理解できる支援策は、新たな形で出した方

がいい。僕は、支所辺りですね、商店街活性化の話を通告してますので、全体的なものもあるかも知れませんが、やはり私はアピアにですね、持っていくなど言うんじゃないかと、アピアに持っていかずに、今の上昭和の商店街にですね、せっかく、人が今増えつつあるんだから、ここを移転せずに、やはり支所にハローワークを置いて、またアピアの支援策が皆さんにですね、33人の皆さんに理解できるような支援策を作って来られればですよ、皆さんもうんにゃと言うもんな。おはんたつがた、ハローワークを頭にもって、ハローワークと一緒に支援をするという形だからおかしくなるんですよ。ハローワークは志布志の支所に置いて、あそこで十分まだ業務ができると私は思っております。だから、それは切り離していかないと、一方では今、昭和通りはですよ、ちょっと人が増えてきたから良かったと。今度は、それを一緒にまた向こうに持っていけば、おかしくなります。どっちがどっち、もう分からんごっなりですがね。だから、私はですよ、アピアの支援はするといかんとは言ってません。だから、アピアの支援をするのであれば、アピアの方々もその企業努力をされた上で、この前も決算が出てました。やっぱり600万円近い赤字が出てました。多分、その穴埋めだろうと、私なんかは理解してしまうわけですがね。だから、そのへんじゃなくして、今、アピアがどんだけ厳しいんだということが、皆さんも議員の方にですよ、説明できるようなものがあれば、皆さんもお聞きになられると思います。だから、私は商店街活性化、支所下の商店街活性化を話をしているわけですので、私の言い方は、ハローワークをあそこに残してくださいと、支援はまた別の考え方でやった方がいいんじゃないかと、私は思っておりますね。だから、そこを言ってるんです。だから、昭和通りのハローワークが無くなるとですね、あのへんのまちがまた人が少なくなるということです。そのへん、どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 商店街の活性化ということで、そして、そのことに関連してハローワークの移転をやめた方がいいんじゃないかというようなお話だろうと思います。それで、先ほどもお話しましたように、おとといの日に、どうしてそういったことになるわけですかということを、私は商店街の役員の方にお伺いしたところでした。そしたら、私どもはそのアピアのことについては、共存共栄でいくんだということをまずおっしゃったわけです。だから、ああそういうことだったら、どういったことでお腹立ちでしょうかということをお話を聞いたら、今申しましたようなことで、アピアにだけ支援していると。商店街には何ら対策を打ってないと。もちろん何ら対策を打ってなかったわけではないわけですが、そういったふうにとられていたんじゃないかなあというふうに思ったところでした。そういうことだったら、本当に、じゃあ話は簡単ですよと、話は早いんじゃないですかということで、私どもは今後、今から取ろうとしている商店街の活性化について、お話をさせていただいたところでした。そして、そのことで、商店街の方々は、私の前では喜んでお帰りになって、じゃあ一緒に頑張っていきましょう、まちづくりに共々取り組んでいきましょうということをお話をされてお帰りになったということでございます。

**○23番（東 宏二君）** 先ほど、私が言いました、それは本音じゃないと。そういうことであれば、要望書は持って帰られると。昨日、私が話を聞いた時に、そういう話が出たわけですので、市長の前では、そういう市長が話をされる中で、その普通の方は言えなかったという形ですよ、市長はよく理解をされ、そういうことで理解をされたかも知れませんが、彼たちのその本音はそうじゃないというこ

とです。それは聞かれた方と、私の聞いた話が違うわけですから、これはずれがあるのは当然だけど、やはり私はアピアに支援をするといかんということじゃないですよ、私は。それは新たな形で議会の方に理解できるような形で提案された方が、それよりも、例えばアピアにですよ、あのホールをお金を取るといこと。あそこに会議があったりとか、いろいろな会議がありますがね。あのフロアにですよ、あれはハローワークで志布志市が借りて、あそこを全部使わせるんですか。おかしくなりますよ、考えてみると。それよりも別な方策で支援をしていかなければならなければ、他の形でしっかりと皆さんに、もうくどいようですが、議員の33人の方にですね、理解できるような提案の仕方をしてくださいと。だけど、昭和通りはですよ、ハローワークがあって欲しいと。その中の方で、やはり人の出入りが多いため、そこで商売がもう少しでも良くなれば、その方がいいという考えで要望書を持って来られたと思います。要望書の中身はというと、ハローワークのアピアに移転反対ということでのことで、何もアピアを支援をしなさいという反対のことではなかったでしょう、あの要望書は。多分、そうだと思います。だから、その考え方をですよ、別に置いて、まず昭和商店街、市役所の支所の付近の飲食店も何十軒あります。市長も知っておられると思いますが、そのへんの中であの昭和通りの活性化はどう考えておられるのかということを知っているわけですから、だから、まずはそのためにはハローワークもまだ今の支所にあった方がいいんじゃないかということを考えてる。将来はどうなるかわかりませんが、そう考えております。だから、やはり支所付近の商店街活性化をどう考えているのかということなんです。

**○市長（本田修一君）** ただいま議員お話がありましたように、先日の議案の提案のときに質疑がございまして、私の説明が不足していたなあとというふうに改めて思ったところでもございました。そのことで、様々な憶測とか、そしてわからない形でまた議論が進んでいるなあとというふうに感じるところです。そのようなことで、非常に申し訳なく思っているところでもございます。私としましては、このハローワークの移転のことにつきましては、今回、ハローワークの方で機能の充実をしたいということで、現在のスペースじゃ足りないということがあったわけでもございます。そして、それは時期的に来年の3月、4月につきましては、特に繁忙期になるから、その時期に向けて、できれば拡充した形で対応していきたいというようなことのお話がありまして、それではということで、どこがふさわしいかと、あるいは今お話にあるように、ハローワークが出ることによって、本当に商店街の方にまた影響が出るのかなあということを懸念したところでした。そのような中でありましたが、先日の御提案の時にもお話したように、そのハローワークの跡には、障害者の相談センターが入って、機能を充実させていくというようなこと、そしてまた上部の階においては、かなり管理上問題があるというようなこと等がございまして、それでは外部にあるとすればどこかということで、アピアが適当じゃないかというようなことを判断いたしました。アピアというようなことになったわけでもございます。当然、アピアになれば、今お話になったように、支援というようなことになるのではないかとというような議論が出てくるということは、本当に考えたところでした。そのようなことで、その議論を避けるために、私としましても、アピアの支援ではないですよと、結果的には支援になるかもしれませんが、このことはハローワークの機能充実ということから、話としては流れとなったというふうにお話したところでした。そのところが、少し説明が足りなかったなあとというふうに改めて今、反省するところでもございます。当然、商店街の活性化を

図るということは、ただいまお話ししましたように、様々な形でこの商店街の活性化を図っていかねば、この地域全体の浮揚ということにならないというふうに思っております。そういうことで、今申しましたように、商工・観光戦略会議なるもので、真剣に議論していきながら、すぐできることはすぐやっつけていきたい。そして、長期的に、これは5年、10年という形で展開していくような事業というものも考えながら、振興策を図っていかねばならないというふうに考えております。それらのものが今後、皆様方にまた早い段階でお示しできるのではないかなというふうに思っています。先ほども言いましたように、イルミネーション点灯事業につきましても、今回、本当に地域の方々も全面的に立ち上がっていただいたということでもありますので、来るべき来年のお釈迦祭りにおいても、そのようなものを地域全体として取り組んでいこうということが、この早くも商工・観光戦略会議には出てきております。それから、支所の活用についても、今、いろんな意味で検討をしているところでございます。例えば、この議会、一般質問が終わった後、総務常任委員会の方で調査をされるということですので、その時、支所の方で詳しいお話があるかと思いますが、支所の活用についても、今、話をさせていただいているということでございます。

そして、もう1点ですね、皆様方にぜひ、御承知おきいただきたいんですが、本当に東議員がおっしゃるように、アピアというのは、何らかの支援策が必要だということは、本当に特に志布志出身の議員の方々は御承知だと思います。その支援策について、何らかの形で、しようということで、旧志布志町の慶田町長の時代にも、その案について検討がされておまして、議会にも提案されようというようなことがあったというふうに聞いております。しかしながら、具体的にそこまで至らなかったというような経緯であるようでございます。しかし、私どもはこのアピアの施設につきましては、志布志市が51%の株主でございまして、そして私自身はアピアのまちづくり公社の会長でございまして、会長という立場でございまして、そして8億2,000万円の当時の借金でアピアを建てたということでございまして、その時に実際、志布志町で4億円というような多額の出資をいたしまして、このまちづくり公社が立ち上がったということございまして、その後、今10年、ちょうど経過いたしまして、それまでにそれなりの経営をしてきたというようなことであるようでございます。しかしながら、そのアピアの方につきまして、現在、順調にきておったわけでございますが、償還分について、若干、厳しい状況にあるということで、その償還財源の貸し主である県の方から、この償還について真剣に考えないと、今後、なかなか対応は難しいですよというようなことを、今年になって言われてきたということでございます。そのことを知りまして、私どもは本当にびっくりいたしまして、本当に何らかの対応が必要だということを、そちらはそちらで検討していた状況でございます。そして、この分につきましては、2月と8月償還ということで、8月分について、今までなかなか無理だったと。そして、特に来年の8月になりますと、この分については、もう今の形では償還がなければ、経営は維持できませんよというようなことを突きつけられている状況でございます。そのような中での、今、話だったということで、何らかの形で支援策が必要ということでございます。

ただいま議員がお話になりましたように、改めてその支援策について御提案するというのも一つの方法ではあったわけでございますが、現在、皆様方に御提案しております、年間600万円という金額で、

その償還についての条件変更というものに応じていただけると。これプラス経営努力というものがあるわけですが、そういったものに応じてもらえるという状況がございましたので、私どもはまたこの今お話があるように、地域の商店街の方々には、本当不安を与えるという状況になったわけですが、このような形で改めてハローワークの移転につきましても、皆さん方に御審議していただくという形で、今進んでいるところでございます。

すみません。先ほど言いました数字、ちょっと間違えました。私は、市が出資しているのは4億円と言いましたが、2億5,000万円ということであるそうでございます。

そのようなことで、非常にまだ8月といえば先かもしれませんが、ただもうハローワークの方で定期的に今、その時期が適当だと、またそういったことで進めてもらえんですかという相談もあったということがございましたので、私どもはそういった形でとらせていただいたというようなことでございます。本当に何回もお話しますが、私自身としましては、商店街の方とは、そのような形で合意ができたというか、一緒にやろうという本当に熱い機運が盛り上がったというふうに認識しております。

**○23番（東 宏二君）** だから、私はアピアの支援が反対と言ってません。先ほど言われた、こういうことでございますのでという説明が、あとそれをハローワークを乗っけていくから、私は皆さんが理解できなくて、あの商店街の皆さんも要望書を出されるわけですがね。私はアピアを支援をせにやいかんときが来た時には、市長が提案されるわけだから、その時には皆さんが理解できる提案を出していただきたい。それについてで、ハローワークを乗っけていくのが昭和通りの方々の反対要請が来たということです。我々は先ほどから言うように、私はアピアのこともわからなかった、何もわからなかった、どれだけ赤字か、どれだけ足りないのか、それは別問題ですがね。私は、支所下の商店街活性化をどうするのかということで通告をしていますので、そのためにはハローワークはそのまま存続を、支所に置いていただいて、昭和通りの活性化を図っていく一つの手段でもあろうと思っているから、質問をしているわけです。アピアの支援とは別にしとってくださいね。私はアピアの支援をどうしなさいということは、何も言ってませんので、また誤解されるといけませんので。私は、そういうことじゃなくして、そういうことでございますので、わかっていますか。だから、これは総務常任委員会に付託されておられますので、総務常任委員会の方でよく検討されると思います。だけど、そのハローワークをアピアに持っていきのだけは、阻止をするということで要望書が来てますので、そのへんのことも、市長にどう言われたかわかりませんが、私は昨日聞いた話では、市長と話をされた反対のことを聞きましたので、その意見の相違があるということでございますので。だから、それはもう、市長には良かことを言ったかもしれないけど、俺には本音を言わったかも知れんし、僕にはですね。そのへんは取り方がどうとられるか市長の勝手ですから、それを私がどうこう言うことはない。だから、この問題は総務常任委員会の方でやられますので、昭和の活性化は、もう話題を変えます。何度言ったって一緒や。

私が、志布志はですよ、密貿易の町と昔から言われておったですね。教育委員会の方で発掘調査もされて、その後も残って我々も見に行きました。支援策として、私がまたこれは提案です。もう提案をしないと、市長は頭は良かったどん、アイデアが出てこん。昔は有明べぶんこ村の村長さんで、いろいろなあれで、山形屋までお茶をかついで、飛脚で行かれたとか、いろいろなアイデアを持っておられるん



ですけどね。私は、だからここで、私が提案ですからね、それを100%聞いていただければ、私も嬉しいですけども。まずですね、その密貿易の町として栄えてきた、これをですね、先ほど言われた各団体、農協、いろいろな団体を言われました、特産品協会とかいろいろ言われましたね。その中でですよ、月に1回でもですよ、その密貿易市というような形でですよ、おもしろく、昼間ですよ、あそこを歩行者天国に2、3時間して、商店街のラーメン屋とかいっぱいありますから、そのへんで農産物、海産物をですよ、していただいて、協力していただいて、少し金をですよ、出してあげればですよ、一生懸命して、通りはそれにはぎわいますよ。もう昼の時間にしないとですよ、朝、一番にしてもらおうと効果がないですから。昼間ですよ、そういう形でイベントをですよ、していただければですよ、これは案ですけどね、これがいいということじゃありませんが、市長もイベントはもうベテラン中のベテランですがね。だから、そういうアイデアを出しながら、支援をしていく。人が寄れば、自然と物も出るという形だから、そういう考え方は出てくると思うんですけどもどうでしょうか、僕の今の考え方は。

**○市長（本田修一君）** 志布志千軒町と言われた商家が軒並みを連ねた街並みというのは、多分、密貿易が盛んになされたから、そういった街並みがあったんじゃないかなあというふうに感じるころであります、その密貿易と言え、表現は悪いですが、なんか今、タックスフリーとかですね、そういった形ですね、ものが地域としてはありますので、本当にそういった形で、私自身もこの密貿易の館というものを、何か本当にアピールできないかなというふうには考えていたところでございます。本当に有り難い御提言だというふうに理解します。

**○23番（東 宏二君）** 今、ネーミングで面白い名前が売れてるんですよ。密貿易って、何じゃろうかいと、これは観光につながるんですよ。串良辺り、鹿屋辺りからも来られるかもしれない。曾於市からも来られる、串間からも来られるかもしれない。こういう形ですね、やはり何でもネーミングの違ったことを一つぼんと持っていけばですよ、何やろうかいと、やっぱり興味があるわけですよ、人間は。だから、そういう発想も必要じゃないかと私は思っているんです。だから、そういう形ですね、ハローワークも本所において、そういうイベントをしていけば、昭和通りの、またその付近の商店街活性化になりますよ。どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 本当にネーミングが大事だというふうに認識しております。ハローワークの件につきましては、委員会の方で御審議いただくようお願いいたします。

**○23番（東 宏二君）** あとは、総務常任委員会の方ですね、頑張っていたきたいと思います。これで質問を終わるんですけども、結果が出なければ、また3月議会で質問させていただきたいと思います。終わります。

**○議長（谷口松生君）** 以上で、東宏二君の一般質問を終わります。

次に、1番、下平晴行君の一般質問を許可いたします。

**○1番（下平晴行君）** 通告書に基づいて質問をいたします。

時間も無いようでございますので、簡潔に答弁をお願いいたします。

財政政策についてでございます。

まず、1点目でございますが、夕張市は財政破綻で市民に税などの負担増のため、脱出者が出ており、

大変な状況であります。本市は大丈夫であるか。また、企業会計的手法の導入はできないか御質問申し上げます。

御承知のとおり、負債632億円、これは6月20日に国に対して財政再建団体の指定申請を表明した夕張市であります。最盛期は24箇所あった炭鉱で栄えたが、約12万人いた人口も、今では約1万3,600人に激減、企業が撤退していく中、ホテルやスキー場を市が買収して、公社や第三セクターを企業に代わって運営し、採算性を無視した事業を展開してきた。その結果、市の負債は、632億円まで膨れあがったようであります。市は、15年ほど前から、単年度決算を黒字とするため、前年度決算を整理する出納整理期間、4月1日から5月31日に、一時借入を毎年行い、決算上の収支不足を補っていたようであります。15年前から、実質財政破綻し始めていたわけで、粉飾して誤魔化し、問題を先送りしてきた市や議会の責任は重大であります。

再建計画の骨格には、職員数を半減、給与3割カット、11ある小・中学校をそれぞれ1校に、公共施設の使用料を50%値上げ、下水道使用料や税などの引上げ、ごみ処理も有料化して、20年かけて再建を目指すとしております。

その影響あってか、脱出者が11月末で289人に上っているようであります。また、職員の退職希望が85%で、大変無責任であります。

このような現状をどのように感じておられますか、お伺いします。

**○市長（本田修一君）** 下平議員の一般質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、夕張市は、石炭産業の撤退と市勢の悪化に伴いまして、「炭鉱から観光へ」地域経済の再生等を図ったがふるわず、また人口の激減等も重なり、市財政を圧迫していったものであります。

そのような中で、一時借入金などの活用により、表面上は財政黒字になる手法をとったため、負債が膨れあがったというものでございます。その結果、負債総額は600億円を超え、自主再建は不可能というふうに判断し、財政再建団体となったものです。

地方財政再建促進特別措置法によりますと、市町村の場合は、実質収支の赤字額がマイナス20%以上の場合が対象となり、税率のアップや職員の削減などを盛り込んだ財政再建計画を提出することになります。

本市の場合、平成17年度の実質収支比率は、プラス2.5%となっており、一つの目安として類似団体の数値を見ると、プラス2.4%となっているところでございます。また、地方債の許可制限に係る指標としまして、平成17年度決算から新たに設けられました実質公債費比率、すなわち公営企業債の償還財源に充てられた繰出金や一部事務組合等が起こした地方債の償還財源に充てた負担金等を加味した指標でも11.4%と、県内市町村の平均値16.5%を5.1ポイント下回っております。

**○1番（下平晴行君）** 私は、どのように感じておられるかということで質問したわけですが、問題はやはり、失敗した観光事業と同じく、再建計画でも市民を置き去りにした行政が突っ走る構図が繰り返されるということではないかというふうに思います。

地方自治体の財政状況を示す指標の一つに、経常収支比率がありますが、一般的には70~80%、夕張

市は116.3%、いかに異常事態であったかがわかります。全国では100%以上の自治体が184自治体、また財政構造の健全性、長期安定性を示す起債制限比率、一般的には比率が15%を超えると黄色信号、20%を超えると赤信号と言われますが、全国では194自治体が黄信号に該当するそうであります。

本市の財政指標を、健全エリア、準警戒エリア、警戒エリア、危険エリアに分類してみますと、実質収支比率、これは準警戒エリアであります。経常収支比率、危険エリアであります。起債制限比率、健全エリア、公債費負担比率、危険エリアに当てはまるようであります。借金が、約225億8,000万円、1人当たり約63万6,000円であります。この数字を見てですね、大変な状況と思われるのか、また大丈夫と思われるのか、お願いします。

**○市長（本田修一君）** 先ほど少しお話しましたように、実質公債費比率を見たときに、かなり県下の市町村でも優良な部位に属するというようなこと、そして経常収支比率を見たときに非常に厳しいというようなことを考えたとき、まさしくこれが合併後の自治体に求められている、今後の財政計画に資する指標だなどというふうに、痛切に感じているところでございます。

**○1番（下平晴行君）** 自治体の崩壊という本がございまして。これはタイトルでですね、「経営感覚なき組織の行く末とは」と、それからサブタイトルで「市民が知りたい本当の地方の財布の中身」ということが書いてあります。ぜひ、読んでいただきたいなあ。もちろん議会の在り方にも提言がされております。私はですね、自分の家庭等のやりくりと全く一緒じゃないかなあ。当然、収入の範囲内で、どれだけローンを組んだら返済が可能か、そういうことで生活設計を立てるわけですが、全く一緒だとは思いませんけれども、そういう感覚でやはり経営をする必要があるんじゃないかなあというふうに思います。

再建団体にあった旧赤池町の負債総額は32億円、夕張市以上に厳しい町民の負担があり、職員は87%に減らされ、町長車は廃止、陥没した道路は職員で補修、返済に12年かかっている旧赤池町でございまして、本市の今の執行状況は、甘えたものではないかなあというふうに思います。もちろん我々議員も同じであります。議員定数も次は24名になってはいますが、本当にその定数で良いのか、真剣に議論する必要があると思います。

そのようなことから、行財政のチェック機能を高めるために、企業会計的手法の導入についてですが、官公庁の会計は現金収支に着目した現金主義によって行われております。資金や資産や借金などの状況、ストック情報です。及び行政サービスに要したコスト情報の不足に対応するために、複式簿記の発生主義による企業会計的手法が有効であることから、企業会計的手法による財務諸表の作成・公表を重点的な取組の一つに挙げ、貸借対照表、バランスシート及び行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書による財政情報提供を進めているのが横浜市であります。このような企業会計的手法の導入はできないか伺います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回の夕張市におきましては、財政収支が黒字でも、表に出てこない負債が原因で財政破綻したと。国も今までの手法だけでは自治体の財政状況を判断できないということで、新しい指標等を検討中でありまして。

最近、新聞・テレビ等で、官公庁の負債等の状況及び行政サービスに要したコスト状況の情報不足が指摘されております。これらに対応するためにも、企業会計の手法が有効であることから、貸借対照表及び行政コスト計算書等による情報提供について、先進自治体を参考にしながら、今後検討していきたいというふうに考えます。

**○1番（下平晴行君）** ぜひ取組をしていただきたいと思います。

これから、特に少子高齢化、交付税の削減と、自治体を取り巻く環境が厳しくなる一方であります。それだけに、今、市長がおっしゃいましたその実態をまず市民が知って、行財政のチェック機能を高めることが、防衛策の第一歩であるというふうに思います。

テレビで、昨日でしたか、奄美市もSOSを出したという放映がありましたので、ぜひ、第2の夕張市にならないように、取組をしてほしいと思います。

次に入ります。財政確保の2点目でございます。1で、広告事業を導入できないかでございますが、19年度の予算編成で計画はありますが、幅を広く、ホームページや公用車、横断幕、看板、庁舎壁面、印刷物、施設、玄関マットなどの広告事業、またノウハウをただで教える必要はないと、他自治体の職員向けに有料の広告事業講座を1人7,000円で提供している先進地があります。このように、あらゆることに目配りをして、財源確保をしていく考えはないかお伺いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

広告事業収入に関しましては、既に県内の自治体でも、その検討がなされ、一部実施されている所もあります。また、鹿児島県も新たな財源確保として、来年度から広報紙やホームページなどに広告を掲載する方針を決めたと報道されております。また、先進地を見ましても、広報紙やホームページのほか、各種印刷物や公共施設を活用した広告料収入を導入している所もあり、本市においても貴重な自主財源確保として、予算編成方針の中でも広告事業収入をうたったところですが、まずは市の広報紙に広告を掲載し、広告料収入を得ることができないか、具体的に検討しているところでございます。そのほか、ホームページや公共施設などの活用を今後検討し、可能なものから逐次導入していく考えであります。

**○1番（下平晴行君）** ぜひ、そのように取組をしていただきたいと思います。

条件整備等もありますので、できるだけですね、早急な立ち上げをしてほしいと思います。このことによって、職員の皆さんの意識も変わろうかというふうに思います。

次に、3点目でございますが、納税に対する市民の不公平な現状を解消するために、納税者の行政サービスの利用制限を図るべきだと思うがどうかということでございます。このことは、税や料の滞納者の実態調査をして、納入できるのに納入しない悪質な滞納者を対象として、行政サービスの利用制限を図るべきであるということでもあります。一生懸命働いて、大変な中でほとんどの市民の皆さんが納税を、あるいは納めていただいているわけですから、その不公平感を持たないようにするための措置だと思って実施すべきだと思いますが、どうですか。

**○市長（本田修一君）** 滞納者対策につきましては、催告書の発送や、電話による催告、昼・夜間の臨戸徴収、滞納者の生活実態の調査や、納税指導を行うなど、納税の確保に努めております。また、嘱託徴収員による分納誓約者や新規滞納者への訪問徴収、滞納整理指導官の配置により、不動産の差押えや

執行停止等の滞納整理業務など、滞納処分の強化を図っております。今後も納税者に対しては、税金の必要性、すなわち「納税は国民の義務である」ことの意識付け、納税意識の醸成を図るとともに、公平・公正で、適正な賦課徴収を図り、自主財源の確保に努めてまいります。

行政サービスの制限を設けることにつきましては、個人的な滞納状況を他の部署に開示することは、プライバシーの問題等があり、極めて厳しいことから、この在り方については苦慮しているのが現状であります。行政サービス、例えば各種給付金、各種証明書、補助金請求、工事業務委託、物品等の指名、各種貸付、各種委員会の登用、これらのものに制限を設けることが法的に可能であるのかどうか、それぞれに見極めた上で総合的に判断していかなければならないという問題であるというふうに考えております。

**○1番（下平晴行君）** 市長の答弁のとおり、いろんな角度で、滞納者の対応をしていると。それは私も重々承知しております。それに併せてですね、滞納者の方が、これは悪質ですよ、が同等にですね、同じように行政サービスを受けているという、ここに大きな問題があるんじゃないかと。その納税の処理の仕方と、これはまた別ですよ。そこらへんはどうですか。

**○市長（本田修一君）** 滞納されている方というか、それらの方についてですが、法的に定められた給付、個人向けの福祉、教育関係、市民の生命・財産の安全に関して、緊急性がある事業等については、制限はできないというふうに思われます。ただし、市単独事業等については、条例・要綱を定め、支払い能力がありながら滞納している者、納税に著しく誠実性を欠いた滞納者に対しては、権利と義務の観点からも、できることなら行政サービスを制限すべきだというふうに考えております。このことに関しましては、債権にかかわるすべての滞納に対して当てはまるものであり、自主財源の確保を図る観点からも、税だけでなく、住宅使用料、水道料、下水道料、保育料、貸付金、奨学金等の滞納者全般に対して制限を設けるべきであるというふうに思います。公租、公課、料のすべてを債権としてとらえまして、公平性を確保し、滞納者に納付を促すことであり、庁内に全体的な債権対策委員会を設置して、滞納額でなく、滞納者の対策にあたる必要があるというふうに考えております。

**○1番（下平晴行君）** 内容については、よく御存知であるというふうに思います。

実際ですね、そういう実施している先進地がありますから、そこへんを研修していただいて、ぜひ取組をしていただきたいというふうに思います。

いわゆる納める市民が、正直者が馬鹿を見るというようなですね、ことになっては、これは大変なことになりますので、そこらへんをよく考えて対応していただきたいと思います。

それから、4点目の補助金等の見直しについてでございます。補助金の役割から見ても、補助金として支出としておかしいものもあるようであります。決算審査でも指摘しましたが、一度すべての補助金のチェックをすべきだと思います。平成の大合併で県内第1号として走り続けている薩摩川内市は、市民が主役のまちづくりに真剣に取り組んでおります。補助金制度の改革に取り組むために、補助金制度改革委員会をつくり、公正で実効性の高い制度を目指しております。見直しは、市単独の補助すべてで242件、金額は12億円であります。見直しの方で、新設したのが提案公募型補助金であります。市に元気を与えるような事業に補助をする仕組みで、行政ができないようなことを市民の手でもらえば

と、市民から町おこしや福祉に役立つアイデアを募集して補助する取組であります。良いところは取り入れて、補助金の見直しをする気はないか伺います。

**○市長（本田修一君）** 補助金の見直しということでございますが、地方公共団体は公益上必要がある場合には補助できるというふうにされておまして、市は補助金交付規則を定め、様々な団体に補助金を交付しております。それらの補助団体の目的もまた多岐にわたっております。健全な財政運営を図るためにも、この補助団体に支出される公金が、目的どおりに適切に運用されているかどうか検証しまして、行財政改革の一環として抜本的な見直しをする必要があると考えております。

この補助金等の見直しの御質問につきましては、先頃策定いたしました行政改革大綱の中では、すべての補助金について、その必要性、費用対効果、妥当性等の見直しを行い、総合的な補助金の整理・合理化を積極的に推進する。また、補助金の終期設定やP D C Aサイクルに基づく不断の見直し等、住民への説明責任を果たしながら、計画的な廃止・縮減に努める。明確な補助金交付基準を整備するとともに、審査基準も検討するとしております。

今後の具体的な取組としましては、行財政改革推進本部で様々な角度から検討しまして、補助金見直し方針の作成、交付基準・審査基準の作成、各補助金の成果の市民への公表など、平成19年度中に方針を決定し、廃止を含めた見直しを行財政改革推進委員会の意見を聞きながら、順次、進めていきたいというふうに考えております。

**○1番（下平晴行君）** ぜひですね、そういう取組をしていくんだということですので、補助金の在り方を、役割を見て対応してほしいというふうに思います。

次に入ります。教育行政についてでございます。単身赴任の学校管理者がいるが、学校、家庭、地域の連携は大丈夫かということでございます。このことについて、父兄から教育委員会に御相談したところ、教育長の早急な対応をしていただいたということで、父兄の皆さんは大変感謝をしているということでもございました。しかし、父兄や地域の皆さんが心配というか、信じられないと言いますか、今までになかったことである。保護者との信頼関係を果たして取れていけるのか、また地域の方との連携が取られていけるのか。特に、今、いじめの問題を含めて、いろんなことが山積している時期でもあります。赴任当初は、子供も小学校に通っていたようですが、1週間で登校しなくなったようであります。いろいろな事情を聞いていますが、真意がどうも分からない。このような状況の中で、学校、家庭、地域の連携は大丈夫なのか。また、どのような指導をされたか伺います。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

学校は、子供がいて、そして保護者、地域の方々がおられまして、初めて質の高い教育活動が提供できること。そしてまた地域、学校、家庭の連携なしには存立し得ないということは申し上げるまでもございません。そのために、そこに奉職する教職員には、地域に住み、家族とともに、地域と一体になった教育活動を展開してほしいと願ひまして、新しい教職員を迎える度にお願ひもし、時には厳しく指導・助言をしているところでございます。

単身赴任者の中でも、特に管理職に対しましては、子供たちや保護者はもちろん、地域の大きな期待と強い要望もあることも、機会あるごとに具体的例を挙げながら語り込んでいるところでございます。

しかしながら、管理職の中には配偶者の職業の関係や、親の介護などの事情によりまして、やむを得ず単身赴任を余儀なくされている者もおるようですので、可能な限り、地域活動への参加や家族の交流等、地域との積極的なかかわりを持つよう、強く指導したり、訴えたりしているところでございます。

今後とも、それぞれ事情はあるものの、地域の中心的な存在としての学校の活気ある教育活動のためにも、できれば単身赴任を解消してほしいこと、たとえそれがかなわなくても、地域行事などに機会あるごとに、配偶者や家族と一緒に参加してほしいことなど、指導を継続してまいりたいと思っております。

教育委員会といたしましても、今後とも、地域の協力をいただきながら、教育委員会あげて、教育力の向上や、地域、学校、家庭との連携強化に取り組んでいく所存でございますので、御理解・御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

**○1番（下平晴行君）** 教育長の答弁に、家族とともにということ、やはりその地域に合った学校管理者としての役割、私は昨日の質問の中でも、職員居住の%が約半数しか、地域に住んでないというようなことでありますが、やはりそういうことも実際こういう形であれば、指導もできないんじゃないかなあというふうに思うわけでありまして。いろいろな事情はあるかも知れませんが、自分の都合だけで、学校管理者としての立場としてですね、やはり真剣に考えて行動してほしいと、今、教育長がおっしゃられたとおりでございます。

父兄の皆さんは、4月の異動を期待するしかない、このように言っているわけです。都会では、許されるかもしれませんが、こういう学校と地域、家庭が密着した地域では、大変なことだと、校長先生自体にですね、認識をもってほしいというふうに思います。引き続き、教育長の指導をお願いしたいと思います。

次にですね、いじめでございます。全国でいじめによる自殺者が増えて、大きな話題となっている中で、本市はいじめは無いと聞くがどうか。昨日の質問の中でも、4月から10月までに23件あったということでございます。

いじめの要因について、調査・研究された事例があります。答弁は要りません。都留文科大学、これは山梨県でございますが、川村教授の調査・研究であります。いじめの発生は、学級の雰囲気によって左右され、児童・生徒が学校生活への不満を感じるクラスで、特定の子供をはけ口にする傾向が高いことが調査・研究で明らかになっております。中学では、学級崩壊の兆候が見えはじめると、いじめの発生は約5倍に跳ね上がる。いじめは被害者と加害者という二者関係でなく、学級という集団の問題としてとらえ、対処することが重要と指摘しております。学級の状態を、一つ、子供同士、人間関係が良く、学級運営も正常な満足型、二つ、教師が統率するタイプの管理型、三つ、教師とも友達感覚が漂うタイプのなれ合い型などに分類した研究では、管理型は小学校で24%、中学校では58%、なれ合い型では、小学校が45%、中学校で16%を占めております。

学級内のストレスの要因を見ると、全般的には授業が分からない、興味が持てないが多く、管理型ではそれに加えて教師が威圧的、特定の子供が認められている、授業や学級生活がワンパターン、判で押した生活で刺激に乏しいといった不満があったようでありまして。いじめと感じている児童・生徒に、誰

からいじめられたかと尋ねたところ、小学生の50%弱、中学生の30%弱が、同じクラスのいろいろな人と回答しております。いじめられている子供は、集団生活の中で、みんなの不満のはけ口にされている構図が浮き彫りになっております。特になれ合い型では、実際には子供が傷ついているのに、教師が見逃したり、軽い気持ちで加担したりする危険があると指摘しております。参考になれば、活用していただきたいと思えます。

最後に、志布志支所の利活用についてでございます。課の設置の見直しをして、空きスペースを商店街活性化などのために利活用できないかということでもあります。課の設置の見直しについてでございますが、教育委員会の組織の在り方、これは決算委員会でも出ておりますが、教育長と同じフロアにすべきである。また、支所長の兼務など、それから産業振興課と建設課を2階か3階に配置して、空きスペース、3階か4階を確保する。いわゆる整理してですね、商店街活性化等のために利活用を図っていくべきだと思います。ただ、駐車場の問題があるようでもありますので、知恵を出せば対応できるというふうに思えます。

今回のハローワークの、先ほども出ましたが、移転問題も解決するのではないかと思います、どうですか。

**○市長（本田修一君）** 志布志支所の空きスペースの利活用についてお答えいたします。

合併後、早々に行財政改革推進委員会を設置しまして、行財政改革大綱をお示ししたところであります。現在、その大綱に沿って協議を進めているところでありますが、中でも組織機構については、全体的な課、係の統廃合等を含めて、見直さなければならぬ重要事項というふうに考えて作業を進めております。

今後は、見通しがまとも次第、実施していきたいというふうに考えておりますが、その実施段階では、課の配置についても、庁舎の有効利用を含めて、全体的な見直しが必要だろうというふうに思っております。

また、それらのものを前提として、今後、課の統廃合、係の統廃合というようなものを含めながら、スペースの見直しをしていこうということで、それと同時に今の空き室の利用につきましても、さらにプロジェクトチームを立ち上げまして、今、検討中でございます。

**○1番（下平晴行君）** ぜひですね、そういうプロジェクトを立ち上げて対応するというようなことであります。

先ほどの質問の中でも、ハローワークの問題も出ているようではありますが、やはり物事はその必要なものと分けてですね、やはり考えるべきではないかなあというふうに思えます。何か今、ごっちゃになったような取組をされているようでもありますので、ぜひですね、そのことと商店街活性化の問題、それから庁舎の空きスペースの活用の問題、ここをですね、真剣に取組をしていただきたいと思えます。

その活用方法であります、いろんな活用が考えられると思えます。例えば文化財の関係、あるいは行政資料、あるいはミニ図書館、下から上に上がって行くのは大変ですから、下でそういうものが対応できないか。考えればいくつもあるわけでもあります。それから、商工・観光戦略会議を立ち上げて活性化を図るということでもあります。これも大変良いことだというふうに思いますが、早急に対応できるの



はですね、決算委員会でも言いましたけれども、職員の皆さんをはじめ、市民の皆さん方が、市内で、我がまちで買い物をしていただく、これが商店街の活性化になるというふうに思います。特に職員の皆さんが買い物をしていただくと、やはり自分たちの店のことを考えていてくれると、そういうことでいろんなことにも進んで協力をしてくださるようになるんじゃないかなあというふうに思うわけであり、これはたばこ税と一緒にだと思いますが、どうですか。

**○市長（本田修一君）** まず、私ども市役所に勤務する者が、まず率先して、そのような形で市の商店街利用というものをしなきゃならないというふうに、今この行財政改革もさることながら、商工・観光戦略会議を立ち上げまして、改めて感じたところでございます。

そのようなことで、今、特に会議等についても、なるべく昼食時間をはさんだような形で、商店街が利用できるような形の会議もしてほしいと。そして、食事についても、できるだけ地元の食堂を利用する形で、職員は率先して取り組むようにというふうには指導はしております。

**○1番（下平晴行君）** 市長のそういう指導があるということで、そのことによって、少しでもそういう商店街の活性化につながるんじゃないか。そして、市政への協力体制というのもできるんじゃないかなあというふうに思います。

駐車場が、いつも混んでいるみたいなんです、私の現職時代は、職員の、あるいは臨時の皆さん方は、文化会館の隣の駐車場に協力してもらって、市民の利用をしていただいていたわけですが、それと併せて、民間の駐車場を借りている職員、臨時の皆さんもおられるわけですが、そのへんはやはり引き続き、そのようにやっているんですか。

**○市長（本田修一君）** その件につきましては、支所長に回答させます。

**○志布志支所長（山裾信博君）** 志布志支所の件でございますので、私の方から発言をさせていただきますと思います。

駐車場の件でございますが、職員に対しても、臨時職員に対しても、上の駐車場に止めるようにという形で、一応指導はしておりますが、私自身も含めて、荷物があつたりすると、そういう形では本庁の方に移動したりということで、駐車場の方に止めております。ひとつ、そういった観点とは別に、今、下平議員が言われたことに対して、ちょっと発言をさせていただきますが、総合支所方式として、苦情、相談、各課との協議ということで、私の部屋にもいろいろお客さんが、合併当初からいっぱいお見えになります。本庁に行かずとも、この支所でもってすべてが仕事が終わるという形でお客様は来られます。本庁と間違っ来られる場合もあります。市長、助役が、常駐されていない中で、志布志を預かる者として、そういう形で利便性を図りたいと、そういうふうにも感じているところです。

駐車場の問題は、教育委員会を含めて、先程来、話がありましたが、教育委員会の会合も多々あるところです。教育長は3階に移っていただきましたが、そして地域包括支援センターが、今、3階の方にありますけれども、レセプト室も5階、議会の跡に、議長室、そして議会事務局の部屋、そして文教厚生委員会のあった部屋に、今入っております。現状の段階で空き室は有効利用しておりますので、別段、不便と、何ともそういう形は感じていないところです。1階の会議室も、今障害者支援センターが入っておりますが、こちらでも有効利用させていただいております。ただ、先ほどから話がある歴史的なそう

いうものとか、空きスペースに対して、今現在、話し合いをしている部分もあるわけでございまして、歴代の議長の写真、歴代の町長の写真、そして経済フォーラム、ミニ展示室、ミニ講演会、ミニシアターと、いろんな形で有効利用させていただくつもりでおりますので、理解をいただきたいと思います。

**○1番（下平晴行君）** 部屋のことは、市長の方で、プロジェクトを立ち上げて対応するということがありますので、別にそのことは必要ではありません。ただ、駐車場のことをお聞きしたわけです。これは先ほど言いましたように、駐車場については、従来どおりということであるわけですね。ちょっとさっき分からなかったものですからね。お願いいたします。駐車場の管理の仕方、要するに職員の皆さん、それから臨時の皆さんが、市民の皆さんに利用していただくために、文化センターの横にある町の駐車場に止めていただくようになっていたが、そのとおりであるかどうかということでもあります。

**○志布志支所長（山裾信博君）** 会議室の利用についても、多い会議については、文化会館を利用させていただくようにしております。駐車場については、職員、そして臨時職員とも、会議においては、特に上の方に止めていただくようにと、会では上の方に止めるように指導しております。

以上です。

**○1番（下平晴行君）** いや、指導してあるというんじゃないくて、指導はもちろんそうかもしれませんが、実際そうなんですか、どうですかということをお聞きしているんですよ。

**○志布志支所長（山裾信博君）** 実質的には、各課割当てもして、許可もして、ある車がありますが、すぐ出掛けたり、現場に出たり、そして本庁に行ったりという形で、下の駐車場の方にそのまま止めているという状況もあります。

**○1番（下平晴行君）** はい、分かりました。

そういう緊急の場合は、公用車がありますから、できるだけ公用車をですね、使えば対応できるんじゃないかなあというふうに思います。

ある市ではですね、この庁舎内の駐車場を有料化している市もあります。これはなぜか、市民のやはり財産としてあるわけですから、そういうことも含めてですね、志布志支所の場合は、要するに市民が入れない裏の方がありますので、ここはもちろん市民の皆さんも入らないと思うんですが、そういうところは基本的にはやはり有料で対応すべきじゃないかなあ。なぜかと申しますと、職員の皆さんもですね、上に止めない人は下で駐車料を払って、臨時の皆さんも対応しているわけでございまして、そこらへんの公平さもぜひ考えてほしいと思います。市長、どうですか。

**○市長（本田修一君）** ただいまお話がありました、その自治体の建物がある所の駐車場について、職員利用については有料化しているという自治体があるということも、私どももちょっと勉強させていただきたいと思います。現在のところ、支所長が話をしましたように、従来どおり、職員の駐車の利用については、上の方を使うように指導してあるということでございまして、そのようなふうに理解いただければというふうに思います。

**○1番（下平晴行君）** ぜひ、やはり市民の立場に立って、対応していただきたいと思います。

以上で終わります。

**○議長（谷口松生君）** 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。



午前11時58分 休憩

午後1時09分 再開



**○議長（谷口松生君）** 議事を再開いたします。



### 日程第3 報告

**○議長（谷口松生君）** 日程第3、報告を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社志布志まちづくり公社から、第15期決算関係書類及び第16期事業計画関係書類が提出されましたので、配布いたしました。



**日程第4 議案第153号 志布志市伊崎田保育所条例を廃止する条例の制定について**

**日程第5 議案第154号 伊崎田保育所の指定管理者の指定の期間の変更について**

**日程第6 議案第155号 財産の無償譲渡について**

**日程第7 議案第156号 財産の無償貸付けについて**

**○議長（谷口松生君）** 日程第4、議案第153号から日程第7、議案第156号まで、以上4件については関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 議案第153号から議案第156号までの提案理由の説明を申し上げます。

本案は、伊崎田保育所の民間移管に伴い、志布志市伊崎田保育所条例を廃止すること、指定管理者の指定の期間を短縮すること、建物を無償譲渡すること、土地を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○福祉部長（葦園修文君）** それでは、一括議題となっております議案第153号から議案第156号まで、補足して私の方から、その提案の理由を順次説明いたします。

はじめに、今回の議案上程につきましては、旧志布志町における公立保育所民間移管に伴う議案上程と同様の手続をとったところでございます。

まず、議案第153号、志布志市伊崎田保育所条例を廃止する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回、平成19年4月1日に移管を予定しております志布志市立伊崎田保育所を廃止するため、志布志市伊崎田保育所条例を廃止する条例の制定を提案するものでございます。

次に、議案第154号、伊崎田保育所の指定管理者の指定の期間の変更についてでございますが、本案

は平成19年4月1日、志布志市立伊崎田保育所を民間に移管することに伴い、議案第92号、伊崎田保育所の指定管理者の指定について、平成18年8月17日、議決第92号の指定期間について、平成20年3月31日までを、平成19年3月31日までに、1年間短縮するものでございます。

次に、議案第155号、財産の無償譲渡についてでございます。

本案は、今回、市立保育所の民間移管にあたり、市の保育所建物を移管先へ無償で譲渡しようとするものでございます。平成19年3月31日をもって、市立の伊崎田保育所を廃止し、保育所建物を普通財産とした上で、移管先であります社会福祉法人へ無償譲渡するものでございます。

議案に入ります前に、お手元に配付しております議案第155号の説明資料の説明から申し上げたいと思います。

本資料は、保育所の建物評価額に関する資料でございます。評価額の算出につきましては、減価償却資産の計算方法に基づき算出いたしております。

保育所などの公有建物等につきましては、税務課等の評価額がない関係で、公営企業の場合の償却資産の計算方法にならしまして、定額法によって評価額を算出したところでございます。耐用年数につきましては、昭和40年大蔵省令に定める償却資産の耐用年数表によるものでございます。

伊崎田保育所は、鉄骨造となっているため、耐用年数47年であります。資産の無償譲渡につきましては、平成12年3月31日付けで、国から社会福祉施設等整備及び社会福祉施設等整備費国庫補助金に係る財産処分承認手続きの簡素化について通知があり、施設等の無償による社会福祉法人への譲渡で、同一目的に使用する、つまり保育事業を継続する場合については、財産処分承認が処分報告のみで承認がなされたものとみなすことになったことによりまして、国庫補助金の返納を不要とする内容の緩和措置が示されたところでございます。

このような国等の規制緩和措置を背景に、今回、移管先に建物を無償で譲渡し、土地につきましても、無償で貸し付けることとしたところでございます。なお、旧志布志町の民間移管の際も、建物、土地につきましても、同様の手続をいたしております。

それでは、議案の内容につきまして、御説明を申し上げます。

議案第155号は、建物の無償譲渡についてでございます。建物の所在地、種別、数量、評価額でございますが、所在地、志布志市有明町伊崎田8851番地、種別、建物、数量は鉄筋コンクリート造平屋建1棟、562.00㎡。評価額でございますが、5,679万5,898円であります。この評価額につきましては、先ほど御説明いたしました方法により算出した額でございます。譲渡の相手方でございますが、住所は鹿児島県志布志市有明町野井倉8547番地1、社会福祉法人純真福祉会であります。

なお、現在の理事長は、横峯吉文氏でございます。横峯氏につきましては、保育業に携わること26年という経験豊富な方で、昭和56年に有明町に通山保育所を開設以来、延長保育、一時保育、それから障害児保育などのほか、幅広い特別保育事業を取り入れ、時代のニーズに合った保育に力を注がれておられる方でございます。また、平成10年から現在まで、伊崎田保育所の運営委託を受けておられ、保護者の方々も運営方針等を十分理解され、今回、移管希望があったことから、移管をお願いするものであります。なお、平成16年には旧志布志町立たちばな保育所の移管を受けた実績もお持ちでございます。

譲受人は、譲り受けた建物を児童福祉施設、保育所として使用する必要がなくなった時は、市に無償で返還するという条件を付してあります。

続きまして、議案第156号、財産の無償貸付けでございますが、土地の所在地ですが、志布志市有明町伊崎田字奈良ヶ原8851番、種別、宅地。数量でございますが、5,473.15㎡のうち、2,503.12㎡。貸付けの目的は、児童福祉施設、保育所用地として限定するものでございます。

貸付けの期間としては、平成19年4月1日から平成29年3月31日までの10年間とするものであります。相手方につきましては、鹿児島県志布志市有明町野井倉8547番地1、社会福祉法人純真福祉会でございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

**○議長（谷口松生君）** これから4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**○12番（本田孝志君）** 議案第155号のところの、譲渡の条件として、譲り受けた建物を児童福祉施設として使用する必要がなくなった時には、市に無償で返還するとなっておりますが、このことにつきましてですね、ひとつ皆さんにも知っておかれないことがあると思います。それをですね、関連するところで、議長、お許しを願いたいと思います。

この旧有明町でですね、企業の誘致ということで、NOCという会社が昭和54、5年だったと思います。それが昭和59年に倒産いたしまして、その土地が旧役場跡地、今の消防署がございす有明小学校の前の土地でございます。その土地がですね、このピンクの色で囲んでおる土地でございます。この土地が全部で、一番広い土地がですね、1万4,030㎡ということで、約1町4反、全部で1町5反もございす。これがですね、その当時、先ほど申しました誘致の企業でNOCという会社という会社でございます。それを無償譲渡し、会社が倒産しました。この土地をですね、会社が担保に入れて、旧有明町が慌てふためいてですね、「ああ、そらもうしもうた。」と、議決して、無償譲渡したんだけど、担保にされた。それだったら、また買戻さないかんとということで、そのとき恐らく町の予算が30何億円だったと思うんですが、はっきりはわかりませんが、当時のお金でですね、5,000万円で買戻し、現在の土地が残っております。今、駐在所と消防の車庫とがございすが、あの後ろの土地でございます。広大な土地でございます。約1町5反歩、このようなことをですね、市長は、その時の轍を踏まないために、いろいろと十分考えて議会に提案されたものと思いますが、そこらあたりのお考えをお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

**○福祉部長（蔵園修文君）** ただいまお尋ねにありました御心配につきましては、当然だろうというふうに思っております。したがって、旧志布志町でとりました対応、いわゆる契約の際にそういった条項を設ける手続等につきまして、万全な体制で譲渡をしていきたいというふうに考えております。

**○12番（本田孝志君）** では、その万全な方法をお示し願います。

**○福祉部長（蔵園修文君）** その対応の内容につきましては、課長の方から答弁させます。

**○志布志支所福祉課長（萩本昌一郎君）** 今回の無償譲渡につきまして、今、御質問がございましたような、そういう御懸念がですね、発生しないように、旧志布志町の例にならって契約をいたしたいと考

えております。

具体的な方法につきましては、旧志布志町でも既になされておりますが、相手方の契約書の中で同意をいただきまして、所有権移転の仮登記ということでいたしております。契約上は所有権を譲受人に移転するというものでうたっておりますが、登記にいたりましては、今、御心配の抵当権の設定であるとか、質権とかそういったことができないというか、それのですね、禁止、できないような形で相手方の同意をいただきまして、所有権移転の仮登記という形の手続をとっているところでございます。これにつきましては、旧志布志町の場合も相手方の同意をもらってから手続をとっておりますので、今回の件につきましても、そのような形で進めていきたいというふうに思っているところでございます。

**○12番（本田孝志君）** ではですね、先ほど譲渡の条件として私が読み上げましたがですね、もしこの純真福祉会が倒産して、自己破産した場合ですよ、どうなるんですか。それと、先ほど、もう3回目ですので、市長の考えですね、だから以前、このようなことがあったということを認識の上に事を進めていращやるものか、あとはですね、所管のこととさせていただきますので、所管で詰めていきますが、そこらあたりですね、その私が言いましたことをお答え願います。

**○市長（本田修一君）** この移管につきましては、志布志町の例にならって御提案するというところでございます。そんなことで万全の形で志布志町の場合もなされたものと認識いたしまして御提案したところでございました。

**○志布志支所福祉課長（萩本昌一郎君）** 御質問のございましたが、今、想定しておりませんが、仮にもし受け手の所で倒産というようなことが発生した場合におきましても、建物につきましては、先ほど申し上げましたように、仮登記という形ですしておりますので、本来の所有権というのは、市にあるわけとさせていただきます、仮に受け手の所が倒産されて、倒産というか、受け手の所で勝手に抵当権の設定とか、そういうことはできないような状況になっておりますので、あくまでも市の物件というような形になっておりますので、もし受け手側が最悪の状態に陥ったとしてもですね、建物等については市の所有であるということには変わりはないということでございます。

それから、土地につきましては、先ほど申し上げましたように、無償譲渡でございますので、あくまでも市の所有ということでございますので、そういう御懸念は、無償貸与でございますので、失礼いたしました。無償貸与でございますので、そういうようなことになりましても、市の物件としては変わらないということでございます。

以上でございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○25番（小園義行君）** まず1点目、現在、民間委託をされて指定管理者になってるわけですが、民間移管としなければならなかった大きな理由が1点目です。

そして、指定管理者制度をつい先の議会で、議会が議決をしたわけですが、その3カ月経った時点で、さらに民間移管という、この方法ですね、こういうことについて、しかも伊崎田保育所だけを、今回、民間移管するという、その指定管理者について、認めていただきたいというものがあって、3カ月後にはいわゆる今度は民間移管だと、しかもその一法人がやっている伊崎田保育所だけにされたと、その考

え方ですね、そして、今回、この民間移管ということで、無償譲渡ということですが、ここを民間移管する際に指定、まあいろんな委員会等があったんでしょう。何法人、ここが実際に保育所条例を廃止して、民間移管しますよということで、移管先としてですね、私も受けたいという、そういう法人が何社来たのか、その公募をどういうふうにされたのかですね、民間移管するにあたってですよ、それ何法人来たのかお願いをします。

そして、将来的に無償譲渡ということですが、ここ貸付けも含めて、土地の問題も含めて、将来的に市として売却をするという、そういった考えもお持ちなのかですね、ちょっとお願いします。

そして、旧志布志町の時も民間移管するにあたって、それぞれの法人が施設をお受けになったわけですけど、一法人、何施設まで受けても良いというふうに、あなた方が考えておられるのかお願いします。

先ほど、抵当権の関係では、そういうことで、もしということがあったときのことは議論がありましたので、わかりました。

とりあえず、それだけお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回、移管ということで御提案いたしました。旧志布志町の例にならしまして、こういった形で今回、御提案するというございですが、行財政改革推進会議の方でも、こういった答申をいただいて、そして民間にできるものは民間にというような形の指定管理者制度というものを私どももとっているという流れの中で、こうした措置をとったところのござい。

そして、伊崎田だけということのございですが、他の保育所もこの条件が整えば、今回こういった形で提案したかったということのございですが、そのことにつきましては、一般質問等でも各議員の方が御質問になられた中、答弁したとおりのございまして、今回できなかったということのござい。

募集につきましては、市内の社会福祉法人、各法人等に呼び掛けをいたしまして、受けたい園につきましては、募集をしたというようなことのござい。

それから、将来的に売却もというようなことですが、現在のところはそのようなことは考えてないということでありませう。

そして、数につきましては、部長に回答させませう。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 一法人、3箇所まで、旧町立も含めまして、3箇所までということで公募いたしたところのござい。

**○25番（小園義行君）** 志布志町の例にならってしたと、行財政改革の一環だということであったわけですが、じゃあ具体的に、民間委託をされたのを指定管理者制度を導入されてたわけですね。今回、民間移管するにあたって、どういったこの財政的な負担が軽くなっていく、そこが具体的にここをやることによってどうなのかということについてお示しをいただきたいと。そして、民間移管をするということの公告をして、募集をかけたということではありますが、保育所条例を廃止する、そして伊崎田保育所の指定管理者の期間を個々にするというのは、この議会で決定がなされるわけですね。それまでに民間移管をするということを前提にして、いつ公募されて、何法人それが説明会なり、そういったものに来たのかと。いつ、その説明会なり、公募をいつからいつまでの間されたのか、ちょっとお願いをします。

何法人来たのかですね。

それと、一法人、3箇所といいますと、純真福祉会というのは、現在、通山保育園、そしてたちばな保育所、そして仮にですよ、今回ここが民間移管ということになると、それぞれの施設として、一法人、3箇所までということになると、仮にですね、純真福祉会があと何箇所受けられると。私が考えると、その通山保育園は別だというふうに考えても、あと1箇所はまた受けられるというふうになるわけですね。そういった認識でいいのかどうか、ちょっとお願いをします。

**○福祉部長（蔵園修文君）** まず、指定管理者から移管に切り替えた理由でございますが、施政方針で先ほど市長も御説明申し上げましたが、施政方針で19年4月を目標に、市立の保育所を民間移管するという前提でございました。ただ、地方自治法の改正で、8月いっぱい指定管理者制度をとらざるを得なかったということで、今回こういった短期間に続けての処理をお願いするということになったところでございます。

あと、公募の期間等については、課長から答弁させますが、純真福祉会につきましては、旧志布志町の分を1箇所移管を受けております。そして、今回、伊崎田を1箇所受けるということで、旧町立も含めまして、公立を3箇所までという制限を設けたということで、あと1箇所は受けられるということになるところでございます。

**○福祉課長（津曲兼隆君）** 公告の時期についてでございますが、11月の20日から24日にかけて公告し、応募の期間としております。

**○福祉部長（蔵園修文君）** それから、移管にした財政的な理由でございますが、これは当然、指定管理者制度、委託も含めまして、施設の維持管理につきましては、公の財産でございますので、市が維持管理を行っていくということになるわけでございます。扶助費等については、委託の場合は移管と全く同じになるわけでございますが、そういった施設の維持運営費につきましては、法人の財産ということでございますので、市の手を放れるということで御理解いただきたいと思っております。

**○25番（小園義行君）** そういうことはよくわかってます。いくら負担が軽くなるのかというふうに試算がされているのかというのを、これはもう最初から聞いてるんですけど、一向に答弁がないわけですね。きちんとそのことを出してください。

そして、民間委託であった、この指定管理者制度を導入されてる、そのままではなぜいけなかったのかですね。

そして、11月の20日に公告をしてる。まだ現在ですよ、そういうふうに指定管理者でやっているものを、ここを勝手に民間移管、まあ勝手にというわけでもないでしょうけど、指定管理者が決まっている。それに対してね、11月20日、議会を前にしてですよ、慌てて公告して公募したと。何社来たのかということがさっきから出てないんですが、この4日間です、本当に十分に行き渡ったのかと。この4日間で十分に、私もそれを受けたいという、そういった法人がですね、わかったんですかね、これ。何法人来たのか、そのことも、これは最初から言ってる、答弁漏れですけど、教えていただきたい。これは議会前に慌ててね、しかも議会です、どうなるかということも全然決まってもいない間に、勝手にそしてやってるって、これは純真福祉会、法人に対して、大変失礼じゃないですか、これ。そう思い



ませんか。そのことだけ、少し教えてみてください。

**○福祉部長(蔵園修文君)** 先ほどのその答弁漏れという御指摘でございますが、金額につきましては、扶助費で先ほど説明したように、変わらないと。委託料が扶助費に変わるということ。あと、今年度は施設の整備費も計上しておりませんので、金額的には変わらないということでございます。

それから、民間のままでなぜいけなかったのかということでございますが、それにつきましては、指定管理者運営そのものにつきましては、全く何ら変わらないところでございます。ただ、先ほど言いましたように、その施設の維持管理等に関する経費が、これが年数が経過するごとに施設等の維持管理費が生じてくるわけでございますが、そういった経費、あるいは法人が使いやすいような施設等の利用の仕方等について、その方がより効率的な保育所の運営ができるということで、今回、民間移管を予定をしたところでございます。

あと、応募の内容につきましては、課長の方から答弁させます。

**○福祉課長(津曲兼隆君)** 応募については、4法人、今回はございました。

**○議長(谷口松生君)** ほかに質疑はありませんか。

25番、小園義行君、4回目です。特に許可します。

**○25番(小園義行君)** この11月20日から24日にされたという、これ志布志町の例で言えばですよ、部長、町立保育所で運営がされている所を公募かけるから、これもあんまり問題無いですよ。指定管理者で指定されてる所をですよ、どうぞいらっしゃいと、ここをやるからって、これは法人に対しても大変失礼なことじゃないですか。だから、指定管理者制度というのは、その期間をきちんと決めて、来年切れるという時のそれだったら話がわかりますよ、これ。でも、それを当局が提案し、議会も認めて、議決事項だから認めた。その期間の中で、条例の廃止、この期間の変更、こういったものが全然議会の中で論議もされないうちに、この法人を民間移管しますからお出でというのは、その法人に対して、私は大変失礼なことだというふうに思うわけ。順序が逆じゃありませんか。志布志町の場合は、町立保育所で運営されてるその間に、来年ここをしますのでお出てくださいと、これなら話がわかるでしょう。でも、僕がこの法人だったら、とても怒りますよ、これ。勝手にですよ、あんた方が認めたのに、何で私の受けてる所を勝手にそんなことをやるんだって。これは問題じゃありませんかね。議会の議決の在り方としても私は非常にこれは、その法人、努力されてる所に対して、何と釈明するんですか。こういう拙速なやり方は、問題があるって、何回もこれまで一般質問でもやりましたよ。横浜市、大東市、大阪、そういった所でも問題があるということが、判例としてちゃんと出てる。まさにこの純真福祉会に対して、私は大変失礼なことを、あんた方は平気でやってる。そういうふうに思いませんか。そのことをどう考えておられるのか。

そして、この4日間で十分だったのかということと、最後にこの無償貸付けの関係ですけど、いわゆる約半分ぐらいですよ。その線引きが1筆なのに、ここまでというのが非常にこれは難しいですよ。もう全部貸付けとったら良かったのにというふうに思うわけですけど、そこらへんについての線引きというのは、非常に難しいじゃないですか、これ。1筆なんでしょう。そこについて子供たちも戸惑う。そこから行ったらいかんよとかいうことも出てくるでしょうけど、これ全部貸付けられなかったのかで

すね。ちょっとその2点だけ。

**○市長（本田修一君）** この件につきましては、ただいま指定管理を受けておられる純真福祉会の方にも十分説明しまして、納得いただいているものと理解しております。

**○福祉部長（蔵園修文君）** ただいまの市長の答弁に若干補足しますが、当然、今回、正式な公募をかけたわけですが、それ以前に議会の皆様方に市長の方から移管の方針等について説明をした後、市の方針というのは、それぞれ市内の対象となる法人にすべて伝えておりました。そして、そういった移管を受ける希望があるのかどうかという、移管先については取ってませんが、移管を受ける希望があるかということについては、事前にそれぞれ法人にお話をして、今回こういった処理をしたところでございます。

あと、土地につきましては、現在も相当広い土地ということで、その保育所の用に供する土地としては、しっかりとした区分がしてあるということで、その保育所の事業の運営については、何ら今のところ、支障が無いというふうに理解をいたしております。

**○福祉課長（津曲兼隆君）** 先ほどの応募期間について、ちょっと訂正をさせていただきます。先ほど、20日から24日というふうに申しあげましたけれども、11月の21日から27日まででございました。申し訳ありません。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○24番（宮田慶一郎君）** 登記について、ちょっと教えていただきたいと思うんですが、仮登記とおっしゃいましたね。仮登記という性質は、本登記をする前に、その本登記をする時に、その条件が整っていないときに仮登記をする。目的は本登記をするための仮登記ですね。仮登記をするということは、一つの権利が発生するわけですね。第三者は入れないという権利が発生するわけです。ですが、もし例えば倒産するとか、いろんな問題が起きたときに、仮登記のその権利を押さえられるというような第三者の力は加わらないものか、登記的にですね、どんなものですかね。

**○志布志支所福祉課長（萩本昌一郎君）** 現在、私どもの知り得る範囲におきましては、相手方のあくまでも同意をいただいで所有権移転の仮登記という形を、志布志にならってしたいと思っておりますので、その限りにおきましては、契約書上は譲受人の方の所有となるわけですが、登記上につきましては、今申しあげました仮登記という形になりますので、御懸念の点がありましても、本来の所有者はまだその時点では市というような形になりますので、大丈夫ではないかというふうに考えているところでございます。

**○24番（宮田慶一郎君）** 仮登記のこと、押さえるという権利は発生しませんかね、もう一回。間違いないですかね。例えばですよ、もしそれが不安であったり、間違いがあるとすればですね、もう一度、その法務局に聞いて、確認した方がいいんじゃないですかね。

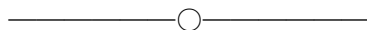
**○志布志支所福祉課長（萩本昌一郎君）** はい、おっしゃるとおりでございまして、私ども、そこを詳細に詰めまして、間違いのないような取扱いをいたしたいと考えております。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第153号から議案第156号まで、以上4件については、文教厚生常任委員会に付託いたします。



**○議長（谷口松生君）** 以上で、本日の日程は全部終了しました。明日から12月21日までは委員会審査等のため休会といたします。12月22日は午前10時から本会議を開きます。日程は付議事件に対する委員長報告、質疑・討論・採決などであります。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

午後1時45分 散会

## 平成18年第4回志布志市議会定例会（第7号）

期 日：平成18年12月22日（金曜日）午前10時15分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 事件の訂正について（平成18年度志布志市一般会計補正予算（第6号））
- 日程第3 議案第138号 志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第139号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第140号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第141号 志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第147号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第8 議案第148号 曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託について
- 日程第9 議案第149号 字の区域変更について
- 日程第10 議案第150号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第151号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第152号 平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第153号 志布志市伊崎田保育所条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第154号 伊崎田保育所の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第15 議案第155号 財産の無償譲渡について
- 日程第16 議案第156号 財産の無償貸付けについて
- 日程第17 陳情第22号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める決議（案）採択要請について
- 日程第18 陳情第23号 「違法伐採問題への対応強化を求める意見書」の採択要請について
- 日程第19 陳情第24号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求める陳情書
- 日程第20 議案第157号 鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散について
- 日程第21 議案第158号 鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第22 議案第159号 鹿児島県市町村消防補償等組合の解散について
- 日程第23 議案第160号 鹿児島県市町村消防補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第24 議案第161号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散について
- 日程第25 議案第162号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について

- 日程第26 議案第163号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について
- 日程第27 議案第164号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第28 議案第165号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散について
- 日程第29 議案第166号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第30 議案第167号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更並びに鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第31 議案第168号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について
- 日程第32 議員派遣の決定
- 日程第33 閉会中の継続審査申出について（総務常任委員長・文教厚生常任委員長）
- 日程第34 閉会中の継続調査申出について  
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長・陳情第13号志布志市の活性化対策についての調査特別委員長）

#### **追加議事日程**

- 追加日程第1 発議第18号 違法伐採問題への対応強化を求める意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第19号 リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書の提出について

**出席議員氏名 (33名)**

1 番 下 平 晴 行  
3 番 丸 山 一  
5 番 玉 垣 大二郎  
7 番 鶴 迫 京 子  
9 番 迫 田 正 弘  
11 番 立 平 利 男  
13 番 立 山 静 幸  
15 番 長 岡 耕 二  
17 番 林 勇 作  
19 番 岩 根 賢 二  
21 番 上 野 直 広  
23 番 東 宏 二  
25 番 小 園 義 行  
27 番 鬼 塚 弘 文  
29 番 丸 崎 幹 男  
31 番 野 村 公 一  
33 番 若 松 良 雄

2 番 西江園 明  
4 番 八久保 壹  
6 番 坂 元 修一郎  
8 番 藤 後 昇 一  
10 番 毛 野 了  
12 番 本 田 孝 志  
14 番 小 野 広 嗣  
16 番 金 子 光 博  
18 番 木 藤 茂 弘  
20 番 吉 国 敏 郎  
22 番 宮 城 義 治  
24 番 宮 田 慶一郎  
26 番 上 村 環  
28 番 重 永 重 久  
30 番 福 重 彰 史  
32 番 谷 口 松 生

**欠席議員氏名 (0名)**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長 本 田 修 一  
教 育 長 坪 田 勝 秀  
企 画 部 長 持 富 秀 明  
福 祉 部 長 蔵 園 修 文  
建 設 部 長 井 手 南海男  
志布志支所長 山 裾 信 博  
総 務 課 長 上 村 和 憲  
財 務 課 長 溝 口 猛  
農業委員会事務局長 大 園 朗

助 役 瀬戸口 司  
総 務 部 長 隈 元 勝 昭  
市 民 部 長 稻 付 道 憲  
産 業 振 興 部 長 永 田 史 生  
松 山 支 所 長 吉 井 宏 徳  
教 育 次 長 山 裾 幸 良  
企 画 政 策 課 長 山 下 修 一  
水 道 局 長 徳 田 俊 美

**議会事務局職員出席者**

事 務 局 長 徳 重 昭 一  
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明

事 務 局 次 長 前 田 泰 郎  
調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時15分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

○

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により本田孝志君と立山静幸君を指名いたします。

○

### 日程第2 事件の訂正について（平成18年度志布志市一般会計補正予算（第6号））

○議長（谷口松生君） 日程第2、事件の訂正についてを議題とします。

事件の訂正理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

議案第150号の訂正について説明申し上げます。

先に御提案申し上げました平成18年度志布志市一般会計補正予算（第6号）についての訂正であります。

ハローワークの移転にかかる予算につきまして、今回の補正予算から削るため、訂正をお願いするものであります。

5ページの表中、7款の商工費の補正額の欄中「1,203万7,000円」を「918万2,000円」に、同じく計の欄中「2億5,638万3,000円」を「2億5,352万8,000円」に、1項の商工費のうち、補正額の欄中「1,203万7,000円」を「918万2,000円」に、同じく計の欄中「2億5,638万3,000円」を「2億5,352万8,000円」に訂正するものであります。

次に、7ページの表に、14款、予備費及び1項、予備費を設け、それぞれ補正前の額の欄に2,000万円、補正額の欄に285万5,000円、計の欄に2,285万5,000円を計上するものであります。

また、一般会計補正予算に関する説明書につきましても、10ページ、45ページ及び60ページを併せて訂正するものであります。

今後、慎重な取扱いに気を付けてまいりますので御承認くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） お諮りします。

ただいま議題となっております事件の訂正についてを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、事件の訂正については承認することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

○

午前10時17分 休憩

午前10時24分 再開

○**議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**日程第3 議案第138号 志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について**

○**議長（谷口松生君）** 日程第3、議案第138号、志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○**総務常任委員長（立山静幸君）** ただいま議題となりました議案第138号、志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月15日、委員全員出席の下、関係部長、課長及び係長が出席し、審査を行ったところであります。

説明といたしまして、本案につきましては、以前から情報通信の技術を利用した電子申請システムの導入を、鹿児島県を含めた県内の全市町村で組織された鹿児島県電子自治体運営委員会が中心となり、鹿児島頭脳センターを事務局にし、平成15年度から県及び各市町村の経費負担で共同研究及び共同開発・運営がされたところであります。

そのようなことから、一部システムが完成し、運用が始まり、平成18年10月現在、県内で41団体が運用し、残り8団体が運用開始準備を進めている状況であります。

志布志市におきましては、旧町、松山、志布志、有明におきましても、この運営委員会に参加し、開設準備を進めてきましたが、本市の合併が18年1月であったことから、合併時の窓口事務の混乱による住民サービスの低下を避けるため、開設時期を平成19年4月1日に予定し、今回その運用に係る志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を上程したところであります。

本条例の説明ですが、まず始めに、本条例の第1条は目的、第2条の第1項から第10項は用語の意義について定めております。第3条の第1項から第4項は電子申請手続の方法、条例の適用方法、申請、届けの到達時間の認定、署名方法等に関すること。第4条の第1項から第4項については電子申請届出に対する処分通知等に関すること。第5条第1項から第2項については電磁的記録による閲覧方法等に関すること。第6条の第1項から第3項につきましては申請、届出等に対する書面にかかわる電磁的記録の作成、署名等の方法等に関すること。第7条は情報通信技術を利用した手続業務の利用状況の公表等に関することを定めております。

なお、従来、各種の申請、届出の手続については、それぞれ書面によることが条例で定められておりますが、本条例を定めることによって、パソコン等で作成された情報通信の技術の利用により提出された電磁的記録による申請、届けなどの手続についても、従来の書面によるものと同等と見なされることを関係するすべての条例に適用することになる。



概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、附則でこの条例は平成19年4月1日から施行することとなっているが、4月1日から稼働するのか。4月1日スタートで稼働すると、どこからでもつながるのか。利用できるシステム件数はと質したところ、平成19年4月1日から稼働する。146の手続きができるが、必要なものから市で選択する。現在、利用できるシステムを窓口関係課と調整中である。公的認証を行うためには、各住民はどうやって住基カードを使うのか。また、いつからできるのか質したところ、市民課の窓口で登録する印鑑登録と同じようなやり方である。住基カードの中にICチップがあり、個人認証を受けることができる鍵をもらうことになる。住基カードを所持し、個人認証を受けることは、平成15年度からできるようになっている。

24時間使えるのか。また、4月1日から何ができると質したところ、24時間いつでも使うことができる。休日、時間外は、職員がいないので、出勤した後か、休日明けに手続きが始まる。電子的受付は、ファイル受付時となる。パソコン及びインターネットを使って、役所に申請ができるようになる。住民票等の交付や戸籍転出等の申請ができる。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、議案第138号、志布志市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第138号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第138号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第139号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

**○議長（谷口松生君）** 日程第4、議案第139号、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員

長の報告を求めます。

**○総務常任委員長（立山静幸君）** ただいま議題となりました議案第139号、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月15日、委員全員出席の下、関係部長、課長及び係長が出席し、審査を行ったところであります。

説明といたしまして、所得税法等の法律の改正に伴い、この条例を改正するものである。

以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、所得税法等のどのような税法が改正されたのか質したところ、削除項目といたしましては、情報通信機器等を開発した場合と、開発研究用設備の特別償却に関するものである。

本市に関係のある改正部分はその部分かと質したところ、本市に関係のあるものは、港関係では飼料工場、市街地では製造業、主に食品製造業が関係するとありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、議案第139号、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第139号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第139号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第5 議案第140号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

**○議長（谷口松生君）** 日程第5、議案第140号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（岩根賢二君）** ただいま議題となりました議案第140号、志布志市手数料条例

の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、12月18日、委員10名のうち8名が出席の下、当局から市民部長、市民課長ほか担当職員に出席を求めて審査を行いました。

はじめに、当議案は、犯罪被害者や公害被害者等、社会保障を要する者の戸籍に関し、法律で無料で証明を行うことができるとされるものについて、窓口等で証明の交付を申請される方が、法施行後、直ちにサービスを受けられるように、包括規定として改正するものであるとの説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、具体的にどのような人が対象になるのか質したところ、アスベストの被害者や海外で厚生年金等を受ける人などが対象になるとのことでありました。

以上で質疑を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第140号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第140号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第140号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



## **日程第6 議案第141号 志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（谷口松生君）** 日程第6、議案第141号、志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（岩根賢二君）** ただいま議題となりました議案第141号、志布志市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、12月15日、委員全員出席の下、福祉部長、福祉課長ほか担当職員に出席を求め、審査を行いました。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。当議案は、現在、利用者が医療機関で一部負担金を支払った後、市の窓口で助成金の申請をする償還払い方式をとっているが、今回、市が交付する受給資格者証を提示して受診すれば、窓口で助成申請をする必要がなく、後日、指定口座に自動的に振り込まれる自動償還方式となるために、条例の一部を改正する。

この改正をすることにより、利用者の申請手続が不要になり、また少額の助成であっても確実に給付されるメリットがあること、また年度当初という期間を「4月又は5月」を「4月から7月」に改める点については、国民健康保険法と同じにするためである。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑として、手続きは簡単になるが、受診から振込入金までの所用期間はどうか質したところ、現在は申請後翌月払いであるが、このシステムになると、あと一月ぐらいはかかると思う。ただし、今の方式では、受診者が申請をするまでに相当日数がかかっているもので、実態としては今度の自動償還の方が早くなるのではないかとのことです。

乳幼児医療の助成拡大の議論はなかったかと質したところ、現在、全体的な子育て支援策を取りまとめており、来年度には示してまいりたいとのこととあります。

また、アンケートでは、経済的支援の要望が多いのではないかと質したところ、確かにそのような声があるが、国との整合性を図りながら検討していきたいとのこととあります。

以上で質疑を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第141号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第141号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第141号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



**日程第7 議案第147号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について**

**○議長（谷口松生君）** 日程第7、議案第147号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（岩根賢二君）** ただいま議題となりました議案第147号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、12月18日、委員10名のうち8名が出席の下、市民部長、市民課長ほか担当職員に出席を求め、審査を行いました。

はじめに、当局から次のような提案理由の説明がありました。

当議案は、急速な高齢化に伴い、老人医療費の増大が見込まれる中、医療費の負担について、高齢世代と現役世代の負担を明確化するとともに、財政運営の責任の明確化を図るため、平成19年3月1日から規約を定め、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を設立するものである。

以上の説明を受け、質疑を行いました。

まず、仕組みについて説明されたいと質したところ、これまで老人保健で対応していた部分を、県内全部の市町村が加入する広域連合として設立するものである。対象は、75歳以上の後期高齢者である。

主な目的は、後期高齢者にかかわる事務の運営、適切な医療の給付等である。

主な事務として、被保険者の資格管理、保険料の賦課、保険給付の実施等であるとのことであります。

この制度が受診抑制につながると思うかと質したところ、今回の設立の目的は、高齢者と現役世代の負担を明確化することであり、後期高齢者の負担は1割と定められている。現役世代の支援金が4割、残り5割のうち6分の4を国、6分の1を県、6分の1を市町村が負担することになっている。医療費の急激な伸びがあったり、保険料が目標どおり徴収できなかった場合は、財政安定化基金の方から補てんする形になっている。この財政安定化基金は、国が3分の1、県が3分の1、広域連合が3分の1負担するとのことであります。

市の負担はどれくらいかと質したところ、現在、県で試算中であるとのことであります。

滞納した場合の対応策はと質したところ、徴収努力、基金の活用をすることになるとのことあります。

また、事務量の軽減になるかと質したところ、これまでの老人保健の分が広域連合に移るので、その分は減ると思う。増える事務としては、保険料の徴収があるとのことあります。

職員の天下り先になるのではないかと質したところ、現役の職員が市町村から派遣されるので、天下り先にはならないとのことあります。

対象者はどれくらいかと質したところ、志布志市で6,450人であるとのことあります。

また、議員数等をみたときに、地域の実態が把握できるのかと質したところ、住民の代表の議員であり、民意は反映されると思うとのことあります。

保険料の決定はいつ頃かと質したところ、来年の2月の議会になるのではないかとのことあります。

また、共通経費の均等割が10%となった理由はと質したところ、人口の少ない市町村の負担を軽くす

るために、人口割を増やして、均等割を低くしたということであります。

以上で質疑を終え、討論に入り、次のような反対討論がありました。

後期高齢者の分離が、医療費の抑制につながるとは思えない。医療費が上がれば、保険料も上がる仕組みになっており、ほとんど年金に頼っておられる高齢者には過酷である。保険料未納の場合、保険証を取り上げることになっており、医療から閉め出される恐れがある。また、地方の声がちゃんと届くかという不安もあり、本案に反対する。

以上で討論を終わり、起立採決の結果、賛成多数で、議案第147号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

**○25番（小園義行君）** 議案第147号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について、この議案について、基本的に反対という立場から討論をしたいと思います。

今回、この連合が設立されることによって、後期高齢者だけを被保険者とする独立した医療保険制度が設立されるわけですが、この制度の最大の問題は、委員会の質疑のやり取りの中でもありましたように、報告にもありましたように、後期高齢者の医療給付費が増えれば、後期高齢者の保険料の値上がりにつながる、ここが最大の問題点であります。国が目指している医療費の受診抑制、そういったものにつながることはとても考えられないというふうに私は思います。制度の財政の問題については、先ほど委員長の報告があったとおりであります。私も質疑の中で、今回、後期高齢者の方々の保険料、これが未納になったり、また給付が急に増えた等、そういったリスクに対する対応のため、国、都道府県、広域連合で3分の1ずつ拠出して、財政安定化基金をつくるんだと、これでは国が3分の1、県が3分の1、広域連合が3分の1、逆でなければならない。鹿児島県も3分の1出して、広域連合も出す。まさに3分の2をこの地方が負担をしていくということでもあります。こういったことは、逆であって然るべきだというふうに私は思います。

また、保険料の問題は、全国平均、月額6,200円と、こういったことが試算をされております。介護保険料、そして今回新たな後期高齢保険料、年金から天引きをするということでもあります、本市の年金の平均受給額、これも4万いくらということでありまして、まさに年金から天引きをされる高齢者の方々は大変であります。

また、保険料の滞納と、こういったことが起きた場合に、短期証明書、国保と同じように短期証明書、そして資格証明書を発行されます。滞納発生から1年半を過ぎますと、保険証を取り上げると、一時給付が差止めになる。まさにこれまで日本を支えてこられた方々に対する最後の冷たいこういった仕打ちも待っています。独自の財源を持たない今回のこの広域連合の設立は、そうした方々に対しての減免の措置、こういったものがそれぞれの市町村、そういった所からの一般財源からの繰入れという形でしか

対応ができないという状況の中で、独自財源を持ってないわけでありまして、そういったことも大変厳しい状況が考えられるというふうに思います。

私は、そうしたことでなくて、きちんと高齢者の方々は、当然若い人より病気にもなります。そういったときに安心してかかれるような医療制度を確立するのが、本来、国の責務だというふうに考えます。安倍連立内閣は「美しい国日本」、これを目指して全力で取り組んでいるんだということでありますが、まさに「美しい国日本」に値しない、そういった今回のこういう政策であります。

そういったことをもって、私は反対という討論にしたいと思います。

**○議長（谷口松生君）** ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第147号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（谷口松生君）** 起立多数であります。したがって、議案第147号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



## **日程第8 議案第148号 曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託について**

**○議長（谷口松生君）** 日程第8、議案第148号、曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長（東 宏二君）** ただいま議題となりました議案第148号、曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託について、産業建設常任委員会における審査の経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月15日、委員全員出席の下、執行部から産業振興部長、耕地課長ほか担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、公営事業の完了2年前から国営造成施設管理体制整備促進事業を導入し、完了後、平成21年度以降の基幹水利施設等の維持管理を行っていくための運転、操作等の業務に関する技術等を改良区職員が修得するための事業を導入するため、大崎町、志布志市、鹿屋市の中で、現在、曾於南部土地改良事業推進連絡協議会の事務局をしている大崎町が、今回の事業の窓口となり、国・県への補助金関係及び管理、執行のための事務等を行っていくものであり、これらの事務を大崎町に委託するものである。

概略、以上のような説明があり、質疑に入り、主な質疑といたしまして、負担は鹿屋市と志布志市だけで、大崎町はしないのか質したところ、負担割合は事業費の40%を地元が負担する。したがって、志布志市、鹿屋市、大崎町、それぞれ負担するが、志布志市の負担額は面積割から46.98%の764万9,000円であるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、議案第148号、曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業「操作体制整備型」の事務の委託については、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

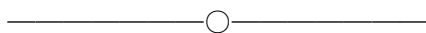
**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第148号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第148号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第9 議案第149号 字の区域変更について

**○議長（谷口松生君）** 日程第9、議案第149号、字の区域変更についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長（東 宏二君）** ただいま議題となりました議案第149号、字の区域変更について、産業建設常任委員会における審査の経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月15日、委員全員出席の下、執行部から産業振興部長、耕地課長ほか担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、土地改良法によりまして、土地改良事業の実施に伴い、道路、水路等の設置により、字の区域変更が生じたために、字の区域変更を行うものです。

場所は、松山町泰野地区の県営中山間整備事業によるものであるとの説明があり、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りましたが、討論もなく、議案第149号、字の区域変更については、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。



○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第149号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第149号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第10 議案第150号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第150号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、13番、立山静幸総務常任委員長。

○13番（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第150号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について、総務常任委員会における審査の経過の概要と、その結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月15日と22日、委員全員出席の下、執行部から市長、関係部長、担当課長及び担当係長の出席を求め、提案理由の説明を受け、審査を行ったところであります。

港湾商工課分の説明によりますと、歳入は蓬の郷振興基金繰入金200万円を増額し、歳出は商工総務費では人事異動に伴う給料等で618万2,000円増額、商工業振興費は地域提案型雇用創造促進事業に関する提案書作成に伴う委託料50万円を増額、観光費は蓬の郷民宿村地盤補強工事300万円を計上、港湾振興費はポートセールスの旅費を50万円増額した。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、給料等の増額は1名分かと質したところ、7月の異動により、係長1名の7月から3月までの分である。

蓬の郷民宿村地盤補強工事の内容を質したところ、平成16年度1棟建設した時、地盤が軟弱であったため、宿泊客の安全面から300万円かけて地盤の補強を実施した経緯があったので、今回も同じ金額をお願いしている。

港湾振興費の50万円は、ポートセールスの旅費と説明があったが、さんふらわあ問題を考えると、今

までみたいには県が企画した後をついていくようでは駄目である。さらに、港湾商工課は窓口が広く、事務的、効率的に無理が生じているのではないかと質したところ、今回の計画は、内港面のポートセールスを県と一緒にする計画である。港湾商工課は、港湾、観光、商工業、各地区の祭り、ボルベリアダグリ、蓬の郷等、幅広い事務事業があるが、それぞれの担当職員が与えられた職務に専念している。志布志独自のポートセールスを実施すべきではないかとの要望もありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、企画政策課分の提案理由の説明を受けたところであります。

企画政策課分の説明は、調査委託料365万4,000円の減額は、地域新エネルギービジョン作成等、事業補助金が確定したための減額、地域総合整備資金貸付金2,600万円は、株式会社益田製麺へ無利子資金貸付業務を実施するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域総合整備資金貸付金貸付要件、債務補償の問題、償還計画の問題、食品関連団地等貸付に対する問題等を質したところ、貸付要件は貸付対象総額の20%、公益性、採算性、新たに雇用が5人以上、事業費の総額が2,500万円以上である。債務補償問題については、借入銀行の鹿児島銀行が債務補償する。償還計画の問題は、地方債の一般単独事業の15年償還を借り入れる。食品関連団地等貸付に対する問題については、益田製麺も関連団地に進出する予定であったが、麺類については一番水が大事であり、水質が悪く、進出しなかった。昨年12月、土地開発公社の土地を購入し、現在に至っている。食品関連団地造成等に8,000万円以上の金を費やしているとの話は聞いている。現在、1社が進出している。現在、工業団地として用途変更をした。今後、企業誘致に力を入れたい。

企画部内の課と課の連携がうまくいっていないのではと質したところ、今後、十分連携を図り、事業推進を進めていく。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、財務課分の提案理由の説明を受けたところであります。

説明といたしまして、地方債補正追加として、一般単独事業2,600万円、変更として5件分の1,060万円の増額、歳入として地方特例交付金980万8,000円の増額、今回の補正に伴い財政調整基金繰入金4,319万9,000円減額、歳出として基金利子4件分128万2,000円、公債費の元金20万円、利子166万円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域総合整備資金貸付事業の地方債は、当該年度から利子が発生するのか質したところ、2年据置き15年償還で、利子分の75%相当額が、単年度、単年度で交付税で措置される。利子については、当該年度から発生する。

財政調整基金の残高と市の基金総額を質したところ、平成17年度末で財政調整基金が19億2万2,000円、特定目的基金が全額で約37億円程度である。

財政課分については、以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、情報管理課分の提案理由の説明を受けたところであります。

説明によりますと、委託料300万円につきましては、市民税課税支援システムについては、合併当時から1セット導入し、18年度課税分の申告相談業務におきまして、本庁一括で市内全域の相談会場を巡回し運用しましたが、総合支所方式における運用には人力的にも非効率で、運用スケジュール的にも無理なものとなり、申告事務に支障を来してきた。そこで、改善策として、今期の19年度市民税課税相談から、このシステムを2セット増設し、また申告相談に必要な課税資料の給与、年金支払報告書をイメージデータ化し、このシステムにセットアップし、システムの強化を図ることで、3グループで申告相談会場を巡回し、複数会場での同時進行を可能とし、申告相談事務の効率化、簡素化及び的確な課税客体の把握を図ることを目的として計画している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、2セット増設しなければならない理由を質したところ、18年度の申告相談業務は1セットで、本庁一括で市内全域の相談会場を巡回し運用した。人力的にも非効率で、また運用スケジュール的にも無理なため、今回2セット増設をお願いし、志布志地区、松山地区、有明地区と3グループで申告相談会場を巡回することにより、申告相談事務の効率化、簡素化及び的確な課税客体の把握を図りたい。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、総務課、選挙管理委員会、松山支所地域振興課、志布志支所地域振興課分を一括して提案理由の説明を受けたところであります。

総務課関係分の説明によりますと、県議会議員選挙交付金490万7,000円は、来年4月8日に予定されている県議会議員選挙費用の18年度分の交付金である。

受託事業収入の減額32万7,000円は、5月25日行われた上水流地区土地改良区総代選挙受託収入の精算によるものである。

給料507万3,000円の減額は、育児休暇、休職等にかかわるものである。

共済費の627万5,000円の増額は、地方公務員共済組合負担金の長期給付費にかかわる負担率が引き上げられた分の増額である。

役務費300万円の減額は、志布志支所分の郵便料の不要見込み分である。

自治振興費補助金の増額40万円は、志布志地区内の6箇所分の街灯設置に伴うものである。

修繕料96万6,000円の増額は、松山支所管内の公共施設案内板の書換修繕料である。

消防施設費の修繕料31万5,000円の増額は、志布志方面隊の車両修繕費である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、育児休暇、休職職員の代替職員は必要でなかったのか質したところ、それぞれの課で臨時職員により対応している。

上水流地区土地改良区総代選挙受託収入予算額40万円に対し、32万7,000円の減額について質したところ、総代選挙が無投票であったため減額するものである。

松山支所分の修繕料96万6,000円について質したところ、松山支所管内の公共施設案内板は、夜光反射板になっており、夜光反射板のできる業者を指名して実施したい。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、行政改革推進課の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明といたしまして、行財政改革推進委員報酬19万円の増額補正は、6回分計画し、予算計上していたが、あと3回、委員会が必要であるため計上したものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、行財政改革推進委員会の審議内容がホームページ等で公表・公開されているが、市民の方々から意見等寄せられているかと質したところ、ホームページや市の広報等で御意見を受けるようにしているが、今まで1件も寄せられていない。

集中改革プランについて、国が5カ年計画を作成するよう指示しているが、それに沿った形で計画するのか、それとも市の実情に合った計画をするのか質したところ、県は県内の市町村へ集中改革プランを公表している。市町村の定員適正化計画の削減率が30市町村で平均で8.6%純減、国は定員レベルで5.7%以上の純減を求めている。全国の市町村の過去4カ年間の平均が5.7%である。本市では、まちづくり計画の削減率も無視できないので、総務課で退職・採用関係を推理し、県内平均8.6%より多い12.5%を5カ年の目標にした計画がなされている。

組織機構見直し検討チームでの見直し方針案の決定はどうなっているのか質したところ、向こう5カ年間の集中改革プランと併せて、志布志市として組織機構の見直し、方向性・方針を具体的な見直しでなくて、全般的な方針案を決定したものであり、今後、行革本部、行財政改革推進委員会で最終的に決定される予定である。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、税務課分の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明といたしまして、歳入の市民税の個人分1,700万円の増額は、所得の増額などによるものである。

固定資産税の7,000万円の増額は、主に償却資産の増加申告に伴うものである。

歳出の税務総務費の賃金66万8,000円の増額は、繁忙期の1月から3月までの臨時職員4名分の賃金増である。現在、1日5時間の人、6時間勤務の人がいますが、3月までは8時間勤務するための賃金である。委託料28万5,000円の増額は、市・県民税の課税に伴う給与支払報告書や年金のデータのパンチ委託の件数の増加が見込まれるなどのため委託するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、税制改正により、控除がなくなったため、増税になった人たちが多いと思うが、苦情等はないか質したところ、特に高齢者の方々の控除がなくなり、増税になったわけであるが、今のところ苦情等はないが、どうして増税になったのか知りたくて相談に見えられる方はある。担当職員が丁寧に説明し、納得して帰っていただいている。

行政サービスの面から、税の納入に合わせて、保育料、給食費等の市民が納めるものについては、横の連携等、検討委員会は設置していないか質したところ、今のところしていないが、今後検討したい。

滞納整理指導官、嘱託徴収員の待遇改善を質したところ、それなりの実績が上がっており、課内で今

検討中である。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、議会事務局、監査委員事務局分の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明といたしまして、給料の4万6,000円の減額、職員手当等66万1,000円の減額は、6月補正以降の調整分である。

共済費18万3,000円の増額は、地方公務員共済組合等負担金の改正に伴う増額である。

監査委員費の給料3,000円の増額、職員手当25万5,000円の減額については、6月補正後の調整によるものである。

共済費の7万5,000円の増額は、地方公務員共済組合等負担金の改正に伴う増額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、共済費の増額理由を質したところ、共済費については、長期給付財政再計算により、今年の9月から長期給付にかかわる負担率が一般の月例分で1,000分の2.2125上がり、賞与分で1,000分の1.77引き上げられたことに伴う増額分である。

以上のような質疑・答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、市長の出席を求め、総括質疑を行いました。

納税と併せて、保育料、給食費等を一括納入できるようなシステムを検討していただきたい。また、志布志支所の駐車場に職員、臨時職員の車が駐車しており、市民に迷惑をかけているので検討していただきたいと質したところ、税の納付と保育料、給食費等の徴収方法につきましては、今後、課内で徴収可能か等について検討させる。駐車場につきましては、確認したところ、1課2台まで駐車場に駐車を許可していたが、遵守されていなかった。地域振興課長と職員で、現在調査中であり、以前の決まりを遵守するように指示している。今後、市民の利用者が増えた場合には、1課1台にするなど、市民の駐車場として確保したい。

市長の補佐役である各部長、各支所長の横の連携がうまくいっていないようである。市長がリーダーシップをとり、部長、課長、職員みんなが、志布志市発展のため、市民の福祉向上のため、同じ目的意識を持って職務に専念するように指導していただきたいと質したところ、合併いたしました、新しい市役所、支所で勤務するようになったわけではありますが、それぞれの町で職務に専念していた職員同士が一緒に仕事をしていくためには、チームワークをしっかりと、市民のために仕事はするんだという意識を高めて職務に専念しなさいと常々訓辞をしているところである。しかしながら、今、話がありましたように、本庁、支所間で横の連携がうまくいっていないようでもありますので、今後強く指導し、改善に向けて努力したい。

以上のような質疑・答弁がなされ、市長への総括質疑を終結いたしました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、議案第150号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、19番、岩根賢二文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となっております議案第150号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、12月15日に教育委員会及び保健課、福祉課、12月18日に環境政策課と市民課の審査を、それぞれ担当の部長、課長、担当職員の出席の下、審査を行いました。

なお、12月15日は全委員10名が出席、12月18日は8名の出席であります。

それでは、審査日程の順に審査の経過と結果を報告いたします。

はじめに、教育委員会のうち、教育総務課、学校教育課、給食センター分について申し上げます。

まず、当局から、教育総務費の事務局費の報償費は、小・中学校の在り方検討委員会を立ち上げるため、委員25人分の謝礼金であること。負担金補助及び交付金の補助金は、有明町内の特殊学級への通学補助であること。小学校費、中学校費のうち、役務費はパソコンのインターネット接続料であること。教育指導費の需用費は、小学校3・4年生の社会科副読本の印刷製本費であることなどの説明がありました。

質疑の主なものとして、有明の特殊学級に通っている児童・生徒は何名かと質したところ、伊崎田小学校から有明小に1名、宇都中から有明中に1名であるとのこととあります。

地元の学校に行けないことについて、どう考えるかと質したところ、県は一人でもできるといいながら、実現していないので、市として要望を続けていきたいとのこととあります。

小・中学校の在り方検討委員会の中身はどうなっているかと質したところ、学校の代表、PTAの代表、地域の代表、学識経験者等、25名で構成をしている。1、2年で結論が出るものでもないと思うが、なるべく早い時期に報告できるようにしたい。先進地の例では、7、8年かかっているようであるとのこととあります。

いじめの把握の仕方はどうかと質したところ、定期的なアンケートで自己申告をしてもらっているとのこととあります。

また、それに対しまして、友達にそういう状況はないかというようなアンケートの取り方も考えるべきではないかと質したところ、今後、いろいろな方法を検討してまいりたいとのこととあります。

給食センターについては、PFI等も検討したらどうかと質したところ、有利な起債ができるなら、その方が良いのではないかと考えているが、さらに検討してまいりたいとのこととあります。

プロバイダーの接続料は、年間にするといくらくらいになるかと質したところ、市内の全小・中学校で年間78万円余りであるとのこととありました。

次に、生涯学習課と図書館関係について申し上げます。

まず、当局から、青少年教育費の運営補助金は、校外生活指導連絡会に補助するものであること。図書館費の賃金は、電算システム導入のため、入力作業をする臨時職員の分であること。保健体育総務費の運営補助金は、県体実行委員会設立のための補助金であること。体育施設費の指定管理料は、水道使用料であることなどの説明がありました。

質疑の主なものを申し上げます。

県体の実行委員会の補助金は、なぜ今の時期なのか質したところ、9月27日に準備委員会を立ち上げ、10月に競技式典委員会、11月に総務企画委員会等、会合を重ねてきて、それらを踏まえ、1月に実行委員会を立ち上げて、移行するためのものであるということでもあります。

指定管理料20万円の内容とは質したところ、陸上競技場に係る水道料であるとのことでしたので、芝の張り替えについては、活着した時点で引き渡すということであれば、水道料は業者が払うべきではないかと質したところ、契約では水は施設のものを使用することになっているということでありました。

次に、保健課分について申し上げます。

はじめに、当局から保健衛生費の中の老人保健費の減額は、健康教育に対する謝礼金であるが、地域支援事業で対応できる分があり、今までの実績に基づき、その分を減額したとの説明がありました。

質疑の主なものといたしまして、時間外手当減額の理由は何かと質したところ、時間外手当減額の60万円のうち、保健課分は50万円である。当初の見込み1,400時間より200時間分を減額したということでありました。

以上で保健課分を終わり、次に福祉課分について申し上げます。

はじめに、当局から次のような説明がありました。

社会福祉総務費の運営補助金は、小規模作業所夢しずく工房で、当初10人以上の予定が10人未満であったため減額するものであること。扶助費は、障害者の自己負担分の全額助成分と、証明書料1枚当たり50円を助成するものであること。児童福祉扶助費は、乳幼児医療費助成とひとり親家庭医療費助成が増額で、重度障害児と知的障害児の生活用具給付費が減額であること。また、生活保護扶助費が、当初見込みより件数が増えたため増額になったことなどであります。

質疑の主なものについて申し上げます。

生活保護の保護率はどうかと質したところ、12月1日現在で398世帯、551名で、人口1,000人に対して15.6人の割合である。なお、県全体の平均は14.9人であるということでもあります。

生活保護の18年度の市の持ち出しはいくらになるかと質したところ、全体の4分の1に当たる2億1,000万円であるということでありました。

ひとり親家庭は何世帯か、また父子家庭への支援の要望はないかと質したところ、母子家庭が465、父子家庭が108である。父子家庭への支援については、ファミリーサポート事業も含めて検討したいということでありました。

児童デイサービスの補助は、自立支援法施行後のものについても助成するのかという質問に対し、10月1日以降、528円が754円に引き上げられたが、その上乗せ分も含めて補助するものであるということでありました。

夢しずく工房は、自助努力もしていると思うが、行政としても支援すべきではないかと質したところ、確かに努力をしておられ、イベント等でも周知もされてきている。経済的なこともだが、様々な側面から支援をし、一人でも多くの人が理解できるよう呼びかけていきたいとのことでありました。

また、夢しずく工房は、自立支援法の対象施設なのかと質したところ、事業所として5年間の実績が

必要なので、現在は対象外であるということでありました。

以上で福祉課分を終わり、次に環境政策課分について申し上げます。

はじめに、資源ゴミ売払金691万8,000円を歳入で計上してあり、その分を歳出で報償費として各自治会に配分する計画である旨の説明がありました。

質疑の主なものとして、売払金は全体でいくらか、また、品目別の金額はどのようになっているか質したところ、当初予算の800万円と合わせて1,500万円程度である。品目別には、空き缶が890万円、空き瓶40万円、古紙510万円、雑金属70万円、ペットボトル40万円を見込んでいるとのことでありました。次に、市民課分について申し上げます。

今回の補正は、老人福祉費の共同事業負担金、つまり鹿児島県後期高齢者医療広域連合設立に伴う負担金14万4,000円のみであるとのことでありました。

質疑として、年間ではいくらくらいになるのかと質したところ、1年間で市の負担が650万円くらいになるということでありました。

今の制度と比べてどうなのかと質したところ、予測しがたい流行とか、医療費の増大等を考えると、県内全域で取り組んだ方が大丈夫であろうと思うということでありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような反対討論がありました。

議案第147号の関連で、共同事業負担金14万4,000円が計上してある。この事業は、本来、国が果たすべき役割であると考えるので、そのような予算が計上してある当補正予算は認められない。

以上で討論を終わり、採決に入り、起立採決の結果、議案第150号のうち、文教厚生常任委員会に付託になった部分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** 次に、23番、東宏二産業建設常任委員長。

**○産業建設常任委員長（東 宏二君）** ただいま議題となっております議案第150号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について、産業建設常任委員会における審査の経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月15日、委員全員出席の下、執行部から提案理由の説明を受けたところであります。

農業委員会の説明によりますと、歳出について、農業委員会費の需用費につきましては、農業者年金支給業務委託認定に伴い、コピー関係の消耗品に16万1,000円を増額、農業委員会用封筒印刷に3万円の増額をするものです。

一般財源の17万3,000円の減額につきましては、農業委員会交付金の確定により、一般財源を減額するものです。

農地保有合理化事業費の報償費は、農地売買あっせん申出が多く、予算に不足が生じたため、これは農地売買に伴う農業委員へのあっせん活動謝金です。1件当たり成立の場合1万円、不成立の場合5,000円支給します。

歳入について、農林水産業手数料につきましては、農地売買あっせん成立に伴う嘱託登記の手数料15万円であります。



農林水産業費県補助金の農業委員会費交付金17万3,000円は、増額確定によるものです。

雑入の農業者年金支給業務委託手数料の19万1,000円は、事務費の増額によるものです。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業委員のあっせん料の単価について質したところ、謝金については1件当たり成立の場合、1万円、不成立は5,000円です。

今後の予定額が、月5件で補正してあるが、これで足りるのか質したところ、9月、10月は月10件であったが、4月から8月までは平均5件であったので、足りると思うとの答弁でありました。

農業委員会につきましては、以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、農政課関係分の提案理由の説明を受けたところであります。

志布志支所の説明によりますと、主なものといたしまして、農業振興費の負担金補助及び交付金の施設整備事業補助金の減額8,582万6,000円につきましては、サンケイ工業の事業費の変更によるものです。

歳入につきましては、県支出金、農業水産業費県補助金の環境にやさしい農業総合推進事業の減額8,495万5,000円については、サンケイ工業分である。

松山支所の説明では、園芸振興費の施設整備事業補助金139万3,000円については、県単事業によるさつまいも生産体制整備強化事業の松山地区の大段甘藷利用生産組合で、さつまいもの自走式ポテトハーベスタを購入するものです。

歳入につきましては、県支出金、農業水産業費県補助金のさつまいも生産体制整備強化事業の増額139万3,000円は、松山支所分であります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、サンケイ工業の減額分について、焼酎かすの利用開発がなされる中、いろいろな方面へ流れていき大変だと思うが、縮小される経緯を質したところ、焼酎廃液がいろいろな用途に利用できることから、業者間の取引が増えたことや、焼酎会社でも低価格で処理する方向性を出したことで、協定書の3万tを予定していたが、1万2,000tしか集まらなかった。また、サンケイ工業で単価を2,000円上げたことも原因と思われる。

堆肥生産が重点施策だったが、堆肥化が成功しなかったのか質したところ、堆肥についてはすべて販売できている。問題は焼酎廃液がいろいろな分野で利用でき、集まらないのが大きな原因だ。

さつまいも自走式ポテトハーベスタの受益者は何名か質したところ、受益者は3名である。うち2名は認定農家であるが、面積が8町以上が条件である。

さつまいも自走式ポテトハーベスタは有明町ではなかったのか質したところ、事業名は違うが、お茶の関係の事業を取り入れていましたとの答弁でありました。

農政課分につきましては、以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、耕地課分の提案理由の説明を受けたところであります。

耕地課の説明によりますと、農地整備費の委託料741万円の増額は、野井倉下段地区のほ場整備事業の計画書を作成するもの。県営事業負担金の44万4,000円の増額は、大崎町の長田地区の県営経営体育成基盤整備事業の負担金である。

災害復旧費、現年農林水産業施設災害復旧費の減額の主なものは、予算の計上の仕方として、災害報告額の3割増しで計上していたため減額するものである。

歳入につきましては、款12、分担金及び負担金、農林水産業費分担金の災害分担金1,841万2,000円の減額は、激甚災害に認定されたので、個人分担金は徴収しないので減額するものです。

県支出金、災害復旧費県補助金の6,803万8,000円の減額は、査定額が確定したためである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、災害復旧の執行率はどうか質したところ、松山地区につきましては、災害件数が39件で、14件が入札済み、残りは1月を予定している。志布志地区は、103件のうち53件を12月の末に入札予定、残りは1月の入札予定である。有明地区は、49件すべて入札完了しています。

補助対象にならなかった災害箇所は個人負担になるのか質したところ、9月に要綱を作り、災害にかからなかった災害については、8割補助をするようになった。今年度は、先に復旧をされている所があったため、10割補助ですとの答弁でありました。

耕地課分につきましては、以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、畜産課分の提案理由の説明を受けたところであります。

畜産課の説明によりますと、畜産業費の繰出金2,000円の増額につきましては、志布志地区の高齢化農家を対象とした、生産牛の導入貸付基金の利子が0.1%上がったためである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、林務水産課分の提案理由の説明を受けたところであります。

林務水産課の説明によりますと、林業振興費の委託料158万3,000円につきましては、海岸線の松林の枯れ松の伐倒処理でくん蒸処理の委託をするための増額であります。

林道整備費は、志布志支所関係の予算で、賃金は19年度の県単林業改良事業補助金の要望申請をするための測量賃金である。

治山費の工事請負費の増額につきましては、伊崎田茗ヶ谷地区の治山工事で、強度法砕工でないと、安全性からして問題があるとの指摘を受け、増額補正するものです。

歳入につきましては、県支出金、農林水産業県補助金の県費単独補助治山事業で、志布志森山地区の治山箇所を市の防災計画の危険箇所として登載されているものとして、県補助金70%を予算計上していたが、その後、登載されていないことが判明し、県補助金が50%となり減額するものです。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特別伐倒と塩害・風害によるのは違うのか質したところ、特別伐倒は、伐倒後、くん蒸処理まで行い、持ち出し禁止となります。塩害・風害伐倒は、切り倒し、その場に積んでおく処理との答弁でありました。

松食い虫の生態についてはどのようなものか、また被害は拡大しているのか質したところ、松食い虫は松材線虫病というのが正式名称で、5月～6月に羽化し、カミキリムシが松材線虫を運び、カミキリムシが松をかじり、その線虫が原因になって発生し被害が拡大している。特に有明地区の松林が被害が大きく、原因は海岸線が近く、松の生育が悪いと考えられるとの答弁でありました。

林務水産課分につきましては、以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、建設部の都市計画課分の提案理由の説明を受けたところであります。

都市計画課の説明によりますと、土木費、都市計画総務費の委託料697万円の減額につきましては、都市計画基礎調査と基本図作成分の入札執行残と特殊地下壕の調査委託料の執行残である。

工事請負費については、運動公園と緑地の間の階段に手すりを設置するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、手すりの設置は国の許可が必要ではないかと質したところ、国有財産に固定物をつくる場合は協議をするようになっている。

工事は随意契約か質したところ、工事請負費ですので、指名競争入札になると思いますとの答弁でありました。

都市計画課分につきましては、以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、土木課分の提案理由の説明を受けたところであります。

土木課の説明によりますと、土木総務費の主なもの、負担金補助及び交付金は、柿ノ木・志布志線改良事業の追加割当による負担金の増額であります。

道路維持費の補償金は、吉村地区排水路改修工事に伴う水道管移設の補償費である。

道路新設改良費は、交付金事業の吉村山ノ口線の改良工事、地方改善施設整備事業の野井倉地区の地区ごとの環境整備、地方特定道路整備事業の町原・弓場ヶ尾線等の市道の改良の追加分です。

災害復旧費、公共土木施設災害復旧費については、災害復旧事業用地分筆測量及び登記委託料と松山橋災害復旧事業に伴う建物補償費が主なものである。

歳入の国庫支出金、土木費国庫支出金は、野井倉地区の追加が認められたものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、松山橋の人家の補償はなぜ生じたか質したところ、橋が1 m上がることにより、道路より下になるため、解体の方向で補償するものです。

災害復旧工事の見通し、工事発注の率を質したところ、松山地区は23件のうち12件を発注している。志布志地区は17件のうち9件が執行済みで、残り8件は25日に発注する。有明地区は20件のうち19件を執行している。

県道柿ノ木・志布志線は、来年の3月の工事の予定と聞くが、詳しく説明してほしいと質したところ、測量計画について発注済み、用地買収は12月から2月にかけて行い、用地買収の済んだ所から3月に入札をする。

災害復旧で用地分筆測量をしなければならない理由はと質したところ、国庫補助の場合は、道路敷として土地を取得しなければならないためとの答弁でありました。

土木課分につきましては、以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、管理課分の提案理由の説明を受けたところであります。

管理課の説明によりますと、土木総務費、報償費は、法的な問題の事務処理として、弁護士への相談料である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、北大原交差点から創価学会までの道路用地買収の説明はどこまでしているのか質したところ、小僧寿し交差点から100mを計画しておりますので、そこまでの地権者に文化会館で説明をしたところでは。

一部の地権者ばかりでなく、路線全部の地権者に説明すべきではと質したところ、関係のある地権者には計画について詳しく説明していく。

高規格道路との関連はと質したところ、計画の中に入っているとの答弁でありました。

以上ですべての課の質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、議案第150号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第6号）の産業建設常任委員会に付託になりました予算につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第150号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（谷口松生君）** 起立多数であります。したがって、議案第150号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

午後は1時10分から再開いたします。

—————○—————

午前11時54分 休憩

午後1時10分 再開

—————○—————

**○議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

**日程第11 議案第151号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）**

**○議長（谷口松生君）** 日程第11、議案第151号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（岩根賢二君）** ただいま議題となりました議案第151号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、12月18日、委員10名のうち8名が出席の下、市民部長、市民課長ほか担当職員に出席を求め、審査を行いました。

はじめに、当局の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、一般管理費のうち、需用費33万6,000円、印刷製本費は保険証の印刷ということだが、何人分になるのかと質したところ、約2万2,000枚を予定している。当初の12万6,000円と合わせてカード化をするものであり、来年8月ごろ配布予定であるとのこととあります。

以上で質疑を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第151号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

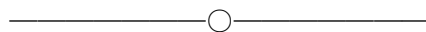
**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第151号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第151号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第12 議案第152号 平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第2号）

**○議長（谷口松生君）** 日程第12、議案第152号、平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長（東 宏二君）** ただいま議題となりました議案第152号、平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第2号）について、産業建設常任委員会における審査の経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月15日、委員全員出席の下、執行部から水道局長、局次長ほか担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、今回の補正は9月議会において計上しました災害復旧及び関連するものについて、査定が終わり、補助金額が確定したことにより、収入、費用にそれぞれ変化が生じたものである。

第2条の収益的収入及び支出のうち、収入の上水道事業収益は940万円、簡易水道事業収益を280万円それぞれ減額するものです。

支出の上水道事業費用は2,046万2,000円、簡易水道事業費用を179万9,000円それぞれ減額するものです。

第3条の資本的収入及び支出のうち、支出の上水道資本的支出を299万9,000円増額、簡易水道資本的支出を330万9,000円を減額補正するものです。

第4条の議会の決議を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費186万4,000円減額補正をするものです。

概略、以上のような説明があり、質疑に入り、主な質疑といたしまして、付帯事業の収益で水会社の関係と、経緯は順調にいつているのか質したところ、前の会社が倒産し、現在はアクアネットジャパンと契約している。余剰水の供給は比較的順調に推移していて、収入が予定より多く見込まれるので補正を計上した。

水会社と契約はどのようになっているのか質したところ、旧志布志町時代より引き続き契約している。収入は契約どおり入っているのか質したところ、若干冬場は水の量が落ちるが、順調であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、議案第152号、平成18年度志布志市水道事業会計補正予算(第2号)については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

**○議長(谷口松生君)** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(谷口松生君)** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(谷口松生君)** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第152号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(谷口松生君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第152号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第153号 志布志市伊崎田保育所条例を廃止する条例の制定について

日程第14 議案第154号 伊崎田保育所の指定管理者の指定の期間の変更について

日程第15 議案第155号 財産の無償譲渡について

日程第16 議案第156号 財産の無償貸付けについて

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第153号から日程第16、議案第156号まで、以上4件を一括議題とします。

ただいま一括議題となりました議案第153号から議案第156号まで、以上4件については文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま一括議題となりました議案第153号、志布志市伊崎田保育所条例を廃止する条例の制定について、議案第154号、伊崎田保育所の指定管理者の指定の期間の変更について、議案第155号、財産の無償譲渡について及び議案第156号、財産の無償貸付けについて、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、審査に先立ち、12月14日に委員全員と執行部の福祉部長、福祉課長及び担当職員と、伊崎田保育所に出向き、現地調査を行いました。

また、審査に必要と思われる資料の提出を求め、審査に臨みました。

審査は、12月15日及び18日の2日間にわたり行い、15日は全員出席、また18日は8名の出席でありました。

15日の審査に先立ち、提出された資料の概略の説明を受けた後、質疑を行いました。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

平成10年から現在まで、プレハブが不法に市の土地に建てられていたのではないかと質したところ、プレハブは平成11年9月に建物の用途変更の申請がなされ、従来の事務室と休憩室を保育室に変更したのに伴い、事務室を園庭に仮設で設置している。当時の有明町が許可を出しているとのことであります。

旧有明町では、民間企業に町有地を譲渡し、その後、その企業が倒産し、差押えを受け、競売物件として町が買い戻した経緯がある。このような先例について、どのような措置をするのかと質したところ、まず契約を交わし、契約締結後、保存登記をする。万一のことがないように、条件付き仮登記をし、契約不履行があった場合、仮登記に基づき、さかのぼって所有権が市に戻ることになる。倒産、破産の際は、譲渡物件が保育の用に供しなくなり、契約事項の不履行になるので、市に無償返還しなければならない。先ほどの例では、仮登記がされていなかったのではないかとのことです。

条例なり、要綱なり、きちんと文書で示してほしいとの意見が出たため、当局に法的根拠となる資料を提出するよう求めて、12月15日の委員会は延会といたしました。

さらに、12月18日に再開した委員会で、当局から、法的根拠の資料として、旧志布志町の例が示され、さらに説明が加えられました。説明の中で、現在、委託料で支出している保育費用は、交付税措置となり、一般財源として支出しているが、移管後は国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担して、扶助費

として支出するということになる。

施設整備については、今年度以降、改正が予定されており、国庫補助金が交付金化され、民営化すれば交付金対象となるが、公立保育所は対象外となるとの説明でありました。

18日の委員会での質疑の主なものを申し上げます。

多様化するニーズに対応するため移管することだが、公立ではなぜできないのかと質したところ、延長保育や休日保育、特別保育等の実施は公立では難しい。勤務時間や民営化を前提として職員数も減らしているので、職員数が不足することも予想されるとのことでありました。

保護者や職員にどのような説明をしたのかと質したところ、市長から合併協議や新市まちづくり計画等に伴って実施するとの説明がなされたとのことでありました。

合併協議会の協定項目等の方向性と整合性がないのではと質したところ、新市まちづくり計画を作り上げるまでの経緯として、将来できるだけ早いうちに、委託若しくは民営化されるべきとの意見が委員から出された。子育てしやすい環境づくりのために、保育料を下げ、将来的には民営化してほしいとの要望もあった。結果として、協定項目にはなかったが、それに至る経緯を指して、市長も協議されたと言っているとのことでありました。

指定管理者制度が、8月臨時議会で提案され、今回、追加議案での移管の提案である。なぜ、そんなに急ぐのかと質したところ、もともと移管の方針が出され、その方向で業務を進めていた。伊崎田は民間委託をしており、保護者の理解も得られ、児童の混乱もないと思われるので、今回お願いするところである。他の園については、保護者の理解が十分得られていないところから1年延ばしたところであるとのことでした。

今回の公募で、伊崎田には何社応募があったかと質したところ、1社のみであるとのことでありました。

伊崎田保育所が今まで施設の改修等、要望を受け入れてもらえなかったということであったが、なぜかと質したところ、委託をしており、大規模改修は市の負担となる。年度途中でもあり、市の方針もあったためお断りしたとのことでありました。

伊崎田保育所の保護者説明会はいつ行われたのか、また出席者は何名であったかと質したところ、11月24日に行い、51名の参加があったということでありました。

施設の改修も補助対象になるのかと質したところ、県が2分の1補助することになっている。公立の場合は対象外である。また、市の補助は義務ではないとのことでありました。

土地貸付けは、1筆の土地の一部を貸し付けることになっているが、どうするのかと質したところ、3月末までには分筆をし、正式な地番を付して手続をしたいとのことでありました。

有償譲渡した場合に、補助金の返納額はいくらかと質したところ、国と県合わせて2,733万4,405円であるとのことでありました。

旧志布志町では、臨時職員の雇用状況はどうなっているかと質したところ、当時22名採用され、現在は10名が残っているということでありました。

雇用面で行政はどの程度かわれるのかと質したところ、移管の条件としては、最低1年ということだが、1年といわず、正規の職員として雇用してもらい、市長からも指示があったところであるとの



ことであります。

伊崎田については、応募も1社であり、移管を前提で決まっているような感じである。公募の要綱は作っているのかと質したところ、要綱は作っているということで、その後、資料として配付がされました。

移管後、認定こども園との関係はどう考えるかと質したところ、認定こども園については、多様な対応が可能であるが、県内の情勢等を踏まえ、今後検討に入りたいとのことであります。

伊崎田保育所は、定員90名に126名ということだが、25%以上になっているのではと質したところ、9月までは25%、10月以降は施設の面積や、児童一人当たりの職員数の要件をクリアすればフリーであるとのことであります。

伊崎田保育所の児童のうち、校区内の児童数は何人か。また、伊崎田校区から他の地区へ通っている児童は何人かと質したところ、校区内の未就学児が90名で、伊崎田保育所へ50名が通っており、残り40名のうち14名が他の保育所に行っているということでありました。また、幼稚園については把握をしていないということでありました。

また、今後の移管のことについても質疑がありましたので、関連として報告を申し上げます。

老朽化している施設もあるが、応募があると思うかと質したところ、基本的には現状での引渡しを考えているが、必要最小限の補修については、今後考えていくということでありました。

また、すべてが民営化されるとバランスがとれなくなる。公立を残すことも必要と考えるがどうかと質したところ、施政方針でも、すべて民間の方向である。法人でも公平でバランスのとれたサービスを提供できると思うとのことであります。

1法人3箇所までという根拠は何かと質したところ、既に移管を受けている所は、多くても1箇所であり、今後、7箇所残っているという数字を考えると、あと2箇所であろうということで、合計3箇所としたということでありました。

行政が理解を得られたと思っていても、そうでないケースが今回あったと、そのようなことのないよう配慮をと質したところ、そのように努力をしたいとのことであります。

選考委員会に保護者が入るのかと質したところ、保護者も入ってもらうとのことであります。

また、保護者の意見をどのように反映させるのかと質したところ、保育事業者連絡協議会の中で意見を伝えるということでありました。

また、保育の特徴を競い合って、児童の獲得合戦となる恐れがあるが、どう考えるかと質したところ、園の方針は尊重しなければならないが、それが児童の重荷になれば、連絡協議会等を通じて指導をしていくとのことであります。

志布志町の移管先法人の経営状況はどうかと質したところ、良好な経営状況であるということでありました。

以上で質疑を終え、討論に入りました。

これらの一括議案は、すべて関連があるので、まず一括で討論をしたいとの申出があり、次のような反対討論がありました。

反対の理由として、一つ、民間移管の要求が保護者や住民や法人等からあったのか明確になっていない。二つ、公的機関として児童福祉に対する責任を放棄している。三つ、もっと時間をかけて正しい手順を進めるべきである。四つ、土地の貸付けの問題もあり整合性がない。五つ、職員の雇用不安をあおるだけである。六つ、公立には補助しないという国の責任放棄が見られる。このような地方切捨での提案であり、子育て日本一を標ぼうする市長が、責任を放棄している提案を認めるわけにはいかない。

続いて、以下のような賛成討論がありました。

伊崎田保育所は、平成10年4月1日から純真福祉会に委託をされている。それまで定数割れをしていたが、経営努力により、今では定数をオーバーしている。また、施設等の無償譲渡により、国や県の補助金を返納しなくてよいという措置も受けられる。ただ、執行部においては、無償譲渡の際に財産の保存登記と条件付き所有権移転仮登記の業務を確実に履行されんことを希望して、本案に賛成するというものであります。

討論を終え、採決に入り、議案第153号、154号、155号、156号について、それぞれ議案ごとに採決をいたしました。

採決の結果、いずれも起立採決の結果、それぞれ賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから4件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**○30番（福重彰史君）** 1点だけ、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、ただいまの報告では、この民間移管に対しての公募で、1社というふうに報告があったと思いますけれども、この議案が上程されました本会議においては、私のちょっと記憶違いかも知れませんが、4法人というふうに言われたんじゃないかなというふうに、私ちょっと記憶しておりますけれども、その点につきまして質疑がなかったかお伺いいたします。

**○文教厚生常任委員長（岩根賢二君）** 今、お尋ねの件につきましては、確かに質疑がございました。そこで執行部に質しましたところ、7保育園についての公募を行って、それに対して4社の応募があったと、そういうことで説明をしたということでありました。

**○30番（福重彰史君）** その本会議での答弁と、そして委員会での答弁の、そのいわゆる矛盾した、いわゆる統一性のない、そのことについて何か聞かれたのかお伺いいたします。

**○文教厚生常任委員長（岩根賢二君）** ただいまの件につきましては、深く追求はなかったところであります。

**○議長（谷口松生君）** 休憩します。



午後1時33分 休憩

午後1時34分 再開



**○議長（谷口松生君）** 再開します。

**○文教厚生常任委員長（岩根賢二君）** そのことは違いがあるということの指摘はしましたけれども、

それ以上議論が進まなかったという意味でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第153号に対する討論を行います。討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 議案第153号、伊崎田保育所条例を廃止する条例の制定についてということで討論をしたいと思いますが、以下、関連の、今、委員長報告がありましたように、154号、155号、156号も併せて一括議題とありましたので、討論をしたいと思います。

基本的に今回の伊崎田保育所条例を廃止する条例、このことについては反対という立場から討論したいと思います。

反対をするからといいまして、民間の方々がしっかりとその民間の保育所、保育園、幼稚園等を運営されている役割、果たしている役割、またそうした法人の方々の努力はしっかりと理解をしていることを冒頭に述べて討論をしたいと思います。

今回の条例改正、伊崎田保育所条例を廃止するということではありますが、委員会の審議、そういったものを含めまして、住民からの民間移管にしてくれと、そういった要求、そういうものがほとんどしっかりとつかまれてない中での、今回の提案ということでありまして、私はこういったことについては、住民の声、民意をきちんと反映していくんだと、本市の行政改革大綱が基本的な考え方としてそのことをまず述べております。そういったことをきちんと声も聞く、そういった情報をしっかりとつかむということもやられない中での、いきなりこういう形で住民の皆さん方に民間移管だと、これではまさに行政改革の基本的な理念も逸脱しております。住民の皆さんが主人公という立場から考えたときに、情報の提供等がなされない中での民間移管というやり方については問題であります。

二つ目は、委員会の審議の中で、公的責任の在り方ということで質疑もしました。これまでいろんな要求が出されたけれども、それに対応してきていない。現地調査の時に、伊崎田保育所の園長さんの方から、毎年、雨漏りやいろんなことについてのお願いをしましたが、対応していただけませんでしたということであります。これは公の施設を管理する市の責任として、しっかりと保育の環境を整えてあげる、これが基本的な考え方でなければならないというふうに私は思います。公立では柔軟な対応ができない。公立では即座に対応ができない。今回、民間移管をすると、そのことではきちんと法人の方で対応していただく。こういうことでは、これまで真しに保育行政、そういったことに向かってこなかった行政の責任放棄だということを言われているようで、私は大変残念に思った次第でありました。毎年お願いをしても、要求に応じていただけませんでしたと。そういう保育現場で頑張っておられる園長先生の言葉の中に、行政のあるべき姿がそれでいいんですかと問われているようで、大変残念でありました。

また、今回のこの民間移管方法であります。指定管理者制度を8月の議会で期間を定めて、さらにその数カ月後に、今度はいきなり民間移管をするということでもあります。こうしたことは、本市の保育の在り方、方針というのがどこにあるのか全くわからない。そういった気がしてなりません。しかも、

この指定期間の中で、公告をし、公募の期間が11月21日から27日、そして保護者への説明会はその24日に開かれて、50数名の方々が参加をされたということは、まさに保護者の方々の今回の民間移管ということに対しての不安、そういった思いがたくさんおありになったから、これだけたくさんの方々がお集まりになったのではないかというふうに思います。こうした公告を11月の21日から27日というこの短い間の中で、その最中に、しかも保護者の説明会をやる。そして、この伊崎田保育所の公告に対して何社来たのかと、1法人でありましたと、まさにその法人は伊崎田保育所を受けたいという純真福祉会、この1法人だけであったというのが委員会の審議の中で明らかになりました。これではまさに、民間移管ありきという形での公告であり、また説明会で、競争の原理、そういったものも働かない中での、皆さん方がいう、そういったことが全く働かない状況の中での公告の在り方でありました。こうした公告の在り方、そして説明会も大変この純真福祉会に対して失礼なやり方であります。20年の3月31日まで、指定管理者制度を8月の議会で、この議会が決めた。そして、それを受けて、きちんと契約がされてる。そのさなかに、全くわからない状態で民間移管をやるんだという提案。これでは法人に対しても、私は大変失礼なやり方だというふうに思います。

また、土地の問題についても、本来、今回、無償貸付けということであるならば、きちんと分筆、そういったもの等も考えられて、行政財産から普通財産に変えてきちんとやる。それが現状で、実際どこまでですかとお聞きしたら、すごい広い状況の中で、担当の部長もよく今まで知らなかったというようなことも現地調査の中でありました。その中に、学校関係の校長住宅、教頭住宅、そういった棟も入っている、この地番であります。こういった問題についても明確にした上で、私は提案をなされるべきだろうというふうに思うところであります。

また、民間移管によって、今後、19年度、20年度、旧有明町、旧松山町、そういった所の保育所についても、当初は考えられていたということで、そこで働いておられる職員、また臨時職員の方々が大変不安になっておられます。旧志布志町の例で何ら問題なかったんだということでもありますけれども、旧志布志町の例も、先ほど委員長報告のとおりありましたように、当時22名いたのが、現在は10名しかいない、約半分であります。まさに、条件をいくら付けても、こういった雇用不安が生まれてくる、これが現実であります。合併協議会の打合せ、すり合せ条項の中で、議事録、そういったものの中に、雇用不安を生まない、雇用につなげていくという時の合併協議会の副会長の考え方、そういったものが述べられておりますが、そういったことと相反するようなことが現実に起こってくる、こういうことも私は大変不安になります。

今回、こういった民間移管やそういったものが提案されるというのは、1997年の児童福祉法の改正、そして2000年3月の株式会社も参入ができるといった規制緩和をした国の政策の在り方が根底にはあります。

また、今回、委員会でも審議になりましたが、公立ではいろんな補助が改修をしたり、そういったものについて補助がないんだということでありました。民間に移管をして、民間がやる場合はありますよと、これではまさに国や地方公共団体の責任を放棄してしまう、そういったことを明確に打ち出していると。私は基本的に、国やここの志布志市も子育て支援日本一のまちづくりを目指して頑張るんだとい

うことであるならば、しっかりと地方自治体の責任、こういったものを果たすべきだというふうに私は考えます。

今回のこの伊崎田保育所条例を廃止する、このことによって、今後、旧松山町地域、旧有明町地域の保育所の民間移管というのもどんどん進められていくのではないかという気がしてなりません。今回の議会に公立保育所を残してほしいという約1,000名からの署名を添えた陳情も上がってきておりました。もっと私は、住民の皆さんとしっかりと合意形成を図るために、当局としては努力をする。そして、その合意が得られた段階で提案をされると、そういったことなら、もっと良い形での議論もされたと思います。まさに民間移管ありきと、そういった形での提案であったら、当然、住民の皆さん方だって不安です。そこに働いておられる方々も不安であります。そして、そのことは自治体リストラ、いわゆる職員のリストラにつながっていく。このことは旧志布志町の例が示しております。私はそうした点から、本当に日本一の子育て支援のまちづくりを目指しているということであるならば、こうした提案ではなくて、しっかりとした保育環境の状況で子供たちを保育していく。そういった環境をつくっていくことが自治体本来の在り方だというふうに思います。

そういった立場から、今回のこの伊崎田保育所条例を廃止する条例、そして財産の無償譲渡、貸付け、指定管理者制度の期間を縮める、こういったものについて反対としたいと思います。

**○議長（谷口松生君）** ただいま、25番議員の方から反対討論がございましたが、その中で153号から156号まで、一括反対討論という旨の発言がございました。委員長報告並びに質疑につきましては、一括しておりますが、ただいまの討論につきましては、議案第153号に対する討論ということで発言しておりますので、第153号のみの反対討論ということに見なしたいと思います。よろしゅうございますね。

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第153号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（谷口松生君）** 起立多数です。したがって、議案第153号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第154号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第154号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（谷口松生君）** 起立多数であります。したがって、議案第154号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第155号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第155号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（谷口松生君）** 起立多数であります。したがって、議案第155号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第156号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第156号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（谷口松生君）** 起立多数であります。したがって、議案第156号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第17 陳情第22号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める決議（案）  
採択要請について**

**○議長（谷口松生君）** 日程第17、陳情第22号、森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める決議（案）採択要請についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長（東 宏二君）** ただいま議題となりました陳情第22号、森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める決議（案）採択要請についての陳情書について、産業建設常任委員会における審査の経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月15日、委員全員出席の下、執行部から産業振興部長、林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、国が示した森林・林業基本計画に基づき、地球温暖化防止のための森林保護及び多目的機能維持を図るための森林整備を基本に、6項目の決議案が示されている。この6項目の施策の19年度の予算確保について、配慮していただきたいという陳情の内容であり、森林のもつ公益的あるいは多面的機能の重要性は、地方に限らず、国あるいは国際的な問題として、これからの大きな課題である。

本市は、行政区域の約55%が森林地域に指定されており、陳情に示されてある森林の保全、整備につきましては、本市も当然取り組まなければならない林業施策である。

19年度の事業計画も県森林環境税関係事業の積極的な取組、あるいは国・県・市町村が一体となって取り組んでいる森林整備地域活動支援交付金事業の導入、その他、労働力確保対策として、市単独による森林組合就労奨励事業等の取組もしている。

林業振興対策として、決議案2に示してある国産材利用、安定供給、生産、加工、流通体制の整備は、林業振興の最も重要な課題ですが、決議案1の中の木材関連産業の再生と併せて、国が打ち出した新生産システム事業のモデル地域としての指定を鹿児島県も受けており、近年中に民間加工業者による事業の導入がされ、整備が整うものと思う。この事業が導入されると、年間10万 $m^3$ の原木使用料が見込まれ、将来的には20万 $m^3$ の原木が必要となり、地域材利用の推進が図られる。陳情の採択要請に示された決議案の6項目は、今後の森林の保全、整備を進める上で、森林行政が抱える重要課題であるので、採択について検討していただければとの説明でありました。

概略、以上のような説明があり、質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りましたが、討論もなく、陳情第22号、森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める決議（案）採択要請についての陳情書については、賛成多数をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第22号に対する所管委員長の報告は採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、陳情第22号は所管委員長の報告のとおり採

択されました。

日程第18 陳情第23号 「違法伐採問題への対応強化を求める意見書」の採択要請について

○議長（谷口松生君） 日程第18、陳情第23号、「違法伐採問題への対応強化を求める意見書」の採択要請についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました陳情第23号、「違法伐採問題への対応強化を求める意見書」の採択要請についての陳情書について、産業建設常任委員会における審査の経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月15日、委員全員出席の下、執行部から産業振興部長、林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、提出された意見書の内容は、開発途上地域の違法伐採による地球環境に与える影響とその木材輸入による林業経営への阻害、輸出入規制に関する国際的な取組の強化である。

本市におきましても、木材価格の低迷により、深刻な林業不振が続いている。林業に対する経営意欲が失われつつあり、植林や間伐など、推進をしないと整備されない実情である。違法伐採による木材輸入が、輸入材の2割を占める現状であるので、輸出入規制対策が強化されることについては、本市あるいは国の林業振興対策として与える影響は大きなものがある。

地球環境における森林の確保と保全は、国として国際的な取組として必要である。また、林業振興のためにも、本陳情を採択していただき、規制強化が図られればと考えている。

概略、以上のような説明があり、質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りましたが、討論もなく、陳情第23号、「違法伐採問題への対応強化を求める意見書」の採択要請についての陳情書については、賛成多数をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第23号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第23号は所管委員長の報告のとおり採択されました。

○

**日程第19 陳情第24号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求める陳情書**

○議長（谷口松生君） 日程第19、陳情第24号、リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求める陳情書を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました陳情第24号、リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求める陳情書について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、12月18日、委員10名のうち8名が出席の下、当局から市民部長、市民課長、保健課長ほか担当職員に出席を求め、審査を行いました。

はじめに、当局にリハビリの状況を問うたところ、当局に対して要望とか苦情はきていないが、なぜリハビリの期間が短くなるのかという問い合わせはあった。制度を説明すると、仕方ないなということになってしまう。市内で診療科目としてリハビリを実施しているのは2医療機関である。リハビリには、医療リハビリ、介護リハビリ、在宅リハビリ等があり、それぞれ対処しているとのことでありました。

これらを踏まえ、委員から、この陳情はリハビリを生きていくための必要な医療として考えてくださいという趣旨であり、ぜひ、国に意見書を提出すべきである。

また、リハビリの打切りは問題があり、実態把握と改善策を求める意見書を提出すべきであるという意見が出され、採決の結果、陳情第24号は賛成多数で採択すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第24号に対する所管委員長の報告は採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第24号は所管委員長の報告のとおり採択されました。

○**議長（谷口松生君）** お諮りします。

日程第20、議案第157号から日程第31、議案第168号まで、以上12件については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第157号から議案第168号まで、以上12件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

- 
- 日程第20 議案第157号 鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散について
  - 日程第21 議案第158号 鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について
  - 日程第22 議案第159号 鹿児島県市町村消防補償等組合の解散について
  - 日程第23 議案第160号 鹿児島県市町村消防補償等組合の解散に伴う財産処分について
  - 日程第24 議案第161号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散について
  - 日程第25 議案第162号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
  - 日程第26 議案第163号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について
  - 日程第27 議案第164号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
  - 日程第28 議案第165号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散について
  - 日程第29 議案第166号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
  - 日程第30 議案第167号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更並びに鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更について
  - 日程第31 議案第168号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について

○**議長（谷口松生君）** 日程第20、議案第157号から日程第31、議案第168号まで、以上12件については関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○**市長（本田修一君）** 議案第157号から議案第168号までの提案理由の説明を申し上げます。

議案第157号、議案第159号、議案第161号、議案第163号及び議案第165号は、平成19年4月1日から、自治会館管理組合など、自治会館内の七つの一部事務組合を統合し、自治会館管理組合等が行っている事務の共同処理については、鹿児島県市町村職員退職手当組合の名称を変更する鹿児島県市町村総合事務組合において行うことにしたいので、同日から自治会館管理組合ほかを解散することについて、地方自治法第288条の規定により、関係地方公共団体の協議が必要であるため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第158号、議案第160号、議案第162号、議案第164号及び議案第166号は、自治会館管理組合、消防補償等組合、非常勤職員公務災害補償等組合、議会議員公務災害補償等組合及び交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、関係地方公共団体の協議が必要であるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第167号は、退職手当組合から総合事務組合に名称を変更すること、及び共同処理する事務を変更するため、組合同約の変更をするものであります。

議案第168号は、退職手当組合の財産を総合事務組合に帰属させるため、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから12件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第157号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第157号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第157号は可決されました。

これから議案第158号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第158号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第158号は可決されました。

これから議案第159号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第159号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第159号は可決されました。

これから議案第160号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第160号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第160号は可決されました。

これから議案第161号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第161号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第161号は可決されました。

これから議案第162号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第162号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第162号は可決されました。

これから議案第163号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第163号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第163号は可決されました。

これから議案第164号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第164号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第164号は可決されました。

これから議案第165号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第165号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第165号は可決されました。

これから議案第166号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第166号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第166号は可決されました。

これから議案第167号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第167号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第167号は可決されました。

これから議案第168号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第168号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第168号は可決されました。

—————○—————

### 日程第32 議員派遣の決定

○議長（谷口松生君） 日程第32、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。

議員派遣の決定については、会議規則第162条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は配付してある内容のとおり決定しました。

---

**日程第33 閉会中の継続審査申出について**

**(総務常任委員長・文教厚生常任委員長)**

**○議長(谷口松生君)** 日程第33、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長及び文教厚生常任委員長から、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

閉会中の継続審査申出については、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(谷口松生君)** 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長及び文教厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

**日程第34 閉会中の継続調査申出について**

**(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長・陳情第13号志布志市の活性化対策についての調査特別委員長)**

**○議長(谷口松生君)** 日程第34、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長、並びに陳情第13号志布志市の活性化対策についての調査特別委員長から、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(谷口松生君)** 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

---

午後2時12分 休憩

午後2時13分 再開

---

**○議長(谷口松生君)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま配付しました追加日程表のとおり、本日の日程を追加したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(谷口松生君)** 異議なしと認めます。したがって、追加日程表のとおり、本日の日程を追加す

ることに決定しました。

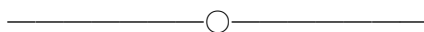


**○議長（谷口松生君）** お諮りします。

追加日程第1、発議第18号及び追加日程第2、発議第19号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、発議第18号及び発議第19号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



### **追加日程第1 発議第18号 違法伐採問題への対応強化を求める意見書の提出について**

**○議長（谷口松生君）** 追加日程第1、発議第18号、違法伐採問題への対応強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

**○23番（東 宏二君）** ただいま議題となりました発議第18号、違法伐採問題への対応強化を求める意見書の提出について、案文を朗読して説明に代えさせていただきます。

提出者、志布志市議会議員、東宏二、賛成者、志布志市議会議員、長岡耕二、若松良雄であります。違法伐採問題への対応強化を求める意見書（案）。

地球温暖化が世界的規模で危ぐされる中、その防止対策における森林の果たす役割は極めて重要な位置付けとなっている。

森林は、森林資源の供給、生物多様の維持、地球環境の保全など、多面的機能を有している。

国内のみならず世界中の森林が、その機能を最大限かつ持続的に発揮できるように努めなければならない。

しかし、違法伐採などにより、開発途上地域の熱帯林を中心に世界の森林の減少が続いており、木材輸出国の自然環境のみならず、地球環境への影響が懸念され、各国における持続可能な森林経営の取組を著しく阻害するものとなる。

また、我が国においては深刻な林業不振が今なお続いており、その一因に輸入材の2割を占めるといわれる違法伐採された外材である。この量は国産材の量に匹敵するものであり、国内の林業経営に壊滅的な打撃を与えるものであり、地球温暖化防止対策の一環である森林整備の推進を著しく妨げるものとなっている。

このため、違法伐採問題については、国際社会が協力して、森林の保全などを進め、世界全体で持続可能な森林経営を推進していくことが必要である。

昨年7月、イギリスのグレンイーグルズで開催された主要国首脳会議において、「違法伐採の取組は森林の持続的経営の第一歩である」旨が合意され、今年7月に開催されたロシアのサンクトペテルブルグでの同会議においても、その重要性が再認識され、世界有数の木材輸入国である我が国も、違法伐採

問題に対する取組を強化することが求められている。

よって、国においては、「違法伐採された木材を使用しない」という基本的な考え方に基づく政府調達の実施や、違法伐採木材の輸出入規制に関する国際的な取組・協力など、違法伐採問題への対応をさらに強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月22日、鹿児島県志布志市議会。

提出先、内閣総理大臣、安倍晋三。外務大臣、麻生太郎。農林水産大臣、松岡利勝。経済産業大臣、甘利明。環境大臣、若林正俊。衆議院議長、河野洋平。参議院議長、扇千景。

以上であります。

よろしくお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第18号、違法伐採問題への対応強化を求める意見書の提出については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、発議第18号は原案のとおり提出することに決定しました。



## **追加日程第2 発議第19号 リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書の提出について**

**○議長（谷口松生君）** 追加日程第2、発議第19号、リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

**○19番（岩根賢二君）** ただいま議題となりました発議第19号、リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書の提出について、案文を朗読して説明に代えさせていただきます。

提出者、志布志市議会議員、岩根賢二、賛成者、志布志市議会議員、鶴迫京子、本田孝志であります。

リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書（案）。

本年4月の診療報酬改定で、リハビリテーションは、脳血管、運動器、呼吸器、心大血管の4疾病領域だけを対象とし、脳血管は発症・手術または急性増悪から180日以内、運動器は発症・手術または急性増悪から150日以内、呼吸器は治療開始日から90日以内、心大血管は診療開始日から150日以内との算



定日数上限が設定された。

4月1日から上記改定が行われたため、患者等のリハビリサークルなど、自主的な取組が、病院側の都合でとりやめにならざるをえなくなる。

また、脳性麻痺障害者は経過措置があるにもかかわらずリハビリの継続が断られている事例も生まれ、極めて深刻な事態となっている。

また、障害児・者リハビリは、給付期間が無制限となっているが、提供できる施設は児童福祉法で規定された重症心身障害児施設等に限られ、多くの障害児・者にとって通所が困難である。

こうした動きは、患者、障害児・者のみならず、病院経営や理学療法士等の専門職にも大きな影響を与えることも危ぐされることから、以下の点について、政府は緊急に対応されるよう要望する。

記。

1、今回の改定により、必要なりハビリが阻害されていないか等の影響について、患者、医療機関、理学療法士、作業療法士等の専門職への調査を実施すること。

2、リハビリの診療報酬は、疾病ごとの日数制限を撤廃し、患者の実情に応じて実施できるように改善すること。

3、障害児・者リハビリの提供施設は、重症心身障害児施設等に限定せず、施設基準を脳血管リハ、運動器リハ、呼吸器リハ施設とすること。

4、経過措置やQ&Aなどでの除外規定の周知徹底の措置をとるとともに、患者にとって効果が認められるリハビリがすべて医療保険で継続できるよう対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月22日、鹿児島県志布志市議会。

提出先、内閣総理大臣、安倍晋三。厚生労働大臣、柳沢伯夫。財務大臣、尾身幸次。

以上であります。

御賛同方、よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第19号、リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、発議第19号は原案のとおり提出することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議決されました発議第18号及び発議第19号の字句整理及び提出手続については、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって、議長において、字句整理の上、提出することにいたします。

これで、今定例会に付議されたすべての案件を終了いたしましたので、これをもって議事を閉じ、閉会といたします。

ご苦勞様でございました。

午後 2 時 25 分 閉会